



練馬区勢概要

令和5年版（2023年版）



練馬区 の 歌

— わが街・練馬 —

詞 作 補 作 作
曲 曲 曲 曲
こ 子 一 悦
い ち 一 え つ
ゆ き 幸 伍 祥
の 野 永 崎
な が ま つ
ひ さ 久 松
ま つ か わ
川

一、花と緑につつまれて
わが街・練馬をあるいてごらん
春がきたよと こぼし咲き
梅の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

二、朝の光に照らされて
わが街・練馬をあるいてごらん
夏がくるよと つつじ咲き
土の香りの漂うなかで
きつと元気が出るでしょう

三、かわいい声に囲まれて
わが街・練馬をあるいてごらん
秋の実りよ 子供たち
虹の七色輝くなかで
きつと元気が出るでしょう

四、錦の落葉踏みしめて
わが街・練馬をあるいてごらん
冬鳥たちも 飛んできて
地球の明日を夢みるなかで
きつと元気が出るでしょう

mf ♩ = 116

1 はなと 一みどりに つつ 一ま れ て } 1~4 わ が まちねりま
 (2 あさ) の 一ひかりに て ら 一さ れ て }
 (3 かわ) い いこえに か こ 一ま れ て }
 (4 にし) き のおち一 ば ふ み 一し め て }

を ある いて ご ら ん } は る が き た よ と こ つ
 } な つ が く る よ り と こ つ
 } あ き の み の り よ と こ つ
 } ふ ゆ ど り た ち 一 も こ と

ぶ 一し さ き う め の か お り の た だ よ う な か で }
 つ 一じ さ き つ ち の か お り の た だ よ う な か で }
 ど 一も た ち に じ の な な い ろ か が や く な か で } 1~4 き っ
 ん 一で き て ち き ゆ う の あ し た を ゆ め み る な か で }

と げん き が で る で し ょ う } 2 あ さ う
 } 3 か わ
 } 4 に し

「練馬区 の 歌—わが街・練馬—」は、歌を通じて、区民に、ふるさと練馬への親しみと地域とのふれあいを深めてもらうために作られた。この歌は、区民代表や学識経験者などで構成する「区の歌制作委員会」が制作をしたもので、歌詞は区民から公募し、曲も区内在住の作曲家によって作られた区民参加による手づくりの歌である。平成元年10月8日、今後、広く区民に愛唱されることを願って、「ふるさと練馬まつり」の席で発表された。

練馬区勢概要

令和5年版
(2023年版)

練馬区

この区勢概要は、「第2次 みどりの風吹くまちビジョン」でお示した施策の体系に沿って、令和4年度に実施した事業を紹介しています。多くの皆様に、区政について一層のご理解を頂ければ幸いに存じます。

本書の編集に際し、区内の各官公署やその他の機関から資料を提供して頂くなど、多くのご協力を頂きました。心から御礼申し上げます。

<凡例>

- 1 本書の構成は、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の施策の体系を基本とした。本書では、名称を『ビジョン』と省略する（序章の「1 区の計画」を除く。）。
各章内は、章・大見出し・中見出し・小見出しで構成される。各章は『ビジョン』の施策の柱と、各大見出しは『ビジョン』における施策名・番号と対応する（一部、章内の施策全般に係る内容を記載した部分を除く。）。
施策の体系（施策の柱および施策名・番号）は、28～29ページ〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕に掲載している。
- 2 本書は、ほかの区域と区別する必要のない限り、「練馬区」の名称を省略する。
- 3 グラフ・表等の資料の出所は、練馬区の各部課において作成したものについては省略する。
- 4 本書は、令和4年または4年度の統計資料を基準とし、併せて、以前のものも比較対象のため掲載する。なお、一部令和5年度以降の内容も掲載している。
- 5 統計表の基準時・期間はつぎのとおりとする。
「年次」暦年間（1月～12月）
「年度」会計年度間（4月～翌年3月）
- 6 統計表中の符号の用途はつぎのとおりとする。
「－」皆無または該当数値なし
「---」資料なし
「0」単位未満
「△」減
- 7 統計表中の数値の単位未満は、四捨五入することを原則とした。したがって、合計と内訳が一致しない場合もある。
- 8 練馬区の発行している事業案内冊子の誌名・発行元等を「関連文書一覧」として掲載した。

目次

練馬区この1年	1
---------	---

練馬区のあらまし	11
----------	----

1 地勢	12
位置、面積／地形／地質／町名図／地名の由来／区の紋章／区の花と木	
2 歴史	14
原始・古代／中世／近世／近代	
3 人口	16
人口の推移／人口構成／世帯の状況／人口密度／本籍人口／住民基本台帳	
4 気象	23

序章 区政の推進と財政	25
-------------	----

1 区の計画	26
(1) グランドデザイン構想	26
位置付け／構成	
(2) 第2次みどりの風吹くまちビジョン	26
位置付け／改定アクションプランの策定／『第2次ビジョン』の構成	
(3) 区民の要望	27
区民意識意向調査／施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）	
2 区政のしくみ	30
(1) 議決機関（区議会）	30
区議会のはたらき／本会議と委員会／令和4年～令和5年の区議会／練馬区議会議員名簿	
(2) 執行機関（区長・行政委員会など）	35
区長と補助機関／行政委員会、行政委員／練馬区機構図／練馬区の附属機関	
(3) 参政の状況	43
選挙権と選挙人名簿登録者数／選挙区／練馬区議会議員選挙／明るい選挙のために／主権者教育	
(4) 新たな区政の創造	46
特別区制度改革／地方分権の推進	
3 財政	47
(1) 特別区財政制度の現状	47
都区財政調整制度／起債の発行／地方交付税／国庫支出金	
(2) 令和5年度当初予算	48
当初予算編成に当たっての基本方針／一	

般会計／特別会計／5年度一般会計予算／5年度特別会計予算／5年度『ビジョン』に掲げた施策の柱と戦略計画ごとの主な取組	
(3) 令和3年度決算	63
一般会計／特別会計／財政指標／3年度一般会計決算／3年度特別会計決算	
4 税・財産	66
(1) 区政を支える特別区税	66
特別区税	
(2) 都税	67
(3) 国税	68
(4) 区税負担の公平性を確保する	68
適正な課税／確実な収納事務	
(5) 財産	68
(6) 健全な財政運営を行う	69
公有財産等の活用と管理／練馬区土地開発公社／地価公示	
5 医療保険・年金制度	70
(1) 国民健康保険	70
国民健康保険の役割と運営主体／加入状況／保険給付の概要／医療費／国民健康保険料／財政状況／安定した事業運営のために／保健事業	
(2) 後期高齢者医療制度	72
制度の運営／被保険者／保険給付の概要／保健事業／後期高齢者医療保険料	
(3) 国民年金	74
国民年金事業の運営／年金加入状況／国民年金保険料／年金等の給付／練馬年金事務所	
6 区内の公共機関	76
(1) 警察	76
(2) 消防	76

第1章 子どもたちの笑顔輝くまち	77
------------------	----

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画	78
(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化	78
練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」	
(2) 練馬区教育振興基本計画	78
練馬区教育振興基本計画の改定	
(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画	78
練馬区子ども・子育て支援事業計画	
11 子どもの教育・保育の充実	79
(1) 家庭での子育てを支える	79

親子で交流できる場／多様な子育て支援事業	
(2) 就学前の子どもの成長を支える ……………	80
区立保育所・私立保育所／地域型保育事業 ／その他の保育制度／待機児童ゼロ継続のため に／私立保育所等への助成の充実／幼稚園 の現況／練馬こども園	
12 子どもと子育て家庭の支援の充実 ……………	83
(1) 地域で子育てを支える ……………	83
相談支援体制／児童虐待防止／区立保育所 子育て支援事業／練馬こどもまつり	
(2) 手当・助成 ……………	83
児童手当等の支給	
13 子どもの居場所と成長環境の充実 ……………	85
(1) 学童期の子どもの成長を支える ……………	85
学童クラブ／学校応援団／練馬型放課後児 童対策事業「ねりっこクラブ」／放課後児童 等の広場（民間学童保育）事業／児童館（室）	
14 教育の質の向上 ……………	87
(1) 小・中学校の教育内容を充実する ……………	87
ICTを活用した教育内容の充実／人権教 育および豊かな心を育成する教育を推進する ために／学校図書館の充実／教育情報の発信 ／確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶこ とができる子どもを育てる教育を推進するた めに／小中一貫教育の推進／教員研修等の充 実／教員の働き方改革／英語教育の充実	
(2) 教育環境を充実する ……………	88
施設の整備／小・中学校の現況／学校選択 制度／教材等の整備／区立学校の適正配置	
(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す……	90
校外学習／学校災害／アレルギー疾患対策 ／学校給食	
(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を 展開 ……………	90
幼保小連携の推進／家庭教育支援事業の実施	
15 家庭や地域と連携した教育の推進 ……………	92
(1) 学校との連携を推進する ……………	92
家庭および地域社会に開かれ、信頼される 学校づくりを推進するために／学校評議員制 度／学校安全安心ボランティア事業／学校安 全対策事業／教育委員と児童・生徒、保護者 との意見交換会／広報活動	
(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の 健全育成を推進する ……………	92
青少年育成活動方針目標／家庭・地域社会 の教育力の向上／練馬区青少年問題協議会／ 練馬区青少年対策連絡会／青少年育成地区委 員会／青少年委員会／健全で安全な社会環境 づくりと非行防止の推進／学習の機会の充実	

(3) 青少年の自主的な活動を支援する ……………	94
社会参加の促進／青少年の活動の場／少年 自然の家／青少年館	
16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …	97
(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を 応援する ……………	97
相談と指導／就学援助／いじめ・不登校な どへの対応／学習支援事業／区立小・中学校 等における医療的ケア児への支援の充実／ヤ ングケアラーへの支援の充実／特別支援教育 ／母子生活支援施設／練馬区ひとり親家庭自 立応援プロジェクトの実施	

第2章 高齢者が住み慣れた地域で 暮らせるまち …………… 103

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり …	104
(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」 を策定 ……………	104
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	
(2) 地域での生活を支援するサービス等を 拡充 ……………	104
<地域で高齢者を支える>	
地域包括支援センターの設置／包括的支援 事業／高齢者の総合相談・医療と介護の相談 窓口／高齢者支え合いサポーター育成研修の 実施／生活支援コーディネーターの配置／高 齢者見守りネットワークの構築／ひとり暮らし 高齢者等訪問支援事業	
<高齢者等への支援>	
地域支援事業／三療サービス／ひとり暮らし 高齢者等に対する給付／高齢者自立支援用具 給付および住宅改修給付事業／車いす等の貸与 事業	
<要介護・要支援高齢者への支援>	
介護保険制度／相談・苦情／保険給付／利 用者負担の軽減／要介護高齢者の在宅支援 サービス／緊急一時宿泊事業／高齢者在宅生 活あんしん事業／見守り ICT 機器活用事例 紹介講座／認知症対策事業／介護学べるサロ ン／もの忘れ検診／チームオレンジ活動	
<在宅療養の推進>	
在宅療養に従事する多職種連携の推進／ サービス提供体制の充実／区民への啓発、家 族への支援	
22 介護施設の整備と介護人材の確保 ……………	111
(1) 介護施設の整備と介護人材の確保 ……………	111
老人ホーム／介護老人保健施設／地域密着 型サービス／事業者状況／社会福祉法人練馬	

区社会福祉事業団／介護人材の確保・育成・定着支援

23 元気高齢者の社会参加・介護予防の推進 … 114

- (1) 高齢者の多様な社会参加の促進 …… 114
老人クラブ・文化祭など／高齢者サークル事業助成／公益社団法人練馬区シルバー人材センター／高齢者就業・社会参加支援事業／高齢者の生活ガイド／シニアナビねりま／高齢者いきいき健康事業／敬老祝品／高齢者みんな健康プロジェクト／オンラインによる介護予防事業・スマホ事業／高齢者施設
- (2) 介護予防の推進 …… 115
介護予防・日常生活支援総合事業

第3章 安心を支える福祉と医療のまち …… 117

31 障害者の地域生活を支える …… 118

- (1) 総合相談体制を構築する …… 118
相談支援の充実／手帳の交付
- (2) サービス提供体制を拡充する …… 119
障害者総合支援法／「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等／「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス／障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進／福祉園／谷原フレンド／就労継続支援B型事業所／心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）／しらゆり荘／障害者グループホーム／こども発達支援センター
- (3) 障害者の就労を推進する …… 123
練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）／就労移行支援事業所／就労定着支援事業所
- (4) 障害者の社会生活を支援する …… 123
精神保健福祉／心身障害者福祉集会所／福祉手当と年金、医療費助成／啓発活動等の推進／福祉大会

32 生活の安定に向けた自立の応援 …… 125

- (1) 生活の安定に向けた自立支援を行う … 125
生活保護／法外援護／生活困窮者自立支援事業／戦争犠牲者の援助／中国残留邦人等への支援／各種資金貸付制度などの運営／生活の安定と自立のために

33 地域福祉の推進 …… 128

- (1) 「ともに支え合う
ずっと住みたいやさしいまち」 …… 128
練馬区地域福祉計画
- (2) 区民との協働と地域の支え合いを
推進する …… 128

民生・児童委員／つながるカレッジねりま（福祉分野）／地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり／やさしいまちづくり支援事業／非営利地域福祉活動団体への補助金交付／福祉有償運送の支援

- (3) 福祉サービスを利用しやすい
環境をつくる …… 129
指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可／保健福祉サービス苦情調整委員の設置
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を
促進する …… 129
ユニバーサルデザイン体験教室／情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進
- (5) 権利擁護が必要な人への支援体制を
整備する …… 129
権利擁護センター「ほっとサポートねりま」／地域福祉権利擁護事業等の実施
- (6) 練馬区社会福祉協議会との連携 …… 129
社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

34 医療環境の充実 …… 131

- (1) 医療機関の役割分担と連携 …… 131
休日・夜間救急医療／心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療
- (2) 病床の確保 …… 132
順天堂大学医学部附属練馬病院／公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院／慈誠会・練馬高野台病院／練馬光が丘病院跡施設における新病院の整備
- (3) 在宅療養の推進 …… 132
在宅医療提供体制の充実／在宅療養の推進
- (4) 災害時医療救護体制の構築 …… 132
医療機関の役割分担と連携／医療救護所訓練の実施

35 健康づくりの推進 …… 134

- (1) 健康づくりを支援する …… 134
健康都市練馬区宣言／健康づくりサポートプラン／乳幼児と親の健康づくり／出産・子育て応援事業／学校保健の充実／成人の健康推進
- (2) 食育を推進する環境づくり …… 138
練馬区食育推進ネットワーク会議／生涯を通じた食育の推進／食育推進ボランティア
- (3) 健康に関する危機管理を行う …… 138
予防接種／感染症対策
- (4) 安全な衛生環境を確保する …… 140
食品衛生／食品衛生普及啓発活動／環境衛生／ペット動物の飼養／ねずみ・害虫対策／医療監視・指導／薬事衛生／免許申請などの

**第4章 安全・快適、
みどりあふれるまち …… 143**

40-1 良好な地域環境を作る …… 144

(1) まちづくりで環境に配慮する …… 144

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の
保全・改善を推進する …… 144
大気汚染／練馬区アスベスト飛散防止条例
／事業所の有害化学物質適正管理に関する規
制指導／事業所の土壌汚染対策に関する規制
指導／放射線量の測定／水質汚濁／公害に関
する苦情および相談の処理事務

(3) まちの美化を進める …… 146
「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行
喫煙等の防止条例」の施行／カラス対策／ア
ライグマ・ハクビシン対策／空き家およびい
わゆる「ごみ屋敷」対策の推進／あき地管理

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進 …… 148

(1) 計画的な土地利用を誘導し、
良好な市街地を形成する …… 148
地域地区制度／地区計画制度によるまちづ
くり／「練馬区風致地区条例」に基づく事務
／優良宅地の認定審査

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを
進める …… 149
練馬区まちづくり条例／区民・事業者・区
の協働によるまちづくり／「練馬区まちづ
くり条例」に基づく開発調整／建築紛争の予防・
調整／建築協定／「練馬区福祉のまちづくり
推進条例」等によるバリアフリー整備／土地
区画整理事業の推進／公益財団法人練馬区環
境まちづくり公社

(3) 調和のとれた都市景観を形成する …… 151
景観形成のルールづくり／景観まちづくり
／景観に関する届出

41 災害に強い安全なまちづくり …… 152

(1) まちの防災性を向上する …… 152
防災まちづくりの推進／都市計画道路事業
に合わせた延焼遮断帯の形成／建築物の規制
と誘導

(2) 災害に強いまちをつくる …… 152
密集住宅市街地整備促進事業／防災まちづ
くり事業／無電柱化の推進／河川の改修／雨
水貯留浸透施設の設置／雨水流出抑制施設の
整備／地下室等設置に係る浸水対策の届出／
ねりま情報メール・練馬区公式ツイッター・
LINE【防災気象情報】／橋りょう／街路灯

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を
支援する …… 154
耐震化に係る助成および支援事業／ブロッ
ク塀等撤去費用助成について／狭あい道路の
拡幅などに係る費用の助成等

(4) 上・下水道の整備 …… 155
上水道／下水道

42 地域防災力の向上 …… 156

(1) 自然災害に対する体制を強化する …… 156
練馬区災害対策条例／災害対応力の向上
／災害対策関連計画／防災センター／備蓄
対策／飲料水の確保／区民防災組織／防災
訓練／防災企画展／防災功労者・功労団体
表彰／普及啓発活動／ねりま防災カレッジ
事業／各種団体との協定

43 安全・安心な地域づくり …… 161

(1) 犯罪等に対する体制を強化する …… 161
練馬区民の安全と安心を推進する条例／
「街かど安全 72 万区民の目」警戒運動／地
域防犯防火連携組織／パトロール団体／消防
団／防犯設備整備費および防犯カメラ維持管
理費の補助制度／ねりま情報メール・練馬
区公式ツイッター・LINE【安全・安心情報】
／安全・安心パトロールカー／街頭消火器の
設置

(2) 安全な道路環境の整備 …… 162
交通安全啓発／交通安全計画／区民交通傷
害保険

44 鉄道・道路など都市インフラの整備 …… 163

(1) 公共交通を充実する …… 163
区内交通の現状と「練馬区都市交通マス
タープラン」／都営大江戸線／西武池袋線／
西武新宿線／東武東上線／東京メトロ有楽町
線・副都心線／鉄道駅のバリアフリー化／エ
イトライナー／バス交通

(2) 道路交通ネットワークを形成し、
沿道を整備する …… 166
区内の道路事情／都市計画道路の整備状況
／東京外かく環状道路／都市計画道路沿道地
域のまちづくり／沿道地区計画制度によるま
ちづくり／生活幹線道路の整備／生活道路／
私道整備助成制度

(3) 快適な道路環境を整備する …… 169
練馬区自転車利用総合計画／駅周辺の放置
自転車等の状況／自転車駐車場の整備／自転
車通行空間の整備／レンタサイクルシステム
／自動車駐車場の運営

45	地域生活を支える駅周辺のまちづくり …	171			
(1)	まちの拠点機能を向上させる ……	171			
	駅周辺地区の整備／練馬駅周辺整備／石神井公園駅周辺整備／上石神井駅周辺整備／生活拠点の整備				
46	みどりの保全と創出 ……	173			
(1)	みどりのネットワークの形成 ……	173			
	みどりのネットワーク形成の推進／みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト／特色ある公園の整備／区立公園等の維持管理／みどりの普及啓発施設／公共施設の樹木管理／民有樹林地の保全／みどりの美しい街並みづくり／緑化計画の事前協議／樹木等伐採の届出／緑化委員会				
(2)	みどりを育むムーブメントの輪を広げる ……	175			
	個人のみどりを地域で守る活動の拡充／公園や憩いの森の区民管理の拡充／みどりを守り育てる人材や団体の育成／マッチングの仕組みづくりの推進／練馬みどりの葉っぱい基金				
47	脱炭素社会の実現 ……	176			
(1)	ゼロカーボンシティの表明 ……	176			
(2)	「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」 ……	176			
	練馬区環境審議会				
(3)	練馬区環境基本計画 ……	176			
(4)	住宅等の省エネ化・再エネ導入の促進 ……	176			
	再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度				
(5)	先進技術の導入 ……	176			
	超高効率燃料電池システムの実証				
(6)	災害時のエネルギーセキュリティの確保 ……	176			
	家庭等におけるエネルギーセキュリティの確保／地域コジェネレーションの運用／電動車を活用した非常用電源の確保				
(7)	区の率先した取組 ……	177			
	区の事務事業における環境配慮活動の着実な推進				
(8)	区民・事業者との協働の推進 ……	177			
	エコライフチェック事業／環境学習事業／練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動／環境情報の提供事業				
48	リサイクルの推進とごみの発生抑制 ……	179			
(1)	ごみの発生を抑制する ……	179			
	ごみの発生抑制の計画的推進／普及啓発の推進／生ごみの発生抑制／食品ロス削減の取組／リサイクルセンター／再使用の促進				
(2)	リサイクルを進める ……	180			
	庁舎等区立施設でのリサイクルの推進／効率的な資源回収システムの構築／練馬区資源循環センター				
(3)	ごみの適正処理を進める ……	182			
	ごみの収集・運搬事業の推進／ごみ排出ルール確立／資源・ごみの排出実態調査／清掃事務所における排出指導／一般廃棄物処理業の許可				
49	住まい確保のサポート ……	184			
(1)	良質な住まいづくりを支援する ……	184			
	分譲マンションに関する支援事業／住宅修築資金の融資あっせん／長期優良住宅の認定				
(2)	公共賃貸住宅を管理・運営する ……	184			
	区が管理する住宅／他の公共住宅				
(3)	だれもが安心して暮らせる住まいづくりを促進する ……	185			
	区立高齢者集合住宅／他の高齢者向け公共住宅				
(4)	住まい探しを支援する ……	185			
	住まい確保支援事業／住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度／練馬区居住支援協議会				
第5章 いきいきと心豊かに暮らせるまち …… 187					
51	地域特性を活かした区内企業の活性化 …	188			
(1)	練馬区の産業振興施策 ……	188			
	「練馬区産業振興ビジョン」の策定／区の産業構造と特性／一般社団法人練馬区産業振興公社との連携				
(2)	中小企業の経営を支援する ……	189			
	産業融資による支援／練馬ビジネスサポートセンターによる支援／商工業団体との連携強化、各種団体への支援／中小企業等地域貢献事業補助／練馬産業見本市／練馬ビジネスチャンス交流会／練馬区伝統工芸展／ねりま漬物物産展／区民・産業プラザの運営／キャッシュレス決済ポイント還元事業				
(3)	中小企業の勤労者と就労を支援する …	192			
	福利厚生事業への支援／勤労者への支援／勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営				
(4)	消費者の自立を支援する ……	193			
	消費者意識の啓発／消費者の安全の確保／石神井公園区民交流センターの運営				
52	魅力ある商店街づくり ……	195			
(1)	魅力的な商店街づくりを進める ……	195			

	魅力ある個店づくり／特色のある商店街づくり／商店街振興への取組／商店街連合会等との連携	
53	都市農業の振興と都市農地の保全	196
(1)	農の活きるまち練馬	196
	意欲的な都市型農業経営の支援／練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信／全国都市農業フェスティバルの開催／都市農地の保全に向けた取組の推進	
54	文化・生涯学習・スポーツの振興	201
(1)	区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する	201
	文化芸術・生涯学習施策の推進／文化芸術の振興に関する事業／映像∞文化施策の推進／公益財団法人練馬区文化振興協会／練馬文化センター／大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）／練馬区立美術館／石神井公園ふるさと文化館／生涯学習センター／向山庭園／学習の機会の充実／学校施設の地域開放推進／学校施設の一般利用	
(2)	読書活動を支援する	205
	図書館	
(3)	文化財を保存・活用・継承する	207
	文化財保護の推進／文化財の指定・登録／文化財保護のための主な事業／文化財保護推進員／尾崎遺跡資料展示室	
(4)	区民のスポーツ活動を支援する	209
	スポーツ施設の整備／スポーツの機会の充実／地域スポーツ指導者の育成／総合型地域スポーツクラブ／練馬こぼしハーフマラソン	
55	練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進	212
(1)	練馬の魅力の発信	212
	広報キャンペーンの実施／スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信	
(2)	「練馬ならではの観光」の推進	213
	練馬の魅力を体感できる仕組みづくり	
(3)	練馬の魅力を感じるイベントづくり	213
	第45回練馬まつり／第35回照姫まつり／アニメプロジェクト in 大泉	
(4)	風を感じるまちづくり	214
	散策しやすいまちづくり	
56	多文化共生、国際・都市交流の推進	215
(1)	各国文化の相互理解	215
	相互理解の促進と生活支援／海外友好都市等との交流	
57	平和と人権の尊重、男女共同参画の推進	217
(1)	平和を尊ぶ心を育む	217
	平和推進事業	

(2)	人権の尊重と男女共同参画を進める	217
	人権尊重の理解を深めるための啓発／第5次練馬区男女共同参画計画／男女平等意識を高める啓発事業／配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止／男女共同参画センターの運営	

第6章 区民とともに区政を進める … 221

61	地域コミュニティの活性化と協働の推進	222
(1)	区民の自主的な活動を尊重した支援と連携	222
	町会・自治会の活動支援／町会・自治会のデジタル活用支援／地域活動団体の支援／区民協働交流センター／相談情報ひろば／地域情報コーナー／地域おこしプロジェクト／つながるカレッジねりま／地区祭補助事業	
(2)	地域活動を支える機会・場の充実を行う	224
	活動と交流の場の提供／区役所会議室の活用／指定葬儀場使用料助成事業	
62	区政改革の推進	226
(1)	区政の改革に向けて	226
	区政改革推進会議／取組体制強化プラン～区民協働 DX 人事・人材育成～	
(2)	DX 推進による区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現	226
	情報システムの現状／DX の推進	
(3)	開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応	227
	主な広報出版物／その他の広報活動／区民情報ひろばの運営／区政資料管理体制の整備／情報公開と個人情報保護／主な広聴活動／区民相談	
(4)	行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備	230
	職員の人材育成／施設の適切な管理・活用	
(5)	窓口から区役所を変える	231
	区民視点での窓口改革の推進／マイナンバーカードの交付／コンビニ交付サービスの実施	

資料編 … 233

区内の指定・登録文化財	234
練馬区の年表	236
関連文書一覧	253

練馬区この1年

令和4年4月～令和5年3月



～ねりまシティ・ウィザード・プロジェクト～
『魔法で練馬をきれいに!!』魔法使いの姿で清掃（練馬まつり）

4年4月

1日 区が送付する封筒に音声コードを印字

視覚や識字に障害のある人が区から届く書類を判別できるように、区が送付する年間600万通を超える封筒に音声コードを4月から印字した。音声コードをスマートフォン等で読み取ることで、送付物の内容を音声やテキストデータで確認できる。

また、希望者には住民税や国民健康保険、予防接種の案内などの封筒に点字シールを添付するほか、文書の発送を事前にメールでお知らせするサービスも開始した。

1日 「デジタルサポート相談」および「デジタル化・イノベーション等支援特別貸付」を開始

練馬ビジネスサポートセンターで、企業活動のデジタル化を総合的に支援するため開始した。コロナ禍により企業活動のデジタル化に取り組む区内事業者が増加する一方で、ノウハウや人材不足、資金調達などの課題がみられた。専門相談窓口や貸付制度を区独自に新設し、経営の効率化や生産性の向上につながる企業活動のデジタル化を支援していく。

7日 国による保育士等の処遇改善をさらに充実、区独自に対象者を拡大して支援を実施

子育てを支援する現場職員の処遇改善を着実に進め、人材の確保や子育てサービスの充実を図ることを目的として、国の処遇改善の対象から外れた、看護師や栄養士等の専門職、区が加配している保育士等への独自支援を行うこととした。

この支援は、国の事業と同様に3%程度(9,000円)の収入引き上げとなるよう支援するもので、施設側の事務負担とならないよう、既存の運営費に上乗せするなど施設に応じた方法で支給した。

19日 前川燿男第20代区長が初登庁

17日の練馬区長選挙で当選(三選)した前川燿男第20代区長が初登庁し、区民や職員が拍手で出迎えた。

任期は令和4年4月20日から8年4月19日までの4年間。



区民や職員に迎えられる前川区長

24日 「ねりまシティ・ウィザード・プロジェクト」が始動

ねりま観光センターで、「ワーナー ブラザーズ スタジオツアー東京-メイキング・オブ・ハリリー・ポッター」の開設に合わせた機運醸成の取組として、『魔法で練馬を盛り上げよう!』をテーマにしたプロジェクトを始動した。

本プロジェクトのイベントとして、照姫まつり会場において『魔法で練馬をきれいに!!』をコンセプトに、区内の中高生が中心となってコスプレ清掃イベントを実施した。



コスプレ清掃イベントの様子

5月

14日 牧野富太郎博士が命名したヒメアジサイの記念植樹式を開催

練馬区名誉区民で、「日本の植物分類学の父」と呼ばれる、牧野富太郎博士の生誕160年記念事業として、牧野博士が名付け、愛でたヒメアジサイの植樹式を牧野記念庭園で実施した。

その他、4月から年度を通じて、4回の「特別展」開催や、練馬みどりの葉っぱい基金を活用して、博士の熱き研究心を伝えるために当時の書斎の様子を再現した。

ヒメアジサイは、牧野博士が生前に自宅の庭（現・牧野記念庭園）に植えていたが、現在は見るができなくなっていた。そこで、牧野博士の没後に、高知県立牧野植物園へ枝を贈り、系統保存されていたヒメアジサイが、牧野博士生誕160年を記念し、牧野記念庭園へ里帰りすることとなった。



牧野博士生誕160年
記念ポストカード

6月

1日 防災・減災の取組が評価され、「電波の日」総務省関東総合通信局長表彰を受賞

3年に実施した関東総合通信局との合同訓練、同局作成の臨時災害放送局周知用動画への全面協力など、災害時におけるFM放送を通じた防災減災対策の推進および、その有用性に関する広報に協力した取組が評価され、平成29年に続く2度目の受賞となった。

7日 第74代区議会議長に藤井たかし氏、第76代副議長に柳沢よしみ氏が就任

新議長に藤井たかし氏（自民党）、新副議長に柳沢よしみ氏（公明党）が選出された。

27日 多岐に渡るおくやみに関する手続きを、一括して受付・案内を行う専用窓口「おくやみコーナー」を開設

来庁した遺族が、何枚もの書類に住所や氏名を書かないで済むよう、戸籍住民課に「おくやみコーナー」を開設した。戸籍謄本の請求や各種保険証の返却等の区役所での手続きについて、各種申請書を一括で作成し、窓口を移動することなく1か所で受け付ける。また、区役所以外の年金や相続などについても、関係機関の案内を行う。

30日 練馬区薬剤師会と連携し、保健相談およびお薬相談を開始

区内の国保加入者で「重複受診」「頻回受診」等の人を対象に、練馬区薬剤師会と連携した新たな支援を開始した。

これまで行ってきた保健師による訪問健康相談と連携し、かかりつけ薬局の薬剤師が処方されている全ての薬を確認し、薬の飲み方や飲み合わせについてのアドバイス、処方日数の調整などを行う。

区と地元薬剤師会が連携して患者を支援する訪問指導事業は、23区内で初めての取組であった。

7月

30日 「夏休み！ねりま環境まなびフェスタ」を初開催

小・中学生と保護者を対象に、環境について楽しく学べ、夏休みの自由研究のヒントとなる参加・体験型イベントを、練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）と区の共催で初開催した。

脱炭素、エネルギー、食・おうちのエコ、リサイクル、みどり・生きものなど、各環境活動に取り組む地域の団体、企業 27 団体が出展・協賛した。

8月

1日 慈誠会・練馬高野台病院が開院

急性期を脱した患者への在宅復帰に向けたリハビリテーションを行う「回復期機能」や長期療養が必要な患者への治療を行う「慢性期機能」を有する慈誠会・練馬高野台病院が開院した。

石神井地域初となる回復期機能を有する病院が開院することで、区民が住み慣れた地域でより安心して医療を受けられる体制が整備された。



慈誠会・練馬高野台病院外観

21日 障害者施設の手づくり品を販売するウェブサイト「ねりいちポータル」を開設

区内の障害者施設の利用者が製作する自主生産品の情報を集めたウェブサイト「ねりいちポータル」を開設した。製品のアピールを効果的に行い、購買に繋げるとともに、障害のある人の工賃向上を実現していく。

9月

5日 住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いに、キャッシュレス決済を導入

区内 6 か所の区民事務所など 11 の窓口でキャッシュレス決済を実施した。これにより、区役所窓口等における証明書発行手数料の支払いについて、キャッシュレスでの対応が可能となった。

10月

1日 タブレット等を利用した、「遠隔手話通訳」を開始

「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」に基づき実施する、障害者の意思疎通支援の取組の 1 つで、職員と聴覚障害のある来庁者の会話を手話オペレーターが通訳して必要な手続きを進める。

区役所本庁舎すべての窓口のほか、区民事務所、総合福祉事務所、保健相談所などにおいても開始した。

11日 光が丘第四中学校跡地に、新しい練馬光が丘病院が開院

新病院は、手術室や ICU（集中治療室）の増設など既存の医療機能の充実に加え、区内初となる入院機能を備えた歯科口腔外科や、光が丘地域初となる回復期リハビリテーション病棟を新設した。さらに、免震装置の設置や地域コージェネレーションシステムを導入するなど、災害拠点病院としての機能も向上した。



練馬光が丘病院外観

14日 第三回練馬区議会定例会で補正予算案を可決

物価上昇による区民や事業者への影響を緩和するため、生活支援臨時給付金や、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンに要する経費など、約 193 億 1 千万円を可決した。

17日 緊急経営支援特別貸付で中小企業の資金繰りを支援

区内の中小企業等を対象に、急激な物価高騰により影響を受ける区内事業者の経営を支援するため、「緊急経営支援特別貸付」の申込の受付を開始した。

信用保証料を全額、利率2%のうち、1.8%を区が負担することで、中小事業者を支援した。

30日 長野県上田市のアンテナショップ「信州上田物産館 UEDA Nerima BASE」がオープン

区の友好都市である長野県上田市のアンテナショップ「信州上田物産館 UEDA Nerima BASE (ウエダネリマベース)」が、石神井町7丁目に開設された。菓子や味噌など、上田市産の加工品を中心とした名産品やお酒が購入できる。

31日 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給申込通知および支給要件確認書を発送し、順次給付開始

国は、電力・ガス・食料品等の物価上昇による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、1世帯当たり5万円を給付することを決定した。これを受け、区は、対象者へ支給申込通知および支給要件確認書を発送し、4年11月7日から順次給付を開始した。

また、4年1月以降に予期せず収入が減少し、住民税非課税世帯と同様の水準となった世帯への給付を、順次開始した。

11月

1日 こども発達支援センターで、障害児一時預かり事業を開始

障害のある子どもや発達に心配のある子どもの保育を一時的に行う。障害者手帳や受給者証を必要とせずに、障害児や発達に不安を感じる子どもを持つ保護者が気軽に利用することができる。また、事業を実施することも発達支援センターが相談から障害の診断、通所訓練まで一体的に実施している施設であるため、障害児やその保護者を総合的に支援できる。



一時預かりの様子

1日 練馬光が丘病院で、医療的ケア児のショートステイ（短期入所）を開始

医療的ケア（※）が必要な障害児（医療的ケア児）を受け入れるショートステイ（短期入所）を開始した。

医療的ケア児の受入れには、看護師の配置等が必要となることから、通常の障害児者施設では受入れが難しい実態があった。都内実施施設の多くは国立病院や都立病院であり、民間病院での実施の例は少なかったが、練馬光が丘病院の移転・改築に向けた区と病院の協議の中で、実現に至った。今後、対象を成人へ拡大する予定。

※医療的ケア：
人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引、経管栄養などの医療行為

11月 「これからの図書館構想」を策定

これからの図書館の理念として、「世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点」を掲げ、おおむね10年後の将来像やその実現に向けた4つのコンセプトを示している。コンセプトに基づく取組を進めることで、新たな図書館の将来像の実現を目指す。

12月

下旬 生活に困窮する家庭を支援するため、区独自に子育て家庭への臨時給付金を12月下旬から支給開始

急激な円安を背景にした食料品等の物価上昇が拡大・長期化するなか、真に生活に困窮する区民への更なる支援として、低所得の子育て家庭に区独自の給付金を支給した。

支給額は児童一人あたり10万円で、約1万1千人が対象。対象となる世帯には12月中旬からお知らせを送付し、12月下旬から順次支給を開始した。

5年1月

11日 障害のある人のコミュニケーションを支援する障害者ICT相談窓口を開設

中村橋福祉ケアセンターに障害者ICT相談窓口を開設し、イラスト・文字で会話を補助するアプリやパソコンを視線の動きで操作できる機器など、障害者の意思疎通を助けるツールの相談や体験、貸出、操作方法のサポートを行う。また、障害者施設の職員等に向けて、機器の活用事例や活用方法を学ぶ研修を実施する。

2月

3日 「地域コジェネレーションシステム」がコジェネ大賞2022で民生用部門優秀賞を受賞

区と順天堂練馬病院等が連携し整備した「地域コジェネレーションシステム」について、発災時における病院から医療救護所への電力供給体制を都内自治体で初めて構築したことが評価され、民生用部門で優秀賞を受賞した。

2月 「フラッグ設置記念式典」や「ねりまシティ・ウィザード・フェスティバル」等を開催

スタジオツアー東京の開設に合わせた機運醸成および施設来場者の周辺商店会等への周遊促進を目的に、スタジオツアー東京のコンセプトアートがデザインされたフラッグ約500枚を施設周辺12商店会の街路灯等に設置した。

26日、設置に先立ち、練馬駅北口ペデストリアンデッキを会場に、スタジオツアー東京の関係者を招き、フラッグデザインの除幕セレモニー等を行う「フラッグ設置記念式典」を、日本大学芸術学部学生や近隣小学校児童と共に開催した。

また、同日、平成つつじ公園を会場に、魔法をコンセプトにした「ねりまシティ・ウィザード・フェスティバル」を開催し、オリジナル魔法メニューの販売等を行った。

2月はユナイテッド・シネマとしまえんで、ハリー・ポッターシリーズ全8作品の上映会を4回に分けて実施するなど、多くのイベントを開催した。



商店会等の街路灯に設置したフラッグ

3月

20日 「高松みらいのはたけ」オープン

区内の「高松一、二、三丁目農の風景育成地区」に、農の景観を区民とともに育て・守る畑「区立高松みらいのはたけ」を開園した。この施設名称は、地元小学校の児童から案を募集し、約1,600のアイデアの中から選定した。



開園式の様子

26日 ドラマ放送直前機運醸成イベント「牧野富太郎フェスタ」開催

NHKの連続テレビ小説「らんまん」主人公のモデル牧野富太郎博士が晩年を過ごした大泉地域の魅力発信のため、区と地元商店街が協働してイベントを開催。物産展の開催や記念品の配布などを実施。また、同日にゆめりあホールにて、牧野博士にまつわるトークショー・ミニコンサートを開催した。



牧野博士のキービジュアル

27日 東映、東映アニメーションの人気キャラクターをラッピングした地上機器(※)を5か所とデザインマンホールを1か所設置

「映像∞文化のまち構想」に基づき、映像文化を感じられる街並みづくりの一環として、東映、東映アニメーションの人気キャラクターをラッピングした地上機器を5か所とデザインマンホールを1か所設置した。

※地上機器：

電線を地中化する際、電気の変圧等を行うために設置する機器



秘密戦隊ゴレンジャー
(秘密戦隊ゴレンジャー)
©石森プロ・東映



ロボコン
(がんばれ!!ロボコン)
©石森プロ・東映



キュアブラックとキュアホワイト
(ふたりはプリキュア)
©ABC-A・東映アニメーション



八神太一とアグモン
(デジモンアドベンチャー)
©本郷あきよし・東映アニメーション



仮面ライダー1号
(仮面ライダー)
©石森プロ・東映



仮面ライダー1号
(仮面ライダー)
©石森プロ・東映

27日 住民税等の徴収業務効率化に向け、滞納整理にAIを活用する実証実験を開始

区は、高度な専門知識や経験が必要な滞納整理業務にAIを活用するため、富士通 Japan (株)と共同で、ベテラン職員のノウハウを学習させたAIを開発する実証実験を全国で初めて開始した。

下旬 「取組体制強化プラン ～区民協働 DX 人事・人材育成～」を策定

政策を実現する具体的な取組と体制を強化するため、「区民協働」「DX（※）」「人事・人材育成」を3つの柱とする取組体制強化プランを策定した。

※ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：
デジタル技術やデータを活用して、制度やサービス、業務を抜本的に「変革」し、これまで実現できなかった新たな価値を創造すること

令和4年4月～令和5年3月までの 新型コロナウイルス感染症に対する区の対応

4年4月

22日 都のリバウンド警戒期間延長に伴い、練馬区方針を変更

都は21日、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大に備え、都内全域を区域とした、24日までのリバウンド警戒期間を5月22日まで延長し、基本的な感染防止策の徹底等を要請した。

これを受け、区は、25日から5月22日までの期間の対応について、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更した。

5月

11日 専門職コラム「みんなが知りたい、コロナのこと」第三弾を区ホームページで公開

第三弾として区民の治療や健康相談に当たっている医師、歯科医師、薬剤師および助産師に執筆を依頼した。健診・検診控えによる疾病の発見の遅れ、マスク生活が及ぼすお口の健康、薬局（薬剤師）や助産師の活用方法等、健康を支える情報を幅広く取り上げている。

20日 4回目接種実施計画「練馬区モデル」を公表

国のワクチン4回目接種の開始日決定を受けて、接種実施計画「練馬区モデル【4回目接種】」を公表した。

4回目接種の対象者には、23日から接種券を発送し、診療所等での個別接種を25日から開始した。

21日 都のリバウンド警戒期間終了に伴い、練馬区方針を変更

都は20日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、リバウンド警戒期間を22日をもって終了し、23日以降の取組として、基本的な感染防止対策の徹底等の協力を依頼した。

これを受け、区は、23日以降の対応について、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更した。

6月

24日 4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給要件確認書を発送し、順次給付開始

国は、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」に基づき、真に生活に困っている方々への支援を強化するため、家計急変により受給資格があるにもかかわらず、申請がないことにより受給できていない世帯に対して、4年度課税情報を活用して1世帯当たり10万円を給付することを決定した。これを受け、区は、対象者へ支給要件確認書を発送し、4年7月6日から順次給付を開始した。

また、4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の水準となった世帯への給付を、順次開始した。

7月

13日 3回目ワクチン未接種者へ、「今こそ3回目接種を」接種勧奨チラシを送付

2回目接種を終えた約23万人のうち、3回目のワクチンを接種していない約14万人の区民に、接種を呼びかけるチラシを個別郵送した。

併せて、区ホームページ・SNSなどに加え、区立施設等にポスターを掲出し、ワクチン接種や基本的な感染対策の再徹底を呼び掛けた。

16日 第7波に対応するため、練馬区方針を変更

都は15日、現在の感染状況や医療提供体制を踏まえ、引き続きの取組として、基本的な感染防止対策の徹底等の協力を依頼した。

これを受け、区は、16日以降の対応について、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更した。

9月

14日 国および都の方針を受けて、練馬区方針を変更

国は、オミクロン株の特性を踏まえて、重症化リスクのある高齢者等を守ることに重点を置いて、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ることとし、8日、基本的対処方針を変更した。これを受け、都は13日、コロナとの共存に向けた都の方針と取組を決定した。

これらを踏まえ、区は、14日以降の対応について、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更した。

26日 オミクロン株対応ワクチン（2価）接種を開始

区は、国からのオミクロン株対応ワクチン接種に関する通知を受け、初回接種（1回目および2回目の接種）を完了した12歳以上を対象にオミクロン株と従来株に対応した2価ワクチンでの接種を26日から開始した。

10月

17日 生活支援臨時給付金の給付開始

新型コロナウイルス感染症により生活困窮に陥った方の急激な物価上昇等による生活への影響を緩和するため、4年3月分以降の住居確保給付金等の受給者で一定の要件を満たす世帯に対し、区独自に15万円（ひとり親世帯は20万円）の生活支援臨時給付金の給付を開始した。

27日 乳幼児（生後6か月から4歳まで）へのワクチン接種を開始

区は、国からの乳幼児へのワクチン接種に関する通知を受け、27日から接種を開始した。

12月

21日 家事支援用品の購入支援事業の開始

都はコロナ禍における家事・育児負担軽減対策として、4年度限定で、家事支援用品の購入を行う自治体へ補助事業を行う考えを示した。

これを受け、区は保育サービスを利用していない1歳または2歳の在宅子育て家庭を対象に、食器洗い乾燥機やロボット掃除機等の家事支援用品の購入を支援するため、対象児童1人あたり5万円相当のポイントを付与する事業を開始した。

5年1月

30日 国および都の方針を受けて、練馬区方針を変更

国は27日、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針を決定し、あわせて、基本的対処方針を変更した。

これを受け、都は同日、感染拡大防止の取組を決定した。

これらを踏まえ、区は、30日以降の対応について、新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更した。

3月

3日 国および都の方針を受けて、練馬区方針を変更

国は2月10日、基本的対処方針を変更し、マスク着用の考え方を示した。

これを受け、都は2月14日、3月13日から5月7日までの感染拡大防止の取組を決定した。これらを踏まえ、区は、3月13日から5月7日までの新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針を変更した。

練馬区のあらし

1	地勢	12
2	歴史	14
3	人口	16
4	気象	23



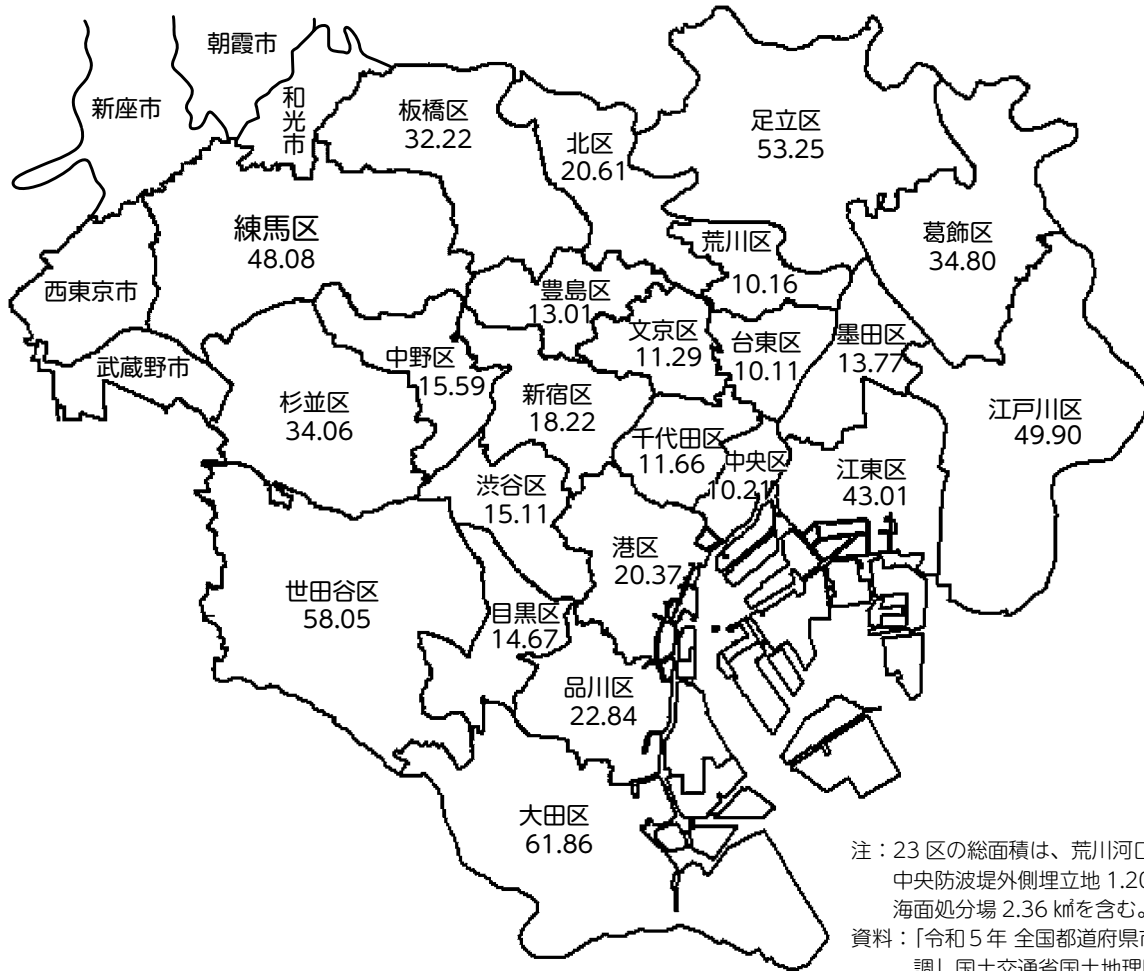
寄贈された写真から「旭丘小学校グラウンドでの相撲（昭和 34 年）」

1 地 勢

[23区の位置と面積] (単位: km²)

23区の総面積 627.53km²

5年1月1日現在



●位置、面積

練馬区は、東京都23区の北西部に位置し、北東から南にかけては板橋区、豊島区、中野区、杉並区に接し、西から南西にかけては西東京市、武蔵野市との境をもち、北は埼玉県の新座市、朝霞市、和光市に接している。

経・緯度で見ると、東経139度33分46秒～139度40分52秒、北緯35度42分43秒～35度46分46秒に位置している。なお、練馬区役所の位置は、東経139度39分8秒、北緯35度44分8秒である。

一方、練馬区の面積は48.08km²で東西約10km、南北約4～7kmのほぼ長方形である。

東京都の総面積2,194.05km²に対し、練馬区はその約2.2%、23区の総面積627.53km²に対し約7.7%に当たり、23区の中では大田区、世田谷区、足立区、江戸川区に次いで5番目の広さである。

●地 形

練馬区は、ほとんど高低差のないなだらかな地形をしている。

地盤高で見ると、西側が高く東側へ行くにつれて低くなっている。水準基標によると、関町北四丁目(石神井高校内)では海拔54.02m、羽沢三丁目(開進第四中学校内)では海拔26.01mとなり、平均すると、30～50m程度の起伏の少ない台地状となっている(資料：「水準基標測量成果表」東京都土木技術支援・人材育成センター)。

この台地は武蔵野台地といわれる洪積台地である。

●地 質

練馬区の地質は、地質年代から見ると比較的新しい時代に形成された地層で、台地は洪積層、低地は沖積層からなっている。

〔町名図〕



洪積層は、上部の関東ローム層、中部の粘土砂の互層、下部の砂礫層から構成されている。この台地の洪積層と、低地の沖積層の基盤になっているのが第三紀層である。

武蔵野台地の表面は、ローム層で厚く覆われていて水を得ることができないが、ローム層の下には粘土と小石の累層があって水を含んでおり、そうした層が谷の底、谷の側壁、段丘の崖の下などに露出して湧水となる。三宝寺池、富士見池や井頭池（弁天池）は、こうした湧水からできた池である（資料：「昭和44年練馬区地下水調査報告書」）。

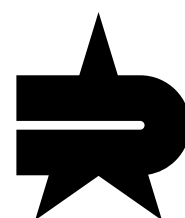
●地名の由来

「ねりま」という地名の由来には、『関東ローム層の赤土を黏ったところを「黏場」といった』、『石神井川流域の低地の奥まったところに沼＝「根沼」が多かった』、『奈良時代、武蔵国に「乗瀦」という宿駅があった』、『中世、豊島氏の家臣に馬術の名人がおり、馬を馴らすことを「ねる」といった』などの諸説があり、定説はない。

●区の紋章

ネリマの「ネ」の字と「馬のひづめ」を組み合わせて図案化したもので、約900点の応募作品から選定された。

練馬区が平和で、健康で、明るいまちに発展していくようにという願いをこめて、昭和28年12月に制定された。



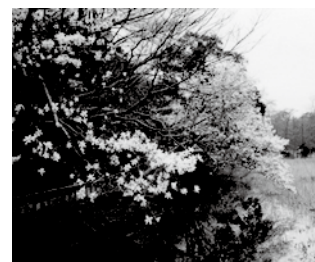
〔区の紋章〕

●区の花と木

美しい花と豊かなみどりの住みよいまちづくりを進めるために、区のシンボルとなる花と木を区民から公募し、昭和46年4月、花は「ツツジ」、木は「コブシ」を選定した。



〔区の花 ツツジ〕



〔区の木 コブシ〕

2 歴史

●原始・古代

練馬に人が住み始めたのは、約3万年前の旧石器時代からとされている。これを示すものとして、石神井川や白子川流域などから旧石器時代の遺跡が発見されている。

旧石器時代に続く縄文時代の遺跡は、石神井川、白子川、中新井川（江古田川）流域などで発見されており、池淵遺跡（石神井町五丁目、一部が公園として保存されている）などがある。数は少ないが、弥生時代の遺跡も石神井川や白子川流域で発見されており、人々が川沿いに定住していたと考えられる。

このほか、古墳時代から歴史時代にかけての遺跡も区内各所で発見されている。氷川台一丁目の城北中央公園内の栗原遺跡には、7～8世紀ごろの竪穴住居が復元されており、古代の住居が点在していた当時の集落の様子を語っている。

大化の改新後、律令制が徐々に整い、地方には国府を中心に国郡の制度が敷かれた。練馬は、律令国家の行政区域では、武蔵国豊島郡に属した。豊島郡は現在の千代田・中央・台東・文京・荒川・北・板橋・新宿・豊島・練馬の10区にまたがる広い地域を占めていた。この当時、練馬地域は石神井川や白子川流域など、限られた地域に集落が営まれたものの、大半は原野だったと推測されている。

●中世

平安時代末期、武蔵国豊島郡においては、秩父平氏の豊島氏が勢力を広げていった。豊島氏は最初の拠点として、荒川沿岸で石神井川河口に近い現在の北区上中里に平塚城を築いた。さらに、豊島氏の領主的支配の手が石神井川流域をさかのぼり、練馬の地域に進出したのは南北朝時代と伝えられている。室町時代頃までには、練馬城（向山3-25）や石神井城（三宝寺池南側台地）を築いた。

豊島氏による練馬の開発の様子は明らかでないが、城が築かれたところは豊かな水源地であった。また、この時代の城は、武士の居館の周囲に土塁を積み上げたり、空堀を巡らす程度の規模の小さいものであったとされている。15世紀半ば、鎌倉公方（古河公方）足利氏と関東管領上杉氏が対立し、関東は戦国時代^{どうかん}に突入する。その中で、石神井城主豊島泰経と太田道灌の戦いも起きた。

この戦いで、長年にわたって練馬の地を支配してきた豊島氏は滅び、太田氏の支配を受けることとなった。

その後、小田原北条氏の支配へと移り変わった。

●近世

天正18年（1590年）、徳川家康が江戸城に入った。江戸幕府開府後、練馬の村々は、大部分が幕領に、一部が大名と旗本の知行地になった。

この当時の練馬の農業は、水に恵まれない土地柄で田の面積も限られていたため、農地のほとんどが畑であり、練馬の農民は幕府が開発した上水を利用した。玉川上水から分水して造られた千川上水は、宝永4年（1707年）に農業用水として用いることが許され、練馬の農業にとっては貴重な水資源となった。



〔暗きよになる前の千川上水〕

江戸時代中期には、江戸の発展に伴い、大根、ゴボウ、ナス、イモなどを江戸市中に供給する一大近郊農村となった。特に大根は、黒ボク土といわれるきめ細かい土壌に適していた。また、保存食としてのたくあん漬が根付いたのもこのころであった。

●近代

慶応3年（1867年）10月大政奉還となり、明治新政府が京都の地に生まれた。この京都の新政府が討幕達成のために東征の軍を江戸に下した。慶応4年（1868年）4月の江戸城開城により、江戸は新政府の手に握られ、同年7月17日、東京と改称された。同年同月、府政機関として東京府を新設した。同年9月8日、元号を明治と改めた。

練馬の村々も明治元年（1868年）武蔵県に、翌2年に品川県に編入されるなどの経緯を経たのち、明治11年（1878年）には、「郡区町村編制法」で東京府北豊島郡の一部へと移り変わった。

東京が日本の首都、政治の中心として発展するに従い、練馬は東京市民への野菜の供給地として重要性を増し、有名なたくあん漬も軍隊などの需要増加により、盛んに生産されるようになった。

※独立後の年表は、236ページを参照



〔練馬大根干し風景（昭和10年頃）〕

大正期に営業を開始した東武東上線や武蔵野鉄道（現在の西武池袋線）は利用者が少なく、一時は貨物の運搬が中心だったといわれている。



〔大泉学園駅周辺の様子（大正14年頃）〕

練馬の人口は明治7年（1874年）に約1万2千人、50年後の大正14年（1925年）には約3万人と緩やかな増加ぶりであった。

しかし、大正12年（1923年）の関東大震災を境に、都心から周辺地域への人口の流出、交通の発達に伴う工場の進出等により、練馬は次第に姿を変えた。

昭和7年（1932年）、東京市が35区制になると、練馬地区を含む板橋区が成立した。

昭和21年9月、第1次の地方制度の改革があり、主権在民の地方自治制度に改められた。昭和22年3月15日、それまでの東京35区制は22区制となった。練馬地区はこのとき、まだ板橋区に属していたが、独立を求める人々の努力が実を結び、昭和22年8月1日、練馬区は板橋区から独立し、23番目の特別区となった。



〔独立当時の区役所庁舎（開進第三小学校講堂）〕

3 人 口

区の人口・世帯数は、住民基本台帳によると5年1月1日現在738,914人、385,142世帯である。

23区別に見ると、人口は世田谷区の約91万5千人に次いで2番目となっている。

なお、練馬区における外国人住民数は、5年1月1日現在20,813人で、区の総人口に占める割合は約2.8%となっている。

●人口の推移

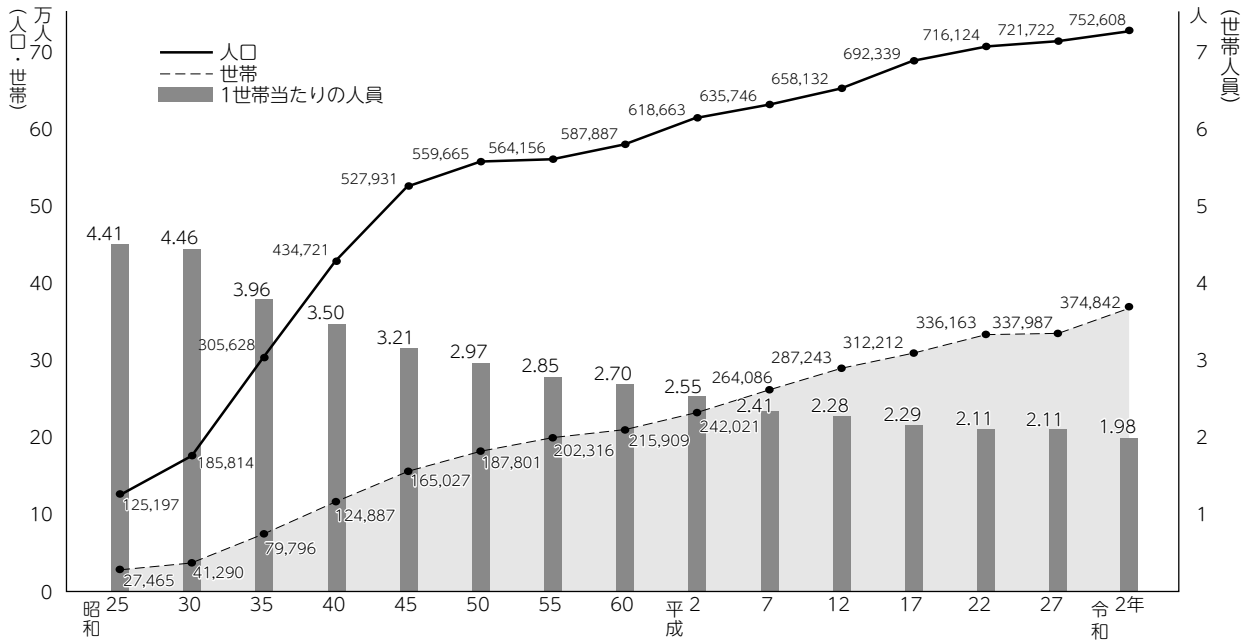
区の人口は、昭和22年の独立当時は約11万人であった。人口増加は30年代前半から40年代半ばにかけての高度経済成長に呼応して著しく、毎年2~3万人の増加で推移した。40年代に入ると、それまでの急激な

人口増加の要因であった社会増（転入超過）は急減し、46年からは社会減（転出超過）に転じている。また自然増加（出生数-死亡数）人口も47年から減少し始め、53年から56年に、わずかではあるが人口が減少した時期もあった。

61年、光が丘地区等の開発に伴い約1万1千人が増加し、都内でも際立って大きい伸びを示した。その後も今日まで通増し続け、平成20年4月には総人口70万人を突破した。

24年7月から外国人が住民基本台帳の適用対象となった。そのため住民基本台帳の人口は、外国人住民を加えた数となっている。

〔国勢調査による人口・世帯数の推移〕



注：1世帯当たりの人員は「施設等の世帯」を除いた「一般世帯」についての数値である。
資料：国勢調査結果報告

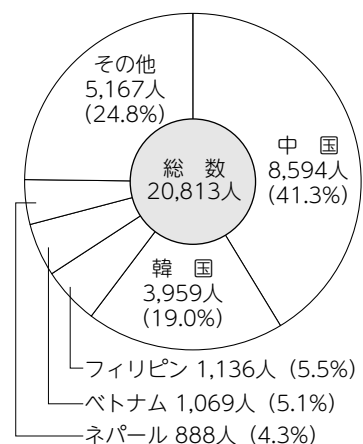
〔各年中の人口動態〕

(単位：人) 各年1~12月

〔外国人住民人口〕 5年1月1日

年次	全体の増減人口	他県との移動			都内間の移動増減人口	自然動態			その他の増減人口
		転出・入の差	転入	転出		自然増加人口	出生	死亡	
30元	3,954	3,095	23,502	20,407	161	△350	5,836	6,186	1,048
元	7,002	4,864	25,284	20,420	1,436	△608	5,634	6,242	1,310
2	664	1,060	22,501	21,441	990	△864	5,515	6,379	△522
3	△1,741	△1,159	21,094	22,253	1,843	△1,302	5,341	6,643	△1,123
4	556	337	21,969	21,632	910	△2,234	5,217	7,451	1,543

注：「その他の増減人口」は、職権による記載・消除、海外との転出入数である。
資料：「人口の動き」(都総務局統計部)



〔世帯数と人口の推移〕

各年1月1日現在

年次	世帯数 (世帯)	総人口 (人)	日本人の人口(人)			外国人の人口(人)			対前年比増加人口	
			総数	男	女	総数	男	女	実数(人)	率(%)
昭和22年	24,399	111,792	111,792	58,322	53,470	—	—	—	—	—
30	42,629	174,795	173,950	88,410	85,540	845	—	—	11,720	7.19
40	125,086	407,033	404,629	206,180	198,449	2,404	—	—	23,036	6.00
45	172,317	514,440	511,334	262,498	248,836	3,106	1,726	1,380	14,834	2.97
48	177,749	522,649	519,517	266,847	252,670	3,132	1,744	1,388	8,209	1.60
49	183,408	530,999	527,692	270,924	256,768	3,307	1,824	1,483	8,350	1.60
50	194,579	548,235	544,961	278,366	266,595	3,274	1,808	1,466	3,610	0.66
51	197,971	553,147	549,881	280,372	269,509	3,266	1,792	1,474	4,912	0.90
52	200,640	557,971	554,735	282,397	272,338	3,236	1,771	1,465	4,824	0.87
53	202,918	561,452	558,119	283,595	274,524	3,333	1,798	1,535	3,481	0.62
54	204,237	561,239	558,015	283,102	274,913	3,224	1,726	1,498	△213	△0.04
55	204,764	560,249	556,944	282,177	274,767	3,305	1,782	1,523	△990	△0.18
56	205,804	559,716	556,482	282,284	274,198	3,234	1,758	1,476	△533	△0.10
57	207,350	559,368	556,003	282,016	273,987	3,365	1,831	1,534	△348	△0.06
58	209,939	561,868	558,387	283,535	274,852	3,481	1,860	1,621	2,500	0.45
59	214,723	569,759	566,055	287,170	278,885	3,704	1,992	1,712	7,891	1.40
60	220,105	578,920	574,885	291,388	283,497	4,035	2,131	1,904	9,161	1.61
61	222,874	587,326	583,031	294,614	288,417	4,295	2,229	2,066	8,406	1.45
62	229,415	599,134	594,325	300,039	294,286	4,809	2,474	2,335	11,808	2.01
63	234,583	606,007	600,655	303,546	297,109	5,352	2,684	2,668	6,873	1.15
64	239,297	613,258	606,501	306,491	300,010	6,757	3,681	3,076	7,251	1.20
平成2年	243,366	616,826	609,645	307,637	302,008	7,181	3,775	3,406	3,568	0.58
3	247,600	620,679	612,975	309,084	303,891	7,704	3,950	3,754	3,853	0.62
4	253,516	627,269	618,402	311,631	306,771	8,867	4,567	4,300	6,590	1.06
5	258,219	630,759	621,140	312,543	308,597	9,619	4,971	4,648	3,490	0.56
6	261,193	632,478	622,415	312,575	309,840	10,063	5,135	4,928	1,719	0.27
7	264,547	634,785	624,754	313,408	311,346	10,031	5,046	4,985	2,307	0.36
8	268,548	637,448	627,662	314,412	313,250	9,786	4,916	4,870	2,663	0.42
9	272,482	641,017	631,140	315,654	315,486	9,877	4,848	5,029	3,569	0.56
10	277,532	645,859	635,827	317,822	318,005	10,032	4,864	5,168	4,842	0.76
11	282,976	651,901	641,821	320,505	321,316	10,080	4,870	5,210	6,042	0.94
12	287,745	657,119	646,729	322,436	324,293	10,390	4,968	5,422	5,218	0.80
13	292,305	662,383	651,618	324,905	326,713	10,765	5,065	5,700	5,264	0.80
14	297,517	668,842	657,377	327,636	329,741	11,465	5,332	6,133	6,459	0.98
15	302,605	674,912	662,885	330,328	332,557	12,027	5,640	6,387	6,070	0.91
16	306,942	679,863	667,512	332,385	335,127	12,351	5,740	6,611	4,951	0.73
17	310,889	684,365	672,251	334,398	337,853	12,114	5,492	6,622	4,502	0.66
18	314,248	686,237	674,123	334,898	339,225	12,114	5,488	6,626	1,872	0.27
19	318,925	691,230	678,869	337,029	341,840	12,361	5,554	6,807	4,993	0.73
20	324,194	697,174	684,107	339,385	344,722	13,067	5,825	7,242	5,944	0.86
21	329,290	702,922	689,187	341,481	347,706	13,735	6,145	7,590	5,748	0.82
22	332,307	706,449	692,450	342,512	349,938	13,999	6,202	7,797	3,527	0.50
23	333,414	707,280	693,368	342,158	351,210	13,912	6,035	7,877	831	0.12
24	335,465	707,903	694,886	342,261	352,625	13,017	5,679	7,338	623	0.09
25	344,228	709,262	696,522	342,647	353,875	12,740	5,613	7,127	1,359	0.19
26	347,096	711,212	698,354	343,353	355,001	12,858	5,741	7,117	1,950	0.27
27	350,732	714,656	701,104	344,156	356,948	13,552	6,138	7,414	3,444	0.48
28	355,564	719,109	704,447	345,341	359,106	14,662	6,659	8,003	4,453	0.62
29	360,633	723,711	707,289	346,119	361,170	16,422	7,566	8,856	4,602	0.64
30	365,725	728,479	710,239	346,719	363,520	18,240	8,438	9,802	4,768	0.66
31	370,567	732,433	712,780	347,090	365,690	19,653	9,189	10,464	3,954	0.54
令和2年	377,837	739,435	717,945	349,021	368,924	21,490	9,925	11,565	7,002	0.96
3	380,495	740,099	719,971	349,575	370,396	20,128	9,464	10,664	664	0.09
4	381,830	738,358	719,529	348,931	370,598	18,829	8,805	10,024	△1,741	△0.24
5	385,142	738,914	718,101	347,906	370,195	20,813	9,743	11,070	556	0.08

注：①昭和22年1月1日は、練馬区独立以前のため、数値は独立後の22年10月1日の臨時国勢調査時のものである。

②昭和30年～平成24年の「世帯数」は外国人を含まない。

③昭和30年～42年の「日本人の人口」は住民登録による数値であり、43年以降は住民基本台帳の日本人の数値である。

④昭和30年～平成24年の「外国人の人口」は外国人登録による数値であり、25年からは住民基本台帳の外国人住民の数値である。

資料：「東京都統計年鑑」(都総務局統計部調整課)

●人口構成

住民基本台帳による5年1月1日現在の人口（外国人住民を含む。）構成は、つぎのとおりである。

1 男女別構成

男性 357,649 人 (48.4%)、女性 381,265 人 (51.6%) で前年と比較すると男性は 87 人減少し、女性は 643 人増加している。人口性比（女性 100 人に対する男性の数）は 93.8 で、23 区平均の 96.2 よりも低くなっている。

2 年齢構成

年齢構成では 50 歳代が 112,450 人 (15.2%) と最も多く、次いで 40 歳代 109,578 人 (14.8%)、30 歳代 101,148 人 (13.7%)、20 歳代 95,460 人 (12.9%) の順になっている。

年齢 3 区分別人口構成では、年少人口（0～14 歳）が 85,943 人 (11.6%) で、前年より 892 人の減、生産年齢人口（15～64 歳）は 490,697 人 (66.4%) で 1,268 人の増、老年人口（65 歳以上）は、162,274 人 (22.0%) で 200 人の増となっている。また、平均年齢は 45.26 歳で、前年に比べ 0.16 歳上昇している。

●世帯の状況

住民基本台帳による5年1月1日現在の世帯数は 385,142 世帯である。一世帯当たりの人員数は 1.92 人で、23 区平均 1.79 人と比べて 0.13 人多くなっている。

●人口密度

住民基本台帳による5年1月1日現在の人口密度は 15,368 人/km²であり、町丁別では下図のような分布となっている。

●本籍人口

戸籍制度は、国民の出生から死亡までの親子関係、婚姻関係などの重要な身分関係を公に記録・証明するものである。戸籍事務は、全国統一の手続を必要とするため国の事務とされてきたが、平成 12 年 4 月 1 日から、区市町村による法定受託事務とされた。

4 年度末現在、本籍数 237,687 戸、本籍人口 573,469 人で、前年同期に比べ 642 戸の増、117 人の減となっている。

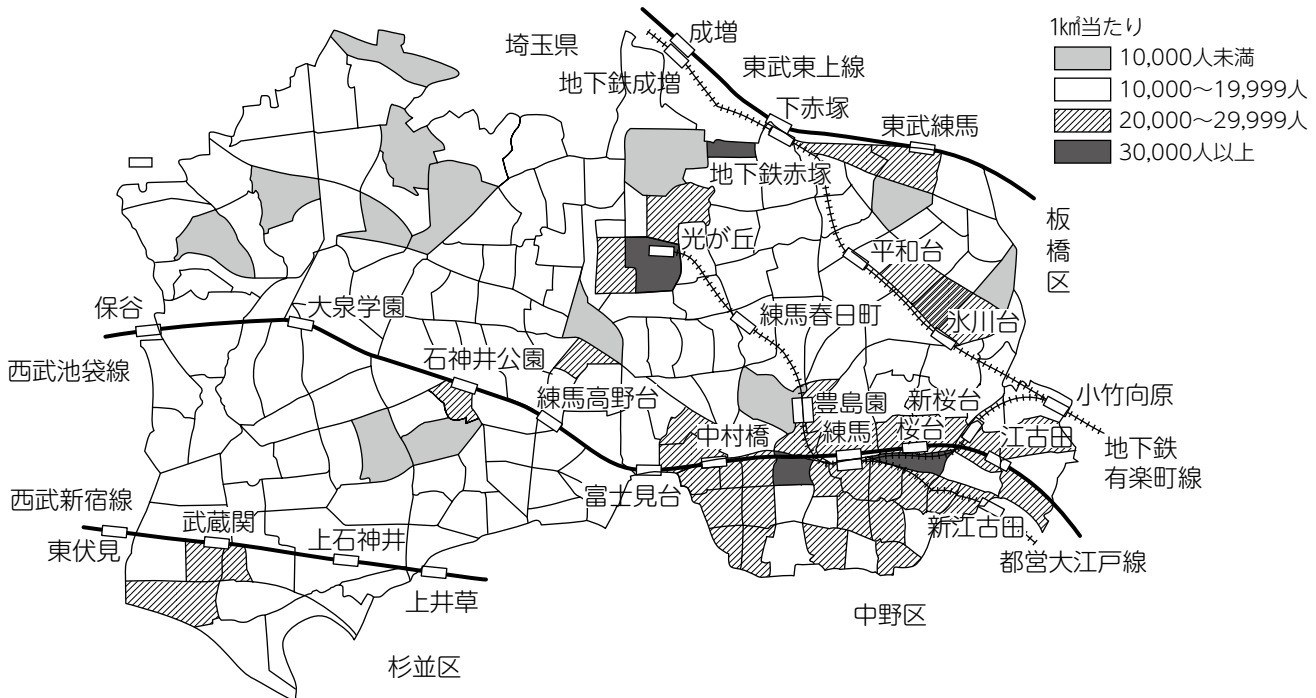
区の戸籍事務としては、婚姻届、離婚届、出生届など諸届の受理と、身分関係を公証する戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、記載事項証明書等の発行を行っている。

なお、平成 13 年 1 月 1 日に戸籍の電算化を行った。

また、虚偽の届出による戸籍の偽造事件や、他人になりすましての戸籍証明書の不正取得を防止するため、15 年 6 月から来庁者の本人確認を実施している。20 年 5 月 1 日から、この本人確認は「戸籍法」に規定される制度となった。

〔町丁別人口密度〕

5年1月1日現在



〔戸籍の届出件数〕 (単位：件) 4年度

届出別	件数
出生届	6,646
死亡届	9,308
婚姻届	6,527
離婚届	1,473
転籍届	2,913
その他の届	3,213

●住民基本台帳

住民基本台帳制度は、住民の届出により、その居住関係を公に記録・証明するものである。

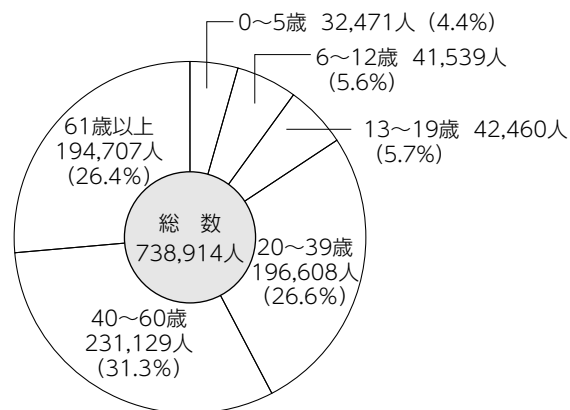
区では、選挙、国民健康保険、国民年金事務など、住民に関する事務に利用している。

〔住民基本台帳事務の取扱件数〕 (単位：件) 4年度

届出別	件数
転入届	36,612
転出届	35,281
転居届	13,321
世帯変更届	3,930

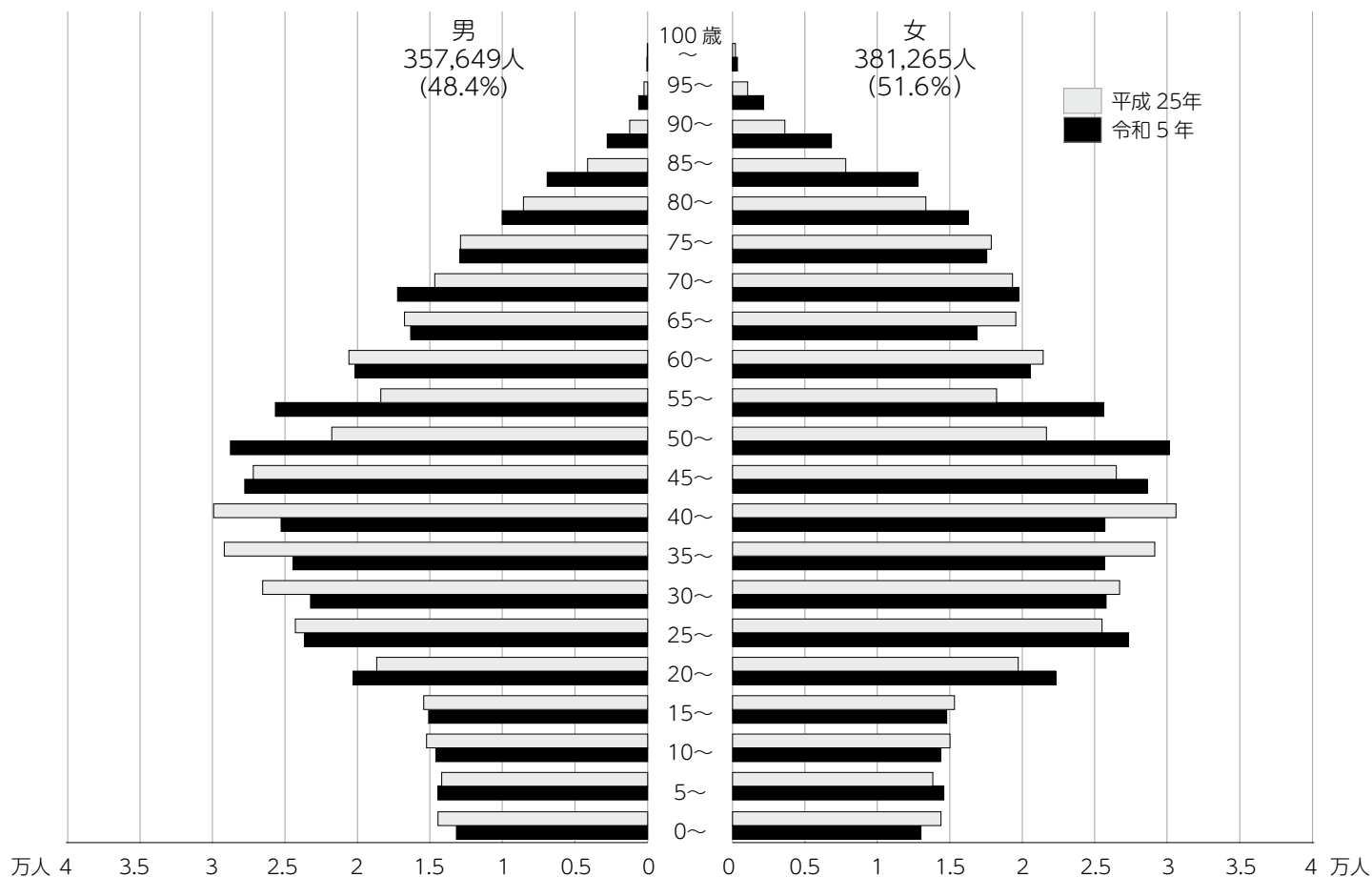
〔住民基本台帳年齢別人口（外国人住民を含む。）〕

5年1月1日



〔住民基本台帳による男女別・年齢別人口（平成25年・令和5年比較）〕

各年1月1日現在

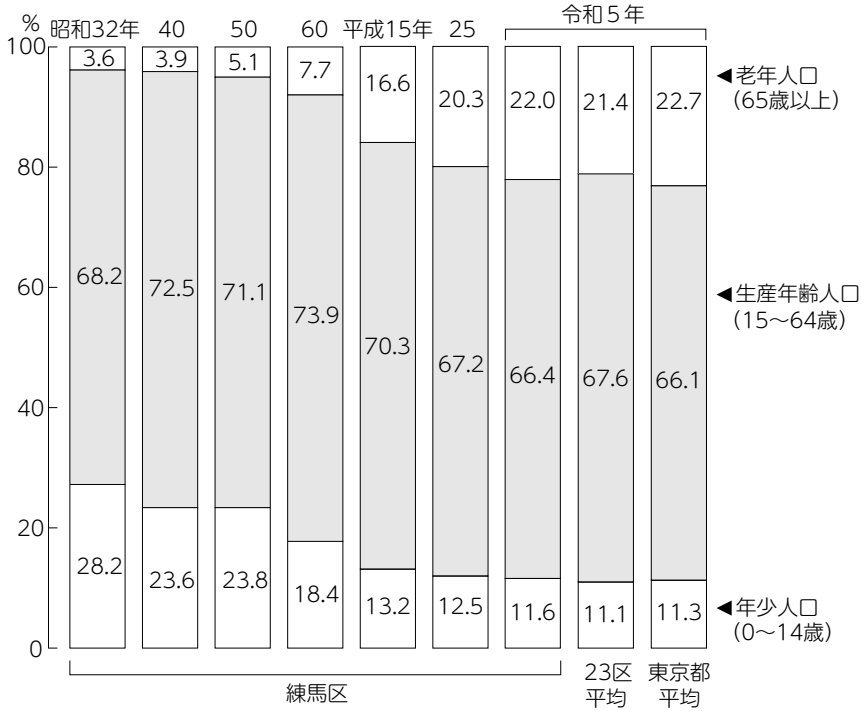


注：実数は5年の人口数。

資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔住民基本台帳による年齢3区分別人口構成の推移〕

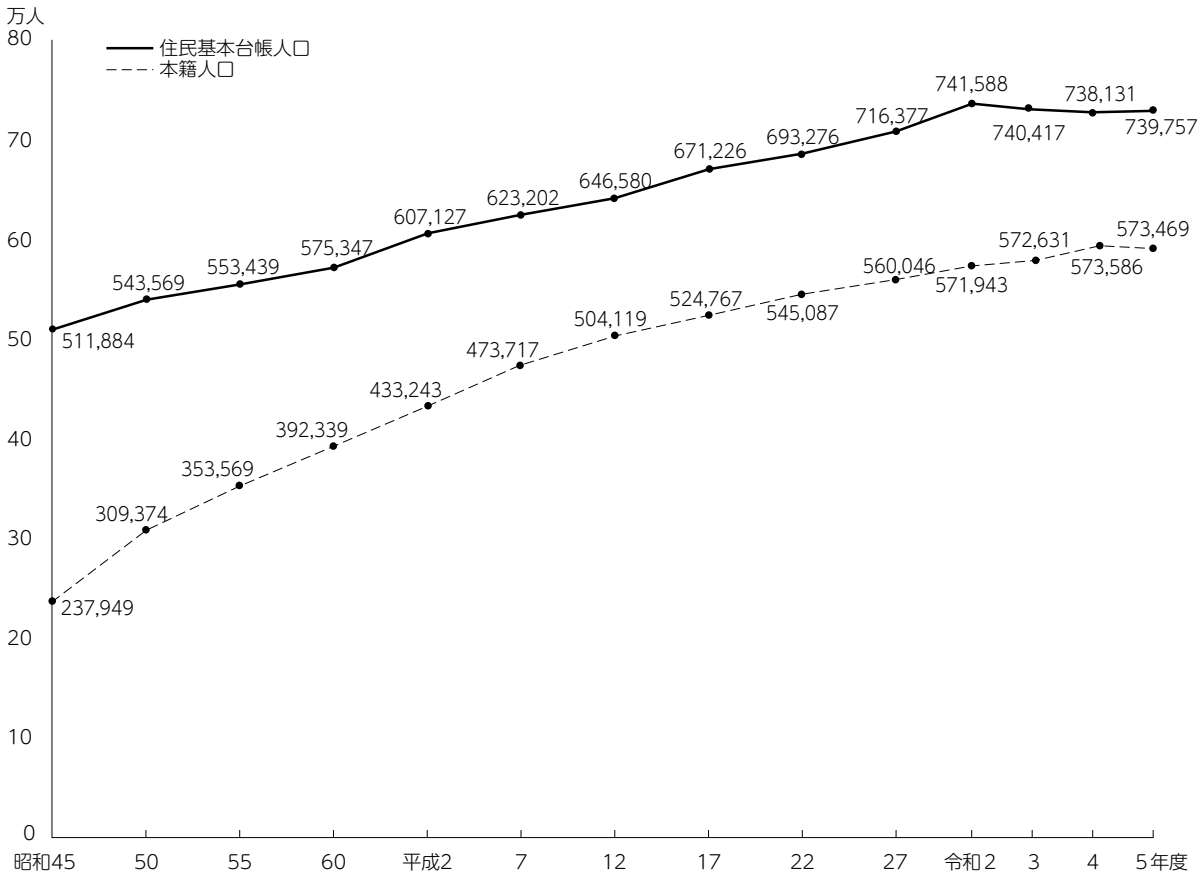
各年1月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。
 資料：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」（都総務局統計部）

〔本籍人口と住民基本台帳人口の推移〕

各年4月1日現在



注：平成24年7月の法改正により、25年から住民基本台帳人口は、外国人住民を含む。

〔町丁別の面積、世帯数、人口、人口密度（外国人住民を含む）〕

5年1月1日現在

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
総計	48.080	385,142	738,914	15,368					
旭丘 1丁目	0.218	3,375	4,898	22,468	貫井 4丁目	0.266	2,201	4,233	15,914
旭丘 2丁目	0.193	1,504	2,389	12,378	貫井 5丁目	0.146	1,433	2,545	17,432
小竹町 1丁目	0.248	3,113	5,138	20,718	錦 1丁目	0.200	1,936	3,653	18,265
小竹町 2丁目	0.269	2,624	4,375	16,264	錦 2丁目	0.152	1,286	2,607	17,151
栄町	0.167	2,579	4,087	24,473	氷川台 1丁目	0.149	119	221	1,483
羽沢 1丁目	0.071	912	1,357	19,113	氷川台 2丁目	0.161	1,389	2,959	18,379
羽沢 2丁目	0.229	1,961	3,448	15,057	氷川台 3丁目	0.232	2,933	5,162	22,250
羽沢 3丁目	0.165	1,011	1,923	11,655	氷川台 4丁目	0.240	2,814	5,213	21,721
豊玉上 1丁目	0.174	1,539	2,344	13,471	平和台 1丁目	0.198	1,730	3,535	17,854
豊玉上 2丁目	0.138	2,923	4,259	30,862	平和台 2丁目	0.158	1,621	3,056	19,342
豊玉中 1丁目	0.135	1,398	2,458	18,207	平和台 3丁目	0.199	2,025	4,330	21,759
豊玉中 2丁目	0.154	1,984	3,277	21,279	平和台 4丁目	0.170	1,528	2,955	17,382
豊玉中 3丁目	0.147	1,922	3,037	20,660	早宮 1丁目	0.328	3,055	5,764	17,573
豊玉中 4丁目	0.103	861	1,974	19,165	早宮 2丁目	0.310	2,191	4,145	13,371
豊玉南 1丁目	0.109	1,237	2,270	20,826	早宮 3丁目	0.295	2,329	4,836	16,393
豊玉南 2丁目	0.155	1,125	2,004	12,929	早宮 4丁目	0.253	2,090	4,416	17,455
豊玉南 3丁目	0.194	2,215	4,480	23,093	春日町 1丁目	0.394	2,336	4,691	11,906
豊玉北 1丁目	0.121	1,660	2,572	21,256	春日町 2丁目	0.305	2,384	4,606	15,102
豊玉北 2丁目	0.120	1,573	2,476	20,633	春日町 3丁目	0.245	2,211	4,069	16,608
豊玉北 3丁目	0.155	2,230	3,236	20,877	春日町 4丁目	0.306	2,226	4,399	14,376
豊玉北 4丁目	0.154	2,657	3,978	25,831	春日町 5丁目	0.261	2,224	4,485	17,184
豊玉北 5丁目	0.143	2,643	3,844	26,881	春日町 6丁目	0.247	2,088	4,192	16,972
豊玉北 6丁目	0.121	1,827	3,184	26,314	高松 1丁目	0.229	1,474	2,951	12,886
中村 1丁目	0.148	1,208	2,392	16,162	高松 2丁目	0.208	1,255	2,575	12,380
中村 2丁目	0.156	1,621	3,366	21,577	高松 3丁目	0.218	1,287	3,213	14,739
中村 3丁目	0.193	2,211	4,072	21,098	高松 4丁目	0.229	1,562	3,411	14,895
中村南 1丁目	0.215	2,051	4,216	19,609	高松 5丁目	0.235	1,394	2,741	11,664
中村南 2丁目	0.168	2,187	3,775	22,470	高松 6丁目	0.263	1,446	3,075	11,692
中村南 3丁目	0.131	1,539	3,019	23,046	北町 1丁目	0.260	2,937	4,699	18,073
中村北 1丁目	0.122	2,177	3,696	30,295	北町 2丁目	0.250	3,366	6,465	25,860
中村北 2丁目	0.124	1,729	3,100	25,000	北町 3丁目	0.134	1,883	3,324	24,806
中村北 3丁目	0.080	1,357	2,060	25,750	北町 4丁目	0.248	801	801	3,230
中村北 4丁目	0.122	1,721	2,847	23,336	北町 5丁目	0.139	1,356	2,446	17,597
桜台 1丁目	0.206	3,309	5,075	24,636	北町 6丁目	0.178	1,608	2,704	15,191
桜台 2丁目	0.244	2,659	4,690	19,221	北町 7丁目	0.210	1,592	2,815	13,405
桜台 3丁目	0.285	2,555	4,688	16,449	北町 8丁目	0.215	2,161	3,692	17,172
桜台 4丁目	0.151	2,221	3,503	23,199	田柄 1丁目	0.275	2,463	4,951	18,004
桜台 5丁目	0.241	2,026	3,929	16,303	田柄 2丁目	0.399	3,808	7,050	17,669
桜台 6丁目	0.258	1,785	3,598	13,946	田柄 3丁目	0.318	2,486	5,520	17,358
練馬 1丁目	0.206	2,803	4,192	20,350	田柄 4丁目	0.414	3,235	7,308	17,652
練馬 2丁目	0.267	1,769	2,965	11,105	田柄 5丁目	0.255	1,934	4,116	16,141
練馬 3丁目	0.134	2,375	3,553	26,515	光が丘 1丁目	0.071	1,567	2,552	35,944
練馬 4丁目	0.187	2,251	3,845	20,561	光が丘 2丁目	0.256	2,571	5,217	20,379
向山 1丁目	0.091	1,104	1,748	19,209	光が丘 3丁目	0.287	3,963	8,813	30,707
向山 2丁目	0.155	1,344	2,570	16,581	光が丘 4丁目	0.609	—	—	—
向山 3丁目	0.285	1,303	2,500	8,772	光が丘 5丁目	0.164	1,599	3,203	19,530
向山 4丁目	0.223	2,103	4,185	18,767	光が丘 6丁目	0.078	477	1,024	13,128
貫井 1丁目	0.207	2,733	5,062	24,454	貫井 7丁目	0.206	2,561	5,667	27,510
貫井 2丁目	0.184	2,472	4,113	22,353	旭町 1丁目	0.246	1,942	4,264	17,333
貫井 3丁目	0.266	2,959	4,940	18,571	旭町 2丁目	0.295	2,576	4,531	15,359

町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)	町丁目	面積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	人口密度 (人/km ²)
旭 町 3丁目	0.229	2,385	4,185	18,275	下石神井 3丁目	0.173	1,110	2,393	13,832
土支田 1丁目	0.244	1,642	3,606	14,779	4丁目	0.224	1,982	3,523	15,728
2丁目	0.294	1,386	3,128	10,639	5丁目	0.159	1,319	2,650	16,667
3丁目	0.310	1,833	4,217	13,603	6丁目	0.229	1,614	3,494	15,258
4丁目	0.333	1,488	3,379	10,147	立野町	0.357	2,431	5,267	14,754
富士見台 1丁目	0.168	1,518	3,123	18,589	関町東 1丁目	0.222	2,035	3,699	16,662
2丁目	0.232	2,297	4,110	17,716	2丁目	0.096	1,016	1,527	15,906
3丁目	0.256	2,258	4,204	16,422	関町南 1丁目	0.173	1,324	2,442	14,116
4丁目	0.303	1,862	4,044	13,347	2丁目	0.277	2,189	4,270	15,415
南田中 1丁目	0.174	1,243	2,516	14,460	3丁目	0.272	2,058	4,237	15,577
2丁目	0.171	928	1,831	10,708	4丁目	0.326	3,593	7,513	23,046
3丁目	0.189	1,424	2,611	13,815	関町北 1丁目	0.142	2,183	3,557	25,049
4丁目	0.201	1,505	3,084	15,343	2丁目	0.206	2,882	4,684	22,738
5丁目	0.193	1,336	2,304	11,938	3丁目	0.361	2,191	4,121	11,416
高野台 1丁目	0.196	1,795	3,491	17,811	4丁目	0.352	2,191	4,198	11,926
2丁目	0.164	1,631	3,334	20,329	5丁目	0.283	2,451	5,459	19,290
3丁目	0.237	1,536	2,912	12,287	東大泉 1丁目	0.270	2,471	4,677	17,322
4丁目	0.144	1,305	2,624	18,222	2丁目	0.417	3,058	6,335	15,192
5丁目	0.183	1,440	3,052	16,678	3丁目	0.324	2,661	4,825	14,892
谷原 1丁目	0.231	993	2,180	9,437	4丁目	0.224	1,684	2,890	12,902
2丁目	0.141	853	1,765	12,518	5丁目	0.350	2,128	4,009	11,454
3丁目	0.163	852	2,075	12,730	6丁目	0.442	3,383	6,444	14,579
4丁目	0.191	790	1,945	10,183	7丁目	0.402	2,872	5,921	14,729
5丁目	0.227	1,407	3,238	14,264	西大泉町	0.002	14	33	16,500
6丁目	0.178	995	2,247	12,624	西大泉 1丁目	0.274	1,926	4,011	14,639
三原台 1丁目	0.237	1,940	4,163	17,565	2丁目	0.329	1,296	2,902	8,821
2丁目	0.156	933	2,137	13,699	3丁目	0.298	1,754	3,747	12,574
3丁目	0.235	1,424	3,088	13,140	4丁目	0.350	1,569	3,772	10,777
石神井町 1丁目	0.237	1,775	3,078	12,987	5丁目	0.382	2,198	4,752	12,440
2丁目	0.275	2,523	4,720	17,164	6丁目	0.183	1,304	2,851	15,579
3丁目	0.163	1,962	3,277	20,104	南大泉 1丁目	0.333	2,202	4,756	14,282
4丁目	0.196	1,779	3,428	17,490	2丁目	0.281	1,951	4,397	15,648
5丁目	0.301	982	1,730	5,748	3丁目	0.337	2,282	4,828	14,326
6丁目	0.208	1,648	3,134	15,067	4丁目	0.365	3,133	6,327	17,334
7丁目	0.248	2,151	4,204	16,952	5丁目	0.362	2,325	4,663	12,881
8丁目	0.305	2,221	4,406	14,446	6丁目	0.121	845	1,904	15,736
石神井台 1丁目	0.366	705	1,594	4,355	大泉町 1丁目	0.495	2,333	5,243	10,592
2丁目	0.313	2,198	4,642	14,831	2丁目	0.467	2,179	4,632	9,919
3丁目	0.311	2,776	5,448	17,518	3丁目	0.409	1,739	3,731	9,122
4丁目	0.284	2,230	4,643	16,349	4丁目	0.344	1,682	3,768	10,953
5丁目	0.261	1,770	3,938	15,088	5丁目	0.227	1,008	2,076	9,145
6丁目	0.224	1,366	2,978	13,295	6丁目	0.136	1,148	2,325	17,096
7丁目	0.225	2,209	3,749	16,662	大泉学園町 1丁目	0.235	1,444	3,137	13,349
8丁目	0.257	1,772	3,892	15,144	2丁目	0.333	1,971	3,977	11,943
上石神井 1丁目	0.339	3,512	5,437	16,038	3丁目	0.362	1,360	3,208	8,862
2丁目	0.309	2,487	4,372	14,149	4丁目	0.382	1,910	4,262	11,157
3丁目	0.345	1,988	3,650	10,580	5丁目	0.383	2,160	4,765	12,441
4丁目	0.353	2,688	4,794	13,581	6丁目	0.426	2,327	5,197	12,200
上石神井南町	0.177	1,105	2,194	12,395	7丁目	0.399	2,393	4,994	12,516
下石神井 1丁目	0.166	1,321	2,763	16,645	8丁目	0.355	2,166	4,600	12,958
2丁目	0.214	1,564	3,282	15,336	9丁目	0.336	68	68	202

4 気 象

1月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、前線や低気圧の影響で雨や雪となる日もあった。6日は低気圧の影響で雪となり、東京では最深積雪10cmを観測した。練馬では6日に1月の日最高気温として最も低い2.1℃を観測した。東京の月平均気温は低く、月間日照時間は多く、月降水量は少なくなった。

2月：

冬型の気圧配置や高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、上旬から中旬にかけては低気圧の影響を受けて雪や雨の日があった。練馬では6日に2月の日最低気温として最も低い-4.1℃を観測した。また、2月の月平均気温として最も低い4.4℃を観測した。東京の月平均気温は低く、月間日照時間と月降水量は多くなった。

3月：

期間の前半は高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。期間の後半は低気圧や前線と高気圧が交互に通じたため天気は数日の周期で変化し、大雨や雷雨となる日もあった。期間を通して大陸からの寒気の影響を受けにくく、南から暖かい空気が流れ込んだ時期もあったため、気温は高くなった。5日は関東地方で「春一番」が吹いた。また、東京では20日にさくらが開花し、27日に満開となった。東京の月平均気温は高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

4月：

期間の前半は高気圧に覆われて晴れの日もあったが、期間の後半を中心に前線や低気圧の影響で曇りや雨の日が多く、大雨の日もあった。高気圧や南からの暖かい空気の影響で気温がかなり高い日があった一方、寒気の影響を受けて気温がかなり低い日もあり、気温の変動が大きかった。練馬では27日に4月の日最低気温として最も高い18.7℃を観測した。東京の月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

5月：

期間の前半は前線や低気圧の影響で雨の日が多くなった。期間の後半は高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、気圧の谷や湿った空気の影響で大雨の日もあった。練馬では5月の月平均気温として最も低い18.5℃を観測した。東京の月平均気温と月間日照時間はともに平年並、月降水量は多くなった。

6月：

高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、期間の前半は梅雨前線の影響で大雨の日もあった。東京では25日に本年初めての猛暑日（日最高気温35℃以上）となり、7月3日にかけて猛暑日が9日間続いた。練馬では25日に6月の日最低気温として最も高い26.1℃を、30日に6月の日最高気温として最も高い37.0℃を観測した。関東甲信地方は6日ごろに梅雨入りした。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間はかなり多く、月降水量はかなり少なくなった。

7月：

太平洋高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、気圧の谷や上空の寒気の影響で曇りや雨の日があり、大雨の日もあった。関東甲信地方は23日ごろに梅雨明けした。東京の月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

8月：

曇りや晴れの日もあったが、低気圧や前線の影響で雨の日もあった。期間の初めは湿った空気の影響で雷雨の日もあり、中頃には台風第8号が接近・通過した。東京の月平均気温は平年並、月間日照時間は少なく、月降水量は平年並となった。

9月：

高気圧に覆われて晴れの日が多くなったが、期間の後半は気圧の谷や低気圧、台風の影響で曇りや雨の日が多くなり、大雨の日もあった。東京の月平均気温は高く、月間日照時間は平年並、月降水量は多くなった。

10月：

高気圧と低気圧が交互に通過し、天気は数日の周期で変化した。期間の前半は前線や低気圧の影響で大雨の日もあった。練馬では10月の月平均気温として最も低い16.4℃を観測した。東京の月平均気温は低く、月間日照時間は平年並、月降水量は少なくなった。

11月：

期間の前半は高気圧に覆われて晴れの日が多くなった。期間の後半は高気圧と低気圧が交互に通過したため数日の周期で変化した。前線の影響で大雨の日もあった。東京の月平均気温はかなり高く、月間日照時間は多く、月降水量は平年並となった。

12月：

冬型の気圧配置で晴れの日が多くなったが、低気圧や前線の影響で雨の日もあった。練馬では23日に12月の日最大風速として最も強い9.2m/sを観測した。東京の月平均気温は低く、月間日照時間と月降水量はともに平年並となった。

注1 本文章内で使用している練馬の記録の統計期間は平成24年12月から4年12月である。

注2 東京での気温、日照時間、降水量の階級区分（「低い」「平年並」「高い」など）は、平成3年から2年の観測値をもとに決めている。

〔練馬地域気象観測所 気温・降水量〕

4年

区分 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年間
平均気温 (°C)	4.1	4.4	10.5	15.0	18.5	23.0	27.4	27.5	24.0	16.4	13.5	6.5	15.9
平均最高気温 (°C)	9.0	9.9	16.5	20.3	23.6	27.8	32.1	32.1	28.2	20.8	18.8	11.8	20.9
平均最低気温 (°C)	-0.3	-0.3	5.5	10.6	14.2	19.1	24.1	24.0	20.8	12.8	9.2	2.0	11.8
降水量 (mm)	16.5	52.0	84.0	195.0	114.0	58.0	139.5	131.5	275.0	113.5	68.0	47.0	1294.0

注 月平均は、日平均気温、日最高気温、日最低気温をそれぞれ月毎に平均した値である。年平均は、月平均を平均した値である。なお、日平均気温は毎正時（1時から24時）の気温を平均した値である。

序章

区政の推進と財政

1 区の計画	26	4 税・財産	66
2 区政のしくみ	30	5 医療保険・年金制度	70
3 財政	47	6 区内の公共機関	76



区役所20階展望ロビーからの富士山

1 区の計画

(1) グランドデザイン構想

●位置付け

区が目指す将来像を区民と共有しながら区政を更に前に進めるため、おおむね10年後から30年後の将来像を示す「グランドデザイン構想」を平成30年6月に公表した。

●構成

「グランドデザイン構想」は、「暮らし」「都市」「区民参加と協働」の3つの分野で構成する。

1 暮らしのグランドデザイン

子ども、高齢者、文化芸術、みどりなど、8つのテーマを設定し、10年後の暮らしの姿を8人の区民の物語として描くとともに、テーマに対する区の基本姿勢と取組の方向性を示している。

2 都市のグランドデザイン

4つのテーマを設定して、30年後のまちの姿をビジュアルに描くことにより、具体的なまちのイメージを表現している。

3 区民参加と協働のグランドデザイン

地域に根差した区民の自発的な活動が、区内のいたるところで活発に展開され、区民や団体そして区が協働して、練馬ならではの新たな自治を創造する道筋を明らかにしている。

(2) 第2次みどりの風吹くまちビジョン

●位置付け

平成30年6月に策定した「グランドデザイン構想」に示す将来像の実現に向けた、区の新たな総合計画として、『第2次みどりの風吹くまちビジョン（第2次ビジョン）』を31年3月に策定した。これに伴い、28年10月に策定した「区政改革計画」の施策の充実に係る取組は戦略計画に継承し、改革の実行に係る取組は個別計画等に基づき推進している。

なお、26年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」により、人口減少社会の克服および地方創生の実現に向けて、都道府県および区市町村は地方版総合戦略を策定することが求められており、第2次ビジョンは、練馬区版総合戦略としての位置付けも、もつものとした。

●改定アクションプランの策定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済・財政状況など、区政を取り巻く環境は大きく変化し、非対面・非接触の生活、デジタル化の加速など、区民生活にも大きな影響を及ぼしている。引き続き区民生活を支える上で必要な施策を充実するとともに、この間に生じた新たな課題に対応するため、4年度から5年度の2か年の取組を定める「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン（改定アクションプラン）」を4年3月に策定した。

なお、改定アクションプランは、第2次ビジョン基本計画と併せて区の新たな総合計画（地方版総合戦略）として位置付けている。

●『第2次ビジョン』の構成

「グランドデザイン構想」実現への道筋を示す「基本計画」と、具体的な実行計画である「アクションプラン」の二部構成である。

1 第2次ビジョン 基本計画

「3つの基本理念」と「6つの施策の柱」を提示している。計画期間は5年間（令和元～5年度）である。

(1) 基本理念

- ① 区民サービスの向上
- ② 区民協働による住民自治
- ③ 区政改革の徹底

(2) 施策の柱

- 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち
- 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
- 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち
- 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
- 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
- 施策の柱6 区民とともに区政を進める

2 改定アクションプラン

改定アクションプランの策定に当たり、第2次ビジョン基本計画に掲げた「3つの基本理念」や「6つの施策の柱」などは継承しつつ、社会情勢の変化に対応するため、戦略計画の見直しや追加を行った。

改定アクションプランは、22の「戦略計画」とそれに基づく「年度別取組計画」、「財政フレーム」で構成される。

(1) 戦略計画

計画期間は2年間（令和4・5年度）とし、5

年度末の目標と4・5年度の主な取組を提示している。

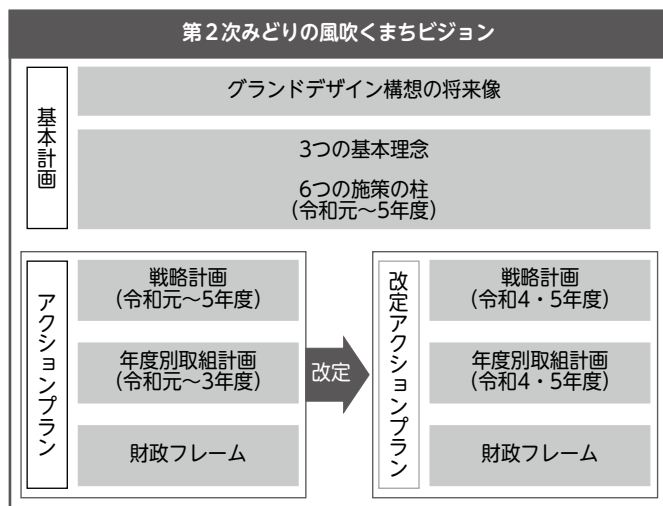
- ① 施策の柱1 子どもたちの笑顔輝くまち
 - 戦略計画1 子育てのかたちを選択できる社会の実現
 - 戦略計画2 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
 - 戦略計画3 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり
 - 戦略計画4 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成
- ② 施策の柱2 高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち
 - 戦略計画5 高齢者地域包括ケアシステムの確立
 - 戦略計画6 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進
- ③ 施策の柱3 安心を支える福祉と医療のまち
 - 戦略計画7 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備
 - 戦略計画8 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援
 - 戦略計画9 感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備
 - 戦略計画10 コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援
- ④ 施策の柱4 安全・快適、みどりあふれるまち
 - 戦略計画11 地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」
 - 戦略計画12 みどり豊かで快適な空間を創出する交通インフラの整備
 - 戦略計画13 魅力にあふれ利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり
 - 戦略計画14 練馬のみどりを未来へつなぐ
 - 戦略計画15 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開
- ⑤ 施策の柱5 いきいきと心豊かに暮らせるまち
 - 戦略計画16 地域特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり
 - 戦略計画17 生きた農と共存するまち練馬
 - 戦略計画18 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち
 - 戦略計画19 みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち
- ⑥ 施策の柱6 区民とともに区政を進める
 - 戦略計画20 区民協働による住民自治の創造

- 戦略計画21 窓口から区役所を変える
- 戦略計画22 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

(2) 年度別取組計画

4・5年度の具体的な取組と事業費を提示している。合わせて改定アクションプランの実現性を担保するため、4・5年度の「財政フレーム」を提示している。

〔改定後の第2次ビジョン体系図〕

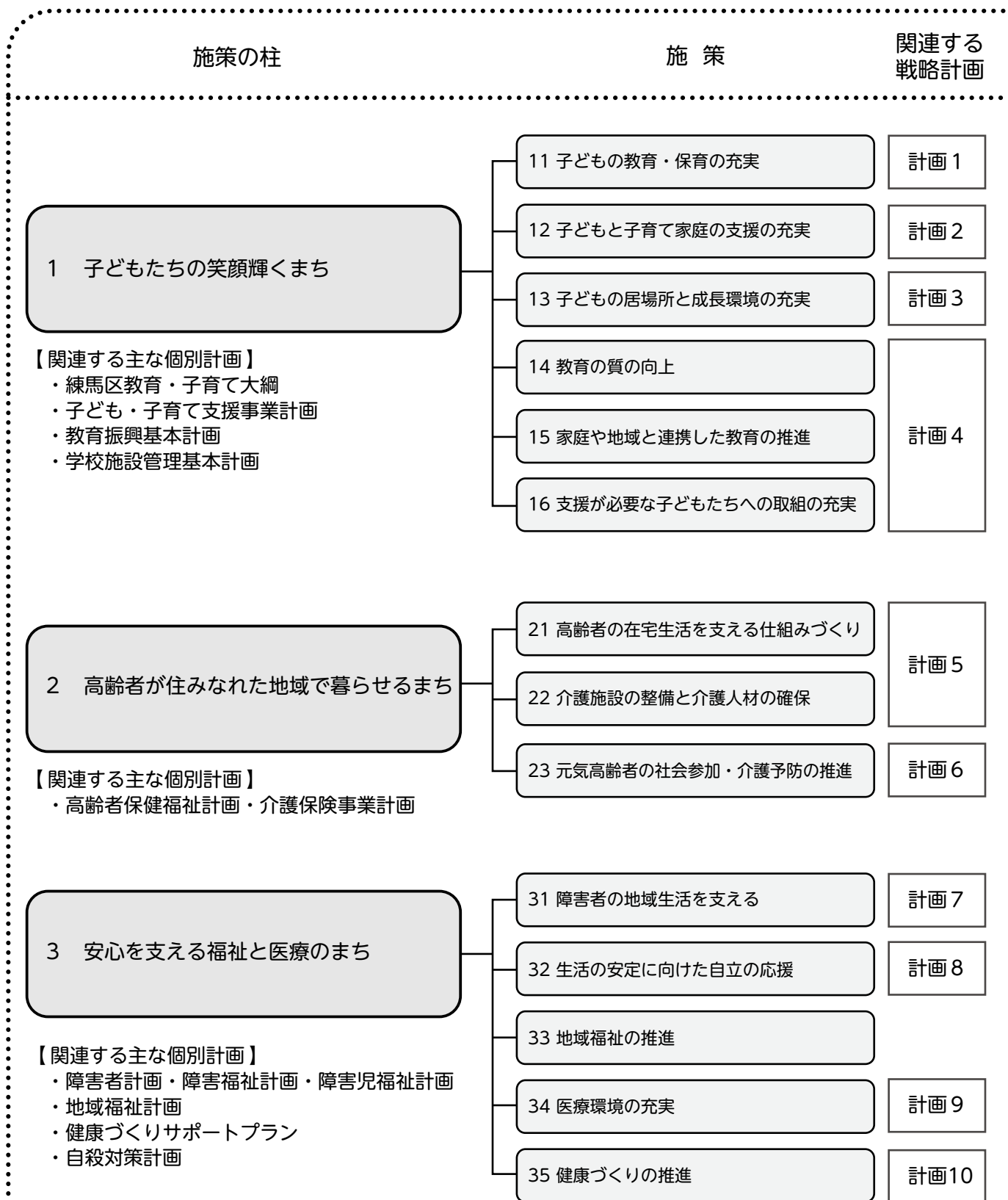


(3) 区民の要望

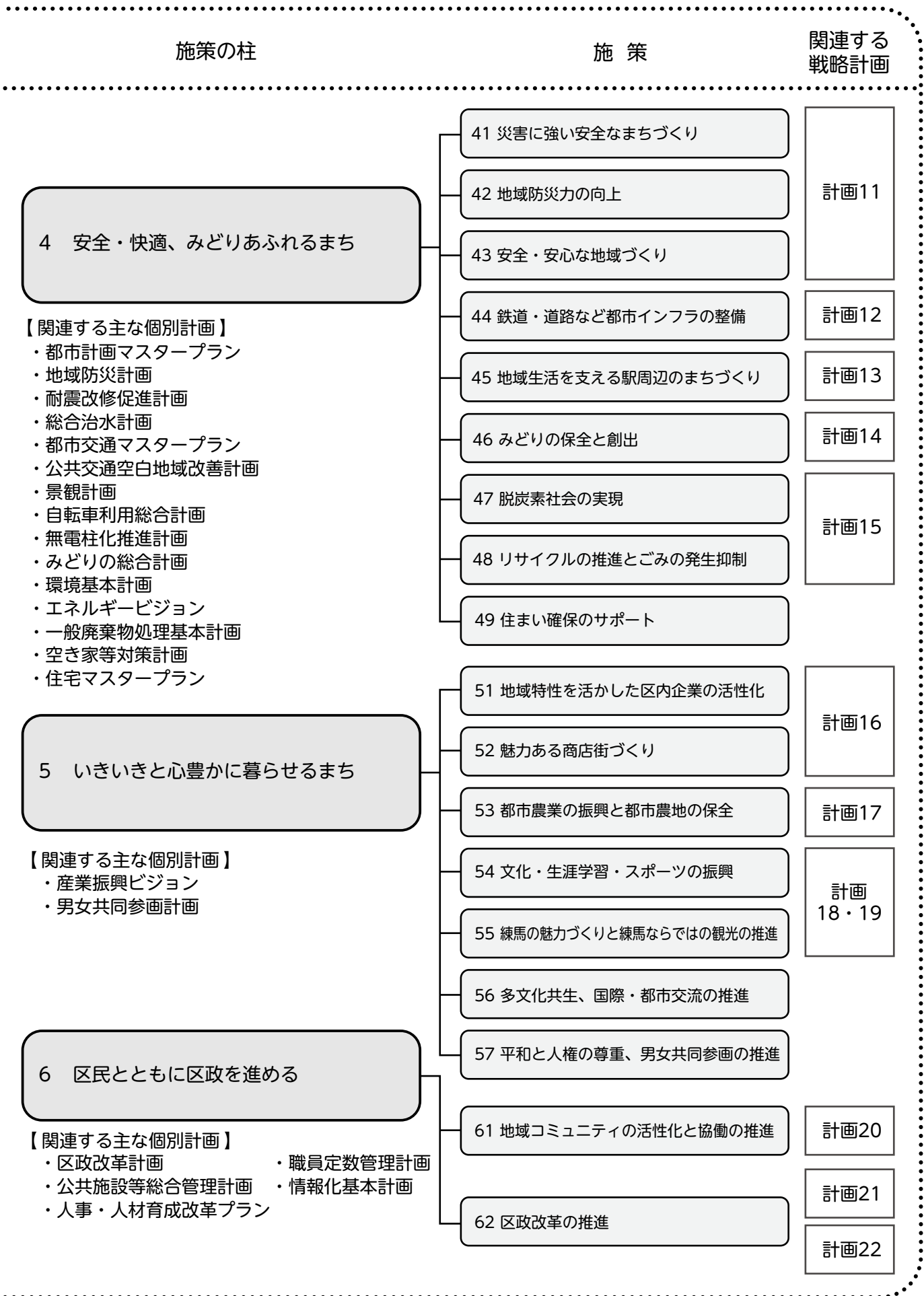
●区民意識意向調査

区では毎年、区民意識意向調査を行い、区民要望の把握に努めている。4年度調査の「特に力を入れてほしいと思う施策」では、「鉄道・道路・バス交通など都市インフラの整備」、「駅周辺のまちづくり」、「子育て支援」、「高齢者福祉」、「医療環境の充実」が上位を占めた。

〔施策の体系と戦略計画・個別計画の関連図（第2次みどりの風吹くまちビジョン）〕



※ 複数の施策に関連する戦略計画は、最も関連性の高い施策に対応して表示しています。
 戦略計画の表示がない施策も、戦略計画に関連事業があります。



2 区政のしくみ

区の機関は、議決機関（区議会）と執行機関（区長等）から構成されている。区議会および区長は、区民の直接選挙によって選ばれ、それぞれが区民の代表機関として権限と役割を分担し、相互の抑制、均衡により円滑な自治運営を図っている。

また、区では、区民、議会、執行機関の三者が力を合わせて区政を進めるための基本的なルールとして「練馬区政推進基本条例」を制定し、区民、議会、執行機関のそれぞれの役割と責務、区政運営の基本原則などを定めている。

(1) 議決機関（区議会）

議決機関である区議会は、区民から選挙によって選ばれた議員（条例定数 50 人・任期 4 年）で構成される合議制の機関である。

区議会を代表し、統括する議長には第 74 代議長として藤井たかし議員、副議長には第 76 代副議長として柳沢よしみ議員が、ともに 4 年 6 月 7 日に就任した。

なお、5 年 4 月に区議会議員選挙が執行され、6 月 9 日に第 75 代議長として田中よしゆき議員、第 77 代副議長として酒井妙子議員が就任した。

●区議会のはたらき

区議会の本来的な仕事は議決であり、議決を必要とする事項は、(1) 条例の制定・改廃 (2) 予算の決定 (3) 決算の認定 (4) 区の税金・使用料・手数料の決定 (5) 条例で定める契約の締結などである。また、区政の適正な運営を期するため、執行機関を監視するのも役割の一つである。更に区議会は、住民から出された請願・陳情を審査し、採択したものは区長に送付し、その処理経過の報告を受けている。

〔議案等議決件数〕 (単位：件) 4 年 1 月～12 月

区分	可決	否決	承認	認定
条 例	53	—	—	—
規 則	—	—	—	—
予 算	16	—	—	—
決 算	—	—	—	5
契約・買入れ	20	—	—	—
区道認定・変更等	15	—	—	—
区長専決処分事項の承認	—	—	—	—
選任・任命の同意	4	—	—	—
特別委員会の設置	—	—	—	—
指定管理者の指定	14	—	—	—
意見書	6	1	—	—
決 議	3	—	—	—
その他	9	—	—	—
計	140	1	—	5

〔常任委員会および委員会開催状況〕

4 年 12 月 31 日現在

委員会名	所管事項	委員名（◎委員長、○副委員長）			開催数
企画総務委員会 定数 10 人	区長室、企画部、危機管理室、総務部、会計管理室、選挙管理委員会および監査委員の所管に関する事項ならびに他の常任委員会の所管に属しない事項	◎かしまさお 福沢 剛 しもだ 玲 野沢 なな	○西野こういち 田中よしゆき きみがき圭子	西山きよたか 宮原よしひこ 有馬 豊	21 回
区民生活委員会 定数 10 人	区民部、産業経済部、地域文化部および農業委員会の所管に関する事項	◎小川こうじ 上野ひろみ かとうぎ桜子 土屋としひろ	○笠原こうぞう 吉田ゆりこ 坂尻まさゆき	関口 和雄 石黒たつお 渡辺てる子	20 回
保健福祉委員会 定数 10 人	福祉部および健康部の所管に関する事項	◎平野まさひろ 柴田さちこ はしぐち奈保 富田けんじ	○小泉 純二 宮崎はるお やない克子	かわすみ雅彦 鈴木たかし のむら 説	20 回
都市整備委員会 定数 10 人	環境部、都市整備部および土木部の所管に関する事項	◎たかはし慎吾 かしわざき強 松田 亘 沢村信太郎	○井上勇一郎 うすい民男 岩瀬たけし	藤井たかし 星野あつし 島田 拓	19 回
文教児童青少年委員会 定数 10 人	教育委員会の所管に関する事項	◎小林みつぐ 佐藤 力 倉田れいか 白石けい子	○酒井 妙子 つじ 誠心 高口ようこ	田中ひでかつ 柳沢よしみ 小松あゆみ	20 回

注：各常任委員会の委員は、4 年 6 月 7 日就任。委員会の開催数は 4 年 1 月～12 月の期間

●本会議と委員会

区議会は、条例により年4回(2・6・9・11月)開かれる定例会と、特定の案件を審議するため必要に応じて召集される臨時会がある。

議会の議決は、本会議で行わなければその効力を生じないが、区の仕事は複雑多岐にわたっており、議会としても能率的かつ専門的な審査を必要とするため、いくつかの分野に分けて、委員会を設けている。

委員会には、常任委員会、議会運営委員会および特

別委員会がある。常任委員会は、企画総務、区民生活、保健福祉、都市整備、文教児童青少年の5委員会が設置されている。また、議会運営委員会は議会全般について協議するため設置されている。特別委員会は、必要がある場合に設置することとなっており、総合・災害対策等、医療・病院整備等、都市農業・みどり環境等、交通対策等の4委員会が設置されている。

本会議および各委員会は傍聴することができる。傍聴には傍聴券が必要である。

〔議会運営委員会および委員会開催状況〕

4年12月31日現在

委員会名	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
議会運営委員会 定数17人	(1) 議会の運営に関する事項 (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3) 議長の諮問に関する事項	◎田中よしゆき 小泉 純二 たかはし慎吾 鈴木たかし きみがき圭子 坂尻まさゆき ○宮原よしひこ 上野ひろみ 西野こういち 井上勇一郎 高口ようこ 沢村信太郎 関口 和雄 かしまさお 小川こうじ しもだ 玲 有馬 豊	31回

注：議会運営委員会の委員は、4年6月7日就任。委員会の開催数は4年1月～12月の期間

〔特別委員会および委員会開催状況〕

4年12月31日現在

委員会名	設置目的	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
総合・災害対策等 特別委員会 定数13人	(1) 地域防災についての調査研究 (2) 危機管理指針についての調査研究(新型コロナウイルス感染症に関する案件は除く) (3) 地方分権の推進および財政権拡充についての調査研究 (4) 練馬区立美術館の再整備に関する調査研究	◎関口 和雄 笠原こうぞう 西野こういち 岩瀬たけし 小松あゆみ ○吉田ゆりこ 福沢 剛 平野まさひろ 高口ようこ	12回
医療・病院整備等 特別委員会 定数13人	(1) 地域医療の環境整備についての調査研究 (2) 病床の確保についての調査研究 (3) 感染症対策についての調査研究(新型コロナウイルス感染症に関する案件は除く)	◎宮崎はるお 小泉 純二 鈴木たかし 有馬 豊 野沢 なな ○つじ 誠心 西山きよたか 松田 亘 白石けい子	14回
都市農業・ みどり環境等 特別委員会 定数12人	(1) 清掃事業についての調査研究 (2) 資源循環型についての調査研究 (3) エネルギー対策についての調査研究 (4) みどりの保全・創出に係る区民協働の推進についての調査研究 (5) みどりの啓発機能をもつ緑地、庭園等についての調査研究 (6) 都市農地保全および都市農業振興についての調査研究(農業委員会に関する案件は除く)	◎田中ひでかつ かしまさお 酒井 妙子 のむら 説 ○倉田れいか たかはし慎吾 はしぐち奈保 富田けんじ	12回
交通対策等 特別委員会 定数12人	(1) バス交通等地域間交通についての調査研究 (2) 都営地下鉄大江戸線の延伸および沿線まちづくりについての調査研究 (3) 東京外かく環状道路についての調査研究 (4) 西武線連続立体および事業化に伴うまちづくりについての調査研究	◎佐藤 力 田中よしゆき 星野あつし やない克子 ○かわすみ雅彦 柳沢よしみ 石黒たつお 島田 拓	14回

注：各特別委員会の委員は、4年6月7日就任。委員会の開催数は4年1月～12月の期間

〔予算・決算特別委員会および委員会開催状況〕

4年12月31日現在

委員会名	開催期間	所管事項	委員名(◎委員長、○副委員長)	開催数
予算特別委員会	4年2月16日～ 4年3月11日	令和3年度補正予算の審査 令和4年度予算の審査	◎福沢 剛 ○高口ようこ 議長を除く全議員	14回
予算特別委員会	4年6月8日	令和4年度補正予算の審査	◎かしまさお ○倉田れいか 議長を除く全議員	6回
	4年6月15日			
	4年10月5日			
	4年10月7日			
	4年12月2日			
4年12月6日				
決算特別委員会	4年9月7日～ 4年10月12日	令和3年度決算の審査	◎平野まさひろ ○かとうぎ桜子 議長を除く全議員	12回

●令和4年～令和5年の区議会

1 第一回定例会（4年2月4日から3月15日）

定例会の初日に区長から、「令和4年度当初予算案と令和3年度12月補正予算」「新型コロナウイルス感染症対策」「（仮称）都立練馬児童相談所の設置」「新興感染症等に対応した医療施設の整備」「都市インフラ整備とまちづくり」「文化施策」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和4年度練馬区一般会計予算」「令和3年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例」など39議案が、議員から「ロシアによるウクライナへの侵略に断固抗議する決議」「練馬区議会議員の議員報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の2議案が、また委員会から「順天堂大学医学部附属練馬病院における三次救急医療機関の指定等を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

2 第二回定例会（4年6月1日から6月21日）

6月7日に議長、副議長の選挙を行い、議長に藤井たかし議員、副議長に柳沢よしみ議員をそれぞれ選出した。新議長のもと常任、議会運営、特別の各委員会の委員の選任を行った。

6月8日に区長から、三選後初めての所信表明があり、「これまでの政策を継続、発展させ、区民との協働で区政をさらに前に進めたい。『改革ねりま第Ⅲ章』を必ず成し遂げる」と発言があった。これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」「令和4年度練馬区一般会計補正予算」など28議案が、議員から「子育て支援の拡充を求める意見書」「環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書」など4議案が提出された。

審議の結果、区長提出28議案、議員提出4議案を原案どおり可決した。

〔練馬区議会議員名簿〕

議員定数50人 在職議員50人 5年6月9日現在

氏名	会派	電話	住所	氏名	会派	電話	住所
小林みつぐ	自民党	3999-3471	〒176-0024 中村1-3-3	しもだ玲	練馬会議	050-3588-0693	〒177-0041 石神井町3-25-8-302
小泉純二	自民党	3970-8615	〒179-0074 春日町6-6-39-603	西田まちこ	練馬会議	090-5307-7817	〒176-0022 向山3-26-4
藤井たかし	自民党	5905-0533	〒178-0065 西大泉3-29-20	のださちこ	練馬会議	080-4131-5544	〒177-0051 関町北2-17-16-205
かしわざき強	自民党	3924-7789	〒178-0062 大泉町4-34-5	白石けい子	立憲民主	3990-3107	〒179-0075 高松3-24-19
福沢剛	自民党	6317-7044	〒176-0006 栄町1-2-901	沢村信太郎	立憲民主	6824-5987	〒177-0035 南田中3-21-7
上野ひろみ	自民党	3939-0646	〒179-0073 田柄4-36-34	富田けんじ	立憲民主	6915-7247	〒179-0083 平和台4-10-4-6F
田中よしゆき	自民党	5903-9417	〒177-0044 上石神井4-8-8	渡辺てる子	立憲民主	070-8383-4589	〒178-0063 東大泉5-36-17-303
かわすみ雅彦	自民党	6761-0007	〒177-0042 下石神井2-34-5-101	たかはし純	立憲民主	070-2426-5787	〒177-0052 関町東1-7-12-104
かしままさお	自民党	6904-4363	〒178-0064 南大泉3-9-22	石森愛	立憲民主	050-3595-0090	〒177-0041 石神井町8-17-8-105
しばたさちこ	自民党	3921-0303	〒178-0063 東大泉3-4-3-204	有馬豊	共産党	3997-4191	〒177-0041 石神井町2-8-27
高橋しんご	自民党	3408-6675	〒179-0085 早宮2-10-3	島田拓	共産党	5997-5014	〒179-0071 旭町1-1-15
佐藤力	自民党	4500-1756	〒179-0076 土支田1-6-19	のむら説	共産党	5999-1200	〒179-0085 早宮3-1-15
つじ誠心	自民党	080-1957-2758	〒179-0081 北町8-21-3-E306	やくし辰哉	共産党	6766-0810	〒178-0061 大泉学園町2-1-17-101
笠原ともこ	自民党	3990-3773	〒177-0034 富士見台1-26-19	小松あゆみ	共産党	3825-9122	〒177-0034 富士見台2-18-10
浜田ゆきひろ	自民党	3577-3015	〒176-0021 貫井3-14-8-1F	かとうぎ桜子	インクル	3978-4154	〒178-0063 東大泉3-1-18-102
吉田ゆりこ	公明党	3933-3489	〒179-0081 北町6-35-27	岩瀬たけし	インクル	5935-4071	〒178-0061 大泉学園町2-10-1
柳沢よしみ	公明党	3594-7510	〒177-0051 関町北5-5-8-505	高口ようこ	インクル	080-7746-8648	〒176-0002 桜台3-42-29 荒川方
酒井妙子	公明党	6909-2960	〒179-0072 光が丘3-3-4-922	山田かずよし	維新の会	3991-3087	〒176-0012 豊玉北5-2-14
西野こういち	公明党	6272-4249	〒176-0021 貫井3-22-11	水上明子	維新の会	080-9099-0808	〒176-0001 練馬1-20-8-2F
鈴木たかし	公明党	5933-0705	〒178-0062 大泉町3-19-16	吹田ひでとし	維新の会	080-3525-2317	〒176-0024 中村3-34-5
星野あつし	公明党	3979-8644	〒179-0071 旭町3-3-3	やない克子	生活ネット	3993-4899	〒177-0051 関町北5-17-4
佐藤じゅんや	公明党	3921-6846	〒178-0061 大泉学園町4-13-15	山崎まりも	生活ネット	3993-4899	〒179-0072 光が丘3-3-4-220
倉田れいか	練馬会議	3923-5672	〒177-0031 三原台2-4-7-1A	池尻成二	つながる	5933-0108	〒178-0063 東大泉5-6-9
石黒たつお	練馬会議	090-1667-1192	〒178-0064 南大泉2-2-33	ももかわ一郎	参政党	6824-1612	〒179-0083 平和台3-23-14-201
井上勇一郎	練馬会議	3926-7146	〒176-0022 向山3-1-32	山口あきこ	れいわ練馬	080-3358-0987	〒178-0063 東大泉7-35-28-1F

（注）会派名称

自民党：練馬区議会自由民主党、公明党：練馬区議会公明党、
練馬会議：練馬区議会都民ファーストの会・未来会議・国民民主党、立憲民主：練馬区議会立憲民主党、
共産党：日本共産党練馬区議団、インクル：インクルーシブな練馬をめざす会、
維新の会：練馬区議会日本維新の会、生活ネット：生活者ネットワーク、つながる：つながる市民・練馬、
参政党：練馬区議会参政党、れいわ練馬：れいわ新選組練馬

3 第三回定例会（4年9月7日から10月14日）

定例会の初日に区長から、「新型コロナウイルス感染拡大の防止と医療提供体制の充実」「物価上昇への対応」「子ども医療費助成対象の拡大」「障害児支援の充実」「練馬光が丘病院の開院」「練馬城址公園の整備」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和3年度練馬区一般会計歳入歳出決算」「令和4年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」「練馬区立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例」など37議案が、議員から「卑劣な暴力に屈せず、自由で公正な民主主義を堅持する決議」「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」の2議案が、また委員会から「固定資産税及び都市計画税の軽減措置等の継続を求める意見書」の1議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

4 第四回定例会（4年11月25日から12月9日）

定例会の初日に区長から、「新型コロナウイルス感染症対策」「不登校実態調査」「石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業」「（仮称）取組強化プランの策定」などについての所信表明があり、これを受けて11人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「練馬区個人情報の保護に関する法律施行条例」「令和4年度練馬区一般会計補正予算」など25議案が、議員から「知的障がい者・知的障がい行政の国の対応拡充を求める意見書」「子育て世帯への総合的な支援を求める意見書」など3議案が提出された。

審議の結果、区長提出25議案、議員提出2議案を原案どおり可決、議員提出1議案を否決した。

5 第一回定例会（5年2月6日から3月10日）

定例会の初日に区長から、「令和5年度当初予算案」「令和4年度補正予算案」「新型コロナウイルス感染症対策」「ねりま推し」などについての所信表明があり、これを受けて12人の議員が一般質問を行った。

議案として区長から、「令和5年度練馬区一般会計予算」「令和5年度練馬区一般会計補正予算」「令和4年度練馬区一般会計補正予算」「練馬区立学びの農園条例」など38議案が、議員から「練馬区議会の個人情報の保護に関する条例」「北朝鮮のミサイル発射に断固抗議する決議」の2議案が提出された。

審議の結果、すべての議案を原案どおり可決した。

〔会派別構成〕

（単位：人） 5年6月9日現在

会派名	人員
練馬区議会自由民主党	15
練馬区議会公明党	7
練馬区議会都民ファーストの会・未来会議・国民民主党	6
練馬区議会立憲民主党	6
日本共産党練馬区議団	5
インクルーシブな練馬をめざす会	3
練馬区議会日本維新の会	3
生活者ネットワーク	2
つながる市民・練馬	1
練馬区議会参政党	1
れいわ新選組練馬	1
計	50

〔請願・陳情審査件数〕

（単位：件） 4年1～12月

委員会	区分	件数	審査結果				
			採択	不採択	取り下げ	付託替え	継続審査
常任委員会	企画総務	32	—	—	—	—	32
	区民生活	16	2	—	2	1	11
	保健福祉	24	1	—	—	—	23
	都市整備	26	—	—	—	—	26
	文教児童青少年	22	—	1	—	—	21
	議会運営	3	—	—	—	—	3
特別委員会	総合・災害対策等	1	—	—	—	—	1
	医療・病院整備等	2	1	—	—	—	1
	都市農業・みどり環境等	6	—	—	—	—	6
	交通対策等	9	—	—	—	—	9
	予算						
	決算						
計		141	4	1	2	1	133

注：①件数の上段は請願、下段は陳情
②件数は、前年からの継続分および分割付託を含む。
採択、不採択、取り下げには、一部採択、一部不採択、一部取り下げを含む。

〔歴代議長〕

〔歴代副議長〕

昭和		党別	昭和		党別		
1	上野徳次郎	22.10.11 ~ 23.11.15	自由党	1	小口 政雄	22.10.11 ~ 23.11.15	自由党
2	桜井 米蔵	23.11.15 ~ 24.11.25	//	2	塚田 洪憲	23.11.15 ~ 24.11.25	//
3	小口 政雄	24.11.25 ~ 25.10.30	//	3	内田建三郎	24.11.25 ~ 25.10.30	//
4	梅内 正雄	25.10.30 ~ 26. 9.19	//	4	豊田 勝夫	25.10.30 ~ 26. 9.19	//
5	篠田 鎮雄	26.10.29 ~ 27.10.29	//	5	大野 政吉	26.10.29 ~ 27.10.29	//
6	梅内 正雄	27.10.29 ~ 28.12. 2	//	6	加山 肇吉	27.10.29 ~ 28.12. 2	//
7	井口 仙蔵	28.12. 2 ~ 29.12.22	//	7	橋本銀之助	28.12. 2 ~ 29.12.22	//
8	塚田 洪憲	29.12.22 ~ 30. 9.19	//	8	永盛勇三郎	29.12.22 ~ 30. 9.19	//
9	井口 仙蔵	30.10.20 ~ 31.10.29	自民党	9	一野 義純	30.10.20 ~ 31.10.29	自民党
10	井口 仙蔵	31.10.29 ~ 32.11.29	//	10	松本 茂	31.10.29 ~ 32. 8.30	//
11	梅内 正雄	32.11.29 ~ 34. 3.18	//	11	豊田 勝夫	32. 8.30 ~ 32.11.29	//
12	林 亮海	34. 3.18 ~ 34. 9.19	//	12	山下 新吉	32.11.29 ~ 34. 3.18	社会党
13	上野徳次郎	34.10.23 ~ 35.12.27	//	13	大戸 淳三	34. 3.18 ~ 34. 9.19	自民党
14	桜井 米蔵	35.12.27 ~ 37. 2. 9	//	14	矢ヶ崎信夫	34.10.23 ~ 35.12.27	//
15	梅内 正雄	37. 2. 9 ~ 37.12.22	//	15	越後 幹雄	35.12.27 ~ 37. 2. 9	//
16	橋本銀之助	37.12.22 ~ 38. 9.19	//	16	荒井 澄雄	37. 2. 9 ~ 37.12.22	社会党
17	井口 仙蔵	38.10.23 ~ 40. 3.10	//	17	並木 亀吉	37.12.22 ~ 38. 9.19	自民党
18	越後 幹雄	40. 3.10 ~ 42. 5. 2	//	18	長谷川安正	38.10.23 ~ 39. 5.27	//
19	長谷川安正	42. 7.11 ~ 43. 7.16	//	19	宇野津定三	39. 5.27 ~ 40. 3.10	公明党
20	小柳 信子	43. 7.16 ~ 44. 7.24	//	20	横山 倉吉	40. 3.10 ~ 42. 5. 2	自民党
21	橋本銀之助	44. 7.24 ~ 45. 7.11	//	21	榎本 喜芳	42. 7.11 ~ 43. 7.16	社会党
22	橋本銀之助	45. 7.11 ~ 46. 5.29	//	22	木下喜三郎	43. 7.16 ~ 44. 7.24	//
23	塚田 洪憲	46. 7. 6 ~ 47. 7.19	//	23	本橋弘三郎	44. 7.24 ~ 45. 7.11	//
24	横山 繁雄	47. 7.19 ~ 48. 7.28	//	24	木下喜三郎	45. 7.11 ~ 46. 5.29	//
25	関口 三郎	48. 7.28 ~ 49. 7.30	//	25	岡本 和男	46. 7. 6 ~ 47. 7.19	//
26	田口阿久理	49. 7.30 ~ 50. 5.29	//	26	本橋弘三郎	47. 7.19 ~ 48. 7.28	//
27	楠 直正	50. 6.23 ~ 51. 7. 9	//	27	土屋 新一	48. 7.28 ~ 49. 7.30	//
28	横山 繁雄	51. 7. 9 ~ 52. 7.27	//	28	藤代権兵衛	49. 7.30 ~ 50. 5.29	//
29	内田仙太郎	52. 7.27 ~ 53. 7.14	//	29	小池 広司	50. 6.23 ~ 51. 7. 9	公明党
30	豊田 三郎	53. 7.14 ~ 54. 5.29	//	30	小林としたか	51. 7. 9 ~ 52. 7.27	//
31	貫井 武夫	54. 6.22 ~ 55. 7.10	//	31	椎名 貞夫	52. 7.27 ~ 53. 7.14	//
32	上野 定雄	55. 7.10 ~ 56. 7.21	//	32	安藤 美義	53. 7.14 ~ 54. 5.29	//
33	矢崎 久雄	56. 7.21 ~ 57. 7. 6	//	33	宇野津定三	54. 6.22 ~ 55. 7.10	//
34	大野喜三郎	57. 7. 6 ~ 58. 5.29	//	34	田中てるみ	55. 7.10 ~ 56. 7.21	//
35	貫井 武夫	58. 6.15 ~ 59. 7.10	//	35	小池 広司	56. 7.21 ~ 57. 7. 6	//
36	上野 定雄	59. 7.10 ~ 60. 7.19	//	36	小林としたか	57. 7. 6 ~ 58. 5.29	//
37	田中 確也	60. 7.19 ~ 61. 7.24	//	37	椎名 貞夫	58. 6.15 ~ 59. 7.10	//
38	望月 泰治	61. 7.24 ~ 62. 5.29	//	38	田中 保徳	59. 7.10 ~ 60. 7.19	//
39	楠 直正	62. 6.15 ~ 63. 7.13	//	39	竹内 智久	60. 7.19 ~ 61. 7.24	//
		平成		40	俵頭 功	61. 7.24 ~ 62. 5.29	//
40	椎名 貞夫	63. 7.13 ~ 元. 7.21	公明党	41	小林 利孝	62. 6.15 ~ 63. 7.13	//
41	山田左千夫	元. 7.21 ~ 2. 7.13	自民党			平成	
42	渡辺 耕平	2. 7.13 ~ 3. 5.29	//	42	吉野 信義	63. 7.13 ~ 元. 7.21	自民党
43	関口 和雄	3. 6.13 ~ 4. 7. 2	//	43	田中 保徳	元. 7.21 ~ 2. 7.13	公明党
44	吉野 信義	4. 7. 2 ~ 5. 7.29	//	44	竹内 智久	2. 7.13 ~ 3. 5.29	//
45	大橋 静男	5. 7.29 ~ 6. 7.12	//	45	椎名 貞夫	3. 6.13 ~ 4. 7. 2	//
46	中島 力	6. 7.12 ~ 7. 5.29	//	46	白井 繁雄	4. 7. 2 ~ 5. 7.29	//
47	高橋かずみ	7. 6. 9 ~ 8. 6.25	//	47	冨塚 辰雄	5. 7.29 ~ 6. 7.12	//
48	関口 三郎	8. 6.25 ~ 9. 7.24	//	48	秋本 和昭	6. 7.12 ~ 7. 5.29	//
49	浅沼 敏幸	9. 7.24 ~ 10. 6.19	無所属	49	俵頭 功	7. 6. 9 ~ 8. 6.25	公明
50	関口 和雄	10. 6.19 ~ 11. 5.29	自民党	50	斉藤 宗孝	8. 6.25 ~ 9. 7.24	//
51	関口 和雄	11. 6.11 ~ 12. 7.14	//	51	西川 康彦	9. 7.24 ~ 10. 6.19	//
52	土屋 新一	12. 7.14 ~ 13. 7.11	民主党	52	冨塚 辰雄	10. 6.19 ~ 11. 5.29	//
53	小林みつぐ	13. 7.11 ~ 14. 7.16	自民党	53	秋本 和昭	11. 6.11 ~ 12. 7.14	公明党
54	村上 悦栄	14. 7.16 ~ 15. 5.29	//	54	武藤 昭夫	12. 7.14 ~ 13. 7.11	共産党
55	中島 力	15. 6.12 ~ 16. 6.18	//	55	山田 哲丸	13. 7.11 ~ 14. 7.16	公明党
56	小林みつぐ	16. 6.18 ~ 17. 7.22	//	56	斉藤 宗孝	14. 7.16 ~ 15. 5.29	//
57	本橋まさとし	17. 7.22 ~ 18. 6.28	//	57	西川 康彦	15. 6.12 ~ 16. 6.18	//
58	村上 悦栄	18. 6.28 ~ 19. 5.29	//	58	岩崎 典子	16. 6.18 ~ 17. 7.22	//
59	関口 和雄	19. 6.11 ~ 20. 6.20	//	59	斉藤 宗孝	17. 7.22 ~ 18. 6.28	//
60	しばざき幹男	20. 6.20 ~ 21. 6.17	//	60	秋本 和昭	18. 6.28 ~ 19. 5.29	//
61	本橋 正寿	21. 6.17 ~ 22. 6.17	//	61	宮原 義彦	19. 6.11 ~ 20. 6.20	//
62	西山きよたか	22. 6.17 ~ 23. 5.29	//	62	田代 孝海	20. 6.20 ~ 21. 6.17	//
63	小川けいこ	23. 6.13 ~ 24. 6.22	//	63	岩崎 典子	21. 6.17 ~ 22. 6.17	//
64	藤井たかし	24. 6.22 ~ 25. 6.28	//	64	内田ひろのり	22. 6.17 ~ 23. 5.29	//
65	小泉 純二	25. 6.28 ~ 26. 6.20	//	65	斉藤 静夫	23. 6.13 ~ 24. 6.22	//
66	村上 悦栄	26. 6.20 ~ 27. 5.29	//	66	うすい民男	24. 6.22 ~ 25. 6.28	//
67	かしわざき強	27. 6.12 ~ 28. 6.17	//	67	吉田ゆりこ	25. 6.28 ~ 26. 6.20	//
68	田中ひでかつ	28. 6.17 ~ 29. 7. 7	//	68	柳沢よしみ	26. 6.20 ~ 27. 5.29	//
69	小林みつぐ	29. 7. 7 ~ 30. 6.27	//	69	内田ひろのり	27. 6.12 ~ 28. 6.17	//
		令和		70	光永 勉	28. 6.17 ~ 29. 7. 7	//
70	福沢 剛	30. 6.27 ~ 元. 5.29	//	71	酒井 妙子	29. 7. 7 ~ 30. 6.27	//
71	上野ひろみ	元. 6.13 ~ 2. 6. 5	//			令和	
72	小泉 純二	2. 6. 5 ~ 3. 6. 4	//	72	西野こういち	30. 6.27 ~ 元. 5.29	//
73	かしわざき強	3. 6. 4 ~ 4. 6. 7	//	73	宮原よしひこ	元. 6.13 ~ 2. 6. 5	//
74	藤井たかし	4. 6. 7 ~ 5. 5.29	//	74	うすい民男	2. 6. 5 ~ 3. 6. 4	//
75	田中よしゆき	5. 6. 9 ~	//	75	吉田ゆりこ	3. 6. 4 ~ 4. 6. 7	//
				76	柳沢よしみ	4. 6. 7 ~ 5. 5.29	//
				77	酒井 妙子	5. 6. 9 ~	//

(2) 執行機関（区長・行政委員会など）

区的意思決定機関（議決機関）である区議会に対し、決定された意思の実施機関（執行機関）として、区長および行政委員会、行政委員が置かれ、更に補助機関として、副区長、会計管理者およびその他の職員が置かれている。また、附属機関として区政に必要な調査・審議を行う各種の協議会、審議会等が設けられている。

●区長と補助機関

1 区長

区長は区を代表し、その事務全般を統括する執行機関で、任期は4年である。

昭和49年6月の「地方自治法」の改正により、区民による直接選挙制度が復活し、翌年4月27日に初の選挙が行われた。

4年4月17日に行われた区長選挙の結果、前川耀男が選出され、第20代区長に就任した。

2 副区長（助役）、会計管理者（収入役）

区長を補佐する副区長は、区長が区議会の同意を得て選任し、任期は4年である。練馬区では、副区長の定数を2人とし、宮下泰昌と森田泰子が在任している。

また、会計事務をつかさどる機関である会計管理者は、職員の中から区長が命ずる。

なお、平成18年の「地方自治法」改正以前は、助役および収入役が置かれていた。

〔歴代区長〕

		昭和					
1	白井五十三	22. 9. 20	～	26. 9. 19			
2	須田 操	26. 9. 20	～	30. 9. 19			
3	//	30. 11. 9	～	34. 11. 8			
4	//	34. 12. 3	～	38. 12. 2			
5	//	38. 12. 26	～	42. 6. 21			
6	片健治	43. 7. 29	～	47. 7. 28			
7	田畑健介	48. 10. 16	～	50. 4. 26			
8	//	50. 4. 27	～	54. 4. 26			
9	//	54. 4. 27	～	58. 4. 26			
10	//	58. 4. 27	～	62. 4. 26			
11	岩波三郎	62. 4. 27	～	平成 3. 4. 26			
12	//	3. 4. 27	～	7. 4. 26			
13	//	7. 4. 27	～	11. 4. 26			
14	//	11. 4. 27	～	15. 4. 26			
15	志村豊志郎	15. 4. 27	～	19. 4. 26			
16	//	19. 4. 27	～	23. 4. 26			
17	//	23. 4. 27	～	26. 2. 23			
18	前川耀男	26. 4. 20	～	30. 4. 19			
19	//	30. 4. 20	～	令和 4. 4. 19			
20	//	4. 4. 20	～	在任中			

〔歴代副区長〕

		平成					
1	関口和雄	19. 4. 1	～	19. 6. 12			
2	//	19. 6. 13	～	23. 6. 12			
3	琴尾隆明	23. 6. 14	～	27. 6. 13			
4	山内隆夫	26. 6. 20	～	30. 6. 19			
5	黒田孝夫	27. 6. 15	～	令和 元. 6. 14			
6	山内隆夫	30. 6. 20	～	4. 6. 19			
7	小西将雄	元. 6. 15	～	5. 6. 14			
8	森田泰子	4. 6. 20	～	在任中			
9	宮下泰昌	5. 6. 15	～	在任中			

〔歴代助役〕

		昭和					
1	小林四郎	22. 12. 4	～	26. 12. 3			
2	//	26. 12. 4	～	30. 12. 3			
3	//	30. 12. 4	～	34. 12. 3			
4	//	34. 12. 10	～	38. 12. 9			
5	星義文	39. 5. 27	～	42. 6. 21			
6	金子光	43. 9. 3	～	47. 9. 2			
7	三浦忠正	48. 10. 29	～	52. 10. 28			
8	//	52. 10. 29	～	56. 10. 28			
9	//	56. 10. 29	～	60. 10. 28			
10	中園啓一	58. 6. 21	～	62. 6. 13			
11	三浦忠正	60. 10. 29	～	62. 4. 25			
12	三石辰雄	62. 6. 26	～	平成 3. 6. 25			
13	//	3. 6. 26	～	7. 6. 25			
14	//	7. 6. 26	～	11. 6. 25			
15	志村豊志郎	11. 6. 26	～	15. 2. 12			
16	関口和雄	15. 6. 13	～	19. 3. 31			

〔歴代収入役〕

		昭和					
1	原 鋳 二	22. 12. 4	～	26. 12. 3			
2	//	26. 12. 4	～	30. 12. 3			
3	//	30. 12. 4	～	34. 12. 3			
4	//	34. 12. 10	～	38. 12. 9			
5	栗林繁実	39. 5. 27	～	43. 5. 26			
6	寺本静雄	43. 9. 3	～	47. 9. 2			
7	山本佳二	48. 10. 29	～	52. 10. 28			
8	//	52. 10. 29	～	56. 10. 28			
9	中園啓一	56. 10. 29	～	58. 6. 20			
10	本田久夫	58. 6. 21	～	62. 6. 13			
11	//	62. 6. 26	～	平成 3. 6. 25			
12	//	3. 6. 26	～	7. 6. 25			
13	//	7. 6. 26	～	11. 6. 25			
14	小林勝郎	11. 6. 26	～	15. 6. 25			
15	//	15. 6. 26	～	19. 6. 25			

3 職員

区の職員数は、5年4月1日現在4,184人である。内訳は次ページの組織別職員数のとおりである。職員数は一般職に属する職員数であり、再任用職員のうち短時間勤務の者、休職者、他団体への派遣職員、会計年度任用職員を除く。

なお、上記のほかに、小・中学校の教員2,573人および学校関係の栄養士、事務職員の一部140人は、都の任用の職員で下表のとおりである（5年5月1日現在）。

〔東京都任用の教職員数〕（単位：人）5年5月1日現在

区分	総数	教員	その他
小学校	1,839	1,745	94
中学校	874	828	46
計	2,713	2,573	140

注：その他は、事務職員、栄養士

〔組織別職員数〕

(単位：人) 5年4月1日現在

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
総計	4,184	2,001	1,767	416
技監	1		1	
区長室	39	38	1	
広聴広報課	33	32	1	
秘書課	6	6		
企画部	54	54		
企画課	17	17		
財政課	11	11		
情報政策課	26	26		
危機管理室	40	40		
危機管理課	40	40		
総務部	230	142	82	6
総務課	40	39		1
文書法務課	13	13		
情報公開課	10	10		
経理用地課	28	22	1	5
人権・男女共同参画課	11	8	3	
職員課	34	34		
人材育成課	14	13	1	
施設管理課	80	3	77	
区民部	424	423		1
戸籍住民課	211	210		1
税務課	53	53		
収納課	76	76		
国保年金課	84	84		
産業経済部	61	61		
経済課	21	21		
商工観光課	17	17		
都市農業課	23	23		
地域文化部	174	147	27	
地域振興課	110	84	26	
文化・生涯学習課	30	29	1	
スポーツ振興課	34	34		
福祉部	643	368	266	9
管理課	49	34	13	2
障害者施策推進課	133	31	95	7
生活福祉課	39	32	7	
練馬総合福祉事務所	86	53	33	
光が丘総合福祉事務所	75	41	34	
石神井総合福祉事務所	78	44	34	
大泉総合福祉事務所	65	32	33	
高齢社会対策課	30	24	6	
高齢者支援課	21	14	7	
介護保険課	67	63	4	
健康部（練馬区保健所）	270	126	144	
健康推進課	39	29	10	

区 分	職員数	職種別		
		事務系	福祉・技術系	技能・業務系
生活衛生課	42	8	34	
保健予防課	58	44	14	
豊玉保健相談所	25	7	18	
北保健相談所	15	4	11	
光が丘保健相談所	17	5	12	
石神井保健相談所	32	9	23	
大泉保健相談所	15	5	10	
関保健相談所	15	4	11	
地域医療課	12	11	1	
環境部	290	79	22	189
環境課	36	24	12	
みどり推進課	23	13	10	
清掃リサイクル課	29	21		8
練馬清掃事務所	102	10		92
石神井清掃事務所	100	11		89
都市整備部	181	55	126	
都市計画課	31	12	19	
東部地域まちづくり課	61	21	40	
開発調整課	27	5	22	
建築課	51	8	43	
住宅課	11	9	2	
土木部	212	61	147	4
管理課	49	21	28	
道路公園課	76	15	57	4
計画課	73	15	58	
交通安全課	14	10	4	
会計管理室	19	19		
教育委員会事務局	1,508	353	948	207
教育振興部	191	175	8	8
教育総務課	40	36		4
学務課	24	24		
学校施設課	28	25	3	
保健給食課	22	15	3	4
教育指導課	28	28		
学校教育支援センター	17	16	1	
光が丘図書館	32	31	1	
子ども家庭部	1,228	160	940	128
子育て支援課	205	58	135	12
保育課	932	71	745	116
青少年課	24	19	5	
子ども家庭支援センター	67	12	55	
小学校	69			69
幼稚園	20	18		2
選挙管理委員会事務局	13	12	1	
監査事務局	8	6	2	
農業委員会事務局	—	—	—	—
議会事務局	17	17		

●行政委員会、行政委員

区には、つぎの行政委員会、行政委員があり、それぞれ事務局において必要な事務を執行している。

1 教育委員会

教育に関する事務は、政治的中立や住民の意思の反映が強く要請されることから、区長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。委員会は、区長が区議会の同意を得て任命する教育長および4人の委員で組織され、任期は教育長が3年、その他の委員は4年である。

教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

5年7月1日現在の教育長および教育委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

教育長 堀 和夫 (3.7.1～6.6.30)
 委員 仲山 英之 (4.6.20～8.6.19)
 委員 坂口 節子 (元.10.16～5.10.15)
 委員 中田 尚代 (2.6.20～6.6.19)
 委員 岡田 行雄 (3.12.19～7.12.18)

〔歴代教育長〕

		昭和				平成		令和	
1	星 義文	27.11.1	~	28.3.31					
2	//	28.4.1	~	31.9.30					
3	松尾 周男	31.10.1	~	35.9.30					
4	栗林 繁実	35.10.8	~	39.5.26					
5	上野 唯郎	39.7.22	~	39.10.6					
6	//	39.10.7	~	43.10.6					
7	黒田 新市郎	43.10.14	~	47.10.13					
8	岩波 //	48.10.29	~	52.10.28					
9	//	52.10.29	~	56.10.28					
10	//	56.10.29	~	60.10.28					
11	//	60.10.29	~	62.1.17					
12	下田 迪雄	62.7.1	~	元.10.28					
13	//	元.10.29	~	5.10.28					
14	//	5.10.29	~	9.10.28					
15	//	9.10.29	~	11.6.25					
16	藺部 俊介	11.7.1	~	13.10.28					
17	//	13.10.29	~	17.10.28					
18	//	17.10.29	~	21.10.28					
19	//	21.10.29	~	23.6.28					
20	河 浩	23.6.29	~	25.10.28					
21	//	25.10.29	~	27.6.30					
22	//	27.7.1	~	30.6.30					
23	//	30.7.1	~	3.6.30					
24	堀 和夫	3.7.1	~	在任中					

2 選挙管理委員会

区の選挙をはじめ、都、国の選挙および選挙に係る事務を管理、執行する合議制の機関で、4人の委員で構成されている。委員は、選挙権を有する者の中から区議会において選挙される。任期は4年である。

5年4月1日現在の選挙管理委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

委員長 本橋 正壽

委員 浅沼 敏幸、中村 映子、岩崎 典子

(任期は各委員とも7.12.18まで)

3 監査委員

監査委員は、区の財務および行政に関する事務の執行等を監査する独任制の機関で、定数は4人である。委員は、区長が議会の同意を得て、識見を有する者および区議会議員の中から、それぞれ2人を選任する。任期は前者が4年で、後者は議員の任期による。識見を有する者のうち1人は常勤である。また、代表監査委員は、識見を有する者のうちから選任される。

5年6月9日現在の監査委員の氏名および任期はつぎのとおりである。

識見を有する者 横野 茂

(常勤監査委員・代表監査委員)

(3.10.21~7.10.20)

識見を有する者 萩野うたみ (5.3.8~9.3.7)

区議会議員 小泉 純二 (5.6.9~在任中)

区議会議員 石黒たつお (5.6.9~在任中)

〔4年度の監査等実施状況〕

(1) 定期監査等

① 実績

- ・95課88施設
- ・工事監査 8か所
- ・財政援助団体等 24団体

② 監査結果

- ・指摘事項 0件

(2) 例月現金出納検査

(3) 決算・基金運用状況審査、財政健全化判断比率審査

(4) 住民監査請求

監査請求件数 1件

- ・却下 1件

4 農業委員会

農業委員会は、「農地法」等法令による事項、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、農業一般に関する調査および情報の提供等を行っている。

平成28年4月の法改正により委員の公選制が廃止され、区長の任命制に変更となった。29年7月に新制度による改選が行われ、現在の委員は16人で構成される。任期は3年である。

5年4月1日現在の委員は、つぎのとおりである。

会長 西貝 孝之

副会長 尾崎 賀一、宮本 兼一

委員 相原 和彦、井口 哲哉、石手 啓夫、

井之口 喜實夫、榎本 重恭、

加藤 和雄、木村 隆昭、篠田 政巳、

瀧島 規秀、田中 大代、半田 保之、

増田 義二、本橋 朋和

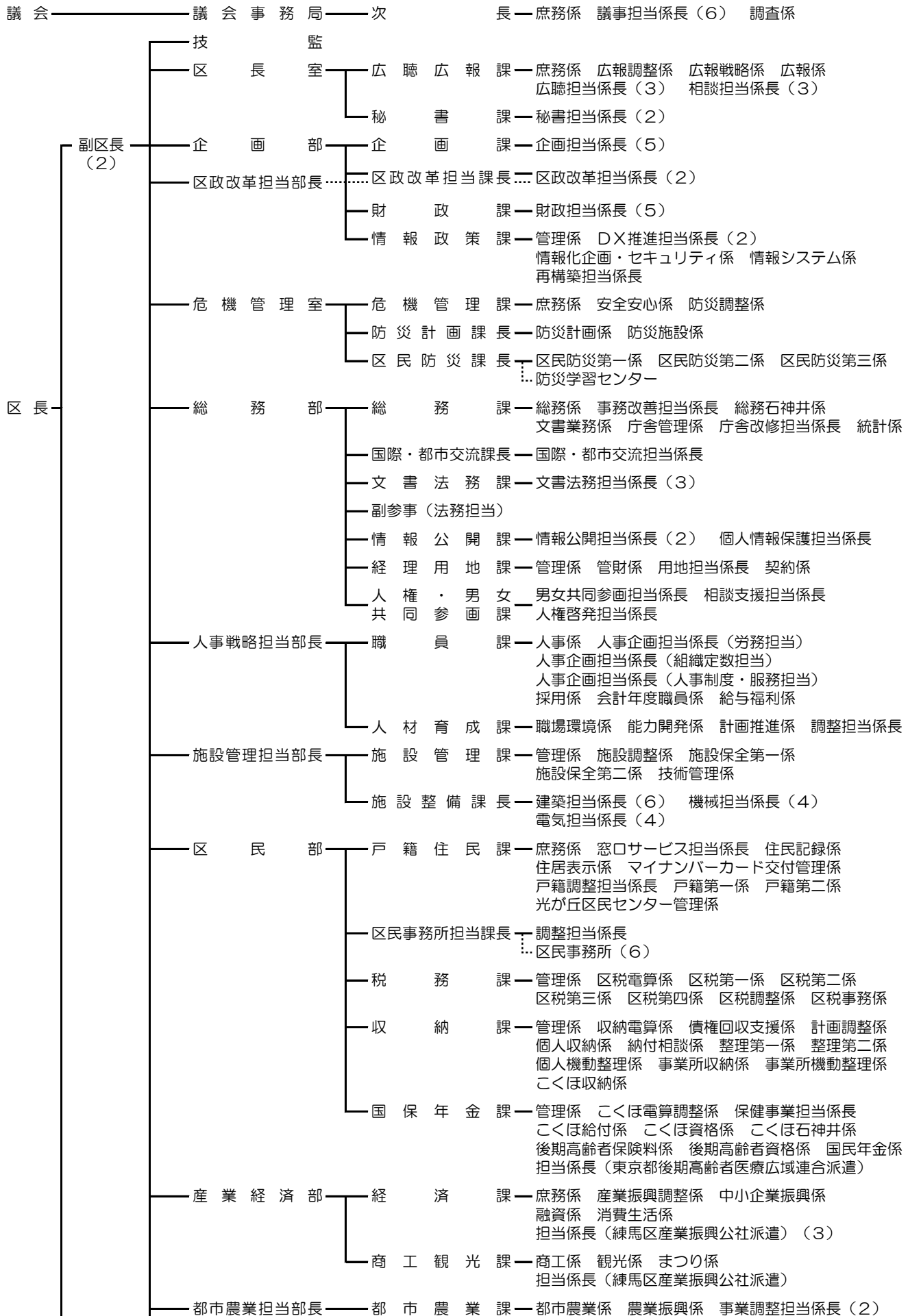
(任期は2.7.30~5.7.29)

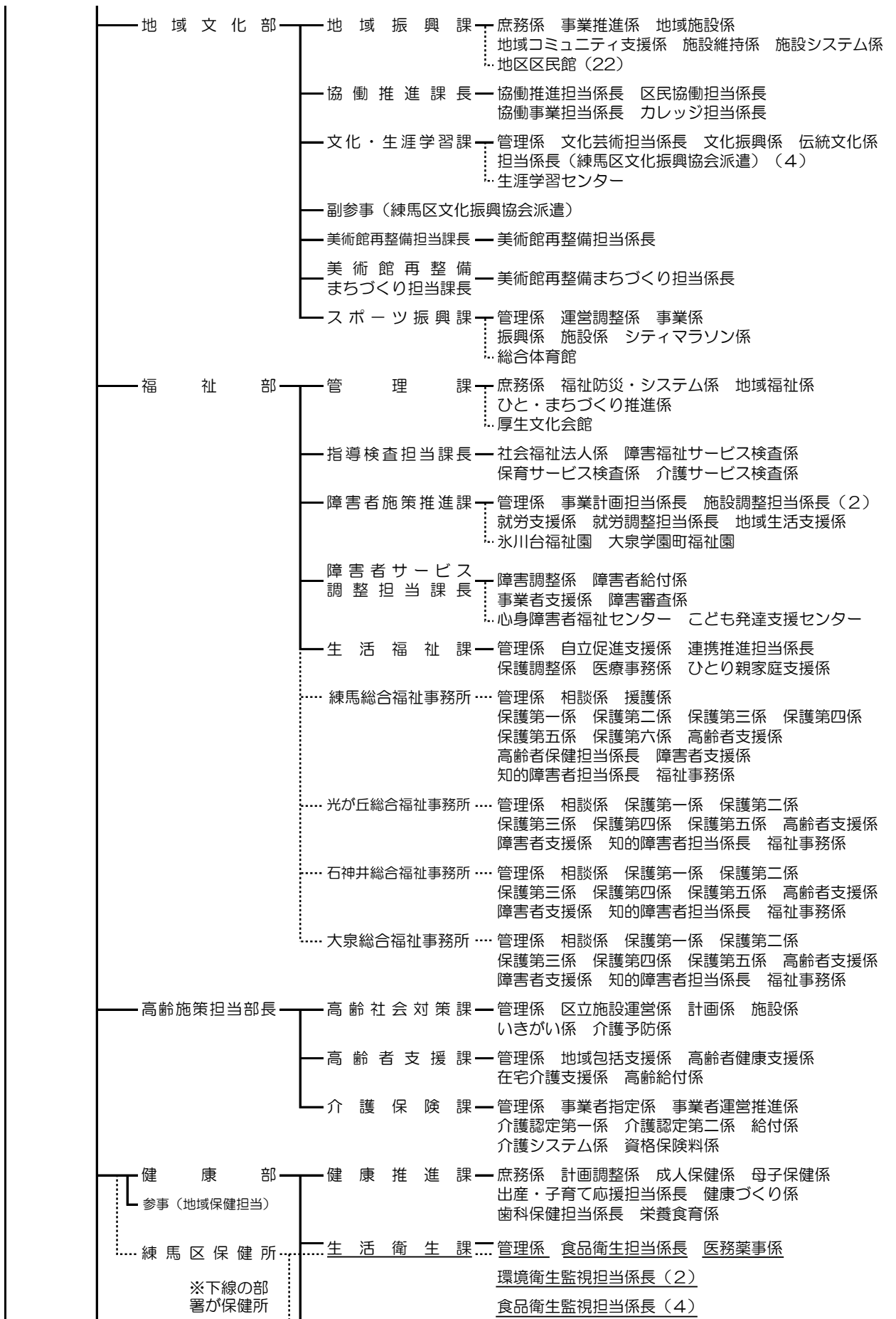
5 人事委員会

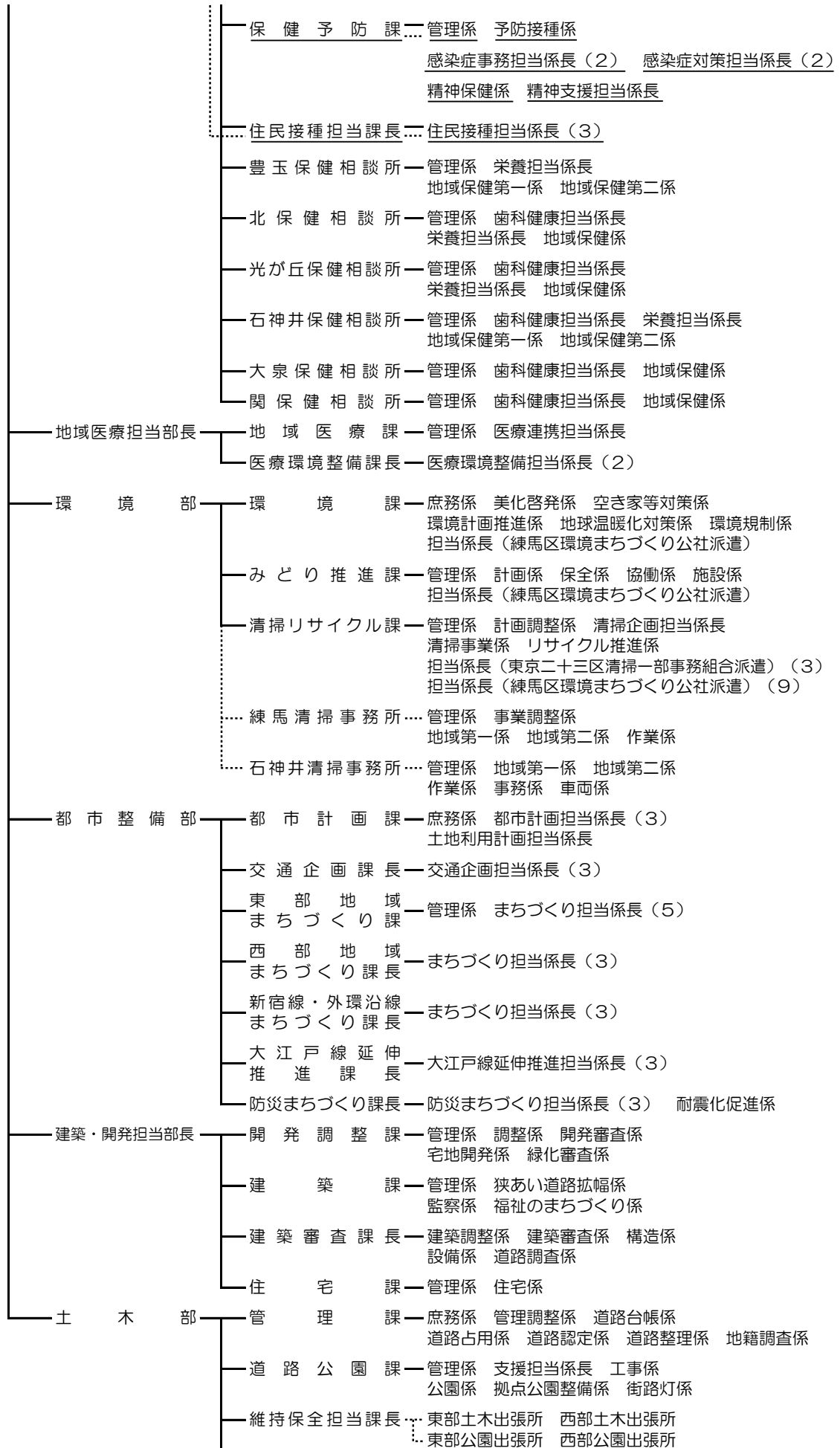
特別区の人事委員会は、23特別区が共同して設置している一部事務組合である特別区人事・厚生事務組合の一機関として設置され、23特別区共同の人事機関として機能している。

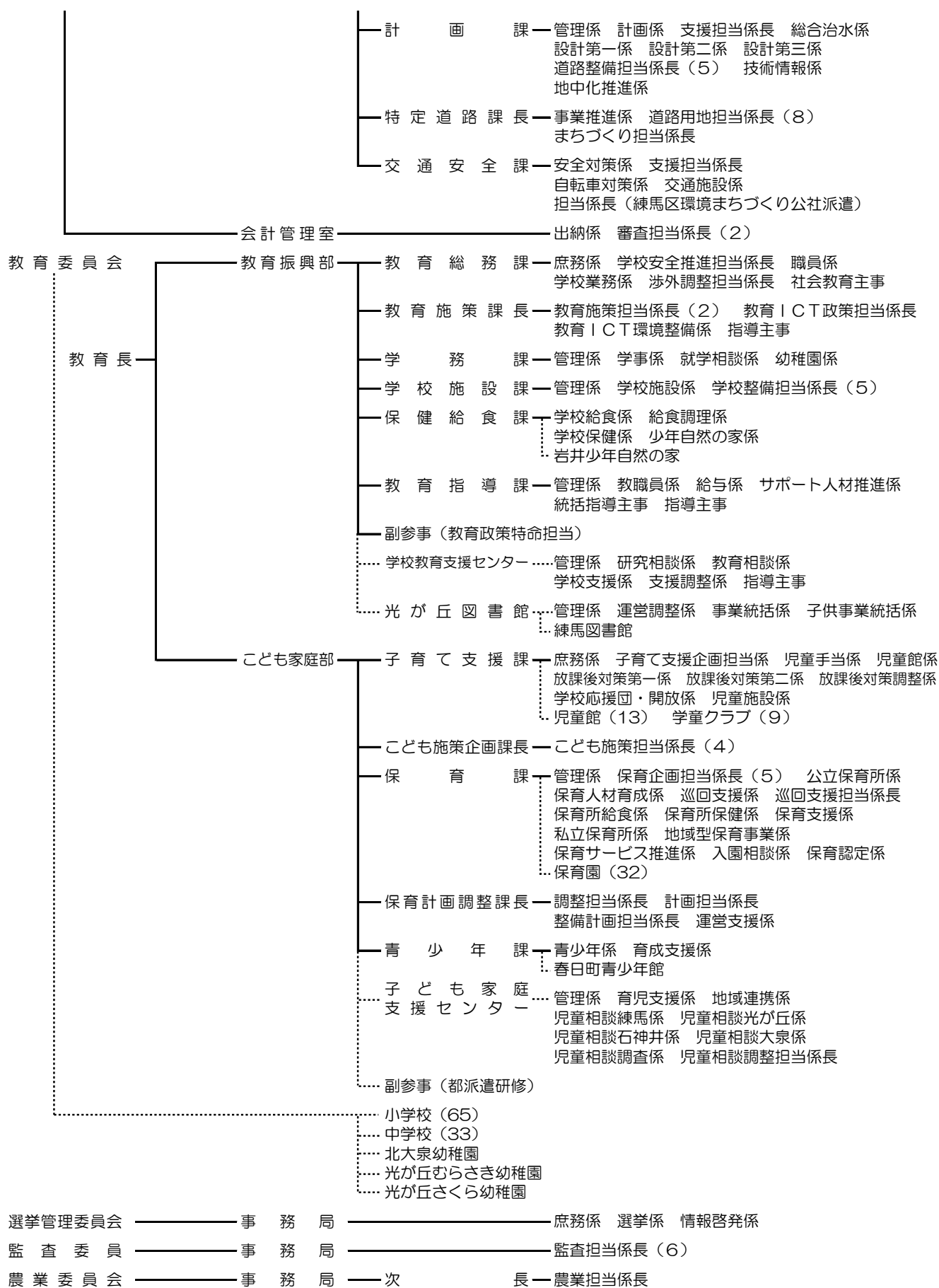
〔練馬区機構図〕

5年4月1日現在









〔練馬区の附属機関〕

5年3月31日現在

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
防災会議 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	地域防災計画の作成、区の地域に係る防災に関する重要事項の審議
安全・安心協議会 (条例)	60人以内 1年	区民、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区職員	安全に安心して暮らせるまちづくりの推進に関する基本事項・必要事項についての審議
国民保護協議会 (法・条例)	50人以内 2年	都、警察、消防、自衛隊、指定公共機関、学識経験者および区民防災組織等、区職員	国民保護計画・変更等の審議
特別職報酬等および議会政務活動費審議会 (条例)	10人以内 2年	区民、区内公共的団体等代表者	特別職報酬額等の適否についての審議
行政不服審査会 (法・条例)	3人 2年	法律または行政に関する学識経験者	行政庁の処分に関する不服申立てについての調査・審議
情報公開および個人情報保護審査会 (条例)	5人以内 2年	学識経験者	公文書非公開決定等の処分に関する不服申立てについての審査
情報公開および個人情報保護運営審議会 (条例)	25人以内 2年	区民、区議会議員、学識経験者、区職員	情報公開および個人情報保護制度の運営に関する重要事項の審議
財産価格審議会 (条例)	13人以内 2年	学識経験者、区職員	公有財産の管理・処分、財産の取得に関する価格の評定
国民健康保険運営協議会 (法・条例)	24人 3年	被保険者、保険医・保険薬剤師、公益および被用者保険等保険者の各代表者	国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議
文化財保護審議会 (条例)	10人以内 2年	学識経験者	文化財の保存・活用についての調査・審議
美術館運営協議会 (条例)	19人以内 2年	学識経験者、区議会議員、区民、美術団体関係者、学校教育関係者	美術館の運営方針および事業計画の協議
民生委員推薦会 (法・政令・規則)	14人以内 3年	社会福祉関係団体代表者、民生委員、学識経験者、区議会議員等	民生委員候補者の推薦
保健福祉サービス苦情調整委員 (条例)	5人以内 2年	保健・福祉・法律等に関する学識経験者	区や民間事業者が行う保健福祉サービスの利用に関する苦情の申立てについての調査・調整など
地域包括支援センター運営協議会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域包括支援センターの運営等に関する事項の審議
地域密着型サービス運営委員会 (法・条例)	20人以内 3年	被保険者、居宅サービス等の利用者等、医療従事者、保健もしくは福祉関係団体の職員または従事者、指定居宅サービス事業者等の職員、学識経験者	地域密着型サービス事業者の指定等に関する事項の審議
介護保険運営協議会 (条例)	25人以内 3年	被保険者、医療保険者の職員、医療従事者、福祉関係団体の職員または従事者、介護サービス事業者の職員、学識経験者	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画および介護保険事業の運営に関する重要な事項の審議
介護認定審査会 (法・条例)	280人以内 2年	保健・医療・福祉に関する学識経験者	要介護認定における審査・判定業務
障害者給付審査会 (法・条例)	60人以内 2年	障害者の実情に通じた者で、障害保健福祉の学識経験者	障害支援区分認定における審査・判定業務
感染症診査協議会 (法・条例)	4人以上 2年	感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関する学識経験者、法律に関する学識経験者、医療および法律以外の学識経験者	感染症指定医療機関への勧告入院および入院期間延長の要否、感染症患者の医療についての公費負担に関する審議、感染症法に基づく就業制限に関する審議
大気汚染障害者認定審査会 (条例)	10人以内 2年	医学に関する学識経験者	医療費助成の認定に関する調査・審議
環境審議会 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者、教育関係者、関係行政機関職員	区の環境保全に関する基本的事項についての調査・審議
空家等および不良居住建築物等適正管理審議会 (条例)	10人以内 2年	法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者	法令に基づく認定・勧告等に関する審議
緑化委員会 (条例)	20人以内 2年	区民等、区議会議員、学識経験者	みどりの保全および創出に関する重要事項の調査・審議

名 称 (根拠法令)	定数 任期	構 成	職務のあらまし
循環型社会推進会議 (条例)	20人以内 2年	区民、事業者、学識経験者等	リサイクルの推進ならびに廃棄物の減量および処理に関する基本的事項の審議
都市計画審議会 (法・条例)	30人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員	都市計画、まちづくり、景観などに関する調査・審議など
建築審査会 (法・条例)	5人 2年	法律・経済・建築・都市計画・公衆衛生・行政の学識経験者	特定行政庁の許可等に対する同意、審査請求に対する裁決など
建築紛争調停委員会 (条例)	7人以内 2年	法律・建築・環境等の学識経験者	建築に係る紛争の調停など
自転車駐車対策協議会 (法・条例)	20人以内 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、鉄道事業者職員	自転車の駐車対策に関する重要事項の調査・審議
青少年問題協議会 (法・条例)	36人 2年	区民、学識経験者、区議会議員、関係行政機関職員、区職員	青少年施策の基本的な方針や問題についての審議など
子ども・子育て会議 (法・条例)	15人以内 2年	子どもの保護者、事業主を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等	子ども・子育て施策の総合的かつ計画的な推進、特定教育・保育施設等の利用定員についての審議など

(3) 参政の状況

●選挙権と選挙人名簿登録者数

選挙人名簿登録者数は、5年3月1日現在、618,888人で、23区中2番目となっている。

区内71か所の投票所を設け、各種選挙を行っている。

●選挙区

練馬区における衆議院小選挙区の区割りは、東京都第9区と新宿区・中野区・豊島区の一部との合区になる東京都第10区に分割されていたが、公職選挙法の一部を改正する法律(区割り改定法)が4年11月28日公布され、同年12月28日から施行されたため、東京都第9区と東京都第28区に変更となった(詳しくは下記区分と右図を参照)。

[住所地別の衆議院小選挙区分]

東京都第28区
旭丘、旭町、春日町、北町、向山、小竹町、栄町、桜台、高松1~5丁目、田柄、豊玉上、豊玉北、豊玉中、豊玉南、中村、中村北、中村南、錦、貫井(※1)、練馬、羽沢、早宮、光が丘、冰川台、富士見台3丁目の一部(※2)、平和台、谷原1丁目
※1…貫井1~3・5丁目、4丁目の一部(1~27番、29番1~3・5~7・23~26号、30番1~8・11~25号、31~43番、47番1~17・49・53~62号)
※2…富士見台3丁目(1~19番、20番1~5・11~14号、21~37番、47番1~4・8号、48~54番、55番1~5・18~23号)

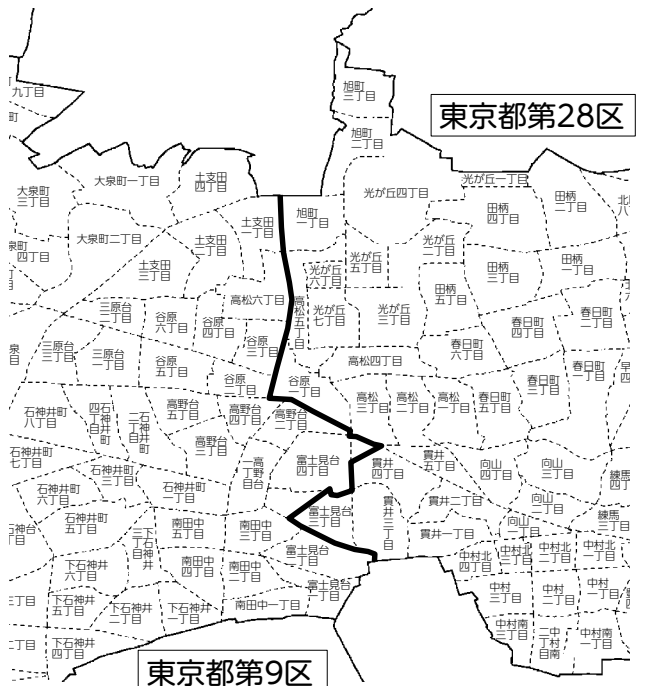
東京都第9区
上記を除く練馬区の全域

[公職選挙法に基づく選挙]

選挙名	選挙区	定数(人)	任期(年)	公(告)示(日)
区長選挙	練馬区	1	4	選挙期日7日前まで
区議会議員選挙		50		
都知事選挙	東京都	1	4	選挙期日17日前まで
都議会議員選挙	練馬区(東京都)	7(127)		
衆議院議員選挙	(小選挙区選出) 東京都(全国)	30(289)	4	選挙期日12日前まで
	(比例代表選出) 東京ブロック(全国)	19(176)		
参議院議員選挙(※)	東京都(選挙区選出)	12(148)	6	選挙期日17日前まで
	全(国) (比例代表選出)	100		

※：参議院議員選挙は3年ごとに半数を改選

[衆議院小選挙区の区割り]



●練馬区議会議員選挙

5年4月23日に練馬区議会議員選挙が執行された。任期満了に伴う選挙であり、定数50人が選出された。区全体の投票率は、43.20%で前回（平成31年）より1.55ポイント上回った。

●明るい選挙のために

各種の講座、小学生・中学生・高校生対象のポスターコンクール、広報紙「ねりま白ばらだより」の発行などにより、明るい選挙の推進と棄権防止のための啓発活動を行っている。

これらの啓発活動は、明るい選挙推進協議会（委員14人で構成）および同協議会から委嘱された明るい選挙推進委員130人が、それぞれの地域で「話しあい活動」を主体とし、さまざまな方法により進めている。



東京都優秀賞

公益財団法人明るい選挙推進協会会長・都道府県選挙管理委員会連合会会長賞

●主権者教育

社会に参加し、自ら考え、判断する主権者を育てるために、学校等と連携し、若者の政治意識の向上や将来の有権者である子どもたちの意識醸成に取り組んでいる。

〔主権者教育関係事業〕

4年度

事業名	実績など
明るい選挙啓発ポスターコンクール	26校 1,916人
小学生選挙体験教室	模擬投票および開票事務 7校 542人
中学生啓発講座	1校 140人
高校での出前授業・模擬投票	4校 2,590人
特別支援学校での出前授業・模擬投票	2校 132人
SNSによる啓発	発信数 138回
選挙啓発サポーター	72人

〔選挙別当日有権者数・投票者数・投票率〕

選挙名・執行年月日	当日有権者数(人)			投票者数(人)			投票率(%)		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
都議会議員選挙 3.7.4	610,630	293,193	317,437	266,723	127,624	139,099	43.68	43.53	43.82
参議院議員選挙 4.7.10									
東京都選出 (※1)	617,390	296,327	321,063	346,698	166,571	180,127	56.16	56.21	56.10
比例代表選出 (※1)				346,688	166,560	180,128	56.15	56.21	56.10
都知事選挙 2.7.5	608,084	292,357	315,727	338,935	159,003	179,932	55.74	54.39	56.99
区長選挙 4.4.17	604,017	289,722	314,295	192,958	91,344	101,614	31.95	31.53	32.33
区議会議員補欠選挙 4.4.17				192,915	91,325	101,590	31.94	31.52	32.32
衆議院議員選挙 3.10.31									
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	478,743	229,468	249,275	276,290	132,755	143,535	57.71	57.85	57.58
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	140,752	68,087	72,665	80,885	39,127	41,758	57.47	57.47	57.47
比例代表選出 (※1)	619,495	297,555	321,940	357,153	171,868	185,285	57.65	57.76	57.55
最高裁判所裁判官国民審査	618,451	297,097	321,354	356,372	171,439	184,933	57.62	57.70	57.55
衆議院議員補欠選挙 平成 28.10.23									
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	136,443	66,764	69,679	48,172	23,649	24,523	35.31	35.42	35.19
区議会議員選挙 5.4.23	603,766	289,261	314,505	260,818	123,187	137,631	43.20	42.59	43.76

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

〔選挙別・党派別得票率〕

選挙名・執行年月日	有効 投票数 票	自由 民主党	公明党	国民民主党 (民進党)	日本 共産党	社会 民主党	生活者 ネットワーク	日本維新 の会	立憲 民主党	国民ファースト の会	無所属 その他
		%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
都議会議員選挙 3.7.4	262,153	22.52	14.20	—	12.58	—	—	6.53	13.46	19.66	11.08
参議院議員選挙 4.7.10											
東京都選出 (※1)	338,266	24.51	11.01	—	11.31	0.94	—	8.33	16.33	5.51	22.07
比例代表選出 (※1)	338,084	30.28	9.44	7.04	9.32	3.05	—	13.93	13.36	—	13.58
都知事選挙 2.7.5	335,041	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区長選挙 4.4.17	188,937	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.00
区議会議員補欠選挙 4.4.17	183,302	41.48	—	—	17.48	—	—	—	30.40	—	10.64
衆議院議員選挙 3.10.31											
小選挙区選出(東京都第9区) (※1)	267,706	35.59	—	—	—	—	—	17.87	40.90	—	5.64
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	78,646	45.27	—	—	—	—	—	11.81	39.51	—	3.41
比例代表選出 (※1)	350,224	29.78	10.64	4.89	10.06	1.48	—	13.74	21.01	—	8.4
衆議院議員補欠選挙 平成 28.10.23											
小選挙区選出(東京都第10区) (※1)(※2)	47,326	60.54	—	36.83	—	—	—	—	—	—	2.63
区議会議員選挙 5.4.23	255,829	27.94	13.65	3.74	8.60	—	3.30	5.87	9.23	5.31	22.37

※1：在外投票分を含む。

※2：東京都第10区のうち練馬区分

(4) 新たな区政の創造

●特別区制度改革

1 特別区制度改革のあゆみ

練馬区を始めとする特別区は、昭和22年に設置された後、27年の「地方自治法」改正により東京都の内部団体として位置付けられ、自治体としての権限も大幅に制限されていた。

このため、特別区は国に対し、特別区を「基礎的な地方公共団体」として法的に位置付けること、清掃事業など住民に身近な事務を移管することなど、制度改革の実現に向けた法令改正の要請を重ねた。

平成10年4月に成立した「地方自治法等の一部を改正する法律」が、12年4月に施行されたことにより、特別区制度改革がようやく実現の運びとなった。

12年の制度改革においては、都区の財源配分をめぐるつぎの5つの課題が積み残された。

- ① 「市町村事務」の役割分担を踏まえた財源配分
- ② 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- ③ 小・中学校の改築需要への対応
- ④ 都市計画交付金の配分
- ⑤ 国等の大きな制度改革に応じた配分割合の変更

これら5課題に対する都区の見解には大きな隔たりがあったが、都区のあり方について、新たな検討組織による検討結果に従い整理することとし、暫定的な決着を見た。

2 都区のあり方の検討

平成18年11月に都と特別区は、今後の都区のあり方について根本的かつ発展的に検討するため、都区のあり方検討委員会を設置した。検討状況については、つぎのとおりである。

(1) 都区の事務配分

検討対象事務444項目の基本的な方向付けを終え、53項目が区へ移管する方向で検討する事務とされた。このうち、児童相談行政のあり方については、都区のあり方検討委員会とは切り離して、別途整理することとされ、平成24年2月に都区間で検討会を設置した。

(2) 特別区の区域のあり方

都と区市町村が平成21年11月に共同設置した、東京の自治のあり方研究会の検討結果を踏まえて検討することとしており、27年3月に最終報告が取りまとめられた。

(3) 都区の税財政制度

都区の事務配分、特別区の区域のあり方の検討を踏まえて検討することとしているが、具体的な議論を行う状況に至っていない。

●地方分権の推進

地方分権は、地域の課題に対し、区が自らの意思と責任で対応できる範囲を広げるものであり、区政運営の重要な課題である。

1 第一次分権改革（平成5～12年）

平成11年7月に「地方分権一括法」が成立し、12年4月に施行されたことにより、機関委任事務の廃止等の改革が実施された。

2 第二次分権改革（平成18年～）

内閣府に設置された地方分権改革推進委員会が4次にわたって行った勧告を踏まえ、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法～第4次一括法）が順次成立し、法律等における義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大や基礎自治体への権限移譲等が図られた。

平成26年からは、従来の国主導による「委員会勧告方式」に替えて、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集する「提案募集方式」が導入された。27年6月には、地方公共団体等からの提案等を踏まえ、国から地方公共団体または都道府県から指定都市等への事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を内容とする「第5次一括法」が公布された。それ以降も、第6次から第12次の「一括法」が公布（第13次は閣議決定）されており、地方の発意に基づく規制緩和や事務・権限の移譲が進められている。

今後、区は、国および広域自治体との役割分担の見直しなど、更なる地方分権の推進と事務権限の拡充に見合う税財源の移譲や超過負担の解消等財政基盤の強化に努めていく。

3 財 政

練馬区など特別区は、他の市町村と同じく住民に最も身近な自治体であるが、大都市行政の一体性を保つ上で、財政面においてもさまざまな特徴がある。

(1) 特別区財政制度の現状

●都区財政調整制度

特別区は、本来「市が行う事務」を担うこととされているが、一方で特別区行政の一体性確保の観点から「市が行う事務」のうち一部を都が行っている。

また、一般的には市町村の財源とされている3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）についても、こうした特殊性から特別区の地域においては都が課税、徴収する特例的な扱いとなっている。

都区財政調整制度とは、この3税と法人事業税交付対象額および固定資産税減収補填特別交付金との合算額を都区の共有財源として、特別区と都の事務配分に相応してその役割に見合った財源配分を行うとともに、特別区間の著しい財源の偏りを調整し、行政水準の均衡を図るための制度である。

この共有財源のうち、4年度は55.1%が特別区交付金として財源の不足する区に配分された。

5年度における、練馬区の一般会計当初予算に占める割合は31.1%であり、一番大きな財源となっている。

●起債の発行

財政負担の平準化や世代負担の公平化のため、地方債の発行を行うことができる。発行に当たっては、都知事に事前協議を行う。なお、平成24年度から、一部について届出制が導入されている。

●地方交付税

地方交付税は、国が徴収した税金の一定部分を自治体の財政力の違いに応じて配分するものである。

特別区は、東京都の大都市分として一括算定されるため、直接の交付対象団体とはなっていない。

4年度の交付税算定結果では、都は財源の豊かな富裕団体と国からみなされ、地方交付税は不交付となっている。

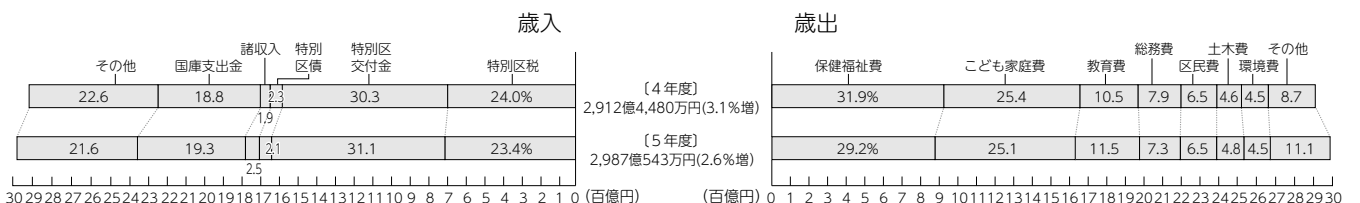
●国庫支出金

国庫支出金は、国が地方公共団体の支出する特定の事業に要する経費について交付する支出金であるが、実際に必要な経費に見合うだけの金額が交付されないため、いわゆる超過負担が生じている。

また、これまで、平成16年度からの三位一体改革により、一部国から地方公共団体への税源移譲が行われたものの、各種補助金は削減されている。

区では、分権型社会の実現のため、地方分権改革の推進と地方が担う役割に見合う地方税源の充実を国に要望している。

〔一般会計歳入歳出（当初）額の推移〕



(2) 令和5年度当初予算

●当初予算編成に当たっての基本方針

1 区財政を取り巻く状況

我が国の経済は、コロナ禍により大きな打撃を受け、令和2年度の実質GDP成長率は、リーマンショックを超えるマイナス4.1%に落ち込んだ。3年度に入り持ち直しの動きが続き2.5%のプラス成長に転じ、4年度も今のところ景気は緩やかに持ち直している。一方、ロシアによるウクライナ侵略などの不安定な情勢を背景に世界的な金融引締めが進む中で、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、エネルギーや食料品を中心とする物価上昇が続いており、経済の先行きは不透明感が増している。

国の財政は、少子高齢化・人口減少により経済活力が弱まり、国際競争力が低下するなかで、赤字国債の発行を重ねた結果、国と地方を合わせた債務残高はGDPの2倍を超える世界に類を見ない状況となっている。長期金利や物価の上昇が国民生活や国家財政に及ぼす影響が危惧されている。

練馬区の財政も、依然として予断を許さない状況が続いている。令和5年度当初予算編成においては、歳入は経済の回復傾向が持続してもなお、歳入一般財源の不足が見込まれることから、基金・起債合わせて約120億円を活用する。今後も同様のペースで取崩しを続ければ、基金は数年で底をつき、起債残高が大幅に増加する可能性がある。歳出は保育関係経費を中心に主な社会保障経費がこの10年で倍増し、区の判断で抑制・削減が困難な義務的経費が予算の5割以上を占めている。また、老朽化した区立施設が一斉に更新時期を迎えており、改修・改築には多額の経費を要する。遅れている都市インフラの整備等、区特有の課題にも取り組まなければならない。物価上昇による区民生活や事業活動への影響も続いている。

2 練馬区の更なる発展に向けた予算編成

令和5年、練馬区は更に発展する好機を迎える。4月には名誉区民である牧野富太郎博士をモデルとしたNHK連続テレビ小説「らんまん」の放映がスタートする。5月には都立練馬城址公園が一部開園し、夏には世界的な人気作品の世界が体験できる「ハリー・ポッター スタジオツアー東京」が練馬区に開業される。11月には世界都市農業サミットで培った知見やネットワークを活かし、都市農業の意義と可能性を発信する「全国都市農業フェスティバル」を開催する。

全国から注目が集まる大きな事業・イベントが控える状況を、区の魅力を広く発信する絶好の機会と捉え、キャッチコピー「ねりま推し」を活用するなど、

効果的かつ戦略的に広報を展開し、多くの区民と協働して練馬区を盛り上げる。

政策面においても、順天堂練馬病院の三次救急医療機関への指定が令和4年度末までに実現する。また、東京都練馬児童相談所（仮称）の整備、都営大江戸線の延伸に向けた調査検討、西武新宿線の連続立体交差事業の推進、区立美術館の再整備等、大きなプロジェクトが次々と進行している。

これらを含め、「第2次みどりの風吹くまちビジョン 改定アクションプラン」に位置づけた施策は着実に推進する。令和5年度には、「（仮称）第3次みどりの風吹くまちビジョン」を策定し、目指す将来像の実現に向けた、次の政策展開を明らかにする。これに先立ち4年度中に、「区民協働」、「DX」、「人事・人材育成」の3つの柱による「（仮称）取組強化プラン」を成案化し、政策を実現する具体的な仕組みや態勢の強化にも取り組む。

3年に及ぶコロナ禍において、区は、区民の命と健康を守り、区民生活を支えるために必要な対策を、時機を逸することなく実施してきた。令和5年度も引き続き、新型コロナと共存する社会の実現に向けた対策や、物価上昇の影響を受けた区民・事業者への支援に取り組む。

予算編成にあたっては、既存の施策事業の見直しを徹底し、歳出削減に取り組んだ。歳入面では、国・都支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、寄付制度を活用した自主財源の確保などに努めている。学校改築、病院、道路、公園の整備など社会資本形成に資する事業には、基金の活用とともに、世代間負担の公平を図るため、後年度負担に配慮しつつ起債を積極的に活用する。

こうした取組により、厳しい財政状況のなかであっても、グランドデザイン構想で示した、練馬区の目指す将来像の実現に向けた施策を着実に推進しつつ、持続可能な財政運営を堅持していく。

●一般会計

5年度当初予算における一般会計は2,987億543万円で、4年度当初予算に比べて2.6%の増となっている。

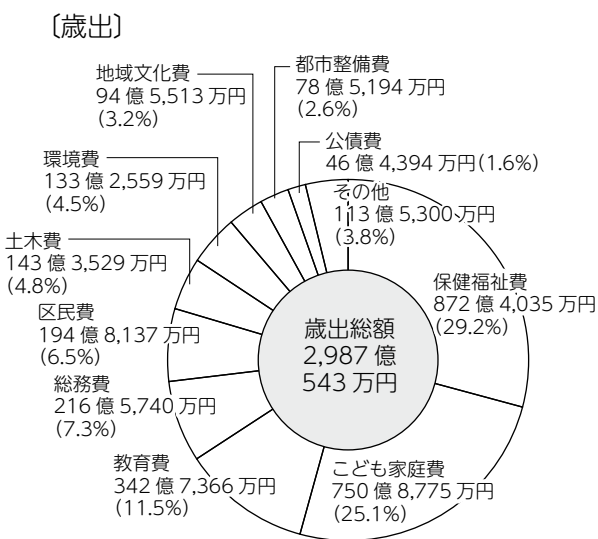
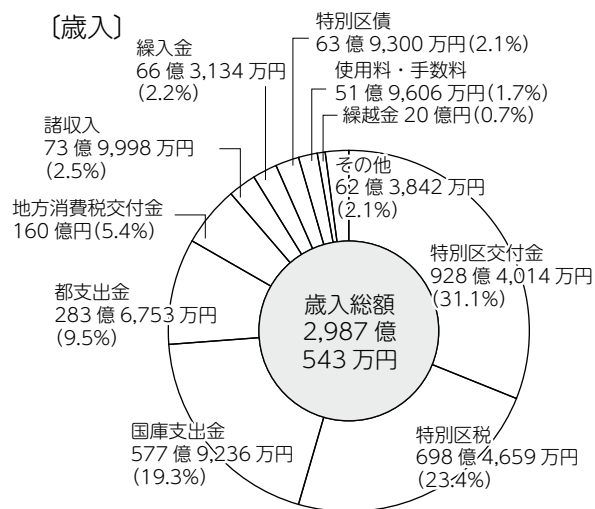
●特別会計

特別会計は、国民健康保険事業会計662億8,598万円（前年度比1.0%増）、介護保険会計620億2,324万円（同0.5%増）、後期高齢者医療会計191億7,215万円（同4.1%増）、公共駐車場会計3億3,938万円（同4.0%減）である。

5年度一般会計予算

〔歳入〕

区分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
特別区税	69,846,592	23.4	69,781,702	0.1
地方譲与税	1,058,000	0.4	1,108,000	△ 4.5
利子割交付金	190,000	0.1	190,000	0.0
配当割交付金	1,100,000	0.4	1,000,000	10.0
株式等譲渡所得割交付金	1,000,000	0.3	1,100,000	△ 9.1
地方消費税交付金	16,000,000	5.4	15,420,000	3.8
環境性能割交付金	320,000	0.1	360,000	△ 11.1
地方特例交付金	540,000	0.2	490,000	10.2
特別区交付金	92,840,138	31.1	88,337,511	5.1
交通安全対策特別交付金	64,000	0.0	64,000	0.0
分担金及び負担金	1,274,854	0.4	1,233,057	3.4
使用料及び手数料	5,196,060	1.7	5,068,023	2.5
国庫支出金	57,792,362	19.3	54,861,549	5.3
都支出金	28,367,532	9.5	27,475,951	3.2
財産収入	685,264	0.2	382,050	79.4
寄付金	6,301	0.0	8,901	△ 29.2
繰入金	6,631,344	2.2	10,151,834	△ 34.7
繰越金	2,000,000	0.7	2,000,000	0.0
諸収入	7,399,978	2.5	5,483,226	35.0
特別区債	6,393,000	2.1	6,729,000	△ 5.0
合計	298,705,425	100.0	291,244,804	2.6



〔歳出 (目的別)〕

区分	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
議会費	1,024,481	0.3	999,920	2.5
総務費	21,657,397	7.3	22,975,684	△ 5.7
区民費	19,481,370	6.5	19,003,041	2.5
産業経済費	5,509,155	1.8	2,983,399	84.7
地域文化費	9,455,130	3.2	6,828,947	38.5
保健福祉費	87,240,351	29.2	93,028,881	△ 6.2
環境費	13,325,591	4.5	12,958,754	2.8
都市整備費	7,851,939	2.6	4,732,991	65.9
土木費	14,335,294	4.8	13,335,315	7.5
教育費	34,273,659	11.5	30,545,950	12.2
子ども家庭費	75,087,747	25.1	73,941,575	1.6
公債費	4,643,944	1.6	4,684,579	△ 0.9
諸支出金	4,719,367	1.6	5,125,768	△ 7.9
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合計	298,705,425	100.0	291,244,804	2.6

〔歳出 (性質別)〕

性質別経費	予算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	152,530,977	51.1	153,321,542	△ 0.5
人件費	44,938,799	15.0	47,927,888	△ 6.2
扶助費	102,962,425	34.5	100,733,659	2.2
公債費	4,629,753	1.5	4,659,995	△ 0.6
投資的経費	29,617,520	9.9	25,761,177	15.0
普通建設事業費	29,617,520	9.9	25,761,177	15.0
その他の経費	116,556,928	39.0	112,162,085	3.9
物件費	66,855,383	22.4	61,657,154	8.4
維持補修費	2,774,758	0.9	2,792,163	△ 0.6
補助費等	18,744,352	6.3	19,219,111	△ 2.5
積立金	1,521,097	0.5	1,819,927	△ 16.4
投資及び出資金	0	0.0	0	0.0
貸付金	3,281,645	1.1	3,384,950	△ 3.1
繰入金	23,279,693	7.8	23,188,780	0.4
予備費	100,000	0.0	100,000	0.0
合計	298,705,425	100.0	291,244,804	2.6

5年度特別会計予算

〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
国民健康保険料	18,673,867	28.2	17,853,152	4.6
一部負担金	2	0.0	2	0.0
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
国庫支出金	1	0.0	1	0.0
都支出金	41,837,279	63.1	41,740,091	0.2
財産収入	1	0.0	1	0.0
繰入金	5,489,112	8.3	5,729,316	△ 4.2
繰越金	200,000	0.3	200,000	0.0
諸収入	85,712	0.1	79,174	8.3
特別区債	1	0.0	1	0.0
歳入合計	66,285,976	100.0	65,601,739	1.0
(歳出)				
総務費	1,180,141	1.8	1,160,930	1.7
保険給付費	41,362,505	62.4	41,354,823	0.0
国民健康保険事業費納付金	22,673,604	34.2	22,014,355	3.0
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
保健事業費	719,011	1.1	730,216	△ 1.5
諸支出金	150,714	0.2	141,414	6.6
予備費	200,000	0.3	200,000	0.0
歳出合計	66,285,976	100.0	65,601,739	1.0

〔介護保険会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
介護保険料	12,675,294	20.4	12,615,433	0.5
国庫支出金	14,626,191	23.6	14,456,593	1.2
支払基金交付金	16,389,588	26.4	16,298,208	0.6
都支出金	9,038,826	14.6	9,028,878	0.1
財産収入	1,595	0.0	1,911	△ 16.5
繰入金	9,265,030	14.9	9,291,794	△ 0.3
繰越金	22,637	0.0	22,804	△ 0.7
諸収入	4,083	0.0	5,947	△ 31.3
歳入合計	62,023,244	100.0	61,721,568	0.5
(歳出)				
保険給付費	59,130,275	95.3	58,841,823	0.5
財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0
地域支援事業費	2,868,731	4.6	2,855,024	0.5
基金積立金	1,600	0.0	1,916	△ 16.5
諸支出金	22,637	0.0	22,804	△ 0.7
歳出合計	62,023,244	100.0	61,721,568	0.5

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
後期高齢者医療保険料	9,547,199	49.8	9,166,120	4.2
使用料及び手数料	1	0.0	1	0.0
広域連合支出金	541,506	2.8	521,445	3.8
繰入金	9,041,425	47.2	8,687,152	4.1
繰越金	25,697	0.1	26,101	△ 1.5
諸収入	16,322	0.1	15,216	7.3
歳入合計	19,172,150	100.0	18,416,035	4.1
(歳出)				
総務費	151,685	0.8	202,929	△ 25.3
広域連合拠出金	17,848,359	93.1	17,079,436	4.5
保健事業費	821,579	4.3	800,939	2.6
葬祭費	324,800	1.7	306,600	5.9
諸支出金	20,727	0.1	21,131	△ 1.9
予備費	5,000	0.0	5,000	0.0
歳出合計	19,172,150	100.0	18,416,035	4.1

〔公共駐車場会計〕

区 分	予算額	構成比	前年度	増減率
(歳入)	千円	%	千円	%
繰入金	75,555	22.3	63,528	18.9
繰越金	1	0.0	1	0.0
諸収入	263,825	77.7	289,930	△ 9.0
歳入合計	339,381	100.0	353,459	△ 4.0
(歳出)				
公共駐車場事業費	298,954	88.1	299,049	0.0
公債費	17,903	5.3	37,084	△ 51.7
諸支出金	17,524	5.2	12,326	42.2
予備費	5,000	1.5	5,000	0.0
歳出合計	339,381	100.0	353,459	△ 4.0

施策の柱 1	【戦略計画 1】 子育てのかたちを選択できる社会の実現 (912 百万円)
子どもたちの笑顔 輝くまち	<p>1 医療的ケア児への対応の充実</p> <p>医療的ケア児への適切な支援やその家族の介護負担軽減のため、新たにこども発達支援センターに医療的ケア児に関する総合相談窓口を設置する。</p> <p>令和5年度当初に策定する医療的ケア児への新たな支援方針に基づき、小・中学校教員や保育園の保育士、看護師等への実技を含む研修などを実施する。また、宿泊学習や修学旅行などへ親の同行が難しい児童・生徒については同行看護師を配置するなど、学校等における医療的ケア児への支援充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★医療的ケア児に関する総合相談窓口の設置 [4 百万円] ★教員、保育士などへの研修の実施 [1 百万円] ★宿泊学習などにおける医療的ケア児の同行看護師配置 [1 百万円] <p>2 障害児保育の充実</p> <p>障害児保育の充実や受入促進のため、私立保育所全園への障害児保育巡回指導を強化する。また、私立幼稚園では、5人以上障害児を受け入れる場合の保育委託料を増額する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○私立保育所への障害児保育巡回指導の強化 [13 百万円] ○私立幼稚園への障害児保育委託料の増額 [243 百万円] <p>3 保育サービスの充実</p> <p>民間事業者のノウハウを活用するため、谷原5丁目区有地に私立認可保育所を整備する。また、都営住宅の改築に合わせ、区立保育園の改築を行う。</p> <p>令和6年4月入園選考から、スマートフォン等による入園申込を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ★新たな私立認可保育所の整備(1園) [359 百万円] ○区立上石神井第三保育園の改築 [231 百万円] ★保育園入園申請のオンライン対応(令和6年4月入園選考から導入) [—] <p>4 家庭での子育て支援サービスと練馬こどもカフェの充実</p> <p>親子交流や子育ての悩みや不安を気軽に相談できる民設子育てのひろば運営補助金を増額し、運営の安定化や新規事業者の参入促進を図る。</p> <p>子育て中の保護者が身近な場所で気軽に子育てに関する相談ができるよう、屋外での親子交流の場「おひさまびよびよ」や児童館学童クラブ室を活用した子育てひろば「にこにこ」への相談員の配置を拡充する。</p> <p>現在、7店舗で実施している「練馬こどもカフェ」は、8店舗に拡大する。このうち2店舗では、店舗が自ら子育て講座等を企画して実施する自主運営型を本格実施する。</p> <p>希望する子育て支援サービスの知る・探す・申し込むが簡単にできる「(仮称)ねりま子育て支援アプリ」を令和6年度から導入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「民設子育てのひろば」事業補助の増額 [33 百万円] ○外遊び型ひろば「おひさまびよびよ」の拡充(7か所→8か所) [1 百万円] ○子育てひろば「にこにこ」への相談員配置拡充(6か所→8か所) [—] ○「練馬こどもカフェ」の拡大(7店舗→8店舗) [2 百万円] ★(仮称)ねりま子育て支援アプリの構築 [24 百万円]
	【戦略計画 2】 子どもの成長に合わせた切れ目のないサポートの充実
	【戦略計画 3】 すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり (3,685 百万円)
	<p>1 児童相談体制「練馬区モデル」の進化</p> <p>東京都が、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に、東京都練馬児童相談所(仮称)を設置する。令和6年度開設に向け、5年度は、都の経費負担により、区が施設の改修工事を行う。</p>

施策の柱 1

子どもたちの笑顔
輝くまち

★東京都練馬児童相談所（仮称）設置に向けた改修工事に着手 [228 百万円]

2 ねりっこクラブ実施校の拡大など

引き続き、「学童クラブ」と「ひろば事業」それぞれの機能や特色を維持しながら一体的に運営を行う「ねりっこクラブ」の早期全校実施に取り組む。

既に児童館等で利用されている、児童の入退室を電子メールで確認できる「キッズ安心メール」を新たに9か所（ねりっこひろば5か所、学校応援団ひろば4か所）設置する。これにより、全小学校のひろば室で設置完了する。

○「ねりっこクラブ」を7校拡大（45校→52校） [3,022 百万円]

○キッズ安心メールの全小学校ひろば室への設置完了 [3 百万円]

3 すべての妊婦・子育て家庭への寄り添い支援

妊娠届出時や産後の育児期の面談を通じ、妊婦や子育て家庭の不安や悩みの相談を受け、必要な支援につなげる子育てサポート体制を充実する。妊娠・出産された方には、国や都の補助スキームを活用し、22万円相当（妊娠届時6万相当、出生届時15万円相当、1歳到達時1万円相当）を支給する。

★（国）出産・子育て応援交付金事業（妊娠届時・出生届時 各5万円相当）

[R5年10月～R6年3月分：304百万円]

[※1,135百万円]

※R4年4月～R5年9月分は令和4年度補正予算に計上（繰越明許）

（都）妊娠期応援事業費（妊娠届時1万円相当） [62 百万円]

（都）出産応援事業（出生届時10万円相当） [2 百万円]

★（都）バースデーサポート事業（1歳到達時1万円相当） [64 百万円]

【戦略計画4】夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成

[6,561 百万円]

1 支援が必要な子どもたちへの取組

令和4年度に実施した実態調査に基づき、チェックリストの活用やスクールソーシャルワーカーの学校訪問をより頻回にすることで、ヤングケアラーや不登校などの課題を抱える児童・生徒を積極的に発見する。また、新たに（仮称）子ども相談アプリを導入し、児童・生徒がより気軽に悩みを相談できる体制を整える。

ヤングケアラーについては、新たに子ども家庭支援センターを支援調整機関に位置づけ、発見したケースごとに庁内関係機関との情報共有や支援方針の決定、役割分担を図る。

○スクールソーシャルワーカーの増員（16人→20人） [33 百万円]

○子ども家庭支援センター専門職員の増員（51人→59人） [59 百万円]

★（仮称）子ども相談アプリの導入 [13 百万円]

2 学校の教育環境の整備

児童・生徒の安全で快適な教育環境を整備するため、区立小・中学校の改築を推進する。小中学校体育館への空調設備は、令和7年度の整備完了を目指す。トイレの洋式化や床ドライ化などについては、平成29年度に1系統目の改修を完了しているため、順次2系統目以降の改修に取り組む。

○校舎改築等（設計5校、改築工事3校） [4,607 百万円]

○体育館空調整備（小学校11校・中学校7校） [1,261 百万円]

○トイレの洋式化等整備（小学校5校・中学校1校） [588 百万円]

施策の柱 2

高齢者が住みなれた
地域で暮らせるまち

【戦略計画 5】 高齢者地域包括ケアシステムの確立

[310 百万円]

1 地域包括支援センターの増設・移転

地域包括ケアシステムの中核機関である地域包括支援センターを、中村敬老館の機能転換および民間特別養護老人ホーム内への設置により、令和 5 年 4 月に 2 か所増設する。これにより、団塊世代全ての方が後期高齢者となる令和 7 年に向けて取り組んできた地域包括センター 27 か所体制の整備が完了する。

また、大泉学園地域包括支援センターを令和 6 年 9 月頃に東大泉地区区民館内へ移転する。

★地域包括支援センターの増設・移転 [16 百万円]

2 都市型軽費老人ホームなどの整備充実

団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年に向け、在宅生活が困難な方全てが希望する時期に入所できるよう都市型軽費老人ホームなどの整備を促進する。

○都市型軽費老人ホーム [108 百万円]

1 施設（定員 20 人）に補助（開設 R6 年 6 月）

○認知症高齢者グループホーム [90 百万円]

1 施設（定員 9 人）に補助（開設 R6 年 8 月）

○看護小規模多機能型居宅介護事業所 [83 百万円]

1 施設（定員 29 人）に補助（開設 R6 年 8 月）

3 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護複合施設の整備

区内初の緩和ケア病床を備えた病院や介護医療院等からなる医療・介護の複合施設を整備する。令和 5 年度から 6 年度にかけて改修工事を実施する。

★医療・介護の複合施設の整備（R7 年 4 月開設予定） [-]

[再掲 ※【戦略計画 10】 2 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護複合施設の整備]

4 もの忘れ検診の充実

練馬区医師会と連携して実施する「もの忘れ検診」について、これまで 70・75 歳のみであった対象者を拡大し、70 歳以上の希望者全員が受診できるようにする。

○もの忘れ検診の対象者の拡大 [13 百万円]

【戦略計画 6】 元気高齢者の活躍と健康づくり・介護予防の推進

[181 百万円]

1 「高齢者みんな健康プロジェクト」の充実

区が保有する医療・健診・介護などのデータを活用して抽出した対象者に、個別訪問や講座案内などの働きかけを行う。また、栄養・フレイル予防などの各種講座やフレイルサポーターの育成研修を行い、高齢者の健康保持・増進につなげる。令和 5 年度は新たに高齢者実態調査未回答かつ健康状態不明な 80 歳以上の高齢者（130 人程度）を対象に加える。

○高齢者みんな健康プロジェクトの対象者の拡大 [24 百万円]

2 街かどケアカフェの充実

介護予防の拠点となる街かどケアカフェを、地域のサロン活動との連携や敬老館の機能転換により増設する。

○街かどケアカフェの充実 [91 百万円]

区立施設活用：5 か所→6 か所（1 か所増）

地域サロン連携：28 か所→31 か所（3 か所増）

3 デジタルを活用した高齢者のフレイル予防事業

高齢者の社会参加を支援する区独自のアプリ「フィット&ゴー」を導入する。スマホから取得したデータを AI 分析し、利用者ごとの趣味関心にあわせた社会参加先の情報を発信する。

<p>施策の柱 2</p> <p>高齢者が住みなれた地域で暮らせるまち</p>	<p>★介護予防および社会参加支援アプリ構築委託 [40 百万円]</p> <p>4 高齢者向けスマホ教室などの充実</p> <p>高齢者のデジタル格差の解消を図るため、初心者を対象とした入門編の開催回数を充実するとともに、習得したい内容を重点的に学べるよう新たに目的別の実践編を実施する。また、シニアのスマホ相談員によるスマホ相談会を実施する。</p> <p>○入門編スマホ教室の充実 [9 百万円]</p> <p>★シニアデジタル活用支援等業務委託 [2 百万円]</p> <p>★実践編スマホ教室等の開始 [10 百万円]</p> <p>5 区独自の介護予防事業の充実</p> <p>65 歳以上の方の外出機会創出のため、敬老館や地区区民館などで、体操や趣味活動を実施するいきがいデイサービスの新たな形態として、区内公衆浴場で開始する。入浴前に体操・レクリエーションを実施、その後のグループ入浴により地域のコミュニケーションをさらに促進するとともに、公衆浴場の利用者拡大にも寄与する。</p> <p>★フロ・マエ・フィットネス（いきがいデイサービス）の開始 [5 百万円]</p>
<p>施策の柱 3</p> <p>安心を支える福祉と医療のまち</p>	<p>【戦略計画 7】 障害者が地域で暮らし続けられる基盤の整備 [318 百万円]</p> <p>1 障害者とその家族を支える施設の充実</p> <p>特に需要が高い重度障害者グループホームを、石神井町福祉園跡地に整備する。</p> <p>★重度障害者グループホームの整備（R7 年度開設予定） [58 百万円]</p> <p>2 高齢化・重度化に対応するための福祉作業所などの機能見直し</p> <p>利用者の高齢化や障害の重度化に対応するため、施設を改修するとともに、民営化によりサービスを拡充する。北町福祉作業所は、令和 6 年度に民営化し、新たに生活介護事業を開始する。貫井福祉園・貫井福祉工房は、サービスの拡充について運営事業者と協議する。</p> <p>★北町福祉作業所大規模改修工事 [233 百万円]</p> <p>★貫井福祉園・貫井福祉工房大規模改修基本設計 [15 百万円]</p> <p>3 障害者の意思疎通支援の充実</p> <p>令和 4 年 6 月に制定した「練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例」に基づく取組をさらに推進するため、新たな支援事業を実施する。</p> <p>★失語症者向け意思疎通支援者派遣事業の開始 [1 百万円]</p> <p>★障害者とのコミュニケーションサポーター養成研修の開始 [2 百万円]</p> <p>★ICT を活用した就労におけるコミュニケーション支援事業の開始 [1 百万円]</p> <p>○日常生活用具給付事業の充実 [2 百万円]</p> <p>（携帯用会話補助装置の対象拡大、情報通信支援装置の基準額増）</p> <p>4 触法障害者の自立を支援し、再犯防止を推進</p> <p>触法障害者を受け入れ、個別の支援計画に基づき、社会復帰に向けた支援を行っているグループホームに対して、専門職の件費の一部を補助し、支援体制を充実する。</p> <p>★障害者グループホームにおける自立支援促進事業への補助 [6 百万円]</p> <p>【戦略計画 8】 ひとり親家庭や生活困窮世帯等の自立を応援 [332 百万円]</p> <p>1 ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実</p> <p>令和 4 年度に実施した「ひとり親家庭ニーズ調査」の結果を踏まえ、自立に向けた支援策の充実を図る。相談する時間・余裕が無い、窓口の開設時間に利用ができないといった声に対応するため、新たにオンライン相談を実施するなど相談体制の強化を図る。また、資格取得のための修学期間中の生活費を賄えるよう高等職業訓練促進等給付金を増額する。さらに、養育費を確保するため、新たに ADR（裁判外紛争解決手続き）費用を助成する。</p>

施策の柱3

安心を支える福祉と
医療のまち

★ひとり親家庭自立応援プロジェクトの充実 [174百万円]

★相談体制の強化（オンライン相談、弁護士による土曜法律相談の実施）

○高等職業訓練促進等給付金の増額（14万円⇒16万円/月+多子加算）

★養育費確保のためのADR費用の助成（上限5万円）

2 生活困窮者への相談支援体制の充実

増加が見込まれる生活困窮者の生活相談に迅速かつ適切に対応するため、生活サポートセンターの相談支援員を更に増員する。

○生活サポートセンターにおける自立相談支援体制の強化 [114百万円]

3 中高年のひきこもりや8050問題への支援の強化

複合的な課題を抱えながら、支援が行き届かない世帯を早期に発見し、支援につなぐため、地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ型の支援を新たに実施する。区民や地域団体から情報を収集し、個別訪問などを行う。あわせて適切な支援につなげるため、各機関の支援の調整役となる連携推進担当を増員する。

また、就労サポート拠点「明日葉ステーション」において、就労に向けた第一歩として、社会と接する機会を経験する居場所を提供する。これにより、就労前から就労後の定着まで切れ目のない支援を実施する。

★地域福祉コーディネーターによるアウトリーチ型支援の開始 [21百万円]

○連携推進担当の増員 [21百万円]

★社会参加に向けた居場所支援の開始 [2百万円]

【戦略計画9】感染症対応力の強化と安心して医療が受けられる体制の整備

【戦略計画10】コロナ禍を乗り越える区民一人ひとりの健康づくりを応援

[186百万円]

1 感染症の拡大時や災害時に備えた医療体制の整備

三次救急の指定が予定されている順天堂練馬病院において、医療機能の整備や災害拠点病院機能の充実を図るため、地区計画等を変更する。

○東京都など関係機関との調整・協議等 [3百万円]

2 練馬光が丘病院跡施設における医療・介護複合施設の整備

区内初の緩和ケア病床を備えた病院や介護医療院等からなる医療・介護の複合施設を整備する。令和5年度から6年度にかけて改修工事を実施する。

★医療・介護の複合施設の整備（R7年4月開設予定） [-]

3 健診（検診）受診環境の充実

自分が受けるべき検診が一目でわかるよう、対象となるがん検診などの受診券をチケット化し、区民が受診しやすい環境の整備を図る。

★健診（検診）受診環境の整備 [102百万円]

4 带状疱疹ワクチン助成の開始

50歳以上の方を対象に带状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を開始する。

★带状疱疹ワクチン助成の開始 [78百万円]

5 がんと共に生きる区民を支える

「がん患者支援に関するニーズ調査」の結果や「がん患者やその家族を支援する連絡会」での議論を踏まえ、患者のQOL向上に向けた取組を検討する。

○がん患者支援連絡会の開催 [1百万円]

6 みどり健康プロジェクトの充実

運動不足解消のため、「ねりまちてくてくサプリ」ユーザーのうち一定歩数を踏破した方に区内スポーツクラブ利用券を贈呈する。

★健康インセンティブ事業の実施 [2百万円]

施策の柱 4

安全・快適、みどり
あふれるまち

【戦略計画 11】地域の災害リスクに応じた「攻めの防災」の推進 [2,056 百万円]

1 防災まちづくりの推進

密集事業では、先行している貫井・富士見台地区に続き、桜台東部地区において、整備計画に基づき、新規整備路線の測量を開始する。

区独自の防災まちづくり推進地区に指定した田柄、富士見台駅南側、下石神井の3地区において、各種助成制度の個別勧奨などを推進する。

一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を重点的に促進するため、耐震診断助成の拡充を図るとともに、耐震化への意識啓発を継続的に実施し、助成制度の活用を促進する。

○密集住宅市街地整備促進事業の推進 [136 百万円]

○防災まちづくりの推進 [39 百万円]

○建築物の耐震化促進 [213 百万円]

○危険なブロック塀などの撤去促進 [64 百万円]

2 水害への対策

都が実施する河川・下水道の整備と連携し、練馬区総合治水計画に基づき、流域対策を進める。個人住宅などに対して雨水浸透施設の設置費用を助成するほか、公園などの公共施設を活用し、設置を行う。

○個人住宅などへの雨水浸透施設の設置費用の助成 [21 百万円]

○雨水浸透施設の設置工事の実施（2 か所） [19 百万円]

3 避難行動要支援者の避難支援の強化

災害時に自力で避難することが困難な方をあらかじめ登録している「避難行動要支援者名簿」について、現況調査を実施し、最新情報に更新する。また、現況調査にあわせて避難行動要支援者が「どこへ」「だれと」避難するかをあらかじめ定めておく個別避難計画の作成を進める。

★避難行動要支援者の安否確認体制の強化と個別避難計画の作成 [87 百万円]

4 災害対応力の強化

(1) 地域別防災マップの作成・訓練の推進

水害リスクの高い地区において順次、地域別防災マップを区民と協働し作成している。令和5年度は3か所で取組を実施し、作成後はこれを活用した訓練を実施する。

○地域別防災マップの作成・訓練の推進 [15 百万円]

(2) オンデマンド動画による防災意識啓発の推進

耐震補強や家具類の転倒防止など、建物と室内の安全対策や、水、食料、生活必需品の備えなどを、いつでも・どこでも・だれでも自助を学べる、オンデマンド環境を整備します。

○ねりま防災カレッジ事業の実施 [29 百万円]

(3) 可搬型トイレの配備

災害時に高齢者や障害者など避難所内での移動が困難な方に配慮するため、屋内でも使用できる可搬型トイレを全ての避難拠点に配備する。

★可搬型トイレの配備 [8 百万円]

5 都市インフラの計画的更新

橋梁の予防修繕、公園遊具の更新、公園灯・街路灯のLED化、道路陥没対策により、都市インフラを計画的に更新していく。

○都市インフラの計画的更新 [1,425 百万円]

施策の柱 4

安全・快適、みどり
あふれるまち

【戦略計画 12】 みどり豊かで快適な空間を創造する交通インフラの整備

[1,037 百万円]

1 都市計画道路・生活幹線道路の整備と沿道まちづくりの推進

交通の円滑化、災害時の交通確保、みどりの創出など、多様な機能を担う都市計画道路や生活幹線道路の整備を着実に進める。

都市計画道路の整備にあわせて、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進める。

○都市計画道路の整備（区画街路 1 号線など 9 区間） [588 百万円]

○生活幹線道路の整備（主要区道 56 号線など 5 区間） [363 百万円]

○放射 36 号線沿道地区のまちづくり [17 百万円]

○補助 156 号線沿道地区のまちづくり [11 百万円]

2 西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の立体化

都、鉄道事業者、沿線区市と連携し、連続立体交差事業および鉄道付属街路などについて、令和 5 年度の事業認可取得に向けて取り組む。

○西武新宿線連続立体交差事業などの推進 [39 百万円]

3 大江戸線の延伸

延伸に必要な具体的な事項について、都と連携の上、区においても調査・検討を継続し、早期事業化を目指した実務的協議を加速するとともに、引き続き、地域と一体となった促進活動を展開する。

○大江戸線の延伸促進 [14 百万円]

4 自転車交通事故の防止

子どもや高齢者などの夜間運転時における視認性を高めるため、小学校交通安全教室や区立施設などで、自転車用 LED 付き反射バッジなどを配布する。

★自転車用 LED 付き反射バッジなどの配布 [5 百万円]

【戦略計画 13】 魅力ある利便性に富んだ駅前と周辺のまちづくり

[3,029 百万円]

1 西武新宿線沿線のまちづくり

連続立体交差化にあわせて、上石神井駅周辺では、市街地再開発事業や建築物の共同化の実施に向けて、事業計画の検討を進める。武蔵関駅周辺では、地区計画や建築物の共同化などの検討を進める。上井草駅周辺では、地区計画の検討や、隣接する杉並区と連携したまちづくりを進める。

○西武新宿線沿線のまちづくり [28 百万円]

2 大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり

（仮称）大泉学園町駅予定地周辺では、大泉学園通り（補助 135 号線）の桜並木の再整備や無電柱化など安全で魅力ある道路整備のための拡幅用地の取得を進めるとともに、駅前広場などの事業計画の検討を進める。

大泉町二丁目地区では、地区計画の決定を目指す。補助 233 号線沿道周辺地区では、地区計画の素案作成を進める。

○大江戸線新駅予定地周辺のまちづくり [11 百万円]

3 石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の促進など

石神井公園駅周辺では、南口西地区市街地再開発事業の実施に向け、権利変換計画認可に向けた取組を支援する。南口商店街においては、地域とともに、街並み整備計画の策定と無電柱化の検討を進める。

○石神井公園駅南口西地区市街地再開発事業の促進など [2,898 百万円]

4 鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進

光が丘駅 A5 出入口周辺において、下りエスカレーターを整備し、バリアフリー化を推進する。

施策の柱 4

安全・快適、みどり
あふれるまち

また、区内の駅と主要な公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）のバリアフリー整備を進めるため、関係団体や鉄道事業者などと連携し、アクセスルートの追加指定を行う。

- 光が丘駅 A5 出入口周辺のバリアフリー化 [89 百万円]
- ★駅と公共施設を結ぶ経路（アクセスルート）の追加指定 [3 百万円]

【戦略計画 14】 練馬のみどりを未来へつなぐ [4,281 百万円]

1 みどりのネットワークの形成

(1) みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

稲荷山公園では、段階的な整備のロードマップを作成する。大泉井頭公園では、「水辺空間の創出」をテーマに、基本計画検討に向けた基礎調査を進める。

- 稲荷山公園の段階的な整備のロードマップの作成、大泉井頭公園基本計画の検討に向けた基礎調査 [28 百万円]

(2) 特色ある公園等の整備

特色ある公園等の整備と整備に向けた取組を進める。

こどもの森では、整備基本計画の改定に着手し、拡張エリアの整備ゾーニングの検討を進める。

平成つつじ公園では、改修に向けた検討を行う。

- ★石神井松の風文化公園（設計） [-]

[再掲 ※【戦略計画 19】 1 誰もが安心して利用できるスポーツ施設の整備]

- ★こどもの森整備基本計画の改定着手（R6 年度改定予定） [6 百万円]
- ★平成つつじ公園（改修検討） [5 百万円]
- ★その他 [4,225 百万円]

【R5 年度整備予定（3 か所）】

（新設） ・（仮称）南高松の森緑地

（拡張） ・大泉町もみじやま公園

・北原公園

【R6 年度以降整備予定（9 か所）】

（新設） ・（仮称）石神井台六丁目緑地（用地買収・設計）

・（仮称）大泉学園町六丁目公園（用地買収）

・（仮称）北町六丁目公園（設計）

・（仮称）西本村の森緑地（用地買収）

・（仮称）松山の森緑地（用地買収）

（拡張） ・どんぐり山の森緑地（設計）

・やくも公園（測量）

・中ノ宮竹林公園（用地買収）

（改修） ・たけした公園（設計）

(3) 公園トイレのリニューアル

公園のトイレが清潔・快適で、地域にふさわしい個性を備えていることは、公園のみならず区のイメージアップにつながる。令和 5 年度は、維持管理の在り方も含めた「（仮称）公園等トイレ改修計画」の策定などを進める。

- ★（仮称）公園等トイレ改修計画の策定など [15 百万円]

2 みどりを育むムーブメントの輪を広げる

みどりを育む基金の新たな短期プロジェクトを開始する。牧野記念庭園では博士ゆかりの植物の保全のため、中里郷土の森ではホタル観察施設の充実のため、寄付の募集を開始する。

- みどりを育む基金（練馬みどりの葉っぱい基金）の運営 [2 百万円]

<p>施策の柱4</p> <p>安全・快適・みどり あふれるまち</p>	<p>○新たな寄付メニューの開始</p> <p>★牧野記念庭園プロジェクト (寄付目標額 300 万円)</p> <p>★中里郷土の森ホテルプロジェクト (寄付目標額 100 万円)</p> <p>【戦略計画 15】 脱炭素社会の実現に向けた総合的な環境施策の展開 [49 百万円]</p> <p>1 新たな環境基本計画の策定</p> <p>令和 32 年 (2050 年) 脱炭素社会の実現を見据え、今後 10 年間の環境施策の取組方針と重点施策を示し、目標達成に向けた総合的な環境施策を展開するため、「(仮称)練馬区環境基本計画 2023」を策定する。</p> <p>○(仮称)練馬区環境基本計画 2023 の策定 (R5 年度策定予定) [2 百万円]</p> <p>2 区民や事業者との協働による脱炭素の取組の推進</p> <p>「再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置補助金」は、R4 年 2 月にゼロカーボンシティを宣言したことを契機に、「カーボンニュートラル化設備補助金」へと改称する。さらに、断熱機能を強化した窓への改修補助の予算規模を拡大するとともに、太陽光発電設備の補助上限額を拡充する。</p> <p>○カーボンニュートラル化設備補助金 [47 百万円] (太陽光発電設備 補助上限額の拡充 5 万円→20 万円)</p> <p>3 区立施設における再生可能エネルギー設備の導入促進</p> <p>改築工事中の区立小学校において、太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入する。事業者が太陽光発電設備を無償で設置し、使用電力量に応じて電気料金を請求する「PPA (Power Purchase Agreement (電力調達契約))」の仕組みについて、区立学校で本格導入に先駆けた実証実験を実施する。</p> <p>○太陽光発電設備と蓄電池をセットで導入 (上石神井北小学校) [-] ※予算額は、【戦略計画 4】夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成 2 学校の教育環境の整備 校舎改築等] に含む。</p> <p>★PPA の導入に向けた実証実験の実施 [-] ※太陽光発電設備の設置および維持管理費は事業者が負担する。</p>
<p>施策の柱5</p> <p>いきいきと心豊かに 暮らせるまち</p>	<p>【戦略計画 16】 地域の特性を活かした企業支援と商店街の魅力づくり [1,036 百万円]</p> <p>1 練馬ビジネスサポートセンター事業の充実</p> <p>(1) 専門相談員の配置・伴走型支援の実施</p> <p>総合相談窓口の配置を常時 3 名体制に増員する。相談員には専門性を有する中小企業診断士を新たに配置する。補助金などの案内だけでなく、積極的に相談者の経営課題を掘り起こし、経営戦略、事業計画の策定・実行を継続的に支援する伴走型の支援を行う。</p> <p>★練馬ビジネスサポートセンター相談体制の強化 [9 百万円]</p> <p>(2) デジタル化への支援</p> <p>令和 5 年 10 月に実施する練馬産業見本市にあわせて、事業者のデジタル化を推進するため、電子商取引サービスや会計システムなどの展示・体験を行うデジタル技術展を開催する。</p> <p>★デジタル技術展の開催 [2 百万円]</p> <p>2 スマート商店街プロジェクトの展開</p> <p>(1) 商店街のデジタル化に向けた支援</p> <p>キャッシュレス決済の導入や SNS 等を活用した情報発信など消費行動の変化へ対応する商店街の取組を支援する。</p> <p>★商店街魅力発信支援事業の充実 [10 百万円]</p>

施策の柱 5

いきいきと心豊かに
暮らせるまち

(2) 空き店舗を活用した商店街の賑わい創出の支援

商店街の空き店舗へ出店を希望する事業者を商店会がサポートする取組を引き続き実施する。令和5年度は1商店会で新たに開始する。

★空き店舗活用商店街支援事業 [15百万円]

3 プレミアム付商品券事業、キャッシュレス決済ポイント還元事業の実施

練馬区商店街連合会が令和2年度から3年間実施してきた30%プレミアム付き商品券事業は、コロナ禍の影響を受けている商店街を支援するため、5年度も引き続き実施する。キャッシュレス決済ポイント還元事業は、物価上昇の影響を受けた区民や区内事業者支援の一環として、5年6~7月に実施する。

○プレミアム付商品券事業補助 [200百万円]

★キャッシュレス決済ポイント還元事業 [800百万円]

【戦略計画 17】 生きた農と共存する都市農業のまち練馬 [207百万円]

1 全国都市農業フェスティバルの開催

世界都市農業サミットに続き、国内初となる全国都市農業フェスティバルを開催する。都市農業に積極的に取り組む自治体のうち、東京都内および三大都市圏から1都市ずつ、計4都市を招聘し開催します。

★全国都市農業フェスティバルの開催 [139百万円]

2 (仮称) 農の風景公園の開設

農地や屋敷林などが残る地域の風景を保全、育成する拠点として令和5年3月に開設する。地域、農業者、近隣小学校などと協働し、地域のシンボルとなる公園を目指していく。

★(仮称) 農の風景公園の運営 [37百万円]

3 区民と一体で取り組む都市農業

農業者が行っている野菜の収穫体験イベントについて、統一ネーミングやロゴマークの設定によりブランド化し、気軽に農を体感でき、農業者と交流できるイベントとして開催する。また農業者と区民が触れ合うマルシェの開催を推進するとともに、果樹の摘み取りが気軽に楽しめる練馬果樹あるファームの開設・拡充を支援する。アプリ「とれたてねりま」を活用し、収穫時期の案内や体験受付を行う。

★(仮称) ベジファームの立ち上げ [10百万円]

○マルシェの実施・支援 [11百万円]

○練馬果樹あるファーム・農業体験農園の開設・拡充支援 [7百万円]

○アプリ「とれたてねりま」関連経費 [3百万円]

【戦略計画 18】 みどりの中で優れた文化芸術を楽しめるまち [3,211百万円]

1 美術館の再整備、中村橋駅周辺のまちづくり

令和9年度のリニューアルに向け、5年度は基本設計を完了させ、実施設計に着手する。あわせて、アートを感じられる街並みの整備など地域の方々と連携してまちづくりの検討を進める。

○美術館再整備基本・実施設計 [148百万円]

○中村橋駅周辺のまちづくり [10百万円]

2 優れた文化芸術に触れられる機会の創出

練馬文化センターの大規模改修にともない、夏の風物詩となっている「真夏の音楽会」は東京芸術劇場に会場を移して実施する。「(仮称) ねりまの森の音楽祭」を練馬総合運動場公園で開催、石神井松の風文化公園では「みどりの風 練馬薪能」を開催する。また、名誉区民であり、人間国宝である野村万作さんの協力を得て、トーク&上映会「(仮称) 野村万作から萬斎、裕基へ」を開催する。

<p>施策の柱5</p> <p>いきいきと心豊かに暮らせるまち</p>	<p>○練馬文化センター大規模改修工事 [2,985 百万円]</p> <p>○真夏の音楽会の実施 [14 百万円]</p> <p>★(仮称)ねりまの森の音楽祭の開催 [17 百万円]</p> <p>○「みどりの風 練馬薪能」の開催 [24 百万円]</p> <p>★「(仮称)野村万作から萬斎、裕基へ」の開催 [3 百万円]</p> <p>3 練馬の歴史を活かした映像文化のまちづくり</p> <p>「(仮称)ねりまの森の映画祭」の令和6年度開催に向けて、映像文化の専門家を招聘しコンテンツなどの検討に着手する。</p> <p>プロの漫画家によるトークイベントやワークショップなど、練馬にしかできない「現役の漫画家に出会える」展示イベントを実施します。</p> <p>このほか、令和5年夏開設予定のスタジオツアー東京と連携した映画上映イベントを実施する。</p> <p>★(仮称)ねりまの森の映画祭検討委託 [1 百万円]</p> <p>★漫画家連携事業の実施 [4 百万円]</p> <p>○映画上映イベントの実施 [5 百万円]</p> <p>【戦略計画 19】みどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまち [363 百万円]</p> <p>1 誰もが安心して利用できるスポーツ施設の整備</p> <p>石神井松の風文化公園の拡張部分にフットサル・テニス兼用コート、スケートボード等が行える広場などを整備する。令和8年度の開設に向けた基本計画の策定および基本設計を行う。また、桜台体育館の特定天井改修工事および空調機設置工事、石神井プールのプール槽防水シートの貼替など、みどり豊かな環境の中でスポーツを楽しめる環境整備を進める。</p> <p>★石神井松の風文化公園拡張整備基本設計 [27 百万円]</p> <p>★桜台体育館特定天井改修等工事 [208 百万円]</p> <p>★石神井プール防水シート貼替等工事 [83 百万円]</p> <p>★大泉学園町希望が丘公園庭球場人工芝改修工事 [33 百万円]</p> <p>2 誰もがスポーツを楽しめる機会の充実</p> <p>令和5年11月に光が丘体育館でユニバーサルスポーツフェスティバルの一環としてポッチャ交流大会を実施する。</p> <p>このほか、地域体育館や都立大泉特別支援学校でのパラスポーツ教室の開催など、障害の有無にかかわらず身近な場所でスポーツが楽しめる機会を提供する。</p> <p>★ポッチャ交流大会の実施 [1 百万円]</p> <p>○地域体育館などでのパラスポーツ教室等の実施 [11 百万円]</p>
<p>施策の柱6</p> <p>区民とともに区政を進める</p>	<p>【取組強化プラン柱1】区民協働の区政を深化させる [628 百万円]</p> <p>1 町会・自治会への支援</p> <p>SNSなどの情報発信の強化を支援するため、希望する町会・自治会に対して専門知識を持ったアドバイザーの派遣や講習会を実施する。加えて、全町会に「デジタル活用事例集」を配布するなど、町会・自治会が行うデジタル活用を支援する。</p> <p>コロナ禍により活動の縮小を余儀なくされた町会活動の再開を支援するために(仮称)地域応援臨時交付金を支給する。また、掲示板掲示委託料を増額改定し、地域コミュニティの活性化に向けた活動を支援する。</p> <p>○町会自治会のデジタル活用支援 [4 百万円]</p> <p>★(仮称)地域応援臨時交付金 [20 百万円]</p> <p>○掲示板掲示委託料の改定(1基あたり年3万円→年3.3万円) [38 百万円]</p>

施策の柱6

区民とともに区政を進める

2 「(仮称)ねりま協働ラボ」の着手

新たに町会・自治会とNPO・ボランティア団体がコラボした取り組みなどへの支援と地域活動へのチャレンジを後押しする「(仮称)ねりま協働ラボ」の事業検討、アイデア募集に着手する。

練馬の新しい魅力の創造や地域の課題解決に向けて、区民の自由な発想から生まれたアイデアの具現化を支援する「地域おこしプロジェクト」は5事業の支援に取り組む。

- ★「(仮称)ねりま協働ラボ」のアイデアの募集 [1百万円]
- 地域おこしプロジェクトの実施 [8百万円]

3 地域施設の整備

平和台1丁目(現シルバー人材センター作業所)に、区東部地域で初となる地域活動倉庫の整備に着手する。西大泉地区区民館の大規模改修基本設計に着手するなど、地域施設の改修を進める。

- ★地域活動倉庫整備基本設計 [10百万円]
- 北大泉地区区民館大規模改修工事 [210百万円]
- ★東大泉地区区民館大規模改修工事 [229百万円]
- ★西大泉地区区民館大規模改修基本設計 [11百万円]
- ★練馬高野台駅前地域集会所空調機等更新工事 [97百万円]

【取組強化プラン柱2】DXで区民と区政を直につなぐ [20百万円]

1 キャッシュレス決済導入の推進

令和5年度は、子ども家庭支援センターおよび子ども発達支援センターでの乳幼児一時預かりの利用などでキャッシュレス決済を導入し、利便性を高める。また、練馬区産業振興公社のファミリーパック事業の利用料についても6年度の導入に向けて取り組む。

- ★キャッシュレス決済の導入(R4年度11か所→18か所) [7百万円]

2 “行かない・書かない”デジタル区役所の実現

住民票や戸籍証明書などの交付申請や、転出届の提出など区民事務所窓口で対応している申請、保育園の入園申請手続きについて、LINEを活用したオンライン対応を開始する。

また、引っ越しやおくやみなどに関する行政手続き分野、妊娠中の健康相談やメンタルヘルスなどの健康分野に関する問い合わせに対応するAIチャットボットを導入し、区民の利便性向上を図る。

- ★住民票交付申請等のオンライン対応 [9百万円]
 - ・区民事務所等窓口事務
(住民票、戸籍証明書、課税・納税証明書、臨時医療費通知交付申請、転出届、国民健康保険脱退届、葬祭費支給申請、飼い犬関係手続き(鑑札交付・再交付、引っ越し、死亡、狂犬病予防注射済票))
 - ・保育園入園申請(令和6年4月入園選考から導入)
- ★AIチャットボットの導入 [4百万円]

(3) 令和3年度決算

●一般会計

3年度における一般会計決算額は、歳入 3,173 億 1,790 万円（前年度 3,581 億 1,268 万円）、増減率△ 11.4%（前年度 30.6%）、歳出 3,066 億 5,067 万円（前年度 3,490 億 4,250 万円）、増減率△ 12.1%（前年度 30.1%）で、前年度に比べて歳入で 407 億 9,478 万円の減、歳出で 423 億 9,183 万円の減となった。

歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は 106 億 6,722 万円（前年度比 17.6% 増）の黒字となった。

1 歳入

歳入のうち、一般財源の構成比は 58.8% で、前年度（48.9%）と比べ、9.9 ポイント増となった。一般財源の内訳としては特別区税 22.0%、特別区交付金 28.7% と、この二つで 50.7% を占めている。

特定財源の構成比は 41.2% で、前年度（51.1%）と比べ、9.9 ポイント減となった。

さらに、財源が自主的に調達できるか否かで区分した自主・依存財源別でみると、自主財源（区税、諸収入、繰入金、使用料など）は 28.2%（前年度 25.2%）、依存財源（国庫支出金、都支出金、地方債など）が 71.8%（前年度 74.8%）であり、自主財源の構成比は 3.0 ポイント増となった。

2 歳出

目的別（科目別）の構成比でみると、保健福祉費、こども家庭費、教育費、総務費の順となった。前年度に比べて、こども家庭費、総務費、諸支出金等が増となる一方、保健福祉費、産業経済費、区民費等が減となった。

性質別にみると、義務的経費、投資的経費、その他の経費に分けられる。

義務的経費は 1,717 億 207 万円で、前年度に比べて人件費が 1.7% の減、扶助費が 15.5% の増、公債費が 9.0% の増となった結果、義務的経費は 10.3% の増となった。歳出全体に占める構成比は 56.0% と前年度に比べ 11.4 ポイント増となった。

投資的経費は 279 億 2,935 万円で、前年度に比べて 5.6% の増、歳出全体に占める構成比は 9.1% と前年度に比べ 1.5 ポイント増となった。

その他の経費は 1,070 億 1,925 万円で、前年度に比べて 35.9% の減となった。構成比でみると物件費が大きく、以下、繰出金、補助費等の順となった。

3 特別区債

特別区債の歳入額は 61 億 9,970 万円で、前年度に比べて 41.2% 増となった。このうち、保健福祉債

が 42 億 70 万円で構成比は 67.8% であり、教育債が 11 億 700 万円で、構成比は 17.9% である。

また、特別区債の3年度の未償還元金は、571 億 6,804 万円である。

●特別会計

特別会計のうち、国民健康保険事業会計は、前年度に比べ歳入で 3.7%、歳出で 3.3% の増となった。

つぎに介護保険会計は、歳入で 4.5%、歳出で 3.9% の増、後期高齢者医療会計は、歳入で 0.5%、歳出で 0.6% の減、公共駐車場会計は歳入、歳出とも 7.3% の減となった。

●財政指標

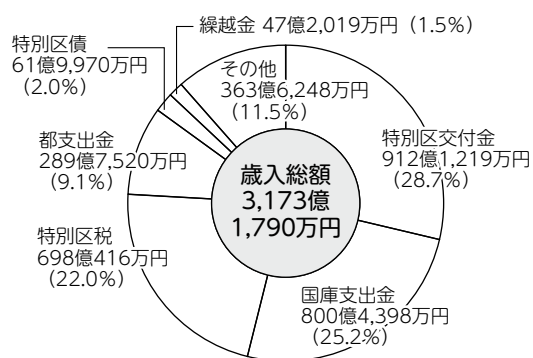
地方公共団体の財政状況の分析に用いる普通会計決算上の指標は、財政力指数が 0.47（前年度 0.47）、実質収支比率が 5.9%（前年度 5.1%）、実質公債費比率が△ 2.5%（前年度△ 3.1%）、公債費負担比率が 3.7%（前年度 2.5%）、経常収支比率が 84.8%（前年度 85.9%）であった。

3年度一般会計決算

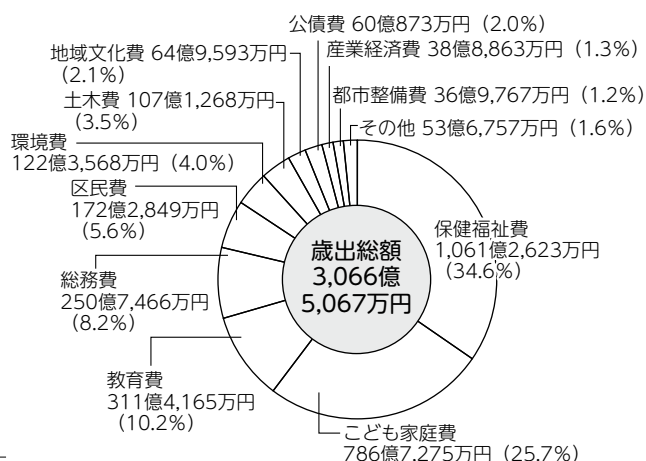
〔歳入〕

区分	予算現額	決算額	構成比	収入率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
特別区税	68,707,224	69,804,162	22.0	101.6	69,278,731	0.8
地方譲与税	1,010,001	1,068,686	0.3	105.8	1,050,291	1.8
利子割交付金	210,000	183,247	0.1	87.3	197,200	△ 7.1
配当割交付金	800,000	1,315,414	0.4	164.4	953,405	38.0
株式等譲渡所得割交付金	910,000	1,607,159	0.5	176.6	1,109,667	44.8
地方消費税交付金	15,711,550	16,209,955	5.1	103.2	14,673,245	10.5
環境性能割交付金	302,000	235,302	0.1	77.9	183,126	28.5
地方特例交付金	569,058	569,058	0.2	100.0	608,873	△ 6.5
特別区交付金	87,328,271	91,212,189	28.7	104.4	84,257,745	8.3
交通安全対策特別交付金	60,000	69,209	0.0	115.3	70,856	△ 2.3
分担金及び負担金	1,130,295	1,162,787	0.4	102.9	916,337	26.9
使用料及び手数料	4,712,017	4,630,620	1.5	98.3	4,381,912	5.7
国庫支出金	88,121,537	80,043,981	25.2	90.8	131,069,955	△ 38.9
都支出金	28,965,530	28,975,204	9.1	100.0	29,236,321	△ 0.9
財産収入	386,000	349,097	0.1	90.4	438,705	△ 20.4
寄付金	102,008	109,371	0.0	107.2	353,323	△ 69.0
繰入金	12,485,538	4,535,675	1.4	36.3	7,565,015	△ 40.0
繰越金	4,720,186	4,720,187	1.5	100.0	3,104,591	52.0
諸収入	4,212,658	4,316,890	1.4	102.5	4,271,997	1.1
特別区債	6,393,300	6,199,700	2.0	97.0	4,391,300	41.2
自動車取得税交付金	0	3	0.0	-	88	△ 96.6
計	326,837,173	317,317,896	100.0	97.1	358,112,683	△ 11.4

〔歳入〕



〔歳出〕



〔歳出 (目的別)〕

区分	予算現額	決算額	構成比	執行率	前年度	増減率
	千円	千円	%	%	千円	%
議会費	987,317	956,443	0.3	96.9	986,958	△ 3.1
総務費	25,852,327	25,074,663	8.2	97.0	22,251,322	12.7
区民費	18,501,675	17,228,484	5.6	93.1	17,851,606	△ 3.5
産業経済費	4,085,845	3,888,631	1.3	95.2	4,845,584	△ 19.7
地域文化費	6,631,886	6,495,929	2.1	97.9	7,085,247	△ 8.3
保健福祉費	117,276,546	106,126,231	34.6	90.5	159,090,029	△ 33.3
環境費	12,529,873	12,235,684	4.0	97.7	12,643,347	△ 3.2
都市整備費	3,826,932	3,697,674	1.2	96.6	4,000,083	△ 7.6
土木費	10,949,183	10,712,679	3.5	97.8	11,094,208	△ 3.4
教育費	32,536,832	31,141,649	10.2	95.7	31,399,737	△ 0.8
子ども家庭費	83,133,717	78,672,748	25.7	94.6	68,937,839	14.1
公債費	6,008,758	6,008,727	2.0	100.0	5,666,931	6.0
諸支出金	4,416,282	4,411,132	1.4	99.9	3,189,605	38.3
予備費	100,000	0	0.0	0.0	0	-
計	326,837,173	306,650,674	100.0	93.8	349,042,496	△ 12.1

〔歳出 (性質別)〕

区分	決算額	構成比	前年度	増減率
	千円	%	千円	%
義務的経費	171,702,069	56.0	155,663,867	10.3
人件費	43,889,055	14.3	44,653,162	△ 1.7
扶助費	120,533,673	39.3	104,331,697	15.5
公債費	7,279,341	2.4	6,679,008	9.0
投資的経費	27,929,355	9.1	26,452,053	5.6
普通建設事業費	27,929,355	9.1	26,452,053	5.6
災害復旧事業費	0	0.0	0	-
失業対策事業費	0	0.0	0	-
その他の経費	107,019,250	34.9	166,926,576	△ 35.9
物件費	55,885,301	18.2	46,173,767	21.0
維持補修費	2,598,676	0.8	2,990,163	△ 13.1
補助費等	19,521,794	6.4	92,306,443	△ 78.9
積立金	1,316,767	0.4	476,076	176.6
投資及び出資金貸付金	3,062,071	1.0	2,066,863	48.2
繰出金	24,634,641	8.0	22,913,264	7.5
計	306,650,674	100.0	349,042,496	△ 12.1

3年度特別会計決算

〔国民健康保険事業会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
国民健康保険料	16,483,293	17,228,559	26.6
一部負担金	2	0	0.0
使用料及び手数料	1	145	0.0
国庫支出金	123,762	132,473	0.2
都支出金	42,887,305	42,046,882	64.9
財産収入	1	0	0.0
繰入金	5,860,933	4,810,697	7.4
繰越金	456,015	456,015	0.7
諸収入	93,470	110,950	0.2
特別区債	1	0	0.0
計	65,904,783	64,785,721	100.0
(歳出)			
総務費	1,270,315	1,230,805	1.9
保険給付費	42,409,234	40,808,271	63.7
国民健康保険事業費納付金	20,916,080	20,916,077	32.7
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
保健事業費	706,158	693,801	1.1
諸支出金	402,995	374,666	0.6
予備費	200,000	0	0.0
計	65,904,783	64,023,620	100.0

〔介護保険会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
介護保険料	12,709,072	12,565,061	20.8
国庫支出金	14,118,289	14,601,675	24.1
支払基金交付金	15,841,745	15,460,719	25.5
都支出金	8,694,608	8,770,329	14.5
財産収入	2,292	2,240	0.0
繰入金	8,434,989	8,194,942	13.5
繰越金	933,255	933,255	1.5
諸収入	6,294	6,336	0.0
計	60,740,544	60,534,557	100.0
(歳出)			
保険給付費	57,021,789	55,545,534	93.8
財政安定化基金拠出金	1	0	0.0
地域支援事業費	2,747,783	2,712,848	4.6
基金積立金	633,116	633,116	1.1
諸支出金	337,855	332,682	0.6
計	60,740,544	59,224,180	100.0

〔後期高齢者医療会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
後期高齢者医療保険料	8,304,250	8,335,387	50.0
使用料及び手数料	1	9	0.0
国庫支出金	138	140	0.0
広域連合支出金	488,733	484,882	2.9
繰入金	7,838,433	7,736,149	46.4
繰越金	1	0	0.0
諸収入	104,486	103,484	0.6
計	16,736,042	16,660,051	100.0
(歳出)			
総務費	128,611	120,794	0.7
広域連合拠出金	15,489,199	15,489,195	93.1
保健事業費	789,912	705,829	4.2
葬祭費	302,400	300,740	1.8
諸支出金	20,920	17,392	0.1
予備費	5,000	0	0.0
計	16,736,042	16,633,950	100.0

〔公共駐車場会計〕

区 分	予算現額	決算額	構成比
(歳入)	千円	千円	%
繰入金	120,602	112,400	28.2
繰越金	1	0	0.0
諸収入	300,814	286,500	71.8
計	421,417	398,900	100.0
(歳出)			
公共駐車場事業費	245,910	239,515	60.0
公債費	84,070	84,069	21.1
諸支出金	86,437	75,316	18.9
予備費	5,000	0	0
計	421,417	398,900	100.0

4 税・財産

区は、特別区民税（個人分）、軽自動車税、特別区たばこ税、入湯税の4税を「特別区税」として課税している。

市町村民税（法人分）、固定資産税、特別土地保有税の3税は、一般には市町村が課税・徴収するが、特別区の地域においては、「都税」として都が特例により課税・徴収し、都区財政調整制度の原資となっている。

なお、特別土地保有税は平成15年度以降、新たな課税を停止している。また、都市計画税、事業所税についても、都が特例により課税・徴収しており、それぞれ都市計画事業や都市環境の整備等の費用に充てられている。

区民や区内事業者に対する固定資産税などの都税は練馬都税事務所（一部の税目は、豊島・新宿の各都税事務所で扱う。）が、所得税など国税は練馬東税務署と練馬西税務署が課税・徴収している。

(1) 区政を支える特別区税

●特別区税

区の4年度特別区税収入額は715億1,117万円（前年度比2.4%増）であり、区一般会計歳入額の22.2%を占めている。また、特別区税収入額に対する区民1人当たりの年間負担額は、96,852円（前年度比2.7%増）であった。

1 特別区民税（個人分）

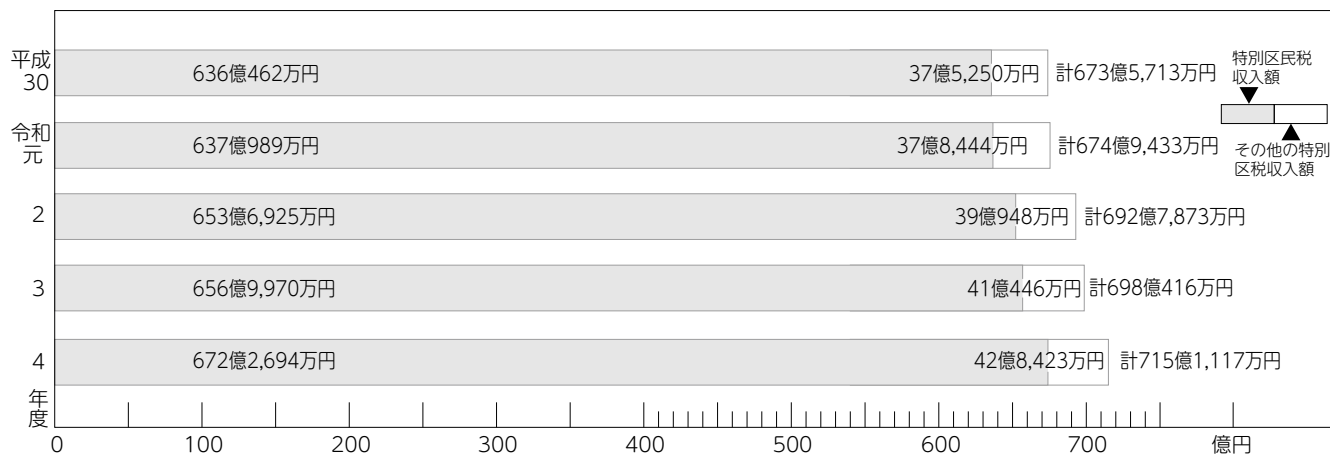
4年度の収入額は672億2,694万円で、特別区税に占める割合は94.0%と最も高い。3年度に比べ、2.3%増であった（前年度収入額は、656億9,970万円）。

また、納税義務者数は411,863人で、3年度に比べ0.5%増であった。

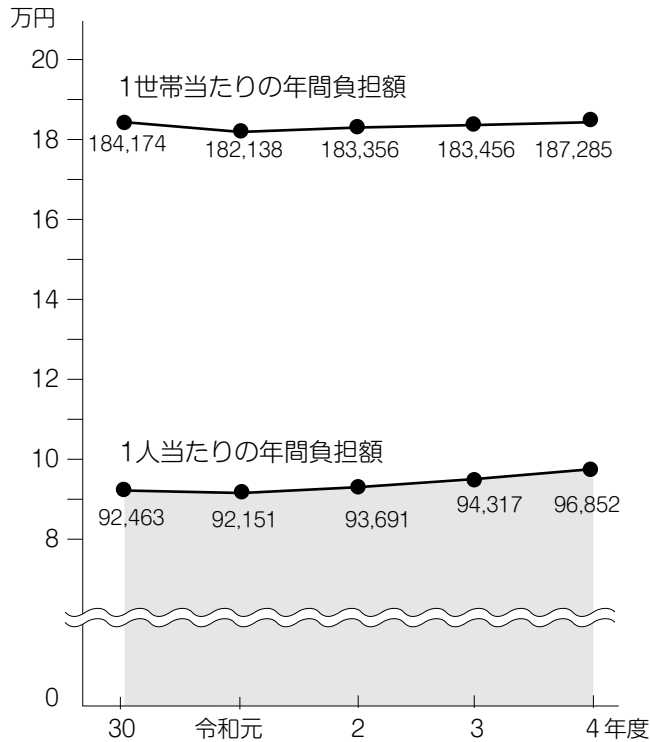
〔特別区税の収入状況（対前年度比較）〕

税目	3年度				4年度			
	調定額 千円	収入額（収入率） 千円（%）	前年比 %	構成比 %	調定額 千円	収入額（収入率） 千円（%）	前年比 %	構成比 %
特別区民税								
現年課税分	65,675,706	65,002,076 (99.0)	0.5	93.1	67,275,774	66,660,738 (99.1)	2.6	93.2
滞納繰越分	1,230,936	697,626 (56.7)	1.3	1.0	974,418	566,201 (58.1)	△ 18.8	0.8
小計	66,906,642	65,699,702 (98.2)	0.5	94.1	68,250,192	67,226,939 (98.5)	2.3	94.0
軽自動車税								
現年課税分	408,007	400,215 (98.1)	4.7	0.6	424,301	417,210 (98.3)	4.2	0.6
滞納繰越分	18,566	6,062 (32.7)	2.9	0.0	14,766	5,809 (39.3)	△ 4.2	0.0
小計	426,573	406,277 (95.2)	4.7	0.6	439,067	423,019 (96.3)	4.1	0.6
特別区たばこ税								
現年課税分	3,673,500	3,673,500 (100.0)	4.9	5.3	3,823,153	3,823,153 (100.0)	4.1	5.3
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	3,673,500	3,673,500 (100.0)	4.9	5.3	3,823,153	3,823,153 (100.0)	4.1	5.3
入湯税								
現年課税分	24,683	24,683 (100.0)	16.9	0.0	38,059	38,059 (100.0)	54.2	0.1
滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-
小計	24,683	24,683 (100.0)	16.9	0.0	38,059	38,059 (100.0)	54.2	0.1
合計	71,031,398	69,804,162 (98.3)	0.8	100.0	72,550,471	71,511,170 (98.6)	2.4	100.0

〔特別区税収入額の推移〕



〔特別区税負担額の推移〕



2 軽自動車税

4年度の収入額は4億2,302万円で、特別区税全体の0.6%を占めており、対前年度の伸び率は、4.1%増であった。

また、軽自動車税の現年課税件数（過年度分を含む。）は72,981件で3年度に比べて448件の増であった。

〔軽自動車税種別課税件数（現年課税分）〕 令和4年度

車種		件数(件)	前年比(%)	構成比(%)
原動機付自転車	50cc以下	13,025	△4.0	17.8
	90cc以下	1,497	1.1	2.1
	125cc以下	9,655	2.5	13.2
	ミニカー	483	3.6	0.7
軽自動車	二輪	8,068	1.7	11.1
	(うち、被けん引車)	78	△12.4	0.1
	三輪	4	0.0	0.0
	四輪(乗用)	20,306	1.7	27.8
	四輪(貨物)	11,695	0.2	16.0
	雪上車	1	0.0	0.0
	農耕作業用	140	2.2	0.2
	その他	280	△6.0	0.4
二輪の小型自動車	7,827	3.1	10.7	
合計	72,981	0.6	100	

3 特別区たばこ税

4年度の収入額は38億2,315万円で、特別区税全体の5.3%を占めている。前年度に比べ、4.1%の増であった。たばこの売り渡し本数は5億8,349万本で、3年度に比べ101万本、0.2%の増であった。

4 入湯税

4年度の収入額は3,806万円であった。課税対象となる入湯客数は、253,724人であった。

(2) 都税

4年度都税収入は、前年度より約3,165億円増の6兆1,644億円となった。

4年度の練馬都税事務所の都税収入については、前年度より約27億994万円増の1,004億3,700万円である。この数値は、都税収入全体の約1.6%を占め、税収の規模は23区中12番目である。

収入状況は、収入全体の主要を占める固定資産税・都市計画税が3.9%の増、個人都民税が2.4%の増であった。全体としては、前年度の2.8%の増収となった。

練馬区内の都税収入の特徴は、法人二税が収入全体の一定割合を占める都税全体と異なり、固定資産税・都市計画税の割合が高いことである。

〔練馬都税事務所の収入状況〕

税目	3年度		4年度	
	税額 百万円	構成比 %	税額 百万円	構成比 %
個人都民税	43,418	44.4	44,445	44.3
法人二税	99	0.1	98	0.1
個人事業税	72	0.1	98	0.1
不動産取得税	2,449	2.5	2,113	2.1
自動車税種別割	180	0.2	167	0.2
固定資産税	42,257	43.2	43,922	43.7
都市計画税	9,250	9.5	9,594	9.5
軽油引取税	0	0.0	0	0.0
事業所税	2	0.0	0	0.0
その他	0	0.0	0	0.0
合計	97,727	100.0	100,437	100.0

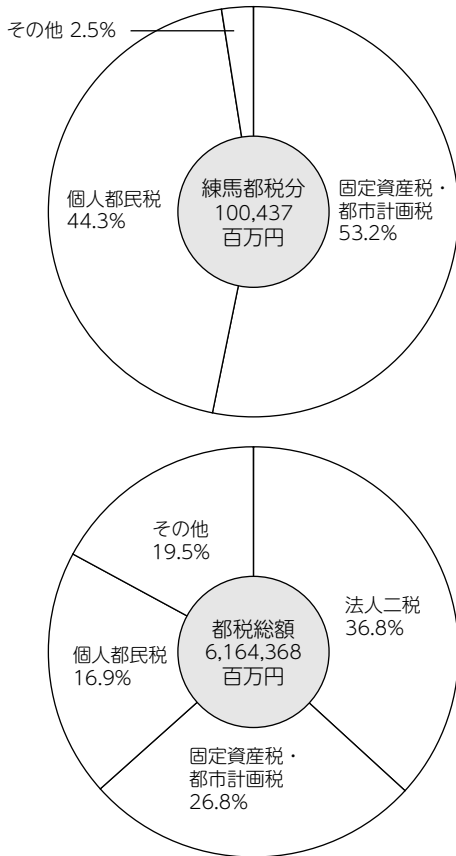
注：①現年課税分と滞納繰越分の合計

②還付未済分を含む。

③法人二税、個人事業税、自動車税種別割、事業所税及び軽油引取税については、課税事務のブロック化により、練馬都税事務所においては、滞納分がブロック所から徴収引継されたものである。

資料：練馬都税事務所

〔4年度都税収入構成比〕



資料：練馬都税事務所

〔3〕 国税

3年度、練馬区内税務署の国税徴収決定済額の総額は約2,235億円であった。

〔国税徴収決定済額の推移（練馬区内税務署分）〕

(単位：百万円)

税目	2年度	3年度
源泉所得税	318	260
源泉所得税及復興特別所得税	38,182	42,365
申告所得税	642	578
申告所得税及復興特別所得税	39,102	44,464
法人税	28,900	32,757
地方法人税	2,520	3,554
相続税（※1）	55,810	49,868
消費税	21	20
消費税及地方消費税	60,074	59,321
その他（※2）	328	281
計	225,898	233,468

注：係数は速報値である。

※1：「相続税」には贈与税を含む。

※2：「その他」は、酒税、たばこ税及たばこ特別税、たばこ税、揮発油及地方揮発油税、復興特別法人税、地価税、国際観光旅客税、石油石炭税、旧税、電源開発促進税、揮発油税及地方道路税、石油ガス税、自動車重量税、航空燃料税、印紙税の合計

〔4〕 区税負担の公平性を確保する

●適正な課税

特別区民税・都民税（住民税）を適正に課税するため、扶養関係等の調査や区民および事業所（特別徴収義務者）への申告等についての指導、税務署や都税事務所と連携した申告勧奨等についての広報活動（区報・区公式ホームページ）を行っている。

●確実な収納事務

区役所本庁舎4階収納課、区民事務所および金融機関窓口のほか、口座振替、コンビニエンスストア、ペイジー、スマートフォンを利用したモバイルレジクレジット、LINE Pay 請求書支払いなど、複数の納付方法を整備することで納期内納税を促進し、収納率の向上に取り組んでいる。なお、5年5月から、軽自動車税種別割は、地方税お支払サイトを利用した納付ができるようになっている。

滞納者に対しては、納付案内センターからの電話や訪問員による個別訪問で早期のお知らせを行い、滞納者数の減少と歳入の確保を目指している。また、滞納者の生活状況を踏まえ、担税力を的確に判断し、差押えなどの滞納処分を積極的に行うことにより滞納額の圧縮に努めている。

〔特別区税収納率の推移〕

(単位：%)

年度	2	3	4
収納率	98.0	98.3	98.6

〔特別区税滞納額の推移〕

(単位：千円 端数切り捨て)

年度	2	3	4
滞納額	1,259,086	999,865	891,943

〔5〕 財産

区が所有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分けられる。

公有財産は、土地、建物、工作物等の不動産や有価証券等であり、物品は各種備品、機器等の動産をいう。

基金は特定の目的のために資金を積み立てたり運用するものである。4年度現在、基金の種類は12となっている。

〔区有財産の現況〕

4年度末現在

種別	数量	推定価格	摘要
土地	2,990,832㎡	8,862億9,233万円	庁舎、学校等の敷地面積
建物	1,163,504㎡	1,559億7,368万円	庁舎、学校等建物の延べ面積
工作物等	－	116億8,487万円	プール、公園施設等
無体財産権	12件	1,563万円	アニメキャラクター「ねり丸」の著作権等
有価証券	2,650株	(額面) 4,250万円	株式
出資による権利	－	4億9,934万円	練馬区環境まちづくり公社出捐金、練馬区文化振興協会出捐金等
物品(特別整理備品)	2,795点	74億9,139万円	各種事務用機器、機械、車両等
債権	－	128億1,225万円	練馬区土地開発公社資金貸付金等
基金	(積立基金)	1,116億3,395万円	財政調整基金、減債基金、まちづくり基金、区営住宅整備基金、福祉基金、みどりを育む基金、施設整備基金、大江戸線延伸推進基金、文化芸術振興基金、医療環境整備基金、介護保険給付準備基金
	(運用基金)	158億2,600万円	用地取得基金

(6) 健全な財政運営を行う

●公有財産等の活用と管理

区有地等のうち、更地および低利用・暫定利用の土地で、公園用地等利用目的が明確になっている用地については、積極的に事業化を推進する。

なお、事業化まで長期間を要する用地は、地域開放などの暫定利用を行う。

●練馬区土地開発公社

練馬区土地開発公社は、区に代わって公共用地の先行取得を行うため、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づいて区が設立した特別法人である。

練馬区土地開発公社は、民間資金を積極的に活用し、機動的かつ弾力的な土地取得を行うことにより、まちづくりの重要な役割を担っていくものである。

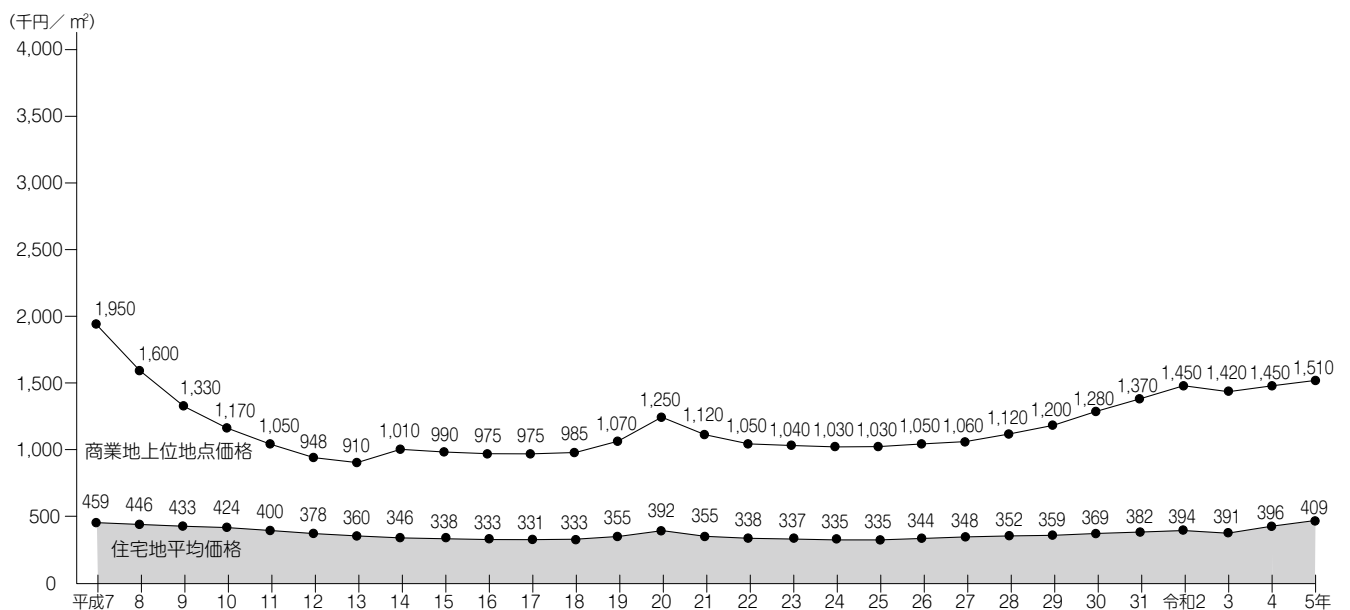
4年度の事業実績は土地取得が14,429.42㎡、売却が9,497.02㎡であった。

●地価公示

地価公示制度は、国が標準的な土地を選び判定した適正な価格を公示して、土地の売買などに際し、指標として活用できるようにしたものである。

区では地価公示図書を閲覧できるようにし、土地の適正な取引に役立つよう努めている。

〔地価公示価格の推移(各年1月現在)〕



資料：「地価公示」(国土交通省土地鑑定委員会)

5 医療保険・年金制度

(1) 国民健康保険

【関連文書：「ねりまの国保」練馬区民部国保年金課】

●国民健康保険の役割と運営主体

わが国は、全ての国民が何らかの公的医療保険に加入し、相互に支え合う国民皆保険制度をとっている。

国民健康保険は、会社等の各種の医療保険の加入者以外が加入する医療保険制度であり、区市町村がその運営の主体（保険者）として、加入者（被保険者）から保険料を徴収し、保険給付を行っている。

平成30年度からは都道府県も保険者となり、区市町村とともに国民健康保険の運営を行っている。

●加入状況

区における国民健康保険の加入状況は下表のとおりとなっている。

年度	世帯数	被保険者数	退職 被保険者数
	世帯 (%)	人 (%)	人
2	100,103 (26.2)	140,627 (19.0)	—
3	97,384 (25.4)	135,704 (18.4)	—
4	94,588 (24.4)	129,912 (17.6)	—

注：①（ ）内は区全体に対する割合

②退職者医療制度は平成20年3月31日で廃止。26年度までは経過措置による加入。

●保険給付の概要

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に対して給付を行う。

1 療養の給付

被保険者が保険医療機関等の窓口で医療費の3割を支払い、残りの7割相当分を保険者（区）が負担する。

70～74歳の一部負担金の割合は2割（現役並み所得者は3割）である。

0～6歳に達する日以後の最初の3月31日までの一部負担金の割合は2割である。

2 療養費

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合などの医療費の全額を自己負担した場合は、後日、申請に基づき、審査により保険で認められたもののうち自己負担分以外の部分について給付を行う。

3 入院時食事療養費

入院中の食事代から、定額の自己負担分（低所得者は

減額制度あり）を差し引いた金額を保険者が負担する。

4 高額療養費の支給

1か月に支払った一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

5 高額医療・高額介護合算療養費の支給

国保・介護保険の両方を利用し、年間（8月1日から翌年の7月31日まで）の医療保険と介護保険の自己負担額が世帯の負担限度額を超えた場合、超えた分について申請により給付を行う。

6 その他の給付

出産については出産育児一時金50万円（5年3月31日までの出産は42万円）、死亡については葬祭費7万円の給付を行う。

【給付の内容】

4年度

種類	件数 (件)	金額 (千円)
療養給付費	2,204,847	34,131,141
療養費	68,622	500,282
高額療養費	88,413	4,894,858
出産育児一時金	351	147,420
葬祭費	730	51,100
結核・精神医療給付金	55,097	55,606
傷病手当金	518	20,853

注：①療養給付費は、入院時食事療養費・入院生活療養費を含む。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

〔高額療養費の自己負担限度額〕

〔70歳以上75歳未満〕

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院(世帯単位)	
		3回目まで	4回目以降
現役 並み 所得 (※1)	Ⅲ	252,600円+ (総医療費10割-842,000円)×1%	140,100円
	Ⅱ	167,400円+ (総医療費10割-558,000円)×1%	93,000円
	Ⅰ	80,100円+ (総医療費10割-267,000円)×1%	44,400円
一般 (※2)	18,000円 (年間上限144,000円)(※3)	57,600円	44,400円
住民税 非課税 (※4)	Ⅱ	8,000円	24,600円
	Ⅰ	8,000円	15,000円

注：75歳に到達する月（1日生まれの人を除く。）は、上記の自己負担限度額が個人について2分の1になる。世帯ごとの自己負担限度額は上記のとおり。

- ※1：国保加入者のうち、70歳以上で住民税課税所得金額が以下のいずれかに該当する人が1人でもいる世帯
Ⅲ…住民税課税所得金額690万円以上
Ⅱ…住民税課税所得金額380万円以上
Ⅰ…住民税課税所得金額145万円以上
- ※2：現役並み所得Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ/非課税Ⅰ・Ⅱのいずれにも該当しない世帯
- ※3：毎年8月1日から翌年7月31日までに外来で支払った一部負担金を個人ごとに合算し、年間上限額を超えた場合、超えた分について申請により払戻しを行う。
- ※4：Ⅱ…世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯
Ⅰ…住民税非課税世帯のうち、所得が一定基準以下（年金収入のみの場合、それぞれの年金収入が80万円以下）の世帯

〔70歳未満〕

所得区分	判定基準 (旧ただし書き所得※1)	3回目まで	4回目以降
ア	901万円超	252,600円+ (総医療費10割-842,000円)×1%	140,100円
イ	600万円超～ 901万円以下	167,400円+ (総医療費10割-558,000円)×1%	93,000円
ウ	210万円超～ 600万円以下	80,100円+ (総医療費10割-267,000円)×1%	44,400円
エ	210万円以下	57,600円	44,400円
オ	住民税非課税(※2)	35,400円	24,600円

- ※1：前年（1～12月）の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から住民税基礎控除額43万円（合計所得金額が2,400万円を超えると、段階的に減少）を控除した額。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。なお、所得区分は国保加入者全員の旧ただし書き所得の合計で判定する。
- ※2：世帯主と国保加入者全員が住民税非課税の世帯

〔高額医療・介護合算療養費の自己負担限度額〕

〔70歳以上75歳未満〕

所得区分	現役並み 所得Ⅲ	現役並み 所得Ⅱ	現役並み 所得Ⅰ	一般	住民税 非課税Ⅱ	住民税 非課税Ⅰ
世帯の限度額	212万円	141万円	67万円	56万円	31万円	19万円

〔70歳未満〕

所得区分	ア	イ	ウ	エ	オ
世帯の限度額	212万円	141万円	67万円	60万円	34万円

●医療費

4年度の区の国保被保険者1人当たりの医療費は、348,488円であり、前年度に比べ0.5%の増となっている。

〔保険料調定額および総医療費の状況〕

年 度	保険料(調定額)			総医療費		
	1人 当たり	1世帯 当たり	現年度 調定額	1人 当たり	1世帯 当たり	総額
	円	円	百万円	円	円	百万円
2	120,016	169,156	17,193	313,445	441,784	44,903
3	124,369	174,176	17,303	346,707	485,557	48,237
4	128,613	177,882	17,274	348,488	481,986	46,805

注：①1人当たりの保険料・総医療費を算出する際の世帯数・被保険者数は、年度の平均を使用している。

②上記の数値は、厚生労働省提出資料の様式によるため、決算の数値とは異なる場合がある。

③4年度の医療費の各数値は、5年6月末現在のものである。

④元年度より総医療費には療養給付費だけでなく療養費等も含めている。

●国民健康保険料

保険料は、つぎの3つの保険料の合計である。それぞれ、加入者全員に等しくかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなる（保険料上限あり）。

4年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

1 基礎（医療）分保険料

均等割額（被保険者1人につき42,100円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得(※)×7.16/100」との合算額（賦課限度額：65万円）

2 後期高齢者支援金分保険料

均等割額（被保険者1人につき13,200円）と所得割額「被保険者全員の旧ただし書き所得(※)×2.28/100」との合算額（賦課限度額：20万円）

3 介護分保険料

均等割額（介護保険第2号被保険者（40～64歳）1人につき16,600円）と所得割額「介護保険第2号被保険者全員の旧ただし書き所得(※)×2.43/100」との合算額（賦課限度額：17万円）

※旧ただし書き所得：

左表〔高額療養費の自己負担限度額〕の〔70歳未満〕※1

●財政状況

国民健康保険事業は、特別会計（国民健康保険事業会計）を設けている（50ページと65ページの国民健康保険事業会計予算、決算参照）。

4年度の国民健康保険事業会計は、歳入総額で645億円、対前年度比0.4%の減、歳出総額で641億円、対前年度比0.2%の増であった。

保険料収入は徴収強化に努めているが、高齢化や医療の高度化に伴う医療費の増大等により、実質的には、国保財政は引き続き赤字状況にある。財源不足額（赤字分）は区の一般会計からの繰入れに頼らざるを

得ないため、区財政に対する大きな圧迫要因となっている。

●安定した事業運営のために

1 保険料収納率の向上

収納率は年々向上している。電話・訪問等による納付勧奨に努めるとともに、納付相談にきめ細かく対応している。財産があるにもかかわらず納付がない場合には、差押え等の滞納処分を実施し、未納解消に努めている。口座振替の勧奨やスマートフォンを利用した納付など、複数の納付方法を整備することで、納期内納付を促進している。

【保険料収納率の推移】 (単位：%)

年度	現年分	滞納繰越分	合計
2	91.5	39.5	83.8
3	93.5	42.4	87.4
4	93.6	43.1	88.6

2 医療費の適正化

保険医療機関等から提出されたレセプトの点検を行い、記載内容に疑義がある場合は、審査支払機関に再審査請求を行っている。また、支払った医療費をお知らせする医療費通知、後発医薬品の理解を促進するための後発医薬品利用差額通知を送付している。さらに、同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診等について訪問指導を行っている。

平成30年度には、「第二期データヘルス計画（保健事業の実施計画）」と「第三期特定健康診査等実施計画」を一体的にまとめた「練馬区国民健康保険データヘルス計画（平成30年～令和5年度）」を策定した。

2年度には、計画策定時に設定した目標などの達成状況を評価し、計画後期の保健事業に反映することを目的として中間評価を行った。

3 被保険者の資格の適正化

資格取得時において、本来の国民健康保険の適用者であるか（被用者保険加入者やその被扶養者等でないこと）の資格確認に努めている。2年度からは年金情報を活用し、被用者保険と二重加入になっている人に対し脱退の勧奨を行い、なお届出がない場合は職権で喪失処理を行っている。

●保健事業

1 特定健康診査・特定保健指導

40～74歳の被保険者に対して、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施している。

【実績】

3年度

	対象者数（人）	受診者数（人） 終了者数（人）	実施率（%）
特定健康診査	86,456	36,445	42.2
特定保健指導	4,795	889	18.5

2 保養施設

関東近郊の旅館等10施設（5年4月1日現在）との協定により、被保険者（後期高齢者医療制度加入者も含む。）が割引料金で利用できる。4年度は50件（延べ99人）の利用があった。

(2) 後期高齢者医療制度

【関連文書：「ねりまの後期高齢者医療」練馬区区民部国保年金課】

高齢者と現役世代の負担、保険制度への責任の明確化・広域化を図ることを目的として、平成20年4月に老人保健制度から移行した。

●制度の運営

都内62区市町村が加入する東京都後期高齢者医療広域連合（広域連合）が運営主体である。

広域連合の事務は資格管理、医療給付、保険料賦課等であり、区の事務は被保険者証等交付、保険料徴収、申請等窓口事務等である。

●被保険者

75歳以上の人。ただし、65～74歳の一定の障害があり、申請により広域連合から認定を受けた人を含む。なお、生活保護受給者等を除く。

【被保険者数の推移】 各年度末現在

年 度	被保険者数（人）	対前年比（%）
2	83,732	99.8
3	85,033	101.6
4	87,689	103.1

●保険給付の概要

1 一部負担金の割合

病院などの窓口の支払は、外来・入院ともかかった費用の1割、2割または3割の定率負担である。

〔後期高齢者医療制度の一部負担金の割合および自己負担限度額〕

負担割合	所得区分	負担額	
		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% (140,100円(※3))	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% (93,000円(※3))	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% (44,400円(※3))	
2割	一般Ⅱ	6,000円+(10割分の医療費-30,000円)×10% または18,000円の いずれか低い方 (144,000円(※2))	57,600円 (44,400円(※3))
1割	一般Ⅰ	18,000円 (144,000円(※2))	57,600円 (44,400円(※3))
	住民税 非課税等 (※1)	区分Ⅱ	24,600円
		区分Ⅰ	15,000円

※1：区分Ⅱ 住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない被保険者

区分Ⅰ ① 住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の被保険者（公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算）

② 住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している被保険者

※2：計算期間1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）のうち、基準日（計算期間の末日）時点で自己負担割合が1割または2割の方の外来（個人ごと）の自己負担額の合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費（外来年間合算）として支給する。

※3：診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額（多数回該当）。ただし、「外来（個人ごと）の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院（世帯ごと）」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含む。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険（他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済）で該当していた回数は含まない。

2 療養費の支給

(1) 高額療養費の支給

1か月間に支払った後期高齢者医療の一部負担金が自己負担限度額を超えた場合、超えた分について払戻しを行う。

(2) 療養費の支給

やむを得ず保険証を提示できずに診療を受けた場合や医師の指示により作成した補装具の代金などは、一旦本人が全額を支払い、後日、申請に基づき、自己負担分以外の部分について払戻しを行う。

(3) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

1年間に支払った後期高齢者医療の自己負担と介護保険の利用者負担額の合計額が、世帯の自己

負担限度額を超えた場合、申請により高額医療・高額介護合算療養費が支給される。

〔高額医療・高額介護合算療養費の自己負担限度額（毎年8月～翌年7月の1年間）〕

負担割合	所得区分	後期高齢者医療制度+介護保険 世帯単位の自己負担限度額（年額）	
3割	現役並み所得Ⅲ	212万円	
	現役並み所得Ⅱ	141万円	
	現役並み所得Ⅰ	67万円	
2割	一般Ⅱ	56万円	
1割	一般Ⅰ	56万円	
	住民税 非課税等	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

(4) 入院時食事療養費

入院したときの食事代から自己負担分（定額。低所得者は減額制度あり。）を除いた額を、広域連合が負担する。

3 葬祭費

亡くなった被保険者の葬儀を行った人（喪主）からの申請により、7万円を支給する。

区は申請受付・給付事務を実施する。広域連合の支給額が5万円、区の上乗せ支給額が2万円である。

4年度は、支給件数4,716件、支給額330,120千円であった。

●保健事業

1 後期高齢者健康診査

広域連合からの委託に基づき、後期高齢者医療制度の被保険者に対し健康診査を行う。

2 長寿すこやか歯科健診

76歳と80歳（年度末現在）を対象に歯科健診を行う。

〔実績〕

4年度

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	実施率 (%)
後期高齢者健康診査	82,116	44,840	54.6
長寿すこやか歯科健診	12,727	1,622	12.7

●後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者一人ひとりにかかる均等割額と所得に応じてかかる所得割額からなり（保険料上限あり）、所得に応じて保険料の軽減を行っている。なお、保険料は、2年ごとに広域連合が見直しを行う。

4年度の保険料の状況はつぎのとおりである。

- ・均等割額（46,400円）と所得割額「賦課のもととなる所得金額（※）×9.49/100」との合算額（賦課限度額：66万円）

納付方法は、介護保険料が引かれている年金からの引き落とし（特別徴収）と、納付書または口座振替による納付（普通徴収）がある。

※ 賦課のもととなる所得金額：

前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額を控除した額（ただし、雑損失の繰越控除額は控除しない。）

(3) 国民年金

●国民年金事業の運営

年金制度は、昭和34年に「国民年金法」が施行され、36年4月から拠出制の国民年金制度として開始した。

これまでに、人口の高齢化や社会経済状況の変化等に対応するため、基礎年金制度の導入（61年4月）、20歳以上学生の強制加入（平成3年4月）、若年者に対する納付猶予制度の創設（17年4月）、産前産後期間の保険料免除制度の創設（31年4月）など制度改正を行い現在に至っている。

22年1月からは、公的年金に係る一連の運営業務は、主に国から委任・委託を受けた日本年金機構が行い、区では第1号被保険者に係る届出事務などを行っている。

●年金加入状況

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の外国籍の人を含む全ての人が加入する、国民の基本的な年金制度である。任意加入の仕組みもある。

国民年金の加入は、第1号被保険者から第3号被保険者までの3種類と任意加入被保険者に分かれている。

〔年金に必ず加入する人〕

加入者種別	年齢	対象者
第1号被保険者	20歳以上 60歳未満	日本国内に住む、第2号・第3号被保険者以外の人（自営業・学生など）
第2号被保険者	就職時～ 70歳未満	会社員や公務員などの厚生年金加入者。ただし、65歳以降は老齢基礎年金の受給権を有しない人のみ
第3号被保険者	20歳以上 60歳未満	厚生年金加入者に扶養されている配偶者

〔希望すれば年金に加入できる人（任意加入被保険者）〕

年齢	対象者
20歳以上65歳未満	海外に住んでいる日本人
60歳以上 65歳未満	・60歳になるまでに年金を受けるために必要な期間を満たせなかった人 ・年金を受ける資格はあるが年金額を満額に近づけたい人
65歳以上 70歳未満 (特例)	昭和40年4月1日以前に生まれた人で、65歳になるまでに年金を受けるための必要な期間を満たせなかった人（受給できる資格期間を満たすまで）

4年度末現在の区の加入者の推移は表のとおりである。

〔国民年金加入者の推移〕

(単位：人) 各年度末現在

年度	第1号被保険者	第3号被保険者	任意加入被保険者	計
2	98,820	47,920	1,765	148,505
3	98,374	45,765	1,829	145,968
4	95,834	43,492	1,932	141,258

●国民年金保険料

保険料は、将来の現役世代の過重な負担を回避するため保険料水準固定方式がとられている。5年度の保険料は月額16,520円である。

また、保険料には免除制度がある。4年度末現在の免除者は表のとおりである。平成17年4月から30歳未満を対象とする若年者納付猶予が、18年7月から申請免除に4分の3免除と4分の1免除が加わった。28年7月からは、納付猶予の対象が50歳未満に拡大された。さらに、31年4月から産前産後期間の保険料免除が開始された。

〔免除者の推移〕

(単位：人) 各年度末現在

年度	法定免除	申請免除				学生納付特例	納付猶予	産前産後
		全額	3/4	半額	1/4			
2	8,126	11,712	903	577	290	11,720	2,985	45
3	8,154	13,237	790	574	367	11,630	3,247	54
4	8,470	13,093	851	642	342	11,136	3,257	41

●年金等の給付

国民年金の給付には、被保険者本人に支給される老齢基礎年金、障害基礎年金と条件により遺族に支給される遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金がある。このほかに、昭和61年4月の基礎年金制度導入以前の旧「国民年金法」に基づく老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、遺児年金がある。これらの年金の一部には、所得制限や他の年金との併給制限が定め

られているものがある。

なお、平成 29 年 8 月からは老齢基礎年金などを受けるために必要な期間（保険料納付済などの期間）が 25 年から 10 年に短縮された。

1 受給権者

4 年度末現在の受給権者数は、つぎの表のとおりである。今後、期間満了者が老齢基礎年金を受給することとなり、年金受給権者は年々増加していくものと思われる。

〔老齢年金等受給権者の推移〕 (単位：人) 各年度末現在

年度	老齢基礎	障害基礎	遺族基礎	旧老齢	通算老齢	旧障害	寡婦
2	145,030	9,470	899	1,554	1,425	137	50
3	146,009	9,756	984	1,362	1,186	129	47
4	146,426	10,014	1,025	1,182	926	120	53

2 年金額

平成 16 年の年金改定によって、年金額の改定方法は保険料水準の範囲内で給付を行うことを基本とし、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準を自動的に調整する仕組みが組み込まれることになった。

〔年金額の推移〕 (単位：円)

年度	老 齢 年 金		障害基礎年金 障害年金	遺族基礎年金 (子一人) 遺族年金
	福 祉	基 礎		
2	400,500	781,700	977,125 781,700	1,006,600
3	400,100	780,900	976,125 780,900	1,005,600
4	398,500	777,800	972,250 777,800	1,001,600
5	406,100	795,000	993,750 795,000	1,023,700

注：①障害基礎年金の上段金額は 1 級障害、下段金額は 2 級障害

②老齢基礎年金の年金額は満額を記載しており、各人の年金額は保険料納付月数等により異なる。

③5 年度の年金額は昭和 31 年 4 月 2 日以降生まれの人の年金額（老齢福祉年金を除く）

●練馬年金事務所

区内に所在する会社、工場、商店などの事業所および国民年金加入者等を管轄し、健康保険、厚生年金保険、国民年金、子ども・子育て拠出金の各制度についての業務を行っている。

なお、昭和 63 年 4 月から全ての法人事業所の従業員は、健康保険と厚生年金保険に加入することが義務付けられ、制度の安定が図られている。

1 健康保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者とする、被保険者およびその被扶養者のための医療保険制度であり、資格、徴収の業務を行っている。

なお、保険給付に関する業務については、平成 20 年 10 月から全国健康保険協会で行っている。

〔健康保険（協会管掌）の状況〕 4 年度末現在

区 分	状 況
事業所数	12,933 件
被保険者数	52,930 人
平均標準報酬月額	334,961 円

資料：練馬年金事務所

2 厚生年金保険

事業所に働いている役員および従業員を被保険者として、被保険者あるいは被保険者であった人などに、年金や一時金を給付することにより生活の安定を図る制度であり、資格、給付、徴収の業務を行っている。

〔厚生年金保険の状況〕 4 年度末現在

区 分	状 況
事業所数	13,530 件
被保険者数	76,927 人
平均標準報酬月額	329,053 円

資料：練馬年金事務所

3 国民年金

取扱い業務のうち、区役所においては第 3 号被保険者に係る届出以外の諸届書等の窓口業務を、年金事務所では諸届書等について承認、裁定等を行っている。（国民年金事業の概要等については 74 ページ (3) 国民年金を参照）

4 子ども・子育て拠出金

家庭生活の安定のため、児童を養育している父母等に児童手当を支給している。取扱い業務のうち、区役所においては支給業務を、年金事務所では事業主からの拠出金の徴収業務を行っている。

6 区内の公共機関

(1) 警察

練馬、光が丘、石神井の3警察署が練馬区を管轄している。

令和4年中の認知件数は全体で2,923件で、前年に比べて95件、3.4%増加した。

窃盗は、全体の69.9%を占めている。うち侵入窃盗は前年より13件、20.3%増加した。一方、非侵入窃盗は、窃盗全体の96.2%を占め、前年に比べ4件、0.2%減少した。

中でも、自転車・バイクの盗難被害は1,080件で、1日平均3.0件認知した。

〔罪種別 認知件数〕 (単位：件) 4年

罪種別	署別	練馬警察署	光が丘警察署	石神井警察署	合計
凶悪犯	計	7	2	13	22
	殺人	2	0	3	5
	強盗	2	2	4	8
	放火	2	0	1	3
	その他	1	0	5	6
粗暴犯	計	64	88	56	208
	暴行・傷害	58	79	54	191
	脅迫・恐喝	6	9	2	17
窃盗犯	計	701	622	720	2,043
	侵入窃盗	36	11	30	77
	非侵入窃盗	665	611	690	1,966
	うち)オートバイ盗・自転車盗	369	334	377	1,080
知能犯	計	77	52	53	182
	詐欺	75	45	53	173
	その他	2	7	0	9
風俗犯	計	10	5	9	24
	強制わいせつ	9	4	8	21
	その他	1	1	1	3
その他の刑法犯		137	128	179	444
合計		996	897	1,030	2,923

資料：警視庁

(2) 消防

練馬（平和台・貫井）、光が丘（北町）、石神井（関町・大泉・大泉学園・石神井公園）の3消防署（7出張所）が管轄している。

張所）が管轄している。

4年中の火災件数は、140件で前年に比べ4件増加し、焼損床面積は638㎡で20㎡減少し、焼死者は4人で前年に比べ1人減少した。

火災原因は、電気関係が49件（約35%）で第1位、放火が26件（約19%）で第2位、第3位がガス関係とたばこで22件（約16%）となっている。

救急件数は36,784件で6,705件増加した。

〔消防署別の消防力〕 (単位：台) 4年

消防力	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
ポンプ車		5	4	8	17
化学車		1	0	0	1
はしご車		1	1	1	3
救急車		3	3	6	12
特別救助車		1	0	1	2
指揮隊車		1	1	1	3
水槽車		1	0	0	1
その他の車		8	3	8	19
計		21	12	25	58

〔火災出場件数〕 4年（速報値）

区分	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
火災件数(件)		54	28	58	140
り災棟数(棟)		40	22	58	120
り災世帯(世帯)		29	16	39	84
焼損面積(㎡)		62	155	421	638
死者(人)		0	2	2	4
負傷者(人)		9	13	10	32

〔救急出場件数〕 (単位：件) 4年（速報値）

種別	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
急病		7,173	6,345	11,474	24,992
交通事故		411	492	813	1,716
一般負傷		1,788	1,529	2,816	6,133
転院搬送		467	1,398	841	2,706
その他		370	189	678	1,237
計		10,209	9,953	16,622	36,784

〔救助出場件数〕 (単位：件) 4年（速報値）

種別	消防署	練馬	光が丘	石神井	計
救助活動		402	294	509	1,205
緊急確認		172	83	130	385
危険排除		67	51	88	206
計		641	428	727	1,796

資料：練馬消防署、光が丘消防署、石神井消防署

第1章

子どもたちの笑顔輝くまち

- | | | | | | |
|----|-----------------------|----|----|-----------------------|----|
| 10 | 教育・子育てに関する施策の方針と計画 …… | 78 | 14 | 教育の質の向上 …… | 87 |
| 11 | 子どもの教育・保育の充実 … | 79 | 15 | 家庭や地域と連携した教育の推進 …… | 92 |
| 12 | 子どもと子育て家庭の支援の充実 …… | 83 | 16 | 支援が必要な子どもたちへの取組の充実 …… | 97 |
| 13 | 子どもの居場所と成長環境の充実 …… | 85 | | | |



第40回練馬こどもまつりで工作を楽しむ親子（中村児童館）

10 教育・子育てに関する施策の方針と計画

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 練馬区総合教育会議による教育・子育て行政のさらなる活性化

●練馬区総合教育会議と「練馬区教育・子育て大綱」

1 「練馬区教育・子育て大綱」改定の背景

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、区長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、区の教育の課題やあるべき姿を共有しながら、民意を反映した教育行政を推進していくため、練馬区総合教育会議を設置している。

本会議において、教育および子育て施策の方針となる「練馬区教育・子育て大綱」を平成28年2月に策定した。策定から5年がたち、子どもたちを取り巻く環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症により、新たな課題が生じたため、3年3月に改定を行った。

2 各分野の目標と重点施策

改定した大綱では、子どもの健やかな成長と子育ての総合的な施策を推進するため、各分野における目標と6つの取組の視点に基づき17の重点施策を定めた。

目標と取組は以下のとおりである。

(1) 教育分野の目標

「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成」

【取組の視点】

- ① 教育の質の向上
- ② 家庭や地域と連携した教育の推進
- ③ 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

(2) 子育て分野の目標

「安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備」

【取組の視点】

- ① 子どもと子育て家庭の支援の充実
- ② 子どもの教育・保育の充実
- ③ 子どもの居場所と成長環境の充実

(2) 練馬区教育振興基本計画

●練馬区教育振興基本計画の改定

教育委員会では、今後の区が目指す教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため、平成24年5月に「練馬区教育振興基本

計画」を策定した。

計画期間は平成24年度から3年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に必要な見直しを行うこととしており、30年3月、教育施策をめぐる状況の変化を踏まえ、構成と内容を改定した。

その後、3年3月の大綱の改定を受け、大綱を踏まえて計画体系の見直しを行った。第2次ビジョンと大綱で示されている目標や方向性に基づき、重点施策の主な取組については、改定アクションプランと整合を図り、8年度までの目標を示した。

(3) 練馬区子ども・子育て支援事業計画

●練馬区子ども・子育て支援事業計画

4年の日本全体の出生数は80万人を下回り過去最少を記録し、少子化は確実に進行している。

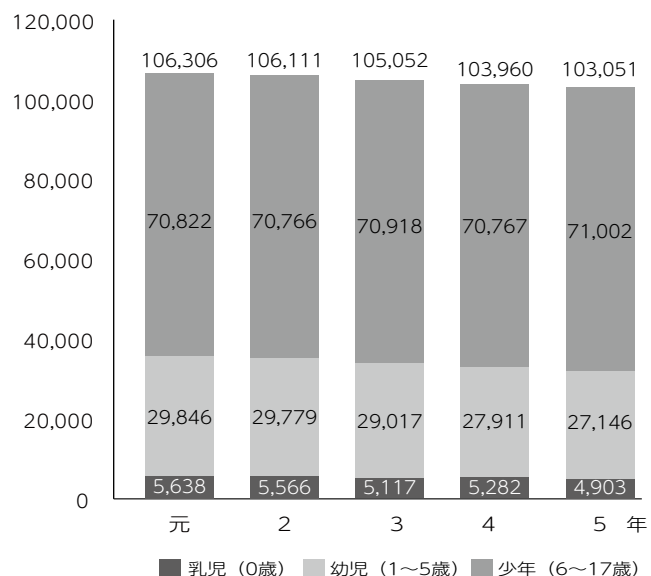
区は、「子ども・子育て支援法」に基づく法定計画として、元年度に、2年度から6年度までを計画期間とする「第2期 練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定した。

計画は、『ビジョン』を上位計画とする子ども・子育て分野の個別計画に位置付けられており、この計画に沿って、さまざまな事業を展開し、子どもの成長と子育ての総合的な支援を推進している。

また、計画期間は2年度から6年度までの5か年としているが、区の出生数は近年減少傾向にあり、就学前児童人口が計画策定当時の推計よりも下振れしていることを踏まえ、4年度に中間見直しを行った。

【区の児童数】

(単位：人) 各年4月1日現在



11 子どもの教育・保育の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 家庭での子育てを支える

●親子で交流できる場

1 子育てのひろば ぴよぴよ

0～3歳の乳幼児とその保護者が自由に遊び、交流できるひろば事業である。各ひろばでは、子育て支援講座や人形劇などの催しを行っているほか、子育て相談も受け付けている。

練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよ、西大泉びよびよ、光が丘・北大泉児童館びよびよおよび田柄・春日町南・立野地区区民館びよびよで実施しており、4年度は延べ165,368人の利用があった。

2 民設子育てのひろば

NPO法人などの民間団体が運営する子育てのひろばで、4年度は延べ62,414人の利用があった。

3 学童クラブ室活用型子育て支援事業 にこにこ

学童クラブ在籍児童がいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2～4回開放している。

開放の形態には、つぎの2種類がある。

(1) 在宅子育て家庭集いの場（個人利用）

0～3歳の乳幼児とその保護者を対象として、自由に来所し、楽しく遊び、語らう場として学童クラブ室を開放している。4年度は72か所で実施し、延べ29,181人の利用があった。

(2) 子育てグループ活動の場（団体利用）

子育てグループを対象に、館内の学童クラブ室を貸し出す事業で、利用は予約制である。17児童館のうち学童クラブがある13館全くと、厚生文化会館の計14施設で実施している。4年度は延べ39団体への貸出しを行った。

4 外遊び型子育てのひろば おひさまびよびよ

0～3歳の乳幼児と保護者が自由に外遊びを楽しむ場である。4年度は豊玉公園、光が丘公園、井頭の森緑地、立野公園、石神井公園、大泉中央公園、中村かしわ公園で実施し、延べ22,096人の親子が参加した。元年度から相談員を配置し、子育てに関するさまざまな相談に応じている。

5 発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業

発達に不安のある親子を対象にしたひろば事業「のびのびひろば」を地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）で月2回実施してい

る。4年度は延べ2,391人の利用があった。

●多様な子育て支援事業

1 子育てスタート応援券

産後の保護者の不安や負担を軽減し、育児をスムーズに始めてもらえるように、つぎのサービスに利用できる応援券を8枚交付している。

【利用できるサービス】

4年度

サービス名	利用実績
育児支援ヘルパー事業	延べ1,076枚（時間）
助産師ケア事業	延べ2,590枚（件）
ファミリーサポート事業	延べ2,189枚（時間）
乳幼児一時預かり事業	延べ6,078枚（単位（※））
産科医療機関実施事業	延べ371枚（件）
子育て支援講座	延べ1,136枚（件）
民設子育てのひろば一時預かり事業	延べ303枚（件）

※：1単位は3時間

2 育児支援ヘルパー事業

産前産後の体調不良等により、家事支援を必要とする家庭に、日常的な掃除・洗濯・食事の支度等を支援するヘルパーを派遣している。利用期間は妊娠期から2歳になる月の末日までで、原則36時間まで利用できる。4年度は延べ3,087.5時間の利用があった。

3 ファミリーサポート（育児支えあい）事業

区が実施する講習を修了した有償ボランティア（援助会員）が、利用会員に登録した区民の子どもを預かる育児支えあい事業である。4年度末現在の会員数は利用会員9,708人、援助会員249人、両方に登録している両方会員が19人だった。

4 多胎児ファミサポ利用券

多胎児が同時にファミリーサポート事業を利用する場合、1人分の料金で事業を利用することができる券を交付している。4年度は延べ563枚（時間）の利用があった。

5 子どもショートステイ・トワイライトステイ事業

保護者の疾病、出産による入院や就労等により、家庭で養育することが困難な時につぎの施設で一時的に養育する事業である。

(1) 子どもショートステイ（短期入所）事業

月6泊まで利用できる。なお、乳児院では宿泊を伴わない日帰り利用を実施している。4年度は延べ1,995人の宿泊利用と延べ167人の日帰り利用があった。

【実施施設等（対象年齢）】

- ・聖オディリアホーム乳児院（生後2か月～2歳未満）
- ・陽だまり荘（2歳～小学校6年生）
- ・東京都石神井学園（2～18歳未満）
- ・登録家庭（2歳～小学校6年生）

(2) 子どもトワイライトステイ（夜間一時保育）事業
午後5～10時の夜間一時保育事業。4年度は延べ671人の利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

- ・練馬ぴよぴよ（ひろば室）・光が丘ぴよぴよ（一時預かり室）（2歳～小学校6年生）
- ・東京都石神井学園（2～18歳未満）

6 要支援家庭ショートステイ事業

児童に関わる関係機関で構成する練馬区要保護児童対策地域協議会で支援が必要と判断された家庭に対し、養育状況の改善を図るため、生後2か月から小学校6年生までの児童を最大14日間、施設で養育するとともに、保護者への支援を行っている。4年度は延べ280人の利用があった。

【実施施設（対象年齢）】

- ・聖オディリアホーム乳児院（生後2か月～2歳未満）
- ・陽だまり荘（2歳～小学校6年生）

7 乳幼児一時預かり事業

保護者のリフレッシュのためなど、理由を問わず生後6か月以上の未就学児を預かる一時預かり事業である。練馬・光が丘・貫井・大泉・関びよびよで実施しており、4年度は延べ27,764人の利用があった。

8 外遊びの場の提供事業

樹木や土、水などの自然と触れ合いながら自由な発想で遊びができる外遊び事業を実施した。

光が丘公園などを会場に、4年度は80回実施し、延べ11,818人の参加があった。

9 子育て支援啓発講座

育児の悩みを抱えがちな親を対象に、ファシリテーターと呼ばれる進行役とともに、それぞれの悩みを話しながら子育てのノウハウをともに学ぶ講座（ノーバディーズ・パーフェクト）を実施している。4年度は全6回の連続講座を4回実施し、34人が受講した。

10 練馬こどもカフェ

在宅子育て世帯を対象に、民間カフェ等と協働し、保護者が交流したり、子どもと一緒にリラックスできる場を提供するとともに、地域の幼稚園や保育事業者の協力を得て子育て支援講座などを実施している。

4年度は7か所で事業を実施した。オンライン版を含め全81回開催し、親子延べ229組が参加した。

(2) 就学前の子どもの成長を支える

●区立保育所・私立保育所

保育所は、保護者が就労・病気等のため、家庭で十分な保育が受けられない児童を保護者に代わって保育する施設である。5年4月1日現在、区には区立保育所60所と私立保育所146所（うち分園6所）がある。

区は、待機児童ゼロ継続のため、保育所の新設や定員の拡大、およびさまざまな保育ニーズに対応するための保育内容の充実に努めている。

1 乳児保育

区立保育所では、昭和62年4月に、生まれた日を含めて58日目からの産休明け保育を開始した。5年4月1日現在、15所で実施している。また、23所で101日目から、12所で8か月以上の乳児を受け入れている。

私立保育所では、130所（うち分園3所）で生まれた日を含めて58日目から、1所で101日目から、6所で6か月以上、1所で8か月以上の乳児を受け入れている。

2 障害児保育および医療的ケア児の受入れ

区立保育所では、集団保育が可能と認められる、中・軽度の障害のある児童を対象として、一保育所につき原則3人まで受け入れている。また、私立保育所でも園の状況に応じて受入れを行っている。5年4月1日現在、区立保育所59所に179人、私立保育所78所に158人が在園している。

医療的ケア児の受入れについては、4年4月入園の選考から一般児童より先に選考を行う「優先選考」を実施している（4月1次利用調整のみ対象）。5年4月1日現在、区立保育所5所に5人が在園している。

3 延長保育

満1歳以上の児童については、全保育所で午前7時30分から午後6時30分（一部私立保育所では時間帯が異なる。）まで保育する。

さらに、保護者の就労等の事情に対応するため、下表のとおり延長保育を実施している。

〔延長保育実施状況〕

5年4月1日現在

区分	区立	私立
(利用児童数)	(243人)	(385人)
朝 30分	28所	40所
朝 1時間	—	1所
夕方 30分	—	2所
夕方 1時間	8所	27所
夕方 1時間 30分	—	10所
夕方 2時間	28所	101所
夕方 2時間 30分	—	2所

また、平成16年4月から、延長保育利用定員の空きを活用した、一日単位の延長保育スポット利用を実施している。4年度は、区立保育所39所で延べ6,581人の利用があった。

4 年末保育

保護者の多様な就労形態に対応するため平成13年度から開始した。12月29・30日において午前7時30分から午後6時30分まで保育する。4年度は、区立保育所10所で延べ138人、私立保育所5所で延べ38人の利用があった。

5 休日保育

認可保育所が休みとなる日曜日と祝休日（12月29日から1月3日を除く。）に、就労のため保育を必要とする保護者に代わって児童を保育する事業である。対象は、区の認可保育所に在園する満1歳以上の児童である。

平成18年4月から1所、10月から3所、27年4月から1所、3年4月から2所の区立保育所計7所で実施している。4年度は延べ2,518人の利用があった。

●地域型保育事業

1 家庭的保育事業（保育ママ）

保育士・教員・看護師などの資格を有することを条件に区が認定した家庭的保育者が自宅等で、生まれた日を含めて58日目から2歳児までの児童3～5人を保育する事業である。

子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、平成26年度までの家庭福祉員が家庭的保育者に移行した。5年4月1日現在、46人の家庭的保育者が事業を実施している。

2 小規模保育事業

区の定めた設置運営基準を満たし認可された民間の保育施設で、定員19人までの児童の保育を行う事業である。A型、B型、C型の3類型あり、それぞれ設置運営基準等が異なる。

5年4月1日現在、A型39所、B型5所、C型1所で事業を実施している。

3 事業所内保育事業

事業所の従業員の児童を対象として開設し、区が認可した事業所内保育所に、保育を必要とする地域の児童を一定の割合で受け入れ、保育する事業である。

5年4月1日現在、2所で事業を実施している。

4 居宅訪問型保育事業

児童の自宅に保育者を派遣し、1対1の保育を提供する事業である。生まれた日を含めて58日目から就学前の児童を対象とした一般児向けと、障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難で

ある児童を対象とした障害児向けがある。

5年4月1日現在、5事業者で実施している。

●その他の保育制度

1 認証保育所

大都市の多様化する保育ニーズに対応するため、都が独自の基準を満たす施設を認証し、区が運営費を助成している。また、保護者に保育料の一部助成を行っている。5年4月1日現在、17所が開設されている。

2 短期特例保育

保護者の出産、入院、家族の疾病などの理由により、一時的に保育を必要とする場合に、保育員または定員に欠員のある保育施設で児童を保育する制度である。

5年4月1日現在、保育員または認証保育所、区立保育所、私立保育所、地域型保育事業の定員に欠員がある施設で実施している。4年度は58人、延べ667日の保育を行った。

3 一時預かり

保護者の育児疲れ解消、急病や出産などさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育所の専用保育室などで預かる制度である。

5年4月1日現在、区立保育所2所と私立保育所29所で実施している。

4年度は区立保育所2所で延べ1,324人、私立保育所29所で延べ2,255人の利用があった。

4 病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気の回復期にある児童や、病気の回復期に至らないが、当面急変の恐れのない児童を一時的に保育する事業である。

5年4月1日現在、病児・病後児保育は8所で実施している。4年度は延べ6,818人の利用があった。

●待機児童ゼロ継続のために

4年度は600人以上の定員枠を拡大した。当初計画を上回る定員枠を確保し、5年4月1日現在の待機児童数は3年連続で0人となった。今後も待機児童数ゼロを継続するため、6年4月に向けて新たに認可保育所を1所整備する。

〔保育所数・児童定員・待機児童数の推移〕

各年4月1日現在

年次	保育所数(所)			児童定員(人)			待機児童(人)
	区立	私立	合計	区立	私立	合計	
元	60	105	165	6,769	7,991	14,760	14
2	60	121	181	6,808	8,793	15,601	11
3	60	130	190	6,795	9,423	16,218	—
4	60	136	196	6,762	10,018	16,780	—
5	60	146	206	6,751	10,696	17,447	—

●私立保育所等への助成の充実

私立保育所等の誘致を進めるに当たり、国および都の補助金を活用して、保育事業者へ施設整備や運営に対する財政的な援助を行っている。

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

近年は、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきており、幼稚園の果たす役割はますます大きくなっている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさきおよび光が丘さくらの3園があり、4・5歳児を対象とした2年保育を実施している。

私立幼稚園は38園あり、保護者の経済的負担を軽減するため、入園料や保育料等に対する区独自の補助等を行っている。また、園に対する教育環境整備への補助等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

その他、幼稚園ではさまざまなニーズに応えるため、全ての幼稚園で在園児を対象とした預かり保育を実施しているほか、支援の必要な幼児も多く受け入れている。5年5月1日現在、要支援児は区立幼稚園3園に59人、私立幼稚園26園に138人が在籍している。

〔区内の幼稚園・保育所の入園(入所)状況〕

幼児数・幼稚園児数 5年5月1日現在
保育所入所者数 5年4月1日現在

区分		3歳児 人(%)	4歳児 人(%)	5歳児 人(%)	計 人(%)
幼児		5,419 (100)	5,518 (100)	5,677 (100)	16,614 (100)
幼稚園 児数	区立3園	—	66 (1.2)	84 (1.5)	150 (0.9)
	私立38園	2,097 (38.7)	2,374 (43.0)	2,482 (43.7)	6,953 (41.9)
	計	2,097 (38.7)	2,440 (44.2)	2,566 (45.2)	7,103 (42.8)
区立・私立保育所 入所者数 計		3,184	3,118	2,938	9,240
幼稚園・保育所 合計		5,281	5,558	5,504	16,343

●練馬こども園

区独自の制度として、通年(夏・冬・春休みも含む)で1日9~11時間の保育を実施する私立幼稚園(認定こども園を含む)を「練馬こども園」として認定している。

認定された私立幼稚園は、認証保育所等との提携や教育・保育の質の更なる向上(研修や職員交流)に取り組んでいる。

5年4月1日現在、24園で事業を実施し、定員1,869人となっている。

12 子どもと子育て家庭の支援の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 地域で子育てを支える

●相談支援体制

1 すくすくアドバイザー

妊娠期を含めた子育てに関する「なんでも相談」を受け付け、地域の子育て支援サービスを円滑に利用できるような情報提供を行っている。また、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っている。

区役所内、および地域の子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・大泉・関）に配置しており、4年度は8,582件の相談があった。

2 子どもと家庭の総合相談

子ども家庭支援センターおよび地域子ども家庭支援センター（練馬・光が丘・貫井・大泉・関）では、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに専門機関やサービスの紹介・調整を行っている。

4年度は虐待に関する相談1,463件、養育に関する相談2,354件、不登校に関する相談152件、育児しつけ等の相談（児童相談所等の問合せ含む。）6,829件で、計10,798件の相談があった。

●児童虐待防止

1 要保護児童対策地域協議会の設置

「児童福祉法」により、地方公共団体は、要保護児童等（要保護児童もしくは要支援児童およびその保護者または特定妊婦）への適切な保護または支援を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置するように努めなければならないとされた。

区では、平成19年3月に、従来の児童虐待防止協議会を練馬区要保護児童対策地域協議会（要対協）に発展的に移行し、児童虐待防止と早期発見のため、関係機関等とネットワークを形成している。

なお、要対協の調整機関として子ども家庭支援センターを指定している。

2 児童相談体制「練馬区モデル」の進化

虐待通告が急増する中、2年7月、子ども家庭支援センター内に区と都が合同で設置した「練馬区虐待対応拠点」では、都児童相談所と子ども家庭支援センターの専門職員の日常的な情報共有が可能となり、虐待発生時の速やかな合同訪問や一時保護等につなげるとともに、3年度から虐待通告の初期対応の振り分けに都区の職員が合同で取り組むなど、大きな成果を上

げている。

都は、6年度に（仮称）東京都練馬児童相談所を、区の子ども家庭支援センターと同一施設内に設置する。都立児童相談所の設置により、都区合同の検討会議や虐待通告に基づく家庭訪問等が常時可能となり、広域的・専門的機能である一時保護や児童養護施設入所などの法的対応もさらに的確・迅速に行われるようになる。

都区の緊密な連携を深め、児童相談体制を更に充実する。

●区立保育所子育て支援事業

地域に開かれた保育所としての機能を拡充するために、全区立保育所でつぎの事業を行っている。

1 子育て相談

園長や栄養士、看護師が、専門知識や保育所での経験を基に子育てに関する相談に応じている。

4年度は3,165件（うち電話相談は452件）の相談があった。

2 地域交流事業

季節の行事や園庭開放、園児と一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などの事業を各保育所で実施している。

●練馬こどもまつり

子どもたちに楽しい遊びを伝えること、親と子の交流の場を提供すること等を目的として、「児童福祉週間」にちなみ、原則として毎年5月の第2土曜日に開催している。4年度の「第40回練馬こどもまつり」は区立児童館（全17館）を会場に開催し、延べ8,600人が参加した。5年度は厚生文化会館、地区区民館を加えた全39会場で開催する。

(2) 手当・助成

●児童手当等の支給

児童の健全な育成と福祉の向上を目的に、各種手当の支給や、子どもおよびひとり親家庭等への医療費の助成を行っている。

なお、子ども医療費の助成と第3子誕生祝金を除き、それぞれの手当等には一定の所得制限がある。

1 児童手当

中学校修了までの児童の保護者に支給している。4年度末現在の支給児童数は67,170人である。支給月

額はつぎのとおりである。

〔児童一人当たり支給月額〕		(単位：円) 4年度末現在
対象		金額
0～3歳未満(一律)		15,000
3歳～小学生	第1子・第2子	10,000
	第3子以降	15,000
中学生(一律)		10,000
所得制限超過(一律)		5,000
所得上限超過		支給されない

2 児童育成手当

(1) 育成手当

父または母が死亡・離婚・未婚・行方不明等、または重度の障害があり、18歳に達した年度の末日までの児童を養育する人に支給している。ただし、児童が施設に入所している場合は除く。

支給月額は児童1人につき13,500円、4年度末現在の支給児童数は6,502人である。

(2) 障害手当

心身に一定程度の障害がある20歳未満の者を養育する保護者に支給している。支給月額は対象者1人につき15,500円、4年度末現在の支給対象者は425人である。

3 第3子誕生祝金

今回出生した子どもを含めて3人以上の18歳未満の子どもと同居している保護者で、第3子以降の子どもの出生日の1年以上前から区内に居住し、祝金を受給した後引き続き1年以上、第3子等の子どもを含む子どもとともに区内に居住する意思がある人を対象に、子ども1人につき10万円を支給している。4年度は549人に支給した。

4 児童扶養手当

離婚や死亡、生死不明などで父または母がいない、あるいは父または母が重度の障害者であり、18歳に達した年度の末日まで(心身に一定程度の障害がある人は20歳未満)の施設に入所していない児童の保護者に支給している。

支給月額は、受給者本人の所得が一定所得以上のとき、所得金額に応じて支給制限を受ける。

児童1人の場合の4年度末現在の支給月額は、全額支給は43,070円(一部支給は43,060円～10,160円)、児童2人の場合10,170円(一部支給は10,160円～5,090円)加算、3人目以降は1人につき6,100円(一部支給は6,090円～3,050円)加算となる。4年度末現在の支給児童数は4,503人である。

5 特別児童扶養手当

重度の障害、または中度の障害のある20歳未満の施設に入所していない者の保護者に支給している。

4年度末現在の支給月額は、1人につき重度障害児は52,400円、中度障害児は34,900円、4年度末現在の支給児童数は合わせて586人である。

6 子ども医療費助成

小学校就学前までを対象に乳幼児医療証、小・中学生を対象に子ども医療証(5年度からは小・中学生医療証)、5年度からは高校生年代まで(18歳に達した年度の末日まで)の子どもにも高校生等医療証を交付して、健康保険が適用される診療等について自己負担分および入院時食事療養費標準負担額を助成している。

4年度末現在の対象人数は乳幼児医療証が37,736人、子ども医療証が52,765人、合計90,501人である。

7 ひとり親家庭等の医療費助成

ひとり親家庭、父母ともにいない家庭、父または母が重度の障害がある家庭を対象に医療証を交付し、健康保険が適用される診療等について保護者が支払う自己負担分(高額療養費および入院時食事療養費を除く)の全部または一部を助成している。4年度末現在の対象人員は2,785世帯、3,946人である。

13 子どもの居場所と成長環境の充実

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学童期の子どもの成長を支える

●学童クラブ

学童クラブは、保護者の就労等により保育を必要とする小学校に在籍する児童の健全育成を図る施設である。4年度末現在、86の区立学童クラブを開設している。

内訳は、41学童クラブ（児童館・厚生文化会館・地区区民館内23、小学校内9、単独9）と45ねりっこ学童クラブ（ねりっこ学童クラブの詳細は、本ページ「●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」を参照）となっている。

また、平成27年度から一部の学童クラブでは、高学年（小学校4～6年生）の受入れを行っている。

1 保育日

月～土曜日（国民の祝日、12月29日～1月3日を除く。）

2 保育時間

(1) 月～金曜日：放課後～午後6時（夏休み等の学校休業日は午前9時～午後6時）

(2) 土曜日：午前9時～午後5時

注：4年度末現在、区立委託学童クラブ（18）および、ねりっこ学童クラブ（45）では、朝（午前8時から）と夕方（午後7時まで）の延長保育を実施している（有料）。

3 障害児および医療的ケア児の受入れ

心身に軽・中程度障害のある児童は、障害児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。4年4月1日現在、76クラブに214人（うち、ねりっこ学童クラブでは38クラブに102人）の障害児が在籍している。

また、医療的ケア（※）が必要な児童は、障害児優先受入枠とは別に医療的ケア児優先受入枠を設定し、受入れを行っている。4年4月1日現在、6クラブに6人（うち、ねりっこ学童クラブでは4クラブに4人）の医療的ケア児が在籍している。なお、自身で医療行為を行う児童は人数に含んでいない。

※：医療的ケアとして、たん吸引、経管栄養、導尿、血糖値測定・インシュリン注射に対応している。

●学校応援団

PTAや町会・自治会などの地域住民からなる「学校応援団」は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用し、「ひろば（児童放課後等居場所づ

くり）事業」や「学校開放事業」を行っている。地域の人の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

平成16年度から事業を開始し、23年3月末までに全小学校65校に設置した。

地域の人材を活用した地域教育資源活用事業や学校施設を活用した学校施設活用事業を実施している学校もある。

ひろば事業では、児童は放課後帰宅せずにそのまま、学校の校庭、図書室、体育館、ひろば室などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。

●練馬型放課後児童対策事業「ねりっこクラブ」

ねりっこクラブは、小学校の施設を活用して、「学童クラブ」と「ひろば事業」のそれぞれの機能や特色を維持しながら、事業運営を一体的に行うものである。

保育を必要とする児童を対象とした「ねりっこ学童クラブ」と、実施校の児童なら誰でも利用できる「ねりっこひろば」があり、児童の成長などに合わせて選択することができる。

平成28年度から開始した事業で、4年度は新規に8校実施し、45校となった。また、5年度は7校開始する。

【4年度開始校】

豊玉第二小／中村小／北町小／光が丘夏の雲小／石神井西小／大泉小／大泉東小／大泉北小

【5年度開始校】

南町小／練馬第三小／石神井小／上石神井北小／関町北小／大泉第二小／泉新小

●放課後児童等の広場（民間学童保育）事業

保護者の就労等により主に放課後の時間帯に保育を必要とする児童が、年齢が異なっても仲間となって楽しく遊び共に過ごすことで、豊かに育つための事業である。

株式会社、社会福祉法人、特定非営利法人その他の団体が実施し、区の基準を満たしている場合に、区が運営費等の一部を助成している。

また、児童のいない午前中などに乳幼児親子の交流の場を提供している施設もある。4年度末現在、13施設で実施している。

●児童館（室）

18歳未満のすべての子どもを対象とし、学校や地域と連携しながら子どもの自主活動や遊びを通じて、子どもの心身を育成し情操豊かに育つよう援助することを目的としている。

4年度末現在、児童館等の施設は児童館17所、厚生文化会館児童室1所、地区区民館22所である。

4年度は、1日平均で1館（室）当たり71人の児童が利用した。

〔児童館（室）利用状況の推移〕 (単位：人)

館名	年度	2	3	4
(児童館)				
栄	町	14,084	20,835	24,715
中	村	28,031	43,586	44,816
平	和台	23,571	26,621	26,525
北	町はるのひ	17,355	41,161	44,368
北	町	16,982	24,190	23,998
光	が丘	30,674	41,433	44,093
光	が丘なかよし	32,838	54,232	60,411
土	支田	22,104	35,519	35,477
南	田中	25,602	37,066	38,652
三	原台	19,677	25,357	29,324
石	神井	17,159	27,097	26,595
石	神井台	24,563	32,236	28,777
上	石神井	16,725	24,021	23,501
関	町	16,948	24,717	26,054
東	大泉	25,788	29,709	32,133
西	大泉	15,920	24,966	28,495
北	大泉	12,838	19,278	22,205
(児童室)				
厚	生文化会館	19,043	25,178	28,793
地	区区民館	159,299	194,231	239,004
合計		539,201	751,433	827,936

児童館（室）では、図書室、工作室、音楽室や遊戯室等を利用して、卓球、工作やダンス等の各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。また、つぎのような事業も行っている。

1 乳幼児や保護者対象事業

主に乳幼児とその保護者を対象として、リズム体操、読み聞かせ、育児について語り合う集い等の事業を、週1～3回、午前中に実施している。

また、子育てに関する相談事業、子育てサークルの支援、子育て情報の提供等、子育て支援の地域の拠点として積極的な事業展開を行っている。

2 親子のふれあう場等提供事業

幼児およびその保護者等のふれあいの場、小学生の遊び場の提供を目的として、日曜・祝日の午前9時から午後5時まで光が丘なかよし児童館の施設開放を実施している。

3 中高生向け事業

栄町・石神井・北大泉・土支田・北町はるのひ・中村・南田中・北町・関町・石神井台・西大泉・三原台の12児童館では週2～3回、光が丘なかよし・光が丘・上石神井・平和台・東大泉の5児童館では月～土曜日に、「中高生の居場所づくり事業」として中高生のための時間を設けている。通常の利用時間が午後6時までのところ、実施日は中高生に限り午後7時（光が丘なかよし児童館は午後8時）まで児童館で過ごすことができる。

中高生の居場所と自己実現の場として交流や音楽活動のほか、飲食をしながら気軽に悩みを話したり相談したりできる「中高生カフェ」を実施している。

14 教育の質の向上

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 小・中学校の教育内容を充実する

● ICT を活用した教育内容の充実

ICT 機器を有効に活用して効果的に学べる授業を実現するため、教員の ICT 活用能力の向上に取り組んでいる。

4年度は、校内研修や授業準備を容易にし、児童・生徒に寄り添った実践的な学習指導を進めるため、教員用タブレットパソコンを配備した。また、ICT 支援員による専門的な授業支援を継続的に実施し、各校における ICT 活用推進リーダーへの研修や ICT を活用した授業の好事例をまとめた「教育 ICT 実践事例集」の全校共有・実践に取り組んだ。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

全ての子どもが人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を行動で示すことができるよう、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、社会貢献の精神の育成を図っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教員で構成する人権教育推進委員会による研修の充実
4年度 6回
- ・人権尊重教育推進校（4年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告の実施
南町小学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施
開進第二中学校：東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表の実施

●学校図書館の充実

全区立小・中学校に導入した学校図書館蔵書管理システムにより適切な蔵書管理を行い、学校図書館の利活用を推進している。また、学校図書館において、より統一した対応を図るため、指定管理による学校図書館支援員を順次業務委託による学校図書館管理員に切り替え、4年度から一本化した。

●教育情報の発信

1 教育情報の収集と提供

- (1) 不登校対策や教育相談に関する情報を発信する

「センターだより」を年3回発行した。また、適応指導教室用に作成した「3年進路授業資料」を中学校全校に提供した。

- (2) 各種の教育研究資料や教育図書等を収集し、教職員が閲覧できるようにしている。（適応指導教室の詳細は、98ページ「2(1)適応指導教室」を参照）

2 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6月から7月にかけて14日間開催し、さらに採択替えの前年度には、法定展示と連続する前後10日間の特別展示会を開催している。4年度は6月1～14日の14日間、学校教育支援センター内の教科書センターにおいて法定展示会を開催し、延べ14人の来場があった。

なお、教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

3 保護者講演会

4年度は、8講座16回を実施し、延べ240人が参加した。

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子どもを育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子どもの育成を目指し、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや達成感を体得できるよう教育の充実を図っている。

1 一人ひとりの確かな学力の定着・向上を図る

- ・学力向上支援講師を配置
4年度 小学校63校、中学校20校
- ・習熟度別指導や個に応じた指導を充実するために教員の加配を実施
4年度 小学校65校、中学校31校

2 特色ある教育課程を編成し、教育の質を高める

- ・学習指導要領の確実な実施に向けた、趣旨および内容の理解促進
- ・社会に開かれた教育課程の実現に向けて土曜授業を実施
4年度 小・中学校年間7回以上

●小中一貫教育の推進

義務教育9年間を見通した教育を実践するため、すべての区立小・中学校において小中一貫教育を実施している。

施設一体型小中一貫教育校としては、平成23年度に大泉桜学園を設置しており、現在、旭丘・小竹地域において、2校目の設置に向けた取組を保護者や地域住民等から意見聴取を行いながら進めている。

児童・生徒数、学級数の状況等を踏まえ、旭丘小学校・旭丘中学校を先行して、2年度から改築に着手した。

24年度には中学校1校に対し小学校1～3校の組合せで構成する小中一貫教育グループを設定した。2年度から、各グループにおいて「目指す15歳の姿」を定め、4年度から義務教育9年間を見通した「小中一貫教育の取組プログラム」の作成に取り組み、児童・生徒の発達段階に応じた系統的・連続的な教育活動を行っている。また、26年2月からは、特別支援学級における小中一貫教育の取組を開始し、さらに、30年度からはこれまで作成してきた段階表の名称を「ステップシート」に変更し、より一層の活用と指導の充実を図っている。

●教員研修等の充実

教育委員会は、全ての教職員が意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の編成および実施については、指導内容や指導方法の工夫・改善および授業の質的向上に努めるよう、各学校に対し指導・助言を行っている。

〔具体的な取組例〕

- ・教育課程編成に関わる説明会や相談会を実施し、授業内容や実施時間数の管理を行っている。
- ・学校訪問等により、授業の実態や校内研究の取組を把握し、直接指導・助言を行っている。
4年度 1園、33校に訪問
- ・教職員の資質向上等のための各種研修会を実施している。
4年度 40分野の研修会を計画
なお、研修会の一部は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン（Web会議システム）やオンデマンドで実施した。
- ・教育アドバイザーを増員し、若手教員の指導機会を拡充した。

●教員の働き方改革

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、児童生徒一人ひとりに応じた指導を充実するため「練馬区立学校（園）の教員の働き方改革推進プラン」に基づき、教職員出退勤管理システム導入による適切な業務管理、教員の業務改善などを進めるとともに、教員の業務をサポートする会計年度任用職員を配置している。

1 教員サポート人材の配置拡大

〔副校長補佐〕

年度	小学校	中学校
3年度	19校 (19人)	12校 (12人)
4年度	39校 (39人)	19校 (19人)

〔スクール・サポート・スタッフ〕

年度	小学校	中学校
3年度	65校 (65人)	33校 (33人)
4年度	65校 (73人)	33校 (37人)

2 部活動指導員の配置拡大

〔部活動指導員〕

年度	中学校
3年度	3校 (3人)
4年度	7校 (8人)

●英語教育の充実

グローバル社会でたくましく生き抜く「英語力」と「コミュニケーション能力」の基礎を身に付けた児童・生徒の育成を目標に、小・中学校が連続した英語教育を実施している。

外国語指導助手を活用した指導体制の充実に加え、「聞く」「話す」「読む」「書く」の4技能のバランスのとれた英語力の向上を目指し、中学校2年生に続き小学校6年生に英語4技能検定を導入した。また、4年度から、中学校1年生を対象としたイングリッシュキャンプを実施している。

1 外国語指導助手の配置

4年度 小学校3～6年生、中学校全学年

2 英語4技能検定の実施

4年度 小学校6年生、中学校2年生

3 イングリッシュキャンプの実施

4年度 中学校1年生の希望者

(2) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎等の改築

学校施設の5割以上が築50年を経過し、老朽化が進んでいる。そのため、区では「練馬区公共施設等総合管理計画【実施計画】」「練馬区学校施設管理実施計画」「練馬区立施設建築安全基本方針」に基づき、計画的に校舎等の改築を行っている。

4年度は以下の改築を実施した。

〔学校施設の改築実施状況〕

4年度

設 計	工 事
旭丘小・中学校 (小中一貫教育校) 向山小学校 田柄中学校	上石神井北小学校 関町北小学校

なお、改築の際には、太陽光発電設備の設置など自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを導入している。

2 校舎等の改修工事

小・中学校の施設や設備は、経年による老朽化が進んでおり、長期間施設を使用していくためには、日頃から維持補修を行っていくことが重要である。そのため安全性・利便性・快適性を備えた教育環境の確保と、大切な区民の財産を良好に管理する観点から、定期的・計画的な保守点検や必要に応じた改修工事等を行っている。

4年度は主に以下の改修工事を実施した。

〔学校施設の主な改修工事実施状況〕

(単位：校) 4年度

改修工事件名	小学校	中学校
校舎屋上防水等工事	4	1
トイレ改修工事	3	2
給水設備等改修工事	3	2
プール等改修工事	3	—
受変電設備改修工事	7	2
屋内運動場空調機設置工事	10	6

3 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

4 学校の緑化

みどり豊かなうるおいのある学校環境を整備し、子どもたちの緑化意識を育む環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化、屋上緑化、みどりのカーテン（壁面緑化）の整備に取り組んでいる。

4年度までに、小学校36校、中学校4校の校庭の芝生化および小学校11校、中学校7校の屋上緑化を実施した。また、小学校53校、中学校6校にみどりのカーテンを整備した。



〔中村小学校の校庭芝生〕

●小・中学校の現況

5年5月1日現在、小・中学校の現況は、つぎの表のとおりである。

なお、学級編制について、小学校第1・第2・第3・第4学年は35人を1学級とし、その他の学年は40人を1学級とする。ただし、中学校第1学年は35人を1学級として学級編制することができる。

〔小・中学校の児童・生徒・教員数〕

5年5月1日現在

区 分		小学校	中学校
学校数 (校)		65	33
学級数 (学級)		1,161	423
児童・ 生徒数 (人)	男	17,192	7,066
	女	16,311	6,416
	計	33,503	13,482
教員数 (人)		1,745	828

●学校選択制度

4月に中学校に入学する生徒を対象に、一定の受入れ人数枠の範囲で、希望により中学校を選ぶことのできる「学校選択制度」を実施している。

受入れ人数枠に対して希望者が多く、辞退者等を見込んでも超過する場合には抽選を実施する。5年度入学者の選択希望状況は、4年10月1日現在の学齢者6,020人に対して、通学区域外の学校を選択希望した生徒は1,141人（全体の19.0%）であった。

●教材等の整備

全校が共通して必要とする、机・椅子の購入や黒板の整備などは、教育委員会でまとめて行っている。学校により内容が異なる教材教具の購入や修繕などは、各学校に予算を配当し、直接学校で執行している。

●区立学校の適正配置

今後の児童・生徒数の動向や施設の改築時期、35人学級編制の実施、小中一貫教育の取組等を踏まえ、区立学校の適正規模・適正配置のあり方について検討

を進める。

(3) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外学習

実地で見学や体験などを行うことのできる校外学習事業を、積極的に推進している。実施状況は、つぎの表のとおりである。

区分	場所	日数	参加人数 (人)	参加校数 (校)
移動教室 (小学校5・6年生)	軽井沢、下田、 武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,157	65
		(6年) 2泊3日	5,520	65
イングリッシュ キャンプ(※) (中学校1年生)	軽井沢、武石、 岩井	2泊3日	2,772	33
移動教室 (中学校2年生)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	2泊3日	4,108	33
修学旅行 (中学校3年生)	関西方面、東 北方面	2泊3日	4,215	33

※イングリッシュキャンプは希望参加

●学校災害

児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付等を目的として制定されている「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」に基づき、(独)日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額935円で、区が全額負担している。学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

●アレルギー疾患対策

全ての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患のある児童・生徒が、安全で安心な学校生活を送れるように努めている。

●学校給食

1 学校給食の充実

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用している。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、全小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

文部科学省により示されている学校給食摂取基準を踏まえ、栄養バランスのとれた献立を作成している。

(2) 米飯給食

日本の食生活の根幹である米飯を通じて望ましい食習慣の形成を図るため、昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在週3.8回以上実施している。

(3) 衛生管理

各学校に対して、安全衛生巡回指導や調理員・栄養職員等への研修を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、使用する食材料やできあがったおかず、調理器具等について、定期的に専門の検査機関で検査し、衛生管理の徹底に努めている。

〔学校給食実施状況〕 5年5月1日現在

区分		小学校	中学校
自校調理 (80校)	給食実施食数 学校数	30,724食 55校	11,913食 25校
親子調理 (18校)	給食実施食数 学校数	4,509食 10校	2,186食 8校
計 (98校)	給食実施食数 学校数	35,233食 65校	14,099食 33校

2 学校給食調理業務民間委託の導入

区が持つ知識や経験を委託先と共有し、サービスの維持・向上と効率化を図るため、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。

委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。5年4月現在、小・中学校92校に民間委託を導入している。

(4) 小学校就学前からの切れ目のない取組を展開

●幼保小連携の推進

子どもの学びと育ちは連続していることから、遊びや生活を中心とした幼児期の幼児教育・保育と、教科などの学習を中心とした小学校教育との連携を強化して円滑に接続し、子どもの望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うことが求められている。

平成24年度から幼児教育・保育と小学校教育との連携について協議するため、幼稚園・保育所・小学校の関係者を構成員とする「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置し、協議を進めている。

4年度は、幼稚園・保育所・小学校の交流、連携を

充実させるため、幼稚園・保育所・小学校の管理職と5歳児・小学校1年生の担任等を対象とした研修会を実施した。

また、区内8校の小学校を会場として、近隣の幼稚園・保育所・小学校の管理職等による懇談会を実施し、幼児教育・保育と小学校教育について理解を深め、連携、円滑な接続を推進している。

●家庭教育支援事業の実施

家庭教育は、子どもの基本的な生活習慣や、他人に対する思いやり、善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどの「生きる力」の基礎を育む上で重要な役割を果たすことが期待されている。一方、少子化や核家族化の進行等、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、悩みや不安を抱える子育て家庭の増加や、家庭における子育て機能の低下が指摘されている。子どもの健全な育成を進めるために、家庭教育力の向上や保護者の子育ての悩みの軽減につながる取組を実施している。

4年度は、インターネット上で家庭教育に関する情報を得ようとする保護者等が、区で実施している事業につながりやすくするため、区ホームページ内に専用の検索サイト「ネリまなび～親子で見よう～」を作成し、公開している。

また、情報リテラシーチェックシートをオンラインで配信し、情報モラルや機器を使用する際の健康面への配慮について、保護者と子どもが共に学ぶ機会を提供している。

15 家庭や地域と連携した教育の推進

【関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

(1) 学校との連携を推進する

●家庭および地域社会に開かれ、信頼される学校づくりを推進するために

区は、各幼稚園、各小・中学校が取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

1 外部人材等の活用

多様な知識、経験を持つ地域人材や専門家などを、総合的な学習の時間や部活動等で活用している。

- (1) 4年度 総合的な学習の時間等における活用例
 - ・外国の文化への理解を深める学習
 - ・日本の伝統文化・芸能（生け花、和楽器、茶道等）や昔遊び、浴衣の着付けなどの体験学習
 - ・学校農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験やたくあん漬体験など
- (2) 4年度 部活動外部指導員活用実績
 - ・運動部 139部、文化部 82部
- (3) 地域未来塾の実施
 - 4年度 81校
- (4) 農業者と連携した体験学習の充実
 - 4年度 29校

2 地域と協議した学校運営

地域と連携した教育活動を更に充実するため、3年度から、区立小・中学校3校（練馬東小、光和小、豊溪中）において、学校運営協議会制度に関する研究を行っている。5年度は研究校3校を実証校として指定し、学校運営協議会制度の導入に向けた検証を行う。

●学校評議員制度

地域や社会に開かれた学校づくり推進のため、平成12年度に開始し、現在、全幼稚園、全小・中学校で実施している（学校運営協議会実証校を除く。）。委員は、教育に関する有識者に教育委員会が委嘱している。

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全小学校で実施している。

児童の安全を高めるため、ボランティア（保護者や地域住民）による来校者への声かけなどを行っている。

また、児童とボランティアと一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、交流を進めている。

●学校安全対策事業

平成27年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を増員し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を充実している。

また、学校、地域等が連携して行う児童・生徒の見守り活動を補完するため、26年度から28年度の3年間で区立小学校全65校の通学路に各校5台、計325台の防犯カメラを整備した。さらに、元年度には区立中学校全33校の通学区域に各校2台ずつ、防犯カメラを設置し、計391台の防犯カメラによる見守り体制を整備した。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深めるとともに、意見や要望を直接聞き、教育施策に反映させるため、平成13年度から毎年度開催している。4年度は、小学校および中学校合わせて2校で開催し、通算の開催校は74校となった。

●広報活動

「教育だより」を年4回発行している。また、区ホームページでも、教育委員会の議事録、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

(2) 家庭・学校・地域で連携して青少年の健全育成を推進する

●青少年育成活動方針目標

練馬区青少年問題協議会・練馬区青少年対策連絡会で、区の青少年健全育成のための施策および青少年団体の活動の基本方針を決定している。5年度の方針は以下のとおりである。

- 1 心のかよう明るい家庭づくりを進めよう
- 2 青少年の社会参加の機会を増やそう
- 3 健全で安全な社会環境づくりを進めよう
- 4 家庭・学校・地域・関係機関の連携を深めよう

●家庭・地域社会の教育力の向上

家庭は、青少年が育つ場であり、身近にいる大人の行動が青少年の人間形成に大きく影響している。家庭教育の重要性を認識するとともに、地域と一緒に支えていくことが必要である。地域では、家族のつながり

を深めるきっかけになるよう、親子等で参加ができる行事を行っている。

●練馬区青少年問題協議会

区長の附属機関として、区の青少年施策の基本的な方針や問題について審議し、その結果を区に具申している。

●練馬区青少年対策連絡会

練馬区青少年問題協議会の下部組織として、諮問を受け、「青少年育成活動方針（案）」等の検討を行っている。

●青少年育成地区委員会

地域住民のボランティア組織で、17地区に設置し、約2,000人の委員が活動している。

主な活動は、ハイキング・キャンプ等の野外活動、スポーツ大会、音楽祭・カルタ大会等の文化活動、ボランティア体験・地域清掃等の地域交流会などを通じた青少年の育成である。

また、青少年が企画から運営までを行う、高齢者との交流会・子どもフェスティバルや、中学生の意見発表会などの事業も行い、青少年が自ら考え、表現する場を提供している。

4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を一部中止・縮小した。(218事業、参加者数延べ30,296人)

さらに、家庭や地域の教育力の向上を図るため、青少年育成地区委員を対象に研修会を開催している。

●青少年委員会

各小学校の通学区域から1人ずつ、小・中学校校長会から代表各1人の計67人を青少年委員に委嘱している。青少年リーダーの養成(4年度 ジュニアリーダー小学校5・6年生194人、中学生92人、青年リーダー(15~23歳)69人)、小学校ごとの子ども会事業や、学校・保護者・青少年育成地区委員等との地域懇談会を開催するなど、地域・学校・区をはじめ委員相互の連携を図っている。

●健全で安全な社会環境づくりと非行防止の推進

青少年を取り巻く社会環境の変化に対応するため、青少年団体などと協力し取り組んでいる。

1 「子どもたちを健やかに育てる運動(健やか運動)」

青少年の非行防止と健全育成を全ての区民に認識してもらい、区民全体の運動として推進しようというもので、主につぎのような活動を行っている。

(1) 「健やか運動」協力店

コンビニエンスストアや飲食店など、青少年の出入りの多い店に対し、「健やか運動」協力店ステッカーを掲示し、子どもたちへの呼びかけ等の協力を依頼している。5年4月1日現在、1,380店が協力店として活動している。

(2) 「健やか運動」のPR

毎年、子どもたちから募集した原画を使ったカレンダーを作成し、健全育成推進事業で活用している。

(3) 「夕べの音楽」の放送

子どもたちに帰宅を促すことを目的に、ナレーションに合わせて「夕やけ小やけ」の音楽を毎夕、区の防災無線設備を利用して放送をしている。

(4) 青少年を取り巻く環境実態調査

青少年育成地区委員会に委託し、毎年、コンビニエンスストアやレンタルビデオ店での自主規制の状況や成人向け雑誌自動販売機等実態調査を行い、現状の把握と改善を行っている。

〔成人向け雑誌自動販売機などの調査結果〕

項目	3年度	4年度
自動販売機	6台	6台
レンタルビデオ店	6店	5店
成人向け取扱いあり	6店	5店
コンビニエンスストア	235店	238店
24時間営業	228店	233店
成人向け取扱いあり	33店	45店

2 「社会を明るくする運動」の推進

法務省が主唱する運動である。

区では、青少年関係団体・機関による練馬区推進委員会を設置し、毎年7月に「フェスティバル」、「つどい」を行っている。4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「フェスティバル」は中止し、「つどい」や広報活動を行った。

3 地域における子どもたちの安全のために

「子ども防犯ハンドブック」の配布(小学生対象)や、子どもたちの緊急避難所事業を実施しているPTA等地域団体への「ひまわり110番」標示板等の提供、緊急避難所見舞金支給制度を実施している。

●学習の機会の充実

さまざまな講座の企画運営を、地域の団体等に委託している。地域の教育力向上を図るとともに、子どもたちの遊びや体験活動・学習の機会を提供している。

1 子育て学習講座

子育てや子どもの教育に関するさまざまな課題等を

学習する場として実施している。4年度は16講座を実施し、延べ398人が参加した。

2 ねりマイクメン講座

父親が育児や家事について学ぶ機会を提供するとともに、子どもと父親・父親同士の交流を図る場として実施している。4年度は2講座を実施し、21人が参加した。

3 ねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

放課後や休日などに、公共施設等を会場に、子どもたちが遊びや体験活動・学習の機会を得るための場として実施している。4年度は197講座を実施し、延べ6,027人が参加した。

4 ねりま遊遊スクール（子どもによる講座づくり）

中学生が自ら講座の企画運営に関わることで、その自主性を育むとともに、地域における小学生と中学生の交流を図る場として、平成14年度から中学校の部活動等の団体に委託・実施している。4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

5 すまいるねりま遊遊スクール（子どもの居場所づくり）

主に知的障害のある子どもを対象に、居場所づくりおよび精神面での成長・発達を促す場として実施している。4年度は12講座を実施し、延べ166人が参加した。

6 子供安全学習講座

子ども自身が犯罪や災害などの危険から身を守る方法を学び、大人が子どもの安全に関する知識を習得する場として実施している。4年度は3講座を実施し、34人が参加した。

(3) 青少年の自主的な活動を支援する

●社会参加の促進

青少年が、単に行事に参加するだけでなく、その行事の企画段階から積極的に関わりをもち、意見を述べる機会を増やすことで、青少年自身の主体性と社会の一員としての役割意識を育てている。

1 青少年リーダーの養成

小学校5・6年生と中学生を対象に、グループ活動の楽しさやルール、レクリエーション活動の技術や知識などを体験しながら学ぶジュニアリーダー養成講習会を行っている。

また、講習会を修了した高校生から大学生年代までの青少年を対象に、青年リーダーを養成している。青年リーダーは、子どもたちの指導・育成にあたるほか、小学校を中心に行われる子ども会事業など、地域の活動に参加、協力をしている。

2 成人の日のつどい

20歳を迎える区内在住者を対象に毎年1月の第2月曜日に「成人の日のつどい」を開催している。4年度は、日本大学芸術学部江古田キャンパスを会場に、午前と午後の2回に分けて行われ、対象者6,963人に対して、3,423人の参加があった。

3 練馬子ども議会

中学生が日頃疑問に思っていること、要望を区政に反映させる機会とするとともに、区政や区議会の仕組みを学習することを通じて、区政への関心を高めることを目的に開催している。4年度は、35人が「子ども議員」として参加し、8月2日に生涯学習センターでグループごとに、「練馬区のみどり」「防災への関心」「食育の推進」「中学生の放課後」をテーマに政策提言発表を行った。

4 情報教育推進事業

情報を正しく判断する能力（情報リテラシー）を育成するため実施している。

・中学生のための情報番組制作講座

日本大学芸術学部に運営を委託し、地域への取材、スタジオ収録など、実際に番組を制作している。4年度は20人が参加した。

5 珠算コンクール

珠算の技術向上と発展を図るため、小・中学生を対象に、練馬区珠算教育連盟との共催で開催している。4年度は121人が参加した。

6 若者自立支援事業

平成25年6月に厚生労働省が実施する「地域若者サポートステーション」を春日町青少年館3階に誘致・開設し、若者総合相談窓口の設置や、就労等の自立支援を開始した。

区では、若者自立支援事業として、就労が困難な若者等（※）に対するセミナーなどを実施している。4年度の利用者数は延べ3,355人、進路決定者は延べ64人であった。

また、2年6月にひきこもりや自立に不安を抱える若者を対象に、社会とのつながりを支援するため、同施設に居場所を開設した。4年度の利用者は延べ2,155人であった。

※ 2年度から、対象年齢を15～49歳へ拡大している。

●青少年の活動の場

1 秩父青少年キャンプ場

青少年が自然に親しみながら共同生活の体験を積むことができるよう、埼玉県秩父市の秩父さくら湖を望む山腹に開設している。

バンガロー4棟、炊事場2棟、集会所1棟を備えており、110人の宿泊（テントを含む。）ができる（夏休み期間は常設テント15張を開設）。

利用期間は毎年5月1日から10月31日までで、4年度は延べ723人の宿泊があった。

2 民間遊び場

子どもたちが身近なところで気軽に遊べるよう民間の空き地を遊び場としたものである。管理と運営は、地域住民の自主的団体である管理委員会が行っている。5年4月1日現在、18か所で延べ面積12,260.66㎡となっている。

3 公有地一時開放遊び場

公有地が本来の目的（公園・道路等）に使用されるまで、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。5年4月1日現在、5か所を開放している。

4 民有地一時開放遊び場

民間の空き地を区が直接土地所有者から借りて、子どもの遊び場として一時的に開放している。運営は、地域住民の自主的団体である運営委員会が行っている。5年4月1日現在、4か所を開放している。

●少年自然の家

少年自然の家は、恵まれた自然環境の中での集団宿泊生活を通じ、少年たちの創意と活力あふれる人間形成を図るとともに、区民の健全な余暇活動に役立てるため設置されている。

少年自然の家にはベルデ（スペイン語で「緑」という意味）という呼称が付いており、長野県にはベルデ軽井沢、ベルデ武石、千葉県にはベルデ岩井がある。

小・中学校の移動教室等の校外学習に利用されているほか、夏・冬休みを中心に少年団体や区民にも広く

利用されている。

〔少年自然の家の利用状況〕 (単位：人) 4年度

施設名	利用者数(延べ)(※)
軽井沢少年自然の家	19,532
下田少年自然の家	5,426
武石少年自然の家	20,562
岩井少年自然の家	15,400
計	60,920

※：小・中学校の校外学習、少年団体および区民の総利用者数
※：下田少年自然の家は4年度末廃止

●青少年館

青少年館は、青少年の健全育成を目的とした施設で、青少年を対象としたさまざまな講座や催しを実施している。また、青少年団体や生涯学習団体を中心とした地域の団体の学習、趣味、スポーツなどの活動の場としても利用されている。個人でも気軽に利用できるよう学習室、レクリエーションホールなどの開放を行っている。

4年度は、主催事業と団体利用を合わせて延べ72,130人の利用があった。

併せて、知的障害や肢体不自由のある青年たちのさまざまな生活課題や学習要求に応じられるよう、4つの心身障害者青年学級を運営している。4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、非接触型の活動を取り入れながら実施した。

春日町青少年館と南大泉青少年館（南大泉図書館との併設施設）がある。

〔青少年館の内容別利用状況〕 4年度

区分	春日町青少年館		南大泉青少年館	
	件	人	件	人
青少年団体	1,430	15,704	264	2,675
生涯学習団体	1,589	19,113	410	3,314
一般団体	317	2,072	953	2,151
館主催事業	1,237	14,101	382	7,374
官公署	243	3,176	146	1,723
その他	5	82	619	645
計	4,821	54,248	2,774	17,882

〔青少年館の事業実施状況〕

4年度

施設名	事業名	実施状況
春日町 青少年館	文化祭	青少年館まつり 304人参加 ウインドアンサンブル 133人参加 サークル合同発表会 255人参加
	青年自主企画等講座	2講座 延べ119人受講
	演劇活動	2講座・発表会 延べ1,662人参加
	野外講座	1講座 延べ48人受講
	スポーツ講座	2講座 延べ207人受講
	心身障害者青年学級	4学級 集合型学級活動 延べ923人参加 非接触型活動 延べ259人参加
	学習室開放	常設学習室 利用者数 延べ2,802人 臨時学習室 利用者数 延べ1,546人
和室開放	青少年将棋コーナー 利用者数 延べ183人	
レクリエーション ホール開放	青年スポーツ（バレーボール） 利用者数 延べ215人 青年スポーツ（バスケットボール） 利用者数 延べ309人 青年スポーツ（卓球・バドミントン） 利用者数 延べ719人	
南大泉 青少年館	野外講座	1講座 延べ29人受講
	スポーツ講座	4講座 延べ404人受講
	学習室開放	教室の利用がない時に学習室として開放 利用者数 延べ6,901人
	音楽練習室	利用講習会 12回実施 延べ35人受講

16 支援が必要な子どもたちへの取組の充実

〔関連文書：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会〕

(1) 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援する

●相談と指導

総合福祉事務所につぎの相談員を配置している。

1 母子・父子自立支援員兼婦人相談員

女性やひとり親などが抱えるさまざまな問題について必要な助言と指導を行っている。

2 家庭相談員

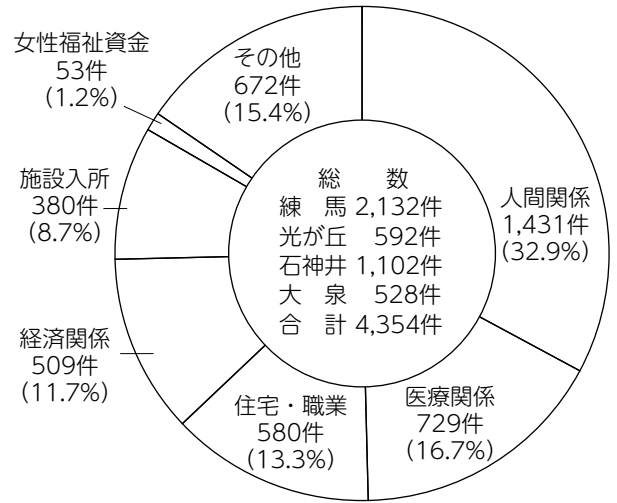
経済的問題など、家庭に関わるさまざまな悩みごとについての助言と指導を行っている。

〔母子・父子自立支援員の相談・指導件数〕 4年度

項目	総合福祉事務所					合計
	練馬	光が丘	石神井	大泉		
相談実人員(人)	785	1,792	1,333	1,076	4,986	
合計件数(件)	2,333	2,201	2,894	1,139	8,567	
生活一般	住宅	108	112	420	12	652
	医療	192	112	310	47	661
	家庭紛争	153	204	710	103	1,170
	就労	178	164	112	133	587
	その他(結婚・内職・家事援助他)	240	153	304	204	901
児童	養育	167	514	150	88	919
	教育	61	9	54	32	156
	非行	3	0	0	0	3
	就職	2	0	0	1	3
生活資金等	母子および父子福祉資金	164	217	112	299	792
	公的年金	6	0	6	2	14
	児童扶養手当	39	17	17	16	89
	生活保護	84	40	181	22	327
	その他	774	519	273	96	1,662
	その他	98	126	240	65	529

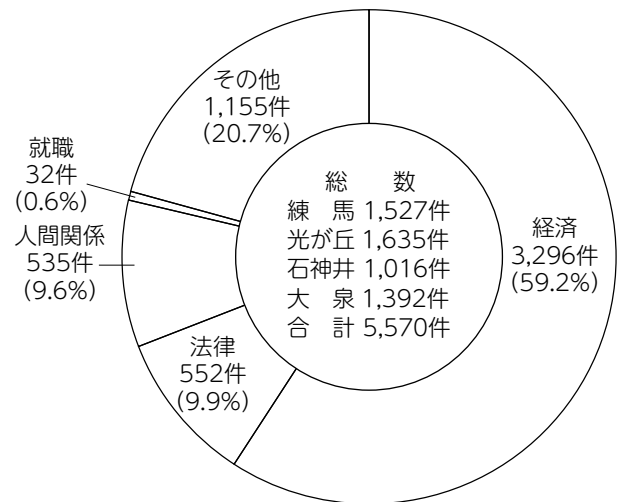
〔婦人相談員の相談・指導〕

4年度



〔家庭相談員の相談・指導〕

4年度



●就学援助

「学校教育法」に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

〔就学援助の状況〕

4年度

区分	人数(人)	全児童・生徒数に対する比率 (%)
小学校 就学予定者	241	-
小学校	要保護者(※1)	0.85
	準要保護者(※2)	10.73
中学校	要保護者(※1)	1.75
	準要保護者(※2)	15.61

※1：要保護者：「生活保護法」による教育扶助を受けている者
 ※2：準要保護者：教育委員会が、生活保護受給世帯に準じる程度に生活が困窮していると認める者

●いじめ・不登校などへの対応

学校教育支援センターは、教育相談の拠点の役割を担い、つぎのような事業を行っている。

1 教育相談事業

(1) 教育相談室

学校教育支援センター教育相談室、学校教育支援センター練馬、学校教育支援センター関および学校教育支援センター大泉で以下の支援を行っている。

① 来室教育相談

問題に応じてカウンセリング等を行う。希望に応じた学習支援や他機関への紹介も行っている。

② 電話教育相談

電話による助言・指導、情報の提供および他機関への紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ オンライン教育相談

Zoomを使ったオンラインの教育相談を行う。

〔教育相談実施状況（4 教育相談室合算）〕 4 年度
〔来室〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	1,024
対人関係・集団（社会）生活	312
家族関係・家庭生活の問題	520
身体に出てくる問題	234
不安・自信喪失	125
精神疾患	—
発達の問題	413
その他	25
合計	2,653

〔電話〕 (単位：件)

相談内容	件数
学校・学習	156
対人関係・集団（社会）生活	51
家族関係・家庭生活の問題	66
身体に出てくる問題	27
不安・自信喪失	10
精神疾患	—
発達の問題	28
その他	423
合計	761

(2) メール相談

区立小・中学校の児童生徒が使用しているタブ

レットからメールで友達のことやいじめのことなど子どもたちの悩みを相談できる環境を整えた。

・子ども相談メール 4 年度 365 件

・ねりまホッとアプリ 4 年度 11 件

(3) 学校支援

① スクールカウンセラー配置事業

全小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、子どものカウンセリング等の支援を行っている。

② 心のふれあい相談員配置事業

全小・中学校に心のふれあい相談員を配置し、子どもや保護者の悩み相談等を行っている。

③ 校内教育相談等支援事業

不登校などの教育相談に関する教員、保護者対象の校内研修会等に、心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。4 年度は、34 回派遣し、延べ 1,518 人の参加があった。

④ ソーシャルスキルトレーニング学校実施事業

主に児童・生徒を対象として、不登校の未然防止や子どものコミュニケーション能力を育成することを目的に、講師を派遣している。4 年度は、小・中学校 12 校へ派遣し、延べ 3,456 人の参加があった。

2 不登校対策事業

(1) 適応指導教室

適応指導教室（小学生対象「フリーマインド」、中学生対象「トライ」）では、不登校の児童・生徒に対し、一人ひとりが希望する学習活動、心の安定を図るための相談支援、集団生活を図るためのグループ活動等を実施している。

3 年 3 月から上石神井において、フリーマインド・トライの事業を民間事業者に委託している。

〔適応指導教室実施状況〕 4 年度

教室名	年間登録数	活動日数
フリーマインド	163 人(※ 1)	177 日
トライ	290 人(※ 2)	176 日

※ 1：うち上石神井フリーマインド 41 人

※ 2：うち上石神井トライ 71 人

光が丘第一分室では集団での学習支援が困難な不登校の児童・生徒に対しての個別学習支援、保護者支援、親子宿泊行事を適応指導教室機能強化事業として委託実施している。4 年度の登録者は 15 人だった。また、元年度から 15～18 歳の不登校等の生徒・保護者への支援も委託実施しており、4 年度の登録者は 14 人だった。

(2) 居場所支援事業

適応指導教室への通室や学校内の別室登校が困難な不登校の児童・生徒が過ごせる場所として民間事業者へ委託し、「居場所ぱれっと」を運営している。生活習慣や学習習慣の形成、社会性を育成するための支援を行っている。4年度の登録者は17人だった。

3年3月から上石神井において、居場所支援事業を民間事業者へ委託している。

(3) スクールソーシャルワーク事業

児童・生徒の不登校、問題行動、養育、発達に関することなどに関して、関係機関と連携し支援を行う。

① スクールソーシャルワーカーの派遣

学校からの依頼に基づき、関係機関と連携し支援を行っている。4年度の個別支援の対象人数は小学校225人、中学校253人だった。

② ネリマフレンド派遣事業

不登校等の状況にある児童・生徒に対し、学校復帰に向けての支援を行っている。4年度は34人を対象に延べ584回の支援を行った。

●学習支援事業

生活保護世帯または就学援助を受けている準要保護世帯の中学校3年生を対象に、基礎的な学力を身につけるための勉強会を行っている。学習や進路に関する相談にも対応している。

●区立小・中学校等における医療的ケア児への支援の充実

平成27年度に初めて、区立小学校で医療的ケア児の受入れを行った。5年4月1日現在、区立小学校5校に6人、区立中学校2校に2人が在籍している。

宿泊を伴う学校行事への看護師同行や教職員への意識啓発研修等の充実を図る。

●ヤングケアラーへの支援の充実

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っているヤングケアラーを学校等で早期に発見し、関係機関が連携して支援を行うための基礎資料として、4年6月から7月にかけてヤングケアラー実態調査を実施した。今後、実態調査の結果を活用し、学校や支援者向けの研修や啓発を実施するとともに、支援の充実を図っていく。

【実態調査の概要】

① 児童・生徒調査

区立小・中学校に在籍する小学校6年生および中学校2年生

対象	対象者 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)
小学校6年生	5,711	5,404	94.6
中学校2年生	4,570	4,162	91.1

② ふれあい月間調査(4年6月期)

区立小・中学校に在籍する児童・生徒

対象	対象者 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)
小学生	33,666	32,966	97.9
中学生	13,449	12,691	94.4

③ 教員調査

区立小・中学校に勤務する常勤の教員

対象者 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)
2,566	1,718	67.0

④ 民生・児童委員調査

練馬区の民生・児童委員および民生・児童委員協力員

対象者 (人)	回収数 (件)	回収率 (%)
580	457	78.8

●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を行っていくため、学識経験者や保護者の代表、学校関係者等を委員とした練馬区特別支援教育推進委員会での検討を踏まえ、指導方法の充実や支援体制の整備を進めている。

1 特別支援学級

障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害、言語障害、難聴および弱視などの子どもたちのために、それぞれの課題に応じた教育活動を実施している。

これらの学級では、子どもたち自身が自らの課題を克服し、学習や生活をする意欲を高めるための実践を行っている。

2 特別支援教室

発達や情緒的な課題のある児童・生徒が、課題を改善・解決するために、きめ細やかな指導が受けられるよう、全小・中学校に特別支援教室を設置している。小学校は17校、中学校は4校の拠点校から、教員が全校へ巡回指導を行っている。

【特別支援学級および特別支援教室】 5年4月1日現在

種 別	小学校数	中学校数
知的障害	16校	8校
弱 視	1校	1校(休級)
難 聴	2校	1校
言語障害	5校	—
特別支援教室拠点校	17校	4校
特別支援教室巡回校	48校	29校

●母子生活支援施設

「児童福祉法」に基づく児童福祉施設で、18歳未満の子どもを養育している生活上の問題を抱えた母子等が利用できる。

居室の提供の他、相談対応、子どもの学習指導などを行い、自立促進のために生活を支援する。

●練馬区ひとり親家庭自立応援プロジェクトの実施

ひとり親家庭のさまざまな相談に応じるとともに、「生活」「就労」「子育て」における3つの支援を総合的に推進するため、ひとり親家庭自立応援プロジェクトを実施している。

1 ひとり親家庭向け相談窓口

(1) 総合相談

専門相談員がひとり親家庭のさまざまな相談に応じ、関係機関の適切な支援につないでいる。4年度は延べ6,233件の相談があった。

(2) 出張相談

専門相談員がひとり親家庭の自宅に出張し、支援制度などの案内や相談に応じる。4年度は7件の相談があった。

(3) 法律相談

弁護士が離婚前後に関することや養育費についての相談に応じる。4年度は92件の相談があった。

(4) 家計相談

ファイナンシャルプランナーが、ひとり親の長期的なライフプランの設計などの家計相談に応じる。4年度は延べ30件の相談があった。

2 生活を応援

(1) 生活応援セミナー

4年度は資格取得セミナー、教育資金対策セミナー、ビジネスマナー講座を計3回開催し、延べ70人の参加があった。

(2) 養育費に関する公正証書作成等費用助成

養育費の取決めにかかる公正証書の作成等費用に対し、給付金を支給する。4年度は48人に支給した。

3 就労を応援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親の主体的な能力開発を支援するため、教育訓練講座の受講経費の一部を支給する。4年度は11人に支給した。

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

就業に結びつきやすい看護師等の資格を取得するために1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活費として給付金を支給する。3年度から対象資格を拡大し、4年度は延べ101人に支給した。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要な場合、試験対策講座開始時、修了時および合格時に対象講座受講経費の一部を支給する。4年度は延べ1人に支給した。

(4) 就労支援セミナー

① パソコン講習会

就労に有利となるパソコンスキルを身につけるための講習会を3日制で実施した。4年度は2回開催し、32人が参加した。

② 在宅就業推進事業

在宅就業に必要とされる知識・スキルを身につけるため、通信環境とパソコンを3か月間貸出し、在宅就業体験を行う。4年度は17人が参加した。

(5) 自立支援プログラムによる支援

各家庭の自立や就業に向けて課題を把握し、個別の支援プログラムを策定して総合的に支援を行う。4年度は76人にプログラムを策定した。

(6) ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業

小学生以下の児童のいるひとり親家庭が、子どもの見守りや保育園の送迎などに支障があるときにホームヘルパーの利用を支援する。4年度は、54世帯が利用登録し、延べ3,092回の利用があった。

4 子育てを応援

(1) 家庭訪問型学習支援事業

小学校4年生から中学校2年生までの児童・生徒のいるひとり親家庭に学習支援員を月3回・計24回派遣し、学習の支援と併せ、子どもの心に寄り添った悩み相談等を行う。4年度は28世帯32人が利用した。

(2) 親子交流事業

親子間、ひとり親家庭間のコミュニケーションをとる機会を提供するため、区内農園で収穫体験を3回開催した。4年度は延べ51世帯115人

が参加した。

(3) ひとり親家庭等休養ホーム

ひとり親家庭および寡婦のレクリエーションと休養のために、関東近郊の宿泊施設を指定し、宿泊料の一部を助成する。4年度は延べ95人の利用があった。

第2章

高齢者が住み慣れた地域で暮らせるまち

- 21 高齢者の在宅生活を支える
仕組みづくり …………… 104
- 22 介護施設の整備と介護人材の
確保 …………… 111
- 23 元気高齢者の社会参加・
介護予防の推進 …………… 114



理学療法士によるフレイル予防講座

21 高齢者の在宅生活を支える仕組みづくり

(1) 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定

●高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

「老人福祉法」および「介護保険法」に基づき策定する計画である。2年度に、「第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）」を策定した。

「第8期計画」は、3年4月の介護保険制度の改正を踏まえ、団塊の世代が全て後期高齢者となる7年、その先の団塊ジュニア世代が高齢者となる22年を見据え、医療・介護・予防・住まい・生活支援が切れ目なく一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示している。

なお、この計画は『ビジョン』に基づく個別計画である。

(2) 地域での生活を支援するサービス等を拡充

<地域で高齢者を支える>

●地域包括支援センターの設置

保健師・看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職が連携をとりながら、介護・福祉・医療などさまざまな分野について総合的に高齢者とその家族の生活を支える地域の窓口として、区内25か所に地域包括支援センターを設置している。

地域包括支援センターをより身近で利用しやすい窓口とするため、5年4月に2か所増設した。

●包括的支援事業

介護予防サービス計画の作成、総合的な相談、虐待防止等の権利擁護、包括的かつ継続的なマネジメント支援などのほか、医療と介護の連携、認知症施策、介護予防・生活支援サービスの体制整備などの事業を行っている。

●高齢者の総合相談・医療と介護の相談窓口

地域包括支援センターでは、保健、医療および福祉のサービスを一体的に受けられるよう、助言や案内を含む総合相談を行っている。また、医療と介護の相談窓口では、一人ひとりに合った医療・介護連携チームの構築を支援するとともに、状況により認知症専門医

による相談を行っている。

〔高齢者サービスに関わる相談件数〕（単位：件）4年度

種別	相談件数
施設入所	3,668
在宅福祉サービス	9,696
経済的事項	4,343
家庭的事項	7,227
医療・保健	22,891
住宅	1,917
介護保険	123,339
権利擁護	8,414
その他	35,791
合計	217,286

●高齢者支え合いサポーター育成研修の実施

ボランティア活動を希望する元気高齢者等に研修を実施し、修了者を「高齢者支え合いサポーター」として認定している。

サポーターは、高齢者施設における職員の補助、街かどケアカフェ事業の補助やチームオレンジ活動を行う。4年度は研修を1回行い、42人を育成した。

●生活支援コーディネーターの配置

生活支援コーディネーターは、高齢者支え合いサポーターと活動場所である高齢者施設等との橋渡しや、地域団体等への働きかけによる地域におけるネットワークづくり等を行っている。

●高齢者見守りネットワークの構築

地域団体や民間事業者等と高齢者見守りネットワーク協定を締結するなどの取組を行っている。

地域で事業を行う民間事業者等の協力も得ることで、見守りの層を拡充・強化した。4年度末現在、協定締結団体は43団体であった。

●ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業

地域包括支援センターの職員と区民ボランティアが自宅を訪問し、介護予防など個々の状況に応じた支援につなげる取組を実施している。4年度の訪問人数は13,279人であった。

<高齢者等への支援>

●地域支援事業

「介護保険法」に基づき、高齢者が要介護・要支援

状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業である。費用は、公費（国、都、区）と介護保険料で賄われている。

4年度は、介護予防・日常生活支援総合事業および包括的支援事業のほか、以下の任意事業を実施した。

1 介護給付費適正化推進事業

- ・ケアプラン標準化
- ・介護給付費通知

2 家族介護支援事業

- ・介護学べるサロン
- ・認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業
- ・認知症介護者支援事業
- ・家族介護慰労金
- ・紙おむつ等の支給

3 その他事業

- ・認知症理解普及促進事業

●三療サービス

65歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージ、指圧のいずれか1つを1回1,500円、年4回を限度に受けることができる利用券を希望者に交付している。4年度は10,362回利用された。

●ひとり暮らし高齢者等に対する給付

1 入浴証の交付

65歳以上のひとり暮らしの高齢者に、区が契約した公衆浴場を1回200円で利用できるシール方式の入浴証を、1人年間52回分を限度に交付している。4年度入浴証の交付決定者数は3,439人で、利用は99,378回であった。

2 居宅火災予防設備の給付

65歳以上で要介護3以上（認知症の診断を受けた人は要介護1以上）であって、心身機能に低下のあるひとり暮らしの高齢者などを対象に生活環境や健康状態などを考慮して、居宅火災予防設備を給付している。4年度の自動消火器の給付件数は15件、火災警報器の給付件数は1件であった。

3 補聴器購入費用助成

65歳以上の住民税非課税世帯で、専門医により補聴器の必要性を認められた人を対象に、25,000円を上限として補聴器の購入費用を助成している。4年度の補聴器購入費用助成者数は178人であった。

4 高齢者お困りごと支援事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯を対象に、日常生活上のちょっと

した困りごとを、地域の元気高齢者が解決して安心した生活を送ることを支援するとともに、元気高齢者の地域貢献活動の推進を図っている。4年度は延べ682件の利用があった。

●高齢者自立支援用具給付および住宅改修給付事業

介護保険の非該当者のうち自立生活への支援が必要な人を対象に給付している。

また、この両事業では、一部、介護保険の要介護・要支援認定者にもサービスを実施している。4年度の給付件数は、自立支援用具1,286件、住宅改修（予防改修）18件、住宅改修（設備改修）192件であった。

●車いす等の貸与事業

年齢に関係なく、一時的なけがや病気などにより居宅で車いすや介護用ベッドの利用を必要とする場合に6か月を限度に用具の貸与を行っている（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合などを除く）。4年度の延べ利用件数は、介護用ベッド181件、車いす429件であった。

<要介護・要支援高齢者への支援>

●介護保険制度

介護保険制度は、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な介護サービスを総合的に利用できる社会保険制度である。平成12年4月の創設から23年が経ち、高齢者の生活を支える基幹的な制度として定着している。

4年度は「第8期介護保険事業計画」に基づき、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを確立することを目標とし、介護保険施設の整備や地域密着型サービスの更なる充実などを推し進めた。

1 保険者

保険者である区は、制度運営を主体として行い、保険者と国・都・医療保険者・年金保険者が重層的に協力しあう構造となっている。

2 被保険者

被保険者は、区内に住所を有する40歳以上の区民である。被保険者は、つぎの2つに分かれる。

(1) 第1号被保険者（65歳以上）

保険料は、3年を単位とした事業計画期間ごとに、区が決定する。3年度から5年度まで、基準年額を79,200円、本人の所得や住民税課税状況等に応じた17の段階に定めた。

納付方法は、年金からの差し引き（特別徴収）と、納付書または口座振替による直接納付（普通徴収）がある。介護サービスは、介護が必要となった原

因は問わずに、要介護認定を受けたときに利用できる。

- (2) 第2号被保険者（医療保険に加入している40～64歳）

保険料は、加入している医療保険の保険料と併せて徴収され、算定方法は医療保険ごとに異なる。

介護サービスは、介護保険で対象となる病気（16種類の特定期病）が原因で要介護認定を受けたときに利用できる。

〔第1号被保険者数の推移〕 (単位：人(％))

年次	第1号被保険者
元	160,721 (21.9)
2	161,729 (21.8)
3	162,420 (21.9)
4	162,974 (22.1)
5	163,278 (22.1)

注：() は練馬区全人口に対する割合

〔第1号被保険者の保険料収納状況〕

年度	現年分		滞納繰越分	
	収納額(円)	収納率(％)	収納額(円)	収納率(％)
30	12,574,772,560	98.3	68,686,640	14.4
元	12,364,923,830	98.3	74,978,330	16.6
2	12,119,139,840	98.5	80,656,540	19.5
3	12,480,273,600	98.6	71,426,450	19.7
4	12,581,940,785	98.6	67,594,972	20.7

注：収納額は、還付未済額を除く。

3 要介護・要支援認定

介護保険サービスを利用するには、申請をして、要介護・要支援認定を受ける必要がある。

被保険者への訪問調査と主治医の意見書を基に、介護認定審査会において審査・判定を行う。

介護認定審査会は、学識経験者4人（1合議体）で構成され、4年度は委員221人、50合議体で運営した。

〔要介護認定申請等の状況〕

年度	要介護認定申請(件)	審査会開催数(回)	審査判定(件)
2	22,971	604	18,803
3	35,747	768	22,177
4	41,496	798	26,727

〔要介護認定者数の状況〕 (単位：人(％)) 各年度末現在

区分	年度		
	2	3	4
要支援1	4,569 (12.8)	4,701 (12.9)	4,997 (13.7)
要支援2	4,255 (11.9)	4,290 (11.8)	4,176 (11.5)
要介護1	6,641 (18.6)	6,995 (19.3)	7,089 (19.5)
要介護2	7,405 (20.7)	7,169 (19.7)	6,976 (19.2)
要介護3	5,050 (14.1)	5,016 (13.8)	4,908 (13.5)
要介護4	4,385 (12.3)	4,627 (12.7)	4,746 (13.0)
要介護5	3,404 (9.5)	3,504 (9.7)	3,514 (9.7)
合計	35,709 (100.0)	36,302 (100.0)	36,406 (100.0)

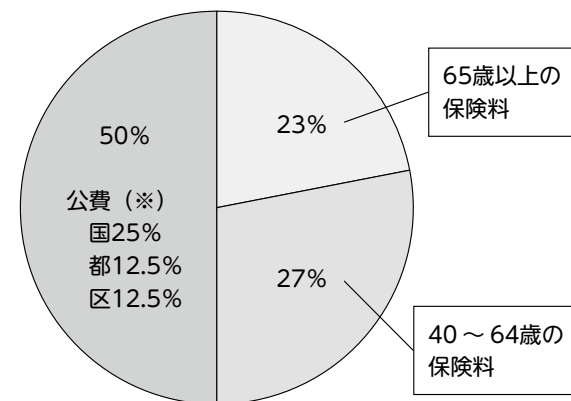
※資料：介護保険事業状況報告（東京都福祉保健局）

4 財源の仕組み

保険財源の収支を明確にするため、一般会計と区別して特別会計（介護保険会計）を設けている（介護保険会計予算は50ページ、決算は65ページを参照）。

保険給付に要する費用は、公費50%と保険料50%で賄われている。その他の内訳は図のとおりである。

〔保険給付の財源割合〕



※：居宅給付費の場合の内訳

国の負担のうち5%分は、全国の区市町村格差の調整に使われる。4年度、区は5.99%の交付を受けた。

5 保険者機能の強化

- (1) 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金

国は、平成30年度に、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する都道府県や区市町村の取組を推進するために、財政的インセンティブとして、取組に対する客観的な評価指標を設定し、その達成状況に応じて交付金を交付する「保険者機能強化推進交付金」を創設した。2年度には、介護予防・健康づくりに資する取組を重点的に評価する「介護保険保険者努力支援交付金」を創設した。区は、4年度に2つの交付金を合わせて約2.05億円の交付を受けており、23区で1位の交付額であった。

●相談・苦情

利用者からのサービスについての相談・苦情を処理する仕組みが制度的に位置付けられている。サービス事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険課、国民健康保険団体連合会、都などが窓口となる。区では、地域包括支援センターおよび介護保険課で受けた相談や苦情を取りまとめ、4年度は東京都国民健康保険団体連合会へ5件の報告を行った。

また、要介護認定や保険料の賦課徴収などに関する行政処分に対して不服がある場合には、都に設置された介護保険審査会に審査請求を行うことができる。4年度は、2件の審査請求があった。

●保険給付

介護保険のサービスを利用すると、原則として1割から3割を利用者が負担し、残りの9割から7割が介護保険から給付される。対象となるサービスは、つぎの3種類である。

1 居宅サービス（介護給付・予防給付）

在宅での介護を中心としたサービスで、「訪問介護」「通所介護」「短期入所生活介護（ショートステイ）」等のサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせ利用できる。

2 施設サービス

施設に入所して利用する介護サービスのことで、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の4つのタイプに分かれる。利用者が直接、施設に申し込みをして利用する。

3 地域密着型サービス

介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、区が指定した事業者が区民に提供するサービスをいう。利用者は原則として区民に限定される。

〔保険給付費の状況〕

〔居宅サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
30	27,304,470,425	244,123	111,847
元	28,549,276,807	251,425	113,550
2	29,354,493,740	257,500	113,998
3	31,094,688,108	267,744	116,136
4	31,594,973,105	270,850	116,651

〔施設サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
30	13,967,361,965	48,985	285,135
元	14,666,871,799	50,613	289,785
2	15,065,379,867	51,348	293,398
3	15,325,026,054	51,862	295,496
4	15,724,280,898	52,755	298,062

〔地域密着型サービス〕

年 度	給 付 費 (円)	受給者数 (人)	1人当たり (円)
30	5,834,042,465	54,448	107,149
元	5,757,538,967	52,293	110,102
2	5,728,629,990	48,436	118,272
3	5,940,400,862	49,950	118,927
4	6,001,872,094	50,396	119,094

〔介護サービスの種類および利用実績〕 (単位：人)

サービスの種類	年度	2	3	4
居宅サービス (介護給付)				
訪問介護		78,382	80,734	80,563
訪問入浴介護		5,479	5,958	5,977
訪問看護		46,173	52,384	54,235
訪問リハビリテーション		6,420	7,498	7,708
居宅療養管理指導		85,194	92,992	97,482
通所介護		60,167	62,350	63,118
通所リハビリテーション		18,506	17,558	17,414
短期入所生活介護・療養介護		13,960	13,753	13,804
特定施設入居者生活介護		32,269	33,212	34,051
福祉用具貸与		124,335	131,123	132,488
居宅介護支援		179,032	185,991	187,526
福祉用具購入費の支給		2,090	2,170	2,016
住宅改修費の支給 (予防給付)		1,418	1,395	1,328
介護予防訪問介護		—	—	—
介護予防訪問入浴介護		10	—	1
介護予防訪問看護		4,590	4,759	5,190
介護予防訪問リハビリテーション		555	693	816
介護予防居宅療養管理指導		5,079	5,632	5,784
介護予防通所介護		—	—	—
介護予防通所リハビリテーション		4,371	4,340	4,097
介護予防短期入所生活介護・療養介護		106	121	141
介護予防特定施設入居者生活介護		3,316	3,308	3,111
介護予防福祉用具貸与		22,243	23,444	24,085
介護予防支援		28,590	29,812	30,413
介護予防福祉用具購入費の支給		430	469	478
介護予防住宅改修費の支給		681	664	703
施設サービス				
介護老人福祉施設		35,316	36,847	38,763
介護老人保健施設		14,233	13,536	13,037
介護療養型医療施設		1,318	980	440
介護医療院		491	607	799
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		2,076	1,838	1,760
夜間対応型訪問介護		2,689	3,174	3,068
地域密着型通所介護		31,054	32,146	32,642
認知症対応型通所介護		2,760	2,608	2,312
小規模多機能型居宅介護		3,024	2,967	2,802
認知症対応型共同生活介護		6,418	6,738	6,954
看護小規模多機能型居宅介護		532	863	1,063
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		11	12	8
介護予防認知症対応型通所介護		—	—	—
介護予防小規模多機能型居宅介護		110	114	98
介護予防認知症対応型共同生活介護		—	—	—

注：①人数は各月の利用者数の合計
 ②3月～翌年2月利用分
 ③居宅サービスおよび地域密着型サービスの一部は各サービスを組み合わせて利用するため、人数は重複している。

●利用者負担の軽減

低所得者等でも介護サービスが利用しやすいように、利用者負担を軽減している。

1 高額介護（介護予防）サービス費の支給

介護保険の自己負担額が所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。4年度は延べ123,901件、1,712,920,821円を支給した。

2 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

介護保険と医療保険の自己負担額を合算した額が、所得に応じた一定の上限額を超えた場合に、超えた分を払い戻す。4年度は延べ7,080件、251,876,785円を支給した。

3 居住費および食費の減額（補足給付）

介護保険施設の入所者および短期入所サービスの利用者で、低所得者には居住費（滞在費）および食費を減額する。4年度の減額認定証交付件数は延べ4,718件、1,006,330,678円を減額した。

4 旧措置入所者の負担軽減

「介護保険法」施行日前からの特別養護老人ホーム措置入所者に対して、利用者負担および居住費・食費の減免を行う。4年度の利用者負担減免の認定証交付件数は1件、食費・居住費の減額認定証交付件数は5件であった。

5 生計困難者に対する利用者負担軽減

低所得者負担軽減実施事業者が提供するサービスを利用した場合、自己負担額を軽減している。4年度の軽減確認証の交付件数は530件であった。

●要介護高齢者の在宅支援サービス

1 出張調髪

65歳以上の外出困難な高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。高齢者の住宅および区内入院先で出張調髪を受けられる利用券を、年5枚を限度に交付している。なお、1回当たり500円の利用者負担金がある。4年度の利用者は延べ5,407人であった。

2 布団乾燥消毒・丸洗い

65歳以上の在宅の高齢者で要介護1～5と認定された人で、ひとり暮らしの高齢者および高齢者のみの世帯が対象となる。4年度は乾燥消毒が4,027件、薬品消毒が463件、水洗いが426件であった。

3 寝具クリーニング券の支給

65歳以上の在宅の高齢者で、要介護3～5と認定された人が対象となる。区内の対象店で利用できる券を年24枚を限度に交付している。4年度は延べ3,413枚の利用券が使用された。

4 紙おむつ等の支給

65歳以上の常時紙おむつ等を必要とする高齢者で、要介護1～5と認定された人および第2号被保険者における要介護認定を受けている人で、本人の住民税が非課税の人を対象に支給している。なお、購入額の一割が利用者負担となる。4年度は延べ61,957人に支給した。

また、支給対象者ではあるが区が支給する紙おむつ等を使用できない（入院先が指定しているおむつを購入する等）場合に、おむつ代（月額4,800円）を延べ

3,510人に支給した。

5 リフト付福祉タクシーの運行

65歳以上で要介護3～5と認定され、外出時、車いす等を利用する人を対象に、予約料および迎車料に相当する料金を区が負担している。4年度の運行回数は11,152回であった。

6 認知症高齢者位置情報提供サービス利用料助成事業

認知症により、外出したまま自宅に戻れなくなる症状がある高齢者を介護している家族が、区と協定を結んでいる事業者の位置情報提供サービスを利用する際に、利用料の半額を助成している。4年度は延べ462人の利用があった。

7 家族介護慰労金

要介護4・5と認定された家族を在宅で介護しており、過去1年間介護保険サービスを利用しなかった住民税非課税世帯を対象に、年額10万円の家族介護慰労金を支給している。4年度は2人に支給した。

●緊急一時宿泊事業

1 緊急一時宿泊（緊急保護利用）

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とするおおむね65歳以上の高齢者（介護保険で要介護・要支援認定を受けた場合を除く。）に対し、区内の福祉施設の居室を緊急保護利用として原則10日以内で提供する。利用料は区が負担する（食費は自己負担）。4年度の被保護者数は17人、滞在延べ日数は158日であった。

2 緊急一時宿泊（緊急ショートステイ利用）

要介護・要支援の認定を受けた人のうち、介護をする家族の急病、けがまたは親族の葬儀への参加などのため介護できず、かつ介護保険による短期入所生活介護の空きがない場合に、区内の福祉施設の居室を緊急ショートステイとして原則10日以内で提供する。

利用者は、1泊3,000円および食費を負担する。4年度の利用者数は8人、利用日数は58日であった。

●高齢者在宅生活あんしん事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、65歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の高齢者で、慢性疾患等のため日常生活上、常に注意を要する人または要介護・要支援・総合事業対象者の人が、①緊急通報システム、②生活リズムセンサー、③定期訪問、④電話訪問、⑤見守り配食のうち、必要なサービスを組み合わせて利用できる。4年度の利用者数は2,221人であった。

また、見守り配食のみを利用する人に向け、事業者案内を行っている。

●見守り ICT 機器活用事例紹介講座

練馬区高齢者見守りネットワーク事業協定を締結している事業者が提供している見守り ICT 機器について、街かどケアカフェやはつらつセンター、介護学べるサロンなどで講座を開催し、活用事例を紹介している。4年度の講座の開催数は4回で、参加人数は延べ58人であった。

●認知症対策事業

啓発活動や地域活動の育成支援を実施した。また、認知症の理解を広め、認知症の人や家族を支えるための事業も展開している。

〔予防事業〕

4年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1回	236人
	パンフレット作成・配布		6,500部
地域活動 育成支援	認知症予防プログラム	112回	1,195人
	・予防プログラム		
	・プログラム修了者支援	1回	25人
人材育成	認知症予防推進員連絡会	1回	50人

〔支援事業〕

4年度

区 分		回数・延べ人数など	
啓 発	講演会	1回	(16人)
早期対応	認知症専門相談	36回	(61件)
人材育成	認知症サポーター養成講座	56回	(1,495人)
地域支援	介護相談・交流カフェ	10回	(122人)
	認知症介護家族による「介護なんでも電話相談」	52回	(106件)

●介護学べるサロン

介護をしている家族等を対象に、気軽に足を運べる地域の介護施設などで気分転換や健康に役立つ学習（ミニ講座）を実施している。4年度は348人が参加した。

●もの忘れ検診

70歳と75歳の人を対象に、認知症に早期に気づき適切な支援を受けられるようにするため「もの忘れ検診」を実施している。4年度は136か所の医療機関で実施し、386人が受診した。5年度から対象を拡大し、70歳以上で認知症の気づきチェックリスト20点以上の希望者も対象とする。

●チームオレンジ活動

認知症の人が地域の中で希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、本人や家族の声を聞く「本人ミーティング」を開催し、認知症サポーター等

とともに地域で活動するチームオレンジ活動を実施している。4年度は199回開催し、認知症である本人が延べ554人、家族が延べ164人、認知症サポーターが延べ398人参加した。

<在宅療養の推進>

●在宅療養に従事する多職種連携の推進

在宅療養を支援する職種は、医療、介護などさまざまであり、多職種の相互理解を深める機会を提供することを目的に、事例検討会を実施している。4年度は、オンラインにより4回実施した。また、区内の病院スタッフが、在宅スタッフの業務内容に関する理解を深め、入院患者が在宅療養へスムーズに移行できる体制を構築することを目的に、在宅療養の現場における研修を実施している。4年度の実施回数は18回であった。

●サービス提供体制の充実

医療と介護の情報を誰もがすぐに入手できる環境を整えることを目的に、医療と介護の情報サイトを区ホームページ内に開設している。また、練馬区医師会の協力を得て、在宅療養者の短期間の入院に対する後方支援病床を確保している。4年度の利用件数は141件であった。

●区民への啓発、家族への支援

在宅療養について、区民の理解を深める機会を提供することを目的に講演会を実施している。4年度は3回開催し、参加者数は延べ603人であった。

22 介護施設の整備と介護人材の確保

(1) 介護施設の整備と介護人材の確保

●老人ホーム

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の認定を受け、常時介護が必要なため家庭での生活が困難な高齢者などを対象とした入所型施設である。入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことを目的としている。

区では、社会福祉法人が施設を建設する場合、建設費用の一部を助成することにより、その設置促進を図っている。

〔介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〕

5年4月1日現在

名 称	開設年月	定員 (人)	設置・運営
育秀苑	昭和 62年11月	60	(福) 育秀会
田柄	平成 元年4月	100	(福) 練馬区社会福祉事業団
光陽苑	3年4月	60	(福) 泉陽会
関町	5年6月	70	(福) 練馬区社会福祉事業団
富士見台	6年6月	50	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎの里大泉	6年11月	50	(福) 章佑会
練馬キングス・ガーデン	8年12月	50	(福) キングス・ガーデン東京
第2 育秀苑	10年4月	50	(福) 育秀会
第二光陽苑	11年4月	100	(福) 泉陽会
大泉	11年4月	120	(福) 練馬区社会福祉事業団
やすらぎミラージュ	11年5月	70	(福) 章佑会
練馬高松園	12年4月	100	(福) 東京福祉会
土支田創生苑	13年4月	86	(福) 創生
フローラ石神井公園	15年4月	90	(福) 練馬豊成会
豊玉南しあわせの里	16年4月	63	(福) 安心会
こぐれの里	17年4月	50	(福) 東京雄心会
さくらヶ丘	19年2月	72	(福) 北山会
第2 練馬高松園	19年10月	65	(福) 東京福祉会
こぐれの杜	22年4月	60	(福) 東京雄心会
みさよはうす土支田	22年4月	30	(福) シルヴァーウィング
サンライズ大泉	24年11月	100	(福) 芳洋会
石神井台秋月	25年3月	177	(福) さわらび会
南大泉かがやきの里	25年4月	47	(福) 安心会
上石神井	25年5月	30	(福) 練馬区社会福祉事業団
第3 育秀苑	25年6月	60	(福) 育秀会
やすらぎグランデ	26年6月	90	(福) 章佑会
やすらぎシティ東大泉	26年12月	101	(福) 章佑会
タムスさくらの杜練馬	29年8月	108	(福) 春和会
練馬の丘キングス・ガーデン	29年8月	96	(福) キングス・ガーデン東京
タムスさくらの杜練馬アネックス	31年4月	83	(福) 春和会
上石神井幸朋苑	令和 元年10月	40	(福) こうほうえん
あおぞら縁小竹テラス	2年9月	30	(福) 宝満福祉会
第3 練馬高松園	3年5月	72	(福) 東京福祉会
練馬いやし園	4年2月	55	(福) 気づき福祉会
ケアホーム練馬	4年6月	72	(福) 道心会
おおいずみの里	4年8月	108	(福) 香南会
大泉学園ふれあいの里	4年10月	96	(福) 安心会
合 計		2,761	

2 軽費老人ホーム

60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下が認められ、独立して生活するには不安が認められる高齢者を対象とした入所型施設である。自立した生活の維持を支援するため、食事などのサービスが提供されている。区内には大泉ケアハウスがあるが、区民ニーズの高い特別養護老人ホームへ機能転換する予定であるため、現在、入居者の募集を行っていない。

また、居室の床面積・職員配置等の基準を緩和し、利用料の低廉化を図った都市型軽費老人ホームの設置促進のため、区では民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成している。5年4月1日現在、16施設（定員310人）がある。

●介護老人保健施設

要介護1～5の認定を受け、病状が安定し、入院治療を要しないものの医療上のケアを必要とする高齢者などを対象とした入所型施設である。医学的な管理の下で介護や機能訓練などを行い、在宅復帰を支援することを目的としている。5年4月1日現在、14施設（定員1,316人）がある。

●地域密着型サービス

平成18年4月に創設され、原則として区民のみが利用できるサービスで、区内にはつぎの7種類がある。

民間事業者等が施設を整備する場合、建設費用の一部を助成することにより、設置促進を図っている。

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

訪問介護と訪問看護が連携しながらサービスを提供している。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 日中・夜間を通じて受ける定期巡回および随時対応の訪問介護や訪問看護など

2 夜間対応型訪問介護

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 夜間に受ける定期巡回および随時対応の訪問介護など

3 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所施設である。なお、平成30年4月1日から、新たに共生型地域密着型通所介護が創設された。

〔対象〕 要介護1～5の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

4 認知症対応型通所介護

〔対象〕 要支援 1・2 または 要介護 1～5 の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

5 小規模多機能型居宅介護

「事業所への通い」を中心として、利用者の希望などにより「訪問」や「宿泊」を組み合わせ、サービスを受けることができる。

〔対象〕 要支援 1・2 または 要介護 1～5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

6 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせたサービスを提供している。

〔対象〕 要介護 1～5 の認定を受けた高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

7 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

少人数で家庭的な雰囲気の中で生活しながら介護を受けられる施設である。

〔対象〕 要支援 2 または 要介護 1～5 の認定を受けた認知症の高齢者など

〔サービス〕 入浴、食事、機能訓練など

●事業者状況

介護サービス事業者には、都が指定した居宅サービス・介護予防サービス事業者、介護保険施設と区が指定した地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者および介護予防・生活支援サービス事業者がある。

「介護保険法」の規定により、地域包括支援センターが介護予防支援事業者として指定を受けている。

なお、平成 30 年 4 月 1 日から、居宅介護支援事業者の指定権限が都から区に移管された。

〔区内の居宅サービス・介護予防サービス事業者等の状況〕

5 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
居宅介護支援	194	—
介護予防支援	—	27
訪問介護	213	—
訪問入浴介護	8	8
訪問看護	93	91
訪問リハビリテーション	16	16
通所介護	82	—
通所リハビリテーション	20	20
短期入所生活介護	42	40
短期入所療養介護	14	14
特定施設入居者生活介護	81	59
福祉用具貸与	40	—
特定福祉用具販売	43	—
合 計	846	275

〔区内の地域密着型サービス・

地域密着型介護予防サービス事業者の状況〕

5 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数	介護予防サービス事業者数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	—
夜間対応型訪問介護	2	—
地域密着型通所介護	110	—
認知症対応型通所介護	11	11
小規模多機能型居宅介護	15	15
看護小規模多機能型居宅介護	8	—
認知症対応型共同生活介護	39	39
合 計	200	65

〔区内の介護保険施設の状況〕

5 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	施設数
介護老人福祉施設（定員 2,761 人）	37
介護老人保健施設（定員 1,316 人）	14
介護療養型医療施設（定員 10 人）	1
合 計	52

〔区内の介護予防・日常生活支援サービス事業者の状況〕

5 年 4 月 1 日現在

サービスの種類	事業者数
第 1 号訪問事業（訪問型サービス）	170
第 1 号通所事業（通所型サービス）	159
合 計	329

●社会福祉法人練馬区社会福祉事業団

(福)練馬区社会福祉事業団は、区立の特別養護老人ホームなどの社会福祉施設の効率的・効果的運営を図ることを目的に、平成4年10月に区の外郭団体として設立した社会福祉法人である。

令和4年度末現在、指定管理者として、デイサービスセンター8施設、はつらつセンター3施設等を運営管理している。区の委託事業として、地域包括支援センター9施設、敬老館等を運営し、介護予防支援事業を実施するほか、練馬福祉人材育成・研修センターにおいて、介護および障害福祉サービス従事者の確保・育成・定着を支援する事業を実施している。

また、平成23年4月に民営化した旧区立特別養護老人ホーム(デイサービスセンター併設)、大泉ケアハウス(令和3年4月民営化)を運営するほか、25年5月に同法人が初めて建設した上石神井特別養護老人ホームを開設し、26年12月には都市型軽費老人ホーム橋戸の丘を開設し運営している。

●介護人材の確保・育成・定着支援

良質な介護サービスが安定的に提供されるよう介護人材の確保、育成、定着を支援している。

[介護人材確保・育成・定着支援事業] (単位:人) 4年度

区 分		申請者・ 受講者数など
練馬区福祉人材育成・研修センター事業		4,646
受講料等 助成	介護職員初任者研修受講料助成	104
	介護職員実務者研修受講料助成	153
	介護福祉士資格取得費用助成	74
	介護支援専門員資格更新研修費助成	156
介護従事者養成研修事業		165 (※)

※:修了者数

23 元気高齢者の社会参加・介護予防の推進

(1) 高齢者の多様な社会参加の促進

●老人クラブ・文化祭など

1 老人クラブ等運営助成

地域のおおむね 60 歳以上の高齢者で組織する老人クラブや、老人クラブで組織する老人クラブ連合会の活動を支援するため、助成金を交付している。4 年度のクラブ数は 109 団体（会員数 6,531 人）、助成額は老人クラブが 3,065 万円、老人クラブ連合会が 628 万円であった。

2 老人クラブ農園

農園事業を実施している老人クラブに農園を提供している。4 年度末現在の農園数は 22 か所 16,587.01 m²で、36 の老人クラブが利用した。

3 老人クラブゲートボール場

老人クラブ会員相互の親睦と健康の増進に寄与するため、民有地を借り上げ、ゲートボール場として提供している。4 年度末現在、2 か所 2 面を提供し、3 つの老人クラブが利用した。

4 寿文化祭

練馬区老人クラブ連合会の主催で、おおむね 60 歳以上の高齢者を対象に、芸能大会を 2 日間開催している。4 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため本大会を中止し、老人クラブ連合会会長表彰と練馬区高齢者福祉功績者感謝状贈呈式を行った。

●高齢者サークル事業助成

高齢者サークルが行うボランティア活動および会員以外の区民等の参加を中心とする事業に対して、事業費の一部を助成している。4 年度の助成額は 9 サークル計 30 万円であった。

●公益社団法人練馬区シルバー人材センター

働くことを通して健康を保持するとともに、生きがいなどを得ることを目的として、昭和 52 年 7 月に設立され、平成 23 年 4 月に公益社団法人となった。

区に居住する、おおむね 60 歳以上の健康で働く意欲があり、就業および社会奉仕活動等を通じて生きがいの充実や社会参加等を希望する人で構成される会員組織である。4 年度末現在の会員数は 3,423 人で、受注実績は 13 億 7,152 万円であり、延べ 315,210 人が就業した。

●高齢者就業・社会参加支援事業

1 元気高齢者介護施設業務補助事業

介護現場で元気な高齢者が活躍できるように、介護施設の清掃や洗濯などの軽作業の担い手として、(公社)練馬区シルバー人材センターの会員を活用し、実施している。4 年度は、特別養護老人ホーム、認知症対応型グループホーム、介護老人保健施設、通所介護（デイサービス）を対象とした。

2 シニア職場体験事業

高齢者の就労促進を図るため、平成 29 年に開始した「シニア就職活動支援事業」を見直し、元年 9 月に事業を開始した。シニア世代の就職を支援するセミナーを区内 2 地域で計 4 回行うとともに、個別相談会と(公社)練馬区シルバー人材センターの紹介を行った。4 年度の参加者は延べ 81 人であった。また、就労前に職場の見学や体験の機会を設け、高齢者と企業の相互理解を促進した。

3 シニアセカンドキャリア応援事業

高齢者がいきいきと生活できるように、就職や起業、地域活動に関して学ぶセミナーを開催した。

4 はつらつシニア活躍応援塾

高齢者が長年培ってきた趣味や特技を活かし、講座や教室の講師としての活動や自身の活動の PR 方法を学ぶなど、地域で活躍する効果的な手法等を学べる「練馬区はつらつシニア活躍応援塾」講座を実施した。また、講座修了者のうち希望者を対象に区立施設などで一般の参加者を相手に、講師お試し教室を 30 回実施した。

●高齢者の生活ガイド

区が実施している高齢者向けの保健・福祉サービス等を掲載した冊子を年 1 回発行し、無料配布している。



●シニアナビねりま

おおむね 50 歳以上のシニア世代の人を対象に、社会参加活動を支援するための情報を発信するホームページを開設している。

●高齢者いきいき健康事業

75 歳以上の高齢者が、公衆浴場・理美容店・豊島園庭の湯等、7 事業から希望の 1 事業に利用できる「いきいき健康券」を交付している。4 年度は 32,493 人の申込みがあった。

●敬老祝品

最高齢者、百歳以上、白寿（99歳）、米寿（88歳）の区民にそれぞれ祝品を贈呈している。4年度は、祝品を最高齢者（110歳）1人、百歳以上538人、白寿299人、米寿3,814人に贈呈した。

●高齢者みんな健康プロジェクト

区が保有する医療・健診・介護等のデータを活用し、管理栄養士・歯科衛生士・保健師の資格を持つ高齢者保健指導専門員が地域包括支援センターと連携して、高齢者の健康について総合的な支援を行う。後期高齢者の糖尿病重症化予防やフレイル予防の支援、健診未受診者へのはたらきかけを個別訪問により行うほか、地域の教室事業等を行い、高齢者の健康の保持・増進につなげている。

〔支援内容〕		4年度
区 分	延べ件数・回数など	
個別訪問支援	422件	
健康教育・健康相談	195回 1,904人	

●オンラインによる介護予防事業・スマホ事業

1 オンラインツールを活用した介護予防・フレイル予防事業

自宅等で他者と交流しながら心身機能の維持に取り組めるよう、理学療法士による介護予防・フレイル予防講座（講義・運動）を4年度は年10回開催した。オンラインツールを活用し、メイン会場のはつらつセンターからリアルタイム配信を行い、敬老館や自宅で他者と交流しながら参加することができる。

2 スマートフォン教室・相談会

高齢者のデジタル格差解消を目指し、はつらつセンターと敬老館で、スマートフォン教室および基本操作に関して気軽に相談できる相談会を実施した。また、都が実施する「高齢者向けスマートフォン利用普及啓発事業」を活用し、スマートフォン教室・相談会を開催した。

●高齢者施設

1 はつらつセンター

60歳以上の高齢者を対象に、健康の増進、教養および福祉の向上を図ることを目的とした高齢者センターを、平成元年7月に光が丘、7年10月に関、16年10月に豊玉に開設した。29年4月のはつらつセンター大泉開設と同時に、高齢者センターの名称を「はつらつセンター」に変更した。

2 敬老館等

地域の高齢者施設として敬老館、また敬老館事業を

行う施設として厚生文化会館、地区区民館が設置されている。

これらの施設には、娯楽室、休養室、集会室等があり、高齢者の憩いと交流の場として利用されている。

〔高齢者施設の個人利用状況〕

（単位：延べ人）

施設名	2	3	4
〈はつらつセンター〉			
光が丘	33,198	38,905	46,479
関	14,396	11,576	15,998
豊玉	19,330	17,186	21,939
大泉	21,285	27,502	33,854
〈敬老館〉			
栄町	4,849	7,471	9,176
中村（※1）	6,356	9,038	—
春日町（※2）	6,083	—	—
南田中	7,656	8,168	7,931
高野台	5,527	6,001	7,544
三原台	4,755	6,409	10,191
石神井	5,509	5,971	7,232
石神井台	5,453	5,838	5,859
上石神井	5,404	6,929	7,563
東大泉	6,130	6,799	6,990
西大泉	7,627	7,832	8,729
大泉北（※3）	4,570	—	6,258
〈敬老室〉			
厚生文化会館	3,321	2,289	2,914
地区区民館	28,735	34,097	46,341
合 計	190,184	202,011	244,998

注：2・3年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止により休館または事業を縮小した。

※1：中村敬老館は街かどケアカフェに機能転換工事のため、4年4月1日から5年3月31日まで休館し、5年3月31日に閉館した。

※2：春日町敬老館は街かどケアカフェに機能転換し、3年3月31日に閉館した。

※3：大泉北敬老館は、新型コロナウイルスワクチン保管施設として使用したため、3年3月24日から4年3月31日まで休館した。

(2) 介護予防の推進

●介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業と介護予防・生活支援サービス事業で構成され、介護予防と日常生活の自立を支援することを目的とする。

1 一般介護予防事業（健康長寿はつらつ事業）

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・はつらつライフ手帳の発行
- ・介護予防キャンペーン
- ・「ねりまゆる×らく体操」の普及
- ・健康長寿はつらつ教室

- ・認知症予防啓発
 - ・いきがいデイサービス事業
 - ・高齢者のための料理本「練馬発わかわか かむかむ元気ごはん」の普及
 - ・「ねりまお口すっきり体操」の普及等
- (2) 地域介護予防活動支援事業
- ・認知症予防プログラム
 - ・介護予防推進員活動支援
 - ・認知症予防推進員活動支援
 - ・フレイル予防サポーター育成・支援
- (3) 地域リハビリテーション活動支援事業
自主活動支援・自立生活支援
- (4) 介護予防把握事業
はつらつシニアクラブ
- (5) 街かどケアカフェ

高齢者をはじめとする地域の人が気軽に集い、介護予防について学べる、交流・相談・介護予防の拠点として、常設型5所（区立施設内）、地域サロン型28所（地域の集いの場）計33所で運営している。5年4月には、常設型街かどケアカフェ1所を増設した。

また、25所の地域包括支援センターが地域に出向いて開催する、出張型街かどケアカフェを実施している。

2 介護予防・生活支援サービス事業

- (1) 訪問型サービス事業
- (2) シルバーサポート事業
- (3) 通所型サービス事業
- (4) 食のほっとサロン
- (5) 高齢者筋力向上トレーニング事業

第3章

安心を支える福祉と医療のまち

31	障害者の地域生活を 支える ……………	118	33	地域福祉の推進 ……………	128
32	生活の安定に向けた 自立の応援 ……………	125	34	医療環境の充実 ……………	131
			35	健康づくりの推進 ……………	134



「障害者ICT相談窓口」で障害のある方のコミュニケーションを支援
(中村橋福祉ケアセンター)

31 障害者の地域生活を支える

(1) 総合相談体制を構築する

●相談支援の充実

1 総合福祉事務所および保健相談所

総合福祉事務所（身体・知的障害）および保健相談所（精神障害）では、障害者（難病患者等を含む。）やその家族からの相談に応じ、福祉サービスの案内等を行っている。

〔障害者支援系の相談件数〕 (単位：件) 4年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
身体障害者手帳交付	3,031	2,712	2,652	2,225
自立支援医療（更生医療）	1,745	1,180	1,330	932
補装具交付	904	1,236	1,314	983
職業	-	-	4	-
施設入所および紹介	409	1,136	536	560
医療保健	1,324	1,588	1,107	1,145
在宅・生活	7,676	7,567	15,427	12,867
無料乗車券	683	618	654	882
その他	229	66	440	234
小計	16,001	16,103	23,464	19,828
合計	75,396			

〔知的障害者担当系の相談件数〕 (単位：件) 4年度

種別	総合福祉事務所			
	練馬	光が丘	石神井	大泉
施設入所	114	872	73	755
職親（しよくおや）委託	-	-	-	-
職業	2	90	36	112
医療保健	-	35	2	85
生活	51	79	22	341
教育	29	54	47	213
その他	13,197	12,106	10,026	4,267
小計	13,393	13,236	10,206	5,773
合計	42,608			

〔保健相談所の保健師等による相談者数〕 (単位：人) 4年度

保健相談所 相談内容	保健師等					
	豊玉	北	光が丘	石神井	大泉	関
一般精神（心の健康）	4,043	2,664	5,080	6,057	2,129	2,493
社会復帰	941	54	371	674	201	349
依存（アルコール・薬物等）	168	109	105	208	60	68
児童・思春期	109	133	88	135	84	34
高齢者精神	47	26	123	43	26	14
小計	5,308	2,986	5,767	7,117	2,500	2,958
合計	26,636					

2 障害者地域生活支援センター

障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように必要な支援を行う施設で、相談、各種講座の開催、地域との交流を通じた障害への理解の促進などの事業を行っている。

〔障害者地域生活支援センターの相談件数〕

(単位：件) 4年度

種別 施設	サービス 利用	障害状況 の悩み	就 労	社会生活	その他
きらら	5,063	7,631	332	1,375	74
すてっぷ	2,344	3,940	95	1,044	100
ういんぐ	4,713	6,041	19	287	80
さくら	5,724	4,930	113	913	112
小計	17,844	22,542	559	3,619	366
合計	44,930				

3 障害者虐待防止センターの設置

「障害者虐待防止法」に基づいて設置され、虐待の通報・届出の受付および虐待の防止のための相談等の対応、実施体制に関する総合調整等を行っている。

●手帳の交付

「身体障害者福祉法」、「東京都愛の手帳交付要綱」および「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、都が身体障害者手帳、愛の手帳および精神障害者保健福祉手帳の発行を行っており、区が受付、交付事務等を行っている。

交付を受けた障害者は、各種福祉制度のほか、交通機関の運賃割引や税の軽減措置などが利用できる。

〔身体障害者手帳所持者数〕 (単位：人) 各年度末現在

区分 年次	視覚 障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 機能障害	内部 障害	肢体 不自由	合計
2	1,461 (27)	2,065 (114)	257 (2)	7,166 (88)	9,371 (249)	20,320 (480)
3	1,484 (30)	2,081 (115)	259 (-)	7,178 (86)	9,190 (263)	20,192 (494)
4	1,513 (31)	2,116 (112)	262 (1)	7,223 (88)	9,053 (263)	20,167 (495)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔知的障害者（児）愛の手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年次	区分	判定区分				合計
		最重度	重度	中度	軽度	
2		192 (28)	1,312 (245)	1,154 (253)	2,467 (578)	5,125 (1,104)
3		188 (23)	1,327 (247)	1,167 (260)	2,555 (589)	5,237 (1,119)
4		191 (24)	1,356 (245)	1,202 (289)	2,677 (639)	5,426 (1,197)

注：() 内の人数は18歳未満を再掲

〔精神障害者保健福祉手帳所持者数〕

(単位：人) 各年度末現在

年次	区分	判定区分			合計
		1級	2級	3級	
2		413	4,100	3,314	7,827
3		445	4,315	3,511	8,271
4		476	4,618	4,030	9,124

(2) サービス提供体制を拡充する

●障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は、障害者に必要な支援を規定した法律で、平成25年4月から施行された。

1 対象者

身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者または知的障害があると判定された人、精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障害（発達障害を含む。）があると判定された人、難病患者等が対象である。

2 障害支援区分認定

「障害者総合支援法」では、支給決定の仕組みの透明化、明確化のため、障害支援区分認定制度を取り入れている。

障害福祉サービス（介護給付等）を利用するには、障害支援区分認定を受ける必要がある。

一次判定（障害者の心身の状態についての認定調査等による）、二次判定（障害保健福祉の学識経験者で構成される審査会による）を行い、障害支援区分1～6が認定される。その後、サービス利用意向の聴取などを経て、サービス内容等を決定する。

〔障害支援区分の判定状況〕

(単位：件) 4年度

支援対象者	判定区分							計
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体障害者	－	1	12	66	44	52	148	323
知的障害者	－	4	56	110	149	169	243	731
精神障害者	－	－	186	135	33	4	3	361
難病患者等	－	－	－	1	2	－	2	5
計	－	5	254	312	228	225	396	1,420

●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等

「障害者総合支援法」による給付は、介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療、補装具費支給の自立支援給付と地域生活支援事業で構成されている。

1 自立支援給付

(1) 給付状況

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 4年度

区分	内容	延べ人数
介護給付	居宅介護（身体・家事）	12,611
	重度訪問介護	1,425
	同行援護	2,485
	行動援護	95
	療養介護	950
	生活介護	14,486
	短期入所	2,442
	重度障害者等包括支援	－
	施設入所支援	5,821
訓練等給付	自立訓練	1,085
	就労移行支援	3,029
	就労継続支援	16,196
	就労定着支援	1,488
	自立生活援助	30
地域相談支援給付	共同生活援助	9,750
	地域移行支援	7
計画相談支援給付	地域定着支援	4
	計画相談支援	11,843

(2) 自立支援医療

自立支援医療には、精神通院医療、更生医療、育成医療の3種類がある。4年度の利用者は精神通院医療が15,640人、更生医療が900人、育成医療が21人であった。

(3) 補装具費支給

障害の種類、状態に応じて、車椅子、義足、視覚障害者安全つえ、補聴器などの費用を支給している。4年度の支給状況は購入780件、修理653件の計1,433件であった。

2 地域生活支援事業

障害者が地域で自立した生活ができるように、障害状況に応じた支援を行う。主な事業は以下のとおりである。

(1) 意思疎通支援事業

意思疎通に支障のある障害者を支援するため、手話通訳者派遣や要約筆記者派遣を行っている。

4年度の派遣回数は、手話通訳 3,141 件、要約筆記 247 件であった。また、本庁舎、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センターに手話通訳者を設置しており、4年度の設置回数は 344 回であった。

4年10月からタブレットを通して手話オペレーターが通訳する遠隔手話通訳を開始した。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

障害者の在宅生活を支援するための制度で、特殊寝台、携帯用会話補助装置などの日常生活用具や浴室、便所等の改善費用を給付している。住宅設備改善費の給付については、65歳以上の人は屋内移動設備・階段昇降機のみが対象になる。40～64歳の「介護保険法」に基づく住宅改修の対象者は、介護保険の住宅改修費の受給後、不足する分が対象となる場合がある。4年度の日常生活用具の給付は 13,459 件、住宅設備改善費給付は 17 件であった。

(3) 移動支援事業

地域での自立生活や社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者に対し、外出のための支援を行っている。4年度は延べ 10,738 人が利用した。

(4) 地域活動支援センター事業

障害者の創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図っている。区内に 6 か所ある。

(5) 訪問入浴サービス事業

重度身体障害者で、家族等の介護だけでは入浴困難な人を対象として、巡回入浴車による訪問入浴を行っている（介護保険対象者を除く。）。4年度の利用者は延べ 798 人であった。

(6) 日中一時支援事業

障害者の日中における活動の場を確保し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練を行うとともに、家族等の就労支援、一時的な休息の確保を行っている。4年度の利用者は延べ 1,154 人であった。

3 「児童福祉法」による障害児通所支援事業等

障害児が地域生活を営めるよう支援を行っている。

〔給付状況一覧〕

(単位：人) 4年度

支援・サービス等	延べ人数
児童発達支援	11,467
医療型児童発達支援	39
放課後等デイサービス	13,717
居宅訪問型児童発達支援	1,020
保育所等訪問支援	89
障害児相談支援	3,792

● 「障害者総合支援法」以外の障害福祉サービス

1 緊急一時保護（家庭委託）

障害者の保護者が、病気や家庭の都合などで緊急に介護ができなくなった場合、一時的に他の家庭に委託して介護を行うもので、月 5 回まで依頼できる。4年度は延べ 724 回の利用があった。

2 重度脳性まひ者介護人の派遣

20歳以上の身体障害者手帳 1 級の重度脳性まひ者に、障害者本人が推薦した介護人を派遣し、介護人には介護料を支給する（「障害者総合支援法」における障害福祉サービス等の受給者を除く。）。4年度末現在の対象者は 43 人で、4年度は延べ 7,877 回派遣した。

3 紙おむつの支給

在宅の 3 歳以上 65 歳未満で身体障害者手帳 1、2 級、愛の手帳 1、2 度の人で、本人の所得（20 歳未満は保護者の所得）が基準額以下の人に紙おむつ等を支給している。4年度は延べ 4,996 人に支給した。

4 出張調髪

東京都重度心身障害者手当の受給者で外出が困難な人、もしくは同等の障害を有する人を対象に、区内理容組合、美容組合の協力を得て、在宅で出張調髪を受けられる利用券を、年 6 枚まで交付している。1 回当たり 500 円の利用者負担金がある。4年度の利用者は、延べ 504 人であった。

5 福祉タクシー券の交付

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るため、1 か月につき 500 円券 6 枚、100 円券 5 枚を交付している。4年度の交付人数は、4,870 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

6 リフト付き福祉タクシーの運行

身体障害者手帳または愛の手帳所持者で外出時に車椅子等を利用する人を対象に、予約料および迎車料を区が負担している。4年度の運行回数は 48,553 回であった。

7 自動車燃料費助成

外出困難な心身障害者を対象に、1 か月 2,500 円の燃料費を助成している。4年度末現在の受給者は 1,396 人であった。年齢、所得による対象制限がある。

8 中等度難聴児発達支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない区内居住の18歳未満の中等度難聴児を対象に、補聴器の購入費用の一部を助成している。4年度は29件の助成を行った。

9 重症心身障害児(者)等在宅レスパイトおよび当該家族の就労等支援事業

医療的ケアを必要とする重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減および当該家族の就労等の支援を図ることを目的として、訪問看護事業所から看護師等を1年度の間に96時間を限度に、1回あたり2～4時間の範囲で派遣し、家族が行っている医療的ケアや食事・排泄の介助等を行っている。

平成27年7月に事業を開始し、4年度は延べ375回実施した。

●障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

障害者に関する基本的な計画の「障害者計画」と障害福祉サービス等の提供体制確保のための「障害福祉計画」、障害児に関するサービス等の提供体制確保のための「障害児福祉計画」がある。

3年3月に『ビジョン』を上位計画とする個別計画である「練馬区障害者計画(令和3～8年度)」、「第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画(令和3～5年度)」を策定し、障害者施策の充実に取り組んでいる。

5年度は、「第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(令和6～8年度)」の策定および「練馬区障害者計画(令和3～8年度)」の見直しに当たり、障害者(児)の生活実態や意向、障害福祉サービス事業所の運営状況等の基礎データを把握するため、調査を実施する。

●福祉園

福祉園では、「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、日中活動の場として、心身の発達や社会生活能力を維持向上させるための支援を行っている。なお、田柄福祉園は民設民営の福祉園である。

〔福祉園在籍者数〕 (単位：人) 4年4月1日現在

施設名	在籍者	施設名	在籍者
大泉町	56	石神井町	42
氷川台	57	大泉学園町	65
関町	36	貫井	33
光が丘	37	田柄	45

氷川台と大泉学園町の2福祉園は、医療的ケアを必要とする重症心身障害者を受け入れている。(1日当た

り氷川台9人、大泉学園町7人)

また、5年1月1日にLeaves練馬高野台(民設民営)が開設したことに併せて、4年12月31日で石神井町福祉園は廃止した。

●谷原フレンド

谷原フレンドは「障害者総合支援法」に基づく生活介護事業を実施し、常時介護を必要とする人に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供している。定員は1日当たり20人、1人の最大利用日数は週3日となっている。

また、日中一時支援事業として、入浴サービスを行っている。

●就労継続支援B型事業所

区では、知的障害のある人のうち、一般企業などでの就労が困難な人や、一定の年齢に達している人に働く場を提供するため、「障害者総合支援法」に基づく就労継続支援B型事業所を設置している。4年4月1日現在、白百合福祉作業所38人、かたくり福祉作業所59人、北町福祉作業所33人の利用があった。

〔作業内容と年間売上金額〕 (単位：円) 4年度

〔白百合福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	1,961,985
建物清掃等	382,277
古紙回収等	231,531
自主生産等	1,840,207
合 計	4,416,000

〔かたくり福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
封入等	2,605,306
日用品組立等	119,940
公園清掃等	282,704
自主生産等	1,190,280
合 計	4,198,230

〔北町福祉作業所〕

作業内容	年間売上金額
紙器組立等	3,189,965
公園・アパート等の清掃等	1,219,515
ポスティング等	28,500
自主生産等	993,569
合 計	5,431,549

●心身障害者福祉センター（中村橋福祉ケアセンター）

1 生活介護事業

医療的ケア等が必要で、常時介護を必要とする障害者を対象として、排せつ・食事の介護、創作的活動または生産活動の機会等を提供している。

重症心身障害者を1日当たり9人、重症心身障害に該当しない障害者を1日当たり6人受け入れている。

2 中途障害者支援事業

高次脳機能障害等の中途障害者を対象とした相談等事業、社会復帰や地域生活の充実を図るための自立訓練（機能訓練・生活訓練）および地域活動支援センター事業を行っている。

3 障害者 ICT 相談窓口

障害のある人の意思疎通を助ける ICT（情報支援）機器の相談・体験や貸出、操作方法のサポートを行う。

4 講座・講習会の開催

ボランティア育成を目的とした手話講習会（初級、中級、上級、通訳養成）、中途失聴者・難聴者を対象とした手話講習会、視覚障害者・点訳ボランティア希望者を対象とした点字教室、障害者を対象とした初歩のパソコン講習会、ボランティア希望者を対象とした障害者 IT 支援者養成講座を実施している。

5 施設等貸出事業

障害者団体等に対して施設の貸出しや機器の利用・貸出しを行っている。

〔相談・通所事業・施設提供人数〕 4年度

区 分	延べ人数
高次脳機能障害等の相談	301人
生活介護事業	1,387人
中途障害者通所事業	2,061人
施設提供	17,342人

●しらゆり荘

しらゆり荘は、障害者が介護者の事情で介護を受けられない場合等に、日中の預かりや宿泊を伴う支援を行っている。

しらゆり荘は、就労または就労継続支援事業所等に通所している知的障害者に生活の場を提供し、地域での自立生活へ向けた支援を行っている。

〔施設概要〕

施設名	内 容	定 員
しらゆり荘	グループホーム	8人
	日中一時支援・短期入所事業	6人（短期入所4人を含む）

●障害者グループホーム

障害者の自立した生活を推進するため、障害者の居住の場として、世話人の家庭的なケアにより共同生活を行うグループホームの整備を進めている。4年度末現在、整備数は709室である。

●こども発達支援センター

医師、心理士等の専門職員を配置して18歳までの児童を対象とした相談・通所訓練等の事業を実施している。

1 相談

18歳までの児童を対象に、心理士による発達相談、医師による医療相談などを予約制で行い、障害を早期発見し、適切な支援につなげる。

2 通所訓練

発達相談や医療相談の結果、通所訓練が必要と判断された児童を対象に、基本的な生活習慣を身につける指導、発達を促すための遊びを通じた指導、機能訓練や言語訓練などを行う。また、0歳から1歳6か月までのダウン症児等とその家族を対象に療育指導を行う、0歳児超早期支援を行っている。

3 訪問

重い障害や医療的ケア等があり外出が困難な児童の居宅や障害児が通園している保育園等を訪問し、早期療育と集団適応のための専門的な支援を2年4月から開始した。

4 家族支援、地域支援

通所訓練児童の家族対象の講習会や、区民を対象とした発達の障害等に関する理解を深める取組を行う。また、障害児の家族で構成される団体等に多目的室・運動場の活動の場を提供する。

障害児および発達に心配のある児童を一時的に預かる障害児一時預かり事業を4年11月から開始した。

〔相談・訓練・施設提供等人数〕 4年度

区 分	延べ人数
専門相談	5,750人
通所訓練	6,294人
施設提供	12,297人
障害児一時預かり事業	387人

〔地域支援事業〕

4年度

内 容	実施回数	参加延べ人数
区民向け啓発事業：講演会	1回	33人
事業者向け支援事業：講演会等 ^(※)	2回	496人

※：オンデマンドによる開催

(3) 障害者の就労を推進する

●練馬区障害者就労支援センター（レインボーワーク）

就職を希望する障害者、企業等で働く障害者、障害者を雇用する企業等への支援などを行っている。

1 就労支援事業

(1) 就労相談

来訪や電話等により、働くこと等に関する相談支援を行った。4年度は延べ1,586件の相談があった。

(2) 就職支援

アセスメントや模擬面接、履歴書等の作成支援など、就職活動支援を行った。4年度は74人が就職した。

2 職場定着支援事業

障害者が働く企業等への支援員の訪問や障害者からの相談等を行い、就労の継続を図った。4年度の対象者は807人、支援件数は延べ8,574件であった。

3 障害者就労ネットワーク推進事業

障害者就労支援ネットワーク会議は、区内の就労支援事業所や企業、特別支援学校等の関係機関で構成し、障害者就労の支援体制の構築を図った。4年度は8回開催した。

4 共同受注窓口事業

区内作業所等が企業や農業者等からの請負作業を共同で受注する体制づくりを行い、作業所利用者の工賃向上に取り組んでいる。4年度の受注件数は302件、受注金額は3,955,025円であった。

5 普及・啓発事業

9月の障害者雇用支援月間において、講演会、パネル展および障害者施設の自主生産品販売会を行った。また、区内企業等の障害者雇用への理解を深めるため、雇用支援セミナーを開催している。4年度は1回開催した。

●就労移行支援事業所

区では、一定期間就労に向けた訓練を経て就職を目指す場として、「障害者総合支援法」に基づく就労移行支援事業所を2か所設置している。定員は、貫井福祉工房が20人、かたくり福祉作業所が10人である。4年度の就職の状況は、貫井福祉工房で2人、かたくり福祉作業所で1人であった。

●就労定着支援事業所

区では、一般就労した人が就労に伴う生活面の課題に対し、就労が継続できるように支援を行うため、「障害者総合支援法」に基づく就労定着支援事業所を2か所設置している。4年度の利用状況は、貫井福祉

工房で23人、かたくり福祉作業所で3人であった。

【就職などの状況】

4年度

内容	人数
福祉施設等から一般就労した人数	206人
就労定着支援事業の利用者数	166人

注：民間施設等利用者を含む

(4) 障害者の社会生活を支援する

●精神保健福祉

こころの健康を保ち、安定した生活を営むためには、本人が不調を感じた時に早めに対応・治療することや本人の変化を感じた時に周囲にいる家族等が気軽に相談できる窓口が必要である。

各保健相談所では、保健師等が家庭訪問を行い、本人および家族等の相談に応じるとともに、精神科医師による精神保健相談を行っている。4年度は延べ26,636人の相談を受けた。

精神疾患が疑われる人や未治療者等に対して実施しているアウトリーチ（訪問支援）事業では、保健師に加え、平成27年度から地域精神保健相談員（精神保健福祉士）を配置し、支援体制を強化している。その他にも、こころの病の理解を広めるため、講演会を開催している。

また、自立支援を目的に、精神障害者に対する障害福祉サービスの提供（サービスの内容については、119ページ「●「障害者総合支援法」による障害福祉サービス等」を参照）、通院にかかる医療費（自立支援医療）や小児精神病の入院医療にかかる医療費の助成による支援も行っている。

・障害福祉サービス利用者	1,470人
・自立支援医療利用者	15,640人（再掲）
・入院医療利用者	33人

●心身障害者福祉集会所

障害者とその家族および団体を対象に、自主的活動や交流の場として、光が丘区民センター内に集会所を設置している。4年度の利用状況は、団体利用が延べ1,715団体、12,233人であった。

●福祉手当と年金、医療費助成

障害の種類、程度により、区をはじめ国、都は各種の助成を行っている。

1 練馬区心身障害者福祉手当

身体障害者手帳1、2級、愛の手帳1～3度、脳性まひ、進行性筋萎縮症および特殊疾病（350疾病）

の人に月額 15,500 円、身体障害者手帳 3 級、愛の手帳 4 度の人および精神障害者保健福祉手帳 1 級の人に月額 10,000 円をそれぞれ年 3 回に分けて支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。4 年度末現在の受給者は 11,359 人であった。

2 東京都重度心身障害者手当

東京都心身障害者福祉センターの判定で認定された重度の心身障害者の人に、月額 60,000 円を毎月支給している。なお、年齢、所得等の制限がある。4 年度末現在の受給者は 525 人であった。

3 特別障害者手当等（国制度）

身体または精神に重度の障害があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人を対象に手当を支給する。なお、年齢、所得等の制限がある。

4 年度は、特別障害者手当月額 27,300 円、障害児福祉手当および経過的福祉手当月額 14,850 円を年 4 回に分けて支給した。同年度末現在の受給者は、特別障害者手当 835 人、障害児福祉手当 232 人、経過的福祉手当 5 人であった。

4 心身障害者扶養共済

障害者を扶養する保護者が死亡または重度障害者になったとき、残された障害者の生活の安定を図ることを目的に、全国共通の心身障害者扶養共済制度の加入申込手続を行っている。4 年度末現在の加入者は 51 人であった。

5 心身障害者医療費助成

身体障害者手帳 1、2 級（内部障害は 3 級まで）、愛の手帳 1、2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級の人がある種健康保険で受診した場合、保険診療の自己負担分の一部を助成している。ただし、年齢、所得による対象制限がある。また、後期高齢者医療制度適用者については、非課税者のみ一部負担金分の助成を行っている。4 年度末現在の対象者は 5,634 人であった。

●啓発活動等の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、区報による広報、障害者福祉施設の地域交流事業など啓発活動の強化に努めている。

また、障害者の社会活動を促進するために交通手段や公共施設の改善などのほか、ボランティア活動の促進に努めている。

●福祉大会

地域社会で活躍している障害者および障害者福祉の向上に功績のあった人を表彰する大会である。4 年度は、地域活躍者 6 人、援護功労者 2 人、感謝状贈呈者 2 人の表彰を行った。

32 生活の安定に向けた自立の応援

(1) 生活の安定に向けた自立支援を行う

●生活保護

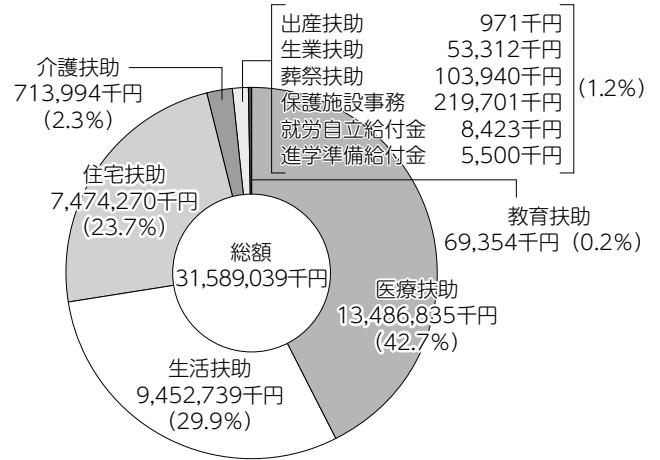
生活保護制度は、憲法第 25 条に基づき、生活に困窮する全ての国民に対し困窮の程度に応じて保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした「最後のセーフティネット」である。

1 生活保護受給状況

受給者は、平成 4 年度を底に増加し続けており、20 年度以降急増したが、近年は横ばい傾向である。

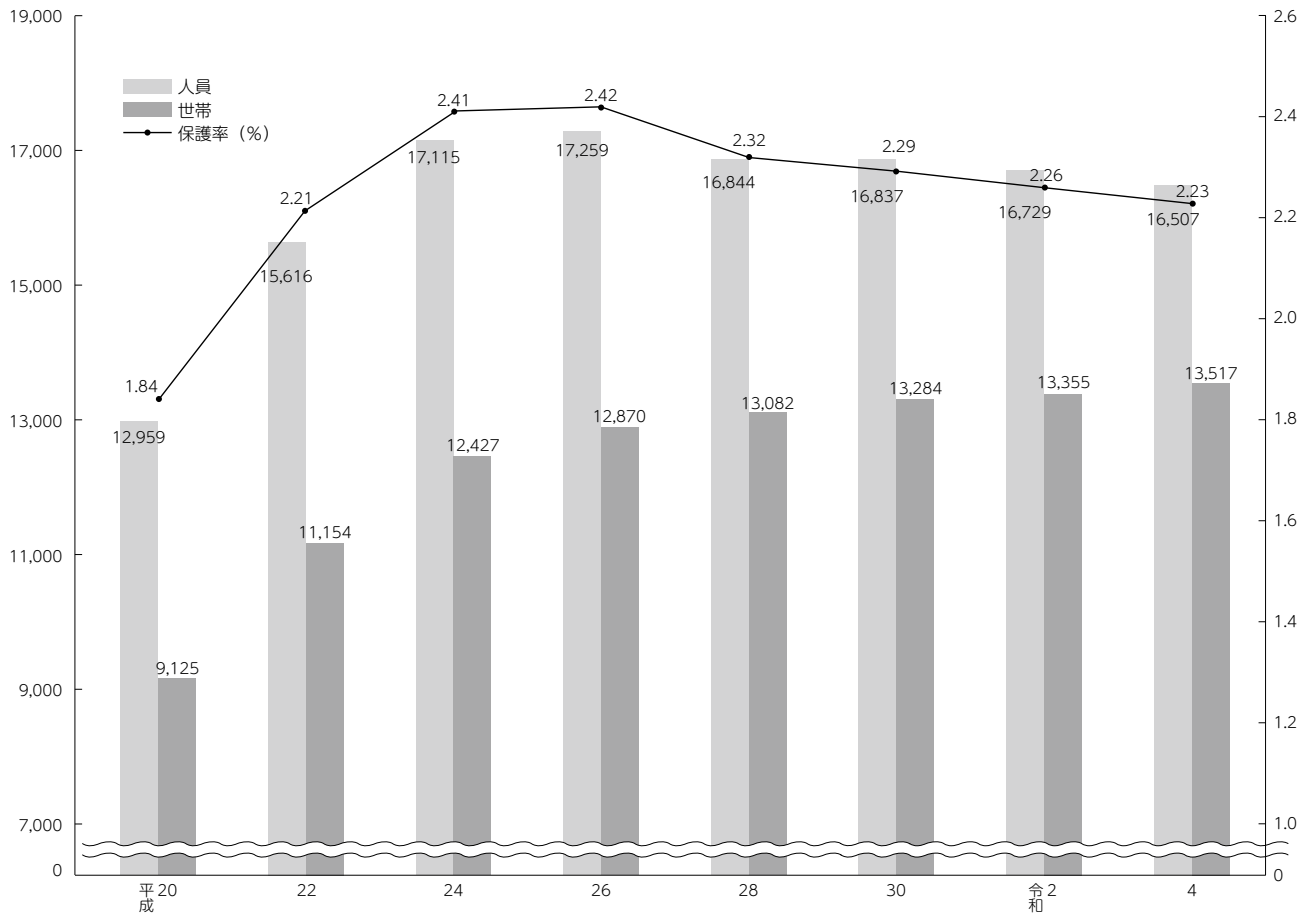
〔生活保護費支出状況〕

4 年度



〔生活保護受給世帯、受給者数および保護率の推移〕

※：生活保護費支出総額は、3年度と比較して 0.76%減少している。



〔生活保護世帯および人員〕

4 年度

年度	実数		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		生業扶助		葬祭扶助		出産扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
30	13,284	16,837	11,528	14,718	12,040	15,433	543	773	2,719	2,843	10,556	12,512	5,219 *	5,665 *	482 *	482 *	3 *	3 *
元	13,278	16,889	11,845	14,936	12,116	15,234	580	831	2,817	2,938	12,898	16,092	4,519 *	4,669 *	456 *	456 *	7 *	7 *
2	13,355	16,729	11,965	14,845	12,228	15,147	517	736	2,911	3,040	12,947	15,950	4,031 *	4,139 *	539 *	539 *	3 *	3 *
3	13,451	16,607	12,015	14,700	12,316	15,022	474	673	3,023	3,151	13,068	15,867	3,745 *	3,769 *	468 *	468 *	1 *	1 *
4	13,517	16,507	12,058	14,589	12,331	14,900	426	601	3,094	3,233	13,117	15,754	3,497 *	3,664 *	515 *	515 *	4 *	4 *

注：*は、年間累計数値

2 自立への取組

就労自立、社会生活自立および日常生活自立を支援するため、自立支援プログラムを策定している。4年度は7,153人を支援した。

【実施中のプログラム】

- 1 「生活保護受給者等就労自立促進事業」活用プログラム
- 2 就労支援（専門員による取組）プログラム
- 3 就労サポート事業プログラム
- 4 精神保健福祉支援 退院促進プログラム
- 5 精神保健福祉支援 居宅生活支援プログラム
- 6 高校進学支援プログラム
- 7 学力向上支援プログラム
- 8 子ども支援プログラム
- 9 債務整理支援プログラム
- 10 居宅生活支援プログラム
- 11 高齢者世帯訪問支援業務および高齢者世帯日常生活支援プログラム

●法外援護

生活保護世帯の自立を支援するため、「生活保護法」では給付の対象とならない各種費用の支給を行っている。4年度の実績は101,557,425円であった。

【支給内容】

入浴証、児童・生徒への通学用被服等の購入費および中学校卒業者就職等支度金、家財保管料および処分料、自立促進費5種（就労支援・社会参加活動支援・地域生活移行支援・健康増進支援・次世代育成支援）

●生活困窮者自立支援事業

平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、経済的困窮者に対し、自立の促進を図ることを目的とした事業である。生活サポートセンターを相談窓口とし、自立相談支援を中心に家計改善支援、住居確保給付金の支給を実施している。

このほかに、就労準備支援、一時生活支援、子どもの学習・生活支援の事業を実施している。

【生活サポートセンターの利用状況】

（単位：人）

年度	自立相談支援事業 利用者数	家計改善支援事業 利用者数	住居確保給付金 受給者数
2	3,885	9	2,294
3	2,684	15	2,194
4	2,702	11	676

※住居確保給付金については、相談、申請受付、受給期間中の就労支援を生活サポートセンターが実施する。

●戦争犠牲者の援助

1 戦没者等の遺族の援助

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の請求受付を行っている。4年度の特別弔慰金等の請求受付は109件であった。

2 原爆被爆者見舞金

4年8月1日現在、区に住所がある被爆者健康手帳の交付者に、見舞金を支給している。4年度は、1人当たり12,500円を247人に支給した。

●中国残留邦人等への支援

1 支援給付

一定の要件を満たした中国残留邦人等を対象に実施している。4年度末現在、受給世帯数は56世帯、受給人員は80人であった。

2 配偶者支援金

中国残留邦人等の亡き後も配偶者が安定した生活を送るため、支援給付に加えて平成26年10月から支給している。4年度末現在、対象者は6人であった。

3 地域生活支援事業の実施

中国残留邦人等とその同伴帰国した家族に対し、通訳派遣、地域との交流事業などを実施している。

●各種資金貸付制度などの運営

1 応急小口資金の貸付け

災害や疾病等により応急に資金が必要となり、その調達が困難な方に資金を無利子で貸し付けている。

貸付限度額は、一般貸付が20万円まで、特別貸付が60万円までである。

【応急小口資金貸付け状況】

年度	件数(件)	金額(千円)
2	77	10,460
3	85	10,648
4	84	10,610

2 高等学校進学準備資金の貸付け

高等学校進学者のいる生活保護世帯の自立更生を促すために、進学者1人につき7万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。

【高等学校進学準備資金】

年度	件数(件)	金額(千円)
2	6	291
3	10	485
4	7	381

3 入院資金の貸付け

65 歳以上の高齢者、身体障害者手帳や愛の手帳の所持者が入院し、入院費用（差額ベッド代、医療費等）の支払いが困難な場合に、120 万円を限度に無利子で資金を貸し付けている。4 年度は 12 件、129 万円の貸付けを行った。

●生活の安定と自立のために

1 東京都母子及び父子福祉資金の貸付け

20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母および父子家庭の父を対象に、事業開始、技能習得、修学など 12 種類の福祉資金を貸し付けている。4 年度は 76 件、4,742 万円の貸付けを行った。

2 女性福祉資金の貸付け

配偶者がいない女性等を対象に、11 種類の福祉資金を貸し付けている。4 年度は 3 件、230 万円の貸付けを行った。

3 入院助産

経済的な理由で、入院して出産することが困難な妊産婦が安心して出産できるように、指定病院への入院費用の全部または一部を助成している。4 年度は 24 件の利用があった。

33 地域福祉の推進

(1) 「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」

●練馬区地域福祉計画

2年3月に、地域生活課題に対応する施策等を総合的に進めるため、福祉のまちづくりと成年後見制度の利用促進を地域福祉として一体的に展開する「練馬区地域福祉計画（ずっと住みたいやさしいまちプラン）（令和2～6年度）」を策定した。

この計画は、「社会福祉法」に規定する市町村地域福祉計画であり、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」に基づく福祉のまちづくりの推進に関する計画、「成年後見制度利用促進法」に基づく成年後見制度利用促進基本計画としても位置付けられている。

1 基本理念

本計画で定められている基本理念は、以下のとおりである。

- 【共感】** 人や暮らしの多様性への「気づき」を広げ、多様な意見を取組に反映させます。
- 【協働】** 区、事業者および区民等が、主体的に取り組み、相互に尊重し、協力して福祉のまちづくりを推進します。
- 【安心】** 区民一人ひとりが尊厳を持ち、安心して暮らせるよう、必要な支援を行います。

2 計画の体系（施策と事業）

「ともに支え合う ずっと住みたいやさしいまち」の実現を計画目標とし、その実現に向けた施策と事業（5施策60事業）で構成されている。

- (1) 区民との協働と地域の支え合いを推進する
12事業
- (2) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる
13事業
- (3) ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める
10事業
- (4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する
14事業
- (5) 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する
11事業

(2) 区民との協働と地域の支え合いを 推進する

●民生・児童委員

民生委員は、「民生委員法」に基づいて厚生労働大臣が委嘱している。生活に困っている人や高齢者などの相談に応じている。

任期は3年で、「児童福祉法」に基づく児童委員を兼ね、児童福祉の向上にも努めている。

●つながるカレッジねりま（福祉分野）

「地域福祉を担う人材の育成」と「育成した人材を活かす仕組みづくり」を目標に「地域福祉パワーアップカレッジねりま」として開設した。2年度から「つながるカレッジねりま」としてリニューアルし、講座内容を福祉のほか、防災・農・みどり・環境の全5分野に拡大した。

●地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり

（福）練馬区社会福祉協議会の地域福祉コーディネーターが、地域福祉協働推進員（ネリーズ）や地域活動団体等と協力しながら、地域のネットワークづくりを進める活動を支援している。

●やさしいまちづくり支援事業

地域福祉や福祉のまちづくり活動を行う区民活動グループの創意工夫あふれる企画提案事業に対して、活動費の一部助成や活動への助言などの支援を実施している。4年度は16団体に対して支援を行った。

●非営利地域福祉活動団体への補助金交付

非営利で、家事援助・介護サービス、移動サービスおよび食事サービスの活動を3年以上実施している団体を対象に補助金を交付している。4年度は11団体に対して交付を行った。

●福祉有償運送の支援

NPO法人等が障害者や高齢者などの送迎を有料で行う福祉有償運送は、自治体で設置する運営協議会の協議を経て、運輸支局に登録された法人に限り合法的に実施できる。区では、学識経験者やタクシー関係者、NPO法人などで構成される福祉有償運送運営協議会を設置し、協議を行っている。

(3) 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる

●指導監査（検査）・運営指導および社会福祉法人の設立認可

区に本部があり、区内のみで事業を行う社会福祉法人を対象に、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、指導監査を行っている。4年度は12法人に対する一般監査を実施した。

また、区内の福祉サービス事業者等を対象に、サービスの質の確保および支給等の適正化を図るため、指導検査を行っている。4年度は、障害福祉サービス事業者等で91事業所に対する実地指導、保育施設等で155施設に対する一般指導検査、介護サービス事業者等で146事業所に対する運営指導を実施した。

説明会および集団指導は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、YouTubeの動画配信により実施した。

社会福祉法人の設立認可については、4年度はなかった。

●保健福祉サービス苦情調整委員の設置

保健福祉サービスの利用に関する苦情や相談に適切に対応する第三者機関として、平成15年6月に保健福祉サービス苦情調整委員を設置した。

弁護士等学識経験者からなる委員3人と、専門相談員2人で構成されている。

(4) 多様な人の社会参加に対する理解を促進する

●ユニバーサルデザイン体験教室

まちの中にあるバリア（段差など）等への興味関心を高めることにより、多様な人に対する理解の促進に取り組んでいる。4年度は、小・中学校への出張型を12校、区内在住・在学の小学校4～6年生と保護者を対象に学校外編を2回実施し、延べ1,470人が参加した。

●情報通信技術を活用した情報バリアフリーの推進

誰もが気軽に外出できるよう、区立施設や駅などの公共施設のバリアフリー状況が分かる練馬区バリアフリーマップ「あんしんおでかけマップ」を平成29年2月から区ホームページで公開している。

(5) 権利擁護が必要な人への支援体制を整備する

●権利擁護センター「ほっとサポートねりま」

平成17年1月に、高齢者や障害のある人など判断能力が十分でない人が、地域で安心して生活できるように支援することを目的として、(福)練馬区社会福祉協議会に設置した。

福祉サービスの利用手続、金銭管理の支援や成年後見制度の利用支援、周知・啓発などを行っている。

19年1月には、区における成年後見制度活用を推進するための「成年後見制度推進機関」として位置付けた。

2年度から、国が定める中核機関の運営主体として以下の業務を行っている。区は、設置主体として運営を支援している。中核機関の運営業務は、以下のとおりである。

- (1) 相談および利用支援
- (2) 広報および周知・普及啓発
- (3) 地域連携ネットワークの構築
- (4) 市民後見人の養成・活動支援
- (5) 親族後見人の支援
- (6) 利用促進協議会の開催
- (7) 法人後見事業の実施

●地域福祉権利擁護事業等の実施

成年後見制度の利用に至る前の支援として、福祉サービスの利用援助や支払・手続等、日常の金銭管理をサポートする「地域福祉権利擁護事業」や「財産保全・手続き代行サービス」を実施している。

(6) 練馬区社会福祉協議会との連携

●社会福祉法人練馬区社会福祉協議会（社協）

社協は、地域の社会福祉活動を推進する営利を目的としない民間組織である。全国の自治体に設置されており、「社会福祉法」において、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められている。

1 活動

公益性の高い組織として以下の活動をしている。

- (1) 練馬ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター「ほっとサポートねりま」および障害者就労支援センター「レインボーワーク」等の運営
- (2) 共同募金への協力
- (3) 区の福祉事業の受託

2 理念

「ひとりの不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を理念に掲げている。

元年度に「第5次地域福祉活動計画」を策定した。この計画は、区の「地域福祉計画」と両輪をなす計画であり、区と社協は協働して地域福祉の向上に取り組んでいる。

34 医療環境の充実

(1) 医療機関の役割分担と連携

●休日・夜間救急医療

入院を必要としない患者に対する初期救急医療を区が担い、一方、入院を必要とする患者に対する二次救急医療、重篤患者に対する三次救急医療を都が担っている。

1 初期救急医療

地域の診療所の多くが休診となる土・日曜日、祝休日や年末年始に、練馬休日急患診療所（区役所東庁舎2階）と石神井休日急患診療所（石神井庁舎地下1階）を設置し、初期救急医療を提供している。

また、ニーズの高い小児初期医療に対応するため、練馬区夜間救急子どもクリニック事業を練馬休日急患診療所において、毎日準夜間（平日午後8～11時、土・日・祝休日午後6～10時）に実施している。

〔初期救急医療施設〕

4年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬休日急患診療所	365	4,236
練馬区夜間救急子どもクリニック	365	1,658 (※)
石神井休日急患診療所	121	3,344

※：練馬休日急患診療所の内数

2 歯科（初期）救急医療

地域の歯科診療所の多くが休診となる日曜日、祝休日や年末年始に練馬歯科休日急患診療所（区役所東庁舎3階）を設置し、歯科（初期）救急医療を提供している。

また、ゴールデンウィークと年末年始には、休日診療当番制歯科診療所を区内に2か所開設している。

〔歯科（初期）救急医療施設〕

4年度

施設名	診療日数 (日)	受診者数 (人)
練馬歯科休日急患診療所	71	415
当番制歯科診療所	12	182

3 二次救急医療

都は、区内6病院と1診療所を二次救急医療機関として指定し、休日・全夜間診療を委託して入院を必要とする救急患者に医療を提供している。

〔二次救急医療機関〕

4年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10
	練馬光が丘病院	光が丘 2-5-1
	練馬総合病院	旭丘 1-24-1
	大泉生協病院	東大泉 6-3-3
	田中脳神経外科病院	関町南 3-9-23
	浩生会スズキ病院	栄町 7-1
診療所	川満外科	東大泉 6-34-46

4 三次救急医療

都は、5年3月に順天堂練馬病院を三次救急医療機関として指定し、生命危機を伴う重傷および複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に医療を提供している。

〔三次救急医療機関〕

4年度

施設名		所在地
病院	順天堂練馬病院	高野台 3-1-10

●心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療

練馬つつじ歯科診療所（区役所東庁舎3階）では、地域の歯科診療所で治療の困難な心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に歯科診療を実施している。

また、摂食・えん下機能が低下している心身障害者（児）や要介護高齢者を対象に、摂食・えん下リハビリテーション診療を行っている。

摂食・えん下機能支援センター（区役所東庁舎3階）では、機能の低下が疑われる要介護高齢者を対象に、摂食、えん下機能に関する事前調査を行っている。

〔心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療状況〕

4年度

区 分	診療日数 (日)	治療件数 (件)
心身障害者（児）・要介護高齢者歯科診療	96	2,200
摂食・えん下リハビリテーション診療	81	198

区 分	調査件数 (件)
摂食・えん下機能支援事業	40

(2) 病床の確保

●順天堂大学医学部附属練馬病院

区が病院を誘致する方式により、平成17年7月に順天堂練馬病院が開院した。区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療、がん医療など
- ・内科、外科、小児科の24時間救急医療
- ・区内医療機関との連携

既存病棟の改修により、3年4月から90床増床するとともに、手術室、ICU（※1）およびNICU（※2）の増設、GCU（※3）の新設等、医療機能を拡充した。

5年3月に重篤な救急患者に対して高度な医療を総合的に提供する三次救急医療機関に指定された。

※1 ICU：

集中治療室。重篤な患者に対し、24時間体制で高度な医療・看護を行う病床

※2 NICU：

新生児集中治療室。保育器や人工呼吸器、こども用点滴器具等を備え、早産児や先天性疾患等を患った重症新生児が集中的な治療・ケアを受ける病床

※3 GCU：

新生児治療回復室。NICUで治療を受け、低出生体重から脱した新生児や状態が安定してきた新生児などが、引き続きケアや治療を受ける病床

●公益社団法人地域医療振興協会練馬光が丘病院

区内の病床を維持するため、日本大学医学部付属練馬光が丘病院を引き継ぎ、平成24年4月に（公社）地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院した。

区の中核的な病院として、主につぎの機能を担っている。

- ・救急医療、小児医療、周産期医療、災害時医療など
- ・高度で専門的および総合的な医療
- ・区内医療機関との連携

29年度に策定した「練馬光が丘病院改築基本構想」に基づき、既存の医療機能の充実に加え、光が丘地域では初となる回復期機能（※）を有する新たな病院として、4年10月に開院した。

※ 回復期機能：

急性期の病院を退院後、すぐに自宅に戻ることが難しい人を受け入れ、在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。また、容体が悪化した人の緊急時の受入れにも対応

●慈誠会・練馬高野台病院

旧高野台運動場用地の一部を活用し、区が病院の建設および運営を行う事業者を誘致する方式により、4年8月に慈誠会・練馬高野台病院が開院した。

218床の病院として、回復期・慢性期（※）の機能を有している。

※ 慢性期機能：

比較的長期間にわたり療養が必要な人を入院させる機能

●練馬光が丘病院跡施設における新病院の整備

練馬光が丘病院が移転・改築した後の跡施設の一部を活用し、区が病院の改修および運営を行う事業者を誘致する方式により、回復期・慢性期の機能を有する157床の病院を整備する。

7年度中の開院を目指して整備を進める。

(3) 在宅療養の推進

●在宅医療提供体制の充実

3年度に、在宅医療の提供体制の充実を図るため、練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターを開設した。病院から在宅医療へ移行する際の訪問診療医のコーディネーターや区民からの在宅医療に関する相談等を実施している。

●在宅療養の推進

高齢者地域包括ケアシステムの一翼を担う、在宅療養を支援する在宅療養ネットワークの構築を目指し、在宅療養推進のための取組を行っている。（詳細は、110ページの〈在宅療養の推進〉を参照）

(4) 災害時医療救護体制の構築

●医療機関の役割分担と連携

災害時に区立小・中学校に設置される避難拠点のうち、10校に医療救護所を設ける。医療救護所では、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会が派遣した医療スタッフを中心に、来所する傷病者をトリアージ（※）し、軽症者の応急処置を行う。重症者等については、災害拠点病院（2か所）または災害拠点連携医療機関（6か所）に搬送する。

※ トリアージ：

災害発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて、適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること

●医療救護所訓練の実施

医療救護所に参集する医療スタッフや近接医療機関等による訓練を実施している。4年度は旭丘中学校および光が丘秋の陽小学校で実施した。

〔医療救護所設置校〕

医療救護所	所在地
旭丘中学校	旭丘 2-40-1
開進第三中学校	桜台 3-28-1
貫井中学校	貫井 2-14-13
練馬東中学校	春日町 2-14-22
光が丘秋の陽小学校	光が丘 2-1-1
石神井東中学校	高野台 1-8-34
谷原中学校	谷原 4-10-5
大泉南小学校	東大泉 6-28-1
大泉西中学校	西大泉 3-19-27
石神井西中学校	関町南 3-10-3

35 健康づくりの推進

【関連文書：「ねりまの保健衛生」練馬区健康部・保健所・地域医療担当部】

(1) 健康づくりを支援する

●健康都市練馬区宣言

区は、健康づくりに取り組む基本姿勢や決意を述べた「健康都市練馬区宣言」を宣言し、その理念のもと、区民とともに健康づくりを進めている。(宣言文は裏表紙参照)

●健康づくりサポートプラン

人生100年時代を迎え「誰もが健康づくりに取り組むまち」の実現を目指して2年3月に「練馬区健康づくりサポートプラン」を策定した。計画では、5年度までの4年間に取り組む具体的な事業を示している。なお、国の「健康日本21(第二次)」および都の「東京都健康推進プラン21(第二次)」の計画期間が延長されたことに伴い、計画期間を1年延長し、6年度までとした。

●乳幼児と親の健康づくり

1 母子健康手帳の交付・妊婦全員面談・妊婦健康診査

妊娠届出書を提出した妊婦に対し、妊娠・子育て相談員が母子健康手帳、妊婦健康診査受診票等の交付および面談を行い、妊娠中の健康管理の支援を行っている。

2 産後ケア事業

体調不良や育児不安のある産後1年未満の母子を対象に、助産師のいる施設での母子ショートステイや母

子デイケア、助産師が自宅を訪問する産後ケア訪問により、安心して育児に取り組める環境づくりを行っている。

3 新生児聴覚検査・乳幼児健康診査

新生児聴覚検査受診票を交付し、聴覚障害の早期発見、早期療育につなげている。また、乳幼児(4か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)の健康診査を実施し、子どもの健康保持増進、疾病の早期発見だけでなく、保護者の健康面にも対応し、育児不安の軽減に努めている。

4 赤ちゃん準備教室・育児栄養歯科相談など

妊娠、出産、育児に関する知識の習得および地域での仲間作りを目的とした集いを開催している。

5 こんにちは赤ちゃん訪問

保健師や助産師が生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、乳児の発育・子育て相談、産婦の健康相談、情報提供を行い、育児不安の軽減を図っている。

また、必要に応じ妊婦や乳幼児の訪問指導も行っている。

6 歯科保健

むし歯予防と健全な口腔育成の支援として、乳幼児を対象とした歯みがき相談や、1歳6か月から3歳までを対象とした半年ごとの歯科健康診査と口腔衛生指導を実施している。

また、歯と口の健康週間行事として、歯の衛生に関する普及啓発事業を実施している。

【むし歯のない子の割合】

(単位：%) 4年度

区 分	むし歯のない子の割合
1歳6か月児健康診査	99.5
3歳児健康診査	96.2

【区民の保健・衛生の主要指標】

指 標	練 馬 区				東 京 都	全 国	
	3	3 (率)	2 (率)	元 (率)	3 (率)	3 (率)	
出 生 ^{※1}	5,236	7.3	7.5	7.7	7.1	6.6	
死 亡 ^{※1}	6,550	9.1	8.8	8.6	9.5	11.7	
主要死因 ^{※2}	悪性新生物	1,703	236.3	248.8	254.6	255.2	310.7
	心疾患	958	133.0	133.0	127.6	141.2	174.9
	老 衰	747	103.7	86.7	79.6	103.7	123.8
	脳血管疾患	454	63.0	68.2	61.6	66.2	85.2
	肺炎	313	43.4	43.8	54.8	43.6	59.6
乳 児 死 亡 ^{※3}	10	1.9	1.5	1.4	1.7	1.7	
新 生 児 死 亡 ^{※3}	6	1.1	0.7	0.5	0.7	0.8	
周 産 期 死 亡 ^{※4}	17	3.2	3.8	2.8	2.9	3.4	
死 産 ^{※4}	101	18.9	20.3	18.1	20.3	19.7	
低 体 重 児 出 生 ^{※3}	508	97.0	91.2	93.9	93.5	-	

注：※1印の率は人口千当たり、※2印の率は人口10万当たり、※3印の率は出生千当たり、※4印の率は出産千当たり

資料：①「令和3年(2021)人口動態統計(確定数)の概況」厚生労働省

②「人口動態統計 令和3年」東京都福祉保健局

7 給付・助成等

未熟児養育医療給付、妊娠高血圧症候群等医療給付、育成医療給付、療育給付、特定不妊治療費助成（経過措置分）などの給付・助成事業を行っている。

また、都が小児慢性特定疾病の医療費助成を行っており、区では申請を受け付けている。

●出産・子育て応援事業

妊娠期から出産・子育てまで切れ目なく身近で相談に応じる「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体として実施する出産・子育て応援事業を5年3月1日から開始した。

経済的支援として、妊娠届出時と出産後に、育児用

品や子育て関連サービス等に使用できるギフトカードを支給している。

●学校保健の充実

成長期にある児童・生徒の身体測定や体力調査、定期健康診断等を行い、健康の保持増進や疾病の早期発見に努めている。

1 定期健康診断

診断結果によると、アレルギー性の疾患が多くみられる。

また、むし歯の未処置率は、小学生が9.0%、中学生が8.5%である。むし歯は偏食などの原因にもなるため、歯垢染色テストや良い歯のバッジの配付等を通

[定期健康診断における疾病等の状況]

(単位：人) 4年度

区 分	小学校			中学校		
	男	女	計	男	女	計
在籍者数 (5月1日現在)	17,275	16,391	33,666	7,135	6,314	13,449
受診者数	17,068	16,180	33,248	6,657	5,879	12,536
栄養状態						
栄養不良 ※	6	8	14	1	0	1
肥満傾向 ※	146	97	243	53	30	83
脊柱側湾症・脊柱異常 ※	15	36	51	19	85	104
胸郭異常 ※	22	11	33	23	4	27
四肢の異常 ※	10	14	24	16	9	25
裸眼視力						
1.0 以上	10,192	8,929	19,121	2,272	1,533	3,805
1.0 未満 0.7 以上	2,012	2,116	4,128	745	611	1,356
0.7 未満 0.3 以上	2,179	2,160	4,339	1,287	1,032	2,319
0.3 未満	1,733	1,766	3,499	1,340	1,279	2,619
上記のうち、眼鏡・コンタクト装用者	1,336	1,552	2,888	807	1,046	1,853
矯正視力のみ測定者 (眼鏡・コンタクト装用者)	983	1,255	2,238	1,302	1,695	2,997
感染性眼疾患	6	1	7	2	0	2
アレルギー性眼疾患	1,706	1,507	3,213	1,406	1,094	2,500
その他の眼疾患	247	226	473	129	122	251
難聴 (小学校1・2・3・5年生および中学校1・3年生のみ)	40	49	89	12	15	27
耳疾患	1,201	1,114	2,315	484	320	804
アレルギー性鼻疾患	4,366	2,924	7,290	1,946	1,289	3,235
その他の鼻・副鼻腔疾患	175	126	301	23	18	41
口腔咽喉頭疾患	6	1	7	0	1	1
感染性皮膚疾患 ※	7	0	7	1	0	1
アレルギー性皮膚疾患 ※	1,371	1,107	2,478	428	342	770
その他の皮膚疾患 ※	66	41	107	1	1	2
結核						
結核患者	0	0	0	0	0	0
精密検査対象者	32	24	56	8	6	14
心臓						
心臓疾患	118	94	212	46	35	81
心電図異常 (小・中学校ともに1年生のみ)	67	51	118	60	83	143
尿蛋白検出	76	160	236	224	132	356
尿糖検出	11	5	16	10	7	17
その他						
気管支喘息 ※	864	538	1,402	249	149	398
腎臓疾患 ※	53	76	129	66	51	117
言語障害 ※	68	32	100	7	1	8
その他の疾病・異常 ※	242	172	414	70	59	129
歯および口腔の検査						
歯科受診者数	17,004	16,139	33,143	6,804	5,979	12,783
う歯：処置完了者	2,592	2,384	4,976	989	1,088	2,077
う歯：未処置歯のある者	1,656	1,328	2,984	574	516	1,090
歯周疾患	68	49	117	172	105	277
歯列・咬合の異常	439	464	903	345	266	611
顎関節の異常	11	1	12	10	9	19
歯垢の状態	659	502	1,161	397	300	697
その他の歯・口腔の疾病および異常	105	71	176	15	7	22
永久歯のう歯の内容：未処置歯数	170	236	406	279	245	524
う歯による喪失歯数 (小学校6年生および)	2	5	7	7	25	32
処置歯数 (中学校1年生のみ)	406	502	908	560	686	1,246

注：①受診者数は※印の検査を全て受診した人（内科検診を受診した人）

②集計期間は4月から6月まで（定期健康診断実施期間）

じて、予防と治療の啓発に努めている。

2 脊柱側弯症の精密検査

定期健康診断で異常が認められた小学校5・6年生、中学校1・3年生および学校医が必要と認めた児童・生徒を対象に実施している。

3 生活習慣病対策

肥満度の高い児童・生徒に対して精密検査を実施し、さらに個別指導や集団指導も行っている。

4 貧血検査

中学校1年生の希望者を対象に実施している。

〔身体発育状況〕

4年度

学年	男子		女子	
	身長 (cm)	体重 (kg)	身長 (cm)	体重 (kg)
小学校1年生	117.4	21.9	116.2	21.2
2年生	123.0	24.5	122.1	23.8
3年生	128.8	27.6	128.2	27.1
4年生	134.4	31.4	134.5	30.6
5年生	139.7	34.9	141.4	35.1
6年生	146.3	39.6	147.9	40.0
中学校1年生	154.6	45.2	152.8	44.4
2年生	161.3	50.5	155.4	47.3
3年生	166.4	55.3	157.1	49.6

〔区内小・中学校の体力・運動能力調査の結果〕

4年度

男子		小学校						中学校		
項目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8.9	10.4	12.5	14.3	16.1	18.9	23.6	28.8	33.2
上体起こし	回	11.1	13.3	15.1	17.5	19.0	20.9	23.2	25.7	28.0
長座体前屈	cm	25.4	27.2	28.9	31.2	33.7	35.3	39.2	43.1	45.8
反復横とび	点	25.8	29.3	32.4	36.4	40.4	43.3	48.6	51.2	54.3
20mシャトルラン	回	16.7	25.6	31.0	37.7	45.7	52.4	65.6	76.3	86.3
50m走	秒	11.5	10.6	10.1	9.6	9.3	8.9	8.5	8.0	7.6
立ち幅とび	cm	112.5	122.2	132.5	141.5	151.2	161.5	180.1	196.6	209.5
ボール投げ	m	7.1	9.9	13.0	16.6	19.4	22.8	17.1	20.0	22.2
体力合計点	点	28.9	35.7	41.3	47.1	52.6	57.8	32.8	40.4	47.1

女子		小学校						中学校		
項目	単位	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
握力	kg	8.3	9.8	11.8	13.7	16.2	19.0	21.2	23.0	24.4
上体起こし	回	11.0	12.7	14.4	16.9	18.1	19.2	20.5	21.9	23.5
長座体前屈	cm	27.7	30.0	32.5	35.4	38.7	40.7	43.2	45.9	48.0
反復横とび	点	25.1	28.1	30.7	34.9	38.6	41.0	44.8	45.6	46.5
20mシャトルラン	回	13.7	19.3	22.6	27.9	34.3	38.4	45.8	49.3	53.2
50m走	秒	11.9	11.0	10.4	10.0	9.5	9.2	9.1	8.9	8.8
立ち幅とび	cm	103.6	114.7	124.5	134.4	144.1	150.5	163.3	166.1	170.5
ボール投げ	m	4.9	6.6	8.3	10.3	12.2	13.8	10.9	12.2	13.3
体力合計点	点	28.5	35.7	41.7	48.1	54.1	58.7	42.8	46.7	50.3

●成人の健康推進

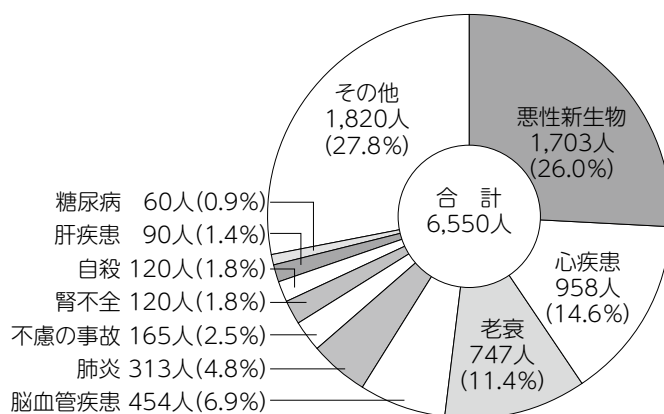
1 健康診査・がん検診等

生活習慣病などを予防し健康を維持するための健康診査、およびがんを早期発見し適切な治療を行うことで、がんによる死亡を減少させるための各種がん検診を実施している。

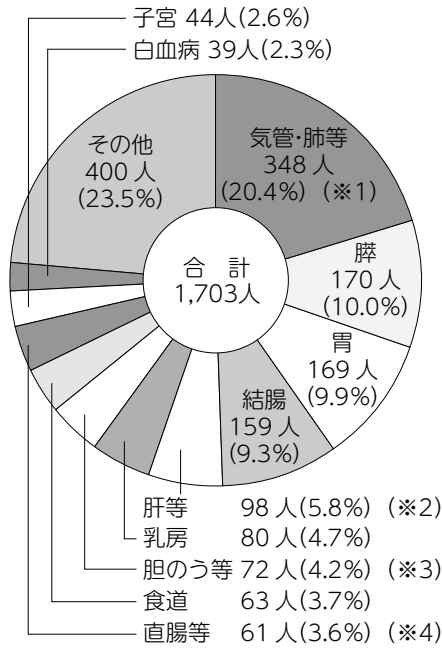
また、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、眼科(緑内障等)健康診査、成人歯科健康診査および長寿すこやか歯科健診も実施している。

〔区民の主要死因別割合〕

3年



〔悪性新生物（がん）の部位別死亡割合〕 3年



※1：気管・肺等：気管・気管支および肺
 ※2：肝等：肝および肝内胆管
 ※3：胆のう等：胆のうおよびその他の胆道
 ※4：直腸等：直腸 S 状結腸移行部および直腸

2 成人の健康づくり事業

区民の健康づくりを支援するため、生活習慣病予防を中心にさまざまな健康づくり事業を実施している。

〔主な健康づくり事業〕

4年度

事業	実績（参加数等）
練馬区健康いきいき体操普及啓発	301人/20回
健康づくりボランティア育成講座	119人/6回
子育て・仕事で忙しい方のための個人指導型フィットネスプログラム	284人/年
健康づくりのための講習会	82人/2回
健康管理アプリ「ねりまちてくてくサプリ」	22,863件
乳がん出張講座（患者会と協働）	49人/4回
生活習慣病予防教室	318人/20回
歯周病予防講演会（※）	-
睡眠・休養講演会（※）	-
出張健康づくりセミナー	20人/1回
健康づくり応援講座	15人/1回

※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、開催を中止した。

〔健康診査・がん検診等〕

4年度

健診（検診）名	受診者（人）	有所見者（人）	対象者	実施場所
健康診査				
30歳代健診	6,041	5,531	30～39歳の人	健康診査室・医療健診センター
国保特定健診	37,151	—	練馬区国保の被保険者で40～74歳の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
75歳健診	4,087	3,984	75歳の人	協力医療機関
後期高齢者健診	43,367	42,679	後期高齢者医療制度の被保険者の人	協力医療機関
医療保険未加入者健診	3,901	3,802	生活保護受給者等で40歳以上の人	協力医療機関
一般胸部エックス線検査	66,078	22,458	40歳以上で区が実施する健康診査を受診する人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
肝炎ウイルス検診	7,735	C型 25 B型 48	30歳以上で、区が実施する肝炎ウイルス検診を受診したことのない人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
骨粗しょう症検診	6,284	3,655	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	区内協力医療機関
がん検診				
胃がん検診（エックス線検査）	5,393	335	40歳以上で、前年度に区の胃内視鏡検査を未受診の人	健康診査室・医療健診センター
胃がん検査（内視鏡検査）	7,306	134	50歳以上の偶数年齢の人	区内協力医療機関・医療健診センター
子宮がん検診	18,271	358	20歳以上の人（前年度未受診の女性）	協力医療機関
乳がん検診	13,379	893	40歳以上の人（前年度未受診の女性）	区内協力医療機関・医療健診センター
肺がん検診	22,071	611	40歳以上の人	区内協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
大腸がん検診	52,816	3,916	40歳以上の人	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
前立腺がん検診	708	49	60・65歳の男性	協力医療機関・健康診査室・医療健診センター
成人歯科健診	4,887	3,470	30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人	協力歯科医療機関
長寿すこやか歯科健診	1,622	1,256	76・80歳の人	区内協力歯科医療機関
眼科（緑内障等）健診	3,571	745	50・55・60・65歳の人	区内協力眼科専門医療機関

注：①がん検診の場合の有所見者は、精密検査が必要な人の数（精密検査の結果、大半の人はがんではない）

②国保特定健診および後期高齢者健診の受診者は、5年5月31日現在において確認している人の数

3 難病患者支援

難病とは、発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とする疾病をいう。このうち、国の指定難病、都単独の対象疾病、人工透析が必要な腎不全および血友病については、都が医療費助成を実施しており、区で申請を受け付けている。

保健相談所では、公費負担医療申請者を対象とする所内面接相談・訪問指導や講演会を実施している。

このほか、難病患者については、都が都医師会に委託して実施している在宅難病患者訪問診療事業や、都が実施している在宅難病患者医療機器貸与事業（吸入・吸引器）の対象となっている。

4 骨髄等提供者支援事業

骨髄・末梢血幹細胞提供者（ドナー）の負担を軽減し、骨髄移植やドナー登録を推進するため、平成29年8月1日から、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成金を交付している。

交付額は、骨髄等の提供に要した通院（検査）および入院した日数に応じて、通算7日を上限とし、1日につきドナーは2万円、ドナーが勤務する事業所は1万円である。4年度の交付状況はドナー5件、事業所1件、計6件であった。

(2) 食育を推進する環境づくり

●練馬区食育推進ネットワーク会議

区民、関係団体と連携し「農地が身近にあるねりまならでの食育」の推進に取り組んでいる。4年度は4回開催し、若い世代、特に20～30歳代に対する食育の推進の検討およびねりまの食育応援店事業の普及啓発について検討した。

●生涯を通じた食育の推進

1 地域での食育事業

保健相談所では乳幼児から大人までを対象として、家族そろって健康的な食生活を実践するための支援を行っている。乳幼児健診や相談の機会に実施する食育講習会等のほか、地域の施設と連携して実施する地域食育講座を実施した。

〔保健相談所が実施している食育講習会〕 4年度

講習会	回数（回）	参加延べ人数（人）
赤ちゃんからの飲む食べる相談	96	2,058
すこやか親子の食事講習会	72	1,037
地域食育講座	80	1,078

2 食育推進講演会

広く食育を普及・啓発するために、年1回開催している。4年度は、「家庭から始まる食育」をテーマに動画を配信した。

3 食育実践ハンドブックの作成・活用

食生活の課題や「ねりまならでの食育」をテーマに食育実践ハンドブックを作成し、冊子を活用した食育事業を展開している。

4 インスタグラムの活用

野菜摂取量の向上と正しい食の情報の周知を目的に、3年度から野菜レシピ等を投稿している。4年度は54品目投稿した。

5 ねりまの食育応援店

平成29年度から、食育実施もしくは協力できるお店で、練馬産の食材を使っているお店や健康的な食生活を応援するお店を登録している。4年度末現在、90店舗が登録している。

●食育推進ボランティア

1 ねりまの食育推進ボランティア講座

地域で食育活動を行う人材を育成するために、年1回5日制の講座を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響等により、4年度は実施しなかった。

2 活動支援

講座修了生を対象に知識の習得のための講座や情報交換会を実施している。4年度は5回、延べ105人に継続支援を行った。

3 協働事業

世代に合わせ、健康的な食事を作って食べる体験事業を実施している。4年度は、子どもと保護者を対象に「オンラインでちゃんとごはん」を2回実施し、動画を1回配信した。また、高齢者向けの「高齢者のためのちゃんとごはん」を15回、延べ167人に実施した。

(3) 健康に関する危機管理を行う

●予防接種

感染症の予防に関して予防接種の果たしてきた役割は極めて大きい。

特に乳幼児の時期に予防接種を受けることにより、個々人のり患を防ぐ（個人予防）だけでなく、感染症の流行も抑えている（社会予防）。

定期予防接種および任意予防接種は、区が委託する予防接種協力医療機関で通年（高齢者インフルエンザは秋冬期）個別接種により実施している。

1 定期予防接種

「予防接種法」に基づく定期予防接種は、BCG（結核）、B型肝炎、ロタウイルス、Hib（ヒブ）、小児用肺炎球菌、DPT-IPV（4種混合）、DPT（3種混合）、不活化ポリオ、MR（麻しん風しん混合）、水痘（みずぼうそう）、日本脳炎、DT（2種混合）、子宮頸がん（HPV感染症）、子宮頸がん（HPV感染症）キャッチアップ、風しん追加的対策、高齢者用肺炎球菌および高齢者インフルエンザである。

2 任意予防接種

「予防接種法」に定めのない予防接種について、つぎの表のとおり接種費用を助成している。

〔任意予防接種の接種費用助成〕

	助成開始時期	対象者	助成費用
おたふくかぜ	平成25年4月	1歳以上3歳未満の人	3,000円（※）
MR（麻しん風しん混合）未接種者対策	平成24年4月	2歳以上19歳未満で、接種が終了していない人	全額
風しん抗体検査	平成26年4月	19歳以上の人 ①妊娠を希望している女性	全額
風しん予防接種	平成25年3月	②①の同居者 ③妊娠中の女性の同居者	

※：生活保護受給者は全額助成

3 ねりますくすくアプリ（ねりすく）

4年3月から、乳幼児健診の記録や妊娠・子育て情報の入手、予防接種のスケジュール管理などの機能を搭載した電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ」のサービスを開始した。

●感染症対策

感染症対策については、平成10年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」に基づき、対応している。各感染症は、感染症法により一類から五類等に分類され、感染症の日常的な発生状況を把握するとともに、感染症発生時には適切な医療の確保・防疫対応、疫学調査等を行っている。

感染症法の一部改正により、27年、中東呼吸器症候群および鳥インフルエンザ（H7N9）が二類感染症に、28年、ジカウイルス感染症が四類感染症に、30年、急性弛緩性麻痺が五類感染症に追加された。

新型コロナウイルス感染症においては、2年2月3日に指定感染症に位置付けられたが、3年2月3日、新型インフルエンザ等感染症に位置付けが変更された。

1 新型コロナウイルス感染症

2年1月、国内で初の新型コロナウイルス感染症の感染者が発生して以来、5年3月までに、新規感染者数が急増する流行の波が8回繰り返された。

感染者の積極的疫学調査の実施やクラスター対応、患者の入院調整や医療費の公費負担等を継続的に実施している。

4年9月26日から発生届の限定化が行われ、発生届対象は4類型（65歳以上、入院が必要な人、重症化リスクのある人で新型コロナウイルス治療薬投与や酸素投与が必要となる人、妊娠している人）に限定された。また発生届対象外の人については、診断をした医療機関から人数および年代を管轄の保健所へ報告することとなった。また、「新型インフルエンザ等医療対策連絡会」から改組した「練馬区新型インフルエンザ等感染症対策ネットワーク会議」を設置し、新興・再興感染症の発生に備え関係機関との情報共有を図っている。

2 結核

近年の結核り患率は減少傾向にあるが、耐性菌に感染する患者が増加しており、確実に治療ができるよう医療機関と連携した支援が重要となる。

4年の新登録患者数は62人であった。半数が高齢者であり、高齢者の結核対策は重要な課題となっている。

結核の正しい知識の普及、結核患者への服薬支援や、家族や接触者に対する健康診断等の対策を実施している。

〔保健所への届出患者数〕

(単位：人) 4年

分類	疾患名	届出患者数
一類	1 エボラ出血熱	0
	2 クリミア・コンゴ出血熱	0
	3 痘そう	0
	4 南米出血熱	0
	5 ペスト	0
	6 マールブルグ病	0
	7 ラッサ熱	0
二類	8 急性灰白髄炎(ポリオ)	0
	9 結核(※1)	91
	10 ジフテリア	0
	11 SARS(重症急性呼吸器症候群)	0
	12 MERS(中東呼吸器症候群)	0
	13 鳥インフルエンザ(H5N1)	0
	14 鳥インフルエンザ(H7N9)	0
三類	15 コレラ	0
	16 細菌性赤痢	0
	17 腸管出血性大腸菌感染症	18
	18 腸チフス	0
四類	19 パラチフス	0
	20 E型肝炎	5
五類 (全数届出)	61 レジオネラ症	2
	64 アメーバ赤痢	3
	66 カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	1
	70 クロイツフェルト・ヤコブ病	1
	72 後天性免疫不全症候群	2
	73 ジアルジア症	1
	76 侵襲性肺炎球菌感染症	6
	79 梅毒	20
	84 百日咳	1
	85 風しん	1
感染症等 インフルエンザ 新型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 等	新型コロナウイルス感染症(※2)	161,943

注：四・五類感染症は対象疾患が多いため、届出のあった疾患のみ掲載している。

※1：結核の届出患者数には、潜在性結核感染症患者(感染はしているが、発病していない状態の者)が含まれる。

※2：9月26日以降は保健所に報告のあった患者数を記載。

3 エイズ・性感染症

国内のHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染者、エイズ患者の報告数は、ここ数年、横ばい状態で推移している。都内におけるHIV感染者、エイズ患者の報告数は、全国の報告数の約30%を占めている。また、近年、梅毒の患者数が増加しており、男性は20～40歳代に多く、女性は20歳代で急増している。

これらは、無症候期の間に感染が広がっている可能性があり、特に若年層における発生の割合が高まっているため、正しい知識の普及や感染予防、早期発見の取組が重要となっている。

そこで、区内の中学校や高校、大学で、エイズや性

感染症の正しい知識の普及啓発を行っている。

また、豊玉保健相談所では、HIV抗体検査と同時に、性感染症(梅毒・クラミジア・淋菌)検査を無料・匿名で実施している。

〔エイズ相談・HIV・性感染症抗体検査実施数〕

(単位：件) 4年度

区分	件数
エイズ相談	181
HIV抗体検査	180
梅毒検査	174
クラミジア	35
淋菌検査	35

4 新型インフルエンザ

区では、平成26年6月に「練馬区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。さらに、27年3月に「新型インフルエンザ等対策行動マニュアル」を整備し、より実効性の高い対策がとれるよう体制整備を図った。

(4) 安全な衛生環境を確保する

●食品衛生

食中毒防止、食品の安全性確保のため、4年度は営業者の監視指導を2,764件、食品等の検査を1,312検体行った。また、営業者向けの食品衛生講習会を実施した。

こうした監視指導を行うに当たり、区では毎年度「食品衛生監視指導計画」を策定している。計画策定に当たっては、区民から意見を求めるとともに、練馬区食品衛生推進員会議での意見を参考にしている。

4年度の区内での食中毒の発生は1件であった。

●食品衛生普及啓発活動

4年度は消費者向けの食中毒予防講習会を5回実施し、83人が参加した。例年、食育の一環として、区内の保育園や小学校を対象に、紙芝居や手洗い練習を通して食中毒予防について学ぶ「食の安全教室」を開催していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止した。

なお、「食の安全・安心講演会」を10月にオンラインで開催した。テーマは「冷凍食品を活用してみよう!～衛生☆時短な料理上手～」で、42人が参加した。

そのほか、「ねりま食品衛生だより」(年3回発行)、区ホームページ、ツイッター等を活用して普及啓発活動を行った。

●環境衛生

多数の人が利用するプール、公衆浴場、理・美容所、クリーニング所、旅館等では一定の衛生水準が確保されることが必要である。

そのため、これらの施設に対する監視指導を行うとともに、施設の空気環境や細菌、水質等の検査を実施している。4年度は718件の監視指導を行った。このほかにも飲料水についての相談受付・指導を行っている。

●ペット動物の飼養

犬については、「狂犬病予防法」および「東京都動物の愛護及び管理に関する条例」により、畜犬登録、狂犬病予防注射、正しい飼い方の啓発などの事業を行っている。4年度末現在、区内の犬の登録件数は25,977頭であった。

猫については、飼い猫の去勢・不妊手術費の一部を助成する事業を行っている。また、飼い主のいない猫をめぐる問題に取り組む団体を登録し、団体に対して去勢・不妊手術費用の助成や猫保護ケージ等の貸出しなどを行っている。4年度末現在、63団体の登録があった。

なお、災害時に、適切に飼育動物の保護を行い区民の安全・安心を確保するため、災害時のペット対策事業を行っている。4年度は、9月にペットの飼い主を対象にした講演会「ペットの安全は日常の住まいから考える」を開催した。そのほか、災害時ペット管理ボランティアを募り、4年度末現在、68人が登録している。

●ねずみ・害虫対策

衛生的で快適な生活環境を確保するため、ねずみ・害虫等の相談を受けている。4年度はねずみに関して532件、害虫等に関して1,713件の苦情・相談を受けた。また、ボウフラ、ユスリカの駆除およびスズメバチの巣の除去を行った。

なお、「害虫相談ダイヤル」を5月から11月まで開設した。

●医療監視・指導

診療所、助産所、施術所、歯科技工所の施設・設備の管理状況について、監視・指導を行っている。4年度は139か所の監視指導を行った。

●薬事衛生

1 薬事監視

医薬品等の品質と、その有効性および安全性を確保するため、薬局・医薬品販売業（卸売販売業、配置販

売業を除く。）・麻薬小売業・医療機器販売業等の監視指導、医薬品等の検査を行っている。4年度は1,105件の監視指導、5品目の医薬品等の検査を行った。

また、薬事関連法令の趣旨の徹底を図るため、営業者および薬剤師等を対象に啓発活動を行った。

2 毒物劇物監視

毒物劇物による保健衛生上の危害防止を目的として、毒物劇物販売業および業務上取扱者の監視指導を行っている。

また、盗難や事故等が発生した場合に社会的影響の大きい農薬、トルエン、シアン等を取り扱う販売業および業務上取扱者の一斉監視を行っている。4年度は70件の監視指導を行った。

3 有害物質を含有する家庭用品の検査

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、日常使用する家庭用品に含まれる有害物質によって健康被害が発生することを防ぐため、規制対象となっている家庭用品の試買検査を行っている。4年度は35品目、延べ67件の試買検査を行った。

●免許申請などの取扱い

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の免許の交付、書換え、再交付等の申請を取り扱っている。4年度の取扱い数は1,426件であった。

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

- | | | | | | |
|------|--------------------------|-----|----|--------------------------|-----|
| 40-1 | 良好な地域環境を作る … | 144 | 45 | 地域生活を支える
駅周辺のまちづくり …… | 171 |
| 40-2 | 地域特性を活かした
まちづくりの推進 …… | 148 | 46 | みどりの保全と創出 …… | 173 |
| 41 | 災害に強い安全な
まちづくり …… | 152 | 47 | 脱炭素社会の実現 …… | 176 |
| 42 | 地域防災力の向上 …… | 156 | 48 | リサイクルの推進と
ごみの発生抑制 …… | 179 |
| 43 | 安全・安心な地域づくり … | 161 | 49 | 住まい確保のサポート …… | 184 |
| 44 | 鉄道・道路など
都市インフラの整備 …… | 163 | | | |



子どもたちが防災フェスタで初期消火体験

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「練馬区の環境」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

これまで区が関係地域になった事業は、4年度末現在20件である。4年度は、「和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業」に係る手続が行われた。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされる。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は10か所の測定室を設置している。4年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

【大気汚染測定結果（区測定）】

4年度

測定室	二酸化窒素 (NO ₂) (単位：ppm)			浮遊粒子状物質 (SPM) (単位：mg/m ³)			光化学オキシダント (O _x) (単位：ppm)	
	適否	1日平均値	1時間値の98%日平均値	適否	1日平均値	2%日平均値の除外値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.012	0.028	○	0.014	0.031	×	0.160
石神井南中学校	○	0.012	0.029	—	—	—	×	0.149
大泉中学校	○	0.013	0.033	—	—	—	×	0.123
くすのき緑地	○	0.019	0.037	—	—	—	—	—
石神井西小学校	○	0.016	0.032	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	○	0.016	0.033	○	0.014	0.033	—	—
谷原交差点	○	0.017	0.033	○	0.015	0.033	—	—
小竹	○	0.014	0.032	○	0.012	0.026	—	—
高松一丁目	○	0.013	0.030	○	0.013	0.032	—	—
大泉町四丁目	○	0.013	0.030	—	—	—	—	—

注：適否とは、環境基準を達成できたか否かを表す。

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値は、つぎのとおりである。

全か所とも環境基準を下回っていた。

【一般環境】

(単位：ppm)

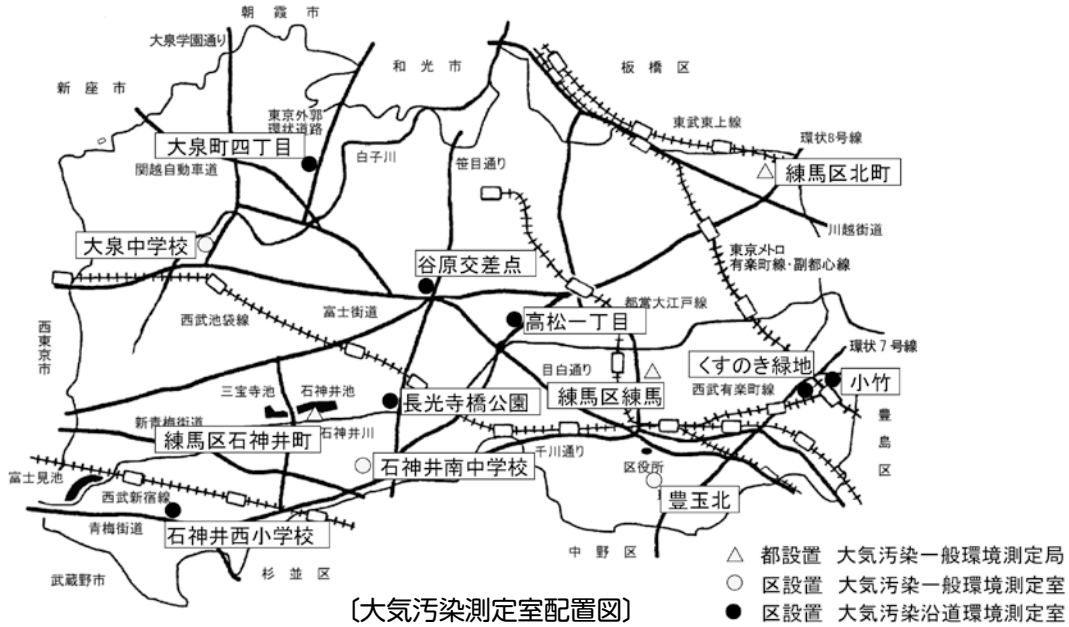
測定室	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
豊玉北	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
石神井南中学校	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012
大泉中学校	0.014	0.014	0.014	0.015	0.013

【沿道環境】

(単位：ppm)

測定室	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
北町小学校（※）	0.022	0.020	—	—	—
くすのき緑地	0.023	0.022	0.020	0.020	0.019
石神井西小学校	0.020	0.018	0.017	0.016	0.016
長光寺橋公園	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016
谷原交差点	0.021	0.019	0.018	0.018	0.017
大泉北小学校（※）	0.015	0.015	—	—	—
小竹	0.017	0.015	0.015	0.014	0.014
高松一丁目	0.016	0.015	0.015	0.014	0.013
大泉町三丁目（※）	0.016	0.015	—	—	—
大泉町四丁目	0.017	0.016	0.015	0.014	0.013

※：大気汚染は改善傾向にあるため、近隣に測定所がある北町小学校、大泉北小学校、大泉町三丁目での測定を元年度で終了した。



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値の 1 日平均値
1 時間値の 1 日平均値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

〔浮遊粒子状物質 (SPM)〕 (単位: mg/m³)

測定室	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
豊玉北	0.020	0.015	0.015	0.012	0.014
長光寺橋公園	0.018	0.015	0.014	0.012	0.014
谷原交差点	0.019	0.017	0.017	0.013	0.015
小竹	0.021	0.014	0.013	0.011	0.012
高松一丁目	0.016	0.013	0.014	0.011	0.013

(3) 光化学オキシダント (Ox) 1 時間値
環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) については、全か所ともに達成していない。

〔光化学オキシダント (Ox)〕 (単位: ppm)

測定室	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
豊玉北	0.160	0.145	0.178	0.149	0.160
石神井南中学校	0.137	0.158	0.151	0.156	0.149
大泉中学校	0.126	0.145	0.133	0.106	0.123

2 光化学スモッグ

4年度の注意報の発令日数は7日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

4年度も区内3か所で年4回(5・8・11・2月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点で環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

4年度も区内4か所で年4回(5・8・11・2月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は0.26本/L(総繊維数濃度)であった。

なお、アスベストの環境基準は設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

平成18年1月に練馬区アスベスト飛散防止条例を施行し、大気汚染防止法の対象外であったアスベスト含有成形板等の除去等工事についても規制の対象とした。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

改正大気汚染防止法が3年4月に一部施行され、アスベスト含有成形板等の除去等工事も法の規制対象に加えられたことから、法との整合を図るため条例を改正した。4年4月から改正法による事前調査結果報告制度が開始されたことから、アスベスト含有建材の除去等工事に関する標識の設置に係る報告を義務付けている。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59種類の化学物質について年間各100kg以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。4年度は、ガソリンスタンド等50事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、指定された26物質(揮発性有機化合物、重金属、農薬等)の取扱い履歴のある事業所が、事業場の廃止または主要な施設等を除却する場合、または3,000m²以上の土地等を改変する場合(都所管)は土壌調査が

義務付けられている。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

4年度は、6事業所から区へ調査結果の報告があった。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。4年度の測定結果は0.024～0.084マイクロシーベルト/時であり、区に対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる。

水質調査の結果、降雨や河川改修工事の影響を除き、人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目について、環境基準を満たしていた。一方、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目について、新東埼橋付近のpH値が環境基準を満たさなかった。

●公害に関する苦情および相談の処理事務

騒音、振動および悪臭等の公害問題に関する対応として、騒音計および振動計の貸出し、啓発パンフレットの配布、相談等を受け付けている。

相談等への対応として、現地調査、対象となる原因者に対する指導等を行っている。夜間に発生している相談への対応として、夜間騒音等実態調査も実施しており、4年度は延べ26件実施した。

[現象・業種別苦情受付件数] (単位:件) 4年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	不明	合計	構成比 (%)
ばい煙	1	2	1	5	—	9	2.8
粉じん(※)	—	—	36	—	—	36	11.4
有害ガス	—	—	—	—	—	—	—
悪臭	1	—	6	24	3	34	10.7
汚水	—	—	—	—	—	—	—
騒音	2	1	87	71	6	167	52.7
振動	—	2	55	2	—	59	18.6
地盤沈下	—	—	—	—	—	—	—
土壤汚染	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	7	5	—	12	3.8
合計	4	5	192	107	9	317	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント
※：石綿に関するものを含む

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」(平成9年3月制定)、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」(21年10月制定)に基づき、まちの美化や安全で快適な歩行空間を確保するため、区・区民・事業者が協力して以下の取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

4年度は、5月と11月を美化活動月間と位置づけ、町会・自治会を中心に新型コロナウイルス感染拡大防止に考慮しながら、清掃活動を実施した。

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組む地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供したり、落書きを消去するなどの支援を行っている。(4年度36地区 42,378世帯)

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的な清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。(4年度 町会・自治会68団体 52,273世帯、ボランティア団体35団体 2,792人)

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

平成21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

(2) 電柱巻看板による周知

歩行喫煙等の禁止を促す看板を区内約250本の電柱に掲出している。

(3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。



〔電柱巻看板〕

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、平成14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、4年度には0.03%にまで減少した。(数値は4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、平成19年度から練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4駅合計で1日あたり500本前後であった。4年度は107本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、消去している。(4年度 6件、6か所、延べ51㎡)

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する場合、その原因となる巣の撤去などを行っている。4年度は21巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

平成30年度からアライグマやハクビシンが天井裏へ侵入するなどの生活被害を受けている場合、わなを設置し、捕獲する事業を行っている。4年度はハクビシンを10頭、アライグマを1頭捕獲した。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理されていない空き家やごみ屋敷が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は平成30年度に、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定して、空き家等の発生予防、有効活用および管理不全な空き家への必要な措置を進めている。また、「空家地域貢献事業」の条件を満たす空き家については、所有者等と活用希望団体等のマッチングに取り組み、有効活用を促進している。4年度は1件成立した。

〔空き家相談対応件数〕 (単位：件)

年度	2	3	4
相談件数	203	295	344
適正管理通知件数	107	150	130

●あき地管理

あき地の管理の適正化に関する条例（昭和45年10月制定）に基づき、所有者等に対し、あき地の適正な管理を依頼している。

〔あき地相談対応件数〕 (単位：件)

年度	2	3	4
相談件数	63	82	101
適正管理通知件数	40	59	34

40-2 地域特性を活かしたまちづくりの推進

(1) 計画的な土地利用を誘導し、良好な市街地を形成する

「練馬区都市計画マスタープラン」は、今後の区政運営の方向性を明らかにした『ビジョン』を上位計画とするまちづくり分野の計画であり、つぎの2つの役割を持つ。

- ① 区などの行政の果たす役割が大きい都市計画についての基本方針
- ② 区民等（区民、民間事業者、NPO、各種の団体など）が主体となって行うまちづくりの指針

当初の策定から10年以上が経過したため、区のまちづくりの進捗状況、都市計画関連制度の改正等を踏まえ、平成27年12月に計画を改定した。

「練馬区都市計画マスタープラン」で示したまちの将来像、まちづくりの方針は、個別の都市計画や地域のまちづくりなどにより実現を目指す。

●地域地区制度

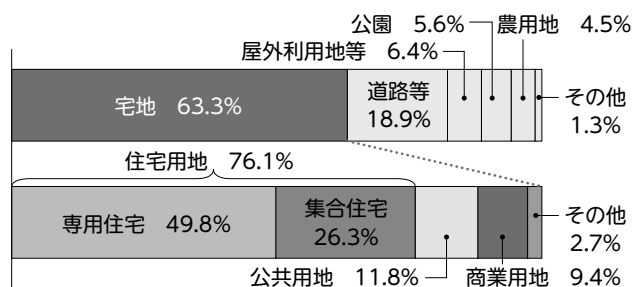
土地の自然的条件や利用動向をもとに、都市計画により土地利用を規制誘導する制度である。

区で指定されている地域地区には、用途地域、特別工業地区、防火地域および準防火地域、高度地区、生産緑地地区、風致地区等がある。

区では、敷地の細分化や、周辺の街並みとかけ離れた高層建築物の建設などによる市街地環境の悪化が進行していることから、平成20年3月に、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度の都市計画決定を行った。

生産緑地地区は、4年9月現在624地区、169.77haである。

〔用途別土地利用面積率〕（練馬区の全面積）



注：屋外利用地等とは駐車場・材料置場等を表す。

資料：「平成28年度土地利用現況調査」

〔練馬区用途地域等の面積〕

4年度末現在

地域地区	面積 (ha)	比率 (%)
用途地域		
第1種低層住居専用地域	2,783.1	57.8
第1種中高層住居専用地域	820.8	17.0
第1種住居地域	532.8	11.1
第2種住居地域	60.4	1.3
準住居地域	83.6	1.7
近隣商業地域	296.7	6.2
商業地域	93.0	1.9
準工業地域	142.2	3.0
工業地域	3.4	0.1
計	4,816.0	100.0
高度地区		
第1種	2,578.8	53.5
17m第1種	23.6	0.5
第2種	204.3	4.2
17m第2種	391.2	8.1
20m第2種	937.7	19.5
25m第2種	50.2	1.0
30m第2種	90.1	1.9
17m第3種	38.5	0.8
20m第3種	12.8	0.3
①25m第3種	151.2	3.1
②30m第3種	206.6	4.3
③35m第3種	31.3	0.6
20m	2.9	0.1
30m	0.5	0.0
④指定なし	96.3	2.0
(①～④のうち最低限高度地区)	(58.7)	(1.2)
計	4,816.0	100.0
防火地域および準防火地域		
防火地域	622.9	12.9
準防火地域	4,117.5	85.5
指定なし	75.6	1.6
計	4,816.0	100.0
特別用途地区		
特別工業地区	135.8	2.8
指定なし	4,680.2	97.2
計	4,816.0	100.0

●地区計画制度によるまちづくり

地区計画は、「都市計画法」に基づき、生活に密着した身近な地域について、その特性にふさわしい良好な住環境の街区を整備・保全するため、住民と区が協働してまちづくりのルールを定めた都市計画である。

まちづくりの目標や方針、公共施設の配置、建築物等の制限内容（建築物の用途や高さ、敷地面積の最低限度等の建築物等に関する事項）などを定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、目標とするまちづくりを進めていく。

現在 43 の地区において地区計画を定めている。

●「練馬区風致地区条例」に基づく事務

風致地区内での建築物等工作物の建築、樹木の伐採、切土・盛土などの行為を行う場合には許可が必要である。4年度は 2,060 件の問合せがあり、243 件の事前相談を受け、286 件の許可書を交付した。

●優良宅地の認定審査

優良な土地の供給を目的として、土地を造成した場合などに、土地を譲渡して得た譲渡益の税率の低減等優遇措置が適用される。

(2) 区民・事業者とともにまちづくりを進める

●練馬区まちづくり条例

区民、事業者および区の協働によるまちづくりの公共性の実現を図り、豊かで魅力的な都市環境の形成を目指して、「練馬区まちづくり条例」を定め、平成 18 年 4 月に施行した。

この条例では、まちづくりにおける区民、事業者および区の責務を明らかにするとともに、都市計画やまちづくりにおける住民参加の仕組み、開発事業における調整の仕組み等を定めている。

●区民・事業者・区の協働によるまちづくり

「練馬区都市計画マスタープラン」では、まちづくりの基本的な進め方として、区民・事業者・区がそれぞれの役割を担いながら、共に連携・協力して地域の課題解決に取り組む協働のまちづくりを推進することとしている。

また、「練馬区まちづくり条例」では、まちづくりへの住民参加の充実・促進を図るために、独自の提案制度や住民によるまちづくりへの支援について定めている。この支援の仕組みのひとつとして、(公財)練馬区環境まちづくり公社内にみどりのまちづくりセン

ターを開設している。(詳細は、150 ページ「●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社」を参照)

●「練馬区まちづくり条例」に基づく開発調整

開発事業を行う場合は、区が定めるまちづくりに関する計画や開発基準などを遵守するとともに、良好な自然環境の保全・育成と、周辺の居住環境への配慮や良好な街並み・居住環境の保全形成に努めるように、調整の手続を定めている。

〔開発調整に関する届出件数〕 (単位：件) 4年度

区分	対象	件数
大規模建築物	①延べ面積 3,000㎡以上かつ高さ 15 m以上の建築物	10
	②床面積 1,000㎡以上の集客施設	4
	③床面積 500㎡以上の深夜営業集客施設	—
	④床面積 1,000㎡以上の葬祭場等	—
特定用途建築物	①床面積 500㎡以上 1,000㎡未満の集客施設	1
	②床面積 1,000㎡未満の葬祭場等	1
	③専用床面積 40㎡未満のワンルーム住戸が 15 戸以上	16
	④寄宿舍	2
	⑤大規模長屋等	7
宅地開発事業	①開発区域面積 3,000㎡以上の宅地開発事業	7
	②開発区域面積 500㎡以上 3,000㎡未満の宅地開発事業	162
墓地等	①墓地	—
	②納骨堂	1
	③火葬場	—
自動車駐車場等	①床面積 300㎡以上の自動車駐車場	—
	②開発区域面積 300㎡以上の自動車駐車場	10
	③開発区域面積 300㎡以上の材料置場	—
	④開発区域面積 300㎡以上のウエスト・スクラップ処理場	1
	⑤ペット火葬施設等	—
計		222

また、上記宅地開発事業のうち、「都市計画法」に基づく開発許可 (500㎡以上) 件数は 57 件、「練馬区まちづくり条例」に基づく協定締結 (500㎡以上) 件数は 19 件であった。

●建築紛争の予防・調整

区では、中高層建築物および特定用途建築物等の建築に伴う紛争を未然に防止するために、「練馬区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（建築紛争予防条例）」を平成17年12月に改正し、18年4月から施行している。

この条例では、良好な近隣関係の形成・保全のため、日照、プライバシー等の近隣への影響や工事中の騒音・振動等の不安から起こる建築紛争を「予防するための手続」と、紛争が発生した場合の「調整を図るための手続」について定めている。

項目		件数	
中高層建築物対象件数		603件	
あっせん	取扱い件数	—	
	結果	解決	—
		打ち切り	—
		計画取止め	—
		次年度へ繰越	—
あっせん回数	—		
調 停	取扱い件数	—	
	結果	解決	—
		打ち切り	—
		次年度へ繰越	—
		委員会開催回数	5回

●建築協定

建築協定は、一定区域の住民が、建築物の敷地・構造・用途などに関する基準について協定を締結し、住民相互の協力によって生活環境の維持向上を図り、住み良いまちづくりを進める制度である。

区内には、現在2か所の建築協定を定めた地区がある。

協定名称	認可日	期間	協定者数
武蔵関建築協定	昭和47年2月 (4年2月更新)	10年	98人
コスモアベニュー 練馬春日町建築協定	平成16年1月	20年	26人

●「練馬区福祉のまちづくり推進条例」等による バリアフリー整備

全ての人々が等しく社会参加する機会を確保し、安心・快適に暮らし続けられる地域社会実現のため「練馬区福祉のまちづくり推進条例」を制定し、安全かつ円滑に利用できる公共的建築物および公共施設の整備等を

進めている。

この条例では、区民に身近な店舗や診療所、共同住宅等（以下「店舗等」という。）で着実なバリアフリー整備を促進するため、「バリアフリー法」で定められている対象建築物の拡大と整備基準の追加等を行った。さらに、新築・改築等において建築確認申請手続き前の事前協議と完了検査の義務付けや、区立施設等では区民の意見聴取を定め、区民、事業者および区の協力でより水準の高い整備を推進している。

また、既存建築物のバリアフリーを促進するため、店舗等のバリアフリー改修等費用の一部を助成している。

年度	2	3	4
事前協議受付	117	136	140
公表	34	34	43

●土地区画整理事業の推進

一定の広がりをもった不整形で利用しにくい土地の区画を整え、宅地の利用増進を図るとともに、道路や公園などの公共施設を整備して、良好な市街地の形成を実現することを目的としている。区は、事業実施の円滑な活動を支援するため、「練馬区土地区画整理事業助成要綱」を昭和61年4月に施行し、公園築造費用などを助成している。

また、都は土地区画整理事業の機会を捉えた無電柱化を推進するため、令和3年3月に「東京都土地区画整理事業助成規程」を一部改正した。

4年度末までに、土地区画整理事業が終了しているのは22地区（約64.1ha）である。

●公益財団法人練馬区環境まちづくり公社

（公財）練馬区環境まちづくり公社は、平成24年4月に、前身である（財）練馬区都市整備公社から移行・名称変更し発足した。

公社では、「練馬区まちづくり条例」の公布に伴い、18年4月に練馬まちづくりセンター（現みどりのまちづくりセンター）を設置し、区民主体のまちづくり活動等を支援している。

平成元年度から委託しているタウンサイクルおよび4年度から委託している有料自転車駐車場の管理については、18年度から指定管理者として管理運営業務を行っている。17年度から委託している放置自転車等の自転車対策事業とともに、区の自転車行政の一翼を担っている。

22年度からは、区内の家庭などから排出された容器包装プラスチックの回収および粗大ごみの収集業務、練馬区地球温暖化対策地域協議会の事務局運営、

練馬区資源循環センターの管理運営、27年度からは、区内一部の地域の可燃ごみの収集業務、4年度からは、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業等を委託している。

1 みどりのまちづくりセンターの運営

- (1) みどり・景観事業に関する取組
 - ① 憩いの森等の区民管理活動の支援
 - ② 地域ぐるみのみどり保全活動の普及
 - ③ つながるカレッジねりま「みどり分野」の運営
 - ④ みどりを守り育てる人材の登録・紹介
 - ⑤ 景観形成支援
- (2) まちづくり事業に関する取組
 - ① まちづくり啓発・相談・活動助成
 - ② まちづくり条例に基づく専門家派遣等の支援
 - ③ 地区まちづくりの活動支援
 - ④ 空家等地域貢献活用
 - ⑤ 防災まちづくりの推進
 - ⑥ みどり・まちづくりに関する調査・研究
- (3) その他の取組

建築物等のバリアフリー化協働推進

2 放置自転車対策事業

- (1) 放置自転車の撤去・移送
- (2) 撤去した自転車の保管・返還
- (3) 自転車駐車場への誘導・案内
- (4) 自転車の問い合わせセンター運営
- (5) 自転車対策地域協議会の設立・活動支援

3 自転車駐車場・タウンサイクルの管理運営

4年度末の管理施設数は以下のとおりである。

- (1) 有料自転車駐車場 74 か所
- (2) ねりまタウンサイクル 7 か所
- (3) 公社立自転車駐車場 8 か所
- (4) 無料自転車駐車場 5 か所

4 資源循環推進事業

- (1) 粗大ごみの収集・再使用、金属類の回収
- (2) 容器包装プラスチックの回収
- (3) 可燃ごみの収集
- (4) 集団回収支援事業
- (5) 練馬区資源循環センターの管理運営
- (6) 資源循環推進事業の普及啓発
- (7) 不燃ごみの選別作業

5 地球温暖化対策事業

- (1) 練馬区地球温暖化対策地域協議会事務局の運営
- (2) 地球温暖化対策に関するイベント等の企画・運営
- (3) ホームページやメールマガジンによる情報発信

(3) 調和のとれた都市景観を形成する

●景観形成のルールづくり

区では、地域特性に応じた景観施策を展開するため、平成23年3月に「練馬区景観条例」を制定し、同年5月には「景観法」に基づく景観行政団体となった。

また、景観行政の基本的な考え方である「練馬区景観計画」を23年8月に策定し、良好な景観の形成に向け実行性のある景観まちづくりに取り組んでいる。

●景観まちづくり

区は、(公財)練馬区環境まちづくり公社を、良好な景観を形成するための専門的情報の提供や相談業務を担う「景観整備機構」に指定し、協力体制のもと「景観まちなみ協定制」等を設け、区独自の景観まちづくりを進めている。

●景観に関する届出

一定規模以上の建築行為等を行う場合は、「景観法」に基づく届出が必要となる。区では、区全域を7つの区域に区分し、区域ごとに方針を定めて良好な景観形成を誘導している。

4年度の届出・通知件数は以下のとおりである。

・建築物の建築等	221 件
・工作物の建設等	5 件
・開発行為	23 件

41 災害に強い安全なまちづくり

(1) まちの防災性を向上する

●防災まちづくりの推進

1 区内の状況

区内には、高度経済成長期を経て急激に市街化が進んだため、老朽木造住宅が密集した災害に弱い地域がある。

また、狭い道路が多いため、大地震等の災害時において、家屋・ビルの倒壊および二次災害として発生する火災などによる大きな被害が心配される。

このような現状を改善し、災害に強い安全なまちとするために、区では、密集住宅市街地整備促進事業や防災まちづくり事業により、道路の拡幅や公園整備によるオープンスペースの確保、建物の更新による不燃化、危険な塀の撤去や狭あい道路拡幅の促進など、地区の防災性向上に取り組んでいる。

2 住宅・建築物の耐震化促進

区は、区内の建築物の耐震化を促進することにより、災害に強い安全なまちづくりを推進し、震災から区民の生命および財産を守ることを目的とする「練馬区耐震改修促進計画」を2年度末に策定した。

この計画に基づき、一般緊急輸送道路沿道建築物や住宅等の耐震改修等に対する費用助成や、耐震化に係る啓発、所有者への個別訪問、指導および助言等に重点的に取り組んでいる。

●都市計画道路事業に合わせた延焼遮断帯の形成

都市計画道路は、災害時においても地域の骨格となる道路である。更に、沿道建築物の不燃化を行うことにより不燃空間を作り、火災の延焼を防ぐ機能を有している。

区は、区民が安全に避難できる道路を確保するため、都市計画道路、幹線道路および避難道路に準ずる道路に面する地域にも、積極的に防火地域の指定を行ってきた。

放射7号線や補助230号線等の都市計画道路の整備に合わせた沿道まちづくりにおいても、防火地域等の都市計画決定を行い、沿道建築物の不燃化を誘導し、災害に強いまちづくりを進めている。

●建築物の規制と誘導

農地の宅地化が進む一方、既成市街地では宅地の細分化による過密狭小な住宅が増えている。また、都市化に伴い、中高層建築物の増加と相まって、市街地環

境が変化している。

こうした状況に対応し、良好な環境を維持するため、建築物の敷地面積の最低限度と高さの最高限度を定めている。

これらを含み、「建築基準法」および関係法令に基づいて建築物を交通、安全、防災、衛生などの観点から規制・指導をしている。

1 建築確認

建物を建築するときは、あらかじめ建築計画を示した申請書を提出し、建築法規に基づく確認を受ける必要がある。

〔建築確認の受付件数（構造別）〕

（単位：件）4年度

区分	一般	計画通知	計
木造	22	1	23
鉄骨鉄筋	1	—	1
鉄骨	2	3	5
鉄筋	1	6	7
ブロック	—	—	—
その他	—	1	1
計	26	11	37

2 道路の位置の指定など

建物を建築しようとする敷地が、「建築基準法」（以下「同法」という。）上の道路に接していない場合、新たに同法上の道路を築造するか、同法第43条第2項第2号の許可を受ける必要がある。

4年度は、指定道路等の申請（指定件数）が38件、許可を受けるための空地（協定通路認定等）の申請が8件であった。

3 違反建築取締り

違反建築物の発生を未然に防止するとともに早期かつ効果的に是正するため、現場調査に基づき違反建築の取締りを行っている。4年度の違反建築物取扱件数は36件であった。主な違反条項の内訳は、申請手続15件、接道義務4件、用途地域6件、表示義務14件であった（重複を含む。）。

(2) 災害に強いまちをつくる

●密集住宅市街地整備促進事業

老朽木造住宅が密集し、防災上の課題を抱えている地域において、防災性の向上と住環境の改善を図るため、道路・公園などの公共施設の整備や老朽建築物の

建替え費用に対して助成を行う等、災害に強い総合的なまちづくりを行っている。

現在は貫井・富士見台地区で事業に取り組んでおり、5年度から新たに桜台東部地区で事業に着手する。

〔取組状況〕

4年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
練馬	練馬一～四丁目の各一部	約 20.0ha	平成 17 年度完了
江古田北部	小竹町一・二丁目の各一部、羽沢一丁目、栄町の一部、旭丘一・二丁目の各一部	約 46.4ha	平成 30 年度完了
北町	北町一・二丁目の各一部	約 31.1ha	元年度完了
貫井・富士見台	貫井一～四丁目の各一部、富士見台三・四丁目の各一部	約 92.3ha	実施中
桜台東部	桜台一・二丁目、三・四丁目の各一部	約 50.6ha	着手準備中

●防災まちづくり事業

この事業は、防災上の危険性が懸念される地区を指定した上で、地域住民と区が防災上の課題を共有し、地区の防災性向上に資する整備の促進、不燃性向上のための規制、住民への周知啓発に集中的に取り組むものである。

元年度に、防災まちづくり推進地区として、田柄地区、富士見台駅南側地区、下石神井地区の3地区を指定し、防災性の向上に取り組んでいる。4年度には、建替え時における不燃化を促進するため、都条例に基づく新たな防火規制の区域を指定した。

〔取組状況〕

4年度末現在

地区名	対象	面積	取組状況
田柄	田柄一～四丁目の各一部、光が丘二丁目の一部	約 87.2ha	実施中
富士見台駅南側	富士見台一・二丁目、南田中三丁目の一部	約 44.2ha	実施中
下石神井	下石神井二・五・六丁目	約 60.2ha	実施中

●無電柱化の推進

区では、平成 12 年度から、都市防災機能の強化、安全な歩行空間の確保等のため、都市計画道路や生活幹線道路の整備、駅周辺のまちづくりに併せて、無電柱化を積極的に推進している。4年度末現在、電線共同溝による無電柱化は、区道全路線中の約 3.2kmで完了、約 4.8kmで事業中である。

平成 30 年 3 月に「練馬区無電柱化推進計画」を策定し、7 年度までに新たに約 9.7kmの区道の無電柱化に着手する。



整備前



整備後

〔補助 132 号線（石神井町二丁目）〕

●河川の改修

かつて区内には3河川が流れていた。しかし、都市化の進展に伴い田柄川は下水道幹線として地下化され緑道となり、現在では石神井川、白子川の2河川となっている。このような都市化の進展と下水道の普及に伴い、河川は都市排水の基幹としての能力増強を求められている。

区内の河川について、都は1時間あたり50ミリの降雨に対応した護岸改修を進めている。白子川では、運用が開始されている比丘尼橋上流調節池（34,400m³）、白子川地下調節池（212,000m³）、比丘尼橋下流調節池（212,000m³）に加え、75ミリ対応に向けて新たに3か所の調節池が計画されている。

また、石神井川では、運用が開始されている富士見池調節池（33,800m³）に加え、75ミリ対応に向けて、新たに環状七号線地下広域調節池、城北中央公園調節池の2か所の整備が進められている。

なお、区では、河川防災のため、降雨量および河川水位の観測、河川内の障害物撤去等の維持管理を行っている。

〔河川の現況〕

5年4月1日現在

河川名	東京都整備計画 延長 (km)	本改修済延長 (km) (改修率)
石神井川	24.5	18.5 (76%)
白子川	8.6	4.4 (51%)

●雨水貯留浸透施設の設置

1時間に50ミリを超える集中豪雨が近年頻発し、浸水被害が発生している。浸水被害軽減のため、都の河川改修や下水道貯留管の整備に加えて、内水氾濫等に対応するため、公園などの公共施設を活用し、雨水浸透施設の設置を実施した。

●雨水流出抑制施設の整備

急速な都市化の進展に伴い、多くの雨水が下水道や河川に一気に流下して起こる「都市型水害」を防ぐ必要がある。区では、河川改修や下水道の整備、流域対策を推進するため、平成 2 年 6 月に「練馬区総合治水計画」を策定した。

令和 3 年 3 月に改定を行い、雨水流出抑制施設の整

備を更に促進し、4年度末現在、道路、公園、学校などの公共の施設で243,465㎡、大規模民間施設などで357,551㎡、合計601,016㎡の雨水流出抑制施設を整備した。

●地下室等設置に係る浸水対策の届出

近年の浸水被害は、台風を原因とするものだけでなく、短期間集中豪雨を原因とする地下構造の住宅への雨水流入などが増加している。

地下室への浸水が起ると人命を脅かす事態に結びつくため、建物を建築する際に区では浸水対策の啓発や指導を行い、あらかじめ届け出を義務付けている。

〔地下室等設置に係る浸水対策の届出件数〕 (単位:件)

年度	届出件数
2	12
3	20
4	14

●ねりま情報メール・練馬区公式ツイッター・LINE

【防災気象情報】

登録した区民のパソコンやスマートフォンなどに、気象情報や避難情報など災害に関する情報を電子メールで配信している。

●橋りょう

区内の橋は、4年度末現在、185橋であり、このうち区の管理する橋は130橋である。

今ある橋を有効に活用し、道路ネットワークの更なる安全性の確保を目的とした「練馬区橋梁長寿命化修繕計画」を平成25年度に策定(4年度更新)し、事後保全的な修繕から予防保全的な修繕へ方針を転換した。

都は、河川の改修事業に併せて、橋の架け替え工事を実施しており、石神井川の曙橋で元年度から架け替え工事に着手している。

なお、区は道路管理者として、橋の拡幅に係る費用の負担をしている。

●街路灯の省エネルギー化促進

区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりに向け、街路灯の維持管理を実施している。

区では、平成27年度から水銀ランプを使用した街路灯を消費電力が少なく寿命の長いLED等の街路灯に計画的に改修している。3年度までに水銀ランプ型街路灯の省エネルギー化が完了し、引き続き蛍光灯を使用した街路灯の省エネルギー化を進めていく。4年度は、3,849基の街路灯の改修を実施した。

(3) 災害に強いまちの実現に向けた取組を支援する

●耐震化に係る助成および支援事業

一般緊急輸送道路沿道建築物や民間住宅、災害時医療機関等および私立幼稚園・私立保育所の耐震化に重点的に取り組み、耐震改修等に要する費用を助成している。さらに、老朽木造住宅が密集する地域内の旧耐震建築物を対象に建替え費用や除却費用を助成している。

また、迅速な避難が困難な高齢者や障害者などに対し、耐震シェルターや防災ベッドの設置費用を助成している。

区民が安心して耐震化を進められるよう、区民向けの無料耐震相談会を実施し、アドバイザーの派遣や簡易耐震診断の経費を全額補助している。

5年度

〔耐震診断・実施設計・改修工事助成額〕 ()内は限度額 (単位:円)

区分	耐震診断	実施設計	改修工事
住宅 ※1	費用の4分の3 (12万)	費用の3分の2 (22万)	費用の3分の2 (130万) ※2
	費用の6分の5 (150万)		費用の3分の2 (3,000万)
分譲マンション	費用の3分の2 (150万)		費用の6分の1 (1,000万)
	費用の3分の2 (100万)	-	
賃貸集合住宅・事務所など	費用の3分の2 (150万)		費用の6分の1 (1,000万)
	費用の3分の2 (100万)	-	
事務所・商店など	費用の3分の2 (150万)		費用の2分の1 (3,000万)
	費用の3分の2 (200万)	費用の6分の5 (1,000万)	費用の2分の1 (6,000万)
私立幼稚園・保育所など	費用の10分の9 ※3 限度額なし	費用の6分の5 (450万)	費用の3分の2 ※4 (6,000万)
	-	費用の6分の5 ※5 (1,000万)	限度額なし
災害時医療機関等	-	費用の6分の5 ※5 (1,000万)	限度額なし
一般緊急輸送道路沿道の建築物	-	費用の6分の5 ※5 (1,000万)	限度額なし
特定緊急輸送道路沿道の建築物	-	費用の6分の5 ※5 (1,000万)	限度額なし

※1:住宅(戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅)は、無料簡易診断を実施

※2:所有者が居住し、所有者を含む世帯全員が非課税世帯である場合などは、費用の5分の4で限度額150万円

※3:延べ面積によっては、助成額が異なる。

※4:延べ面積が5,000㎡を超える部分は費用の6分の1

※5:延べ面積や事業費によっては、助成額が異なる。

5年度

(建替え工事・除却工事助成額) ()内は限度額 (単位:円)

区分	建替え工事	除却工事
住宅 ※ 1	費用の3分の2	
	(225万)	(130万)
一般緊急輸送道路沿道の建築物	費用の3分の2 ※ 2	
	(6,000万)	
特定緊急輸送道路沿道の建築物	費用の6分の5 ※ 3	
	限度額なし	

※1:住宅(戸建住宅、小規模な長屋や共同住宅)は、密集事業対象地区および防災まちづくり推進地区に限る。

※2:延べ面積が5,000㎡を超える部分は費用の6分の1

※3:延べ面積や事業費によっては、助成額が異なる。

●ブロック塀等撤去費用助成について

事故を未然に防止するため、倒壊の恐れがあるブロック塀などの撤去費用の助成をしている。4年度の助成件数は131件であった。

●狭あい道路の拡幅などに係る費用の助成等

1 狭あい道路の拡幅をするための費用の助成

区内の道路の約37%は、幅員4m未満の狭あいな道路であり、災害時における延焼の拡大や緊急車両の通行を妨げるなどの恐れがある。そのため、狭あい道路の拡幅に必要な費用の助成や、区による私道の拡幅整備を行っている。なお、4年度の助成件数は11件、拡幅整備は17件であった。

2 「建築基準法」の道路にするための費用の助成

「建築基準法」の道路に接していない土地では、適法な建替えができず、違反建築物や空き家化するなどの問題を抱えている。そのため、既に家が建ち並んでいる道を「建築基準法」の道路とするために必要な申請費用を助成している。4年度の助成件数は4件であった。

3 すみ切りの公道化の奨励

すみ切りは、交差点において見通しを確保し、歩行者や車両通行の円滑化、災害時の緊急車両の容易な進入を可能にする。そのため、すみ切り用地を区に寄付などする人に対して奨励金を交付している。4年度の交付件数は11件であった。

(4) 上・下水道の整備

●上水道

水道は、最も重要な都市基盤の施設の一つとして人々の生活と都市活動を支えており、区内の給水普及率は100%である。

都の水道は、より安全でおいしい水を供給するため、通常の浄水処理に加えて高度浄水処理の導入や国

が定めた水質基準より高い目標を定めるなどの取組を進めている。

災害発生時でも水道施設の被害を最小限にとどめ、可能な限りの給水を確保するため、地震に強い施設の整備や応急給水体制の整備の対策を推進している。

さらに、災害により一時的に断水した場合にも、飲料水を確保できるよう災害時給水ステーション(給水拠点)を設けている。

〔災害時給水ステーション(給水拠点)〕

施設名	所在地
練馬給水所	光が丘 2-4-1
区立大泉公園	大泉学園町 6-25
区立学田公園	豊玉南 3-32
区立はやいち公園	早宮 1-47-11
区立みんなの広場公園	石神井町 8-41

●下水道

1 普及率はおおむね100%に

下水道は、日常生活や都市活動で発生する汚れた水をきれいにして川や海に戻すほか、道路や宅地に降った雨水を速やかに排除するなど、安全で快適な生活環境の確保や良好な水循環の形成に必要な不可欠な役割を担っている。

昭和42年度から始まった区の下水道整備は、平成7年度末に普及率がおおむね100%に達した。

なお、石神井・大泉地区では、雨水流出抑制型下水道(透水性舗装や浸透雨水ます等により雨水を地下に浸透させ、急激な河川への流れ込み等を抑制する方式)を採用している。

また、下水道管の総延長は、4年度末現在約1,296kmとなっている。

〔下水道管延長〕

4年度

総延長	管きよ内訳	
	幹線	枝線
1,296,275m	68,363m	1,227,912m

資料:都下水道局

2 道路陥没の抑制

道路陥没の主な原因は、下水道本管へ接続する、ます(汚水・雨水)の取付管(陶製管)の破損である。そこで、道路工事に合わせて陶製管から衝撃等に強い硬質塩化ビニル管へ取り替え、道路陥没の抑制を図っている。

42 地域防災力の向上

(1) 自然災害に対する体制を強化する

●練馬区災害対策条例

災害対策の理念や施策の基本を定め、災害対策を総合的・計画的に進め、区民の生命・身体および財産を災害から守ることを目的として、平成16年3月に制定した。

●災害対応力の向上

地震等による被害を最小限に抑えるためには、区民・行政・防災関係機関などが連携し、災害対応力を高めることが必要である。

1 自助（自分の命は自分で守る）

「防災の手引 災害にそなえて」など各種冊子の配布、防災講演会や出前防災講座の実施、起震車体験などを通じて啓発を行っている。

2 共助（自分たちのまちは自分たちで守る）

区民防災組織などの育成を進めるとともに、組織数の増大を図り、区および防災関係機関等と連携した効果的な活動をするように働きかけを行っている。

3 公助（行政や防災関係機関の防災活動）

区は、消防署、警察署、自衛隊などの防災関係機関と連携して災害対策に取り組んでいる。

防災関係機関や学識経験者等で構成する練馬区防災会議で「練馬区地域防災計画」を作成し、その実施を推進している。

4 地震災害以外の課題

都市化の進展により、雨水の不浸透区域が拡大し、「都市型水害」といわれる局地的な浸水被害がたびたび発生しており、水災害対策が喫緊の課題となっている。

都による河川改修のほか、区では、雨水浸透区域の拡大・貯留施設の普及など雨水流出抑制の事業を推進し、総合的な治水対策に取り組んでいる。

また、水災害時の避難について注意喚起のチラシを作成し、浸水被害が予想される地域に毎年配布している。

〔過去の集中豪雨による大規模被害（50件以上）〕

（床上・床下浸水、道路冠水）（単位：件）

発生年月日	件数
平成17年9月4日	738（※）
22年7月5日	163
23年8月26日	61
30年8月27日	122

※石神井川氾濫

5 避難行動要支援者支援の充実

「災害対策基本法」に基づき、大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人（避難行動要支援者）をあらかじめ登録する避難行動要支援者名簿を作成している。

名簿には、一定の要件に該当する人を自動で登録しているほか、要件に準ずる人も希望により登録し、98か所の避難拠点に配備している。また、登録者のうち個人情報の外部提供に同意した人の情報を、平常時から関係機関（民生・児童委員、区民防災組織等、地域包括支援センター、消防機関、警察機関）と共有するなど、災害時に地域全体で安否確認・避難支援を行う体制を構築している。

平成28年度には、介護・障害福祉サービス事業者と災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定を締結しており、要支援者に対する災害時の生活支援体制を強化した。また、協定に基づき、区と介護・障害福祉サービス事業者の選定委員による「練馬区介護・障害福祉サービス事業者災害時連携検討会」を設置している。4年度は9月に89事業所と安否確認訓練を行ったほか、5年1月に77事業所でサービス提供訓練を実施した。

6 地域別防災マップの作成・訓練の実施

水害リスクの高い地区で、地域住民と協働して、地域の防災情報をまとめたマップを作成している。4年度末までに、14地区中7地区で作成済み。マップを活用した訓練を通じて、地域住民の適切な避難行動につなげていく。

●災害対策関連計画

1 練馬区地域防災計画

災害の予防から応急、更に復旧・復興に至る対策を定めた、区の防災対策の基本である。直近では、平成30年の大阪府北部地震や元年の台風第19号の教訓等を踏まえ、3年3月に修正した。

2 練馬区業務継続計画（地震編）

震災時のさまざまな制約が発生する状況下においても、適切な業務執行を継続できる体制を確立するための計画である。直近では、3年5月に修正した。

〔「首都直下地震等による東京の被害想定」
(令和4年5月 東京都防災会議公表) における練馬区の被害〕

主な被害	多摩東部直下地震 (M7.3)	
建物全壊棟数	2,493 棟	
出火件数	28 件	
焼失棟数	11,004 棟	
死者数	314 人	
負傷者数	3,564 人	
避難者数	129,837 人	
帰宅困難者数	43,191 人	
閉じ込めにつながり得る エレベーター停止台数	586 台	
ライ フ ライン	電力 (停電率)	10.9%
	通信 (不通率)	7.4%
	上水道 (断水率)	14.4%
	下水道 (管さよ被害率)	3.9%
	ガス (供給停止率)	32.7%

注：①区の想定震度 震度6強～6弱
②冬・夕方 風速8m/sの場合

●防災センター

1 情報連絡体制の整備

災害時の情報連絡手段として、以下の無線通信システムを整備している。

(1) 移動系防災行政無線

防災センターを基地局として、避難拠点や防災関係機関等との間で、情報の収集および伝達を行う。4年度末現在、216台を配備している。

(2) MCA 無線

帰宅困難者対策および支援物資等の物流対策用として、各拠点等と災害対策本部との間で情報の収集および伝達を行う。4年度末現在、19台を配備している。

(3) 同報系防災行政無線

災害に関する情報を区民へ一斉放送するシステムである。4年度末現在、子局（無線放送塔）207局と区立施設等に配備している戸別受信機（防災ラジオ）1,065台がある。

2 臨時災害放送局（FM 放送）

大規模災害発生時に、臨時に開局することができるFM放送（77.1MHz）である。被災者支援情報など必要な情報を発信する。区では、平成27年度に放送機材を導入し、定期的に放送訓練を実施している。

30年に、日本大学芸術学部をはじめ区内関係団体と臨時災害放送局の開設および運営に関する協定を締結した。

●備蓄対策

水や食料等は、家庭内で最低3日分、可能な限り1

週間分程度を備蓄することが望ましい。

区は、被害想定に応じて、避難拠点1か所あたり700人の1日分に相当する食料やペットボトル飲料水を備蓄している。2日目以降は、都等から輸送された食料を避難拠点で提供する。

また、避難拠点には、毛布・寝袋などの生活必需品や、停電に備えた発電機などの資器材も備蓄している。

●飲料水の確保

区内には、給水所が光が丘公園内（66,600m³）に、応急給水槽が大泉公園・学田公園内（各1,500m³）・はやいち公園・みんなの広場公園内（各100m³）にあり、断水時には都と連携して応急給水を実施する。

また、避難拠点では、応急給水栓や消火栓から給水できるスタンドパイプセットを使用して、応急給水を行う。

その他、主に区と民間の協定により区内22か所の深井戸を「防災井戸」として指定しており、給水を受けることができる。

●区民防災組織

災害時に地域住民が自主的な防災活動を展開できるよう、区民防災組織の育成を図っている。区民防災組織には、各種資器材を貸与するとともに、訓練等助金を支給し活動を支援している。

1 市民消防隊

災害時に地域で発生した火災について、消火や延焼防止活動を行う目的で編成されている。軽可搬消火ポンプ（C級）などの資器材を配備している。

2 防災会

大地震や水害に際して、初期消火や救出救護、安否確認、避難誘導などにより、地域の被害を軽減し、災害後の復興を行うために結成されている。防災資器材格納庫を設置し、軽可搬消火ポンプ（D級）、組立式リヤカー、担架、スコップ、ヘルメットなどの資器材を貸与している。

3 避難拠点運営連絡会

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓と経験を踏まえ、全ての区立小・中学校を避難拠点として位置付け、区職員および学校職員を拠点要員として配置している。

避難拠点には、地域住民による避難拠点運営連絡会が結成されており、平常時から、訓練・講習会・会議等さまざまな活動を通して「いざ!」というときに備えている。

〔区民防災組織の数〕

4年度末現在

組織の種類	組織数
市民消防隊	12 隊
防災会	310 組織
避難拠点運営連絡会	98 組織
その他	2 組織

●防災訓練

区は、区民の災害対応力を高めるために、消防署・警察署・自衛隊などの防災関係機関や、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会などの区民防災組織と連携し、各種の防災訓練を行っている。

1 震災総合訓練

〔開催日〕 4年9月10日

〔場 所〕 全避難拠点 98 か所、防災センター

〔参加者〕 1,533 人

〔概 要〕 ・検温・健康確認場所の設置訓練（感染症対策）

- ・体育館・教室における避難スペースの区割り訓練（感染症対策）
- ・通信訓練
- ・安否確認とりまとめ訓練

2 防災フェスタ

〔開催日〕 4年9月4日

〔場 所〕 大泉第二中学校

〔参加者〕 4,763 人

〔概 要〕 ・各種体験コーナー（はしご車、起震車、初期消火等）

- ・防災関係機関によるブース展示

3 水防訓練

〔開催日〕 4年5月21日

〔場 所〕 都立城北中央公園

〔参加者〕 817 人

〔概 要〕 ・土のう積みなどの浸水防止工法

- ・避難指示地域住民の避難誘導訓練
- ・特別救助隊による救助
- ・各種体験コーナー（土のう作り、VR 防災体験車、大型プロアーカー等）
- ・防災関係機関による広報

4 区民防災組織における訓練

地域の災害対応力を一層向上させるため、市民消防隊・防災会・避難拠点運営連絡会等による自主的な訓練等が、年間を通して実施されている。

(1) 訓練・講習会等

4年度は訓練等を 555 回実施し、延べ 37,794 人が参加した。

(2) 軽可搬ポンプ操法大会

ポンプ操作の習熟と組織間の交流を目的とし

て、区内を3地域（練馬・光が丘・石神井）に分けて、ポンプ操法大会（発表会）を開催している。4年度は、37 団体 115 人が参加した。

●防災企画展

大地震に備えて、区民の防災意識を向上させることを目的として開催。4年度は延べ 676 人が来場した。

〔開催日〕 5年1月16・17日

〔場 所〕 区役所アトリウム

〔概 要〕 ・避難拠点紹介

- ・パネル展示
- ・ガラス飛散防止フィルム貼り体験
- ・初期消火体験

●防災功労者・功労団体表彰

昭和 62 年度から、地域防災力の向上に貢献した個人および団体を表彰している。4年度は功労者 41 人、功労団体 14 団体を表彰した。

●普及啓発活動

1 防災講演会

「災害に強いまち練馬を目指して」をテーマに、講演会を開催した。

〔開催日〕 5年3月5日

〔会 場〕 区民・産業プラザ ココネリホール

〔講 師〕 立命館大学 理工学部教授 大窪健之氏

〔参加対象者〕 区民、区民防災組織関係者

2 防災用品のあっせん

家具転倒防止器具、感震ブレーカー、非常持ち出し品セット、保存飲料水・食料などをあっせんしている。4年度は 205 件の申し込みがあり、744 品をあっせんした。

3 「防災の手引」などの発行

発行している刊行物は、つぎのとおりである。

〔手引などの一覧〕

名称	内容	配布場所
防災の手引	地震や水害時に取るべき行動や日頃の備えについて	7階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所(転入者へ配布)など
水害ハザードマップ	大雨の時に浸水が予想される区域や避難所に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所(転入者へ配布)など
土砂災害ハザードマップ	土砂災害警戒区域および特別警戒区域や避難所に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター、各区民事務所など
防災地図	避難拠点・各種施設など防災に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター、「わたしの便利帳」に挟み込み
食と防災	災害時の食事に関する情報	7階危機管理室、防災学習センター

4 起震車による地震体験訓練

震災時の身の守り方や震災による火災防止の普及を図ることを目的としている。4年度は283回実施し、延べ14,805人が参加した。(うち、VR体験は22回実施、延べ242人が参加)

●ねりま防災カレッジ事業

地震防災をはじめとする防災に対する意識の向上を図り、地域において活動する人材を育成するため、防災学習センターを中心拠点として、ねりま防災カレッジ事業を実施している。



〔4年度ねりま防災カレッジ
自助講座の案内〕

1 人材育成カリキュラム

(1) 自助講座

「自助に関わる基礎的な知識・技術について」をテーマに開催した。4年度は224人が受講

した。

- (2) つながるカレッジねりま防災分野共助コース
「区民防災組織の活動などを学び、発災時に共助活動ができるようになること」をテーマに開催した。4年度は30人が受講した。
- (3) 区民防災組織向け講座(区民防災組織加入者向け)
「運営にかかる手法等を習得し、日頃の防災活動のレベルアップをはかること」をテーマに開催した。4年度は86人が受講した。
- (4) 女性防災リーダー育成講座
「災害時における女性視点の大切さ」をテーマに開催した。4年度は38人が受講した。
- (5) 小学生(4~6年生)向け講座
防災に関する基礎的な知識を習得し、自分の身は自分で守ることの大切さについて学ぶ講座を実施した。4年度は157人が受講した。
- (6) 中学生向け講座
災害時に中学生に求められる役割と、それを果たすための技術や知識について学ぶ講座を実施した。4年度は14人が受講した。
- (7) 合同フォローアップ講座(つながるカレッジねりま防災分野共助コース・区民防災組織向け・女性防災リーダー育成講座の修了者向け)
「よりよい避難拠点に向けた取り組み」をテーマに開催した。4年度は34人が受講した。

2 防災普及啓発カリキュラム

さまざまな視点から知識や技術を学ぶ講習会を実施した。4年度は416人が受講した。

〔開催した講座〕

- ・中高層住宅向け防災講習会
- ・事業所向け防災講習会
- ・食と防災
- ・乳幼児の保護者向け防災講習会
- ・一般公開防災講習会

3 出前防災講座・授業

区内の事業所や町会・自治会・学校などの団体を対象に、防災に関する講座・授業を実施した。4年度は5,181人が参加した。

4 防災体験講座

防災学習センターの来所者を対象に、起震車による地震体験や消火器操作・応急手当など、防災に関する体験講座を実施した。4年度は275人が参加した。

5 防災学習コースメニュー

防災学習センターの来所者を対象に、防災に関する講話や体験などを組み合わせて実施した。4年度は2,476人が参加した。

●各種団体との協定

災害時における応急・復旧活動を迅速に実施するため、他の地方自治体（12 団体）、民間事業者や各種団体等（222 団体）と協定を締結し、応急対策活動が円滑に行えるよう体制を整えている。

4 年度末現在、災害時協定を締結している自治体は、つぎのとおりである。

〔災害時総合応援協定〕

- ・長野県上田市
- ・群馬県前橋市
- ・埼玉県上尾市

〔災害時物資等支援協定〕

- ・福島県塙町
- ・群馬県下仁田町
- ・群馬県館林市

〔災害時隣接自治体応援協定〕

- ・東京都および都内区市町村
- ・特別区
- ・東京都西東京市
- ・埼玉県和光市
- ・埼玉県新座市
- ・東京都武蔵野市

43 安全・安心な地域づくり

(1) 犯罪等に対する体制を強化する

●練馬区民の安全と安心を推進する条例

区内で生活する全ての人々による、安全で安心なまちづくりの礎とするため、「練馬区民の安全と安心を推進する条例」を制定し、平成16年12月に施行した。

●「街かど安全72万区民の目」警戒運動

区内の3警察署および3防犯協会と覚書を締結し、区民向け防犯意識啓発のイベントを共同で実施している。

●地域防犯防火連携組織

「地域のことは地域で協力して守る」という考え方に基づき、小学校区域を単位として、学校、町会、自治会およびPTAなどの各地域団体が連携して、自主的活動を展開できる体制を構築している。

連携組織に対し、その運営費用の一部を助成し、必要な支援を行っている。4年度末現在、38学区域で設立されている。

●パトロール団体

区内で自主的にパトロール活動を実施している団体のうち、一定の要件を満たす団体について、申請に基づき「パトロール団体」として登録し、各種支援を行っている。4年度末現在で266団体が登録している。

〔支援の内容〕

- ・夜光ジャンパーや誘導灯など、パトロールに必要な用品の支給
- ・パトロール中のけがなどに備えて、区の費用負担で保険に加入
- ・パトロールを行う際の委託警備員が運転する安全・安心パトロールカーの貸出し

〔登録の要件〕

- ・パトロール活動に従事する人員が5人以上で、かつ、その過半数が区内に在住、在勤、在学していること
- ・月1回以上または年12回以上の頻度で、将来にわたって継続的にパトロール活動を行うこと
- ・営利を目的としないこと

●消防団

消防団は、地域住民が生業を持ちながら、火災や震

災が発生した時に消防署と連携し、消火・人命救助・応急救護活動を行う組織である。

区内の消防団は3消防署管轄ごとに組織されており、各団は更に地域ごとに分かれた分団により構成されている。

平常時は、区民に対して、火災予防や応急救護の指導を行うなど、地域における防火防災のリーダーとして幅広い活動を行っている。区は消防団の行う各種活動にかかる経費の一部について、助成等を行っている。

●防犯設備整備費および防犯カメラ維持管理費の補助制度

一定の要件を満たす地域の団体が、街頭に防犯カメラなどの防犯設備を設置した場合、その設置費用の一部について補助を行っている。また、地域団体が設置したカメラで、一定の要件を満たすものについて、その維持管理費用の一部について補助を行っている。

●ねりま情報メール・練馬区公式ツイッター・LINE

【安全・安心情報】

区内で発生した犯罪に関する情報や、防犯・防火に役立つ情報などを、あらかじめ登録された区民の携帯電話やパソコンへメール配信している。4年度末現在で37,852件の登録があり、4年度は123件の情報の配信を行った。

●安全・安心パトロールカー

区内のパトロール体制を強化するため、青色回転灯を装備した「練馬区安全・安心パトロールカー」を6台導入している。

区が委託した警備員が毎日24時間、公園や通学路などの巡回パトロールを行うとともに、パトロール団体などが自主的にパトロールを実施する際に、委託警備員が運転するパトロールカーを貸し出している。4年度は延べ221件の貸出しを行った。

●街頭消火器の設置

区民が火災を発見した際の初期消火活動用および災害対策用として、おおむね100m四方に1本の割合で、街頭消火器を設置している。4年度末現在で5,459本を配備している。

(2) 安全な道路環境の整備

●交通安全啓発

交通ルールとマナーを身につけることは、交通事故の防止に有効である。

平成10年12月15日に「交通安全都市練馬区宣言」を行い、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することを表明した。(宣言文は裏表紙参照)

4年度には、春・秋の全国交通安全運動等で、高齢者の事故防止、歩行者・自転車の交通ルール・マナーの向上などについてのPRを行った。

1 区立小学校での啓発

新入生を対象に、蛍光反射ランドセルカバーを配布した。また、「自転車の乗り方教室」を実施し、受講した児童に「自転車運転免許証」を発行している。4年度は小学校60校で実施し、5,190人の児童に免許証を発行した。



(自転車運転免許証)

2 自転車安全教室

平成21年度から、スタントマンが自転車による事故の瞬間を再現し、その衝撃や恐怖を体験してもらう自転車安全教室を実施している。4年度は中学校で17回、高等学校で2回実施した。

3 自転車シミュレーターの利用

平成26年度から、自転車シミュレーターを区立施設に配置し、自転車のルール・マナーの向上に向けた取組を進めている。4年度の自転車シミュレーター利用者は4,320人であった。

●交通安全計画

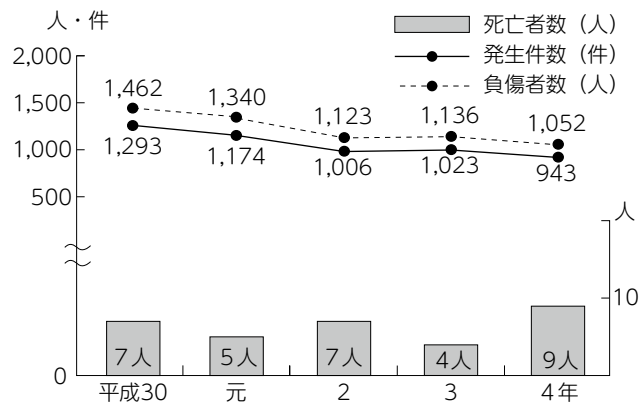
4年3月、「交通安全対策基本法」に基づき「第11次練馬区交通安全計画」を策定した。この計画の目標である「交通事故件数および死傷者数を前年以下に減少させること」を踏まえ、交通安全施設の整備、交通安全啓発活動を進めている。4年の区内における交通事故(人身事故)の発生状況は発生件数943件、死傷者数1,061人であり、発生件数・死傷者数ともに前年からほぼ横ばいであった。また、発生件数はピーク時の平成13年の4,038件と比べ、4分の1以下となり、大きく減少した。

[交通安全施設]

5年4月1日現在

種別	総数	対前年度増減
歩道	129,887 m	481 m
道路標識	2,708 本	5 本
街路灯	45,705 基	103 基
道路反射鏡	6,300 本	2 本
歩行者用防護柵	88,597 m	415 m
点字ブロック	2,495 か所	38 か所

[区内の交通事故の状況]



●区民交通傷害保険

交通事故等の被害者を救済することを目的としている保険事業で、少額の保険料で加入でき、入院や通院治療日数に応じて保険金が支払われる。

自転車の運転者が歩行者等と衝突し、加害者となる事故が増加している。中には高額な賠償責任を負担するケースも出ていることから、平成21年度分から「自転車賠償責任プラン」を付加した。毎年2~3月下旬に受付している。

44 鉄道・道路など都市インフラの整備

(1) 公共交通を充実する

●区内交通の現状と「練馬区都市交通マスタープラン」

区内の交通インフラは、整備が進められてきているものの、慢性的な交通渋滞や脆弱な南北方向の交通などさまざまな課題がある。

また、道路網の整備が未完了であることから、公共交通の不便な地域が依然として存在している。道路の整備率は、都市計画道路が約5割、生活幹線道路が約3割であるなど、交通の円滑化が図られておらず、解決すべき課題は多い。

今後、高齢者が増加していく中で、円滑な移動手段の確保が求められている。その一方で環境問題の高まりなどから、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立も求められている。

区は、平成20年3月に「練馬区都市交通マスタープラン」を策定し、誰もが快適に移動できる交通環境の実現を目指して、さまざまな交通問題の解決に取り組んでいる。

●都営大江戸線

都営大江戸線は、光が丘地区の開発に伴う大量輸送機関として、また、西武池袋線と東武東上線との間に残る交通不便地域の解消などに寄与するものとして計画された鉄道路線であり、放射部と環状部からなっている。

平成12年12月には、現行の営業区間が全線（汐留駅は14年11月開業）开通了。これにより、区内から六本木、大門方面へは乗換えがなくなるとともに、都心・副都心へのアクセス利便性が向上した。

光が丘駅～大泉学園町までの延伸は、首都圏の鉄道ネットワークを充実・強化するうえで欠くことのできない路線であり、都区部にわずかに残る鉄道駅から離れた地域を大きく改善することができる。また、豊かなみどりが残る地域に、都市の利便性を兼ね備えることで、延伸地域のポテンシャルを最大限引き出し、良好な住宅都市を形成することができる。

本路線は、27年7月に都の計画に、28年4月には国の答申において、整備に向けた明確な位置付けを得ている。加えて、5年1月に都が公表した、『『未来の東京』戦略』では、延伸について「関係者と事業化について協議・調整を進める」、「事業化についての検討を実施」と位置付けた。

また、都議会令和5年第1回定例会において、知事

から「副知事をトップとする区内検討組織を立ち上げ、練馬区と一層連携を図って、協議、調整を重ねながら、課題解決の方策や今後の進め方について、スピード感を持って検討を深めていく」との発言があった。5年3月には、「大江戸線延伸にかかる区内検討プロジェクトチーム」が設置された。

区は、延伸の早期実現を目指し、大江戸線を運営している都との具体的な協議や、新駅予定地周辺を含む延伸地域のまちづくりに取り組んでいる。また、実現には積極的に区が役割を担う必要があることから、延伸に資するために活用する大江戸線延伸推進基金を平成23年4月に設置し、元年度には50億円まで積み増した。さらに、区議会、地域住民とともに大江戸線延伸促進期成同盟を設立し、促進大会の開催や都に対し、早期着工に向けた働きかけを行ってきた。29年8月、期成同盟は、区内経済・産業団体、町会等と大江戸線延伸推進会議を設立し、延伸実現に向けてともに活動している。

大泉学園町から先のJR武蔵野線東所沢駅までの延伸については、新座市等で構成する都市高速鉄道12号線延伸促進協議会に加盟し、要請活動等を行っている。

●西武池袋線

西武池袋線は、区内を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、江古田駅から大泉学園駅までの8駅があり、また保谷駅が区に近接していることから、多くの区民の日常生活を支えている。

この路線は、踏切による慢性的な交通渋滞や踏切事故の抜本的な対策として、都により高架化が行われてきた。併せて、複々線化事業も、西武鉄道（株）により進められてきた。

昭和46年1月に桜台駅～石神井公園駅付近間の都市計画が決定されて以降、順次事業に着手した。平成6年12月には練馬高野台駅が開業し、利便性が高まった。また、15年3月までに桜台駅～練馬高野台駅付近間の高架複々線化が完了し、19か所の踏切が無くなった。

練馬高野台駅～大泉学園駅付近間については、17年6月に都市計画が決定（変更）され、19年5月に事業着手し、27年1月には高架化が完了した。その結果、9か所の踏切が無くなり、鉄道により隔てられていた地域が一体化するなど、安全で快適なまちづくりに大いに寄与した。また、この事業に併せて練馬高野台駅～石神井公園駅間が複々線化され、25年3月

に西武池袋線・有楽町線と東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が開始された。

●西武新宿線

西武新宿線は、区南西部を東西方向に走る鉄道路線である。区内には、上石神井駅と武蔵関駅の2駅があり、また上井草駅と東伏見駅が区に近接していることから、多くの区民が西武新宿線を利用している。

この路線は、南北方向の道路と交差する箇所が全て踏切による平面交差となっているため、特に朝夕のラッシュ時には踏切付近などで慢性的な交通渋滞が発生している。

都は、平成16年6月に策定した踏切対策基本方針において、井荻～東伏見駅付近を鉄道立体化の検討対象区間（全20区間）のひとつとして位置付けている。区では、各駅周辺のまちづくりに取り組むとともに、27年1月には、区民、区議会、区が一体となって西武新宿線立体化促進協議会を設立し、鉄道立体化の早期実現の要請活動を都へ行ってきた。31年2月に都、関係区市および西武鉄道（株）が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差化計画等について、都市計画素案等の説明会を行い、2年10月には、都市計画案および環境影響評価書案の説明会を行った。3年11月に連続立体交差化計画等が都市計画決定した。現在は都市計画の事業認可に向けて取り組んでいる。

●東武東上線

東武東上線は、川越街道と平行して、練馬区と板橋区との区境を走る鉄道路線である。区内に駅はないものの、東武練馬駅、下赤塚駅および成増駅の3駅は、区と近接していることから区民の利用が多く、重要な交通手段の一つとなっている。

●東京メトロ有楽町線・副都心線

東京メトロ有楽町線は、区内で最初の地下鉄として昭和58年6月に池袋駅～営団成増駅（現地下鉄成増駅）間が開業した。池袋駅から先の都心部とつながることで、区北東部地域から都心方面への交通利便性が飛躍的に向上した。

平成6年12月には、西武有楽町線が練馬駅まで開通し、10年3月に西武池袋線との相互直通運転が実現するなど、利便性の向上とともに西武池袋線の混雑緩和に大きく寄与している。20年6月には、小竹向原駅から池袋駅を経由して渋谷駅に至る東京メトロ副都心線が開業し、25年3月に、東急東横線・横浜高速鉄道みなとみらい線との相互直通運転が実現するなど、都心部へのアクセスなどの利便性が更に向上して

いる。

●鉄道駅のバリアフリー化

公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性の向上を図ることを目的に、平成12年5月、行政、公共交通事業者および国民の役割を明確にする「交通バリアフリー法」（18年12月に「バリアフリー法」に統合）が施行された。区内鉄道駅のバリアフリー化を促進するため、区では、14年1月に「練馬区鉄道駅エレベーター等整備事業補助要綱」、18年7月には「江古田駅鉄道駅総合改善事業費補助交付要綱」を策定し、大泉学園駅など区内5駅のエレベーター等の整備費用の一部補助を実施してきた。23年8月には、区内全21駅において、駅出入口からホームまでのバリアフリー化された経路が1ルート確保された。

また、30年3月には「練馬区鉄道駅ホームドア整備事業補助金交付要綱」を策定し、30年度より西武鉄道練馬駅のホームドア整備費用に一部補助を行い、元年度に完成した。

区は、更なるバリアフリー化の促進のため、引き続き、鉄道事業者に整備を働きかけていく。

〔各駅の1日平均乗降客数〕 (単位：人) 4年度

駅名	乗車	降車	総数
西武池袋線			
江古田	14,378	14,407	28,785
桜台	7,107	7,047	14,154
練馬	54,964	56,002	110,966
中村橋	17,992	17,852	35,844
富士見台	12,667	12,486	25,153
練馬高野台	12,281	12,114	24,395
石神井公園	35,737	35,737	71,474
大泉学園	37,807	37,706	75,513
保谷	26,881	26,820	53,701
西武豊島線			
豊島園	4,950	4,921	9,871
西武新宿線			
上井草	8,719	8,712	17,431
上石神井	19,042	18,960	38,002
武蔵関	14,012	13,647	27,659
東伏見	10,274	10,214	20,488
東武東上線			
東武練馬	26,065	26,069	52,134
下赤塚	7,133	7,259	14,392
成増	25,179	25,394	50,573
東京メトロ有楽町線			
小竹向原(※)	43,741	41,638	85,379
氷川台	17,510	17,252	34,762
平和台	19,416	19,353	38,769
地下鉄赤塚	18,431	18,105	36,536
地下鉄成増	22,115	22,199	44,314
東京メトロ副都心線			
小竹向原(※)	38,548	35,191	73,739
西武有楽町線			
小竹向原(※)	58,480	63,882	122,362
新桜台	4,454	4,262	8,716
都営大江戸線			
新江古田	13,177	12,911	26,088
練馬	34,840	34,671	69,511
豊島園	4,914	4,784	9,698
練馬春日町	10,394	10,279	20,673
光が丘	26,478	26,353	52,831

※小竹向原駅：

①西武鉄道：直通連絡客を含む。

②東京メトロ：直通連絡客を含み、有楽町線・副都心線間の乗換旅客を除く。

資料：西武鉄道(株)、東武鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東京都交通局

●エイトライナー

東京近郊の環状鉄道は、JR 山手線、都営大江戸線、その外側に JR 武蔵野線、JR 南武線があるが、これらの中間部にあたる環状8号線の沿線区には環状鉄道が無く、南北方向の移動に多くの時間を要している。

区では、環状8号線を基本ルートとする新しい交通システムについて、関係区との研究を始め、平成5年10月に「エイトライナー構想」を取りまとめた。この構想を実現することにより、①環状方向の移動時間が短縮する、②沿線の拠点整備に大きく寄与する、③羽田空港へのアクセスが向上する、などの効果が期待されている。

6年5月には、大田区、世田谷区、杉並区、板橋区、北区とともにエイトライナー促進協議会を設置し、環状7号線を基本ルートとするメトロセブン促進協議会とも連携して、メトロセブンとエイトライナーをつなぐ環状線「区部周辺部環状公共交通」の実現に向けた調査・研究を行っている。

28年4月に交通政策審議会が国土交通大臣に答申した「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」において、「区部周辺部環状公共交通」は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」として位置付けられた。

●バス交通

区内を東西方向に走る西武池袋線や西武新宿線、板橋区との区境を走る東武東上線の各鉄道路線は、南北の間隔が広い。これら路線の各駅をつなぐ路線バスが、区民の日常生活の「足」となっており、区内では、西武バス(株)、国際興業(株)、関東バス(株)、京王バス(株)、都交通局の5つの事業者により、約160系統が運行されている。

しかし、区内は狭い道路が多いことなどから、路線バスの運行がない地域や1日の運行回数が少ない地域がある。そのため、区は、「公共交通空白地域(※)改善計画」を策定し、計画に基づく既存路線バスの再編などにより公共交通空白地域の改善に取り組んでいる。

また、路線バスを補完するものとして、区運営のコミュニティバス「みどりバス」を区内6ルートで運行している。

※公共交通空白地域：

鉄道駅から800m以上、かつ、30分に1便以上運行しているバス停から300m以上離れた地域

〔みどりバスの運行ルート〕

ルート	運行開始 (平成)	路線 (5年4月1日時点)	主な経由地
保谷	3年8月	保谷駅北口 ～練馬光が丘病院	光が丘駅
北町	15年3月	練馬光が丘病院 ～東武練馬駅入口 ～練馬光が丘病院	光が丘駅
関町	17年7月	関町福祉園 ～上石神井駅 ～順天堂練馬病院	武蔵関駅南口 練馬高野台駅
氷川台	17年7月	光が丘公園～練馬駅 ～東武練馬駅入口	光が丘駅 練馬春日町駅東 氷川台駅 氷川台福祉園
大泉	20年1月	大泉学園駅 ～大泉学園町5丁目 ～大泉学園駅	
南大泉	23年12月	保谷駅入口 ～武蔵関駅南口 ～関町福祉園	

(2) 道路交通ネットワークを形成し、
沿道を整備する

●区内の道路事情

区内の道路は、それぞれの機能や役割に応じて、自動車専用道路、幹線道路（都市計画道路等）、生活幹線道路、主要生活道路、生活道路に分類される。

自動車専用道路としては、関越自動車道、東京外かく環状道路、骨格となる幹線道路として、放射6号線（青梅街道）や放射7号線（目白通り）、放射8号線（川越街道）、環状7・8号線、補助的な幹線道路として、補助76号線（新青梅街道）、補助134号線（笹目通り）、補助229号線（千川通り）などがある。

骨格となる幹線道路の整備が比較的進捗している一方で、区西部地域の都市計画道路の整備率は未だ約3割であり、更なる整備が必要である。

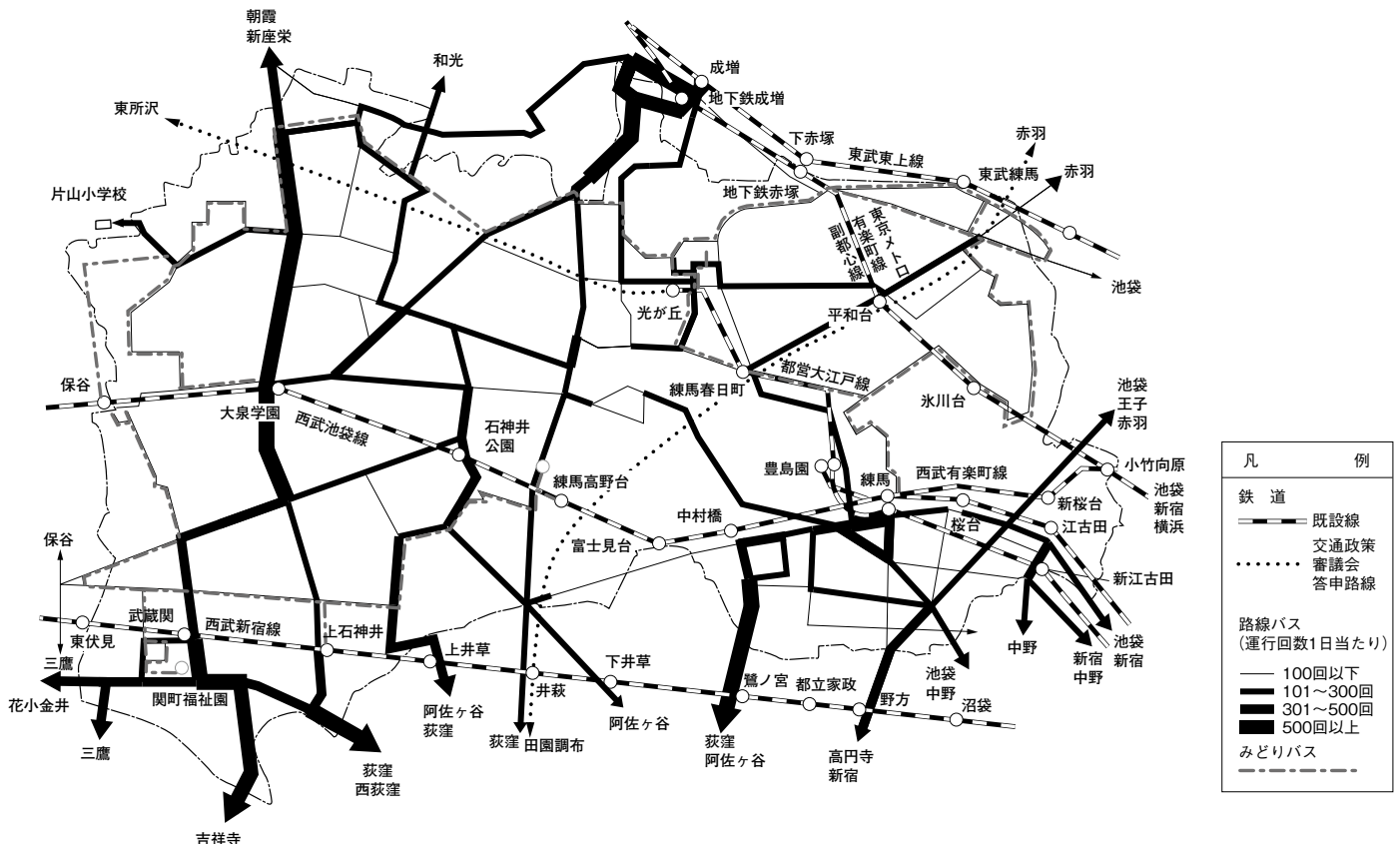
生活道路としての役割を果たす区道は、かつて農道であったなど、狭く曲がったものが多く、幅員も4.5m未満の道路が総延長の40.1%と半分近くを占めている。

●都市計画道路の整備状況

4年度末現在、区内の都市計画道路は38路線あり、計画延長は108.4kmである（都市高速道路および鉄道付属街路を除く。）。整備状況は、事業完了が56.3km（51.9%）、事業中が13.9km（12.8%）、未完

〔練馬区の公共交通図〕

5年4月1日現在



了は38.2km（35.3%）である。

都と特別区および26市2町は、平成28～7年度の10年間で優先的に整備すべき路線を示した「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」を27年度末に公表した。区内では、11路線（20区間）、延長18.5kmが指定されており、引き続き都と連携して整備を着実に進めていく。

〔事業中の主な都市計画道路〕 5年3月31日現在

路線名	事業状況
放射7号線	大泉学園町二丁目～西大泉五丁目 2,000 m工事中、一部用地取得中
放射35号線	早宮二丁目～北町五丁目 1,330 m工事中、一部用地取得中
放射35・36号線	板橋区小茂根四丁目～練馬区早宮二丁目 1,970 m工事中、一部用地取得中
補助133号線	中野区上鷺宮一丁目～練馬区中村北三丁目 1,105 m用地取得中
補助156号線	東大泉四丁目～西大泉一丁目 1,400 m用地取得中
補助172号線	早宮三丁目 390 m用地取得中
補助230号線（Ⅰ期）	大泉町三丁目～大泉町二丁目 850 m工事中、一部用地取得中
補助230号線（Ⅱ期）	大泉学園町七丁目～大泉町三丁目 1,250 m用地取得中
補助233号線	大泉学園町四丁目～大泉学園町八丁目 500 m用地取得中
外郭環状線の2（大泉JCT地域）	石神井町八丁目～東大泉二丁目 1,000 m用地取得中
外郭環状線の2（上石神井駅周辺）	上石神井一丁目～上石神井四丁目 790 m用地取得中
外郭環状線の2（交通広場）	上石神井一丁目、二丁目および四丁目 各地内5,164.41㎡用地取得中
補助135号線（補助156号線交差部）	東大泉一丁目、三丁目および四丁目 各地内142m用地取得中
補助135号線（補助230号線交差部）	大泉学園町五丁目～大泉学園町六丁目 461 m用地取得中
補助232号線	石神井町三丁目 220 m用地取得中
区画街路1号線	早宮三丁目～練馬二丁目 230 m工事中

〔自動車保有台数の推移〕（単位：台） 各年3月31日現在

年次	登録自動車	届出自動車等	
		軽自動車等	原付
3	156,387	48,501	25,020
4	155,582	49,187	24,779
5	154,696	50,031	24,367

資料：登録自動車は、練馬自動車検査登録事務所

●東京外かく環状道路

東京外かく環状道路は、都心から約15km圏域を環状に連絡する延長約85kmの道路であり、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実

現する上で重要な道路である。現在、区内においては、埼玉県境から関越自動車道までが供用中である。関越自動車道から東名高速道路の区間については、平成19年4月に高架方式から地下方式に都市計画が変更され、21年5月に事業化した。交通渋滞など、区内における交通問題の抜本的改善のため、事業者である国や高速道路会社に対し、工事の安全・安心に万全を期すとともに、早期完成を求めていく。

●都市計画道路沿道地域のまちづくり

都市計画道路の整備に併せ、沿道の土地利用や周辺環境の変化に対応したまちづくりを進めている。

1 大江戸線延伸地域

大江戸線延伸の導入空間となる補助230号線は、土地区画整理事業をはじめとした区の精力的な取組により、笹目通りから別荘橋通りの区間が交通開放されている。

現在は都が別荘橋通りから大泉学園通りの区間および大泉学園町四丁目付近において接続する補助233号線（大泉学園町四～八丁目）の事業を進めている。

区は、大江戸線延伸を見据えたまちづくりを進めており、これまでに4地区で地区計画の都市計画決定を行った。

引き続き、沿道のまちづくりを進めるとともに、新駅予定地周辺では、道路や広場の整備による交通利便性の向上や商業・サービス施設の立地を促し、まちの中心となる新たな拠点づくりを進めていく。

2 外かく環状道路沿道地区

国等が、地下の高速道路である東京外かく環状道路の事業を、都が、地上部の一般道路である外郭環状線の2の事業を進めている。区は、区西部地域の南北を繋ぐこの重要な都市計画道路の整備が良質な都市空間を創出する絶好の機会と捉え、道路整備に併せたまちづくりを進めている。

大泉JCT周辺では、平成27年7月に重点地区まちづくり計画を策定し、現在、地域住民とその実現に向けた検討を進めている。

3 その他の都市計画道路沿道周辺地区

放射35号線沿道周辺地区では、歩行者の利便性と安全性の向上を図るため、環状8号線を横断し、平和台駅に連絡する地下通路の完成に向け、工事を進めている。

放射36号線等沿道周辺地区では、羽沢・桜台地区において地区計画（素案）を取りまとめ、都市計画手続を進めている。氷川台駅周辺地区においては地区計画検討会を設置し、にぎわいの創出や駅へのアクセシビリティの向上を目指し、検討を進めている。

補助156号線沿道周辺（東大泉・西大泉・南大泉）

地区では、まちづくり協議会から提出された提言書の内容等を踏まえた重点地区まちづくり計画の策定に向け、手続を進めている。

引き続き、道路整備に合わせた沿道とその周辺地区のまちづくりを進める。

●沿道地区計画制度によるまちづくり

沿道地区計画は、「幹線道路の沿道の整備に関する法律」に基づき、道路交通騒音に強い建築物等を沿道に誘導することで住環境の向上を図り、沿道地区にふさわしい土地利用を促進するためにまちづくりのルールを定めた都市計画である。

防災性や遮音性の向上を図るために、まちづくりの方針や建築物等の制限内容（間口率の最低限度、高さの最低限度等）を定めることにより、個々の建築や開発に対して規制・誘導を行い、適切な土地利用を促進していく。なお、一定の防音改良工事や建替え工事に対しては、都の補助を受けることができる。

現在、区内の環状8号線の一部、環状7号線および笹目通りで沿道地区計画を定めている。

●生活幹線道路の整備

都市計画道路を補完し、地区の交通の主要な動線となる道路を生活幹線道路として位置付け、昭和63年5月に整備計画を策定した。これは均衡のとれた道路網を形成し、区民生活の安全性・利便性の向上と良好な市街地の形成に寄与することを目的としたものであり、延長約110kmを計画した。このうち、4年度末現在、区道延長は約93kmであり、約25kmの整備が完了している。

区では、計画した路線のうち延長約4kmで事業を実施するとともに、延長約4kmを早期に整備を行う必要性が特に高い路線として、整備促進路線に指定している。

〔主要道路の自動車交通量（12時間値）〕（単位：台）

路線名 (観測地点)	観測年度(平成)		
	17	22	27
環状7号線 (羽沢2丁目)	39,566	35,225	34,165
目白通り (豊玉北4丁目)	34,058	30,908	27,379
川越街道 (旭町3丁目)	23,728	21,803	29,545
笹目通り (谷原3丁目)	35,684	31,312	29,828
新青梅街道 (関町北4丁目)	13,393	10,971	9,452
青梅街道 (関町南1丁目)	31,695	27,641	25,248

注：台数は、午前7時から午後7時までの秋の1日（平日）の測定値

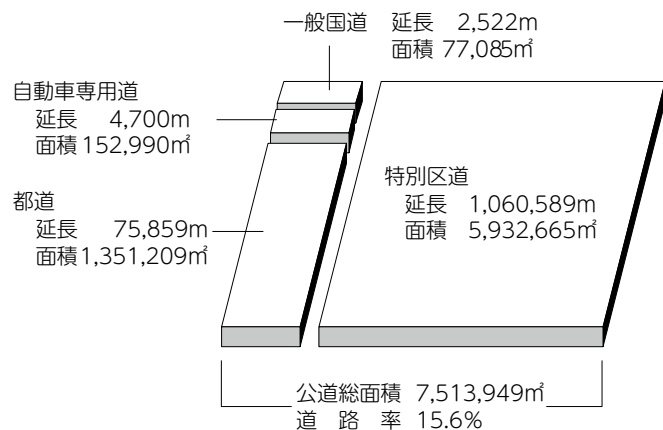
資料：「交通量調査報告書」（都建設局）

●生活道路

区では、一定の条件に合った私道などを区道として認定する公道化を進めている。4年度に認定した路線は16件、延長732m、面積4,046㎡であった。

〔練馬区の道路の現状〕

5年4月1日現在



資料：一般国道、自動車専用道、都道は「東京都道路現況調書令和4年版」（都建設局）

●私道整備助成制度

生活環境向上のため、私道を舗装または再舗装する場合や、私道に排水施設（下水）を設置する場合の工事費用の一部を助成している。4年度は舗装13件、舗装面積1,686㎡を助成した。

(3) 快適な道路環境を整備する

●練馬区自転車利用総合計画

区の自転車に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、「自転車利用総合計画」を策定している。

4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画(令和4～13年度)」を策定した。

本計画では、「第2次練馬区自転車利用総合計画(平成23～3年度)」での実績を踏まえ、継続して取り組むべき施策と、平成29年に施行された「自転車活用推進法」に基づく新たな施策に取り組むこととしている。

●駅周辺の放置自転車等の状況

道路上の自転車の放置については、歩行者の安全な通行を妨げるほか、災害時などの救助活動にも支障となる。このため、区は、駅周辺などへの自転車駐車場の設置や、自転車等の放置禁止区域を指定し撤去を行っている。

5年5月の調査では、駅周辺の午前中の放置自転車は242台で、過去最大だった平成7年(13,142台)の約2%までに減少した。

一方、午後も減少はしているが、午前の約2倍(438台)の自転車等が放置されていた。

●自転車駐車場の整備

区では平成4年7月から、利用者が使用料として費用の一部を負担する有料化を進めた。

通勤、通学による午前中の放置自転車は大幅に減少した一方で、買物客などによる午後の放置自転車の問題が顕在化している。買物客等を対象にした自転車駐車場の整備を店舗や商店会等に要請するとともに、短時間無料の区立自転車駐車場の整備を進めている。

現在、公営自転車駐車場は区内に88か所あり、5年5月1日現在の収容台数は43,641台である((公財)自転車駐車場整備センター等の運営を含む)。このうち21駅55か所は、短時間無料の公営自転車駐車場である。

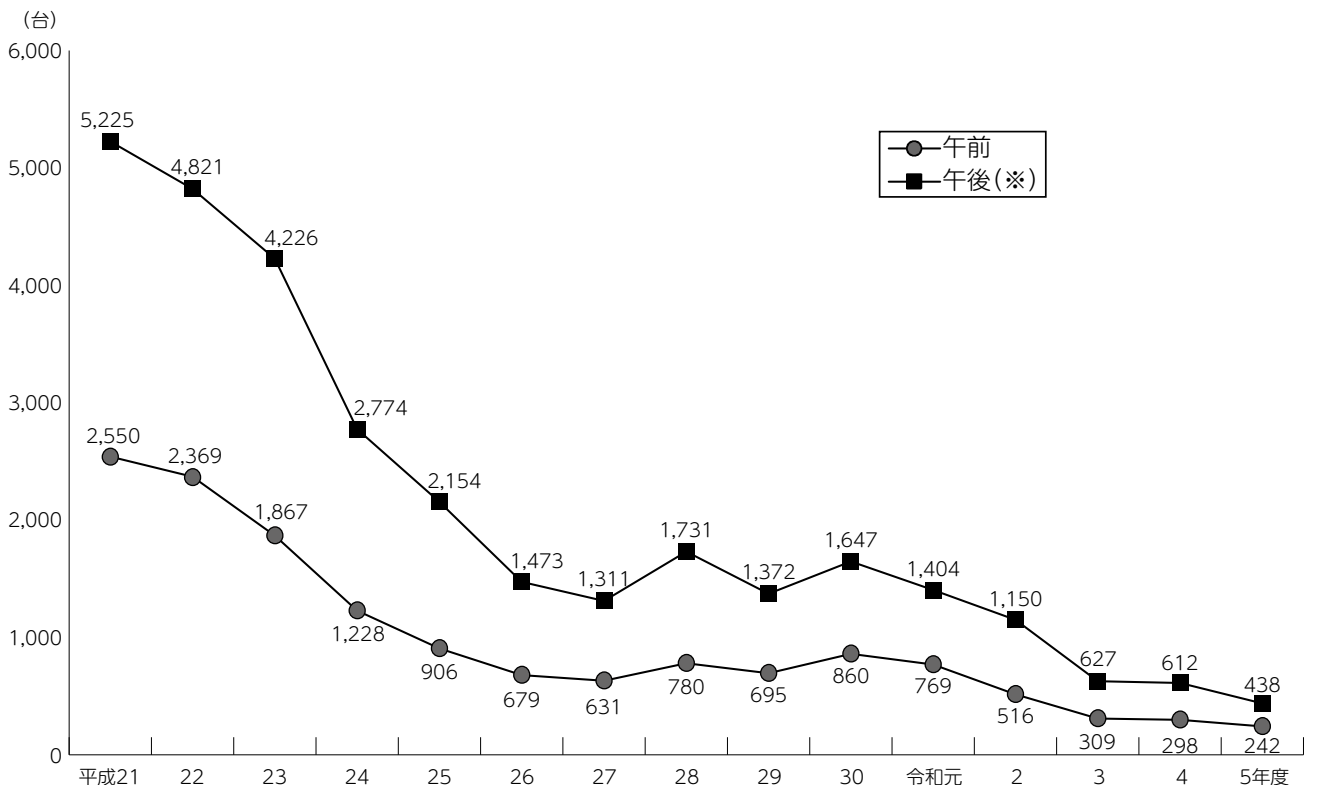
●自転車通行空間の整備

4年度末現在、区道での自転車専用通行帯の総延長は約2.8kmである。

4年3月には、「第3次練馬区自転車利用総合計画(令和4～13年度)」を策定し、自転車ネットワークの整備を位置付けた。

今後、国、都などと連携し、都市計画道路の整備にあわせて、自転車専用通行帯等の自転車通行空間の整備を進めていく。

〔駅周辺の放置自転車等の状況〕 各年5月調査



※：午後調査については、平成27年度以前は午後2時前後、28年度以降は午後4時前後に実施

●レンタサイクルシステム

区では、1台の自転車を複数の人が使うことにより、自転車の有効利用が図れるとともに、駅周辺における放置自転車の抑制、地域振興、環境改善などを主な目的とし、シェアサイクルの社会実験とねりまタウンサイクルの運営を行っている。

シェアサイクルは、同じ事業者のサイクルポートであれば、いつでもどこのポートでも自転車の貸出・返却ができるシステムで、平成29年10月から光が丘地区、大泉・石神井・上石神井地区においてシェアサイクルの社会実験を実施してきた。

この社会実験では、会員登録数が増加し続けていること、未実施区域や他自治体との相互乗入れの需要が高いことなどがわかった。

そこで、4年4月からは、「区内全域への拡大」と「他自治体との相互乗入れ」を行う新たな社会実験を実施している。

一方、ねりまタウンサイクルは平成4年6月から運営しており、区内6駅7か所に設置し2,700台の自転車が利用可能である。なお、当日利用についてはシェアサイクル事業の導入効果検証のため休止している。

また、駅周辺の自転車駐車場や、シェアサイクル社会実験の利用状況によるねりまタウンサイクル各施設の利用の変化を踏まえ、ねりまタウンサイクル事業の見直しについて検討していく。

●自動車駐車場の運営

区内には練馬駅北口地下駐車場、石神井公園駅北口駐車場、大泉学園駅北口駐車場、大泉学園駅南口駐車場と4か所の区立自動車駐車場があり、収容台数は合計1,057台である。

また、平成19年3月、練馬駅北口地下および石神井公園駅北口に、自動二輪車用駐車スペースを整備した。

全ての施設で指定管理者制度を導入し、運営している。

〔各駅における放置自転車等の状況〕

(単位：台) 5年5月調査

駅名	放置台数	
	午前	午後
江古田	14	29
桜台	26	36
練馬	29	55
豊島園	6	2
中村橋	20	44
富士見台	6	10
石神井公園	14	43
大泉学園	11	10
大泉バス停(※)	0	0
保谷	0	2
上井草	0	0
上石神井	11	11
武蔵関	20	23
東武練馬	8	13
小竹向原	6	14
氷川台	4	3
平和台	19	30
地下鉄赤塚	19	18
新桜台	3	5
光が丘	10	39
練馬春日町	10	20
練馬高野台	5	29
新江古田	1	2
計	242	438

※：大泉バス停とは、西武バスの都民農園・大泉風致地区・大泉郵便局バス停を指す。

45 地域生活を支える駅周辺のまちづくり

(1) まちの拠点機能を向上させる

●駅周辺地区の整備

区内の駅周辺では、交通広場やアクセス道路などの整備が必ずしも十分ではない状況がある。また、利便性や安全性を高め、商業活動の活性化を図る必要がある。

このため、区内の各駅周辺を中心核、地域拠点、生活拠点と位置付け、交通広場や道路の整備を進めている。さらに、便利でにぎわいのある商業環境等の生活利便性を向上させるなど、まちの拠点としての整備を進めている。

●練馬駅周辺整備

練馬駅周辺は、「練馬区都市計画マスタープラン」で『練馬の中心核』と位置づけられている。これまで、道路や駅前広場をはじめとした都市基盤の整備など、まちづくりを推進してきた。

駅南口の豊玉北五丁目地区においては、区内で初めて「街並み誘導型地区計画」を活用した「練馬駅南口地区地区計画」を平成16年12月に都市計画決定した。また、道路の無電柱化が23年3月に完成した。

練馬駅南地区の商店会、町会、自治会有志が中心となり、まちづくり活動の理念と目標像、方針について定めた「練馬駅南地区まちづくり憲章」を25年3月に策定し、自主的なまちづくり活動に取り組んでいる。

駅北口の練馬一丁目地区では、道路の拡幅整備に併せたまちづくりの実現を図るため、「練馬駅北口地区地区計画」を21年6月に都市計画決定した。

●石神井公園駅周辺整備

石神井公園駅周辺は、公共機関や商業施設が多く、周辺住宅地域を含めた地域の中心的役割を果たしている。また、都立石神井公園の玄関口でもあり、地区外からの来訪者も少なくない。

このような状況にもかかわらず、駅に通じる道路は狭く、駅前広場や道路、踏切など駅周辺の交通環境の整備が十分とはいえない状況であったため、鉄道の高架化や駅前広場の整備を行い、現在、都市計画道路の整備を進めている。

1 整備の方針

区では、石神井公園駅周辺地区を区西部における地域拠点の一つと位置づけ、平成15年6月に「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」を策定し、つぎ

のような整備方針に基づいて総合的なまちづくりを推進している。

(1) 鉄道の連続立体交差事業の計画にあわせて、補助132号線、補助232号線、南口駅前広場、富士街道の整備について、地域住民と検討・協議しながら進めていく。

(2) 基盤整備と連携して、駅周辺の土地利用の転換を適切に誘導し、災害に強く、石神井公園と一体となったみどりを大切にしまちづくりを進めていく。

2 駅周辺まちづくり事業の推進

区では、これまで「石神井公園駅周辺地区まちづくり全体構想」に基づき、南口駅前広場の整備や周辺の都市計画道路の整備などを行い、駅周辺のまちづくりを段階的に進めてきた。

平成29・30年には、駅南口西地区市街地再開発事業について検討状況報告会を開催し、30・31年には、補助132号線周辺地区における地区計画によるまちづくりのルールを検討する意見交換会を開催した。2年7月には補助132号線周辺地区等に関連する地区計画変更、南口西地区の市街地再開発事業およびこれらに関連する都市計画の原案説明会等を開催し、12月に都市計画決定した。4年には、都知事から認可を受けて再開発組合が設立され、事業に着手した。

現在は、南口西地区の市街地再開発事業の工事着手に向けた取組を支援している。

●上石神井駅周辺整備

上石神井駅は急行停車駅であり、駅周辺には多くの商業施設が立ち並ぶなど、まちの発展の可能性を多く秘めた地域である。しかし、交通広場がなく、歩行者や自転車、自動車などが駅に通じる狭い道路に集中するうえ、踏切遮断の影響もあり、交通渋滞などが課題となっている。そのため、交通広場を含む外郭環状線の2（千川通り～新青梅街道間）の整備と西武新宿線の立体化に取り組んでいる。

外郭環状線の2は、平成27年12月から測量を行い、30年12月に事業の認可を取得し、事業に着手した。また、2年10月に都、関係区市および西武鉄道が西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画等の都市計画案および環境影響評価書案の説明会を行い、3年11月に連続立体交差化計画等が都市計画決定した。現在は都市計画の事業認可に向けて取り組んでいる。

1 整備の方針

平成20年3月に重点地区まちづくり計画を策定し、3年6月には外郭環状線の2の事業化や鉄道の連続立体交差化計画の具体化に併せて、その一部を改定した。改定後の整備方針に基づき、まちづくりを推進している。

2 まちづくり事業の推進

区では、重点地区まちづくり計画に基づき、外郭環状線の2と交通広場の整備に加え、元年5月より、地域住民とまちづくりルールの検討を行い、地区計画の策定に向けて取り組んでいる。また、駅前における建物の共同化の実現を目指し、検討会などを開催している。

●生活拠点の整備

練馬駅・石神井公園駅・大泉学園駅・光が丘駅・上石神井駅を除く各駅周辺地区を生活拠点として位置付け、地域の状況に合わせて道路整備などと連動しながらまちづくりを進めている。

1 江古田駅周辺地区

平成30年度まで江古田北部地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、18年6月に「江古田駅北口地区地区計画」、30年3月に「江古田北部地区地区計画」、元年11月に「江古田南部地区地区計画」を都市計画決定している。

2 中村橋駅周辺地区

平成17年1月に「中村橋駅南口地区地区計画」を、25年3月に「中村橋駅北口地区地区計画」を都市計画決定し、住環境の保全と活力ある市街地の形成を目指している。

また、美術館のリニューアルに併せて、中村橋駅周辺のまちづくりを更に進めるため、4年度からは、地域住民が参加する検討会により、アートを感じられるまちなみの整備などを検討している。

3 富士見台駅周辺地区

平成23年2月に重点地区まちづくり計画を策定し、貫井・富士見台地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりを行っている。30年12月に「富士見台駅北部地区地区計画」を都市計画決定し、31年1月には新たな防火規制区域の指定を行うなど、災害に強く、安全・快適なまちを目標に取組を進めている。

4 保谷駅周辺地区

保谷駅周辺地区まちづくり協議会の提言を踏まえ、地域住民が協議を重ね、元年12月、建替え時の自主ルールである「保谷駅南口駅前通りまちづくり宣言」を策定した。安全で快適な環境を目指し、区も連携し

てまちづくりに取り組んでいる。

5 東武練馬駅周辺地区

元年度まで北町地区密集住宅市街地整備促進事業によるまちづくりに取り組んできた。災害に強く、安全で快適なまちの形成を誘導していくため、平成22年11月に「東武練馬駅南口周辺地区地区計画」、27年1月に「北町二丁目西部地区地区計画」、元年8月に「北町一丁目地区地区計画」を都市計画決定している。

6 武蔵関駅周辺地区

平成26年5月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、交通広場や補助230号線などの整備に向けて、取り組んでいる。2年10月に都、関係区市および西武鉄道が、西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差化計画および交通広場計画等の都市計画案および環境影響評価書案の説明会を行い、3年11月に連続立体交差化計画等が都市計画決定した。現在は都市計画の事業認可に向けて取り組んでいる。

7 上井草駅周辺地区（下石神井四丁目）

平成26年11月に重点地区まちづくり計画を策定し、西武新宿線の立体化に併せ、計画の実現に向けた取組を進めている。

8 桜台駅周辺地区

4年9月に重点地区まちづくり計画を策定し、駅周辺では、周辺の環境と調和した街並みを誘導するとともに、地域住民が買物や交流を楽しむ日常的なにぎわいを創出する駅前空間の整備を検討している。

また、5年度から桜台東部地区密集住宅市街地整備促進事業に着手し、災害に強く、安全・快適なまちづくりを進めていく。

46 みどりの保全と創出

(1) みどりのネットワークの形成

●みどりのネットワーク形成の推進

区の緑被率（草地、樹林地や農地などのみどりに覆われた面積の割合）は、22.6%であり、減少傾向にある。

区は、「練馬区みどりの総合計画」を平成31年4月に策定し、みどりの拠点としての公園の整備や樹林地の保全、それらをつなぐみどりの軸となる道路や河川沿いの緑化により、みどりあふれるまちづくりを進めている。

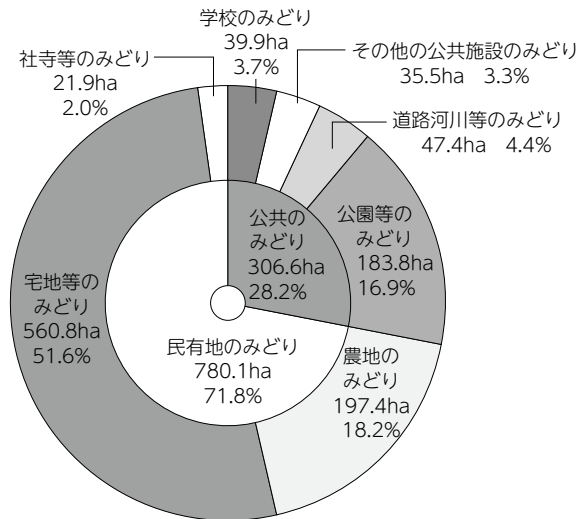
〔緑被率の推移〕

	緑被率
23年	25.4%
28年	24.1%
3年	22.6%

注：緑被率＝樹木緑被率＋草本被覆率

〔公民別緑被状況の内訳〕

3年度調査



●みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクト

白子川の源流部に位置する約5haの大泉井頭公園は「水辺空間の創出」、約4km下流に位置する約10haの稻荷山公園は「武蔵野の面影」をテーマに、みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして検討を進めている。

4年5月には、「稻荷山公園基本計画（整備イメージ）」を策定した。

●特色ある公園の整備

誰もが利用できる身近なみどりの空間が公園である。

4年度は「和田堀緑道」および「和田堀緑地」の改修を行った。

和田堀緑道は、車いす利用者やお年寄り等の通行に配慮し、通路のバリアフリー化を行った。さらに、見通しを良くし、園路を増設することで、利便性や安全性の向上を図った。また、緑道に接する和田堀緑地も合わせて改修を行い、水と触れ合える水景施設を新たにすることで、多くの人々が憩い、楽しめるように整備した。

今後も地域の特性等を活かし、スポーツや花の名所など、区内外から多くの人々が訪れるような魅力的で特色ある公園の整備を進めていく。

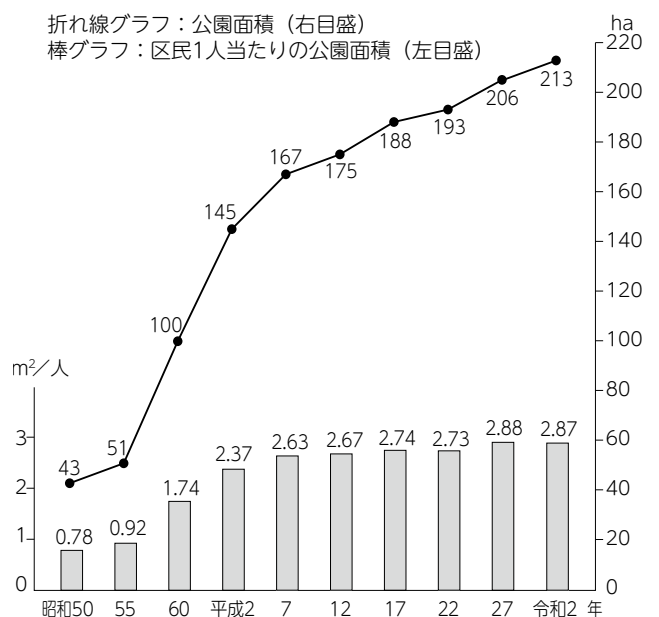
〔公園の現況〕

5年4月1日現在

種類	数 (か所)	面積 (㎡)
都立公園	4	1,059,015.96
区立公園	209	839,006.65
区立児童遊園	218	90,489.34
区立緑地緑道	265	151,250.94
計	696	2,139,762.89
区民1人当たり	-	2.89

〔公園面積の推移〕

各年4月1日現在



●区立公園等の維持管理

区民が快適に公園等を利用できるよう遊具等の補修、清掃および樹木せん定などの維持管理を行っている。

る。維持管理の際には、事前周知を行い、区民、利用者の意見要望を取り入れることとしている。

1 樹木の管理

街路樹や公園の樹木については、目標樹形を設定し維持管理を行っている。

大泉学園通りのサクラ並木は、平成26年度から計画的に樹木更新を進めている。

2 遊具の管理

遊具については、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画（令和4年8月）」に基づき、予防保全型管理を実施している。

●みどりの普及啓発施設

〔四季の香ローズガーデン〕

平成28年5月に花とみどりの相談所温室植物園跡を整備して開園した。香りの異なる6種類のバラを分けて配置した「香りのローズガーデン」の他、「色彩のローズガーデン」、「香りのハーブガーデン」など四季折々に五感で楽しめる庭園である。管理運営は指定管理者が行い、4年度の来園者数は132,845人だった。

〔牧野記念庭園〕

昭和33年12月に故・牧野富太郎博士の偉業を後世に伝えるため、邸宅跡を整備し開園した庭園である。令和2年3月に都指定文化財（名勝及び史跡）になった。4年度は、牧野博士生誕160年記念事業として、特別展を4回開催し、ヒメアジサイの記念植樹や書斎の再現等を実施した。4年度の来園者数は61,001人だった。

〔土支田農業公園〕

平成5年5月に、野菜づくりを通して自然と触れ合い、農文化に親しめる公園として開園した。毎年100世帯に向けて農場スタッフの指導のもと、畑作りから収穫までを体験できる農業教室を開催している。

〔こどもの森緑地〕

平成27年4月に子どもたちがみどりを活用した、木登りや泥遊びなどの自然体験ができる施設として開園した緑地である。プレーリーダーが常駐し、子どもたちが自由な発想で遊べるようサポートしている。4年度の来園者数は34,347人だった。

〔中里郷土の森緑地〕

平成29年3月にみどりや生き物と触れ合う体験ができる施設として開園した緑地である。周辺の町会や商店会の協力を得て毎年、ホテルの観察会を開催している。4年度の来園者数は10,903人だった。

●公共施設の樹木管理

区立中学校での倒木事故を機に、3年8月に全区立

施設で樹木の緊急点検を実施し、倒木の危険性が高い樹木の伐採、剪定を行った。

この対応を踏まえ、2年1月に策定した「公共施設の樹木育成保全ガイド」に、樹木点検に関するチェックシートを追加したほか、安全確保などやむを得ず樹木を伐採する際の考え方や事故発生時の連絡体制と対応の方法、台風接近時の対応などを追記し、4年1月に改訂を行った。これに基づき、区内の小中学校や地区区民館、保育園などの公共施設の樹木管理を行っている。

●民有樹林地の保全

区内のみどりの約4分の3は民有地のみどりであり、区は、民有地のみどりを保全する事業を実施している。

1 都市計画緑地の拡大

屋敷林などの樹林のうち特に重要なものは、「緑確保の総合的な方針（2年7月改定）」に基づき、公有地化による保全に向けて地権者と交渉を進めている。

2 市民緑地

区は、300㎡以上の樹林について、都市計画税・固定資産税が非課税となる市民緑地制度を活用して保全に努めている。区と所有者は土地の貸借契約（無償）を結び、園路整備や清掃・せん定などの日常管理を区が行うことで、樹林を広く区民に開放している。敷地面積が1,000㎡以上を「憩いの森」、その他を「街かどの森」と呼称している。

〔市民緑地の推移〕

各年度末現在

	2年度	3年度	4年度
憩いの森	40か所	40か所	39か所
1,000㎡以上	98,027㎡	99,127㎡	98,387㎡
街かどの森	5か所	5か所	5か所
300㎡以上	2,753㎡	2,753㎡	2,753㎡

3 保護樹木・保護樹林

区は、一定の条件を満たす樹木・樹林の所有者からの申請に基づき、保護樹木・保護樹林を指定している。指定された樹木・樹林の所有者に対して、せん定費の助成や賠償責任保険の加入などの支援を行っている。

〔保護樹木・保護樹林の推移〕

	2年度	3年度	4年度
保護樹木	1,162本	1,152本	1,157本
保護樹林	73か所	74か所	77か所
	20.3ha	20.5ha	20.9ha

●みどりの美しい街並みづくり

個人や団体が行う、まとまりや連続性のあるみどりの街並みづくりを支援する取組を進めている。

1 みどりの協定

区は、地域の緑化に取り組む町会や自治会などと協定を結び、苗木を提供するなど、協定地区の緑化活動を支援している。

〔みどりの協定の推移〕

	協定地区数	協定に基づく支援 (本)
2年度	21	苗木の提供 1,444
3年度	21	苗木の提供 1,658
4年度	21	苗木の提供 1,771

2 区民協働花壇事業

区は、区民団体による公園や区立施設などの花壇管理活動を支援している。4年度は、72か所61団体が活動を行った。

3 緑化助成制度

道路に面した生け垣を新たに設置する場合や、低木等緑化、フェンス緑化等に要す費用の一部を助成している。4年度の助成実績は、生け垣化2件(15.0m)、低木等緑化14件(100.2㎡)、フェンス緑化1件(15.2m)、壁面緑化1件(2.0㎡)だった。

●緑化計画の事前協議

区内で開発行為や建築行為を行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議をしなければならない。4年度は、問合せが2,311件、事前協議申請が787件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また、伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。4年度は26件の届出があった。

●緑化委員会

「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」に基づき、みどりの保全と創出に関する重要事項を調査、審議する区長の附属機関として設置している。第22期は学識経験者や公募区民等を含む20人で構成されている。4年度は4回開催した。

(2) みどりを育むムーブメントの輪を広げる

●個人のみどりを地域で守る活動の拡充

民有地のみどりを地域で守る取組として、区民ボランティアによる落ち葉清掃を実施している。4年度の活動は6か所の保護樹木・保護樹林地周辺で22回行い、参加者数は218人だった。

●公園や憩いの森の区民管理の拡充

区は、町会や自治会などの地域団体による公園の自主管理活動(清掃・除草等)や、区民団体による憩いの森の自主管理活動を支援している。

〔公園や憩いの森の自主管理活動の推移〕

	2年度	3年度	4年度
公園	30か所	32か所	31か所
	22団体	23団体	22団体
憩いの森	2か所	3か所	6か所
	2団体	3団体	6団体

●みどりを守り育てる人材や団体の育成

みどりを守り育てる人材や団体の育成を推進するため、「つながるカレッジねりま」で草花の基礎知識、植栽デザイン、グループ活動のコツなどを学べる「コミュニティ・ガーデナーコース」を実施している。4年度は12回開催した。

また、4年度に、憩いの森の管理活動に必要な知識と技術を学べる「ねりまの森維持管理コース」を開設した。4年度は9回開催した。

●マッチングの仕組みづくりの推進

4年度に、みどりを守り育てる活動に参加したい個人と活動の現場をつなげるため、みどりの人材バンク制度をスタートした。個人登録者数は134人、団体登録数は25団体、マッチング件数は57件だった。

●練馬みどりの葉っぱい基金

区は、平成16年10月に「練馬区みどりを育む基金(練馬みどりの葉っぱい基金)」を設置した。さらに、元年12月には、練馬のみどりを守り育てる活動の中から使いみちを選んで寄付ができる仕組みを構築した。牧野記念庭園(東大泉六丁目)の書斎再現に528万円、高松みらいのはたけ(高松二丁目)のトラクターの調達に97万円を活用している。

4年度末の現在高は2,161,441,000円である。

47 脱炭素社会の実現

(1) ゼロカーボンシティの表明

区は、4年2月の区議会定例会において、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明した。

(2) 「練馬区環境基本条例」と「環境都市練馬区宣言」

区の環境の保全にかかわる基本理念、区・事業者・区民の責務、環境の保全にかかわる基本的事項を定め、地球環境や広域的な環境の保全に貢献することを目的として、平成18年6月に条例を制定した。

条例施行を機に、地域環境・地球環境の保全に取り組む決意と基本方針を内外に明らかにし、より良い環境を次の世代に引き継ぐことを宣言した。(宣言文は裏表紙参照)

●練馬区環境審議会

「練馬区環境基本条例」に基づき、区の環境保全に関する基本的事項を調査審議するための組織である。委員の任期は2年で、公募区民、団体代表、学識経験者などで構成されている。4年度は3回開催した。

(3) 練馬区環境基本計画

『ビジョン』の環境分野の施策を体系化するものとして、2年3月に「練馬区環境基本計画2020」を策定した。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、「気候変動適応法」の「地域気候変動適応計画」として位置付けている。

(4) 住宅等の省エネ化・再エネ導入の促進

●再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等補助制度

平成18年度から、住宅等に再生可能エネルギー設備または省エネルギー設備を設置する費用の一部を補助

している。4年度の実績は以下のとおりである。

設備	4年度	
	件数	金額(千円)
太陽光発電設備	48件	2,382円
自然冷媒ヒートポンプ給湯器	109件	2,725円
家庭用燃料電池システム	141件	7,050円
蓄電システム	89件	5,326円
ビークル・トゥ・ホームシステム(V2H)	3件	300円
改修窓(窓の断熱改修)	195件	20,212円
LED化改修	32件	6,108円
高機能換気設備	1件	38円
合計	618件	44,141円

(5) 先進技術の導入

●超高効率燃料電池システムの実証

田柄特別養護老人ホームに、都市ガスから取り出した水素と空気中の酸素を反応させて電気をつくる超高効率燃料電池システムを設置し、発電した電力を施設に供給する実証試験を行っている。

(6) 災害時のエネルギーセキュリティの確保

●家庭等におけるエネルギーセキュリティの確保

住宅等に省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備を導入する支援を通じて、非常用電源となる太陽光発電設備や蓄電池、家庭用燃料電池、コジェネレーションシステムなどの設置を促進している。

●地域コジェネレーションの運用

3年3月に順天堂練馬病院と石神井東中学校、4年10月に練馬光が丘病院と光が丘秋の陽小学校との間で地域コジェネレーションシステム(※)の運用を開始した。

※地域コジェネレーションシステム:

災害拠点病院が天然ガス等を燃料として発電した電力を災害時に近隣の医療救護所に供給すること

●電動車を活用した非常用電源の確保

災害による大規模な停電発生時には、電気自動車等の「動く蓄電池」としての特性を活かし、区、事業者、

区民が協働して、医療救護所等で給電活動を行う。

公用車の電気自動車 10 台、燃料電池自動車 2 台を活用するほか、自動車販売店およびメーカー 3 社と「災害時における電気自動車等からの電力供給の協力に関する協定」を締結し、災害時に電気自動車等および充電スタンドの貸与を受ける体制を整備している。

また、区民が保有する電気自動車等を災害時に避難拠点（区立小中学校）の電源として活用する「災害時協力登録車制度」を運用している。

災害時の円滑な給電に備え、日頃から区民・事業者と訓練を実施している。また、医療救護所 10 か所に外部給電器を配備している。

(7) 区の率先した取組

●区の事務事業における環境配慮活動の着実な推進

1 練馬区環境マネジメントシステム

平成 23 年度に区独自の「練馬区環境マネジメントシステム」を策定し、事務事業執行における環境への負荷の低減、環境法令の遵守などに取り組んでいる。

2 練馬区環境管理実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成 23 年に「練馬区環境管理実行計画」を策定し、区の事務事業により排出される温室効果ガスの削減に取り組んでいる。

3 区立施設の省エネルギー対策等

全施設で節電を励行するとともに、施設の改修にあたっては、省エネルギーに配慮した空調、照明設備等を導入している。

使用する電力については、電力会社の再生可能エネルギーの導入状況や、温室効果ガス排出量などを考慮し、事業者を入札等で決定している。4 年度は、国際的なエネルギー価格高騰の影響を受け、一部施設で入札不成立となり、電力のセーフティネットである最終保障供給（※）を利用した。

※最終保障供給：

小売電気事業者のいずれとも電気の需給契約が成立しない需要家に対し、一般送配電事業者が約款に基づき電気を供給すること

4 区立施設への再生可能エネルギー設備の導入

区立施設等の新築・改築に合わせ、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備の導入を進めている。避難拠点となる小・中学校には、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設置を進めている。

5 低公害車の導入と電動化の拡大

区が導入する車両については、「低燃費・低公害車の導入に関する手順書」に基づき、九都県市指定低公害車（※）を選定条件にしている。

2 年度に手順書を改定し、小型乗用車および普通乗

用車の調達にはハイブリッド自動車を原則とし、基準を強化した。

※九都県市指定低公害車：

九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が指定した窒素酸化物等の排出量が少ない低公害な自動車や燃費性能の優れた自動車のこと

(8) 区民・事業者との協働の推進

●エコライフチェック事業

エコライフチェックとは、区民や事業所が環境に配慮した行動（エコライフ）に取り組む日を決めて実践し、普段の日の行動と比較（チェック）することで、エコライフの効果（二酸化炭素排出量の削減）を確認する啓発事業である。4 年度は、区内の小・中学生等 29,539 人および 31 事業所の取組により、2.16t の二酸化炭素排出量を削減した。

●環境学習事業

1 ねりま打ち水大作戦

暑い夏の日に道路や庭先などへ水をまく「打ち水」は、誰にでも手軽にできるヒートアイランド対策であり、本事業による体験を通じて子供から大人まで幅広い年代の人に、地球温暖化に対する意識啓発を図ることを目的としている。各家庭での取組に加え、区民や区立施設・事業所など 20 団体が打ち水を実施した。

2 ねりまエコ・アドバイザーによる学習支援

ねりまエコ・アドバイザーとは、区が行う環境教育啓発事業や地域で行われる環境保全活動への助言・協力等を行うため、区が委嘱した区民（ボランティア）である。4 年度は 45 人に委嘱を行った。

区は、図書館・学童クラブ等へねりまエコ・アドバイザーの講師派遣を行っている。4 年度は延べ 7 施設に派遣した。

3 こどもエコクラブ

（公財）日本環境協会が主催しているこどもエコクラブ事業（3 歳から 18 歳までを対象とする環境活動のクラブ）地方事務局として、区内クラブの活動を支援した。4 年度は 10 クラブ 368 人が会員として登録・活動した。

●練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）の活動

区民・事業者・区等が連携・協力して、区における地球温暖化対策を推進するため、平成 22 年 5 月に練馬区地球温暖化対策地域協議会（ねり☆エコ）が発足した。協議会には 27 団体が参加しており、4 年度は、つぎの事業を実施した。

1 ねりま環境まなびフェスタ

小・中学生とその保護者を対象に、夏休みの自由研究のヒントとなる参加・体験型イベント「ねりま環境まなびフェスタ」を7月30日に開催した。27の区民団体、事業者等が参加し、実験やワークショップ等を通じて、地球温暖化への意識啓発を図った（来場者約1,000人）。

2 スタート！エコライフ2023

区民団体、事業者等が、省エネ・省資源・節電等、環境に役立つ暮らしのヒントをパネル等で展示し、紹介した。

3 第12回こどもエコ・コンクール

小学校3年生から中学校2年生までを対象に、環境に関する絵のコンクールを毎年開催している。4年度は、2,949点の応募があり、入賞作品は区役所1階のアトリウム等での展示や、ホームページでの公開を行った。

4 ホームページでの普及啓発

地球温暖化や省エネに関する知識をクイズ形式で学べる「ねり☆エコeラーニング」、動画で学べる「たのしく学ぼう！地球温暖化」、家庭での省エネのコツ等を紹介する「ねりまのエコ暮らし帳」等のコンテンツをホームページ上で運用し、普及啓発を図った。

●環境情報の提供事業

環境に関するさまざまな情報を区民に提供することを目的として、区ホームページで環境教育啓発事業の案内や区内で活動する環境団体を紹介している。

48 リサイクルの推進とごみの発生抑制

(1) ごみの発生を抑制する

●ごみの発生抑制の計画的推進

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」を平成29年3月に策定した。

計画では、「みどりあふれる循環型都市をめざして」を基本理念とし、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣が根付き、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりを目指している。

また、「練馬区リサイクル推進条例」第19条に定める「練馬区リサイクル推進計画」は、「練馬区第4次一般廃棄物処理基本計画（平成29年度～8年度）」の施策と不可分であることから、これに含まれるものとしている。

●普及啓発の推進

1 情報の発信

区で行っている取組について、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」を作成し、情報を発信している。



〔「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」〕

2 清掃事務所における啓発活動

清掃事務所では、ごみの減量や正しい排出方法、リサイクルへの一層の理解と協力を得るため、さまざまな啓発活動・指導を行っている。

(1) ふれあい環境学習

主に小学校4年生を対象に、模擬ごみの分別体験を通じ、ごみの分別等への関心を持ってもらうほか、環境学習車を使ってごみ収集の仕組みや機能を説明



〔「できることからはじめよう!」〕

している。4年度は区立小学校55校で実施し、区作成の冊子「できることからはじめよう!」を配布した。また、保育園および幼稚園等でも実施している。

(2) 大規模建築物排出指導

1,000㎡以上の事業用建築物の所有者に対して、廃棄物の減量と再利用の推進に関する指導、助言を行っている。また、廃棄物管理責任者の選任を義務付け、講習会を実施している。

3 練馬区環境清掃推進連絡会

練馬区環境清掃推進連絡会は、町会・自治会を中心とした環境、清掃およびリサイクルに関わる類似の住民組織を統合して、平成15年7月に組織された任意団体である。区と協働で、循環型社会づくりを推進し、地域環境の保全に寄与している。

4年度は、5月と11月を美化活動月間とし、各町会・自治会が新型コロナウイルス感染拡大防止に考慮しながら、清掃活動を実施した。また、光が丘清掃工場の見学会や環境問題に関連する研修会を実施した。

●生ごみの発生抑制

生ごみの資源化を進め、ごみの減量を図るため、生ごみコンポスト化容器のあっせんを行っている。4年度は3件の申込みがあった。

また、家庭用生ごみ処理機の貸出しも行っており、4年度は13件の利用があった。

●食品ロス削減の取組

家庭で食べきれずに廃棄されてしまう未利用食品を有効利用につなげ、食品ロスを削減するため、平成29年度からフードドライブ事業を開始した。4年度は、リサイクルセンターで8回、ねりま環境まなびフェスタで1回開催し、集まった食品は、(福)練馬区社会福祉協議会、NPO法人などへ提供した。

●リサイクルセンター

1 整備・運営

リサイクルおよび環境学習活動の拠点として、平成9年3月に関町リサイクルセンター、14年10月に春日町リサイクルセンター、21年4月に豊玉リサイクルセンター、29年4月に大泉リサイクルセンターが開館した。

施設には、展示室、リサイクル工房、情報資料コーナー、実習室、多目的室、会議室、コミュニティコー

ナーなどがある。いずれも指定管理者が運営している。

2 事業

多くの区民ボランティアとともに、リサイクルや環境に関する事業を行っている。

(1) リサイクル品を使った手作り教室等の開催

不用品を使った衣類のリメイクやおもちゃ作り、環境を扱った講座などを行った。4年度は509回開催した。

(2) 再使用家具等の展示・販売

粗大ごみとして出された家具類のうち、再使用可能なものは、簡易な修理・清掃を行い、低廉な価格で販売した。4年度は、区民提供の小物と合わせて120,656点を販売した。

(3) 環境リサイクル情報の収集・提供

環境およびリサイクルに関する情報・資料（書籍・ビデオなど）を収集し、区民に提供している。4年度は情報紙「ゆずりは」を6回発行した。

●再使用の促進

1 リサイクル・マーケット支援

家庭で不用となった衣類、生活雑貨などを、地域で再使用してもらうことを目的にリサイクル・マーケットを開催する団体に対して、区報への掲載、区立公園使用の許可申請などの支援を行っている。4年度は公園や区立施設など5会場で、45回のリサイクル・マーケットが開催された。

2 大型生活用品リサイクル情報掲示板

家庭で使用しなくなった大型の生活用品を区民相互で有効に活用してもらうため、「譲ります」「譲ってください」カードを掲示できる大型生活用品リサイクル情報掲示板を運用している。4年度末現在、区立施設17か所に設置している。

(2) リサイクルを進める

●庁舎等区立施設でのリサイクルの推進

1 再生資源の分別回収

区では事業者責任として、事業活動に伴う廃棄物のリサイクルを図るため、平成9年度から、これまでの古紙回収に加え、びん・缶・ペットボトル・トレイの回収を全施設で開始した。さらに、13年度から乾電池、20年度から廃食用油、22年度から蛍光管を回収品目に加えた。

また、練馬庁舎では、14年度からマテリアル資源を回収している。

〔庁舎等区立施設回収〕

(単位：t)

年 度	2	3	4
古紙等	925.9	917.4	911.5
びん	5.8	5.1	5.7
缶	14.2	16.2	13.7
ペットボトル	9.9	10.8	12.3
トレイ	—	0.0	0.0
乾電池	2.2	1.7	3.1
マテリアル資源	33.2	34.6	31.8
廃食用油	6.9	7.3	8.0
蛍光管	3.0	3.1	2.5
計	1,001.2	966.2	988.7

2 再生品利用の推進

環境への負荷の低減等を目的として、「区の物品購入等におけるグリーン購入推進手順書」に基づき、再生紙や再生プラスチック等の積極的な使用を進めている。

3 学校等生ごみの資源化

平成14年2月から、小・中学校92校および学校給食総合調理場2か所で、区の委託事業による生ごみの一括回収および肥料化を開始した。

これに加え15年度から保育園、16年度から福祉施設での回収も開始した。

4年度末現在、小・中学校97校、保育園60園、福祉施設6か所および庁舎1か所の計164か所で回収を行っている。

肥料は一般公募により「練馬の大地」と名づけられ、平成15年6月20日に区で商標登録した。4年度は1,000.7tの生ごみが回収され、374.3tの「練馬の大地」が出荷された。

4 事業系の資源回収支援

「商店街・オフィスリサイクル・ねりま」という名称で回収業者が主体となり、商店街等の事業者から出るダンボール・板紙・OA紙等の古紙類を中心に回収を行っている。4年度は9事業所が参加し、38.2tを回収した。

●効率的な資源回収システムの構築

1 集団回収団体支援

各区の事業として、平成4年7月に都から移管された。資源回収業者と協力してリサイクルに取り組む区民の自主的な団体は、登録団体になることができる。

区は、登録団体から資源回収の実績報告を受け、年2回、回収量1kg当たり6円の報奨金を支給するのに加え、29年7月から、区内登録業者と契約して資源回収を行った団体に対し、報奨金を一割加算して支給している。このほか、集荷場所案内板などの支給や資源回収業者の紹介も行っている。

〔集団回収〕

年度	2	3	4
回収量	9,258.4 t	8,967.8 t	8,501.1 t
団体数	660 団体	659 団体	655 団体

2 集積所資源回収（古紙）

平成9年6月から都清掃局のモデル事業として、光が丘地区で古紙・びん・缶の回収を開始し、12年2月から区内全域で週1回集積所での古紙の回収を開始した。

資源の種別ごとに、定められた方法で出すことになっている。23年4月からは、集積所での紙パックの回収を開始した。

なお、古紙など資源持ち去りに対する防止策として、21年7月に「練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、持ち去り行為を行った者に対する罰則規定を設けた。

また、禁止命令の行政処分を受けた者の氏名などを区ホームページなどで公表する制度を25年4月から開始し、古紙持ち去り対策の強化を図っている。

26年12月には、古紙問屋、製紙メーカー、資源回収事業者と覚書を締結し、広域的な取締り体制を構築した。

〔古紙回収〕

(単位：t)

年度	2	3	4
回収量	15,566.3	15,176.7	14,879.1

3 集積所資源回収（容器包装プラスチック）

平成20年10月の資源・ごみの分別変更から、プラマーク表示のある容器包装プラスチックの資源回収を開始した。

容器包装プラスチックは、法により製造・販売事業者がリサイクルの義務を負い、その費用を負担している。

区の役割は分別回収し、容器包装プラスチックの中間処理（選別、圧縮、梱包）を行い、指定されたリサイクル事業者に引き渡すことである。

リサイクルされた容器包装プラスチックは、プラスチック製品（パレット、擬木など）や化学原料として再利用されている。

〔容器包装プラスチック回収〕

(単位：t)

年度	2	3	4
回収量	5,625.2	5,722.1	5,580.1

4 街区路線回収（びん・缶・ペットボトル）

平成8年12月から区内の一部地域で、約30世帯に1か所の割合で回収用コンテナを設置し、毎週交互に

飲食用びんと飲食用缶を回収する街区路線回収を開始した。

その後、15年度までに、区内全域で毎週同時に回収する方式に変更した。18年度からは、ペットボトルの回収も区内全域で展開している。19年度からは、排出量の少ない小規模事業者についても有料で回収する事業を開始した。

〔街区路線回収量〕

(単位：t)

年度	2	3	4
アルミ缶	964.9	940.8	964.7
スチール缶	1,135.1	1,106.3	966.9
リターナブルびん	429.8	412.9	383.6
ワンウェイびん	5,051.3	4,884.6	4,629.7
ペットボトル	2,580.5	2,673.9	2,667.9
計	10,161.6	10,018.5	9,612.8

5 拠点回収（乾電池）

4年度末現在、区内88か所の販売店および区立施設等に回収ボックスを設置し、使用済み乾電池の回収を行っている。また、小学校2校では、児童を対象として、使用済み乾電池の回収を行っている。

6 拠点回収（古着・古布）

集団回収に参加することが困難な区民に対して、リサイクルへの参加の機会を確保するため、平成13年度まで行っていたエリア古布回収支援事業を本事業に移行し、14年度から、区立施設を利用した古着・古布の回収を行っている。4年度は29か所を拠点として回収を行った。なお、平成17年度以降は春と秋の衣替えの時期に臨時回収を行っている。

7 拠点回収（廃食用油）

平成20年6月から家庭で不用になった天ぷら油・サラダ油などの植物油回収を開始した。4年度は44か所の区立施設で回収を行った。

8 拠点回収（小型家電）

レアメタル等の有用金属資源のリサイクルを進めるため、平成23年9月から区立施設5か所に専用ボックスを設置し、他区に先駆けて小型家電9品目の回収を開始した。4年度末現在、16か所に設置し、13品目の回収を行っている。

〔拠点回収量〕

(単位：t)

年度	2	3	4
乾電池	91.6	91.9	87.8
古着・古布	506.9	554.0	530.5
廃食用油	18.1	17.3	16.0
小型家電	5.9	5.9	6.0
計	622.5	669.1	640.3

●練馬区資源循環センター

循環型社会づくりの中心的施設として、平成 22 年 11 月に開館した。環境に配慮し、雨水利用、屋上緑化や太陽光発電設備等を設置している。

資源回収事業の充実・発展を担う事業拠点として、粗大ごみの収集・再使用や金属類の回収、不燃ごみの資源化に向けた金属類の選別作業などを行っている。

また、施設見学の実施や、相談コーナー・展示スペースを設けるなど、資源循環推進に関する普及・啓発に取り組んでいる。

(3) ごみの適正処理を進める

●ごみの収集・運搬事業の推進

「地方自治法」等の改正により、特別区は基礎的な地方公共団体となり、区民に身近な清掃事業などを担うこととなった。これにより、それまで都が担当していたごみの収集・運搬は平成 12 年 4 月から区が行うようになった。

●ごみ排出ルールの確立

1 ごみの排出方法

ごみの収集は、可燃・不燃・粗大の 3 区分により行っている。可燃ごみは週 2 回、不燃ごみは月に 2 回収集している。

おおむね 30cm 角以上の家具などの粗大ごみは、粗大ごみ受付センターに申し込み、有料粗大ごみ処理券を貼って、指定された日に自宅前などに出すか、練馬区資源循環センターに持ち込む。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、平成 13 年 4 月に施行された「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」により、リサイクル料金等を支払って販売店などに引き取ってもらうこととなった。また、家庭用パソコンは、「資源有効利用促進法」に基づき、15 年 10 月からメーカーが自主的に回収、リサイクルを行っている。

なお、事業所や商店などが排出する事業系ごみは、許可業者に処理を依頼するか、有料ごみ処理券を貼って出す。

2 ごみの収集量

4 年度中に区内で収集したごみの種類・量は、つぎの表のとおりである。前年度と比較して、可燃ごみは 3,561t の減、不燃ごみは 1,952t の減、粗大ごみは 100t の減となった。

平成 23 年度から粗大ごみの資源化事業を開始し、4 年度は再使用家具 8,040 点 46.7t、家電分解品

41.8t、粗大鉄 608.3t、布団 56.7t を資源として回収した。

2 年度から不燃ごみの資源化事業を開始し、4 年度は蛍光管 35.1t、小型家電 475.4t、金属類 684.7t を資源として回収し、ごみ量の抑制を図った。

〔ごみの収集量〕

(単位：t)

年 度	2	3	4
可燃ごみ	122,406	118,379	114,819
不燃ごみ	5,425	4,676	2,723
粗大ごみ	5,476	5,583	5,483
計	133,307	128,638	123,025

3 ごみの処理

区内の可燃ごみは、主に練馬清掃工場と光が丘清掃工場で焼却処理している。

不燃ごみは金属類、小型家電、蛍光管等を選別したのち、中央防波堤内の不燃ごみ処理センターに搬入して、破碎・減容化している。そのうえ、鉄分・アルミ分を回収後、埋立処理している。

粗大ごみは再使用家具、金属、布団を選別したのち、中央防波堤内の粗大ごみ破碎処理施設に搬入して破碎・減容化している。そのうえ、鉄分・アルミ分を回収後、可燃系粗大ごみは清掃工場で焼却し、不燃系粗大ごみは埋立処理している。

焼却灰の一部はセメントの原料としたり、加工した上で、建設資材として有効利用を図っている。

なお、清掃工場・不燃ごみ処理センター等の中間処理施設は東京二十三区清掃一部事務組合が、最終処分場（埋立処分場）は都が設置・運営している。

4 し尿と浄化槽の処理

現在、区内においては下水道の普及率はおおむね 100% に達しているが、109 戸程度でくみ取り式の便所が残っている。

また、区に届け出されている浄化槽は、4 年度末現在、5 基である。

5 犬猫等の死体処理および防鳥用ネットの貸出し

飼い主または土地・建物の占有者から、犬猫等の死体処理の依頼があった場合、および都・区道上の動物の死体処理については、清掃事務所で対応している。4 年度の処理件数は 754 件であった。

また、カラス等による集積所のごみの散乱を防ぐために、責任ある管理を条件に防鳥用ネットを貸し出している。平成 14 年 2 月から、宅配サービスを開始した。4 年度の貸出枚数は 3,056 枚であった。

6 戸別訪問収集

清掃事務所では、65 歳以上の高齢者または障害者のみで構成されている世帯のうち、ごみを集積所まで持

ち出すことが困難で、身近な人の協力も得られない世帯について、戸別に訪問収集を行い、日常生活の負担を軽減するとともに区民生活の向上を図っている。4年度末現在 1,743 世帯で収集を行っている。

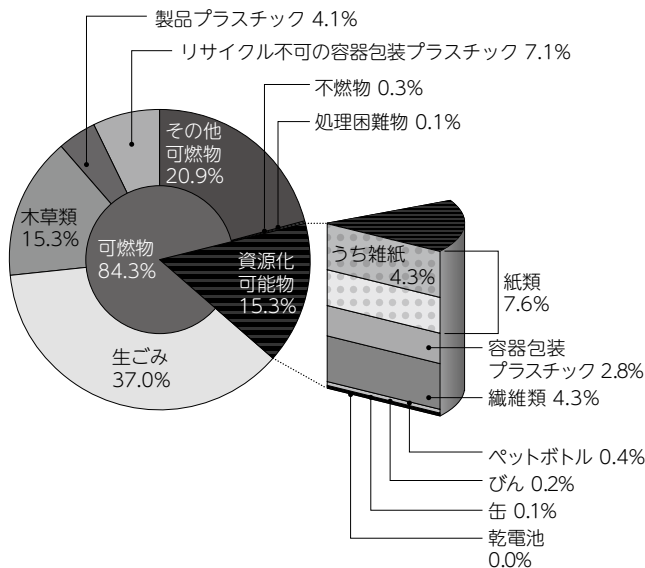
●資源・ごみの排出実態調査

家庭から排出されるごみの種別ごとの割合を明らかにし、資源化可能物の混入割合や正しく分別しているごみの割合を把握することを目的に、資源・ごみの排出実態調査を行っている。

3年9月に実施した調査のうち、可燃ごみの調査結果は、正しく分別されている割合が84.3%となっている。一方で、正しく分別されていない割合は15.7%で、そのうち、15.3%は紙類や繊維類といった資源化可能物である。

[可燃ごみの調査結果]

3年度



●清掃事務所における排出指導

清掃事務所では、分別ルール等が守られていないごみに警告シールを貼付して排出者に自主的改善を促している。また、つぎのような改善に向けた取組を行っている。

1 ふれあい指導

区民・事業者に対して、集積所への適正排出や不法投棄の防止などについて、直接、個別に相談に応じ、指導・改善をしている。

2 青空集会

集積所単位から町会・自治会を対象として、ごみ・資源の分け方・出し方を、模擬ごみの分別体験により再確認をしてもらう。また、ごみの減量とリサイクルについて理解を深めてもらうための説明を行っている。

●一般廃棄物処理業の許可

一般廃棄物の収集運搬または処分を業として行おうとする者は、当該区域を管轄する区市町村長の許可を受けなければならない。

区が許可している業者数は、4年度末現在、247である。

49 住まい確保のサポート

(1) 良質な住まいづくりを支援する

●分譲マンションに関する支援事業

マンション管理組合や区分所有者を対象に、必要な情報提供と相談体制の充実を図るため、下記の3つの事業を行っている。

1 ねりまマンションセミナー“未来塾”

分譲マンションの管理運営について、理解を深めることを目的としたセミナーを開催した。

[実施状況] 4年度

時期	参加者	参加マンション数	主なテーマ
4年6月	23	20	マンションの迷惑行為の対処法
11月	23	21	100年住み続けられるマンションづくり
5年3月	27	23	マンション管理計画認定制度の概要

2 分譲マンション管理・運営相談事業

毎月第一・第三木曜日の午後に21回開催し、43件の相談を受けた。

3 分譲マンションアドバイザー制度利用助成

4年度は、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施する「マンション管理アドバイザー制度」を利用する3管理組合に対して、派遣料を助成した。

●住宅修築資金の融資あっせん

一般住宅に対しては、住宅修築資金融資あっせんを行っており、4年度の利子補給件数は2件、金額は85,488円であった。

●長期優良住宅の認定

長期優良住宅とは、住宅の構造および設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置を講じられた住宅をいう。長期優良住宅の認定を受けた住宅は、所得税等の税制上の優遇を受けることができる。4年度の申請は683件であった。

(2) 公共賃貸住宅を管理・運営する

●区が管理する住宅

区営住宅は、都営住宅として建設されたもののうち一定年数が経過した小規模の団地（おおむね100戸程度まで）の中で、都との協議の結果、区に移管されたものであり、毎年5月に入居者の募集を行っている。

現在、区が管理する区営住宅は、20団地803戸である。このほかに、区立高齢者集合住宅4団地140戸がある。

[区営住宅の状況] (単位：戸) 4年度

住宅名	戸数
平和台三丁目アパート	21
平和台三丁目第二アパート	27
東大泉一丁目アパート	34
桜台六丁目アパート	36
高野台四丁目アパート	56
豊玉南三丁目アパート	30
上石神井一丁目第二アパート	60
早宮三丁目第三アパート	38
高野台三丁目アパート	57
豊玉北一丁目アパート	33
北町五丁目アパート	15
北町五丁目第二アパート	52
関町北二丁目アパート	24
下石神井二丁目アパート	21
小竹町二丁目アパート	36
東大泉二丁目アパート	66
東大泉二丁目第二アパート	60
下石神井四丁目アパート	48
石神井台三丁目アパート	68
豊玉北六丁目アパート	21

[区営住宅応募状況] [募集月：5月] 4年度

区分	募集戸数(戸)	応募数(人)	倍率(倍)
一般世帯向	15	189	9.2
ひとり親(母子・父子)世帯向	3	14	4.3
若年ファミリー向	2	5	2.5

●他の公共住宅

都や事業者等が管理する区内公共賃貸住宅は、都営住宅12,132戸、(独)都市再生機構住宅5,945戸、東京都住宅供給公社住宅1,642戸、都民住宅88戸の

計 19,807 戸（4 年度末管理戸数）である。

このうち、都営住宅については、都公募分とは別に、区民を対象とした地元割当分があり、区が入居者の募集を行っている。

〔都営住宅地元割当応募状況〕 4 年度

募集月	区分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
5 月	単身者または 2人世帯向	1	210	210.0
	2人以上 世帯向	2	217	108.5
11 月	2人世帯 以上向	3	219	73.0
	3人以上 世帯向	2	16	8.0

(3) だれもが安心して暮らせる 住まいづくりを促進する

●区立高齢者集合住宅

区立高齢者集合住宅は、都営住宅シルバーピアに準じた設備を備えている民間住宅を区が一定期間借り上げ、管理・運営している住宅である。毎年 11 月に入居者の募集を行っている。

4 年度末現在、4 団地 140 戸を管理している。

〔区立高齢者集合住宅の状況〕 (単位：戸) 4 年度

住宅名	戸数
羽沢高齢者集合住宅	50
土支田高齢者集合住宅	47
豊玉高齢者集合住宅	19
高松高齢者集合住宅	24

〔高齢者集合住宅応募状況〕 4 年度

募集月	住宅名 (区分)	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
11 月	羽沢 (単身者向)	5	51	10.2
	羽沢 (二人世帯向)	2	12	6.0
	土支田 (単身者向)	2	40	20.0
	土支田 (二人世帯向)	1	17	17.0
	豊玉 (単身者向)	1	61	61.0
	高松 (単身者向)	2	40	20.0

●他の高齢者向け公共住宅

1 都営住宅シルバーピア

通常の都営住宅と同様に、都が入居者の募集を行っ

ている。

〔都営住宅シルバーピア地元割当応募状況〕 4 年度

募集月	区分	募集戸数 (戸)	応募数 (人)	倍率 (倍)
8 月	単身者向	5	377	75.4

2 UR (独立行政法人都市再生機構) シルバー住宅 (独) 都市再生機構が、独自に募集を行っている。

(4) 住まい探しを支援する

●住まい確保支援事業

高齢者や障害者、ひとり親家庭が、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、不動産団体と連携して物件情報提供を行う事業を元年 6 月から開始した。4 年度は延べ 173 件の申込があり、347 戸の物件情報を提供した。

また、高齢者や障害者、ひとり親家庭で、自分だけでは契約や転居等の手続きができない人等を対象に、物件の紹介や見学・契約への同行などを行う伴走型支援を居住支援法人に委託して実施する事業を、3 年度から開始した。4 年度の支援数は 41 件であった。

●住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への補助制度

「住宅セーフティネット法」に基づき高齢者や障害者、ひとり親家庭を対象に賃貸を行う住宅に対して改修費補助および家賃補助を元年 6 月に開始した。

●練馬区居住支援協議会

不動産団体や福祉団体等から委員を構成する練馬区居住支援協議会を平成 31 年 4 月に設置した。高齢者や障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に特に配慮を要する人の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関して協議を行っている。

第5章

いきいきと心豊かに暮らせるまち

- | | | | | | |
|----|-----------------------------|-----|----|-----------------------------|-----|
| 51 | 地域特性を活かした
区内企業の活性化 …………… | 188 | 55 | 練馬の魅力づくりと
練馬ならではの観光の推進 … | 212 |
| 52 | 魅力ある商店街づくり …… | 195 | 56 | 多文化共生、
国際・都市交流の推進 …… | 215 |
| 53 | 都市農業の振興と
都市農地の保全 …………… | 196 | 57 | 平和と人権の尊重、
男女共同参画の推進 …… | 217 |
| 54 | 文化・生涯学習・
スポーツの振興 …………… | 201 | | | |



中国・北京市海淀区友好提携30周年記念
谷原中学校生徒の祝賀メッセージ動画を公開

51 地域特性を活かした区内企業の活性化

(1) 練馬区の産業振興施策

●「練馬区産業振興ビジョン」の策定

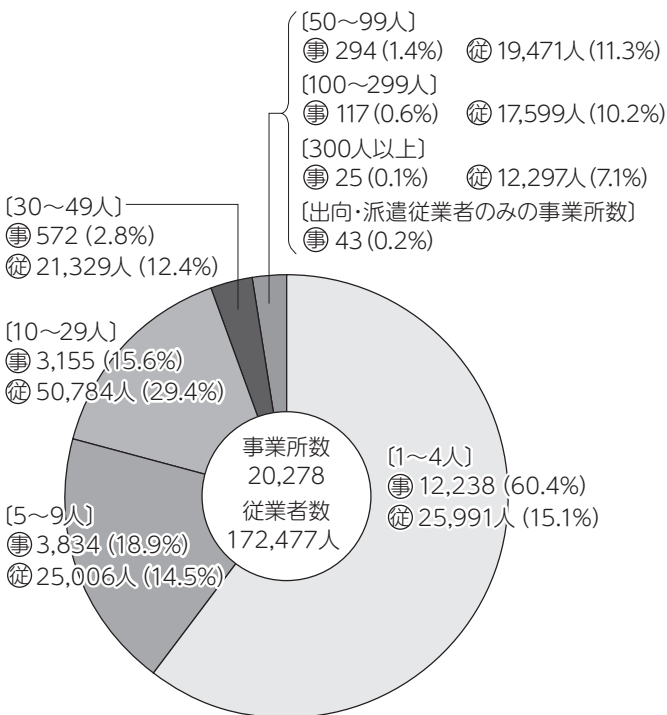
平成28年3月に策定した「練馬区産業振興ビジョン」では、①福祉・生活関連産業の育成・支援、②都市農業の振興と都市農地の保全の推進、③商店街の新たな魅力づくりへの支援などの取組を強化していくこととしている。

●区の産業構造と特性

区の産業別構成では、卸売業・小売業(21.9%)、医療・福祉業(12.0%)、宿泊業・飲食サービス業(11.8%)、建設業(11.2%)、生活関連サービス業・娯楽業(9.8%)、不動産業・物品賃貸業(9.4%)を合わせると全体の76.1%となり、区民の日常生活に密着・関連した産業が4分の3を占めている。

また、事業規模では、従業者数20人未満の事業所が全体の90.9%を占め、区内産業活動の中心となっている。

〔規模別事業所構成と従業者数〕 平成28年6月1日現在



注：①〔 〕内の記述は事業所の規模を示す。

②●は事業所数、◎は従業者数の略である。

資料：「平成28年経済センサス-活動調査報告」都総務局統計部

〔工場数と従業者数および出荷額〕

2年6月1日現在

産業中分類	工場数	従業者数(人)	出荷額(万円)
食料品	29	790	1,445,680
飲料・飼料等	-	-	-
繊維工業	12	149	292,337
木材・木製品	-	-	-
家具・装備品	7	110	216,854
紙・紙加工品	11	202	454,045
印刷・同関連業	18	324	458,419
化学工業	2	74	非公表
石油・石炭	-	-	-
プラスチック	13	140	197,537
ゴム製品	2	14	非公表
皮革・同製品	1	12	非公表
窯業・土石	5	56	362,461
鉄鋼業	-	-	-
非鉄金属	1	122	非公表
金属製品	11	108	145,884
はん用機械	3	51	131,318
生産用機械	6	77	120,480
業務用機械	9	107	122,196
電子・デバイス	1	14	非公表
電気機械	11	147	278,220
情報通信機械	1	299	非公表
輸送用機械	3	30	非公表
その他	7	74	99,350
総数	153	2,900	6,448,777

注：①本統計調査は、従業者4人以上の事業所を対象に実施

②総数は非公表の数値を含む。

資料：「2020年工業統計調査報告」都総務局統計部

●一般社団法人練馬区産業振興公社との連携

(一社)練馬区産業振興公社は、平成25年4月1日に、区内の産業振興と地域経済の活性化を目指す団体として発足した。(前身である(一社)ねりまファミリーパークを改組、名称変更した。)

26年度には、区民・産業プラザの指定管理者となり、施設の維持運営のほか、中小企業の経営相談から支援までを一体的に行う「練馬ビジネスサポートセンター」の業務を開始した。また、29年度からは、解散した練馬区観光協会の事業を引き継ぎ、観光事業を展開する「ねりま観光センター」を設置した。

区と公社は、産業・観光振興に関する協定を締結し、必要な事業を公社に移管した。互いに連携・補完しながら、区内の産業振興施策を展開している。

4年度の公社の事業内容は、つぎのとおりである。

1 練馬ビジネスサポートセンターの運営

- (1) 起業・創業や経営に係る各種相談事業
- (2) 起業・創業および経営者セミナーの開催
- (3) 経営支援に係る各種補助金の交付
- (4) 販路拡大・集客の支援
- (5) 産業情報の収集および提供

2 区民・産業プラザの維持運営

- (1) 貸出し業務（研修室、ホール等）
- (2) 維持管理

3 勤労者福祉共済事業

中小企業で働く従業員と事業主のために、会員制の福祉共済事業「ねりまファミリーパック事業」を展開している。（詳細は、192ページ「ねりまファミリーパック」を参照）

4 ねりま観光センターの運営

- (1) 観光振興事業
- (2) 観光案内所運営事業

（詳細は、213ページ「ねりま観光センターの運営」を参照）

(2) 中小企業の経営を支援する

●産業融資による支援

1 産業融資あっせん事業

区内の中小企業が区内金融機関から低利で融資を受けられるよう、あっせんを行っている。4年度は新型コロナウイルス感染症対応特別貸付934件、83億8,641万円のほか、新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付、緊急経営支援特別貸付、景気対策特別貸付、地球温暖化等環境対策特別貸付、アニメ産業特別貸付、創業支援特別貸付など17種類の融資あっせんを行い、利子の一部と信用保証料を補助した。

〔産業融資状況（業種別）〕

4年度

業種別内訳	貸付		
	件数（件）	金額（万円）	
建設業	745	684,404	
製造業	144	134,588	
運輸・通信業	65	58,187	
卸・小売・飲食業	501	400,453	
内訳	卸売業	179	167,474
	小売業	212	168,874
	飲食業	110	64,105
サービス業	421	305,275	
その他（不動産業含）	247	170,331	
合計	2,123	1,753,238	

2 小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）支援事業

日本政策金融公庫のマル経融資利用者に対し、支払った利子の一部を補助している。4年度は、194件の補助を行った。

●練馬ビジネスサポートセンターによる支援

中小企業の経営支援と起業・創業の支援として、つぎの事業を行っている。

1 総合相談・専門相談

ビジネスマネージャーによる総合相談のほか、起業・創業、法律、デジタルサポート（4年度新設）、労務、販路拡大・集客、経営および税務について各分野の専門家による相談およびワンストップ相談による特定創業支援等事業を実施した。また、オンライン相談を引き続き実施した。

〔総合相談・専門相談〕

（単位：件）4年度

内 容		件 数
総合相談		479
専門相談	起業・創業	289
	法 律	82
	デジタルサポート	37
	労 務	88
	販路拡大・集客	108
	経 営	69
	税 務	176
ワンストップ相談		315
出張相談		18
計		1,661

2 経営指導（企業診断）

中小企業診断士が経営改善等のために指導するもので、4年度は65事業所に出向き、指導を行った。

3 合同経営相談会

ビジネスマネージャー、社会保険労務士、中小企業診断士および税理士を一堂に集めた事業者向けの相談会を開催している。4年度は5月と10月に2回開催し、計46件の相談に対応した。

4 経営者セミナー

経営力を高めるためのセミナーを、年間を通じて定期的に開催している。4年度は会場での開催のほか、オンラインライブ方式により開催し、計420人が受講した。

5 起業・創業セミナー

創業するための基礎的知識やノウハウを学ぶセミナー「創業！ねりま塾」を開催している。4年度は会場での開催のほか、オンラインライブ方式および動画配信により開催した。

〔起業・創業セミナー〕

4年度

内容	会場開催	オンラインライブ開催	動画配信
入門編	42人	33人	99回
一般編	26人	23人	248回
女性編	32人	31人	—
若者編	21人	10人	—
応用編	28人	15人	—
実践編	30人	—	—
計	179人	112人	347回

6 見本市等出展に対する支援

区内の中小企業およびその団体に見本市等に出展する経費の一部を補助している。4年度は12件の補助を行った。

7 ホームページ作成に対する支援

ホームページ未開設の企業等に対し、ホームページ作成費の一部を補助している。4年度は33件の補助を行った。

8 区内事業者等の連携による製品等開発への支援

区内事業者等が連携し取り組む製品・サービス等の開発に係る経費の一部を補助している。

9 各種認証取得に対する支援

国内外の公共機関等が定めた規格の認証取得を予定している区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。4年度は3件の補助を行った。

10 商店街空き店舗入居者に対する支援

区内の商店街にある空き店舗に入居し、新たに開店する区内の中小企業者に対し、店舗の内外装改修工事費および賃借料の一部を補助するとともに、経営面のサポートを行っている。4年度は14件の改修工事費補助、58件の賃借料補助を行った。

11 産業財産権取得に対する支援

新たに産業財産権を取得する区内の中小企業者に対し、経費の一部を補助している。4年度は2件の補助を行った。

12 ねりま産業情報誌

「neri・made (ネリマデ)」の発行

中小企業の経営者や商店会への産業振興に関する情報提供のため、「neri・made (ネリマデ)」を発行している。4年度は4回発行した。

(neri・made 5年4月号)



13 事業者支援サイトの運営

事業者ならではの知恵やテクニックを紹介する動画配信を行うコンテンツや、新規オープン・新サービス情報、イベント開催などの情報を事業者が発信するコンテンツ、経営に役立つ知識や情報を「いつでも・

どこでも・何度でも」学ぶことが出来るオンラインセミナーを配信するコンテンツなどを提供する事業者支援サイトを公開している。

4年度は、動画配信を行うコンテンツで2件の動画を配信し、計149回の視聴があった。情報発信を行うコンテンツでは、21件の投稿があった。また、オンラインセミナーを配信するコンテンツでは12件の動画を公開し、計1,769回の視聴があった。

14 景況調査の実施

区内中小企業の景況などを四半期ごとに調査し、その結果を中小企業や関係機関に提供している。

●商工業団体との連携強化、各種団体への支援

1 商工業団体への支援

区内の商工業団体が行う事業に対して、補助金を交付するなどの支援を行っている。

2 生鮮食料品共同販売事業への支援

魚介類など各小売業組合に対し、自主的な共同購入・共通価格の販売を通して、各組合の協業化を促進している。また、健全な経営基盤の強化を図るため、補助金を交付するなどの支援を行っている。4年度は生鮮食料品全体で1小売業組合、8店舗が参加した。

〔共同販売事業実施内容〕

4年度

品目	特売日
魚介類(7品目)	12月9日

3 家屋修繕等小規模工事あっせん事業の実施

区民の小規模な家屋修繕工事に対する需要に応えるとともに、区内中小建設業者等の振興を図るため、区内事業者団体へ小規模工事のあっせんを行っている。4年度は412件のあっせんを行った。

4 公衆浴場への支援

公衆浴場の利用喚起および経営の安定を図るため、季節事業、施設設備改善および燃料費に対して補助金を交付するなどの支援を行っている。4年度は、季節事業は20浴場、施設設備改善は11浴場、燃料費は20浴場に補助を行った。

5 中小企業サポートガイドブックの発行

区内の中小企業者、創業者、勤労者および就職希望者を対象にした、区および区内産業団体等の主な産業振興施策をまとめた「中小企業サポートガイドブック」を毎年発行している。

●中小企業等地域貢献事業補助

区内中小企業等が地域団体等との連携・協働により行う、経済や文化の振興に関する活動や環境を保全する活動など、地域の活性化や地域課題解決に資する活

動に必要な経費の一部を補助している。

●練馬産業見本市

優れた技術や特徴ある商品など、区内産業の魅力を多くの区民に伝えることを目的として開催している。

[開催日] 4年10月16日

[場 所] 区民・産業プラザ

[来場者] 3,906人

[出展者] 38者

[概 要] 商品やサービスの展示・販売・体験のほか、まちゼミ出前講座などの特別企画を実施

[主 催] 練馬区

[後 援] (一社)練馬産業連合会、(一社)練馬区産業振興公社、東京商工会議所練馬支部

[協 賛] 経済産業省関東経済産業局、(公財)東京都中小企業振興公社、(地独)東京都立産業技術研究センター、練馬区商店街連合会、(公社)練馬東法人会、(公社)練馬西法人会、東京あおば農業協同組合、練馬区伝統工芸会、練馬漬物事業組合

●練馬ビジネスチャンス交流会

事業者同士の交流によるビジネスチャンス拡大の場を提供し、区内産業の活性化を図ることを目的として開催している。

	開催日	テーマ	場 所	参加者
第1回	4年7月29日	ICT化	オンライン	16者
第2回	4年11月18日	新たな取組	オンライン	31者
第3回	5年2月27日	農商・農福連携	区民・産業プラザ	34者

[概 要] グループ交流会・フリー交流会・個別商談会

[主 催] 練馬区

[後 援] (一社)練馬区産業振興公社、(一社)練馬産業連合会、東京商工会議所練馬支部、練馬区しんきん協議会、練馬区商店街連合会、東京あおば農業協同組合

●練馬区伝統工芸展

練馬に生き続ける伝統工芸を地域に広く紹介し、伝統産業の普及と振興を図り、併せて区の文化発展に寄与することを目的として、練馬区伝統工芸会が開催している。

[期 間] 4年10月21日～23日

[場 所] 区民・産業プラザ

[来場者] 2,436人

[概 要] 東京手描友禅、江戸刺繍、江戸筆等13業種の展示・実演・販売・体験

[主 催] 練馬区伝統工芸会

[後 援] 練馬区、練馬区教育委員会、(一社)練馬区産業振興公社

●ねりま漬物産展

練馬の伝統的産物である漬物の展示・販売を通じて、広く消費者の理解を得るとともに、漬物産業の振興を図ることを目的として、練馬漬物事業組合が開催している。

[期 間] ①オンライン開催 5年1月14日～29日

②会場開催 5年2月3日～4日

[購入者] 2,000人(オンライン開催等240人、会場開催1,760人)

[参加業者] 8者

[概 要] ①専用ホームページ「ねり漬.com」によるオンライン販売

②区民・産業プラザで会場販売

[主 催] 練馬漬物事業組合

[後 援] 練馬区、(一社)練馬区産業振興公社、(一社)練馬産業連合会

●区民・産業プラザの運営

区内産業の振興、区民の文化活動と相互交流の促進ならびに地域における公益的な活動の支援および協働の推進を図ることを目的として設置した施設である。

区民・産業プラザには、中小企業の経営支援と起業・創業の支援に取り組む「練馬ビジネスサポートセンター」が設置されている。

【区民・産業プラザ利用状況】

4年度

施設名	利用状況	
	利用数(件)	利用者数(人)
ココネリホール	549	68,670
産業イベントコーナー	151	—
研修室 1	753	36,010
研修室 2	950	21,753
研修室 3	800	11,361
研修室 4	742	10,524
研修室 5	759	10,304
多目的室1・2	1,173	11,348
計	5,877	169,970

●キャッシュレス決済ポイント還元事業

新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受けている商店街を含む区内の中小店舗を支援するため、区内の対象店舗で対象のキャッシュレス決済サービスを利用して支払いをした方に、支払額の最大20%分(上限

あり)のポイントを還元する「キャッシュレス決済ポイント還元事業」を3年度に引き続き4年度も実施した。実施期間は11・12月の2か月間とした。

(3) 中小企業の勤労者と就労を支援する

●福利厚生事業への支援

区は、(一社)練馬区産業振興公社への運営補助を通して、区内中小企業等の従業員に対する福利厚生の充実に努めている。

1 ねりまファミリーパック

(一社)練馬区産業振興公社が実施する会員制の福祉共済事業で、中小企業等に勤務する勤労者と事業主を対象として、給付金の支給、遊園地等のチケットあっせん、人間ドック利用補助などを行っている。なお、4年度末の会員数は9,493人である。

2 各種共済制度の周知

国の退職金共済制度などを、会報への掲載やパンフレットの配布などで周知している。

●勤労者への支援

勤労者の労働意欲を高め区内中小企業への定着化を図るため、従業員表彰や労働相談により勤労者を支援している。

また、就労支援については、池袋公共職業安定所(ハローワーク池袋)と連携して、積極的に取り組んでいる。

なお、区内事業所の労働組合は、4年6月末現在で94組合、組合員数19,583人となっている。

1 中小企業等従業員表彰

区内の中小企業における従業員の定着と勤労意欲の向上を図るため、永年勤続者を表彰している。4年度は175人を表彰した。

2 労働相談

勤労福祉会館とサンライフ練馬において、社会保険労務士が、労働問題に関する相談を受け付けている。

3 労働講座

社会的に高い関心もたれている労働問題を取り上げ、勤労福祉会館で労働講座を開催している。4年度は「春闘情勢講座」「労働法」の2講座を開催し、延べ102人の参加があった。また、「働き方改革講座」を開催し、延べ19人の参加があった。

4 職業相談・紹介

石神井公園区民交流センター2階にハローワーク池袋との連携により設置している「ワークサポートねりま」では、15歳以上を対象に職業相談・紹介に応じるとともに、求人情報自己検索機により職業情報を提

供している。4年度は12,122件の相談があった。

5 就労支援

「ハローワーク池袋就職面接会 in 練馬」を4年8月30日および5年1月20日に開催した。29人の参加があり、5人の採用が決定した。

勤労福祉会館では「就労支援講座」を開催し、4年度では延べ32人の参加があった。

6 内職事業所の情報提供

家庭外において就業することが困難な内職希望者に対し、内職求人事業所に関する情報提供を実施している。4年度は延べ175人に情報提供を行った。

●勤労福祉会館およびサンライフ練馬の運営

1 勤労福祉会館

中小企業に働く勤労者の文化・教養と福祉の向上を図ることを主な目的として設置した施設である。4年度は簿記教室、パソコン教室などの事業を実施し、延べ3,103人の参加があった。

[勤労福祉会館利用状況]

4年度

施設名	利用状況	
	利用数(件)	利用者数(人)
集会室(※)	409	27,815
会議室(小)(※)	308	2,003
会議室(中)	821	9,499
会議室(大)	835	16,106
和室(小)	746	3,493
和室(大)(※)	309	3,304
職業講習室兼会議室	933	6,869
音楽室	1,057	9,302
料理室	375	4,014
トレーニング室	24,992	24,992
展示コーナー	132	—
囲碁・将棋コーナー	—	5,202
卓球開放	—	—
計	30,917	112,599

※：集会室・会議室(小)・和室(大)は、新型コロナウイルスワクチンの接種会場等として利用のため、4年4月1日から5月31日まで、および11月1日から5年3月29日まで貸出を休止

2 東京中高年齢労働者福祉センター (サンライフ練馬)

中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図ることを目的として設置した施設である。4年度は、ボディーコントロール体操、絵手紙教室などの事業を実施し、延べ865人の参加があった。

〔東京中高年齢労働者福祉センター（サンライフ練馬）
利用状況〕 4年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
体育室（※）	—	—
トレーニング室	43,361	43,361
和室 第一	613	6,601
和室 第二	601	3,517
会議室	609	6,476
研修室 第一	850	10,199
研修室 第二	781	8,885
クラブ室（※）	—	—
職業講習室（※）	—	—
職業相談室	672	4,033
計	47,487	83,072

※：体育室・クラブ室・職業講習室は、新型コロナウイルスワクチンの接種会場および保管施設等として利用のため、4年4月1日から5年3月31日まで貸出を休止

（4）消費者の自立を支援する

●消費者意識の啓発

1 消費者講座

日々の暮らしの中で、消費者が直面している問題を取り上げ、消費者意識を高めるための学習の機会を提供している。

〔消費者講座〕 4年度

講座名	概要	開催回数	参加者数
消費者講座	身近な消費生活に関する問題を講師の講演や実習により学習する。スマートフォン利用に関する講座を実施した。	1回	12人
消費者教室	消費生活センター運営連絡会の自主企画による講座。講演会のほかに料理や実験を交えて学習する。環境問題などに関する講座を実施した。	4回	79人

2 消費生活展

〔開催日〕 4年11月12日

〔場 所〕 石神井公園区民交流センター

〔来場者〕 505人

〔主 催〕 練馬区消費生活展実行委員会、練馬区

〔概 要〕 パネル展示

3 消費者だより

消費生活相談を通じて収集した情報の提供と、消費生活に関する知識の普及による区民の消費生活の安定と向上を図るため、消費者だより「ぶりずむ」を年6

回発行している。4年度は、「何が問題？プラスチック汚染」「高齢者施設を知っておこう！！」「もっときれいに洗濯しよう！」などを主な内容とした。

●消費者の安全の確保

1 消費生活相談

消費者が安全で安心な生活を送るために、専門相談員による消費生活相談窓口を開設し、各種相談に応じている。4年度の相談件数は5,394件であった。

総件数の3割強（契約・購入金額別件数においては300万円以上の相談の約4割）が60歳以上の相談となっており、高齢者の消費者被害が依然として多い。

消費生活相談ではさまざまな相談に対応しているが、国民生活センターや消費者庁、都、警察、福祉関係部署などとも連携を図り、相談の解決と情報提供に努めている。

〔相談が多かった商品・サービスの種類（上位5位）〕

（単位：件） 4年度

順位	区 分	相談数
1	化粧品	406
2	レンタル・リース・貸借	384
3	商品一般	346
4	役務その他	342
5	工事・建築・加工	226

2 販売事業者等立入検査

「家庭用品品質表示法」および製品安全4法（※）に基づき、販売事業者等に対する立入検査を実施し、適正な表示がされた商品を販売しているか確認を行っている。4年度は2事業者、20品目について検査を行い、おおむね適正に表示されていた。

※製品安全4法：

「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」、「消費生活用製品安全法」をいう。

●石神井公園区民交流センターの運営

1 石神井公園区民交流センター

区民の文化活動と交流の場の提供、区内産業振興に関する情報発信、職業・就職相談のための場の提供などを目的として設置した施設である。

消費者施策・活動の拠点となる消費生活センターの機能を担うほか、就労支援を行う「ワークサポートねりま」が設置されている。

〔石神井公園区民交流センター利用状況〕

4年度

施設名	利用状況	
	利用数（件）	利用者数（人）
展示室兼集会室	867	22,205
（展示利用）	35	1,163
（集会利用）	832	21,042
大会議室（1）（※）	－	－
大会議室（2）（※）	－	－
会議室（1）	828	6,092
会議室（2）	808	4,943
会議室（3）	838	6,679
和室（1）	734	3,903
和室（2）	741	3,938
研修室（※）	－	－
テスト室	583	4,418
料理実習室（※）	－	－
保育室	37	142
計	5,436	52,320

※：大会議室（1）・（2）・研修室・料理実習室は、新型コロナウイルスワクチンの接種会場および保管施設等として利用のため、4年4月1日から5年3月31日まで貸出を休止

2 消費生活センター

消費生活センターは、区の消費者行政の拠点として、消費生活に関する各種啓発事業を実施している。施設には、消費者の自主的な活動を支援するため、研修室、テスト室、料理実習室、消費者団体活動室を設置している。消費生活相談では、消費者と事業者との契約に関するトラブルなどの相談を専門相談員が受けている。

さらに、消費者の参加を積極的に推進するため、区民の自主的参加により組織される運営連絡会と連携して、消費者教室の企画・運営、啓発用パネルの貸出、情報誌の編集などを行っている。

52 魅力ある商店街づくり

(1) 魅力的な商店街づくりを進める

商店街は、買い物の場であると同時に、地域コミュニティの場としても重要な役割を担っている。区では商店会が行う取組に対し、さまざまな支援を行っている。4年度の区内商店会数は、92商店会、会員数3,686人となっている。

●魅力ある個店づくり

商店会を構成する個店の意欲的な取組を支援し、商店会の核となる個店・人材を育成することで、魅力ある個店づくりを進めている。4年度は、練馬区商店街連合会が実施している「まちゼミ」（商店主等が講師となり、プロならではの知識や情報を伝える講座を開催する事業）1件に対して、補助金を交付するなどの支援を行った。

●特色のある商店街づくり

商店会同士の連携強化を進め、複数の商店会が合同で行う地域の特色を活かした取組を支援し、特色のある商店街づくりを進めている。

●商店街振興への取組

1 商店会のイベントや環境整備等への支援

商店会が、商業活動の活性化や近隣住民との交流を目的に実施する各種イベント事業や、快適な商環境づくりを目的に実施する環境整備事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、商店街通行者や地域の安全・安心な環境整備に寄与している商店会の街路灯等について、維持管理に係る経費の一部を助成している。4年度は、修繕費・維持費（電気代）に対し、補助を行った。

2 商店街空き店舗利用の促進

商店街における空き店舗の存在は、商店街自体の魅力や集客力の低下を招く。そのため、空き店舗の解消を図り、商店街のにぎわいをもたらすため、空き店舗利用を促進する必要がある。

空き店舗を活用し、さまざまな交流が行える広場を運営する事業等に対し支援を行っている。

4年度は広場を運営する事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、新たな取組として、商店街の空き店舗を活用して出店しようとする事業者を商店会がサポートする

取組に対して支援を行った。

〔商店街振興事業実績〕

4年度

支援（助成）内容	商店会数	事業数
イベント事業	37	86
環境整備等事業	13	15
街路灯等修繕費	1	1
街路灯等維持費	60	60
空き店舗コミュニティスペース整備等事業	1	1

●商店街連合会等との連携

区内商店会の連合組織である練馬区商店街連合会や練馬区商店街振興組合連合会と連携し、商店会活動の充実や区内商業の振興発展を進めている。

4年度は、商店街連合会の開催する「商業まつり」（年2回）や団体ニュース発行事業に対し、補助金を交付するなどの支援を行った。

また、コロナ禍の影響を受けている商店街を応援するため、2、3年度に引き続き商店街連合会が実施する30%のプレミアム付商品券事業の支援を行った。

53 都市農業の振興と都市農地の保全

(1) 農の活きるまち練馬

●意欲的な都市型農業経営の支援

1 経営改善に取り組む農業者の支援

平成23年度から、経営改善に計画的かつ意欲的に取り組む農業者を、「農業経営基盤強化促進法」の規定に基づく認定農業者または区独自の制度による都市型認定農業者として認定し、その取組を支援している。

4年度末現在の認定農業者数は80経営体、都市型認定農業者数は7経営体である。

2 農の学校

区民の中から農業者の支え手を育成し、支え手を必要とする農業者とのマッチング等を行うため、平成27年3月に開講した。5年3月から一部を除く敷地を一般開放しており、年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園している。

農の学校では、区内農業者を実技講師とした複数のコースを設置している。なお、初級コース以上を修了した者を「ねりま農サポーター」に認定しており、4年度末までに127人を認定した。農業者とのマッチングは4年度末までに延べ120件成立した。

3 練馬果樹あるファーム事業

新鮮な果実の摘み取り・もぎ取りおよび直売を行う農園を「練馬果樹あるファーム」と位置付け、消費者が季節を通じて手軽に果樹と触れ合える機会の充実を図る。4年度は区内果樹の包括的なPR支援を行うとともに、新たに果樹栽培に取り組む農園や栽培規模の拡大を図る農園への整備支援や広報事業に対する支援事業等、計5件を実施した。

●練馬の都市農業の特色を活かした魅力の発信

1 高松みらいのはたけの開園

高松みらいのはたけは、「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」の区域内に位置し、5年3月に開設した区立の畑である。「農の景観を区民とともに育て・守る畑」をコンセプトとし、「見る」「触れる」「楽しむ」体験を通じ、誰もが気軽に農とふれあい、農の風景を楽しむことができる場を提供する。

年末年始を除く毎日午前9時から午後5時まで開園しており、とうもろこしや枝豆、ミニトマトといった人気の夏野菜や、練馬の伝統野菜である練馬大根を栽培する。種まきや間引きといった農作業のポイントとなる作業を手軽に体験でき、収穫を楽しむことができる。農業振興の発信拠点として、地域を中心とした人

と人のつながりを広げる交流を図る。

2 ねりマルシェの開催・支援

「ねりマルシェ」とは、新鮮で美味しい練馬産農産物やその加工品などの魅力を区内外に発信することを目的に、区内農業者、商業者等が連携し開催する即売会である。

農業者により組織された「ねりマルシェ実行委員会」と区の共催（後援：東京あおば農業協同組合）で、平成27年度から平成つつじ公園で開催しており、4年度は11月27日に開催した。区民が農業者と触れ合う機会をさらに増やすため、区役所アトリウムでマルシェを行い、4年度は延べ18回開催した。

また、自らマルシェを開催する農業者等の団体に対して、当該マルシェのPRおよび運営経費に係る補助等の支援を行っている。4年度は9団体を支援した。

3 ビール麦「金子ゴールデン」のブランド化支援

地場農産物の育成およびブランド化を図るため、東京あおば農業協同組合が実施する、国産初のビール麦「金子ゴールデン」の生産および「金子ゴールデン」を使用した地ビールの醸造に要する経費の一部を、平成22年度から助成している。

4 練馬大根育成事業

ほとんど生産されなくなっていた練馬大根の栽培を促進するとともに、地場農産物のブランド品としての販路開拓を図るため、平成元年から練馬大根育成事業を実施している。4年度は、20軒の農家への栽培委託等により14,400本を生産した。生大根・たくあん漬けの販売のほか、第16回「練馬大根引っこ抜き競技大会」を東京あおば農業協同組合と開催し、収穫した大根を学校給食に提供した。また、区内農業者の協力のもと、練馬大根の昔ながらの伝来種（代々受け継いできた種）を守り、未来へ継承していく取組を行っている。そのほか区民、学校、保育園等による栽培を推進するため、種の無料配布を行っている。

5 ふれあい農業推進事業

区民が新鮮な農産物を自ら収穫し、農業者と触れ合うことを通じて、都市農業についての理解を深めてもらうため、以下の事業を実施している。

(1) 酪農体験

23区唯一の牧場である小泉牧場において、乳搾りや牛との触れ合いを体験する。消費者と近い都市部での酪農の価値を伝え続けるために平成17年度から実施している。4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

(2) ふれあい農園

区内農業者の圃場で、参加者がジャガイモやサツマイモの収穫を体験する。区は、参加申込みの受付等を行っている。

6 大泉橋戸公園水田事業

地域住民の都市農業への理解を深めることを目的として、平成23年度に整備した大泉橋戸公園内の水田(230㎡)で、24年度から地域団体や小学校と共同で稲作を実施している。

7 果樹を活用した体験学習事業

カキを収穫するまでの年間の作業を、家族や友人と一緒に体験し学習する。枝の剪定や摘果等の果樹の手入れ方法を学び、農との触れ合いや収穫の喜びを味わうことを目的に、平成24年度から実施している。

8 農の魅力を発見できる情報の発信

(1) 練馬の農業紹介冊子

練馬大根、キャベツなどの練馬の農産物や、農業体験農園をはじめ、身近に農と触れ合うことのできる場やイベントなど、練馬の農業の魅力を紹介する冊子「ねりまの農業」を配布している。



〔冊子「ねりまの農業」〕

(2) 直売所の紹介ガイド

区民等に練馬産農産物をより身近に感じてもらう地産地消を推進するため、区内の直売所情報などを掲載した「練馬区農産物ふれあいガイド」を配布している。



〔「練馬区農産物ふれあいガイド」〕

(3) 練馬果樹あるファーム紹介冊子

区内で生産されるブルーベリー、ブドウ、ミカン、カキ、キウイ、イチゴ、クリ等の果実を紹介する冊子「練馬果樹あるファーム」を配布している。4年度は内容を一部改訂した。



〔冊子「練馬果樹あるファーム」〕

(4) とれたてねりまアプリ

練馬産農産物を販売する直売所や練馬産農産物を使用している飲食店等の情報、農に関するイベント情報を発信するアプリ「とれたてねりま」を開発し、3年11月から配信した。

練馬産農産物に関する情報を区内の農業者や飲食店等が自ら発信している。



〔アプリ「とれたてねりま」〕

9 区役所アトリウムに練馬産農産物自動販売機の設置

区民が来庁をきっかけとして、練馬産農産物の魅力や区内農業者を知る機会を創出するため、区役所アトリウムにコインロッカー式の農産物自動販売機『ねり丸直売所』を設置している。

区内全域から区内農業者が生産した新鮮な野菜、果物、加工品を販売している。

10 伝統野菜を活用した食育の推進事業

区立小学校3年生の社会科の地域学習や総合学習の授業において、練馬の伝統野菜である「練馬大根」について学習する機会を創出するため、平成27年度から補助教材を作成し、配布している。補助教材の提供により、都市農業や練馬大根への関心、地域への愛着を深め、食農教育の推進を図っている。



〔冊子「まるごと練馬大根」〕

11 農業体験農園

農業体験農園は、区が管理する区民農園とは異なり、農業者が自ら開設し、経営・管理する農園である。区は園主に対し助言等を行うほか、施設整備および管理運営に要する費用の一部を助成している。

利用者は、年間利用料を支払い、園主の指導のもと、種まきから収穫まで、年間20種類以上の野菜づくりを体験することができる。

平成8年4月に全国初の農業体験農園「緑と農の体験塾」が区内に開園し、4年度末現在は18園、1,964区画が利用されている。

12 区民農園

区民農園は、練馬区が所有者から借り受けた農地(一部区有地あり)を整備して区画割りし、区民が耕作を楽しめるようにした農園である。区民農園には休憩施設(クラブハウス)がない農園(22園)と休憩施設がある農園(5園)があり、4年度末現在は合計27園、1,926区画が利用に供されている。

〔農業体験農園一覧〕（18 園）

4年度末現在

名 称	区画数
緑と農の体験塾	146
大泉風のがっこう	125
田柄すずしろ農園	118
イガさんの畑	118
学田体験農園	98
農学校「石泉愛らんど」	160
農業体験農園「緑の散歩道」	135
農業体験農園「どろんこ・わあるど」	125
農業体験農園「井頭体験農園」	113
農業体験農園「百刃の里」	101
農業体験農園「菜農くらぶ」	82
農業体験農園「南大泉やさい村」	100
農業体験農園「農の詩」	89
農業体験農園「旬感倶楽部」	109
あーばんあぐりーぱーく石神井台	77
関町グリーンガーデン	109
農業体験農園「百刃の里第二」	66
農業体験農園「春日の森ファーム」	93
合 計	1,964

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

〔区民農園一覧〕（27 園）

4年度末現在

休憩施設なし

名 称	区画数
田柄一丁目	235
西大泉二丁目	169
関町南三丁目	95
大泉学園町四丁目	146
南大泉やまぶし	50
関町南三丁目第二	82
中村南一丁目	90
春日町二丁目	38
高松三丁目	38
田柄二丁目	45
高松一丁目	30
高野台三丁目	59
羽沢三丁目	48
上石神井三丁目	50
向山二丁目	34
南田中四丁目	119
南大泉三丁目	42
高松一丁目第二	39
東大泉一丁目	54
向山四丁目	76
石神井台二丁目	28
土支田二丁目	112
合 計	1,679

注：1 区画の面積はおおむね 15㎡

休憩施設あり

名 称	区画数
西大泉	49
旭町	44
南大泉	48
谷原東	56
谷原西	50
合 計	247

注：1 区画の面積はおおむね 30㎡

13 地域住民と農のつながりを深める取組の推進

子どもたちの都市農業への理解を深めるため、全区立小学校において農業者と連携した体験学習の実施を支援している。

●全国都市農業フェスティバルの開催

元年度に開催した「世界都市農業サミット」の成功をもとに、都市農業に積極的に取り組む自治体や農業者とともに、都市農業の魅力を広く発信し、更なる都市農業振興を図るため、5年11月19日に「全国都市農業フェスティバル」を開催する。

東京都内および三大都市圏から、国分寺市、松戸市、名古屋市、京都市の行政担当者や農業者等を招聘し、「買う」、「食べる・体験」をテーマとしたイベントや、「話す・学ぶ」をテーマとした講演会を実施する。

●都市農地の保全に向けた取組の推進

1 都市農地の保全

都市農地は、安全で新鮮な農産物の生産に加え、防災、食育など多様な機能を有している。しかしながら、都内の市街化区域内農地は、年々減少しており、適切な保全を図っていくことが求められている。

都市農地の減少という共通の課題を抱えた基礎自治体が連携して活動することにより、都市農地を保全するため、平成20年10月に都内38の区市町からなる都市農地保全推進自治体協議会が設立された。区は、協議会の会長区として他自治体とともに、農地制度や税制度の早期見直しを国に働きかけてきた。27年に「都市農業振興基本法」の制定、29年に「生産緑地法」の一部改正、30年には「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」が施行されるなど、要望事項が着実に実現されてきている。

2 「農の風景育成地区制度」の活用

都市の貴重な農地を保全し、農のある風景を将来に引き継ぐため、都の独自制度として平成23年8月に創設された。区内では27年6月に「高松一・二・三丁目農の風景育成地区」、元年12月に「南大泉三・四丁目農の風景育成地区」が指定された。

地区指定により、農業者との協力・連携を図ることで、農地の活用を通じた農業者と地域住民との交流が促進され、また都市農地の重要性などについて住民の理解が進み、農のある風景が育まれることが期待される。

区は、2年度から、地区内の農業者等による農地保全活動を支援している。4年度は、高松地区で、地域の農の魅力を知り愛着を持ってもらうため、地域を巡るルートマップを制作し、区立高松みらいのはたけ等で配布した。南大泉地区では、「南大泉with農フェスタ」を開催し、クイズラリーや収穫体験、マルシェ等を実施した。

3 防災機能の周知

区内には、23区で最も多くの農地がある。都市農地には、住宅などが密集している地域で火災時の延焼を防止したり、一時避難スペースを提供したりするなどの機能が期待されている。

4年度は、農地の防災機能をより発揮させるため、東京あおば農業協同組合と締結している災害時の協定についての内容見直しを検討した。

4 生産緑地制度

(1) 生産緑地地区の指定

平成3年4月に「生産緑地法」が一部改正され、区内（市街化区域内）の農地は、保全するものと宅地化するものとに都市計画上明確に区分された。保全する農地は生産緑地地区として指定することになった。

指定された農地は30年間の営農義務と建築制限が課される一方、固定資産税等の減額や相続税の納税猶予など税制特例が設けられている。

29年5月の「生産緑地法」一部改正により、区市町村が条例で定めた場合、生産緑地の指定下限面積を500㎡から300㎡まで引き下げることが可能となった。区は、29年10月に「練馬区生産緑地地区の区域の規模に関する条例」を制定し、下限面積を300㎡とした。

4年9月の生産緑地地区面積は、約170haとなっている。

(2) 特定生産緑地制度の周知・指定

生産緑地は指定から30年経過すると区へ買取申出ができるようになり、区が買い取らない場合に宅地等への転用が可能となる。平成29年5月の「生産緑地法」一部改正により、特定生産緑地制度が創設された。特定生産緑地に指定されると、買取申出が可能となる時期が10年間延長され、以後も10年毎に指定を繰り返す限り税制特例が適用される。同制度は30年4月に施行された。

区は、元年度から、30年を経過する日を近く迎える生産緑地を対象に特定生産緑地への指定手続を進め、4年9月までに特定生産緑地を約141ha指定した。区内の生産緑地を保全するため、特定生産緑地制度について引き続き農業者に周知していく。

(3) 生産緑地の貸借制度の創設

平成30年6月に「都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下「貸借法」という。）」が成立し、それまで実質的に不可能だった生産緑地の貸借について、農業者が経営規模拡大のために生産緑地を借りること等が可能となった。また、農地を所有しない民間事業者が、所有者から直接生産緑地を借りて貸農園を開設することが可能となった。

4年度末現在「貸借法」に基づく貸借は、農業者によるものが16件、民間事業者による貸農園の開設が5件である。

〔農家戸数・農業従事者数および農地面積〕

年次	農家戸数 (戸)	農業従事者数 (人)	農地面積	
			(ha)	生産緑地面積 (ha)
30	438	980	203.0	178.7
元	426	953	199.7	177.8
2	421	938	193.7	175.5
3	415	927	188.6	172.5
4	398	886	182.3	169.7

資料：農家戸数と農業従事者数は「農業経営実態調査」（各年8月1日現在）、農地面積は都税事務所固定資産税課税（各年1月1日現在）、生産緑地面積は各年の告示面積による。

[地区別農産物生産面積]

(単位：アール)

品 目		合 計	練 馬	石神井	大 泉
野菜類	キャベツ	2,108	414	684	1,010
	大 根	914	398	204	312
	ブロッコリー	904	380	201	323
	枝 豆	889	371	222	296
	トウモロコシ	634	309	94	231
	ジャガイモ	584	234	139	211
	ネ ギ	496	165	144	187
	ほうれん草	445	173	129	143
	こまつな	421	139	180	102
	にんじん	376	221	57	98
	サトイモ	322	119	80	123
	トマト	296	84	71	141
	サツマイモ	268	119	40	109
	白 菜	247	85	60	102
	カリフラワー	197	99	30	68
	ナ ス	185	55	51	79
	キュウリ	184	80	41	63
	レタス	90	13	26	51
	いちご	38	15	4	19
	その他野菜類	1,697	490	442	765
野菜類計	11,295	3,963	2,899	4,433	
野菜類以外	柿	753	180	135	438
	ブルーベリー	740	166	170	404
	みかん	498	250	60	188
	梅	294	18	109	167
	ブドウ	289	127	79	83
	栗	223	14	33	176
	キウイ	90	59	3	28
	その他果樹類	301	185	49	67
	植 木	893	210	539	144
	芝	724	2	50	672
	花 類	697	199	24	474
	さつき	33	22	3	8
	その他	477	157	148	172
	野菜類以外計	6,012	1,589	1,402	3,021
延べ生産面積計	17,307	5,552	4,301	7,454	

※その他野菜類…南瓜、水菜、玉ねぎ、生姜、たらの芽、おくら、竹の子、いんげん、かぶ、絹さや、ふき、ピーマン、うど、しそ、アスパラ、サニーレタス、八つ頭、なばな（のらぼう）等

その他果樹類…ゆず、かりん、すもも、レモン 等

その他………麦、緑肥、茶、牧草 等

資料：「農業経営実態調査」（4年8月1日）

54 文化・生涯学習・スポーツの振興

(1) 区民の文化芸術・生涯学習活動を支援する

●文化芸術・生涯学習施策の推進

『ビジョン』に基づき、区の魅力的な文化の掘り起こしや一流の音楽家・芸術家などによる本格イベントの開催など、文化芸術および生涯学習施策のさまざまな取組を進めている。

●文化芸術の振興に関する事業

身近に文化芸術に触れる機会を提供するため、「絵画展示」と「野外彫刻設置」の2つの事業を行っている。

また、地域の魅力を高めるため、区ならではの文化芸術事業を実施している。

- ・真夏の音楽会 vol. 5 大谷康子と楽しむ音楽の旅ーイギリスー
- ・こどもアートアドベンチャー
- ・みどりの風 練馬薪能

●映像∞文化施策の推進

区では昭和初期から現在に至るまで実写・アニメを問わず映像を作る環境が整っている。こうした状況を背景に、区と映像のつながりや映画の魅力を伝える様々な事業を実施した。

1 映像∞文化のまち構想の策定

映像やアニメなどの映像文化をテーマとしたソフト・ハードが一体となった夢のあるまちづくりを進めるため、3年11月に構想を策定した。

2 映画上映会

「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京ーメイキング・オブ・ハリー・ポッター」開設に向けた機運醸成イベントとして、ハリー・ポッターシリーズ全8作品を一挙に上映した。

3 映像文化と教育の連携事業の実施

区内の小・中学校において、映像制作等の体験授業を実施している。4年度は11校で延べ13授業を実施した。

4 映像文化情報の発信

(1) ねりま映画サロンの実施

区ゆかりの俳優による対談動画をオンライン配信した。

出演：伊東四朗氏、毒蝮三太夫氏、山川静夫氏

(2) 映像∞文化のまち ねりまの本格稼働

練馬アニメーションサイトと統合し、区が誇る

映像文化の魅力を区内外に発信するサイトとしてリニューアルをした。上記対談動画やインタビューに加え、マップや年表、コラムなど、練馬と映像文化の理解が深まる様々なコンテンツを公開した。



〔サイトメインビジュアル〕

●公益財団法人練馬区文化振興協会

豊かな区民文化の創造と多様な文化の発展に寄与することを目的に、昭和57年9月に財団法人として設立した。その後、平成24年4月に公益財団法人に移行し、28年度から、日本を代表するヴァイオリニストの大谷康子氏を理事長に迎えた。

地域における自主的な文化芸術活動を促進し、また文化芸術の裾野を広げるため、区内文化団体への活動支援を行うとともに、区民に向けて情報を広く発信している。

石神井公園ふるさと文化館、美術館、練馬文化センターおよび大泉学園ホールの指定管理者として、魅力ある文化芸術事業の充実に取り組んでいる。

●練馬文化センター

区の文化芸術拠点として区民文化の創造と発展に寄与するため、昭和58年4月に開館した。

4年度は指定管理者として、音楽、伝統芸能などの公演事業、区民の文化芸術活動・団体の支援などを実施した。(18事業)

1 公演事業 13事業

(1) 音楽事業 4事業

- ①クラシックコンサート 2事業
- ②アトリウムミニステージ

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止し、「アフタヌーン・ミニコンサート」として実施

③拠点コンサート

(2) 伝統文化事業 2事業

- ①小学校狂言師派遣事業
- ②小学校能楽師派遣事業
- (3) その他公演事業 7事業

2 区民の文化芸術活動・団体の支援に係る事業

5事業

- (1) 演奏家等派遣事業
- (2) 舞台芸術支援事業 など

〔練馬文化センターの利用状況〕 4年度

	利用件数 (件) (※)	入場者数 (人)
大ホール	176	110,795
小ホール	170	45,221
ギャラリー	104	3,821
リハーサル室	764	14,562
集会室	316	4,001
計	1,530	178,400

注：4年10月15日から6年4月30日(予定)まで、大規模改修工事のため休館

※：延べ利用団体件数

●大泉学園ホール（大泉学園ゆめりあホール）

区民文化の創造と発展に寄与するため、大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」内に、平成14年2月に開館した。

〔大泉学園ホールの利用状況〕 4年度

	利用件数 (件) (※)	入場者数 (人)
ホール	472	35,355
ギャラリー	119	5,147
計	591	40,502

※：延べ利用団体件数

●練馬区立美術館

区民の美術に関する知識および教養の向上を図り、区民文化の発展に寄与することを目的に、昭和60年10月に開館した。

美術に関する学識経験者等により構成する美術館運営協議会を設置し、幅広い意見を反映した活動を行っている。

美術館の再整備については、基本構想策定検討委員会の提言をもとに、区民意見反映制度に寄せられた意見等を踏まえ、4年3月に基本構想を策定した。5年度は、基本構想で掲げるコンセプト実現に向け、公募型プロポーザル方式により選定した(株)平田晃久建築設計事務所の平田晃久氏を設計者として、基本設計を完了させ、実施設計に着手する。

1 展示事業

年間4～6回の企画展や、美術館の所蔵作品によるコレクション展などの展覧会を開催している。また、

地域に根差した美術館として、区内在住の美術家協会会員の作品を紹介する「練馬区美術家協会展」や、区民の公募作品による「練馬区民美術展」を開催している。

〔企画展〕

4年度

展覧会名	会期	観覧者数 (人)
「時代を映す絵画たち」展 —コレクションにみる 戦後美術の歩み—	4月10日～6月 12日 (55日間)	3,232
「生誕100年 朝倉摂」展	6月26日～8月 14日 (43日間)	10,164
「日本の中のマネ」展 —出会い、120年のイメージ—	9月4日～11月 3日 (52日間)	18,434
「平子雄一×練馬区立美術館 コレクション」展 —inheritance, metamorphosis, rebirth 〔遺産、変形、再生〕—	11月18日～2月 12日 (70日間)	5,852
「本と絵画の800年」展 —吉野石膏所蔵の貴重書と 絵画コレクション—	2月26日～4月 16日 (43日間)	13,111

2 教育普及事業

展覧会関連の企画を中心に各種講座やワークショップを実施している。また、「スクールプログラム」による団体鑑賞や職場体験等の受入れ、小・中学校の教員を対象に学芸員が作品解説を行う「ティーチャーズデイ」の実施、鑑賞学習教材の貸出しなど、学校との連携を深めている。

3 美術作品の収集

区にゆかりのある優れた作品の収集を行うとともに、幅広い視野から近・現代の優れた美術作品を系統的に収集している。4年度末の全所蔵数(寄託含む)は7,593点である。

4 美術の森緑地

平成27年3月に美術館の前庭にあたる緑地をリニューアルし、動物彫刻等32体を野外展示している。

●石神井公園ふるさと文化館

区の伝統文化を生かし、新たな地域文化を創造するため、観光振興にも寄与する博物館機能を有する施設として、平成22年3月に開館した。

また、隣接公園内に「旧内田家住宅」(区指定文化財)を移築復元し、建物内部も公開している。

26年4月1日に区立石神井松の風文化公園管理棟内に分室を設置した。

館の事業には区民サポーター85名が携わり、区民と館を結ぶ役割を担う存在として活動している。4年度は、分室を含め延べ174,531人が来館した。

1 展示事業

(1) 常設展

「江戸・東京近郊の暮らし」をテーマに、練馬区の歴史・民俗・伝統文化の特色を伝える展示を行っている。分室では、練馬区ゆかりの文化人に関する展示事業と作家・五味康祐氏が愛用したオーディオの展示などを行っている。

(2) 特別展

区の歴史などのほか、幅広い視野からテーマを設定した特別展を4年度は1回開催した。

〔特別展〕		4年度
展覧会名	会期	観覧者数(人)
練馬といえば！大根 —練馬大根いまむかし—	9月17日～11月6日(44日間)	2,644

(3) 企画展

収蔵資料などからテーマを決めた企画展を4年度は3回開催した。

〔企画展〕		4年度
展覧会名	会期	観覧者数(人)
昭和初期の練馬ライフ	4月9日～6月5日(50日間)	7,893
石神井公園 —池のほとりに育まれた 自然と歴史—	6月18日～8月14日(50日間)	5,085
みんなの校歌—練馬区編—	1月21日～3月21日(51日間)	3,259

(4) わがまち練馬情報コーナー 1・2

区内の自然・名所や、伝統工芸、ねりコレなどの産業情報、区民の創作作品を展示、紹介している。

2 教育普及事業

区の歴史・民俗・伝統文化等に関する講座、季節体験事業などを実施している。分室では、貴重なオーディオを用いて、さまざまなイベントを開催している。

3 資料収集事業

区の伝統文化にかかわる資料を幅広く系統的に収集している。

4 施設貸出し

区民の文化活動の練習・発表の場として、多目的会議室、企画展示室、ギャラリー、展示用ボックス等の貸出しを行っている。

●生涯学習センター

昭和28年に練馬公民館として開館し、平成24年4

月に名称を「生涯学習センター」と変更した。29年度には、生涯学習施設を生涯学習センター分館と向山庭園を合わせた3館体制とし、生涯学習センターを区の生涯学習の中核を担う施設として整備した。

地域活動を行う人材の基盤づくり、生涯学習を行う団体への支援、生涯学習に関する情報提供を中心とした事業を行っており、施設は区民の自主的な活動場所として利用されている。

1 地域活動を行う人材の基盤づくり

(1) 武蔵大学特別履修生制度

4月から翌年3月までの1年間、武蔵大学で大学生と一緒に授業を履修する制度である。ボランティア活動の経験者、「つながるカレッジねりま」または「練馬Enカレッジ」の受講生もしくは修了生を対象としている。履修料の一部を区と武蔵大学で負担する。4年度の履修生は24人だった。

2 生涯学習団体等の支援

(1) 生涯学習団体届出制度

芸術・文化、市民生活、社会教育、子育て、健康、福祉、レクリエーション、スポーツ等さまざまな分野で活動し、一定の要件を満たす団体を生涯学習団体として登録している。

団体の名簿を公開しており、新たな会員獲得による団体の活性化を支援している。4年度末現在、290団体が区に届出されている。

(2) 団体活動支援

区民文化祭、サークル文化祭、文化団体舞台発表促進事業等の文化活動団体の発表を支援するほか、趣味と仲間づくり講座「縁ジョイ倶楽部」を実施し、新たな会員募集の支援を行っている。

3 生涯学習情報の提供

(1) 区民発出前講座

さまざまな趣味や特技を持つ区民・団体に、講座の企画内容を登録してもらい、地域の団体・サークルに講師として紹介している。4年度末現在で、56講座が登録されている。

(2) 学びと文化の情報サイト(あ・そ・ぶサイト)

学びに関する団体情報や区内で開催されるさまざまな催し等の最新情報を、区民が活動したいときや学びたいときに、いつでも得られるよう情報提供している。

〔各種事業実施状況〕

4年度

事業名	実施状況	
縁ジョイ倶楽部	11講座 延べ435人受講	
盆踊り講習会	2回 延べ185人受講	
練馬児童合唱団	在団生 55人 定期演奏会 1回 664人入場	
サークル文化祭	舞台発表会	2日 延べ560人受講
	作品展	3日 延べ751人受講
区民文化祭	参加団体 17団体 6,872人参加	
寿大学通信講座	書道・俳句2科目 延べ5,000人受講	
	スクーリング 5回 延べ153人受講	
	書初め展 1回 書道163点 俳句140句 出品	
公開講座	4大学 延べ449人受講	
区民将棋大会	実施なし(※)	

※：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止した。

〔生涯学習センターの利用状況〕

4年度

	利用件数(件)	利用者数(人)
ホール	497	46,567
第一会議室	562	4,789
第二会議室	520	4,173
第一教室	829	12,901
第二教室	555	5,123
第三教室	612	6,408
和室(大)	656	4,561
和室(中)	510	3,855
和室(小)	551	2,681
美術工芸室	414	4,027
視聴覚室	768	11,119
調理実習室	144	1,443
陶芸室	166	461
保育室	201	915
合計	6,985	109,023

〔生涯学習センター分館の利用状況〕

4年度

	利用件数(件)	利用者数(人)
講座室1	303	2,689
講座室2	303	1,982
講座室3	414	2,834
講座室4	489	3,912
講座室5	529	6,269
講座室6	369	2,023
講座室7	270	1,603
講座室8(※)	—	—
講座室9(※)	—	—
和室(※)	—	—
料理室	35	354
工作室	283	2,305
美術室	370	2,587
音楽室1	887	10,300
音楽室2	703	4,890
陶芸室	486	2,079
保育室(※)	—	—
合計	5,441	43,827

注：学習室利用人数…3,782人

※：講座室8・9、和室、保育室は、新型コロナウイルスワクチン配送センターとして利用のため、4年4月1日から5年3月31日まで貸出を休止

●向山庭園

庭園を有する和風の施設である。文芸・茶道・華道・囲碁などの活動場所としてだけでなく、会議や学習の会場としても、広く区民に親しまれている。

平成30年度からは、春に観桜会、秋に観楓会として、コンサート・茶会・いけ花の展示などのイベントを行っている。

管理運営は指定管理者が行い、年末年始を除く通年開園している。

〔向山庭園の利用状況〕

4年度

	利用件数(件)	利用者数(人)
茶室	606	2,621
和室(第1)	656	2,546
和室(第2)	765	2,982
和室(第3)	532	3,408
多目的室	640	3,043
日本庭園	4	20
庭園見学者	—	61,286
計	3,203	75,906

●学習の機会の充実

現代社会のさまざまな人権問題に関する学習を推進するため、人権講座を開催している。

4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全5回中1回を中止した。

・地域ふれあい講座(4回実施、31人参加)

●学校施設の地域開放推進

学校が地域の核として健全で豊かなコミュニティづくりの場となることを目指して、学校施設を開放している。

- ・校庭開放
- ・学校図書館開放
- ・教室開放
- ・学校体育館開放

●学校施設の一般利用

学校応援団や学校開放運営委員会による施設開放のほかに、学校への事前申請に基づき、区民の一般利用に提供している。

提供する施設は、校庭、屋内運動場、教室などのほか、開進第二中学校と大泉中学校に設置しているセミナーハウスがある。

(2) 読書活動を支援する

【関連資料：「練馬区教育要覧」練馬区教育委員会】

●図書館

地域の情報拠点として、図書館資料の収集・貸出しをはじめ、行政情報や地域情報を発信するとともに、区民の読書活動の普及・啓発のため、さまざまな事業を実施している。

また、利用者が求めている資料を的確に探し出し、調査や学習を手助けするためのレファレンスサービスの充実を図っている。

さらに、4年11月に策定した「これからの図書館構想」により、図書館運営の基本理念を「世界につながる 彩り豊かな 知の情報拠点」とし、サービスの充実を図っている。

1 施設の充実

(1) 図書館（12館）

光が丘、練馬、石神井、平和台、大泉、関町、貫井、稲荷山、小竹、南大泉、春日町、南田中

(2) 分室（1分室）

南大泉図書館分室（こどもと本のひろば）
乳幼児から小学校低学年までの子どもたちと、その保護者を対象としている。

(3) 図書館資料受取窓口（6所）

高野台（生涯学習センター分館内）、豊玉（豊玉リサイクルセンター内）、石神井公園駅（西武池袋線高架下）、大泉学園駅（リズモ大泉学園4階）、北町（北町地区区民館内）、上石神井（上石神井南地域集会所内）に設置している。

予約した資料の受取と返却および利用登録ができる。また、資料の検索・予約ができる（高野台を除く。）。

2 利用の促進

「東京都公立図書館調査（4年度実績）」によると、図書館資料の個人貸出点数および、個人予約点数は23区中第1位となっている。

資料の閲覧や貸出しのほか、季節や社会情勢に沿ったテーマの資料を展示するなど、利用者の読書の幅が広がるよう工夫している。加えて、普段馴染みのない本にも興味を持ってもらうため、内容が分からないように本を包装した「本の福袋」の貸出しも行っている。

また、読んだ日、タイトルや感想などを自分で記入することにより、読書記録をつけることができる読書ノートを配布している。

このほか、図書館をより身近に感じてもらうため、生活や趣味に関連した講座や講演会、参加型イベント、バリアフリー映画会や音楽会なども開催し、一部をYouTube練馬区立図書館公式チャンネルで公開している。

3 子どもの読書活動の推進

子どもたちが本に親しみ、生涯にわたり読書習慣を身につけることができるよう「第四次練馬区子ども読書活動推進計画」を2年3月に策定した。これにより、発達段階に応じた読書環境を整えるため、さまざまな取組を進めている。

(1) 事業

- ・よみきかせ・おはなし会やおたのしみ会
- ・ブックスタート事業
赤ちゃんと保護者が絵本を介して触れ合えるよう、絵本を手渡す事業
4年度 3,585セット配付
- ・本の探検ラリー
クイズを解きながらさまざまな本と出会い、親しむことができる参加型イベント

(2) ボランティアとの連携

読書活動の担い手の育成に努め、関係団体との連携を図っている。

- ・ボランティアへの講習会の実施
- ・ボランティア団体との協働
- ・地域文庫の活動への助成
4年度 15団体 651冊

〔子どもの読書活動推進に関する催し実施状況〕 4年度

催し名	実施数	参加者数（人）
よみきかせ・おはなし会	1,029回	9,799
おたのしみ会	24回	676
子ども読書の日・こども読書週間記念行事	28回	993
本の探検ラリー (小・中学校開催)	延べ35校	4,018

注：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部事業を中止・縮小した。

4 学校支援

小・中学校への団体貸出し、「ブックトーク」（テーマに沿ってさまざまなジャンルから本を紹介する事業）や「本の探検ラリー」、図書館見学・職場体験の受入れなどを実施し、子どもたちの読書活動を支援している。

- ・各校の学校図書館運営計画に基づく、学校図書館の図書選定の支援や蔵書管理
- ・調べ学習のための資料の提供

5 障害のある人へのサービス

全国の図書館などと連携して点字資料・録音資料の郵送貸出しを行うほか、ボランティアの協力を得て、本や雑誌の録音資料製作や対面朗読サービスを行っている。

また、外出が困難な区内在住の障害者等には、郵送で図書館資料を貸出すサービスを行っている。

そのほか、乳幼児や障害児向けの布の絵本の製作や、聴覚障害児も楽しめる手話つきおはなし会を行っている。

〔サービスの状況〕 4年度

項目	点数等	
製作録音資料数	146点	
対面朗読実施時間	延べ1,582時間	
外出困難障害者等資料郵送サービス貸出点数	7,810点	
布の絵本製作数	38点	
講習会名	実施数（回）	参加者数（人）
音訳者養成等講習会	13	延べ193
布の絵本製作講習会	4	延べ35

6 図書館情報システム

図書館資料の貸出し・返却・予約などの基本的な業務を管理するシステムで、年間約700万点の資料貸出しに対応している。

また、利用者の利便性を高めるため資料検索機や家庭用パソコン・携帯電話等からの資料検索・予約サービス、Eメールによる予約資料の取置き通知サービス等を実施している。

〔予約状況〕 4年度

項目	点数等
予約点数（個人）	2,300,074点
うちインターネットからの予約	2,017,304点
予約点数に占めるインターネット予約割合	87.7%

〔図書館の利用状況等〕

館名	種別	個人利用 登録者数 (人)	団体利用 登録数 (団体)	来館者数 (人)	貸出数			貸出予約数		
					個人貸出 点数 (点)	団体貸出 点数 (点)	協力貸出 点数 (点)	個人予約 点数 (点)	団体予約 点数 (点)	協力予約 点数 (点)
光が丘		39,084	166	627,106	1,075,298	13,534	4,151	310,101	1,207	1,996
練馬		25,369	142	406,169	593,332	18,336	473	207,980	6,664	504
石神井		22,758	95	276,396	584,333	13,761	1,074	124,025	6,008	1,131
平和台		15,023	140	229,398	482,123	12,305	485	146,782	5,581	515
大泉		15,001	135	246,065	456,258	18,166	627	119,101	13,743	641
関町		14,991	139	266,341	497,710	11,532	352	175,270	1,828	363
貫井		19,607	62	589,177	600,294	7,260	397	209,318	3,389	407
稲荷山		5,778	84	102,502	175,926	11,846	651	44,852	692	668
小竹		10,994	77	209,790	385,625	9,788	215	142,998	4,125	227
南大泉		8,336	76	174,452	358,912	3,652	149	107,475	1,688	164
南大泉分室		3,682	22	56,399	135,818	1,465	10	32,324	190	9
春日町		11,635	106	319,619	452,085	8,792	243	135,112	2,312	243
南田中		7,206	107	169,706	307,208	7,702	237	84,961	54	233
全館計		199,464	1,351	3,673,120	6,104,922	138,139	9,064	1,840,299	47,481	7,101
高野台受取窓口		604	—	14,296	41,739	—	—	33,953	—	—
豊玉受取窓口		770	—	22,960	64,581	—	—	54,710	—	—
石神井公園駅受取窓口		3,164	—	77,161	183,174	—	—	156,834	—	—
大泉学園駅受取窓口		4,402	—	58,048	148,813	—	—	123,607	—	—
北町受取窓口		876	—	15,145	42,134	—	—	37,657	—	—
上石神井受取窓口		1,129	—	21,946	62,483	—	—	53,014	—	—
合計		210,409	1,351	3,882,676	6,647,846	138,139	9,064	2,300,074	47,481	7,101

〔図書館の所蔵資料〕

4年度末現在

館名	種別	図書資料 (冊)	雑誌 (冊)	視聴覚資料 (組)	視覚障害 者用資料 (点)
光が丘		330,910	13,468	22,164	6,512
練馬		150,128	3,207	11,654	1,172
石神井		226,861	2,814	8,068	—
平和台		160,060	3,597	8,049	—
大泉		228,454	3,451	8,673	—
関町		151,779	6,269	7,058	—
貫井		140,977	4,158	7,474	—
稲荷山		91,257	3,323	4,552	—
小竹		84,678	2,306	8,329	—
南大泉		68,477	1,980	4,739	—
南大泉分室		27,894	201	—	—
春日町		114,444	2,695	9,390	—
南田中		109,767	2,328	6,243	—
合計		1,885,686	49,797	106,393	7,684

(3) 文化財を保存・活用・継承する

●文化財保護の推進

区には、郷土の歴史や自然を伝える有形、無形の文化財が多数ある。

文化財を守るためには、区民一人ひとりの理解と認識を高めることが必要である。区は、かけがえのない文化財を保護・保存するとともに区民に紹介し、文化財に対する理解と認識の向上に努めている。

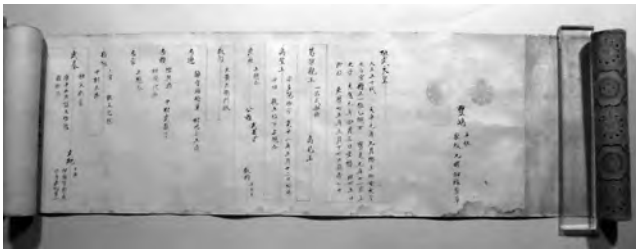
●文化財の指定・登録

昭和61年3月に制定された「練馬区文化財保護条例」に基づき、同年12月に学識経験者で構成された練馬区文化財保護審議会を設置している。

区指定・登録文化財は、区が事前調査を行い、文化財保護審議会の答申に基づき、所有者の同意を得て指定・登録される。4年度は新規の登録が2件であった。(区内の指定・登録文化財については、巻末資料の234～235ページを参照)



〔東本村の庚申塔〕



〔豊島家文書〕

●文化財保護のための主な事業

1 埋蔵文化財の調査・保存・活用

開発行為により、埋蔵文化財（遺跡等）の破壊の危険があることから、区では、遺跡等の範囲の確認を行うとともに、その保護・保存に努めている。遺跡消滅の恐れがある場合は、発掘調査等を実施し、記録保存の措置をとっている。

4年度は遺跡地で工事を行う届出が120件、通知が7件あり、遺跡の有無を確認するための試掘・立会調査が92件、発掘調査が2件あった。

出土品の一部は、生涯学習センター分館などに展示している。

2 東京文化財ウィーク参加事業

「東京文化財ウィーク」は、都の呼びかけによる、国・都指定文化財の公開を促進する期間である。4年度は10月29日から11月6日までの9日間を中心に、つぎの企画事業を行った。

・^{おさき}尾崎遺跡の展示説明会（10月29日 13人参加）

また、石神井公園ふるさと文化館で、つぎの企画事業を行った。

・石神井城跡発掘パネル展（10月29日～11月6日）
・特別公開「小野蘭山墓誌」（10月29日～11月6日）

3 刊行物の発行

4年度はつぎの刊行物を発行した。

- ・ねりまの文化財（年2回）
- ・埋蔵文化財調査報告37

4 文化財説明板、道標の設置

身近な文化財に対する区民の理解を深めるため、説明板などの設置を行っている。4年度は、既に設置された説明板の修繕を9件実施し、総数177件となっている。また、道標は29か所に設置している。

5 文化財防火デー

昭和24年1月26日、法隆寺金堂壁画が焼損したことをきっかけとして、毎年この日を中心に全国的に文化財防火運動が行われている。

区では、各消防署と連携しながら、文化財愛護のPRに努めている。4年度は、長命寺、三宝寺で一斉放水等の訓練を行った。

6 郷土芸能ねりま座公演

区内で継承されている民俗芸能の普及・発展のために公演を開催した。祭囃子連が3団体出演した。

●文化財保護推進員

文化財の現況を把握し、区民に文化財保護思想の普及・啓発を図るため、昭和63年2月に文化財保護推進員制度を設けた。

文化財の所有者をはじめ多くの区民の協力のもとに、文化財の保護・保存を行っている。

●^{おさき}尾崎遺跡資料展示室

春日小学校建設の際に調査した「尾崎遺跡」の資料展示室を、昭和58年、同小学校内に開設し、出土品約200点を展示している。

(4) 区民のスポーツ活動を支援する

●スポーツ施設の整備

区民のスポーツ活動参加を促進するために、区ではスポーツ施設の整備を図り、活動の場の確保を進めている。

4年度は、総合体育館の天井・空調設備等改修工事を行った。

4年度末現在、区のスポーツ施設は、体育館7館、プール7所、成人野球場5面、少年野球場6面、庭球場29面、多目的運動場6面、競技場1面、多目的広場4か所、スポーツ広場1所である。

●スポーツの機会の充実

豊かなみどりの中で誰もがスポーツを楽しめるまちを目指し、スポーツ施設を積極的に整備してきた。

これらの施設では、地域のスポーツ団体をはじめ、区民の活発なスポーツ活動が行われている。こうしたスポーツ団体との協働により、区民体育大会、練馬こぼしハーフマラソンといったイベントや初心者スポーツ教室などを実施している。

〔屋外施設の利用状況〕

4年度

区分	施設名(面)	利用数(人)
庭球場	豊玉中公園庭球場	3 25,443
	びくに公園庭球場	2 6,326
	土支田庭球場	7 42,714
	夏の雲公園庭球場	4 42,030
	大泉さくら運動公園運動場(庭球場)	3 20,698
	大泉学園町希望が丘公園運動場(庭球場)	3 28,884
	石神井松の風文化公園(庭球場)	7 50,726
成人野球場	学田公園野球場	1 11,172
	北大泉野球場	2 13,632
	東台野球場	2 24,032
少年野球場	荒川河川敷野球場(硬式少年野球)	3 32,381
	練馬総合運動場少年野球場	2 27,957
	大泉学園少年野球場	1 9,381
運動場等	練馬総合運動場公園(陸上競技場・多目的広場)	69,656
	大泉運動場	47,348
	大泉さくら運動公園運動場(多目的運動場)	85,068
	大泉学園町希望が丘公園運動場(多目的運動場)	46,747
	石神井松の風文化公園(多目的広場)	37,876
	びくに公園多目的広場	22,921
	総合体育館東側多目的広場(※)	494

※：総合体育館東側多目的広場は、体育館の改修工事のため4年10月1日から5年3月31日まで休場

〔体育館の利用状況〕

(単位：人) 4年度

施設名 区分	総合体育館(※1)	桜台体育館	上石神井体育館	平和台体育館	大泉学園町体育館	光が丘体育館	中村南スポーツ交流センター
個人利用	14,074	10,035	42,103	40,628	41,531	(※2) 23,329	20,473
登録団体利用	21,937	21,123	24,372	19,484	16,485	18,321	13,551
連盟・SSC	10,052	4,341	5,656	18,599	15,782	27,025	26,148
大会・事業等	6,201	6,032	7,236	2,525	2,768	13,719	1,282
自主事業	—	—	5,719	3,682	4,512	7,912	23,299
健康体力相談等	—	—	—	—	—	167	—
トレーニング室	14,347	—	33,458	23,962	31,778	53,549	40,742
合計	66,611	41,531	118,544	108,880	112,856	144,022	125,495

注：トレーニング室には説明会参加者を含む。

※1：総合体育館は、改修工事のため4年10月1日から5年3月31日まで休館

※2：光が丘体育館の個人利用には屋内ランニングコース利用者を含む。

〔プールの利用状況〕

(単位：人) 4年度

施設名 区分	上石神井体育館 温水プール	平和台体育館 温水プール	大泉学園町 体育館温水 プール	光が丘体育館 温水プール	中村南スポーツ 交流センター 温水プール	三原台 温水プール	石神井プール
個人利用	70,155	72,944	56,230	79,074	97,890	64,528	34,227
登録団体利用	7,556	2,125	5,717	7,161	3,095	12,485	—
連盟・SSC	1,570	5,054	9,405	1,304	11,796	4,467	—
大会・事業等	2,369	186	398	2,818	645	374	—
自主事業	2,204	5,278	—	—	6,117	2,738	—
障害者専用コース	1,181	744	1,436	940	738	839	—
合計	85,035	86,331	73,186	91,297	120,281	85,431	34,227

〔スポーツ事業〕

4年度

区分	内容および参加人数(人)		
各種大会	区民体育大会(※1)	35種目	16,576
		総合開会式	480
	都民体育大会	28種目	378
	都民生涯スポーツ大会(※3)	11種目	108
	城北地区競技会(※1)	4種目	93
	女性スポーツ大会	3種目	703
	都民スポレクふれあい大会	2種目	36
野外活動	城西ブロックスポーツ交流大会	5種目	237
	区民歩行会	10月30日 加治丘陵	15
		親子アウトドア体験	3月12日 光が丘公園
	初心者スポーツ教室	30種目53教室	2,256
	夏休み水泳教室(※2)	—	—
	少年少女スポーツふれあいひろば	2月12日実施	265
	スポーツの日記念行事	10月10日実施	6,685
		光が丘体育館ほか5会場	

※1：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一部中止

※2：新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止

※3：台風のため一部中止

●地域スポーツ指導者の育成

スポーツ実施率を更に高めるため、多様なスポーツへの要望に応じられるよう、質の高い指導者等の育成に努めている。

1 スポーツ推進委員

区内でのスポーツ推進のため、スポーツ事業の実施に係る連絡調整やスポーツに関する指導と助言等を行っている。4年度末現在、20人のスポーツ推進委員が活動している。

区民歩行会や小学生を対象としたアウトドア事業など、さまざまなイベントの実施を通して、区民にスポーツをする楽しさを伝え、参加へつなげている。また、区内スポーツ関係団体が連携して実施するスポーツイベントの連絡調整および運営や、パラスポーツに係る取組も行っている。

2 スポーツリーダー養成講習会

スポーツリーダー養成講習会を開き、修了者に対して認定を行っている。4年度末現在、505人が認定を受けている。

●総合型地域スポーツクラブ

総合型地域スポーツクラブ(SSC)は、地域の人々が中心となって運営し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が交流できる点に特色がある。

現在、7つのクラブは区立体育館に活動拠点を設け、会員制による運営を行っている。

〔総合型地域スポーツクラブ(SSC)〕

4年度

クラブ名 (通称名)	設立年月日	主催・共催 事業参加者数 (人)
NPO法人SSC谷原アルファ (SSC谷原)	平成14年8月24日	18,174
NPO法人スポーツコミュニティー桜 (SSC桜台)	平成14年9月5日	4,317
NPO法人スポーツクラブホワイエ 上石神井 (SSC上石神井)	平成14年12月17日	10,840
NPO法人総合型地域スポーツ クラブ平和台 (SSC平和台)	平成14年10月4日	20,744
NPO法人光が丘総合型地域 スポーツ・レクリエーションクラブ (SSC光が丘)	平成14年9月10日	7,561
NPO法人コミュニティネットSSC 大泉 (SSC大泉)	平成14年8月13日	39,232
NPO法人豊玉・中村地域スポーツクラブ クラブプラッツ (SSC豊玉・中村)	平成21年2月21日	17,083

●練馬こぶしハーフマラソン

区民の健康・体力の更なる増進と地域スポーツの振興、練馬の魅力の発信を目的として、平成26年度から30年度まで毎年実施していた。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、元年度から3年度まで開催を中止したが、4年度は3月に4年ぶりに開催した。5年度も同月に開催を予定している。

満開のこぶしや桜を楽しみながら幹線道路を走行できるコースや、沿道からの途切れない応援が大会の特色であり、参加者から高い評価を得ている。



〔練馬こぶしハーフマラソン ロゴ〕
区の木である「こぶし」の花がデザインされている。

〔開催状況〕

ハーフマラソン種目

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
開催日	27.3.29	28.3.27	29.3.26	30.3.25	31.3.24	5.3.26
開催時天気	晴	晴	雨	晴	晴	雨
エントリー数	5,248人	5,240人	5,239人	5,423人	5,433人	5,442人
当日出走者数	4,674人	4,602人	4,021人	4,807人	4,764人	4,361人
完走者数 (完走率)	4,464人 (95.5%)	4,478人 (97.3%)	3,899人 (97.0%)	4,510人 (93.8%)	4,512人 (94.7%)	4,182人 (95.9%)

マイルラン種目

		第3回	第4回	第5回	第6回
エントリー数	中学生の部	150人	100人	58人	—
	小学生と ペアの部	330組 660人	296組 592人	342組 684人	445組 890人
当日 出走者数	中学生の部	100人	83人	53人	—
	小学生と ペアの部	約200組	269組 538人	303組 606人	328組 656人

注：①第3回は試行実施

②第6回から中学生の部は廃止

55 練馬の魅力づくりと練馬ならではの観光の推進

(1) 練馬の魅力の発信

●広報キャンペーンの実施

1 みどりを育むムーブメントのPR

民有地のみどりを地域で守る「落ち葉清掃ボランティア」事業と連携し、区の魅力である“みどり”への関心をさらに高めるため、ノベルティの制作・配布を行った。



2 練馬区名誉区民「牧野富太郎博士」関連のPR

4年度は、牧野博士の生誕160年記念の年にあたることや5年春から博士をモデルにしたNHK連続テレビ小説「らんまん」が放送されることから、庁内の装飾、記念イベントや牧野博士のノベルティ制作・配布を行い、「牧野富太郎博士」の周知を積極的に行った。



3 3大事業を中心とした「ねりま推し」関連のPR

5年は、牧野博士をモデルにしたNHKの連続テレビ小説の放映開始や、「ワーナー ブラザース スタジオツアー東京 - メイキング・オブ・ハリウッド・ポッター」の開設、全国都市農業フェスティバルの開催など区内で大きなプロジェクトが実施される。

それらに伴い、区の魅力発信の絶好の機会とするため、ねりま推しを合言葉に、積極的なPRを行った。



●スタジオツアー東京の開設に合わせた練馬の魅力発信

1 オリジナルデザインフラッグの設置

スタジオツアー東京の開設に合わせた機運醸成および施設来場者の周辺商店会等への周遊促進を目的に、スタジオツアー東京のコンセプトアートがデザインされたフラッグ約500枚を施設周辺12商店会の街路灯等に設置した。

5年2月26日、設置に先立ち、練馬駅北口ペダストリアンデッキを会場に、スタジオツアー東京の関係者を招き、フラッグデザインの除幕セレモニー等を行う「フラッグ設置記念式典」を、日本大学芸術学部学生や近隣小学校児童と共に開催した。

2 ねりまシティ・ウィザード・プロジェクトの展開

ねりま観光センターで、『魔法で練馬を盛り上げよう!』をテーマに、練馬駅～豊島園駅間の飲食店と連携し、オリジナル魔法メニューの開発・販売や店舗への魔法装飾等を施し賑わい創出を図った。

また、区内で活躍するスペシャリスト(職人等)を「シティ・ウィザード(街の魔法使い)」として認定し、区内周遊を促進させる仕掛けづくりを行った。

3 区内周遊ツアーの実施

スタジオツアー東京来場者の区内周遊を促進するため、野菜・果樹の収穫体験や牧野記念庭園、美術館等を巡る「区内周遊ツアー」を5年度から実施している。

(2) 「練馬ならではの観光」の推進

●練馬の魅力を体感できる仕組みづくり

1 観光案内板の設置

区内の鉄道20駅に1基ずつ観光案内板を設置している。区内の観光スポット、名所、区立施設などを紹介することで、区民や来訪者に練馬区の魅力を発信している。観光案内板には、地図情報のほか、練馬区ゆかりのアニメを活用し、区の魅力を発信している。

注：観光案内板の設置駅：

練馬区内にある西武池袋線、西武新宿線、西武有楽町線、都営大江戸線、東京メトロ有楽町線・副都心線、東武東上線の各駅

2 練馬の魅力を発信

練馬区公式アニメキャラクター「ねり丸」を活用し、区の魅力に関する情報を区内外に発信している。

4年度は、東映、東映アニメーションの人気キャラクターをラッピングした地上機器を5か所とデザインマンホールを1か所設置した。

3 ねりま観光センターの運営

区は、(一社)練馬区産業振興公社ねりま観光センターに、事業費等の補助を行うとともに、連携して観光振興事業を展開している。ねりま観光センターが4年度に実施した主な事業は、「ねりコレ2022」の発表、体験型の観光ツアー、「練馬カプセル」等の観光ガイドの作成・配布、およびねり丸グッズの制作・販売などである。また、区が区内2か所に設置した観光案内所の運営を行っており、観光スポットやイベントなどの情報発信のほか、「ねりコレ」等区内名産品の販売を行っている。

〔観光案内所利用状況〕

4年度

名称	利用者数(人)
ねりま観光案内所	55,703
石神井観光案内所	48,140

(3) 練馬の魅力を感じるイベントづくり

区民や区外からの来場者が参加・交流し、練馬の魅力を体感できる機会を創るため、区の2大まつりである練馬まつり・照姫まつり等を開催している。

●第45回練馬まつり

練馬駅北口およびマロニエ通り周辺を会場に、出展やステージイベントのほか、区民・産業プラザで練馬産業見本市を同時開催した。

〔開催日〕 4年10月16日(日)

〔場所〕 練馬駅北口およびマロニエ通り周辺

〔来場者〕 52,000人

〔概要〕 ・ステージ

・各種出展

・車両展示・子ども体験コーナー

・ヘブンアーティストによるパフォーマンス

・ヒーローショー

・映画『鉄道員』上映とトークショー

・スポーツひろば

〔主催〕 練馬まつり推進協議会



〔第45回練馬まつりポスター〕

●第35回照姫まつり

華やかな時代衣装を身にまとった照姫を中心に、勇ましい鎧姿の武者などで構成された約100人が照姫行列を行った。

〔開催日〕 4年4月24日(日)

〔場所〕 都立石神井公園およびその周辺

〔来場者〕 45,000人

〔概要〕 ・照姫行列・出陣式・帰還式

・ステージ

・各種出展・子ども体験コーナー

・戦国ワークショップ

〔主催〕 照姫まつり推進協議会



〔第35回照姫まつりポスター〕

●アニメプロジェクトin大泉

ジャパンアニメーション発祥の地である大泉地域において、アニメをはじめとした映像文化資源を活用したイベントを開催している。

(4) 風を感じるまちづくり

●散策しやすいまちづくり

区では、都市計画道路や生活幹線道路などの新設に当たり、バリアフリー化を図っている。併せて、地域の景観に配慮した緑化、無電柱化、街路灯などの施設整備による道路の質の向上を図り、安全・安心で散策しやすいまちづくりを進めている。

56 多文化共生、国際・都市交流の推進

(1) 各国文化の相互理解

●相互理解の促進と生活支援

外国人区民と日本人区民が互いの文化・習慣の違いを認め合い継続的な関係を築いていけるよう、さまざまな交流事業や講座を実施している。

また、外国人区民の日常生活上の不安を解消し地域の構成員として生活ができるよう、きめ細やかな生活支援を行っている。

1 相互理解促進事業

(1) 外国人と日本人の交流

各国の文化紹介等を行うことにより、外国人区民と日本人区民とが気軽に交流する場として、文化交流カフェ（5月・7月・10月・11月・1月・3月、全6回）を開催した。

(2) やさしい日本語研修

分かりやすい日本語によるスムーズな意思疎通を目指した研修を、区職員を対象として実施した。

(3) 日本語ボランティア実践研修

外国人区民へ日本語を教えるボランティアのスキルアップ研修を実施した。

2 外国人区民への生活支援

(1) 外国語による相談窓口

毎週月～金曜日の午後、区役所本庁舎に外国語による相談窓口を設け、区の事業・文化・学習情報の提供や日常生活上の相談を受けている。（英語・中国語・韓国語・タガログ語）

注：韓国語は金曜日、タガログ語は月曜日のみ

(2) 文化交流ひろば 情報コーナー

平日午前10時～午後1時、土・日・祝休日午後1～4時に、文化交流ひろば（光が丘）に情報コーナーを設け、各種の生活情報を多言語により提供している。（英語：火・木・土、中国語：水・金・日、韓国語：月）

(3) 日本語講座

「にほんごのきょうしつ」（4～12月）、「こども日本語教室」（原則、学校休業期間および第二土曜日を除く毎週土曜日）を開催した。

3 ボランティアとの協働

区の窓口で日本語を母語としない外国人への通訳を行う通訳・翻訳ボランティアや、日本語講師のボランティアの登録を随時受け付けている。4年度末現在の登録者数は通訳・翻訳ボランティアが310人、日本語講師ボランティアが148人である。

●海外友好都市等との交流

1 北京市^{かいてん}海淀区

年	動き
昭和63年	「東京都区市町村友好代表団（団長・練馬区長）」が北京市を訪問（交流開始）
平成4年	海淀区長を招き「友好・協力交流に関する合意書」に調印
5年	区民親善訪問団を海淀区へ派遣
14年	・海淀区に桜を寄贈 ・「友好交流10周年記念写真展」開催 ・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流10周年記念） ・区長が海淀区を訪問し「友好・協力交流に関する合意書」に調印
19年	・「練馬区・北京市海淀区友好文化交流展」開催 ・「友好交流15周年記念写真展」開催 ・区議会代表団が海淀区を訪問
20年	海淀区から贈られた記念碑（友好交流15周年・練馬区独立60周年記念）を区役所本庁舎正面玄関に設置
24年	・海淀区少年少女合唱団と練馬児童合唱団による合同演奏会を開催（友好交流20周年記念） ・練馬区スポーツ交流団（14人）を海淀区へ派遣
28年	北京市青少年キャラバン訪日団が練馬区を訪問、中学生と交流
29年	練馬区独立70周年記念式典参列のため、北京市海淀区代表団が練馬区を訪問
30年	・練馬区長・区議会代表団が北京市海淀区を訪問 ・北京市海淀区代表団が練馬区を訪問
令和元年	北京市海淀区区民訪問団が練馬区を訪問
4年	友好提携30周年記念事業を実施

〔北京市海淀区 頤和園〕



ユネスコの世界遺産に登録されている庭園公園

2 イプスウィッチ市

年	動き
昭和63年	練馬区国際交流友好都市提携調査団がオーストラリアを訪問（交流開始）
平成5年	区立中学校生徒のイプスウィッチ市への派遣を開始
6年	イプスウィッチ市長を招き「友好都市提携に関する合意書」に調印
13年	イプスウィッチ市に友好のシンボル「ネリマガーデン」が開園し、区長、区議会議長が開園式に出席
16年	区長、区議会議員団がイプスウィッチ市を訪問、「友好都市提携10周年に関する合意書」に調印
21年	区長、区議会議員団が「ネリマガーデン」茶室の完成式典に出席（友好都市提携15周年）
22年	練馬区手工芸作家連盟がイプスウィッチ市自治体150周年に参加し、展覧会とワークショップ実施
23年	・洪水により甚大な被害を受けたイプスウィッチ市に対し、区・区議会から義援金送付 ・イプスウィッチ市の小学生から東日本大震災のお見舞いメッセージ付きのぬり絵が届く
24年	イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問、第35回練馬まつりに参加
26年	・イプスウィッチ市長と友好訪問団が練馬区を訪問 ・「友好都市提携20周年に関する合意書」に調印、石神井松の風文化公園での記念植樹を実施
令和元年	イプスウィッチ市訪問団が練馬区を訪問、世界都市農業サミットおよび関連イベントに参加

〔イプスウィッチ市 セントメアリーズカトリック教会〕



市の中心部にある歴史的建造物

3 諸外国との交流

平成9年11月に練馬区独立50周年、フランスにおける日本年などを記念し、フランス・ストラスブール市に桜を寄贈した。10年5月には同市からマロニエの苗木100本が寄贈され、区画街路3号線と中村小学校に植樹するなどの交流歴がある。

21年4月にはフランス・アヌシー市とアニメ産業交流協定を締結した。

また、4年8月に駐日エクアドル大使が練馬区を訪問した。

4 北京市海淀区友好提携30周年記念事業

4年10月、練馬区と海淀区は友好提携30周年を迎えた。これを記念し、更なる友好を深めるため交流事業を実施した。

- (1) 親書の交換
- (2) 記念品の交換
- (3) 交流動画を制作し、海淀区へ贈呈

5 海外友好都市等の周知

(1) 海外友好都市紹介事業

①北京市海淀区

4年10月、区役所アトリウムで中国・北京市海淀区友好提携30周年記念写真展を開催した。

②イプスウィッチ市

5年1月、区役所アトリウムでオーストラリアの食文化を紹介した。

(2) 海外友好都市パネル展

4年5月および5年1月、区役所アトリウムで海淀区およびイプスウィッチ市について、パネル等による紹介展示を行った。

(3) 友好都市紹介ケースの常設展示

海外友好都市紹介の展示ケースを区役所アトリウムに常設している。

6 国内都市（長野県上田市）との交流

昭和55年に長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家を開設したことから交流が始まり、平成6年に「友好提携に関する合意書」の調印を行った。その後、18年の市町村合併により上田市となったことから、同年8月に改めて「友好提携に関する合意書」の調印を行った。

上田市とは、照姫まつりや練馬まつりで物産の展示・販売による交流を行っている。

4年度の交流実績は、つぎのとおりである。

- (1) 上田市を紹介するパネル展示と市紹介パンフレットを配布（4年5月、5年1月）
- (2) 友好都市・上田写真展を開催（4年5月）
- (3) 上田市副市長が練馬区を訪問（4年6月）
- (4) 上田市が信州上田物産館 UEDA Nerima BASE を開設（4年10月）
- (5) 上田市長が練馬区を訪問（4年11月）
- (6) 上田市物産販売会を開催（4年11月、5年1月）
- (7) 上田市の「稲倉の棚田」のオーナー募集記事を区報に掲載（5年1月）
- (8) 上田市副市長が練馬区を訪問（5年3月）

57 平和と人権の尊重、男女共同参画の推進

(1) 平和を尊ぶ心を育む

●平和推進事業

平和を尊ぶ心を育み、人々へ伝えていくため、昭和58年に「非核都市練馬区宣言」を行い、区立施設に「非核都市練馬区宣言パネル」を設置している（宣言文は裏表紙参照）。また、平成7年に光が丘公園内に「平和祈念碑」を建立し、平和への願いを発信している。

1 平和祈念コンサート

音楽や戦時体験の講演等を通して世界の恒久平和を祈念しようという趣旨で、平成4年度から実施している。

4年度は8月5日に練馬文化センターで開催した。出演者は宮谷理香氏（ピアノ）、望月優芽子氏（ピアノ）、酒井有彩氏（ピアノ）。音楽演奏のほか、区内在住の中村年子氏を招き、疎開先での生活や、爆撃があった日のことについて語っていただいた。また、友好都市である中国北京市海淀区、オーストラリア・イプスウィッチ市から送られた平和への思いを込めたメッセージを披露した。

2 平和祈念パネル展

4年7月29日から8月16日に区役所アトリウムおよび石神井公園ふるさと文化館で東京大空襲、原爆投下、戦時下の練馬等を写したパネルやポスターを展示した。

(2) 人権の尊重と男女共同参画を進める

●人権尊重の理解を深めるための啓発

平成28年に「障害者差別解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が、31年には都が「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を施行し、多様な個性を持った人々が、違いを認め合い、自由に参画し、支え合う社会を作るための法令整備が行われている。

しかし、いじめや虐待、配偶者による暴力など、相手の人権を考えない行為が後を絶たず、また、公共施設への差別的な落書き、街頭宣伝でのヘイトスピーチなど外国人や同和問題に対する差別行為が発生している。

30年に区が実施した「人権・男女共同参画に関する意識と労働実態調査」では「人権侵害や差別を受けた経験がある」と答えた区民の割合は、33.2%であつ

た。区はそれらを踏まえ、差別を許さないという認識のもと、周知・理解促進に取り組んでいる。

1 人権啓発事業

(1) 人権週間行事

毎年12月の人権週間に合わせて、講演や映画の上映、中学生による人権作文の朗読等を行っている。4年度は映画「ワンダー 君は太陽」の上映と人権作文の朗読を生涯学習センターで行い、参加者数は延べ212人であった。

また、区役所アトリウム、男女共同参画センター、春日町図書館で女性や子ども、犯罪被害者やその家族等、さまざまな人権問題についてパネルやポスターを展示した。

(2) 人権セミナー

人権問題に関する当事者・関係者・学識経験者等を講師に迎え、主に成人を対象として、より深い人権啓発を行うことを目的に全3回開催し、参加者は延べ68人であった。

(3) 啓発DVDの貸出し

団体の研修会や個人等に対し、同和問題等の啓発DVDを貸し出している。

(4) 区報による啓発

毎年、5月3日の憲法記念日と12月の人権週間にあわせ、人権についての啓発記事を掲載している。

(5) 啓発用小冊子の配布

新成人に向けた人権啓発として、小冊子「自分らしくGO!!! 大人になるあなたへ」を「成人の日のつどい」にて配布した。

2 犯罪被害者等支援施策の総合的推進

平成21年3月に「練馬区犯罪被害者等支援基本方針」を策定し、犯罪被害者等支援施策の総合的推進を図っている。

区の窓口での二次的被害を防止する取組として、22年2月に「犯罪被害者等支援の手引」を作成した。さらに、3年度には「窓口対応力向上の手引」への掲載により、犯罪被害者等の立場を理解し適切な対応を行うことを職員へ周知した。

4年度の人権パネル展は、区内三警察署および（公社）被害者支援都民センター協力のもと、犯罪被害者等支援に関する展示を拡大し、区内3か所で行った。

3 職員研修の充実

職員がさまざまな人権問題を正しく認識し、職務を行ううえで適切な対応が行えるよう、国の「人権教育・

啓発に関する基本計画」および「練馬区職員研修実施計画」に基づき、職員研修を実施している。

4 厚生文化会館の人権尊重に関する事業

住民相互の交流や高齢者・児童の福祉を増進するとともに、人権尊重活動を推進するため、昭和48年4月に厚生文化会館を開設した。地域住民の身近な施設として親しまれ、相互交流を深めるために、「けやきまつり」等の事業を行っている。4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止し、館主催の「厚文えんにち」を行った。

施設には、集会室、敬老室、児童室および学童クラブのほか、人権図書コーナーがあり、人権に関する資料・図書の収集、貸出しを行っている。

区および地域住民等で構成する、厚生文化会館運営協議会を設けている。

●第5次練馬区男女共同参画計画

区は、練馬区男女共同参画推進懇談会から提出された「『第5次練馬区男女共同参画計画』策定に向けての提言（平成31年3月）」を踏まえ、また、区民意見を反映し、「第5次練馬区男女共同参画計画（計画期間2～6年度）」を2年3月に策定した。

この計画は、「男女共同参画社会基本法」の定める「市町村男女共同参画計画」であるとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」および「女性活躍推進法」に定める「市町村推進計画」に該当するものである。

本計画は「すべての人が輝くまち」を基本理念に掲げ、4つの目標として「人権の尊重と男女平等意識の形成」「配偶者等暴力被害者への支援と性暴力やハラスメントの防止」「家庭・職場での男女共同参画とワーク・ライフ・バランスの推進」「女性の健康と安心を支える暮らしの実現」を設定し、新たな課題にも取り組む。

公募区民、団体代表や学識経験者などで構成する男女共同参画推進懇談会が、「練馬区男女共同参画計画」や、区内における女性活躍推進に関して検討を行っている。4年度は「第5次練馬区男女共同参画計画」に基づく3年度事業等に対する意見が出された。

●男女平等意識を高める啓発事業

1 男女共同参画の集い・ねりまフォーラム

男女共同参画を広く区民に理解してもらい、自分自身の問題として考えてもらうために開催している。平成10年度から、公募区民による実行委員会の企画・運営により実施している。4年度は、関区民センターと生涯学習センターで映画上映会を計3回開催し、「82年生まれ、キム・ジヨン」・「未来を花束にして」を

上映し、参加者数は623人であった。

2 男女共同参画週間・女性の日・国際男性デー

毎年6月23日から29日までの「男女共同参画週間」および4月10日の「女性の日」にあわせ、「男女共同参画社会基本法」の目的や基本理念について広く区民に理解を深めてもらうため、パネル等の展示を行っている。4年度は、11月19日の「国際男性デー」にあわせ、新たにイクメン・カジダン写真展を実施し、区役所本庁舎のほか男女共同参画センターでも展示した。

3 企業・事業所向け男女共同参画セミナー

ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のため、企業・事業所の雇用主および人事労務担当者等を対象にセミナーを開催している。4年度は、テーマを「“育業”が取りやすくなりました！～改正育児・介護休業法のポイントと企業の対応～」＋「新型コロナの最新情報2022とwithコロナの健康職場」とし、健康づくり応援講座とオンラインで合同開催し、参加者数は15人であった。

4 啓発冊子の発行

男女共同参画情報紙「MOVE」（年2回発行）においてテーマ「ワーク・ライフ・バランス」（Vol.51）、「無意識の思い込みーアンコンシャス・バイアスー」（Vol.52）の特集をし、また「女性手帳」等の冊子を発行した。

〔男女共同参画情報紙「MOVE」〕
Vol.52
特集テーマ
「無意識の思い込みーアンコンシャス・バイアスー」



●配偶者等暴力被害者への支援と性暴力等の防止

1 練馬区配偶者暴力相談支援センターの運営

平成26年5月から練馬区配偶者暴力相談支援センターを運営している。

配偶者暴力相談支援センターが持つ各機能（相談、一時保護、DV証明書の発行、生活支援等）を総務部人権・男女共同参画課と福祉部の各総合福祉事務所が担いつつ、関係各課と連携して被害者支援に取り組んでいる。

2 女性や若年層への暴力等の防止に関する啓発

(1) 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの女性に対する暴力をなくす運動実施期間に、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図る啓発事業を実施している。

4年度は区役所本庁舎および男女共同参画セン

ターで、配偶者からの暴力や性犯罪・性暴力被害防止の啓発パネルを展示し、相談窓口を記載したリーフレットの配布も行った。

男女共同参画センターでは、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップも実施した。

(2) 啓発用小冊子の発行

新成人向けに、ハラスメントやデートDV等の啓発小冊子の配布や、小・中学生の保護者向けに、子どもの性暴力被害についての啓発小冊子の配布を行った。

(3) 出前講座

中学生を対象とした「デートDV防止講座」を区立中学校2校で実施した。

●男女共同参画センターの運営

男女共同参画センターは、昭和62年4月、女性が学び、活動し、交流することにより、女性問題の解決に寄与することを目的に、婦人会館として開館し、平成3年には練馬女性センターに改称した。

22年4月からは、男女共同参画社会の実現を目指す拠点施設として「男女共同参画センター」に名称を変更した。

なお、20年4月に、区民公募により施設の愛称を「えーる」と定めた。

施設には、会議室、視聴覚室、和室、研修室、録音室、相談室、図書・資料室、団体等の交流コーナー、授乳コーナーなどがあり、施設の貸出しも行っている。また、センターで実施する講座に子どもを持つ区民が参加しやすいよう、保育室を設置している。

30年4月には女性のための就活応援コーナーを開設し、就職活動に役立つ資料を揃えている。

3年1月には視聴覚室および会議室に、4年4月には図書・資料室に無料Wi-Fiを整備した。

また、広報紙「えーるだより」を年4回発行している。

〔事業実施状況〕

(単位：人) 4年度

事業名 (講座数)	参加者 (延べ)	保育人数 (延べ)
男女共同参画講座 (30講座)	1,005	88
区民企画講座 (11講座)	284	22
映画上映会 (2講座)	46	4

〔施設利用状況〕

(単位：人) 4年度

施設	利用者
会議室	6,751
視聴覚室	13,605
和室 (大)	4,695
和室 (小)	2,618
第1研修室	7,231
第2研修室	5,139
第3研修室	6,150
録音室	2,269
保育室	6,445
合計	54,903

1 男女共同参画センター えーるフェスティバル

男女共同参画について知識を深める機会にするとともに、日頃、センターで活動するサークルの成果の発表と、区民が自由に参加・交流できる場の提供を目的として、毎年6月に実施している。

4年度は、「誰もが自分らしく暮らせる社会へ」をテーマに、6月18日から25日までオンラインと会場参加型を併用して開催した。

〔男女共同参画センター えーるフェスティバル〕 4年度

テーマ	
特別講演会	上野千鶴子先生、ユースと語る！
講演会・ワークショップ	<ul style="list-style-type: none"> ・パネルディスカッション 暮らしの中のモヤモヤ ～今、若者が思っていること～ ・婦人保護から女性自立支援へ ～当事者主体の新たな支援の枠組～ ・ハツラツ人生を送ろう！ ～男性も厨房に～ ・お話広場～フレイルってなに？～ ・フレイルチェックしてみませんか！

2 図書・資料室

男女共同参画の推進に係る図書の貸出しや、行政資料の閲覧ができ、学習に関する読書相談にも応じている。また、子育て中の保護者を対象とした保育つきブックタイム事業を実施している。3年度は8回の実施だったが、4年度は毎月実施の年12回に増やした。また、情報ライブラリーニュース「すてっぷ」を隔月に発行している。「すてっぷ」は、平成18年4月に発行し、4年12月に100号を迎えた。

〔所蔵資料〕

4年度末現在

種 別	数 量
図 書	13,437 冊
行政資料	1,497 冊
各種団体資料	730 種
雑 誌	12 誌
新 聞	8 紙

〔図書・資料室の利用状況〕

4年度

開館時間	利用登録者	貸出図書	読書相談
午前9時から午後 9時30分まで (読書相談は午後 5時まで)	1,021人	7,422冊	45件

3 相談室

カウンセラーによる専門相談など、さまざまな相談に応じている。

〔相談室開設状況〕

4年度

相 談	相談日 (※2)	件数(件)
総合相談	毎 日	4,954
性的マイノリティに関する相談	第3土	14
男性のための相談(※1)	第2火	3
心の相談(カウンセリング)(※1)	月～土	234
配偶者等の暴力(DV)に対する 専門相談(カウンセリング)(※1)	月・水・金	153

※1：予約制

※2：年末年始および施設点検日を除く。

第6章

区民とともに区政を進める

- 61 地域コミュニティの活性化と協働の推進 …………… 222
- 62 区政改革の推進 …………… 226



つながるカレッジねりまでコミュニティ・ガーデニングに必要な知識と技術を学ぶ

61 地域コミュニティの活性化と協働の推進

(1) 区民の自主的な活動を尊重した支援と連携

●町会・自治会の活動支援

区内には249の町会・自治会があり、区政の最大のパートナーとして、行政情報の周知や公設掲示板等の管理など幅広く区の事業に協力している。防犯・防災対策、環境保全対策、住民同士の交流など、さまざまな活動を通じて、まちの安全・安心に貢献している。

また、区全体の町会・自治会の連絡調整を図るため、町会連合会がある。町会連合会では、区内の17地域に支部組織を設置し、区との意見交換や町会・自治会同士の情報交換を行っている。

区は、町会・自治会の活動の支援として、加入促進のためのリーフレット、取組事例を紹介した「これからの町会・自治会運営のヒント集」、担い手の負担軽減を目的とした「町会・自治会運営ハンドブック」および集合住宅入居者に対して加入促進を行う際の事例等をまとめた「集合住宅における加入促進ハンドブック」の作成・配布をしている。そのほか、ホームページの開設・運用、活動費の補助、活動保険への加入、町会掲示板や会館の建替えおよび修繕等に対する補助を行っている。

●町会・自治会のデジタル活用支援

町会・自治会における情報発信や加入案内へのデジタル活用を進めるため、それぞれの団体が抱える課題やニーズを個別に聴き取り、その団体にあったSNSツールの使い方を提案するなどの支援を行っている。4年度は、デジタル活用に取り組んでいる団体の事例をまとめた「練馬区町会・自治会デジタル活用事例集」を作成した。

また、デジタル活用に取り組む町会・自治会に対し、インターネット接続サービス利用料等に対する補助を行っている。

●地域活動団体の支援

区内には、自分たちの暮らす地域を良くしようと、NPOやボランティアグループ等の地域活動団体が数多く活動している。こうした地域活動がより活発に行われるよう支援するため、情報紙「ねりま地域活動ニュース」の発行（毎月1回）、ホームページの運用、団体活動に関する講座等を行っている。

また、地域活動の魅力の紹介や参加のきっかけを提

供するとともに、団体同士の協働を促進するため、「練馬つながるフェスタ」を開催している。4年度は、5か所の地域会場とメイン会場の区民・産業プラザで、ワークショップ、団体の自主生産品の販売等を行った。68団体が参加し、延べ約2,000人の来場があった。併せて、区内9か所の図書館で団体の活動を紹介するパネル展を行った。

●区民協働交流センター

区民の自主的な地域活動の支援と協働を推進するため、地域活動に関する相談に応じるとともに、活動の場、情報発信・収集の場を提供している。

〔利用状況〕

・相談数	144件
・情報コーナー利用数	1,317件
・作業コーナー利用数	2,574件
・交流コーナー利用者数	12,704人

●相談情報ひろば

身近な地域の日常生活上の相談窓口、地域情報などの提供、住民同士の交流の場として、10か所で開設している。町会・自治会やNPO等の地域活動団体が、それぞれ特性を活かして運営しており、区が補助を行っている。

●地域情報コーナー

町会・自治会や地域活動団体の情報発信の場として、地区区民館、地域集会所等17か所に設置している。4年度は48件の利用があった。

●地域おこしプロジェクト

区民の自由な発想により、未来に向けた練馬の発展につながる取組を区との協働により推進する事業で、区独立70周年記念事業として平成29年度から実施している。選定した事業には、3年間で最大300万円の補助金を交付するほか、プロジェクト推進担当として区の若手職員の配置、専門家による経営相談の実施など、各団体の事業実施をサポートしている。4年度は5事業において、さまざまな取組を進めた。

〔4年度実施事業〕

〔江古田に行こっと！子育て応援タウン！～EKOTTO プロジェクト～（団体名：EKOTTOプロジェクトチーム）〕

江古田地域を子育てに優しい街にするため、ホーム

ページやSNSで地域情報を発信するほか、子ども連れに優しい店舗・施設「江古田子育て応援店」の普及を行っている。4年度は、地域の協力者を拡充し、子育て応援店特集やイベント情報など一年中使える子育て情報を掲載した「子育て応援BOOK」を完成させた。

〔「ねりま」で育って良かったプロジェクト～未来につながる「ねりま」のひと・もの・こと～（団体名：「ねりま」で育って良かったプロジェクトチーム）〕

地域で活躍する高校生以上の青少年「青年リーダー」とともに、イベントの開催やSNSの更新を通して子どもたちに練馬区の魅力を実感してもらう活動を展開している。4年度は、小学校4年生を対象とした区内各所を巡る体験型プログラム「知ってる？『ねりま』発見ツアー」を開催した。

〔お菓子deつながるプロジェクト（団体名：大泉パティシエクラブ）〕

「大泉＝お菓子のまち」というイメージを広げるため、和と洋の垣根を超えたコラボレーションのほか、お菓子づくりの魅力発信・伝統継承につながるイベントや情報発信を実施している。4年度は、プロジェク

トの認知度向上のため、菓子店舗が一堂に会する「大泉スイーツフェスタ」と店舗を周遊する「春爛漫スイーツスタンプラリー」を開催した。

〔春日町まるっと発見プロジェクト（団体名：春日町町会）〕

自分の住むまちへの愛着醸成や住民同士のつながりを深めるきっかけとなるような活動体制づくりを地域の仲間とともに企画している。4年度は、春日町全体を使った謎解きイベント「春日町謎解き街歩きラリー」を開催したほか、子どもが安心して過ごせるまちづくりに賛同する地域の店舗等を紹介するなど、協力関係の構築を進めた。

〔ねりまのみどりってこんなに素敵！プロジェクト（団体名：Coもれび～光と風が通る場所～）〕

「ねりまのみどり」（都立・区立公園、憩いの森等）を活用した都会の「森林浴」を実施し、区民の心身の健康維持（自然とのふれあいを通じた健康増進やストレスの軽減）を図っている。4年度は、練馬区の森における森林浴の効果を検証してシンポジウムで発表したほか、「森林浴体験会」を実施した。

〔地区区民館利用状況〕

（単位：延べ人）4年度

施設名	個人利用						団体利用	計
	児童利用	高齢者利用	一般利用	学童クラブ	びよびよ	個人利用計		
豊玉北	6,424	2,573	127	－	－	9,124	24,360	33,484
高松	9,637	223	258	3,998	－	14,116	30,867	44,983
桜台	7,378	1,280	150	7,296	－	16,104	27,467	43,571
北町	10,488	602	575	－	－	11,665	69,445	81,110
早宮	11,263	2,108	319	－	－	13,690	29,620	43,310
下石神井	3,207	379	643	4,604	－	8,833	31,298	40,131
貫井	34,024	5,160	110	11,924	－	51,218	74,727	125,945
富士見台	10,634	693	2,546	－	－	13,873	40,667	54,540
北町第二	13,218	1,122	131	－	－	14,471	31,052	45,523
氷川台	18,523	1,276	599	7,849	－	28,247	33,929	62,176
大泉学園	7,750	888	416	－	－	9,054	23,160	32,214
北大泉（※1）	690	997	19	－	－	1,706	5,012	6,718
旭町南（※2）	11,742	8,634	24,385	－	－	44,761	82,938	127,699
東大泉	7,773	1,772	666	7,927	－	18,138	62,493	80,631
田柄	9,404	3,092	57	－	5,165	17,718	40,309	58,027
西大泉	15,150	882	186	7,998	－	24,216	45,021	69,237
関町北	19,228	1,118	535	10,457	－	31,338	42,653	73,991
春日町南	10,343	4,240	1,085	－	9,733	25,401	34,021	59,422
立野	7,606	1,074	338	－	7,560	16,578	33,568	50,146
南大泉	15,337	3,945	707	－	－	19,989	51,410	71,399
旭町北	5,061	1,024	162	－	－	6,247	32,943	39,190
光が丘（※2）	4,124	3,259	571	－	－	7,954	60,387	68,341
計（22）	239,004	46,341	34,585	62,053	22,458	404,441	907,347	1,311,788

※1：北大泉地区区民館は、4年6月から5年6月まで大規模改修工事のため休館

※2：旭町南地区区民館の一般利用・団体利用の数値と光が丘地区区民館の団体利用の数値は、特別施設利用者数を含む。

●つながるカレッジねりま

地域のために活動したい区民を後押しするため、「パワーアップカレッジねりま」や「練馬Enカレッジ」など既存の事業を再編し、新たに「つながるカレッジねりま」を2年度から開講している。

福祉・防災・農・みどり・環境の5つの学習分野のほか、地域を知るための共通講座を実施している。共通講座をはじめ、一部のコースの講義では、オンライン配信を行った。また、「つながる窓口」やポータルサイトを設け、受講生・卒業生の学びや地域での活動をサポートしている。

〔実施状況〕

4年度

分野	コース	実施(回)	参加(延べ人)	
福祉	福祉コース	28	705	
防災	共助コース	8	196	
農	農の学校初級コース	25	293	
みどり	コミュニティ・ガーデナーコース	12	211	
	ねりまの森 維持管理コース	樹木管理専攻	6	75
		草地管理専攻	6	45
環境	エコ・アドバイザーコース	-	-	
	リサイクルボランティアコース	-	-	
	共通講座	4	257	

※：環境分野は、4年度の実施を休止した。

●地区祭補助事業

青少年育成地区委員会、町会・自治会等地域のさまざまな団体を母体として組織された17地区の地区祭実行委員会に対して補助金を交付している。

4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、13地区で開催が中止となった。補助を行った地区祭は4地区8会場で、18,650人が参加した。

(2) 地域活動を支える機会・場の充実を行う

●活動と交流の場の提供

1 地区区民館

地域住民の相互交流や自主活動を促進し、子どもから高齢者までが利用できる施設として、現在22館を開設している。

運営は、区民参加と協働の観点から、地域住民で構成する運営委員会に順次委託を進め、平成24年度までに全ての館で委託を完了した。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、これまで以上に世代にとらわれず広く地域の区民が交流できるよう機能の転換を図るとともに、エレベーターの設置などバリアフリー化を進めていく。

地区区民館の各種事業については、館だよりやホームページ等で情報発信している。

2 地域集会所

地域住民の相互交流および自主的活動の場を提供する身近な集会施設である。平成21年度からは出張所併設の区民館を地域集会所に移行し、29年3月までに27か所を開設した。29年4月に練馬高野台駅前地域集会所、同年8月に豊玉地域集会所を開設し、29か所となった。

運営は、地域住民で構成する管理運営委員会に委託しているところと、事業者に委託しているところがある。

今後は、「練馬区公共施設等総合管理計画」に基づき、地区区民館等類似施設と合わせて再編し、新たな地域施設の機能の一つとして、将来的におおむね中学校区に1か所程度の配置とすることを目指す。この考え方にに基づき、単独の地域集会所については、周辺の学校や区立施設の改築に合わせて複合化を検討し、稼働率

〔地域集会所利用状況〕

4年度

施設名	利用件数(件)	利用者数(延べ人)
石神井台	2,485	22,229
上石神井北	2,656	13,212
南田中	1,298	10,541
谷原	1,016	7,750
旭丘	3,358	15,918
中村	2,830	31,277
向山	2,390	8,472
土支田	3,248	15,402
大泉町	1,830	8,762
高野台	3,498	15,148
大泉学園町	2,345	10,997
三原台	2,650	12,179
北町	1,842	8,009
東大泉	2,726	13,951
小竹	1,943	11,399
石神井台みどり	2,848	14,031
関町	2,889	15,946
桜台	5,831	34,967
早宮	2,733	16,629
春日町	2,392	16,995
土支田中央	3,041	24,620
旭町	824	3,944
田柄	1,977	16,459
上石神井南	3,410	21,285
東大泉中央	4,780	23,493
南大泉	1,880	11,565
大泉北	1,296	8,442
練馬高野台駅前	1,272	15,687
豊玉	2,275	12,039
合計	73,563	441,348

の低い施設については、周辺施設との統合も含めて検討する。これらの再編に合わせて、地域の区民との協働による今後の運営のあり方も検討していく。

3 区民ホール（光が丘、関）

区民文化の向上および区民相互の交流を図り、地域社会の健全な発展と福祉の増進に寄与することを目的とした施設である。管理運営は指定管理者に委託している。

なお、光が丘区民センター内の心身障害者福祉集会所は、心身障害者団体優先の施設であるが、空きがある場合は一般区民も利用できる。はつらつセンター光が丘、光が丘なかよし児童館および関区民センター内のはつらつセンター関についても、本来利用のない夜間・日曜・祝休日に一般区民が利用できる。

〔光が丘区民ホール等の利用状況〕

4年度

施設名	利用状況	
	利用件数(件)	利用者数(人)
光が丘区民ホール 多目的ホール	942	37,385
保育室	53	584
集会室(1)	504	4,054
集会室(2)	496	4,683
集会室(1・2)(※1)	338	7,689
音楽室	869	11,293
美術工芸室	495	3,873
和室	248	1,539
会議室(1)(※2)	—	—
会議室(2)	797	7,858
小計	4,742	78,958
心身障害者福祉集会所(※3)	2,641	70,678
はつらつセンター光が丘(※4)	255	3,414
光が丘なかよし児童館(※5)	6	180
計	7,644	153,230

※1：集会室(1)(2)を合わせて使用

※2：会議室(1)は光が丘区民事務所で持っているマイナンバーカード交付窓口を設置しているため利用を停止している。

※3：心身障害者団体以外の利用件数

※4：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日(敬老の日を除く。)の利用件数

※5：日曜・祝休日午後5時30分以降の利用件数

〔関区民ホール等の利用状況〕

4年度

施設名	利用状況	
	利用件数(件)	利用者数(人)
関区民ホール 多目的ホール	776	85,799
リハーサル室	604	6,382
小計	1,380	92,181
はつらつセンター関(※)	337	3,251
計	1,717	95,432

※：平日午後5時30分以降と日曜・祝休日(敬老の日を除く。)の利用件数

4 地域活動倉庫

良好な地域社会の維持および形成に資する地域活動を支援するため、町会・自治会、商店会等が利用できる地域活動倉庫37区画(大1区画、中26区画、小10区画)を関越自動車道高架下に設置している。

5 地域交流ひろば

地域住民および地域団体の交流の推進を図るため、イベントなど多目的に利用できるひろば(400㎡×2面)を関越自動車道高架下に設置している。個人利用、団体利用(要予約)をすることができる。

〔地域交流ひろば利用状況〕

年度	個人利用(人)	団体利用	
		件数(件)	人数(人)
4	13,679	31	1,045

●区役所会議室の活用

区役所の会議室を区民相互交流の場として提供している。区内在住・在勤・在学者の団体が行う会議・研修会・講演会等に利用され、4年度は延べ929件の利用があった。

●指定葬儀場使用料助成事業

区が指定した葬儀場で区民が通夜または葬儀を行った場合に、会場使用料の一部(上限あり)を助成している。

〔指定葬儀場使用料助成金の推移〕

年度	助成件数(件)	助成金額(円)
2	1,287	38,458,000
3	1,229	20,520,000
4	1,341	20,115,000

62 区政改革の推進

(1) 区政の改革に向けて

区政改革は、『ビジョン』に掲げた政策を実現するための具体的な仕組みや態勢を、区民の視点から改めて見直すものである。

区政改革の目的は、区民サービスを充実し、向上することにある。基礎的自治体としての役割を果たすためには、公共サービスのあり方を根本から見直し、時代の状況と地域の実態に即した、質の高いものにしなければならない。同時に、厳しい財政状況にあっても、これを継続していく持続可能な仕組みをつくる必要がある。

そのため、将来を見通した観点から施策の質や方向性を検証し、これまでの発想を転換して見直すこと、さらに区政全般において、情報化の推進や区民との協働を進めることが不可欠である。

●区政改革推進会議

区政改革の具体的な内容について検討を行うため、平成27年6月に公募区民や学識経験者などで構成する区政改革推進会議を設置した。4年度は「区の現状と課題」、「取組体制強化プラン」、「『ビジョン』の重要業績評価指標（KPI）およびアクションプランの達成状況の点検・評価」について検討した。

●取組体制強化プラン

～区民協働 DX 人事・人材育成～

区は、「グランドデザイン構想」で示した将来像の実現に向けて政策を進めている。政策を実現する具体的な取組と体制を強化するため、「区民協働」「DX（※）」「人事・人材育成」を3つの柱とする取組体制強化プランを5年3月に策定した。

※ DX（デジタル・トランスフォーメーション）：

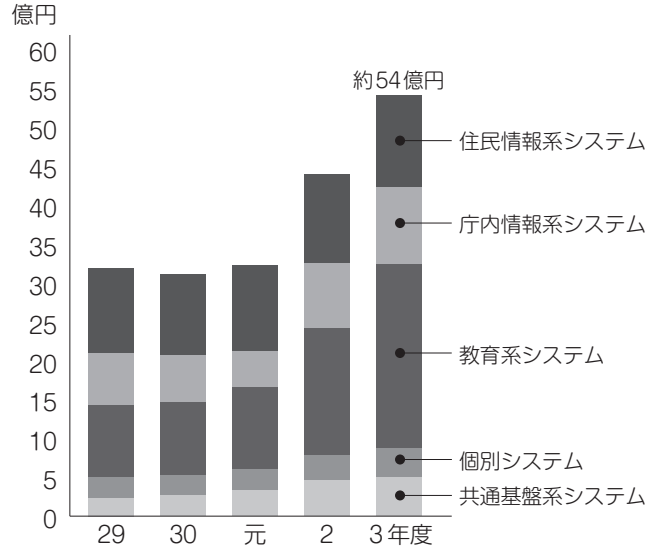
デジタル技術やデータを活用して、制度やサービス、業務を抜本的に「変革」し、これまで実現できなかった新たな価値を創造すること

(2) DX推進による区民サービスの向上と効率的な区政運営の実現

●情報システムの現状

4年4月現在、区は254の情報システムを運用している。近年の運用経費の推移はつぎのグラフのとおりである。

〔システムの運用経費の推移〕



注：各システムの導入経費は除外

●DXの推進

デジタルを活用した区民サービスの向上と業務の効率化を実現するため、「改定アクションプラン」に新たな戦略計画として「DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」を新設した。

計画に基づき、区民の視点に立ったサービスの利便性や質の向上、紙や対面を前提とした業務のあり方の見直しに取り組み、区のDXを推進している。

1 区民の視点に立ったサービスの展開

- (1) 子育てや介護に携わる方、働く世代などが、時間や場所を選ばずに必要な手続きができるよう、妊娠の届出など子育て・介護に関する11手続や、転入届・転入予約にオンライン申請を導入した。
- (2) 4年6月から、インターネットを利用して口座振替（自動払込）の申込みができるWeb口座振替受付サービスを、住民税、保育所保育料、学童クラブ保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料に拡大した。
- (3) 4年9月から、区民事務所など11か所の窓口で、住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入した。
- (4) 4年10月から、LINEを活用した情報配信の分野を拡充し、子ども、保健・福祉、税・国保・年金、都市農業・観光・産業など、区政全般に関する情報配信を開始した。
- (5) 5年1月、中村橋福祉ケアセンターにイラスト・文字で会話を補助するアプリやパソコンを視線の

動きで操作する機器など、障害者の意思疎通を助けるツールの相談や体験、貸出、操作方法のサポートを行う「障害者ICT総合窓口」を開設した。

- (6) はつらつセンターや敬老館等で実施しているスマホ教室を充実するとともに、高齢者などが身近な場所で繰り返し操作を学べる定期相談会を実施した。
- (7) 町会・自治会が日々の活動にデジタルを活用できるように、SNSについて学べる講習会の実施および相談対応を行った。

2 業務の改革

- (1) 4年4月から、RPA（※1）をすべての部署で利用できる環境を整備し、帳票作成の自動化や、受信メールの自動保存など、内部事務の効率化を図っている。
- (2) 同年4月に、専門的知識が不要なノーコード開発（※2）による申請フォーム作成ツールを導入し、書面で行っていた調査や報告業務、区民向けアンケートなどのデジタル化を推進した。
- (3) 5年3月から、住民税等の徴収業務効率化に向けて、住民税と国民健康保険料の滞納整理にAIシステムを活用する実証実験を全国で初めて実施している。

3 DXを推進する体制の整備

- (1) 5年3月に、区におけるDX推進の基本的な考え方や取組を示し、更なる区民の利便性向上と業務の効率化に職員が一丸となって取り組むため、「DX推進方針」を策定した。
- (2) 同月、デジタル人材の育成に向けて、管理監督者のマネジメント力向上や、職員全体のデジタルスキルの底上げを図るため、「練馬区デジタル人材育成プログラム Ver.1.0」を策定し、体系的な研修体制を構築した。
- (3) 手続のオンライン化や、RPAの活用を促進するため、高度な専門的知識を有する情報処理専門技術員を1名から2名に増員し、DX推進体制の強化を図った。

※1 RPA：

人間が手作業で行っているパソコン操作を、自動化することができる仕組み

※2 ノーコード開発：

プログラミングの知識やスキルがなくてもアプリやWebサービスが開発できる手法

(3) 開かれた区政に向けた情報発信の充実と区民要望への迅速な対応

●主な広報出版物

1 ねりま区報

毎月3回（1・11・21日）、各回約20万部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。新聞未購読で、配布場所での入手が困難な希望者には個別配布も行っている。電子ブック版では、8か国語（英語・中国語・韓国語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語）に自動翻訳した情報を配信している。

また、「点字広報」とカセットテープ版、デジ版CDによる「声の広報」を区報とほぼ同じ内容で発行し、希望する視覚障害者に郵送している。

2 ねりま区議会だより

区議会定例会の内容を中心に、年4回、各回18万5,000部を発行している。日刊6紙の新聞に折り込むほか、区立施設、区内および隣接の駅、区内の金融機関などで配布している。希望者には郵送している。

また、「点字版区議会だより」、カセットテープ版、デジ版CDによる「声の区議会だより」を発行し、希望する視覚障害者に郵送している。声の区議会だよりの音声データは、ホームページでも提供している。

3 練馬区勢概要

区政のあらましをまとめ、年1回発行している。4年度は3年度の区政の動きを中心に編集し、9月に発行した。

4 わたしの便利帳

区のさまざまなサービスや施設のご案内、区に関する情報を掲載した冊子を年1回発行している。元年度に全戸配布を行い、2年度以降は転入者および希望者に配布している。

また、希望する視覚障害者に音声版（カセットテープ版、デジ版CD）および点字版を配布している。

5 練馬区くらしのガイド

外国人住民に区のサービスや手続、相談窓口などの情報を提供するため、4か国語（日本語・英語・中国語・韓国語）を1冊に集約し、年1回発行している。

●その他の広報活動

1 報道機関への情報提供（プレスリリース）

区の施策や催しなど各種情報を、報道機関（新聞、テレビなど）に提供している。4年度は主要日刊紙と地元報道機関へ179件の情報を提供した。

2 練馬区公式ホームページ

区政の最新情報や区の手続に関する情報、区の各種事務事業、イベント・観光情報、区の自然や歴史などの情報を紹介している。

また、英語・中国語・韓国語の自動翻訳にも対応している。

4年度のアクセス件数は約3,759万件、訪問者数は延べ約3,056万人であった。

3 ねりま情報メール

防災、防犯および区政に関する情報を、登録したメールアドレスに配信している。登録者数は、4年度末現在で39,677人である。

4 ソーシャルメディアの活用

- ・練馬区公式ツイッター
- ・練馬区公式フェイスブック
- ・練馬区公式YouTubeチャンネル
- ・練馬区公式LINE

5 練馬区情報番組「ねりまほっとライン」

平成19年5月からケーブルテレビJ:COM東京で、区の事業やできごとなどを毎日2回放送している。

また、区公式ホームページおよび練馬区公式YouTubeチャンネルでも配信している。

●区民情報ひろばの運営

区民情報ひろばは、情報公開制度に基づく情報公開の総合的な推進を担っている。区政資料等の閲覧・貸出し・配布、有償刊行物の販売、公文書公開請求および自己情報開示等請求の受付を行っている。

〔区民情報ひろば利用状況〕

4年度

項目	件数等
区民情報ひろば利用者数	8,331人
インターネット利用者数	452人
区政資料等開架点数（貸出数）	2,555点（21冊）
有償刊行物取扱点数（販売数）	119点（247冊）

〔区民情報ひろばで販売している主な有償刊行物〕

（単位：円） 5年3月現在

刊行物の名称	価格
ねりま区報縮刷版（令和3年版）	1,300
平和への架け橋 上巻	1,000
平和への架け橋 下巻	1,000
練馬区統計書（令和3年版）	1,000
練馬区勢概要（令和4年版）	1,800
練馬区独立70周年記念誌 くるりとねりま	1,700
ねりま60	2,500
練馬区小史	1,100
練馬区史 歴史編	8,300
練馬区史 現勢編	9,800
練馬区史 現勢資料編	6,400
練馬の伝統野菜 練馬大根	900
練馬発わかわかかむかむ元気ごはん	300
夢の工場 ねりま・映画・ものがたり	1,300

●区政資料管理体制の整備

刊行物、写真資料等を含む公文書のうち、歴史的資料として重要なものを体系的に収集・管理し、利活用を図るため、平成21年11月に「練馬区区政資料管理整備計画」を策定した。

現在は、歴史的資料の管理および利活用の充実を図るため、特に重要な資料のデジタル化に着手している。併せて、2年9月に区政資料公開用ウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設。所蔵写真やデジタル化した資料の閲覧・検索、利用申込等を時間や場所に捉われず行える環境を整備した。

●情報公開と個人情報保護

区民参加を促進し、公正で開かれた区政を実現するため、情報公開制度を設けている。「知る権利」の具体化の一つとして区民等に公文書公開請求権を保障するとともに、情報の公表や提供を積極的に行っている。

個人情報の保護については、総合的、体系的な保護を図るため、「練馬区個人情報保護条例」を整備し、適正な執行に努めている。また、個人情報に係る区民等の基本的人権の擁護を目的に、自己情報の開示等請求権を保障している。

なお、5年4月から「個人情報の保護に関する法律」が地方公共団体に直接適用されたことに伴い、現在は法に則り、個人情報保護制度を運用している。

1 公文書の公開請求と処理状況

4年度における公文書の公開請求と処理状況は、つぎの表のとおりである。

【公文書の公開請求件数と処理状況【全2,199件】】

(単位：件) 4年度

区分	全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否 応答 拒否	取下げ
件数	986	700	44	148	1	320

請求件数（「不存在」、「存否応答拒否」および「取下げ」を除く）に占める「全部公開」と「部分公開」の割合は、97.5%であった。また、4年度は1件の審査請求があった。

【公開請求に対する非公開の理由別件数】

(単位：件) 4年度

非公開とした理由（部分公開を含む）	件数
個人に関する情報で、特定の個人が識別され得るもの	450
法人等に関する情報で、法人等の正当な利益を害するもの	270
公共の安全と秩序の維持に支障が生じる恐れがあるもの	2
審議・検討・協議に関する情報で、意思決定の中立性が不当に損なわれるなどの恐れがあるもの	13
事務事業の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるもの	134
法令等の規定によって公開できないもの	2
他の制度との調整が必要なもの	46

注：同一公文書に複数の理由が含まれている場合がある。

2 自己情報の開示等請求と処理状況

4年度における自己情報の開示等請求と処理状況は以下の表のとおりである。

【開示等請求の処理状況【全172件】】

(単位：件) 4年度

区分	全部開示	部分開示	非開示	不存在	存否 応答 拒否	取下げ
件数	90	63	4	10	0	3

区分	応じる		応じられない	取下げ
	全部	一部		
訂正・削除請求	0	0	0	0
目的外利用中止請求	0	0	0	0
外部提供中止請求	0	0	2	0

3 練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会

情報公開制度および個人情報保護制度の適正な運用を図るため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を設置している。審議会は、区長等の諮問に応じて審議を行い、答申を出して

いる。また、制度運営の重要な事項について区長等に意見を述べている。

審議会は、区民、学識経験者、区議会議員から組織されている（任期2年）。4年度は4回開催した。

なお、5年4月から「個人情報の保護に関する法律」が地方公共団体に直接適用されることに伴い、審議会の定数、構成、所掌事項について、「練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会条例」の改正を行った。

4 練馬区情報公開および個人情報保護審査会

区が行った公文書の非公開決定や自己情報の非開示決定等の処分に対する請求者からの審査請求を審査するため、区長の附属機関として練馬区情報公開および個人情報保護審査会を設置している。

審査会は、優れた識見を有する者のうちから区長が委嘱した委員5人で組織されている（任期2年）。4年度は10回開催した。

●主な広聴活動

1 意見要望等の受付

文書等で寄せられた意見・要望等を区長室広聴広報課で一括して受け付け、各担当主管部との連携により速やかな解決に努めている。4年度の受付件数は以下のとおりであった。

【受付件数】

(単位：件) 4年度

区分	件数	
個別広聴（※1）	区長への手紙	276
	一般郵便	12
	電話・来訪等	93
	電子メール	841
合計	1,222	
団体陳情（※2）	34	

※1：個人が行う要望・苦情等

※2：団体等が文書で行う陳情・要望等

2 ねりまちレポーター

区民が、スマートフォンの専用アプリを使って道路や公園遊具の破損、粗大ごみの不法投棄等を区に投稿し、区が修復・撤去をして、その対応結果をレポーターにメールで報告する仕組みである。投稿内容や区への対応は、専用ホームページで公開している。

4年度末現在のレポーター数は2,624人で、投稿数は1,048件であった。

3 区長とともに練馬の未来を語る会

区民と区長が区政の課題を直接話し合い、今後の区政運営に活かしていくため、平成26年度から開催している。4年度は意見交換を11回、計65人が参加した。

4 区民意識意向調査

区民の意識や意向を統計的に把握し、区政運営の基礎資料としている。対象者数は3,000人である。

4年度の調査テーマは、「区の施策および評価について」、「新型コロナウイルス感染症について」、「電子申請を活用した区民サービスの向上について」および「省エネルギーに関する意識や取り組みについて」であった。

5 土・日・休日区政案内

土・日曜日および休日の午前9時から午後5時まで、電話や窓口で、区民から区政に関する意見・要望を受け、必要な場合には関係機関、専門相談等への案内を行っている。

4年度の総受付件数は3,340件であった。

●区民相談

練馬区区民相談所および石神井庁舎区民相談室では各種の区民相談を行っている。

〔区民相談件数〕 (単位：件) 4年度

相談名	件数
一般区民相談	16,501
法律相談	2,971
交通事故相談	80
身の上相談	318
税務相談	572
不動産取引事前相談	185
人権擁護相談	7
行政相談	86
表示登記(調査・測量)相談	58
暮らしと事業の手続相談	48
権利登記・供託相談	128
心の相談	440

注：法律相談の件数は、男女共同参画センターえーるでの実施分を含む。

(4) 行政需要に柔軟に対応するための人材育成・体制整備

●職員の人材育成

1 人事・人材育成改革プランに基づく人材育成の推進

人事や組織を一体的に改革し、職員の仕事への姿勢を変えるため、平成29年12月に「練馬区人事・人材育成改革プラン」を策定した。

このプランに基づき、職員が能力を最大限発揮するため、信賞必罰の組織運営に取り組むとともに、OJTを基本とした職員の育成や、組織体制の強化のための取組を実施している。

2 職員の能力開発

23区が共同で設置した特別区職員研修所での多様

な研修や、近隣の区等と連携・補完しあうことで職員の能力開発を進めている。また、専門分野については、国・都・民間研修機関等の研修に職員が参加している。

区で実施する研修は以下の4つに大別できる。

(1) 職層研修

新規採用者から管理職まで一定の職務段階に応じて、必要な知識やスキルを習得するための研修を実施している。

- ① 新任研修
- ② 現任研修
- ③ 係長研修
- ④ 管理職研修

上記のほかに、全職員を対象にコンプライアンスeラーニング研修を実施している。

(2) 能力開発型研修

日常業務の処理に要する知識や技能の修得等の実務能力向上を目的とした研修や、職務のみでは習得できない知識等を修得し個別の課題に対応した能力の向上を目的とした研修を実施している。

(3) 能力開発支援

各職場や職員の能力開発意欲を促し、自発的な取組を支援するため「派遣研修」、「職場研修」および「担当課企画研修」を実施している。

(4) その他

インターンシップ生を武蔵大学等から受け入れて就業体験を実施している。学生への教育等を通じ、職員の能力開発および職場の活性化につなげている。なお、4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、受入れを中止した。

〔研修受講者数〕 (単位：人) 4年度

研修機関	受講者
練馬区職員研修所	
職層研修	1,842
能力開発型研修	1,471
能力開発支援	3,141
特別区職員研修所	802
計	7,256

3 職員の意識改革

職員が自ら課題を発見し、区民とともに考え行動することができるよう育成するため、地域の現場などで学ぶ機会の充実に取り組んでいる。

また、区職員を対象に、モチベーションの向上や健康の保持・増進などを目的に、意識啓発のツールとして、「やる気応援スイッチ」を隔月発行している。

4 職場環境の向上

健康診断やメンタルヘルス対策などの健康管理、過重労働対策および安全衛生委員会の活動等を行い、職場環境の向上を推進している。

また、「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「練馬区職員ワーク・ライフ・バランス推進計画(第二期)」を策定し、職員の仕事と子育て・介護等の両立支援や、女性職員の活躍の推進に努めている。

●施設の適切な管理・活用

1 区立施設等の総合的な維持管理・更新

これまで、人口の増加や区民ニーズに対応して施設建設に取り組んできたが、これらの施設の老朽化が進み、大規模改修や改築が集中する時期を迎えている。施設の建設当時とは、人口構成や社会状況が大きく変わり、区民の意識や利用の仕方も変化している。

施設の維持・更新、管理には多額の財政支出が伴うため、限られた財源の中、必要に応じて施設のあり方を見直し、区民ニーズに応えるサービスの提供と持続可能性の確保の両立が求められている。

これらの課題に対応するため、区立施設等の総合的なマネジメント方針を示した「練馬区公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定した。計画に基づく具体的な取組を進めるため、「実施計画」を30年3月に策定し、2年3月に、2年度から5年度までの取組内容について改定を行った。

4年3月に、新型コロナウイルス感染症への緊急対策として延期・中止した事業も含め、改めて安全性の向上や財政負担の平準化などを基本に優先順位を精査し、4年度から5年度までの2か年の取組内容について「実施計画」を策定した。「実施計画」に基づき、施設配置の最適化、改修・改築、長寿命化に取り組んでいる。

また、区立施設の床面積の約半分を占める学校施設は、個別計画として「練馬区学校施設管理基本計画」を平成29年3月に策定し、学校施設の管理に関する方針を定めた。基本計画に基づく年度別計画等を明らかにするため、「実施計画」を31年3月に策定し、改修・改築、長寿命化等に取り組んでいる。

2 指定管理者制度

指定管理者制度は、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず民間事業者も、地方自治体の指定を受けて「公の施設」の管理を行うことができる制度である。平成15年6月の「地方自治法」の一部改正によって導入された。

29年3月に策定した「練馬区公共施設等総合管理計画」において、区立施設の運営は、施設の特性に依

じて、「業務委託」、「指定管理者制度」、「民営化」および「直営」から最適な手法を選択することとしている。5年4月1日現在、190施設で指定管理者制度を適用している。

(5) 窓口から区役所を変える

●区民視点での窓口改革の推進

これまで、「またない」「まごつかない」「何度も書かない」窓口の実現に向け、目に見える形で窓口改革を進めてきた。

今後は、時間や場所を選ばず、パソコンやスマホから手続・相談ができる“行かない・書かない”デジタル区役所の実現を目指す。

1 窓口情報提供システムの導入

窓口の混雑情報をインターネットで確認できる窓口情報提供システムを、区民事務所、税務課、国保年金課、保育課などで2年1月から稼働させ、19か所で運用している。

2 区民事務所に申請書一括作成システムを導入

転入や転出等の手続の際、氏名などが印字された複数の申請書を一括で作成する申請書一括作成システムを3年1月に導入した。

3 おくやみコーナーの設置

おくやみに関する多岐にわたる手続について、遺族の負担を減らすことができるよう、4年6月から本庁舎2階におくやみコーナーを設置した。

コーナーでは、戸籍証明書や住民票の請求のほか、健康保険の手続など、区役所内の手続に必要な各種申請書を一括して作成し、ワンストップで受付を行っている。

4 キャッシュレス決済の推進

4年9月から、区民事務所など11か所の窓口で、住民票の写しや戸籍証明書などの発行手数料の支払いにキャッシュレス決済を導入した。

●マイナンバーカードの交付

マイナンバー制度の施行に伴い、申請に基づくマイナンバーカードの交付を平成28年2月から開始した。4年度末現在で、累計468,752枚交付した。

●コンビニ交付サービスの実施

マイナンバー制度の施行に伴い、マイナンバーカードを利用して全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機で各種証明書を取得できるサービス(コンビニ交付)を平成28年4月から開始した。

また、区民事務所に同様の機器(証明書発行機)を

29年8月1日から設置している。

〔コンビニ交付で交付する証明書〕 4年度末現在

交付する証明書	交付手数料
住民票の写し	1通 200円
印鑑登録証明書	1通 200円
住民税の証明書	1通 200円
戸籍全部(個人)事項証明書	1通 350円

〔コンビニ交付による証明書の交付状況〕 (単位：枚)

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書
2	61,273	39,272	13,044	8,706
3	87,706	50,475	19,495	14,269
4	109,451	62,308	24,219	22,647

〔証明書発行機による証明書の交付状況〕 (単位：枚)

年度	住民票の写し	印鑑登録証明書	住民税の証明書	戸籍全部(個人)事項証明書
2	11,439	9,494	3,107	1,864
3	15,667	12,851	4,522	3,082
4	17,910	15,669	4,968	3,782

資料編

区内の指定・登録文化財	……………	234
練馬区の年表	……………	236
関連文書一覧	……………	253



八重桜・ウコン（区役所前）

区内の指定・登録文化財

注：練馬区指定文化財は、練馬区登録文化財の中から特に重要なものとして指定されたもの。

文化財の所在地のうち「練馬区」は、石神井公園ふるさと文化館（石神井町5-12）所在地を示す。

5年4月1日現在

国指定文化財

●天然記念物

- 練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- 三宝寺池沼沢植物群落 石神井公園

●重要有形民俗文化財

- 江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)

●歴史資料

- 銀板写真（黒川嘉兵衛像）
日本大学芸術学部

国登録文化財

●登録有形文化財

- 青柳家住宅主屋 羽沢1丁目
- 佐々木家住宅主屋 小竹町1丁目

都指定文化財

●史跡

- 東高野山奥之院 長命寺
- 尾崎遺跡 春日小学校
- 石神井城跡 石神井公園

●旧跡

- 池永道雲墓 受用院墓地
- 練馬城跡 向山3-25

●名勝および史跡

- 牧野記念庭園（牧野富太郎宅跡）
東大泉6-34

●有形文化財

- 板絵着色役者絵（「双蝶々曲輪日記図絵馬」と同一物）
長命寺
- 小野蘭山墓及び墓誌 迎接院墓地
（墓誌は練馬区）
- 丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区

区指定文化財

●有形文化財

- 小島家文書 練馬区
- 南蔵院鐘楼門 南蔵院
- 北条氏康印判状 道場寺
- 町田家文書 個人蔵
- 服部半蔵奉納の仁王像 御嶽神社(高松)
- 長命寺仁王門 長命寺
- 春日町出土の壺形土器 練馬区

- 妙福寺文書 妙福寺
- 尾崎遺跡出土品 春日小学校尾崎遺跡資料展示室
- 下練馬の大山道道標 北町1-25地先
- 豊島氏奉納の石燈籠
氷川神社(石神井台)
- 御内内井村方旧記 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 井口家文書 個人蔵
- 石幢七面六観音勢至道しるべ
良弁塚

- 長命寺の梵鐘 長命寺
- 三宝寺の梵鐘 三宝寺
- 妙福寺の梵鐘 妙福寺
- 千川家文書 練馬区
- 丸山東遺跡出土の木製品 練馬区
- 閻魔・十王像と檀拏幢 教学院
- 小美濃英男家文書 個人蔵
- 相原家薬医門 田柄5丁目
- 金乗院御朱印状 金乗院
- 伊賀衆奉納の水盤・鳥居
氷川神社(大泉町)

- 旧内田家住宅 池淵史跡公園
- 中宮遺跡5号住居址の盛土状遺構出土品 練馬区
- 愛染院文書 愛染院
- 丸山東遺跡出土の石棒 練馬区
- 小竹遺跡出土の大珠 練馬区
- 金銅製飾具 練馬区
- 田中家資料 個人蔵
- 旧見留家納屋 土支田農業公園
- 丸山東遺跡出土の片口土器 練馬区

●有形民俗文化財

- 中里の富士塚 富士浅間神社
- 大八車 練馬区
- 下練馬の富士塚 浅間神社(北町)
- 氷川神社富士塚 氷川神社(北町)
- 北町聖観音座像 北町観音堂
- 長享二年の申侍板碑 練馬区
- 本寿院のみくじ道具 本寿院
- 関のかんかん地蔵 関町東1-18
- 神輿渡御行列図絵馬
氷川神社(氷川台)

- 永享八年の夜念仏板碑 三宝寺
- 無形民俗文化財
- 鶴の舞 氷川神社(氷川台)
- 天然記念物
- 練馬東小学校のフジ 練馬東小学校
- 井頭のヤナギ 大泉井頭公園
- 内田家の屋敷林 早宮3丁目

区登録文化財

●有形文化財

- 双蝶々曲輪日記図絵馬 長命寺
- 牛若丸・弁慶図絵馬 長命寺
- 氷川神社の水盤 氷川神社(石神井台)
- 角柱型水盤 氷川神社(氷川台)
- 氷川神社の旧拝殿 氷川神社(豊玉南)
- 榎本家長屋門 南田中4丁目
- 氷川神社の狛犬 氷川神社(氷川台)
- 加藤家文書 個人蔵
- 尾張殿鷹場碑 大泉第一小学校
- 横山家文書 個人蔵
- 新井家文書 個人蔵
- 縄文時代の竹カゴ 練馬区
- 尾張殿鷹場碑 練馬区
- 宮田橋敷石供養塔 高松2-3
- 紙本着色以天宗清像 廣徳寺
- 絹本着色明叟宗普像 廣徳寺
- 紙本墨画淡彩希叟宗翠像 廣徳寺
- 土支田八幡宮の半鐘 土支田八幡宮
- 阿弥陀寺の半鐘 阿弥陀寺
- 荘家文書 練馬区
- 増島家薬医門 谷原3丁目
- 比丘尼橋遺跡出土の旧石器 練馬区
- 相原正太郎家住宅 春日町5丁目
- 石製絵馬 稲荷神社(南田中)
- 武蔵関遺跡出土の大型槍先形石器
練馬区
- 三宝寺山門 三宝寺
- 高稲荷遺跡出土の旧石器 練馬区
- 西大泉の稲荷神社本殿 稲荷神社(西大泉)
- 阿弥陀寺の伏せ鉦 阿弥陀寺
- 氷川神社の神輿 氷川神社(豊玉南)
- 本寿院の賽銭箱 本寿院
- 明叟宗普の墨跡 廣徳寺

- ・八幡神社の本殿 八幡神社(中村南)
- ・北町の仁王像 北町観音堂
- ・長谷川家文書 個人蔵
- ・絹本着色釈迦十六善神像 廣徳寺
- ・橋紋椿几帳柄鏡 禅定院
- ・八ヶ谷戸遺跡出土の大形把手付縄文土器 練馬区
- ・中野屋商店文書 練馬区
- ・石神井城跡出土小刀 練馬区
- ・子ノ聖観世首碑 円光院門前
- ・広川松五郎関係資料 個人蔵
- ・相原好吉家文書 個人蔵
- ・小林家住宅 個人蔵
- ・石神井西尋常小学校のリードオルガン 練馬区
- ・木下家文書 練馬区
- ・栗原家文書 練馬区
- ・丸山東遺跡方形周溝墓出土品 練馬区
- ・千川上水の記録フィルム 練馬区
- ・織部燈籠 個人蔵
- ・愛染院の梵鐘 愛染院
- ・関口家文書 個人蔵
- ・内国勲業博覧会褒状 練馬区
- ・東早淵遺跡出土の局部磨製石斧 練馬区
- ・千川上水調査アルバム 武蔵学園記念室
- ・中村南遺跡第2地点5号住居址出土土器 中村南スポーツ交流センター
- ・関東大震災犠牲者慰霊碑 円明院
- ・八幡神社の水盤 八幡神社(中村南)
- ・十一面観音懸仏 光傳寺
- ・光伝寺の地藏菩薩立像および閻魔十王像 光傳寺
- ・下練馬の三十三所観音菩薩像 光傳寺
- ・大泉井頭遺跡出土の有孔鍔付土器 練馬区
- ・篠家文書 個人蔵
- ・小野蘭山墓および墓誌 迎接院墓地 (墓誌は練馬区)
- ・武内家資料 練馬区
- ・天祖神社東遺跡出土の石核 練馬区
- ・貫井の東高野山道道標 貫井5-17
- ・北新井遺跡出土の土偶 練馬区
- ・正親町天皇繪旨 廣徳寺
- ・明俊宗普道号頌 廣徳寺
- ・明俊宗普書状 廣徳寺
- ・妙福寺の駕籠 妙福寺
- ・石神井火車站之碑 石神井町3-23
- ・草摺引図繪馬 氷川神社(氷川台)
- ・森田家資料 練馬区
- ・アニメーション撮影台 練馬区
- ・加藤家文書 個人蔵
- ・武蔵学園大講堂 武蔵大学内
- ・武蔵大学3号館 武蔵大学内

- ・阿弥陀堂の半鐘 阿弥陀堂
- ・五十嵐家文書 練馬区
- ・千川堤植櫻楓碑 浅間神社(小竹町)
- ・金乗院山門 金乗院
- ・山口家資料 練馬区
- ・鴨下家文書 練馬区
- ・光傳寺の半鐘 光傳寺
- ・妙福寺の半鐘 妙福寺
- ・妙福寺の半鐘 妙福寺
- ・豊島家文書 練馬区

●無形文化財

- ・絵馬制作 平田郡司氏

●有形民俗文化財

- ・江古田の富士塚 浅間神社(小竹町)
- ・弥陀三尊来迎画像板碑 三宝寺
- ・狐の大根取り入れ図繪馬 諏訪神社(西大泉)
- ・沢庵漬製造用具 練馬区
- ・文応元年の弥陀板碑 道場寺
- ・氷川神社の力石 氷川神社(豊玉南)
- ・高松の庚申塔 高松2-3
- ・僧形馬頭観音 本寿院
- ・金乗院の一石六地藏 金乗院
- ・丸彫青面金剛庚申塔 下石神井5-7地先
- ・力持ち惣兵衛の馬頭観音 大泉学園町7-2

- ・石幢六面六地藏 禅定院
- ・織部燈籠 禅定院
- ・富士講巡拝装束 練馬区
- ・棒屋資料 練馬区
- ・井戸替え用具 練馬区
- ・醤油醸造業用具 練馬区
- ・斎藤水車用具 練馬区
- ・丸彫聖観音立像廻国供養塔 上練馬公園
- ・江古田の富士講関係資料 浅間神社(小竹町)
- ・谷原延命地藏 谷原1-17
- ・二十一夜待供養塔 天祖神社(下石神井)
- ・大氷川の力石 氷川神社(氷川台)
- ・林稲荷神社の庚申塔 林稲荷神社
- ・高松の板碑型庚申塔 高松1-22
- ・八幡神社の石造大山不動明王像 八幡神社(高松)
- ・御獄講奉納の水盤 稲荷神社(富士見台)
- ・福德元年の月待板碑 妙福寺
- ・谷原の庚申塔 富士見台4-36
- ・三原台の馬頭観音 三原台2丁目
- ・上石神井立野の庚申塔 上石神井1-11
- ・出羽三山・百八十八ヶ所観音供養塔 上石神井1-11
- ・本覚寺の版木 本覚寺
- ・文明十七年の月待板碑 円明院
- ・文亀元年の月待板碑 円明院
- ・高松の御獄講関係資料 御獄神社(高松)
- ・東本村の庚申塔 平和台1-4

●無形民俗文化財

- ・探湯の儀 御獄神社(中村)
- ・関のぼろ市 本立寺門前
- ・八丁堀三吉囃子 北野神社(旭町)ほか
- ・石神井囃子 和田稲荷神社ほか
- ・中村囃子 八幡神社(中村南)ほか
- ・ちがや馬飾り 丹羽幸男氏 伊藤弥五郎氏
- ・関町囃子 天祖若宮八幡宮ほか
- ・神輿渡御の御供道中歌 氷川神社(氷川台)
- ・中里囃子 八坂神社ほか
- ・田柄囃子 天祖神社(田柄)ほか
- ・石神井台囃子 石神井台地域ほか
- ・南田中囃子 南田中地域ほか
- ・大山講灯籠立て行事 下石神井地域
- ・貫井囃子 貫井地域ほか
- ・春日町囃子 春日町地域ほか
- ・富士見台囃子 富士見台地域ほか
- ・谷原囃子 谷原地域ほか
- ・白山神社囃子 白山神社ほか
- ・北町囃子 氷川神社(北町)ほか
- ・上石神井囃子 上石神井地域ほか

●史跡

- ・東高野山奥之院 長命寺
- ・池永道雲墓 受用院墓地
- ・尾崎遺跡 春日小学校
- ・池淵遺跡 池淵史跡公園
- ・栗原遺跡の竪穴住居跡 都立城北中央公園
- ・千川上水跡 関町南2~4丁目ほか
- ・旧大泉村役場跡 大泉中島公園
- ・田柄用水記念碑 天祖神社(田柄)
- ・千川家の墓 阿弥陀堂墓地
- ・河野鎮平筆子碑 寿福寺墓地
- ・田柄用水跡 けやき憩いの森
- ・圓浄法師塚 春日町5-35
- ・観蔵院の筆子碑 観蔵院

●名勝

- ・牧野記念庭園 東大泉6-34

●天然記念物

- ・練馬白山神社の大ケヤキ 白山神社
- ・カタクリ群落 清水山の森
- ・八の釜の湧き水 東大泉2-27
- ・光伝寺のコウヤマキ 光傳寺
- ・開進第一小学校のクスノキ 開進第一小学校
- ・土支田八幡宮の社叢 土支田八幡宮
- ・井口家の屋敷林 立野町
- ・金乗院の大イチョウ 金乗院

※：公開していないものもあり。
 詳細は文化・生涯学習課伝統文化係まで
 ※：4年度の新規登録文化財は207ページを参照

練馬区の年表

注：①本文中、敬称略
②区の独立から令和3年度まで

【昭和22年】（1947年）	【昭和27年】（1952年）	4月1日 開進第四・光和小学校開校
8月1日 板橋区から分離独立し練馬区誕生、区役所を開進第三小学校講堂に仮開設	3月26日 千川上水暗きょ化工事、区内着手	27日 都立豊玉中公園（庭球場併設）開園（10月1日に区に移管）
1日 練馬税務署（国）開設	4月1日 石神井公益質屋開業	9月16日 第3回区議会議員（定数36人）選挙
8月 衛生局清掃課練馬出張所（現練馬清掃事務所）（都）開設	7月1日 区立児童遊園として初の氷川児童遊園開園	10月1日 第8回国勢調査実施 練馬区の人口185,814人
9月20日 第1回区議会議員（定数36人）・区長選挙	8日（福）練馬区社会福祉協議会設立	11月9日 3代区長に須田操就任（選任）
20日 初代区長に白井五十三就任	8月30日 千川上水暗きょ化工事（第1期）終了	◎（栗原遺跡）昭和30～32年にかけて、立教大学グラウンド（氷川台一丁目）建設中に、石器・土器や縄文・弥生時代の住居跡が発掘される。
【昭和23年】（1948年）	9月1日 南町・北町小学校開校	【昭和31年】（1956年）
6月 成増飛行場跡地に米軍家族宿舎グラントハイツ完成	1日 区長公選制廃止（地方自治法改正）	3月3日 長命寺「東高野山奥之院」が都指定史跡に指定
10月1日 練馬保健所（都）開設	10月5日 第1回教育委員選挙	4月1日 関町・大泉東小学校開校
12月31日 第六出張所開設	11月1日 練馬区教育委員会設置	6月30日 教育委員の公選制廃止（議会の同意を得て区長が任命する任命制に移行）
【昭和24年】（1949年）	3日 長命寺所蔵「板絵着色役者絵（鳥居清長筆）」が都指定有形文化財に指定	7月1日 練馬区印鑑条例施行
1月15日 区役所庁舎が現在地（豊玉北6-12-1）に完成	◎ 練馬大根は病害虫などのため、この年を境に栽培されなくなっていく。	10月1日 練馬区議会定例会の回数に関する条例施行
8月1日 練馬授産場開設	【昭和28年】（1953年）	【昭和32年】（1957年）
1日 南町出張所開設	5月11日 「練馬区広報」創刊	4月1日 田柄・旭町・谷原小学校、大泉第二中学校開校
11月1日 練馬税務署（国）移転（現栄町23）	8月15日 練馬母子寮開設	1日 上板橋緑地（現都立城北中央公園）開園
【昭和25年】（1950年）	9月 都内で初の区営分譲住宅を春日町に10棟建設	10月1日 区独立10周年記念「練馬区史」発行
4月1日 独立後、初の都立公園として、豊中公園・上練馬公園開園（27年4月1日に区に移管）	10月1日 牧野富太郎が第1回名誉都民となる	【昭和33年】（1958年）
8月1日 練馬都税事務所開設	20日 練馬公民館開館	4月1日 北町西・仲町小学校、北町中学校開校
10月1日 独立後初の国勢調査（第7回）練馬区の人口125,197人	12月3日 区の紋章制定	8月1日 東京都第五清掃工場（石神井清掃工場・現練馬清掃工場）竣工
1日 都から移管の区立公園として、中新井・北新井・徳殿公園が開園	【昭和29年】（1954年）	9月26～27日 台風22号（狩野川台風）で31,000世帯の被害発生（仲町、北町、田柄町、貫井町、
11月10日 第1回区議会議員補欠選挙（5人）	6月10日 石神井保健所（都）開設	
【昭和26年】（1951年）	11月1日 豊玉東・上石神井小学校開校	
7月5日 第1回練馬区農業委員選挙	◎ 石神井川改修工事完了。蛇行していた旧石神井川を幅8m、高さ1.2mの長線に直し、コンクリート板棚工が施される。また、500,826㎡に及ぶ両岸は、耕地整理・土地整理を行う土地改良事業が実施される。	
9月18日 第2回区議会議員（定数38人）・区長選挙	【昭和30年】（1955年）	
20日 2代区長に須田操就任	3月1日 学田公園（野球場併設）開園	
10月1日 練馬福祉事務所（都）開設		
1日 練馬診療所開設		

- 向山町等)
 12月 1日 牧野記念庭園開園
 25日 練馬区立都市公園条例施行
【昭和34年】 (1959年)
 3月 11日 都立石神井公園開園
 4月 1日 中村西・関町北・大泉南小学校、上石神井中学校開校
 9月 16日 第4回区議会議員(定数40人)選挙
 12月 3日 4代区長に須田操就任(選任)
 ◎ この年、谷原町に球形ガスタンクが建設される。
【昭和35年】 (1960年)
 4月 1日 小竹・向山小学校、田柄中学校開校
【昭和36年】 (1961年)
 4月 1日 石神井警察署開設
 1日 上石神井北・豊玉南・練馬東小学校、石神井南・開進第四中学校開校
 1日 練馬区立保育所設置条例施行
 1日 豊玉保育園開園
 7月 1日 豊玉第二保育園開園
 11月 1日 北町保育園開園
【昭和37年】 (1962年)
 4月 1日 立野小学校、大泉学園・豊玉第二中学校開校
 8月 1日 練馬図書館が一部開館
【昭和38年】 (1963年)
 1月 1日 第七出張所、上石神井出張所開設
 2月 1日 第1回住居表示開始(南町三丁目は桜台四~六丁目、南町四・五丁目は練馬一~四丁目に変更)
 4月 1日 貫井中学校開校
 5月 1日 下石神井保育園(現石神井町さくら保育園)開園
 7月 1日 住民登録実態調査実施
 8月 31日 集中豪雨で、北町、春日町、向山町などに被害(床上浸水155戸、床下浸水2,137戸)
 9月 17日 第5回区議会議員(定数48人)選挙
 10月 1日 東大泉保育園開園
 12月 26日 5代区長に須田操就任(選任)
【昭和39年】 (1964年)
 3月 31日 学校給食第一総合調理場完成(9月7日より、センター方式による区立小・中学校の給食開始)
 5月 1日 関町保育園開園
 6月 22日 都水道局北部第二支所開設
 8月 1日 区役所庁舎完成(5階建旧庁舎)
 1日 練馬青年館(現南大泉青少年館)開館
 10月 10日 第18回オリンピック東京大会開催
【昭和40年】 (1965年)
 4月 1日 区の組織を5部制の新組織機構に改正(地方自治法改正により社会福祉等事務が都から大幅に移管されたため)
 1日 石神井支所を石神井庁舎に名称変更
 1日 石神井福祉事務所開設(石神井庁舎内)
 1日 区政モニター制度を開始(25人に委嘱)
 5月 1日 春日町・平和台保育園開園
 10月 10日 軽井沢高原寮(小・中学校の校外授業施設)を長野県浅間山麓に開設
 7月 2日 区内初の学童クラブとして、北町西・練馬第二・石神井東小学童クラブ開設
 8月 1日 区立小学校15校で校庭開放を開始
 10月 1日 第10回国勢調査実施
 練馬区の人口434,721人
 ◎ この年、アメリカシロヒトリが異常発生し、区内の街路樹のプラタナス、サクラや一般の家庭の庭木に被害を与える。
【昭和41年】 (1966年)
 5月 1日 総務課に区民相談室設置
 1日 上石神井保育園開園
 6月 1日 下田学園(病虚弱児養護施設)を静岡県下田市に開園
 1日 桜台・谷原保育園開園
 6日 第1回特別区自治権拡充大会開催(千代田区公会堂)
 29日 台風4号で区内各地に浸水被害発生(5,000余世帯)
 9月 30日 新選挙人名簿制度実施(公職選挙法の一部改正)
 11月 11日 学校給食第二総合調理場完成(昭和42年1月16日より、区立中学校の完全給食実施)
 12月 16日 区議会「区政刷新に関する決議」全会一致で可決
【昭和42年】 (1967年)
 4月 1日 大泉第四小学校開校
 5月 1日 田柄・上石神井第二保育園開園
 2日 臨時区議会で区長の不信任案可決。区議会解散
 30日 第6回区議会議員(定数52人)選挙
 5月 練馬図書館で移動図書館開始
 6月 21日 須田操区長退任
 8月 1日 練馬福祉会館開館
 9月 2日 区長公選条例直接請求の区民運動起こる
 10月 7日 区は区長公選条例請求のための代表者証明書の交付を拒否
 19日 区議会が公募公聴方式による区長候補者の公募を開始
 25日 民有地を区が借り上げた区内初の民間遊び場「もちの木こども遊園地」「きりの木遊園地」開設
 11月 10日 住民基本台帳法施行
 12月 11日 区長公選を求める住民団体(区長を選ぶ区民の会)が区の処分を不服として東京地裁に提訴
 26日 区内初の下水道使用開始
【昭和43年】 (1968年)
 2月 6日 区長選任のため臨時区議会開催
 4月 1日 南田中・高松・大泉学園小学校開校
 1日 南田中保育園開園
 22日 区長選任のため臨時区議会を再度開催
 5月 1日 春日町第二・貫井保育園開園
 22日 区議会に区長候補者選出特別委員会を設置
 6月 1日 南田中第二保育園開園
 6日 東京地裁裁方判決で区が敗訴(区の代表者証明書交付拒否処分は違法)
 7日 区は即時控訴
 7月 29日 6代区長に片健治就任(選任)。区長の空席期間は403日間
 10月 1日 23区共同の交通災害共済制

度開始	館・旭町保育園(併設)開設	20日	練馬休日・夜間診療所、石神井休日急患診療所開設
11月28日 東京高裁、6月6日東京地裁緒方判決に対する区の控訴を棄却	1日 大泉保健相談所開設	27日	初の区民農園3園(平和台・高野台・北大泉)を開園
12月1日 練馬診療所廃止	4月1日 八坂・下石神井小学校開校	1日	北保健相談所開設
12月 「わたしの便利帳」を初めて全世帯に配布	11日 第7回区議会議員(定数52人)選挙	7月21日	石神井公園ボート池に「ちびっ子つり場」を開設
【昭和44年】(1969年)	27日 区の花にツツジ、区の木にコブシを選定	8月1日	静岡県熱海市に区民保養施設として「網代荘」開設
2月1日 区独立20周年記念「練馬区二十年の歩み」発行	10月9日 グラントハイツ跡地利用区民総決起集会開催	1日	上石神井出張所移転(区民館・児童館併設)開設
3月28日 区議会にグラントハイツ対策特別委員会を設置	11月13日 第1回消費生活展開催	9月30日	グラントハイツ(約182ha)が全面返還
4月1日 泉新小学校開校	12月1日 関出張所移転(区民館・敬老館併設)開設	10月1日	老人三事業(友愛訪問、老人ヘルパー派遣、老人福祉電話設置(6月から))開始
7月20日 練馬・石神井・大泉の三区農業委員会を廃止、新たに練馬区農業委員会を設置	【昭和47年】(1972年)	16日	7代区長に準公選で田畑健介就任。区長の空席期間は444日間
9月16日 旧練馬診療所跡に区民相談所、石神井庁舎に区民相談室開設	1月1日 栄町児童館(保育園・敬老館併設)開館	11月1日	第五出張所移転(土支田区民館・児童館・保育園併設)開設
10月1日 氷川台保育園開園	2月5日 武蔵関建築協定(関町五丁目)締結	12月1日	春日町児童館(敬老館併設)開館
1日 白百合福祉作業所開設	4月1日 八坂中学校開校	1日	区の組織を8部制に改正
11月1日 区の組織にグラントハイツ対策室を設置	1日 中小企業へ公害防止資金の融資制度発足	【昭和49年】(1974年)	1月26日 第1回日常生活用品交換市開催
12月1日 老人医療費助成と児童手当制度実施	5月12日 石神井南中学校で光化学スモッグによる被害発生	29日	第1次オイルショックに伴う区民の生活防衛のための臨時区議会開催
1日 上石神井第三保育園開園	6月1日 総合体育館開館	2月23日	生活防衛区民集会開催
【昭和45年】(1970年)	17日 魚の産地直送事業開始	3月1日	練馬区中高層建築物に関する指導要綱施行
1月28日 春日町青少年館一部開館(4月1日全面開館)	7月28日 片健治区長退任	11日	都がグラントハイツ跡地に大公園設置のための都市計画決定
3月1日 関町第二保育園開園	8月1日 石神井プール予定地から縄文土器片や住居跡などが発掘される(現池淵史跡公園)	4月1日	大泉西・大泉北小学校開校
4月1日 大泉第六・田柄第二小学校開校	1日 石神井児童館(敬老館併設)開館	1日	練馬区愛育手当条例施行
1日 東京都公害防止条例施行	11月6日 区長準公選条例公布	6日	富士見台駅北口に初の区営自転車駐車場開設
15日 「練馬区広報」を「ねりま区報」に改称	12月1日 第七出張所移転(田柄区民館併設)開設	5月2日	第1回憲法記念の集い開催
6月1日 平和台児童館開館	1日 大泉西出張所移転(南大泉区民館併設)開設	7月1日	中村児童館(敬老館併設)開館
7月1日 下田臨海寮(現下田少年自然の家)を小・中学校の校外授業の施設として静岡県下田市に開設	【昭和48年】(1973年)	20日	石神井プール開設
8月1日 下石神井第二保育園(現高野台保育園)開園	1月1日 田柄第二・南大泉・北大泉保育園(児童館併設)開園	20日	集中豪雨で区内各地に床上浸水5戸・床下浸水383戸・道路冠水53か所の被害発生
9月1日 豊玉第三保育園開園	23日 日米安全保障協議委員会において、キャンプ朝霞の一部(練馬地域の全て)が3年以内の返還決定	8月1日	練馬区独立を記念して「一日区長」行事開始(一日区長に区在住の女優榎ふみ氏)
24日 石神井庁舎改築完成	4月1日 初めての老人クラブ農園開園	1日	寝たきりの高齢者に巡回入
10月1日 石神井区民館(石神井庁舎内併設)開館	1日 富士見台小学校、練馬東・大泉西中学校開校		
12月1日 石神井図書館(郷土資料室併設)開館	1日 練馬保育園開園		
1日 大泉北出張所移転(区民館・敬老館併設)開設	5月1日 光化学スモッグ発生時の警報用霧笛設置		
【昭和46年】(1971年)	1日 厚生文化会館開館		
3月1日 第六出張所移転(旭町区民	1日 光が丘保育園開園、光が丘児童館開館		

10月19～20日	浴車運行開始	12月1日	浸水344戸、床下浸水491戸の被害発生	8月2日	道工事完成
	「くらしを守る練馬区民青空市」・区民祭「54万・人間ひろば」開催		戸籍の閲覧が禁止	9月1日	カネボウ跡地を区民に暫定開放
11月1日	南田中児童館(敬老館併設)開館	【昭和52年】(1977年)	大泉交通公園開園	22日	高松地区区民館(高松保育園併設)開館
15日	練馬区行財政調査会が特別区行財政の強化を区長に提言	2月24日	第1回練馬区保育問題懇談会開催	10月1日	グラントハイツ跡地開発計画原案、都から提示
【昭和50年】(1975年)		2月	グラントハイツ跡地の都立公園建設工事開始	1日	石神井休日急患診療所で歯科休日急患診療開始
1月25日	財政格差の解消を求める練馬区民大会を練馬公民館で開催	3月29日	みどりを保護し回復する条例制定	11日	北町・桜台地区区民館(桜台第二保育園併設)開館
2月1日	北町児童館(北町第二保育園併設)開館	4月1日	練馬区緑化委員会設立	12日	練馬区宅地等開発指導要綱施行
2月	区の事務の効率化を図るため、電子計算機導入	1日	石神井台児童館(保育園・敬老館併設)開館		建築物の日影規制の都条例施行
4月1日	改正地方自治法施行(都から保健所の事務が移管、24年ぶり区長公選制復活)	1日	早宮・田柄第三・橋戸・石神井台小学校、谷原中学校開校	【昭和54年】(1979年)	
1日	区の組織を9部制に改正	5月1日	埼玉県秩父市に秩父青少年キャンプ場開設	1月4日	石神井保健所移転開設
1日	関中学校開校	1日	豊玉北地区区民館開館	24日	グラントハイツ跡地開発の東京都案を都市計画決定
27日	第8回区議会議員(定数56人)・区長選挙	1日	西大泉児童館(保育園・敬老館併設)開館	2月24日	練馬区勤労者福祉共済会(ファミリーパック)発足
27日	8代区長に田畑健介就任	11日	グラントハイツ跡地開発計画会議で1万2千戸の住宅建設決定	3月23日	みどりの推進協定第1号として、向山三丁目の城南住宅組合と協定締結
5月1日	大泉東出張所移転(東大泉区民館併設)開設	20日	福祉タクシー券制度開始	4月1日	北原小学校、南が丘中学校開校
1日	初の区立北大泉幼稚園開園	7月1日	緊急一時保育制度開始	22日	第9回区議会議員(定数56人)・区長選挙
1日	向山保育園開園	18日	第四出張所移転(都営住宅内に併設)開設	27日	9代区長に田畑健介就任
6月1日	第二出張所移転(早宮区民館併設)開設	21日	練馬区高齢者事業団(現(公社)練馬区シルバー人材センター)設立	5月1日	早宮・下石神井地区区民館開館
1日	関町児童館開館	8月1日	区独立30周年記念碑を開進第三小学校校庭に建立	1日	下石神井第三・春日町第三保育園開園
10月1日	第12回国勢調査実施 練馬区の人口559,665人	1日	春日町区民館(第四出張所併設)開館	21日	江古田の浅間神社富士塚が、国の重要有形民俗文化財に指定
11月1日	初の憩いの森として、清水山憩いの森(カタクリ自生地)開園	21日	北大泉野球場開設	8月1日	中村橋区民センター(心身障害者福祉センター、消費生活センター、貫井地区区民館、第三出張所移転併設)開設
12月15日	桜台出張所移転開設(南町から名称を変更)	10月1日	区独立30周年記念「11万から55万区民へ」発刊	1日	軽費老人ホーム「すずしろ園」が都から区に移管
【昭和51年】(1976年)		7日	練馬区基本構想策定	20日	心身障害者(児)のための病院委託による緊急一時保護開始
1月1日	桜台区民館(桜台出張所に併設)開館	23日	休日歯科応急診療開始	9月1日	都と合同で大規模総合防災訓練実施(光が丘運動場他)
2月1日	東大泉児童館(敬老館・東大泉第二保育園併設)開館	【昭和53年】(1978年)		10月19日	台風20号で区内各地に被害発生
4月1日	練馬第三・南が丘小学校開校	3月	練馬駅北口カネボウ跡地の区と都による先行取得決定	12月1日	ひとり暮らしの高齢者にアパートのあっせん開始
6月1日	区営ボート場を武蔵関公園に開設	4月1日	三原台温水プール(児童館・敬老館併設)開設		
7月1日	平和台図書館開館	1日	大泉学園緑小学校、三原台・大泉北中学校開校		
20日	高野台運動場(野球場・庭球場)開設	17日	武蔵関公園が都から区へ移管		
9月9日	台風17号で関町四・五丁目、大泉学園町などに床上	6月1日	中大グラウンド跡地を区民に暫定開放		
		21日	暗きょ化に伴い、田柄川緑		

【昭和55年】（1980年）	スメント）条例施行	5月22日	第1回 練馬こどもまつり開催
2月1日 大泉図書館開館	20日 区独立30周年記念「練馬区史現勢編」発行	6月4日	尾崎遺跡資料展示室（春日小学校内）開設
3月1日 生活実習所（現氷川台福祉園）、大泉福祉作業所、平和台授産場が都から区に移管	12月26日 都立光が丘公園が一部開園	24日	営団地下鉄（現東京メトロ）有楽町線の小竹向原駅・氷川台駅・平和台駅・営団赤塚駅（現地下鉄赤塚駅）が開業
4月1日 総合教育センター開設	【昭和57年】（1982年）	30日	地下鉄12号線計画路線（案）を都が提案
1日 大泉学園桜小学校開校	3月24日 練馬区長期総合計画（昭和56～65年度）策定	7月1日	旭町南地区区民館開館
1日 長野県武石村（現上田市）に武石少年自然の家開設	4月1日 関町第三保育園開園	9月1日	区営の公益質屋廃止
21日 谷原出張所移転（総合教育センター内に併設）開設	1日 関保健相談所開設	10月1日	北町福祉作業所・北保健相談所（改築）開設
5月1日 向山庭園開園	1日 春日小学校開校	1日	ひとり暮らし等の高齢者に給食サービス開始
15日 区役所庁舎東館（現東庁舎）完成	1日 桜台体育館（開進第三中屋内運動場に併設）開館	1日	西武有楽町線の小竹向原～新桜台駅間開通
6月2日 中野区と共同で、富士見台ケアセンター業務開始	1日 白百合福祉作業所、精神薄弱者生活寮しらゆり荘開設	3日	「非核都市練馬区宣言」を行う
8月10日 区独立30周年記念「練馬区史現勢資料編」発行	5月1日 北大泉地区区民館開館	17日	「ビデオねりま」放映開始
9月1日 富士見台地区区民館（富士見台こぶし保育園併設）開館	5日 練馬区スポーツ少年団フェスティバル開催（第1回少年少女スポーツフェスティバル）	10月	練馬清掃工場光が丘分工場（現光が丘清掃工場）竣工
1日 豊玉第四保育園開園	6月1日 光が丘地区開発推進本部設置	【昭和59年】（1984年）	
10月1日 氷川台（氷川台第二保育園併設）・北町第二地区区民館開館	9月1日 関町図書館開館	1月1日	区旗制定
12月1日 第八出張所開設	1日 （財）練馬区文化振興協会（現（公財）練馬区文化振興協会）設立	7日	区と区議会共催の新年賀詞交換会を初めて開催
【昭和56年】（1981年）	12日 台風18号で区内各地に床上浸水484件、床下浸水720件の被害発生	2月2日	二十三特別区議会が主催し、特別区を「市」にするための促進大会開催
1月23日 国土庁主催の「農住タウン・ミーティング」を練馬区で開催	10月1日 父子・母子家庭への家事援助者派遣事業開始	3月23日	光が丘出張所開設
2月17日 練馬区など関係11区が都営地下鉄12号線促進連絡協議会を結成（会長：田畑区長）	11月5日 地下鉄12号線建設促進総決起大会開催	4月1日	区役所庁舎西館（現西庁舎）完成
3月1日 大泉学園地区区民館（大泉学園保育園併設）開館	12日 練馬地区（練馬駅北西側約13ha）環境改善計画策定	1日	光が丘第三保育園開園
4月1日 防災行政無線局開局	30日 区独立30周年記念「練馬区史歴史編」発行（3部作完成）	1日	光が丘第四小学校、光が丘第一・光が丘第四中学校開校
1日 大泉学園桜中学校開校	12月7日 光が丘地区医療施設誘致構想まとまる	1日	東大泉地区区民館開館
1日 東京中高年齢労働者職業福祉センター（サンライフ練馬）開設	20日 障害者福祉施策推進を図るための練馬区行動計画策定	16日	田柄・西大泉地区区民館開館
5月1日 放射36号線の建設に建設大臣の事業認可	【昭和58年】（1983年）	16日	婦人関係施策推進会議設置
6月18日 光が丘地区医療施設構想試案が、光が丘地区医療施設構想協議会から区長に答申	1月17日 災害時の生活用水を確保するため「ミニ防災井戸」の指定開始	6月11日	区議会が「都営地下鉄12号線を光が丘から大泉以西へ延伸するための意見書」を運輸大臣に提出
7月1日 防災無線を利用し「夕べの鐘（現夕べの音楽）」放送開始	4月1日 収入役室の業務を電算化	19日	大泉公園内に災害時の応急給水施設完成
8月28日 特別区政調査会が特別区長会に「特例市」構想の最終答申提出	1日 光が丘第一小学校開校	9月1日	光が丘第四保育園開園
10月1日 東京都環境影響評価（アセ	1日 石神井台第二・旭町第二・光が丘第二保育園開園	5日	戦後初の大泉町二丁目土地区画整理組合を設立認可
	1日 練馬区建築審査会設置	10月4日	光が丘地区に練馬区医師会立病院の誘致を決定
	3日 練馬文化センター開館		
	24日 第10回区議会議員（定数56人）・区長選挙		
	27日 10代区長に田畑健介就任		

【昭和60年】（1985年）	12日 平和祈念碑を区役所庁舎前に設置	3日 区独立40周年を記念して、区民の応募による「ねりま百景」決定
2月1日 練馬区電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例施行	7月1日 練馬区自転車の適正利用に関する条例施行	10日 西武池袋線の富士見台―石神井公園駅間の高架化完成
1日 住民記録の電算化開始	8月12日 春日町一・二丁目地区の地区計画、春日町二丁目地区の沿道整備計画が都市計画決定	【昭和63年】（1988年）
3月22日 練馬区婦人行動計画策定	9月1日 練馬区公文書公開条例施行	1月14日 環状七号線（桜台・栄町・豊玉地区）沿道整備計画が都市計画決定
31日 区職員の定年制実施	25日 東台野球場開設	18日 初の育秀苑デイサービスセンター開設
4月1日 関町北・春日町南地区区民館開館	10月1日 練馬区文化財保護条例施行	2月1日 旭丘地域集会所開設
1日 光が丘第五・光が丘第六保育園開園	11月1日 練馬区医師会立光が丘総合病院開院	3月1日 第1回 練馬区少女ネットボール大会開催
1日 光が丘あかね幼稚園開園	12月2日 早宮二丁目地区・大泉町二丁目地区の地区計画が都市計画決定	4月1日 光が丘わかば幼稚園開園
1日 光が丘第三・光が丘第七小学校開校	10日 練馬区文化財保護審議会設置	1日 光が丘第三中学校開校
1日 練馬区ワンルーム形式集合建築物の建築に関する指導要綱施行	【昭和62年】（1987年）	1日 光が丘生活実習所（現光が丘福祉園）開設
5月1日 千葉県富山町（現南房総市）に岩井少年自然の家開設	1月8日 環状七号線（羽沢・小竹町地区）沿道整備計画が都市計画決定	1日 光が丘第九保育園開園
7日 練馬公民館（改築）開館	2月2日 エイズ相談窓口を保健所・保健相談所に開設	5月6日 区役所西館（現西庁舎）1階に区民課総合窓口開設
25日 外郭環状線の建設に伴う公聴会開催	4月1日 婦人会館（現男女共同参画センターえーる）開館	27日 稲荷山図書館開館
6月1日 練馬図書館（改築）開館	1日 花とみどりの相談所開設	6月16日 石神井公園駅北口地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定
7月1日 貫井図書館開館	1日 光が丘第八・石神井町つづじ保育園開園	7月19日 地下鉄12号線延伸促進期成同盟発足
1日 貫井第二保育園開園	1日 光が丘第二小学校、光が丘第二中学校開校	8月1日 練馬区福祉公社設立
11日 運輸政策審議会が都営地下鉄12号線の光が丘から大泉学園町までの延伸を運輸大臣に答申	1日 びくに公園庭球場開設	17日 第1回中学生海外派遣（区立中学校各1人、34人を米国へ10日間派遣）を実施
8月1日 勤労福祉会館開館	1日 南田中・谷原地域集会所開設	9月11日 第1回 照姫まつり開催
10月1日 第14回国勢調査実施 練馬区の人口587,887人	12日 都道放射36号線一部開通	10月1日 初の地下鉄12号線延伸促進大会開催
1日 区立美術館開館	26日 第11回区議会議員（定数56人）・区長選挙	【昭和64年】（1989年）
1日 石神井台・上石神井地域集会所開設	27日 11代区長に岩波三郎就任	1月7日 昭和天皇崩御
2日 関越自動車道全線開通	6月15日 練馬大泉郵便局（現大泉郵便局）開局	【平成元年】（1989年）
【昭和61年】（1986年）	7月21日 アスベスト撤去作業を小・中学校合わせて4校で開始	1月8日 「平成」に改元
2月1日 戸籍謄本・抄本を出張所でも交付開始	8月1日 区独立40周年記念「練馬区小史」発行	13日 池袋のデパートで第1回 ねりま漬物物産展開催
19日 特別区制度改革について都区間で最終合意	9月1日 ひとり暮らしの高齢者に学校給食提供開始	2月1日 中村地域集会所開設
3月1日 区立保養所「網代荘」閉鎖	11月10日 （財）練馬区都市整備公社（現（公財）練馬区環境まちづくり公社）設立	3月26日 第1回 ねりまボランティアまつり開催
4月1日 立野・南大泉地区区民館開館	16日 区内初の特別養護老人ホーム「育秀苑」開設	29日 千川上水の一部に清流が復活（関町南の一部）
1日 関町生活実習所（現関町福祉園）開設	12月1日 練馬区医師会立光が丘総合病院で夜間の急病・安心コール開設	4月1日 光が丘さくら幼稚園開園
1日 早宮・光が丘第七保育園開園		1日 光が丘第十・光が丘第十一保育園開園
1日 光が丘むらさき幼稚園開園		1日 光が丘第八小学校開校
1日 光が丘第五小学校開校、開進第二中学校セミナーハウス開設		1日 心身障害者中村訓練作業室開設
1日 練馬区特別区制度改革推進会議設置		1日 区立として初の田柄特別養

	護老人ホーム開設	18日	小竹図書館開館		への架け橋」(下巻) 発刊
3日	住民票などを区内の郵便局から郵送請求できる行政サービス開始	24日	学田公園地下に応急給水槽(都) 設置	20日	練馬区シャトルバス試行運行(平成4年4月1日 本格運行開始)
8日	区役所が第二・第四土曜日閉庁開始	25日	外国語版広報紙(英語、中国語) 発刊	21日	北京市海淀区に練馬区日中友好訪中団を派遣
15日	夏の雲公園庭球場開設	31日	練馬区長期総合計画(平成2~12年度) 策定	9月21日	初の高齢者集合住宅「鶴の里」を羽沢に開設
5月1日	土支庭球場開設	9月1日	出張所で住民税証明書発行開始	10月15日	生産緑地法一部改正を受け、区に生産緑地対策本部設置
1日	向山地域集会所開設	10月1日	練馬区の面積が48.17km ² から48.16km ² に変更(国土地理院調べ)	11月5日	光が丘郵便局開局
7月3日	光が丘区民センター(光が丘区民ホール、高齢者福祉センター、心身障害者福祉集会所、光が丘福祉事務所、光が丘デイサービスセンター、光が丘保健相談所、健康増進センター、衛生試験所、光が丘なかよし児童館、光が丘出張所移転併設) 開設	10日	第1回 練馬区健康フェスティバル開催	12月10日	都営地下鉄12号線(現都営大江戸線)が光が丘駅ー練馬駅まで部分開通
9月1日	初のねりまタウンサイクルを大泉学園駅北口に開設	18日	花とみどりの相談所温室植物園開園		【平成4年】(1992年)
30日	練馬区国際交流協会設立	11月1日	練馬区障害者就労促進協会(レインボーワーク) 設立	2月2日	練馬歯科休日急患診療所開設
10月8日	「練馬区の歌ーわが街・練馬ー」発表	12月3日	空き缶・空きびんの分別回収開始	4日	練馬区の緑化計画が「緑の都市賞」受賞
11月5日	第1回 練馬区伝統工芸展開催	6日	大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	13日	全国自転車問題自治体連絡協議会発足、岩波区長が初代会長に選任される
10日	国土地理院の測量方法変更に伴い練馬区面積が47km ² から48.17km ² に変更	11日	電話申込した住民票の写しなどを夜間・休日に交付する「閉庁時窓口サービスコーナー」開設	3月1日	大泉町地域集会所開設
12月1日	光が丘消防署開設		【平成3年】(1991年)	3日	全国自転車問題自治体連絡協議会が国に自転車法等の改正を求めて要望書を提出
	【平成2年】(1990年)	1月20日	上石神井体育館開館	4月1日	区の組織を13部制に改正
1月1日	昭和38年2月から始まった練馬区内の「住居表示」事業が第28回の豊玉上・豊玉北地区実施ですべて完了	2月9日	大泉中学校セミナーハウス開設	1日	かたくり福祉作業所開設
4日	電算業務専用棟の中村北分館開館	28日	練馬春日町駅西地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定	1日	ふれあい福祉園(現 大泉町福祉園) 開設
3月31日	軽井沢高原寮閉所	3月1日	練馬区戦争体験記録「平和への架け橋」(上巻) 発刊	7月1日	都と23区が毎週土曜日を完全閉庁日とする週休2日制導入
4月1日	光が丘第六小学校開校	30日	練馬区街づくり基本計画策定	15日	区立図書館全館を結ぶオンラインネットワーク完成
1日	看護学生に看護婦への修学資金・就業支度資金貸付制度開始	4月1日	土支田地域集会所開設	16日	練馬区自転車駐車場条例施行
8日	障害者が再生した放置自転車(ネリマレインボーサイクル)を区内で販売開始	1日	光が丘病院が「日本大学医学部付属練馬光が丘病院」として再出発	10月1日	(福) 練馬区社会福祉事業団設立
5月1日	旭町北地区区民館開館	21日	第12回区議会議員(定数52人)・区長選挙	13日	北京市海淀区と友好・協力交流に関する合意書に調印
8日	長野県軽井沢町に軽井沢少年自然の家開設	27日	12代区長に岩波三郎就任	11月1日	初の区立西大泉市民農園開設
6月1日	区民相談所で外国語による専門的相談開始	6月1日	区独立40周年記念「練馬区議会史」発行	12日	区内の農地を計画的に保全する生産緑地地区の都市計画決定(区の農地の約半分の242.39haが生産緑地となる)
7月10日	練馬西税務署(国) 開設	1日	都立大泉中央公園全面開園	12月13日	びん・缶の分別回収の「サンデー・モーニングリサイクル」を区内8路線で試験的に開始
		8月1日	外国都市との連絡・交流などに携わる初の国際交流員として、オーストラリア人を採用	23日	社会教育施設・区民施設の祝日開館開始
		15日	練馬区戦争体験記録「平和		

【平成5年】（1993年）

- 1月12日 練馬春日町駅西地区市街地再開発組合が設立され、区で初めて市街地再開発事業開始
- 21日 北京市海淀区、オーストラリアのイプスウィッチ市の児童・生徒の書や絵画作品の展示を区立美術館で開催
- 2月2日 長尾幸作氏からの寄付を受け、練馬区芸術作品設置基金を創設（条例施行は3月18日）
- 3月23日 土支田高齢者集合住宅が開設（初のデイサービスセンターを併設）
- 3月 練馬区障害者福祉行動計画策定
- 4月1日 大泉学園町・高野台地域集会所開設
- 1日 練馬区で初めて都市型CATV事業を行う「ケーブルテレビネリマ」(現J:COM東京) 開局
- 10日 フランスのストラスブルフィルハーモニー管弦楽団が、練馬文化センターで公演、同市長が練馬区を表敬訪問
- 5月9日 体験農場を備えた土支田農業公園開園
- 6月6日 石神井川に平成みあい橋と緩傾斜護岸完成
- 29日 南大泉図書館開館、南大泉青少年館（改築）開館
- 7月1日 厚生文化会館（改築）開館
- 9月1日 中国から招へいした中医が、日大光が丘病院で漢方医としての指導助言を開始
- 11月13日 平和台体育館開館
- 17日 練馬区環境基本計画策定
- 12月27日 練馬区住宅マスタープラン策定
- 【平成6年】（1994年）**
- 2月1日 区役所新庁舎（本庁舎20階建）完成
- 3月17日 練馬区福祉基本計画策定
- 30日 東京外環自動車道の大泉ICと和光ICの区間約2.9km開通
- 4月1日 地域別街づくり計画策定
- 15日 平成つつじ公園開園

- 20日 光が丘地区区民館開館
- 4月 ねりまの名木百選 決定
- 5月14日 光が丘体育館開館
- 26日 練馬・大田・世田谷・杉並・板橋・北の6区で構成するエイトライナー促進協議会発足
- 8月1日 三原台・北町地域集会所開設
- 10月8日 西武池袋線の桜台駅付近ー練馬駅付近までの下り線の高架化完成
- 15日 オーストラリアのイプスウィッチ市と友好都市提携の合意書に調印
- 11月10日 長野県武石村（現上田市）と友好提携の合意書に調印
- 12月1日 武石少年自然の家に新館開館
- 7日 西武池袋線の新駅、練馬高野台駅開業
- 7日 西武有楽町線が練馬駅から小竹向原駅まで開通し、営団（現 東京メトロ）有楽町線への乗り入れ開始
- 21日 都と23区が、都区制度改革に必要な法令改正について自治大臣に正式に要請し、受理される
- 【平成7年】（1995年）**
- 1月17日 阪神・淡路大震災（マグニチュード7.3）発生
- 2月1日 初の在宅介護支援センター（光陽苑・やすらぎ舎）開設
- 13日 練馬区生涯学習推進計画策定
- 22日 光が丘図書館開館
- 4月1日 練馬・光が丘・石神井総合福祉事務所開設
- 1日 石神井町福祉園開設
- 1日 知的障害者生活寮大泉つつじ荘開設
- 1日 区内共通商品券発行開始
- 15日 区役所内に練馬区健康センター開設
- 16日 初めての練馬つつじ祭り開催
- 23日 第13回区議会議員（定数52人）・区長選挙
- 27日 13代区長に岩波三郎就任
- 5月21日 ねりま区報1000号を発行
- 6月21日 「防災の手引」を全戸配布
- 21日 健康づくり推進会議が「練馬区における健康づくり施策の基本的な考え方とその進め方について」を答申

- 7月1日 狭あい道路拡幅整備事業開始
- 1日 練馬区行政手続条例施行
- 18日 西武池袋線練馬駅北口に公共地下駐車場開設
- 8月15日 平和祈念碑を光が丘公園内に建立
- 9月1日 ペットボトルの回収開始
- 10月1日 第16回国勢調査実施
- 練馬区の人口635,746人
- 1日 関区民センター（関区民ホール、関高齢者センター、関出張所移転併設）開設
- 23日 憩いの森制度が「緑の都市賞」を受賞
- 12月13日 大泉学園駅前地区第一種市街地再開発事業の事業計画が認可される
- 【平成8年】（1996年）**
- 3月30日 区役所本庁舎アトリウム棟竣工、落成記念区民コンサート開催
- 4月1日 東大泉地域集会所開設
- 30日 子育ての広場「光が丘びよびよ」、「大泉びよびよ」を試行的に設置
- 4月 初の農業体験農園「緑と農の体験塾」開設
- 6月4日 三宝寺池が環境庁の日本の音風景100選に認定される
- 7日 練馬春日町駅西地区再開発ビル「エリム春日町」完成
- 7月10日 練馬区健康センター内に練馬区医師会訪問看護ステーション開設
- 28日 立野公園開園
- 8月1日 O-157 等対策本部設置
- 28日 春日町図書館開館
- 9月2日 初の避難拠点訓練実施
- 12月18日 第1回アトリウムミニコンサート開催
- 24日 練馬区行政改革実施計画（平成9～11年度）策定
- 【平成9年】（1997年）**
- 1月1日 基礎年金番号制度開始
- 3月15日 初のリサイクルセンター（現関町リサイクルセンター）開設
- 4月1日 名誉区民顕彰制度創設
- 1日 大泉学園町福祉園開設
- 30日 環状八号線 井荻トンネル開通
- 5月1日 リサイクルセンターで大型

家具の展示・販売開始	食事サービス開始	12月 1日	びん・缶街区路線回収を拡大し、区内全域で実施
6月 1日 24時間巡回型ホームヘルプサービス事業開始	10月 1日 児童手当支給事業開始	12月 12日	都営大江戸線全線開業
11日 立体区道「やすらぎ歩道橋」利用開始	11月 1日 中大グラウンド跡地の名称を練馬総合運動場に改称	【平成13年】（2001年）	
7月 1日 練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例施行	12月 1日 ねりま区テレホン・ファックスサービス開始	1月 1日	戸籍事務の電算化開始
20日 区独立50周年を記念してNHKラジオ体操の全国公開放送を光が丘体育館前ひろばで実施	12月 12日 初の区内共通商品券の特別販売を実施	3月 3～4日	中村陸橋と西武池袋線の逆立体切替工事实施
8月 1日 区独立50周年記念「ねりま50年の移り変わり」発行	15日 交通安全区民大会で「交通安全都市練馬区宣言」を行う	16日	練馬区長期総合計画（平成13～22年度）策定
9日 大泉学園町体育館開館	【平成11年】（1999年）		
10月 6日 初の介護老人保健施設「練馬ゆめの木」開設	1月 5日 子どもショートステイ事業開始	4月 1日	練馬区区民・勤労者福祉サービスセンター発足
15日 区民親善訪問団が北京市海淀区訪問	20日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を初めて受賞	5月 17日	オーストラリアのイプスウィッチ市に日本庭園「ネリマガーデン」開園
16日 大泉井頭公園が親水公園として利用再開	3月 1日 練馬駅周辺道路を環境美化推進地区に指定	6月 1日	練馬区夜間救急こどもクリニック事業開始
11月 1日 小竹地域集会所開設	27日 江古田駅地下横断歩道開通	8月 8日	特別区制度改革に伴い、区として初めて区立小・中学校使用教科書を採択
2～3日 区独立50周年を記念して区民オペラ「アイダ」上演	4月 25日 第14回区議会議員（定数50人）・区長選挙	9月 7日	「ねりまの名品21」決定
19日 フランスのストラスブール市で、桜の植樹記念式典開催	27日 14代区長に岩波三郎就任	10日	平日夜間特別窓口開設
12月 13日 西武池袋線の中村橋駅付近－富士見台駅付近の下り線の高架化完成	6月 1日 練馬区保健所を設置し、桜台・石神井保健相談所を開設	23日	大泉学園駅西側に補助135号線（アンダーパス）開通
19日 都営地下鉄12号線の練馬駅－新宿駅間開業	1日 東大泉グループ保育室を開設し、駅型グループ保育開始	10月 8日	「健康都市練馬区宣言」を行う
【平成10年】（1998年）		7月 21日	集中豪雨による水害発生（床上浸水261件）
3月 26日 西武池袋線と営団地下鉄（現東京メトロ）有楽町線が相互直通運転開始	11月 1日 練馬中学校内にデイサービスセンター開設	11月 22日	大泉学園駅北口再開発ビル「ゆめりあ1」完成
4月 1日 石神井台みどり地域集会所開設	【平成12年】（2000年）		
30日 光が丘びよびよを光が丘こども家庭支援センター、大泉びよびよを大泉こども家庭支援センターとして開設	1月 4日 育児支えあい事業開始	12月 20日	新病院の運営主体が、学校法人順天堂に決定
5月 27日 フランスのストラスブール市から寄贈されたマロニエの植樹式開催	4月 1日 特別区制度改革実施	【平成14年】（2002年）	
7月 1日 大泉総合福祉事務所開設	1日 都から区に清掃事業移管、谷原清掃事業所開設	2月 1日	大泉学園ゆめりあホール開館
6日 練馬区産業振興計画策定	1日 練馬区介護保険条例施行	3月 12日	石神井公園駅北口再開発ビル「石神井公園ピアレス」完成
9日 練馬区リサイクル推進協議会設置	1日 練馬区個人情報保護条例施行	19日	練馬福祉会館閉館
31日 都が練馬区全域を緑化地区に指定	1日 練馬区リサイクル推進条例施行	4月 1日	練馬区情報公開条例施行
8月 3日 練馬区みどりの基本計画策定	1日 区ホームページ開設	22日	石神井公園ピアレス内に、石神井公園区民交流センター開設
9月 16日 学校給食を活用した高齢者	5月 25日 練馬区自転車利用総合計画策定	5月 20日	谷原出張所が西武池袋線練馬高野台駅高架下に移転
	7月 1日 ストーカー被害防止のため、住民票の写しの交付請求や閲覧の制限実施	7月 2日	学校給食リサイクル肥料「練馬の大地」を製品化
	1日 練馬区介護保険運営協議会発足	8月 5日	住民基本台帳ネットワークシステムの第1次稼働開始（国）
	9月 21日 練馬区リサイクル推進計画策定	9月 7日	ねりま遊遊スクール開始
	11月 7日 大泉学園再開発地区の名称が、一般公募により「大泉学園ゆめりあ」に決定	10月 1日	石神井公園駅北口駅前広場完成
		1日	夜間休日の住民票などの即時発行窓口開設

1日	春日町リサイクルセンター開設	発行	工事完了
11月15日	大泉学園駅南口再開発ビル「ゆめりあ2」完成	7月30日	4月1日
【平成15年】(2003年)		ペットボトル街区路線回収モデル事業開始	練馬区まちづくり条例施行
1月1日	総合教育センター(現学校教育支援センター)が旧練馬福祉会館に移転	9月11日	1日
2月1日	関町地域集会所開設	初の財政白書を公表	区立施設の指定管理者制度開始
3月3日	北町・田柄地区と光が丘を結ぶシャトルバスの運行開始	9月	1日
16日	環状八号線練馬春日町トンネル開通	区立施設委託化・民営化実施計画策定	東大泉第三保育園開園
4月1日	練馬駅北口駅前広場および歩行者用デッキ完成	10月16日	13日
1日	大泉学園駅南口駅前広場が完成し再開発事業が終了	豊玉高齢者センター開設	みどり30基本方針策定
1日	図書館資料のインターネット予約サービス開始	18日	5月11日
27日	第15回区議会議員(定数50人)・区長選挙	練馬区みどりを育む基金(愛称:練馬区みどりの葉っぱい基金)創設	軽自動車税のコンビニエンスストアでの納付開始
27日	15代区長に志村豊志郎就任	23日	28日
5月23日	練馬区観光協議会発足	新潟県中越地震(マグニチュード6.8)発生	環状八号線全面開通
7月15日	区立小・中学校で初めて春日小学校校庭の芝生化完成	12月13日	6月2日
9月3日	「練馬区にちなんだ商品(愛称:ねりコレ)」を決定	練馬区民の安全と安心を推進する条例施行	練馬区観光協会設立
5日	第1回ともに地域を築く区民と区長のつどい開催	【平成17年】(2005年)	8月1日
10月31日	学校・区民施設のアスベスト除去方針・計画策定	1月25日	1日
12月1日	豊玉障害者地域生活支援センターきらら開設	各種届出の電子申請サービス開始	「環境都市練馬区宣言」を行う
25日	新行政改革プラン(平成16~18年度)策定	3月14日	8月
【平成16年】(2004年)		練馬区産業振興基本条例施行	都市計画道路補助230号線(笹目通り~土支田通り区間)が事業認可
1月27日	学校給食調理業務の民間委託を4校で開始	14日	10月2日
2月1日	貫井福祉園(福祉工房、活動交流室併設)開設	練馬区文化芸術振興条例施行	自動交付機を導入し、住民票の写し、印鑑登録証明書の交付開始
4月1日	大泉さくら運動公園開園	31日	11月1日
6日	安全・安心パトロールカー運行開始	3月末	12月7日
5月9日	区役所に屋上庭園・屋上緑化見本園開設	区立小・中学校のアスベスト除去工事完了	練馬区環境審議会設置
5月	練馬区アスベスト対策大綱を策定	4月1日	区独立60周年を記念して「練馬区健康いきいき体操」発表
6月1日	国民健康保険料のコンビニエンスストアでの納付開始	1日	11日
1日	学校安全安心ボランティア事業開始	1日	わがまち練馬みらい債(住民参加型市場公募地方債)発行
21日	練馬区洪水ハザードマップ	1日	26日
		障害者地域活動支援センター谷原フレンド開設	みどり30推進計画(平成19~28年度)策定
		7月1日	【平成19年】(2007年)
		順天堂大学医学部附属練馬病院開院	1月11日
		25日	区独立60周年を記念して「練馬区の素敵な風景100選」発表
		豊玉すこやかセンター開設(館内に桜台保健相談所が移転し、豊玉保健相談所となる)	27日
		8月1日	都市農地保全推進自治体フォーラム開催
		練馬子ども家庭支援センター開設	3月23日
		10月1日	地図情報ねりまっぷ運用開始
		第18回国勢調査実施	25日
		練馬区の人口692,339人	区独立60周年を記念して、NHKのど自慢公開生放送を練馬文化センターで実施
		3日	4月1日
		社会福祉協議会内に権利擁護センターはっとサポートねりま開設	関子ども家庭支援センター開設
		12月28日	1日
		練馬区新長期計画(平成18~22年度)策定	中学生までの医療費無料化実施
		【平成18年】(2006年)	1日
		1月1日	いきいき健康券事業開始
		練馬区アスベスト飛散防止条例施行	1日
		4日	区立中学校で二学期制を導入
		全国で初めて印鑑登録証明書にホログラムを導入	22日
		19日	第16回区議会議員(定数50人)・区長選挙
		区が環境省の平成17年度「循環・共生・参加まちづくり表彰」受賞	27日
		3月末	16代区長に志村豊志郎就任
		区立施設のアスベスト除去	5月6日
			練馬区情報番組「ねりまはっとライン」放送開始
			7月11日
			ブルーベリー摘み取り観光農園開園
			8月1日
			初の名誉区民として6名

(上野徳次郎、梅内正雄、小口政雄、加藤隆太郎、栗原佐吉、林信助)を顕彰	1日	石神井障害者地域生活支援センターういんぐ開設	24日	定を締結	野村万作氏が練馬文化センター名誉館長に就任
1日	区独立60周年記念「ねりま60」発行	7月16日	3つのコミュニティバスの名称を統一し、「みどりバス」として運行開始	2月14日	日本銀行石神井運動場を公園用地として取得
31日	練馬駅地下1階に練馬区観光案内所開設	21日	都市計画道路補助230号線(土支田通り～外環道区間)が事業認可	3月7日	区の公式アニメキャラクター「ねり丸」発表
10月31日	行政改革推進プラン(平成19～22年度)策定	8月3日	23区初のアニメキャラクター(銀河鉄道999)入り証明書(住民票の写しなど)発行開始	11日	東日本大震災(マグニチュード9.0)発生。区は災害対策本部を設置
11月1日	光が丘障害者地域生活支援センターすてっぷ開設	12月11日	練馬区基本構想策定	24日	区公式ツイッターアカウントを作成、区政情報の発信を開始
12月2日	第1回 練馬大根引っこ抜き競技大会開催			4月1日	初の小中一貫教育校「大泉桜学園」が開校
	【平成20年】(2008年)		【平成22年】(2010年)	4日	大泉学園町希望が丘公園運動場開設
1月4日	出張所を区民事務所(4か所)と出張所(13か所)に再編	1月15日	貫井子ども家庭支援センター開設	12日	東日本大震災で被災した宮城県亘理町へ、区職員の第一次支援隊が出発
29日	北京市海淀区との友好交流15周年記念碑除幕式開催	1月	学校跡施設(光が丘地域)活用基本計画策定	24日	第17回区議会議員(定数50人)・区長選挙
2月8日	区立学校適正配置第一次実施計画策定	3月12日	練馬区長期計画(平成22～26年度)策定	27日	17代練馬区長に志村豊志郎就任
3月16日	第1回 ねりたんアニメプロジェクト in 大泉開催	19日	練馬区区民との協働指針策定	5月1日	区が景観法による景観行政団体となる
4月1日	区立小学校で二学期制を導入	28日	石神井公園ふるさと文化館開館	1日	練馬区景観条例施行
9日	光が丘子ども家庭支援センター開設	4月1日	練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例施行	6月13日	東日本大震災による福島第一原子力発電所事故を受け、放射線量等の測定を区立施設で開始
14日	区の人口が70万人を超える	1日	光が丘地区で統合新校4校(光が丘四季の香・光が丘春の風・光が丘夏の雲・光が丘秋の陽小学校)が開校	9月1日	粗大ごみや小型家電から金属の資源化事業を開始
6月1日	練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例施行	5月1日	大泉子ども家庭支援センター開設	2日	新座市と災害時相互応援協定を締結
10月29日	都市農地保全推進自治体協議会設立、初代会長に志村区長が選出される	1日	大泉障害者地域生活支援センターさくら開設	10月1日	自治体として初めて使用済み食用油のバイオ燃料精製事業を開始
11月5日	名誉区民として5名(牧野富太郎、田畑健介、岩波三郎、野村万作、松本零士)を顕彰	25日	練馬区地球温暖化対策地域協議会設立		【平成24年】(2012年)
22～24日	第1回 ねりたんアニメカーニバル開催	8月10日	都市計画道路補助230号線(外環道～大泉学園通り区間)が事業認可	1月30日	武蔵野市と災害時相互応援協定を締結
	【平成21年】(2009年)	20日	西東京市と災害時相互応援協定を締結	3月27日	館林市と災害時相互応援協定を締結
1月22日	中村南スポーツ交流センター開館	27日	和光市と災害時相互応援協定を締結	4月1日	(公社)地域医療振興協会練馬光が丘病院が開院(3月31日に日本大学医学部附属練馬光が丘病院が運営終了)
30日	練馬区地域共存型アニメ産業集積活性化計画策定	10月1日	第19回国勢調査実施	5月10日	練馬区施設建築安全審査会設置
2月12日	牧野記念庭園が国の登録文化財に指定	1日	練馬区福祉のまちづくり推進条例施行	28日	練馬区教育振興基本計画策定
4月1日	(一財)練馬みどりの機構設立	11月1日	練馬区資源循環センター開設	6月1日	しらゆり荘移転開設
2日	豊玉リサイクルセンター開設	24日	下仁田町と災害時物資等支援協定を締結		
22日	フランスのアヌシー市とアニメ産業交流協定締結		【平成23年】(2011年)		
5月1日	南田中図書館開館	1月1日	練馬区政推進基本条例施行		
		6日	前橋市と災害時相互応援協		

- 8月1日 原付自転車オリジナルナンバープレート(「ねり丸」「銀河鉄道999」)交付開始
- 10月1日 大泉学園駅北口地区再開発事業が開始
- 11月1日 初の都市型軽費老人ホーム2施設が開設
- 【平成25年】(2013年)**
- 1月15日 前橋市と災害時の行政情報の発信に関する覚書を締結
- 21日 旧光が丘第五小学校にこども発達支援センター開設
- 1月 中村地区浸水対策施設が竣工
- 4月1日 練馬区暴力団排除条例施行
- 1日 (一社)練馬区産業振興公社設立
- 3日 上尾市・上田市と災害時相互援助協定締結(3自治体間での災害時応援体制を構築)
- 7月1日 練馬区子ども・子育て会議設置
- 9月1日 災害時・緊急時の連絡網として、「緊急一斉メール」連絡網システム導入
- 10月1日 練馬区公式フェイスブック開設
- 15日 自動交付機での住民税の証明書交付開始
- 11月15日 都市計画補助230号線が笹目通りから土支田通りまで開通
- 12月2日 ハローワークと連携した、就労応援ねりま開設
- 【平成26年】(2014年)**
- 2月23日 志村豊志郎区長が逝去
- 3月18日 区内警察署、防犯協会と区の三者で、「練馬区街かど安全71万区民の目」警戒運動に関する覚書を締結
- 31日 光が丘あかね・光が丘わかば幼稚園閉園
- 4月1日 石神井松の風文化公園開園、同公園内に石神井公園ふるさと文化館分館開館
- 1日 旧光が丘第二小学校に学校教育支援センター、防災学習センター、練馬介護人材育成・研修センター開設
- 14日 区施設と民間施設からなる複合施設Coconeri(ココネリ)が練馬駅北口に開設
- 20日 第18回区長選挙、区議会議員補欠選挙(3人)
- 20日 18代区長に前川耀男就任
- 5月1日 Coconeri(ココネリ)に初の回復期リハビリテーション病院開設
- 6月1日 初の民設民営福祉園として田柄福祉園開設
- 20日 区の執行体制を強化するため、副区長2名制を採用
- 7月1日 区内11か所の郵便局で住民票の写し等の証明書発行開始
- 22日 区長とともに練馬の未来を語る会初開催
- 22日 早宮・関区民事務所開設
- 8月1日 区役所西庁舎10階にハーブテラス開園
- 10月1日 上石神井敬老館開設
- 1日 計測方法の変更に伴い区の面積が48.16km²から48.08km²に変更
- 20日 オーストラリアのイプスウィッチ市友好都市提携20周年記念調印式開催
- 11月20日 大江戸線延伸の実現をめざし、都へ要望書を提出
- 【平成27年】(2015年)**
- 1月25日 西武新宿線立体化促進協議会(会長:前川区長)発足
- 25日 西武池袋線の練馬高野台ー大泉学園駅間の高架化が完成し、全高架化事業が完了
- 3月14日 練馬区農の学校開校
- 19日 みどりの風吹くまちビジョン策定
- 19日 区の魅力を発信する「YoriDoriMidori(よりどりみどり)練馬」プロジェクト開始
- 29日 第1回練馬こぶしハーフマラソン開催
- 4月1日 練馬区区政改革推進会議設置
- 1日 美術の森緑地リニューアルオープン
- 4日 大泉学園駅北口直結のペDESTリアンデッキに大泉アニメゲート開設
- 5日 こどもの森開園
- 10日 初めての練馬区総合教育会議設置
- 26日 第18回区議会議員(定数50人)選挙
- 29日 第1回練馬つつじフェスタ開催
- 6月29日 みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン(平成27~29年度)策定
- 9月6日 練馬区農の学校初の「ねりま農サポーター」誕生
- 17日 全国初、地方自治体独自の幼保一元化施設「練馬こども園」13園を認定
- 10月1日 第20回国勢調査実施
- 練馬区の人口721,722人
- 24日 第1回ねりまビッグバンを光が丘地域で開催
- 11月7日 練馬産野菜や農産物等を使用した加工品などの即売会「ねりマルシェ」初開催
- 12月21日 練馬区の「これから」を考える~区政の改革に向けた資料~公表
- 【平成28年】(2016年)**
- 2月1日 大泉さくら運動公園多目的運動場を人工芝化
- 2月 練馬区教育・子育て大綱策定
- 3月4日 ねりま区報が東京都広報コンクールで最優秀賞を受賞
- 4月1日 練馬区文化振興協会の新理事長に大谷康子氏が就任
- 1日 学童クラブ事業とひろば事業を一体的に運営する「ねりっこクラブ」を一部の小学校で開始
- 1日 ねりま子育てサポートナビ運用開始
- 1日 区立小・中学校で新たな3学期制を導入
- 4日 マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取れるコンビニ交付サービス開始
- 15日 街かどケアカフェこぶし開設
- 20日 国の交通政策審議会が進めるべき6つのプロジェクトの一つに大江戸線延伸を選定
- 5月3日 四季の香ローズガーデン開園
- 9月12日 世界都市農業サミット推進委員会設置
- 10月1日 スマートフォンなどを活用し、区民の気づきを区政に活かす「ねりまちレポーター」創設
- 1日 介護人材の確保・育成を支援する「アドバイザー派遣

事業」開始	1日	区独立70周年を記念して花火フェスタを開催	7月10日	区内警察署と「要保護児童の早期発見と児童虐待の未然防止に向けた情報共有等に関する協定」を締結	
10日 区独立70周年イベント「みどりの風 練馬薪能」開催	1日	全国で初めて、区内在住者に加え、在勤・在学者も対象に含めた骨髄提供者支援事業を開始	11日	マイナンバーを活用した、保育の現況届のオンライン受付を開始	
14日 練馬区みどりの区民会議設立	5日	区独立70周年を記念して「真夏の第九」コンサートを開催	9月1日	区公式ホームページを8年ぶりに全面リニューアル	
19日 ユニバーサルスポーツフェスティバル初開催	10月1日	電動アシスト付自転車を使用したシェアサイクル事業の社会実験を開始	10月6日	小学生の放課後居場所説明会を初開催	
21日 区政改革計画～みどりの風吹くまちを実現するために～策定	14日	区独立70周年を記念して「みどりの風 練馬薪能」を開催	16日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を応援する「ハンドスタンプアートプロジェクト」に、全国の自治体に先駆けて支援を開始	
【平成29年】（2017年）	12月1日	区役所アトリウム等区内4か所で無料公衆無線LAN「Nerima Free Wi-Fi」の運用開始	29日	「訪れてみたい日本のアニメの聖地88（2019年版）」に練馬区が選出	
2月19日 練馬つながるフェスタを初開催	7日	「グランドデザイン構想(素案)」発表	【平成30年】（2018年）	11月1日	区初の障害児保育園「ヘレン中村橋」が、中村橋区民センターで開園
2月 練馬区空き家等対策計画策定	1月21日	西武新宿線立体化促進大会を開催	19日	「農の活きるまちねりま」が第38回緑の都市賞の国土交通大臣賞を受賞	
3月1日 石神井観光案内所開設	2月13日	区内3消防署と震災時における、り災証明書発行に関する協定を締結	23日～25日	世界都市農業サミット・イベントを開催	
23日 清水山の森（旧清水山憩いの森）開園	3月19日	新たな「アクションプラン（平成30～31年度）」策定	12月25日	上石神井駅の交通広場整備事業に着手	
25日 中里郷土の森開園	3月	練馬区無電柱化推進計画策定	【平成31年】（2019年）	1月18日	東京の民生委員制度創設100周年記念式典・イベントを開催
26日 区独立70周年を記念して練馬こぼしハーフマラソンを開催	4月1日	心身障害者福祉手当の対象を拡大し、精神障害者を追加	26日	東京外かく環状道路（関越～東名）シールドマシン発進式が開催	
4月1日 関越自動車道高架下を活用して、はつらつセンター大泉、大泉リサイクルセンター、大泉運動場、地域交流ひろば、地域活動倉庫を開設	1日	ひとり暮らし高齢者等への訪問支援を区内全域で開始	31日	練馬区町会・自治会のあり方検討会議が、冊子「練馬区のこれからの町会・自治会運営のヒント集」を発行	
5月23日 広報キャンペーン「よりどりみどり練馬」が日本広報協会会長賞（入選）受賞	1日	高齢者在宅生活あんしん事業を開始	2月	区と東京あおば農業協同組合とが共同で実施した農地所有者に対する意向調査で、約8割の農業者が農地面積の維持を希望	
6月1日 ひとり親家庭総合相談窓口開設	1日	区内在住外国人向けフェイスブックページ「多文化ねりま～文化交流ひろばから」開設	3月7日	初めての「練馬ビジネスチャンス交流会」を開催	
1日 臨時災害放送局の取組が総務省関東総合通信局長表彰を受賞	15日	第19回練馬区長選挙・区議会議員補欠選挙（5人）	15日	「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を策定	
5日 地域団体と街かどケアカフェ連携協定を締結	20日	19代区長に前川耀男就任			
9日 名誉区民として2名（野見山暁二、ちばてつや）を選定	6月1日	地震等の災害時における電源確保の取組みとして「災害協力登録車制度」を創設			
7月3日 窓口で聴覚障害者とのコミュニケーションを円滑に行うためのアプリを導入	1日	禁煙医療費補助事業を開始			
26日 都内で初めてアイメイト（盲導犬）の訓練を区役所庁舎内で実施	1日	寄付金のインターネットによる申込み、クレジットカード決済を開始			
7月 ねりまユニバーサルフェスとして、みんなのUDパーク、ユニバーサルスポーツフェスティバル、Nerima ユニバーサルオーケストラコンサート等を開催（開催期間7月～12月）	6月	おおむね10年後から30年後の将来像を示した「グ			
8月1日 区独立70周年記念「くるとねりま」発行					

21日	ねりコレ初のPRイベント「ねりコレぐるぐるクーポン」を開催(4月20日まで)	11月29日	世界都市農業サミット開催(～12月1日)		関する協定」を締結
21日	都市農業の魅力を伝えるWEBサイト「TOKYOとれたて♡キッチン」を公開	12月1日	世界都市農業サミット宣言を行う	27日	新型コロナウイルス感染症に対する新たな練馬区方針を決定
26日	順天堂練馬病院と災害時に避難拠点への電力を供給する協定を締結	4日	民間データセンターの機器故障により、区の20のシステムに障害が発生(復旧は令和2年1月17日)	4月1日	区の人口が74万人を突破
4月1日	ひとり親のための弁護士による法律相談・専門相談員による出張相談を開始	12日	みどりの葉っぱい基金が、「ローズガーデン」、「中里郷土の森」、「区民の森」の3つの具体的なプロジェクトから寄付先を選択できるようになった	1日	成年後見人制度を更に充実させるため、専門職が参加する検討支援会議、(福)練馬区社会福祉協議会による法人後見を開始
1日	練馬総合運動場が「練馬総合運動場公園」としてリニューアルオープン	27日	都の「『未来の東京戦略』ビジョン」の中で、大江戸線の延伸が位置づけられた	1日	障害児への発達支援を拡充し、居宅訪問型児童発達支援事業と保育所等訪問支援事業を開始
21日	第19回区議会議員選挙(定数50人)			3日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立小・中学校を5月6日まで臨時休業
4月	練馬区みどりの総合計画策定	【令和2年】(2020年)		8日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区立施設を5月6日まで休館
【令和元年】(2019年)		1月4日	順天堂練馬病院の外來棟が完成、診療を開始	16日	国は全都道府県に対し、緊急事態宣言を発令(東京都は5月25日に解除)
6月3日	年齢や身体状況などを理由に住まいの確保が難しい高齢者等を対象にした住まい確保支援事業を開始	4日	窓口の混雑状況等をリアルタイムで確認できる窓口情報提供システムを導入	17日	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、区職員の5割を出勤抑制
3日	都児童相談センターと子ども家庭支援センター間でテレビ会議システムを導入	30日	新型コロナウイルス感染拡大防止と区民の不安解消のため、健康危機管理対策本部を設置	5月6日	区立小・中学校の休業および区立施設の休館を5月31日まで延長
18日	練馬こどもカフェをタリーズコーヒー大泉店で初開催	2月26日	新型コロナウイルス感染症対策として、区長を本部長とする危機管理対策本部会議を開催し、3月末までの区主催イベント等に関する対応方針を決定	6日	区議会臨時会を開催し、新型コロナウイルス対策として総額777億円の補正予算を可決
28日	第2次みどりの風吹くまちビジョン[年度別取組計画]を策定	28日	区立小・中学校で、3月2日から春季休業まで臨時休業の実施を決定	8日	練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを旧光が丘第七小学校跡地に開設
7月4日	コンビニエンスストアや薬局で、街かどケアカフェを開始	28日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区がデンマークとエクアドルのホストタウンとなる	9日	6か所の区民事務所で、マイナンバーカード電子証明書関係の手続きを行う臨時窓口を開設
9月11日	日本大学芸術学部、武蔵大学および武蔵野音楽大学と世代や地域を超えた取組を進めていく包括的な連携・協力に関する協定を締結	3月1日	「防災の手引き」「水害ハザードマップ」を区内全世帯に配布開始	15日	新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、国から給付される特別定額給付金の申請書を発送し、19日から給付開始
27日	世界都市農業サミットPRアニメを公開	11日	新型コロナウイルス感染拡大防止により、事業活動に影響を受けた中小事業者支援として、特別貸付を実施	5月	台風接近時に区が取り組むべき行動を時系列で示した行政タイムラインを策定
10月1日	練馬区プレミアム付商品券「ねり丸お買物券」を都内最多となる102か所で販売開始	24日	地域医療振興協会と災害時に避難拠点への電力を供給する「地域医療コジェネレーションシステム整備に	6月1日	新型コロナウイルス感染拡大防止を徹底しながら、区
1日	幼児教育・保育の無償化開始				
11日	ねりコレ2020を選ぶ、初の区民による投票を実施				
23日	「練馬区はつらつシニア活躍応援塾」事業を開始				

	立小・中学校を再開。また、各区立施設を順次再開		7月 7日	テムを導入 国は東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県に対し、2度目の緊急事態宣言を発令（3月21日に解除）	6月 1日	新型コロナウイルスワクチン接種体制「練馬区モデル」本格稼動。345か所の診療所で個別接種を開始、週あたり約4万6千回の接種体制を確保
12日	練馬城址公園の整備に向け、区、都、西武鉄道（株）、ワーナーブラザーズジャパン（同）、伊藤忠商事（株）で覚書を締結	19日	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の200日前を記念して、洋画家で練馬区名誉区民の野見山暁治氏が制作した大会応援アート『こんな風の話』の展示を、区役所アトリウムで開始	22日	小中学校や保育所等に勤務する区民への新型コロナウイルスワクチン接種を優先的に実施するため、対象となる区民約7,800人に接種券を発送	
7月 3日	区内診療所で唾液を用いたPCR検査を開始	29日	新型コロナウイルスワクチンの接種体制について、かかりつけ医による個別接種と集団接種のベストミックスにより短期間で接種完了を目指す「練馬区モデル」を策定。厚生労働省はこれを先行事例として、30日に全国自治体に提示	22日	大泉学園駅北口周辺に、アニメキャラクターのデザインマンホール蓋を設置	
8日	東京あおば農業協同組合と「練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書」と「練馬区内の都市農地の保全に関する連携協定書」を締結	3月 15日	平成28年から建て替え工事を行っていた光が丘清掃工場が完成	26日	期日前投票所の混雑状況を、東京23区で初めてリアルタイムで配信（～7月3日）	
7月 3日	区内診療所で唾液を用いたPCR検査を開始	19日	「映像∞文化のまち構想」に先立ち、特設ホームページを開設し、練馬区ゆかりの俳優による対談動画を配信	7月 1日	高齢者の補聴器購入費用助成事業の開始	
8日	東京あおば農業協同組合と「練馬区内の都市農業の振興と都市農地の保全に関する基本協定書」と「練馬区内の都市農地の保全に関する連携協定書」を締結	4月 1日	ひとり親家庭に養育費取決めに関する公正証書作成費用等の助成を開始	17日	練馬総合運動場公園で、東京2020オリンピック聖火リレー点火セレモニーを開催	
13日	都区共同で、「練馬区虐待対応拠点」を練馬子ども家庭支援センター内に設置	1日	田柄特別養護老人ホームで超高効率燃料電池システムの実証試験を自治体で初めて開始	30日	東京海上日動火災保険（株）と連携し、同社保有の石神井スポーツセンターに、1日最大1,200人が接種できる大規模接種会場を区独自に開設	
23日	全国で初めて起震車を活用したVR防災体験システムの運用を開始	1日	練馬区医師会館内に、医療連携・在宅医療サポートセンターを開設	8月 18日	区内小学校の児童が、まいぎり式など昔ながらの方式で火をおこし、東京2020パラリンピックの聖火の種火とする	
8月 31日	遊園地のとしまえんがこの日の21時に閉園し、94年の歴史に幕を下ろす	1日	保育所等利用待機児童数「ゼロ」を実現	9月 1日	小中学校および小中一貫教育校において、新学期を短縮授業で始業	
9月 10日	区が所蔵する区政資料を公開するウェブサイト「練馬わがまち資料館」を開設	5月 1日	四季の香ローズガーデンがリニューアルオープン	1日	妊婦等へ新型コロナウイルスワクチンの優先接種を実施	
23日	区役所本庁舎1階の練馬区民事務所で、受付カウンター増設、案内ブース新設などを行い、リニューアルオープン	6日	中小企業の資金繰りを支援するための「新型コロナウイルス感染症対応借換特別貸付」の受付開始	4日	平成2年度に行われた「ねりまを聴く、し・ず・け・さ10選」が評価され、第1回日本サウンドスケープ協会賞を受賞	
26日	練馬区新型コロナウイルスPCR検査検体採取センターを石神井公園駅西側高架下に開設	5月	介護・障害福祉サービス事業所の利用者、従事者全員を対象に、週1回のPCR検査を区独自に実施（5月上旬～4年3月）	6日	西武鉄道（株）から遊園地としまえんで使用していた備品の寄付を受領	
27日	旭町二丁目、三丁目の土砂災害警戒区域で、区内初の土砂災害訓練を実施			17日	新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者への医療提供体制をさらに強化するため、総合的な「三つ	
10月 13日	全国初、LINEで保活（子どもが保育園に入園できるための保護者への活動）支援サービスを提供開始					
11月 26日	区内の農業者が「ソウル都市農業国際会議」に参加					
12月 25日	都市農業や映像文化、遊園地などの練馬の魅力を映像で体験する「バーチャルねり丸ランド」を公開					
【令和3年】（2021年）						
1月 4日	転入転出時等の手続きを軽減する申請書一括作成シス					

- の柱」の取組を実施
- 25日 大泉学園町希望が丘公園が全面開園
- 10月4日 全国初、入園選考の基準となる保育指数を保活支援サービスでシミュレーションできるようにした
- 18日 新型コロナウイルス感染症の軽症・中等症患者の重症化を防ぐため、練馬区酸素・医療提供ステーションで、「中和抗体療法」を開始
- 22日 中学校3年生への新型コロナウイルスワクチン優先接種を開始
- 11月1日 練馬区の都市農業を知ってもらうため、区役所アトリウムに農産物自動販売機を設置するほか、アプリ「とれたてねりま」の運用、マルシェ開催など様々な取組を開始
- 11日 新型コロナウイルスワクチン3回目接種に対応した「練馬区モデル【3回目接種】」を公表
- 12日 区民ボランティアと協働し、保護樹林に指定している民有樹林地周辺の落ち葉清掃を開始
- 13日 移動が困難な人を対象に、新型コロナウイルスワクチン訪問接種を開始
- 12月1日～31日 区内のお店を支援するため、キャッシュレス決済サービス「PayPay」を利用したキャンペーンを開始
- 7日 第四回練馬区議会定例会で、新型コロナウイルスワクチン3回目接種や子育て世帯への臨時特別給付等に要する約98億円の補正予算案を可決
- 27日 第二回練馬区議会臨時会を開催し、臨時特別給付金などに要する約153億円の補正予算案を可決
- 14日 専門医のコラム「みんなが知りたいコロナのこと」を区ホームページで初公開
- 21日 子どもたちを感染から守るため、保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種の前倒しを発表
- 2月1日 18～64歳の新型コロナウイルスワクチン3回目接種を6か月に前倒しして、2月から区内集団接種会場でモデルナ社製ワクチンで実施
- 11日 子ども関連施設の保育士・教員等への新型コロナウイルスワクチン3回目接種をさらに促進するため、区内集団接種会場でモデルナ社製ワクチンで実施
- 3月3日 区長と区議会がロシアのウクライナ侵略に抗議
- 19日 区立施設等の新型コロナウイルスワクチン集団接種会場で「予約なし」でも可能とした
- 28日 電子母子手帳アプリ「ねりますくすくアプリ（ねりすく）」配信開始

※令和4年4月～令和5年3月については「練馬区この1年」(1～10ページ)をご覧ください。

【令和4年】(2022年)

- 1月6日 一般高齢者への新型コロナウイルスワクチン3回目集団接種を開始

関連文書一覧

各所管課が発行する、練馬区勢概要に掲載の項目や関連する事業等をまとめた冊子等を一覧としている。

- ・「税務概要 令和4年度版（2022年度版）」
練馬区区民部税務課・収納課（令和4年9月発行）
- ・「練馬区教育要覧 令和4年版（2022年版）」
練馬区教育委員会（令和4年9月発行）
- ・「練馬の介護保険 令和3年度実績報告」
練馬区高齢施策担当部介護保険課（令和4年11月発行）
- ・「ねりまの保健衛生 令和4年版（2022年版）」
練馬区健康部・保健所・地域医療担当部（令和4年9月発行）
- ・「練馬区の環境 令和3年度（2021年度）報告」
練馬区環境部環境課（令和4年9月発行）
- ・「ねりまの国保 令和4年度（2022年度）令和3年度実績」
練馬区区民部国保年金課・収納課（令和4年9月発行）
- ・「ねりまの後期高齢者医療 令和4年度（2022年度）令和3年度実績」
練馬区区民部国保年金課（令和4年12月発行）

【表紙】

左上：憩いの森の落ち葉清掃（南高松憩いの森）

右上：新しく開院した練馬光が丘病院

下：練馬大根引っこ抜き競技大会の様子
（高松みらいのはたけ）

【裏表紙】

上：練馬こぶしハーフマラソン

下：牧野記念庭園のヒメアジサイ

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

練馬区勢概要

令和5年版（2023年版）

令和5年（2023年）9月発行

編集 練馬区総務部情報公開課
発行

住所 東京都練馬区豊玉北6丁目12番1号

電話 03-3993-1111（代表）

練馬区ホームページアドレス

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/>

非核都市練馬区宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いである。しかし、近年、核軍拡競争は、激化し、世界平和に深刻な脅威をもたらしている。

われわれは、世界最初の被爆国民として、平和憲法の精神に沿って、核兵器の全面禁止と軍縮の推進について積極的な役割を果たすべきである。

わが練馬区および練馬区民は、日本国憲法に掲げられた恒久平和の理念を生かし、また、日本の国是である非核三原則（造らず、持たず、持ち込ませぬ）が完全に実施されることを願い、わが練馬区の区域内に、いかなる国のいかなる核兵器も、製造、配備、貯蔵することはもとより、飛来、通過することを拒否する。

練馬区および練馬区民は、さらに他の自治体とも協力し、核兵器の廃絶と軍縮にむけて努力することを宣言する。

昭和五十八年十月三日

練馬区

交通安全都市練馬区宣言

交通安全の確保は区民共通の願いである。しかし区内では尊い人命を奪うような事故を始め多くの交通事故が発生し、区民生活においても危機感をつのらせている。

練馬区および練馬区民は、持てる力を結集し、交通事故防止のために欠くことができない道路環境を整備するとともに、一人ひとりが交通マナーを高め、交通ルールを守ることを決意した。

練馬区および練馬区民は、生命尊重、人間優先の理念に基づき、交通事故のない安全で安心して暮らせるまちの実現に向けて努力することをここに宣言する。

平成十年十二月十五日

練馬区

健康都市練馬区宣言

私たちは、家族や地域の人々とのふれあいのなかで、生きがいに満ちた自分らしい生涯を望み、健康であることを願っています。

健康づくりは、私たち自身が日々の生活のなかで、「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを自覚し、実践することから始まります。

健康は、私たち一人ひとりの主体的な取組と地域社会の積極的な支援とが一体となって確かなものとなります。

練馬区および練馬区民は、だれもが、自分の生き方に自信と誇りを持ち、生きる喜びをもに分ちあえる、健康と活力あふれるまち、ふるさとねりまの実現をめざします。

練馬区および練馬区民は、健康こそ生活の基盤であり、福祉の原点との認識のもと、みどり豊かな環境のなか、健康づくりのさらなる発展を決意し、ここに健康都市練馬区を宣言します。

平成十三年十月八日

練馬区

環境都市練馬区宣言

私たちは、武蔵野の台地に広がった雑木林や農地と調和したみどりと水の豊かなまち練馬を誇りにしてきました。しかし、そうしたまちの風景は、次第に失われつつあります。

また、資源とエネルギーを大量に消費する暮らしや事業活動のあり方は、地球温暖化の原因となる温室効果ガスなどの環境負荷を発生させ、地域のみならず地球環境に対して大きな影響を与えているように感じています。

多くの人々の努力により守られてきた環境資産を大切にしながら、快適で安心して暮らすことのできる環境をつくり、つぎの世代に引き継いでいくことは、今を生きる私たちの責務です。

練馬区に住み、働き、学び、集う私たちは、協力して、「みどりや水と共生する美しいまち」「安全で健康に暮らせる生活環境のまち」「資源やエネルギーを大切に循環のまち」「環境にやさしいところを育み行動の環が広がるまち」を築くことを誓い、ここに環境都市練馬区を宣言します。

平成十八年八月一日

練馬区

